500kV 関ケ原北近江線新設

環 境 影 響 評 価 準 備 書

2026年10月

中部電力パワーグリッド株式会社

目　　次

1 事業者の氏名及び住所 1
2 事業の名称、種類、目的及び内容 2
2.1 対象事業の名称、種類 2
2.1.1 名称 2
2.1.2 種類 2
2.2 対象事業の目的、内容 2
2.2.1 目的 2
2.2.2 内容 4
(1) 事業予定地 4
(2) 計画概要 4
(3) 事業予定 4
(4) 設備計画 7
(5) 土地利用計画（設備用途別面積） 9
(6) 造成計画 10
(7) 現況の地目 12
(8) 道路計画 12
(9) 汚水排水計画 12
(10) 廃棄物処理計画 14
(11) 緑化計画 14
(12) 工事計画 14
3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況 19
3.1 自然的状況 21
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 21
(1) 気象の状況 21
(2) 大気質の状況 23
(3) 騒音及び振動の状況 25
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 27
(1) 水象の状況 27
(2) 水質の状況 27
(3) 水底の底質の状況 27
3.1.3 土壌及び地盤の状況 30
(1) 土壌の状況 30
(2) 地盤の状況 30
3.1.4 地形及び地質の状況 32
(1) 地形の状況 32
(2) 地質の状況 32

(3) 特筆すべき地形及び地質の状況.....36
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....38
(1) 動物の状況 38
(2) 植物の状況 50
(3) 生態系の状況 63
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況.....64
(1) 景観構成要素及び眺望地の状況.....64
(2) 触れ合い活動の場の状況.....70
3.2 社会的状況 72
3.2.1 人口及び産業の状況 72
(1) 人口の状況 72
(2) 産業の状況 73
3.2.2 土地利用の状況 75
(1) 土地利用の現況 75
(2) 土地利用計画 77
(3) 主な事業計画 77
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況.....80
(1) 漁業権の状況 80
(2) 水道の普及状況 82
(3) 地下水の利用の状況 82
3.2.4 交通の状況 84
(1) 公共交通機関の状況 84
(2) 道路交通の状況 85
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 87
(1) 学校、病院等の配置の状況.....87
(2) 建造物の配置の概況 87
3.2.6 下水道の整備の状況 89
3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....90
(1) 環境基準類型の指定状況.....92
(2) 騒音に係る規制基準の区域の指定状況.....95
(3) 振動に係る規制基準の区域の指定状況.....99
(4) 自然環境保全地域の指定状況.....102
(5) 自然公園の指定状況 102
(6) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況.....104
(7) 鳥獣保護区の指定状況 109

(8) 保安林の指定状況 111
(9) 国有林の状況 111
(10) 温泉の状況 114
(11) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況..... 114
(12) 砂防指定地の指定状況..... 114
(13) 地すべり防止区域の指定状況..... 114
(14) 土砂災害警戒区域の指定状況..... 114
(15) 景観計画区域の指定状況..... 118
(16) 土壌汚染対策法等に基づく区域の指定状況..... 120
4 関係地域の範囲 121
5 調査等の項目及び方法 123
5.1 環境影響要因の把握 123
5.1.1 工事の実施に係る環境影響要因..... 123
5.1.2 工作物等の存在に係る環境影響要因..... 123
5.1.3 人の活動に係る環境影響要因..... 123
5.2 調査等の環境項目の選定 123
5.3 調査等の方法 127
5.3.1 電波障害 127
(1) 調査項目 127
(2) 調査期間・頻度等 127
(3) 調査方法 127
(4) 調査地域 128
(5) 予測方法 128
(6) 環境保全対策の検討 128
(7) 評価方法 128
5.3.2 地形・地質 130
(1) 調査項目 130
(2) 調査期間・頻度等 130
(3) 調査方法 130
(4) 調査地域 130
(5) 予測方法 130
(6) 環境保全対策の検討 130
(7) 評価方法 130
5.3.3 動物 132
(1) ほ乳類 132
(2) 鳥類 133
(3) は虫類・両生類 134

(4) 昆虫類 135
(5) 陸産貝類 136
(6) 水生生物（魚類・底生動物） 137
(7) 予測方法 137
(8) 環境保全対策の検討 137
(9) 評価方法 137
5.3.4 植物 141
(1) 調査項目 141
(2) 調査期間・頻度等 141
(3) 調査方法 141
(4) 調査地域・調査地点 142
(5) 予測方法 142
(6) 環境保全対策の検討 142
(7) 評価方法 142
5.3.5 生態系 146
(1) 調査項目 146
(2) 調査期間・頻度等 146
(3) 調査方法 146
(4) 調査地域 146
(5) 予測方法 146
(6) 環境保全対策の検討 146
(7) 評価方法 147
5.3.6 触れ合い活動の場 149
(1) 調査項目 149
(2) 調査期間・頻度等 149
(3) 調査方法 149
(4) 調査地域・調査地点 149
(5) 予測方法 149
(6) 環境保全対策の検討 149
(7) 評価方法 149
5.3.7 文化財 152
(1) 調査項目 152
(2) 調査期間・頻度等 152
(3) 調査方法 152
(4) 調査地域 152
(5) 予測方法 152
(6) 環境保全対策の検討 152

(7) 評価方法 153
5.3.8 景観 155
(1) 調査項目 155
(2) 調査期間・頻度等 155
(3) 調査方法 155
(4) 調査地域・調査地点 156
(5) 予測方法 161
(6) 環境保全対策の検討 161
(7) 評価方法 161
5.3.9 総合評価 163
5.4 調査スケジュール 163
6 第一次住民等意見書に記載された意見の概要及び事業者の見解 164
6.1 方法書の公告・縦覧 164
(1) 公告の日 164
(2) 公告の方法 164
(3) 縦覧場所 164
(4) 縦覧期間 165
6.2 方法書についての意見の把握 165
(1) 意見書の提出期間 165
(2) 意見書の提出方法 165
(3) 意見書の提出状況 165
7 第一次知事意見書に記載された意見及び事業者の見解 166
7.1 方法書について述べられた岐阜県知事の意見 166
7.2 方法書についての岐阜県知事意見に対する事業者の見解 169
8 環境影響評価の結果 173
8.1 調査結果の概要並びに事業の実施による影響の内容及び程度の予測と評価 173
8.1.1 電波障害 173
(1) 調査結果の概要 173
(2) 予測及び評価の結果 181
8.1.2 地形・地質 184
(1) 調査結果の概要 184
(2) 予測及び評価の結果 195
8.1.3 動物 199
(1) 調査結果の概要 199
(2) 予測及び評価の結果 292
8.1.4 植物 340
(1) 調査結果の概要 340

(2) 予測及び評価の結果 371
8.1.5 生態系 378
(1) 調査結果の概要 378
(2) 予測及び評価の結果 390
8.1.6 触れ合い活動の場 403
(1) 調査結果の概要 403
(2) 予測及び評価の結果 414
8.1.7 文化財 419
(1) 調査結果の概要 419
(2) 予測及び評価の結果 424
8.1.8 景観 427
(1) 調査結果の概要 427
(2) 予測及び評価の結果 487
8.2 環境の保全のための措置 504
8.2.1 環境保全対策の基本的な考え方 504
8.2.2 環境保全対策の検討の状況及び結果 505
(1) 工事の実施に係る環境保全対策の検討 505
(2) 工作物の存在に係る環境保全対策の検討 511
8.2.3 環境保全対策の検討結果の整理 512
8.3 事業の実施による影響の評価 525
8.3.1 選定項目ごとの影響評価 525
8.3.2 総合評価 535
8.4 事後調査の内容 535
9 調査等を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 537

本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基盤地形図情報を使用及び複製したものである。

1　事業者の氏名及び住所

氏名：中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役

社長執行役員　　清水　隆一

住所：名古屋市東区東新町1番地

2　対象事業の名称、種類、目的及び内容

2.1　対象事業の名称、種類

2.1.1　名称

500kV 関ケ原北近江線新設

（以下、「500kV関ケ原北近江線」は「関ケ原北近江線」と表示する。）

2.1.2　種類

電気工作物の建設　電線路の設置

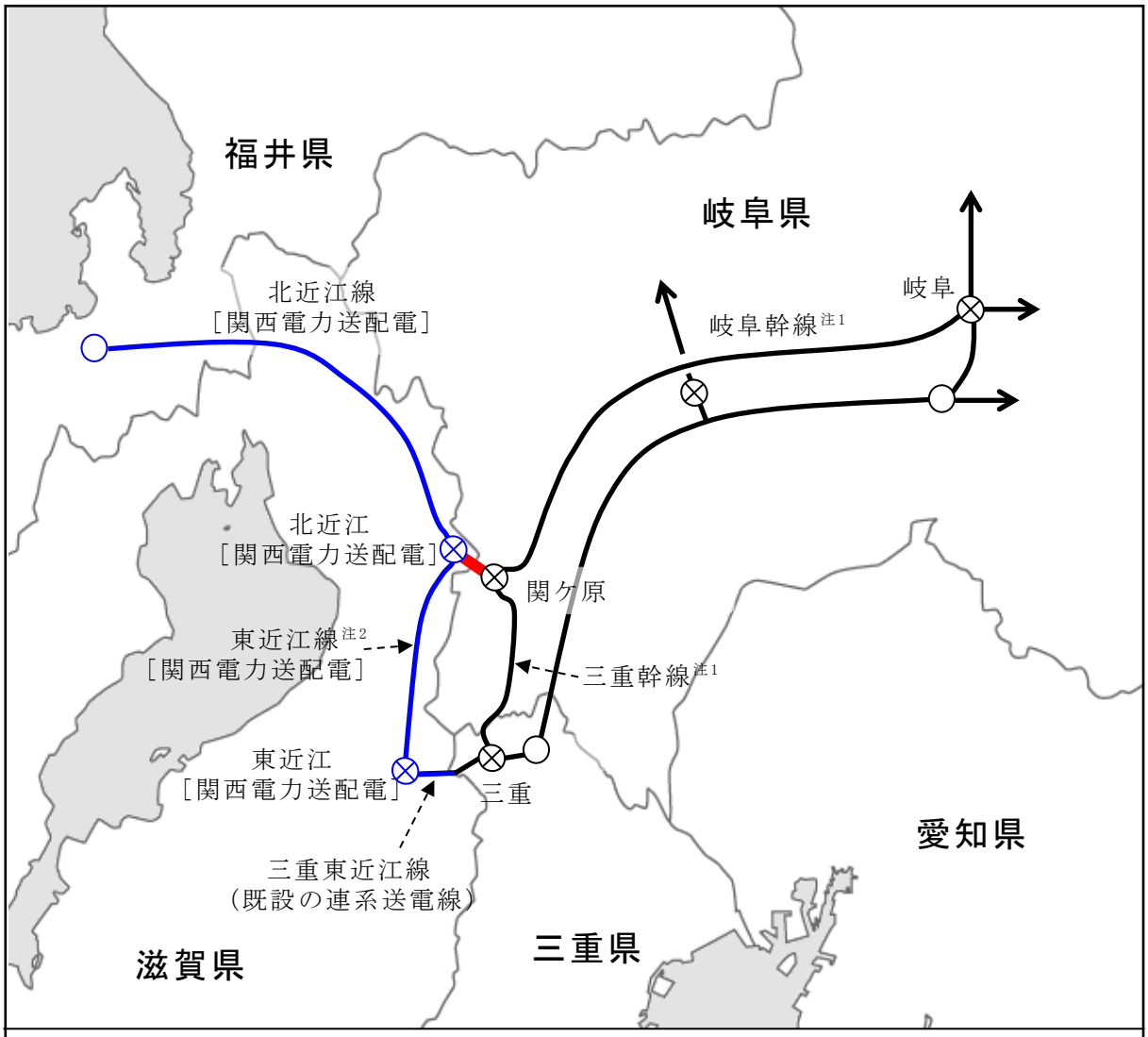
（岐阜県環境影響評価条例　対象事業）

2.2　対象事業の目的、内容

2.2.1　目的

当社は、電力広域的運営推進機関が策定した「中部関西間連系線に係る広域系統整備計画」に基づき、当社が新設する関ケ原開閉所（500kV）と、関西電力送配電株式会社が新設する北近江開閉所(500kV)との間に、500kV 関ケ原北近江線を 2030 年 6 月に新設する。

なお、対象事業の概要は図 2.2-1 のとおりである。



凡　例

対象事業

関ケ原北近江線

その他設備

既設送電線（500kV）

変電所

開閉所

他社設備

既設送電線（500kV）

変電所

開閉所

※1　関ケ原北近江線完成までは三岐幹線
※2　関ケ原北近江線完成までは北近江線

図 2.2-1　対象事業概要図

2.2.2　内容

対象事業の内容を以下に示す。

(1) 事業予定地

位置：岐阜県不破郡関ケ原町、滋賀県米原市

関ケ原北近江線の対象事業実施区域及び計画路線の位置は図2.2-2のとおりである。また、鉄塔建設地、工事に伴う土地改変の範囲等を示した詳細な事業計画は図2.2-3のとおりである。

(2) 計画概要

路線の亘長：約2.1km（岐阜県内 約1.3km、滋賀県内 約0.8km）

区　間：関ケ原開閉所[岐阜県不破郡関ケ原町]～北近江開閉所[滋賀県米原市]

(3) 事業予定

工事着手予定年月　　2027年9月

工事完工予定年月　　2030年6月

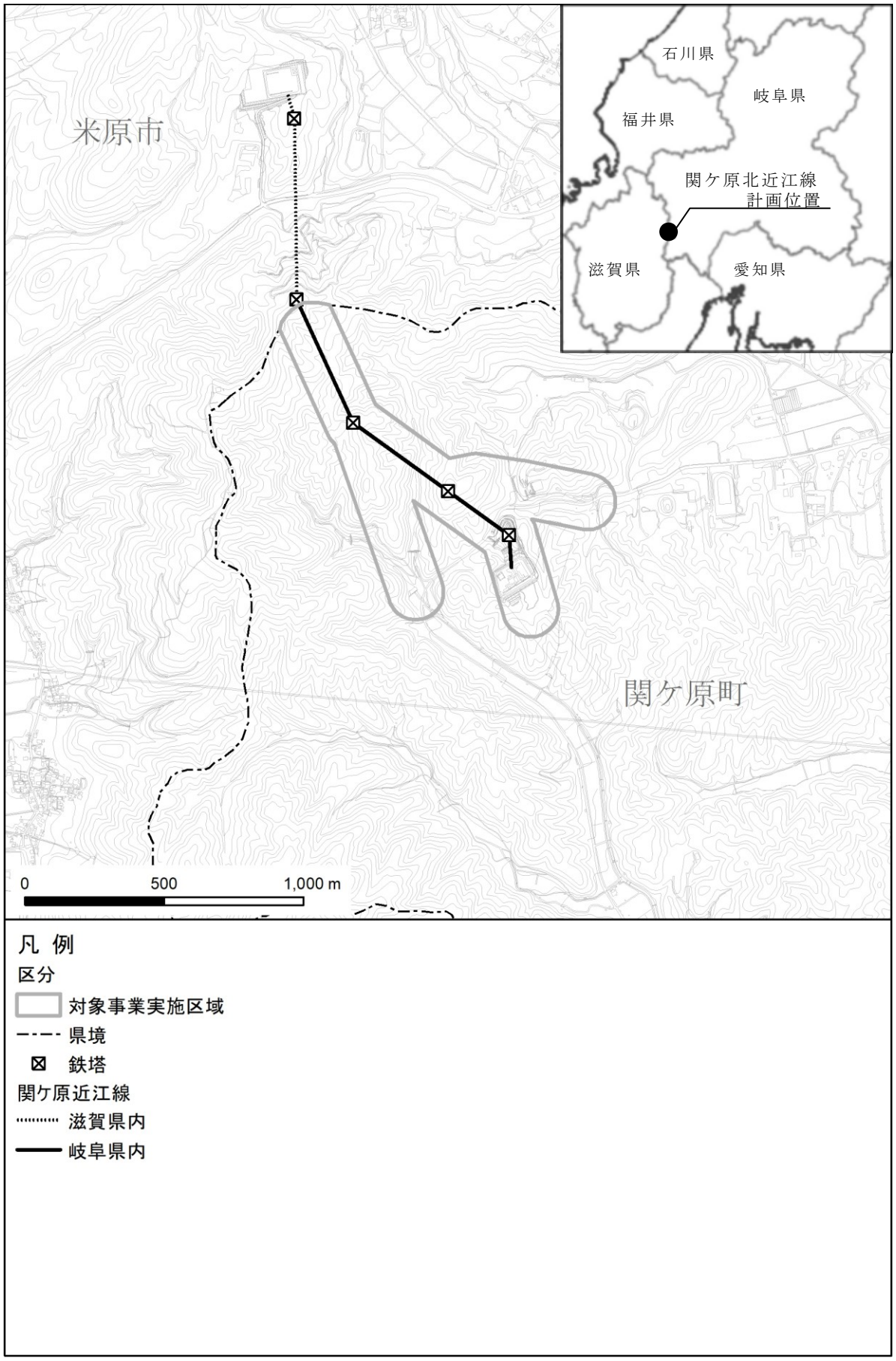
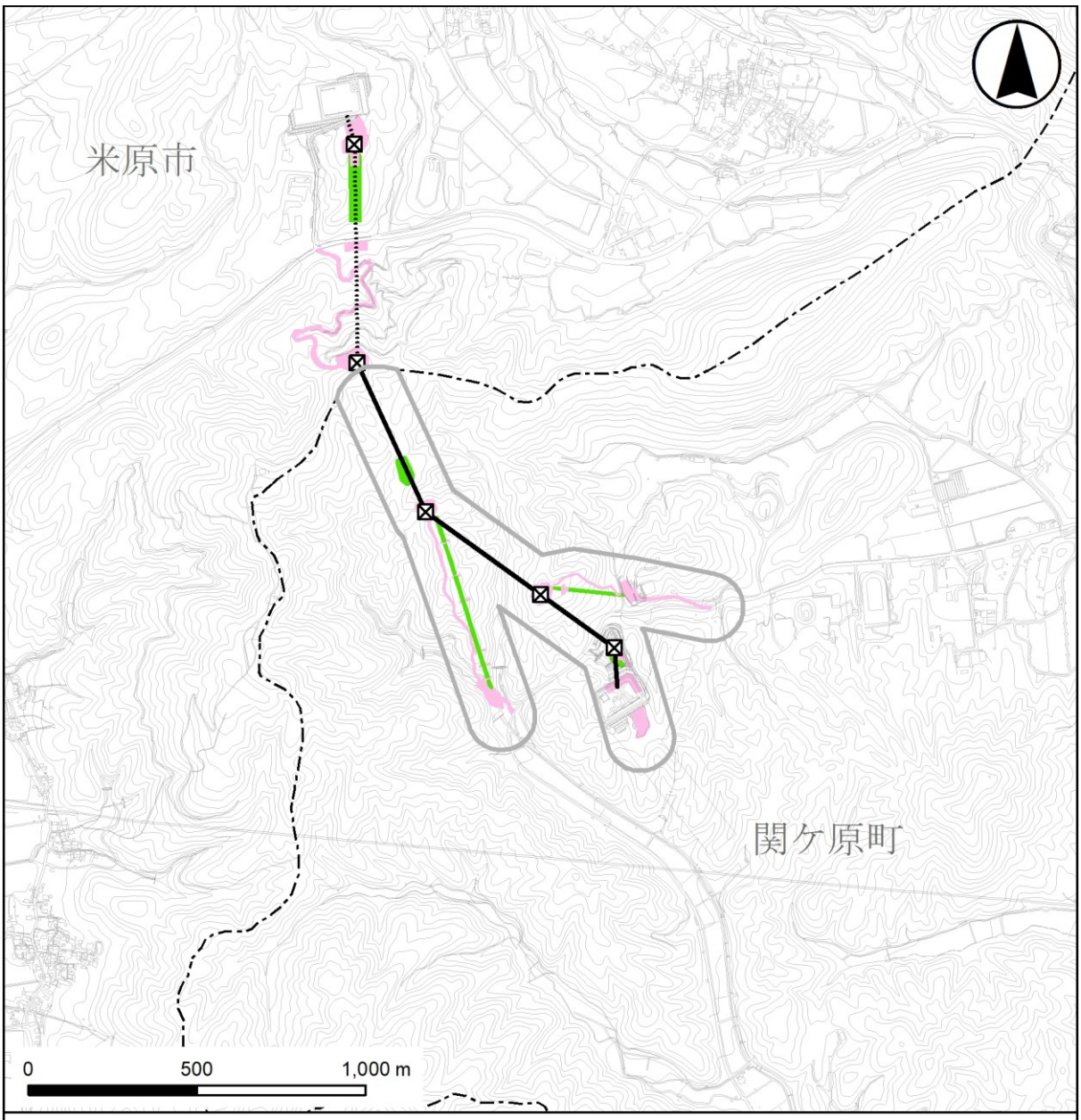


図 2.2-2 対象事業実施区域



凡 例

区分

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

図 2.2-3 事業計画（土地改変有り・無し）

(4) 設備計画

設備計画の概要は表 2.2-1のとおりである。また、設備の標準構造は図 2.2-4のとおりである。

表 2.2-1　設備計画概要

<table>
<tr><td colspan="2">区　　間</td><td colspan="2">自：中部電力パワーグリッド㈱ 関ケ原開閉所
至：関西電力送配電㈱ 北近江開閉所</td></tr>
<tr><td colspan="2">亘　　長</td><td colspan="2">約2.1km（岐阜県内 約1.3km、滋賀県内 約0.8km）</td></tr>
<tr><td colspan="2">電　　圧</td><td colspan="2">500kV</td></tr>
<tr><td colspan="2">回 線 数</td><td colspan="2">2回線</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電線</td><td>種　　類</td><td colspan="2">アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線</td></tr>
<tr><td>太　　さ</td><td colspan="2">810mm^2</td></tr>
<tr><td>導 体 数</td><td colspan="2">4導体</td></tr>
<tr><td>条　　数</td><td colspan="2">24条</td></tr>
<tr><td>線　　幅</td><td colspan="2">約20m</td></tr>
<tr><td colspan="2">が い し</td><td colspan="2">250,280,320mm懸垂がいし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">架空地線</td><td>種　　類</td><td>アルミ覆鋼より線
（関ケ原開閉所から1径間のみ）</td><td>光ファイバー内蔵型
アルミ覆鋼より線</td></tr>
<tr><td>太　　さ</td><td>260mm^2</td><td>260mm^2</td></tr>
<tr><td>導 体 数</td><td>1導体</td><td>1導体</td></tr>
<tr><td>条　　数</td><td>1条</td><td>2条</td></tr>
<tr><td>線　　幅</td><td colspan="2">約 25 m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">鉄塔</td><td>型　　式</td><td colspan="2">鋼管四角鉄塔又はアングル四角鉄塔</td></tr>
<tr><td>高　　さ</td><td colspan="2">68m ～ 93m</td></tr>
<tr><td>基　　数</td><td colspan="2">5基（岐阜県内 3基、滋賀県内 2基）</td></tr>
</table>

鉄　塔　高さ　68m～93m

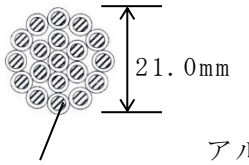
線幅 約25m



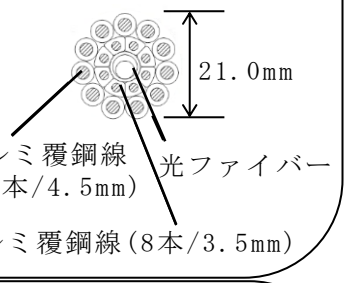
架空地線

雷による停電故障を低減させるために、避雷針の役目をする。

260mm^2
アルミ覆鋼より線



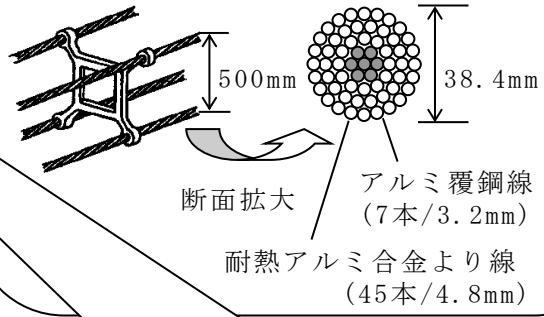
260mm^2
光ファイバー内蔵型
アルミ覆鋼より線



電　線

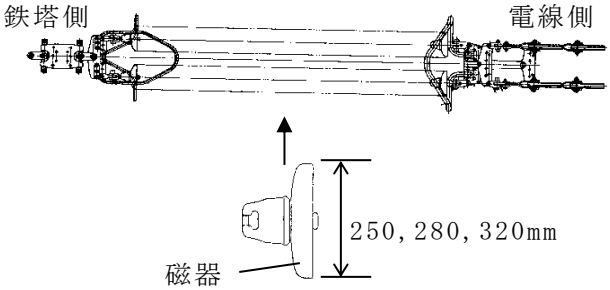
電気を流す導体。4本を束ねて1組とする。

810mm^2
アルミ覆鋼心
耐熱アルミ合金より線



がいし

磁器製の絶縁物であり、鉄塔に電気が流れないようにする。



250，280，320mm 懸垂がいし

基　礎

地形に合わせて鉄塔の脚の長さを調整し、自然地形を変えないようにする。なお、基礎は地盤条件に応じた形状とする。【基礎形状の一例】

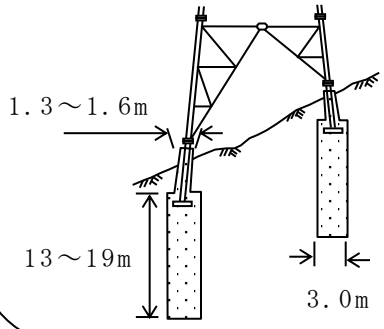


図 2.2-4　設備標準構造図

(5) 土地利用計画（設備用途別面積）

土地利用の計画は表 2.2-2及び表 2.2-3のとおりである。

土地利用にあたっては、改変地を極力小さくするため、架線工事用地・索道基地等は、道路に隣接する平地を利用する。

表 2.2-2 土地利用計画（岐阜県内）

（単位：m^2）

本設備	鉄塔敷	3 箇所	3,000		合計 35,000
仮設備	鉄塔工事用地	3 箇所	12,000	小計 29,000	
	架線工事用地（ドラム場等）	1 箇所	3,000		
	索道・モノレール用地	2 箇所	12,000		
	搬入路	2 箇所	2,000		
その他	土捨場（開閉所敷地内）	1 箇所	3,000		

表 2.2-3 土地利用計画（滋賀県内）

（単位：m^2）

本設備	鉄塔敷	2 箇所	3,000		合計 32,000
仮設備	鉄塔工事用地	2 箇所	13,000	小計 28,000	
	架線工事用地（エンジン場等）	2 箇所	5,000		
	搬入路	2 箇所	10,000		
その他	土捨場（開閉所敷地内）	1 箇所	1,000		

(6) 造成計画

① 伐採面積

造成計画のうち、伐採面積は表 2.2-4及び表 2.2-5のとおりである。

表 2.2-4 伐採面積（岐阜県内）

（単位：m^2）

	伐採面積	備考
本設備	3,000	鉄塔敷
仮設備	25,000	鉄塔工事用地：12,000 索道・モノレール用地：12,000 搬入路：1,000
	4,000	電線を張る際に支障となる箇所
合　計	32,000	

表 2.2-5 伐採面積（滋賀県内）

（単位：m^2）

	伐採面積	備考
本設備	3,000	鉄塔敷
仮設備	22,000	鉄塔工事用地：13,000 架線工事用地：2,000 搬入路：7,000
	6,000	電線を張る際に支障となる箇所
合　計	31,000	

② 切盛土量

造成計画のうち、切盛土量は表 2.2-6及び表 2.2-7のとおりである。

鉄塔は、地形に合わせて脚の長さを調整して建設するため、鉄塔敷を平らにするための造成は行わない。

架線工事用地、索道基地等の仮設備は、工事中多少の切盛土を行うが、工事完了後は可能な限り原形復旧し、必要に応じ緑化する。

表 2.2-6　切盛土量（岐阜県内）

（単位：m^3）

		土　　量	備　　考
切　土	本設備	2,000	基礎掘削土
	仮設備	2,000	搬入路設置・拡幅に伴うもの
	計	4,000	
盛　土	本設備	0	
	仮設備	7,000 (6,000)	搬入路設置・拡幅に伴うもの ()内：土捨場〔再掲〕
	計	7,000	

表 2.2-7　切盛土量（滋賀県内）

（単位：m^3）

		土　　量	備　　考
切　土	本設備	2,000	基礎掘削土
	仮設備	4,000	搬入路設置・拡幅に伴うもの
	計	6,000	
盛　土	本設備	0	
	仮設備	3,000 (1,000)	搬入路設置・拡幅に伴うもの ()内：土捨場〔再掲〕
	計	3,000	

(7) 現況の地目

地目別の面積は表 2.2-8のとおりである。

表 2.2-8 地目別面積

（単位：m^2）

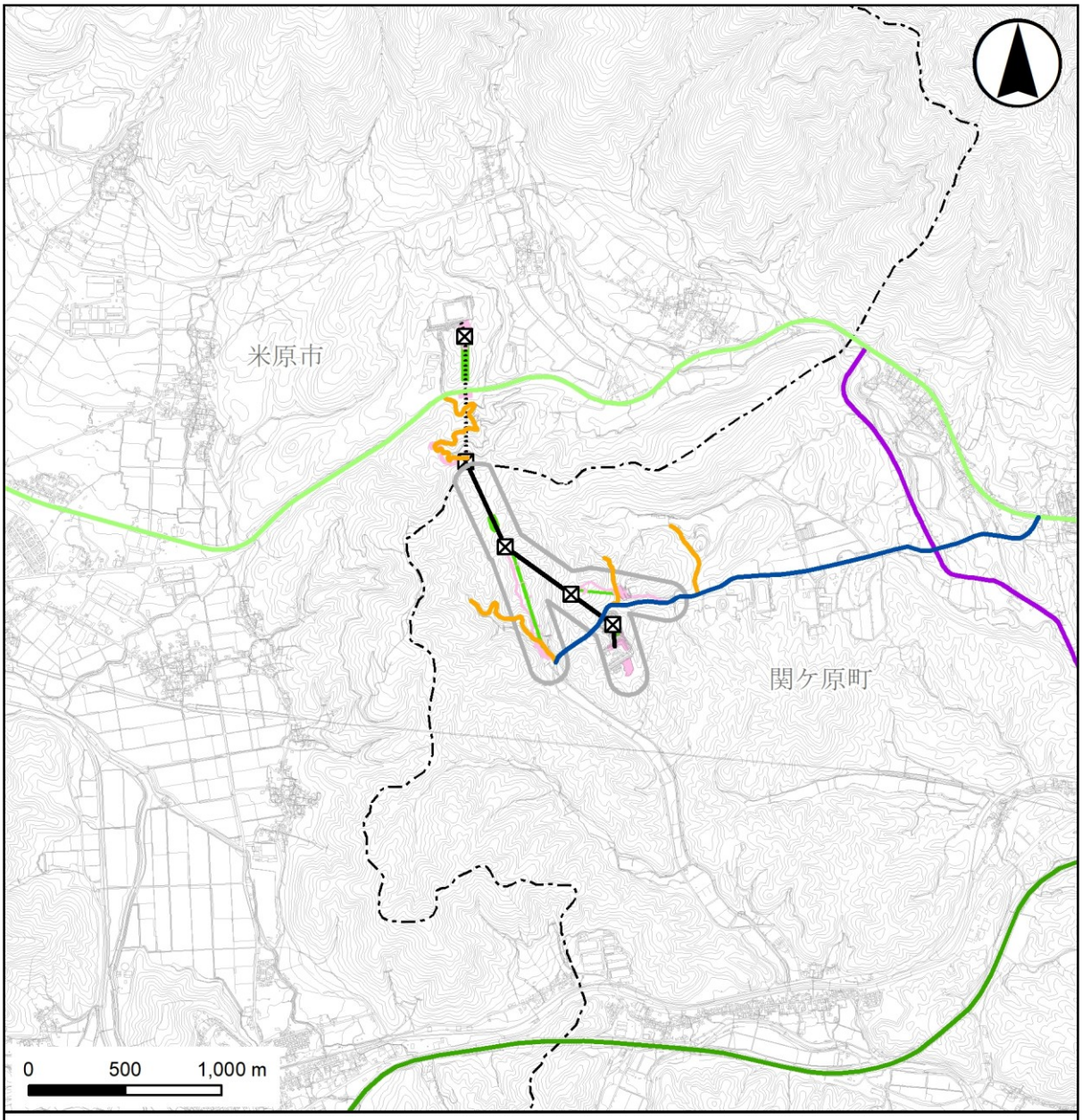
地目	面積	
	岐阜県内	滋賀県内
山林	33,000	29,000
公衆道路，赤道，水路	1,000	1,000
雑種地	1,000	2,000

(8) 道路計画

工事用資機材の搬入・搬出及び工事関係者の通行に使用する道路位置は、図2.2-5のとおりである。

(9) 汚水排水計画

掘削土は袋に入れ、定められた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがら等により土砂や濁水の流出を防止する。また、工事従事者は1日最大30人程度を予定しているが、工事事務所等から排出されるし尿は、汲み取り処理又は合併浄化槽等を設置し処理する。



凡 例

区分

- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し（伐採のみ）

交通網

- 一般国道365号
- 県道牧田関ケ原線
- 名神高速道路
- 市道・林道
- 広域農道

図 2.2-5 工事用車両通行道路位置図

(10) 廃棄物処理計画

工事用事務所等からの廃棄物については減量化に努め、極力リサイクルが図られるよう分別収集を徹底する。なお、排出された廃棄物については、適切な処理を行う。

(11) 緑化計画

緑化は、自然の復元力が発揮されるように人力を添えることを基本とし、できる限り周囲と同じ自然状態に復元することを目標とする。具体的には、工事後の萌芽再生を期すため、根株は極力除去しない等、根株の保護に配慮する。また、工事により発生した裸地は周辺の植生に配慮し、植樹や種子まき等により緑化する。

(12) 工事計画

① 工事内容

工事の内容は表 2.2-9及び図 2.2-6のとおりである。

表 2.2-9 工事内容

	工　事　内　容
準備工事	・工事用地の伐採 ・各種運搬設備（索道基地等）の設置 ・資材や工事用機械の運搬 ・作業用仮設備の設置
基礎工事	・鉄塔基礎設置部の掘削、基礎材据付 ・鉄筋組立、コンクリート打設 ・埋め戻し ・残土処理
組立工事	・鉄塔組立 ・鉄塔付帯設備（昇降用施設等）の取付
架線工事	・がいしの取付 ・電線、架空地線を張る ・電線、架空地線の付属品取付 ・工事用機械及び残材の搬出
緑化工事	・改変箇所の緑化

<table>
<tr><td></td><td>準備工事</td><td>基礎工事 (2/2)へ</td></tr>
<tr><td>主な内容</td><td>鉄塔建設予定地点の伐採、各種運搬設備の設置及び資材や工事用機械の運搬等を行い、作業用仮設備を設置する。</td><td>掘削、基礎材据付、鉄筋組立、コンクリート打設、埋め戻し等、鉄塔の基礎部を施工する。</td></tr>
<tr><td>工事状況写真</td><td>・伐採範囲は必要最小限とする。
・索道による資機材の運搬。
 
・モノレールによる資機材の運搬。
 
・地形に合わせて索道基地、荷受台等を設置する。
 
・通路を限定し、不要な踏み荒らしは行わない。
・低木、根株を残しつつ、造成は最小限とする。
  </td><td>・敷地を平らに造成することはなく、掘削は基礎の部分のみ。
 
・掘削土は袋に入れ、定められた場所に仮置きし、流出防止を図る。
 
・土のう積み、しがら等により、土砂や濁水の流出防止を図る。
・クレーンの脚は地形に合わせて調整する。
  </td></tr>
</table>

図 2.2-6 工事内容(1/2)

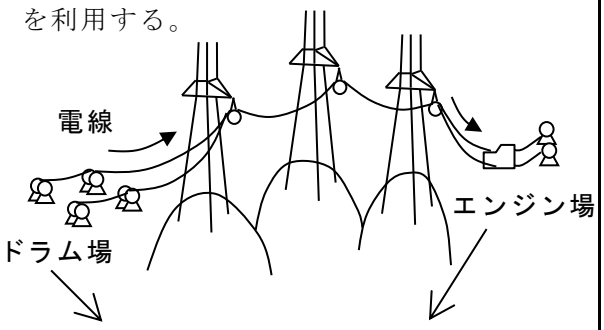
<table>
<tr><td></td><td>(1/2)より ⇨ 組立工事</td><td>⇨ 架線工事・緑化工事</td></tr>
<tr><td>主な内容</td><td>鉄塔の組立を行い、昇降用施設等の鉄塔付帯設備を取付ける。</td><td>電線を延ばし、所定の弛みに張り上げる。その後、緑化等必要な保全対策を行う。</td></tr>
<tr><td>工事状況写真</td><td>・地形に合わせて、鉄塔の脚の長さを調整する。
・工事は低木、根株を残して実施する。
 
・伐採は、鉄塔工事敷地周囲の必要最小限とする。
  </td><td>・伐採範囲を減らすために、ヘリコプターやドローンを使用して、ロープを延ばす。
 
・架線工事用機材の設置は、既存の空き地等を利用する。
 
  
・工事完了後は、速やかに緑化する。
  </td></tr>
</table>

図 2.2-6　工事内容(2/2)

② 工事用機械

工事に用いる主要な機械は表 2.2-10のとおりである。

表 2.2-10　主要な工事用機械

名　　称	設置場所及び数　量	仕 様 （ 動 力 等）	用　途			
			準備工事	基礎工事	組立工事	架線工事
発動発電機	各鉄塔に1台	ディーゼルエンジン 15～50kVA	○	○	○	○
ジブクレーン	各鉄塔に 1～2台	電動式又はディーゼルエンジン 38～50PS、吊能力2.8～4.0t	○	○	○	
バックホウ	各鉄塔に 1～2台	ディーゼルエンジン 容量0.25～0.7m^3	○	○		
ミニ油圧ショベル	各鉄塔に 1台	電動式又はディーゼルエンジン 容量0.08m^3	○	○		
コンプレッサー	各鉄塔に2台	ディーゼルエンジン 5m^3/min		○		
タワークレーン	各鉄塔に1台	電動油圧制御方式 吊能力2.8～4.0t			○	
架線ウインチ	エンジン場に 2台	ガソリンエンジン　96PS 両引き2.5t～3.5t				○
リールワインダ	エンジン場に 4台	電動式又はガソリンエンジン 7.5PS				○
延線車	ドラム場に 6台	電動式又は油圧式				○
ドラム架台	ドラム場に 4台	電動式巻取型 又は制動専用分割式				○
緊線ウインチ	各鉄塔に4台	ガソリンエンジン自走式 8～50PS　両引き1～2t				○

③ 工事工程

工事工程は表 2.2-11のとおりである。

表 2.2-11　工事工程

	2027年度		2028年度		2029年度		2030年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
準備工事	9月着手							
基礎工事								
組立工事								
架線工事								
緑化工事							6月完工	

3　対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

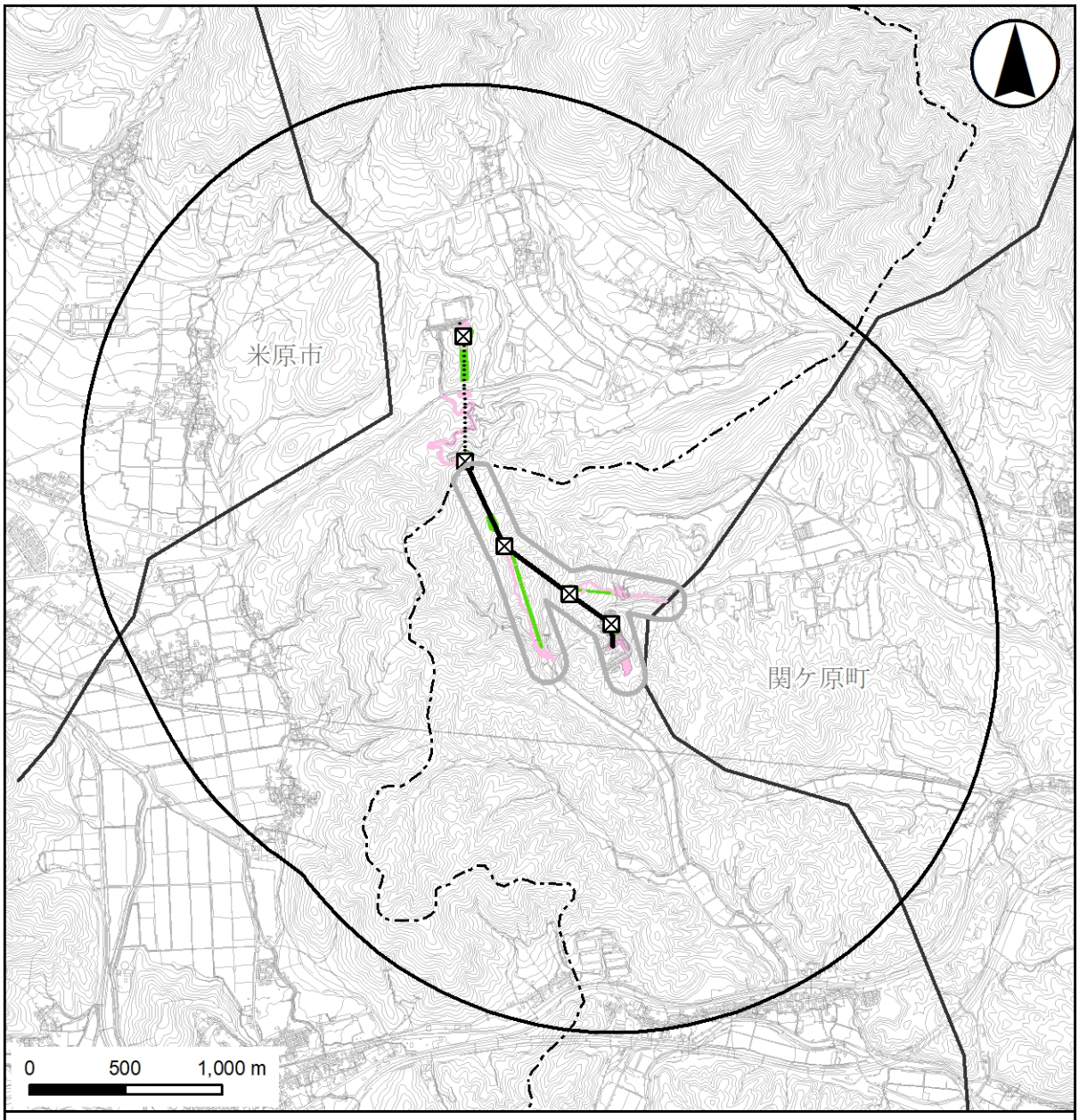
対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況を把握するため、既存の文献・資料等により地域の概況を調査した。

対象事業が実施されるべき区域は、計画路線が通過する岐阜県不破郡関ケ原町及び滋賀県米原市（以下「関係市町」という）のうち、図 3-1に示す岐阜県環境影響評価条例（以下「条例」という）の対象である岐阜県不破郡関ケ原町とした。

調査の範囲は、関係市町のうち、図 3-1に示す条例の対象である計画路線から約2kmの範囲（以下「概況調査地域」という）とした。

概況調査を実施するにあたり、最も広範囲に影響が及ぶ項目としては、景観が考えられる。計画路線は、高標高となる伊吹山地と鈴鹿山脈の間に位置し、標高300m前後の低山性山地であり、加えて、南から北東へ進む当社既設送電線、北から西へ進む関西送配電既設送電線が位置することから、新設する送電線の可視領域が非常に限られる。

このため、人が集まったり、滞在したり、往来する場所のうち視認できる可能性のある近隣集落を含む、条例の対象である計画路線から約2kmの範囲を概況調査地域と考えた。



凡 例

区分

既設送電線

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

図 3-1 対象事業が実施されるべき区域及び調査の範囲（概況調査地域）

3.1　自然的状況

3.1.1　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

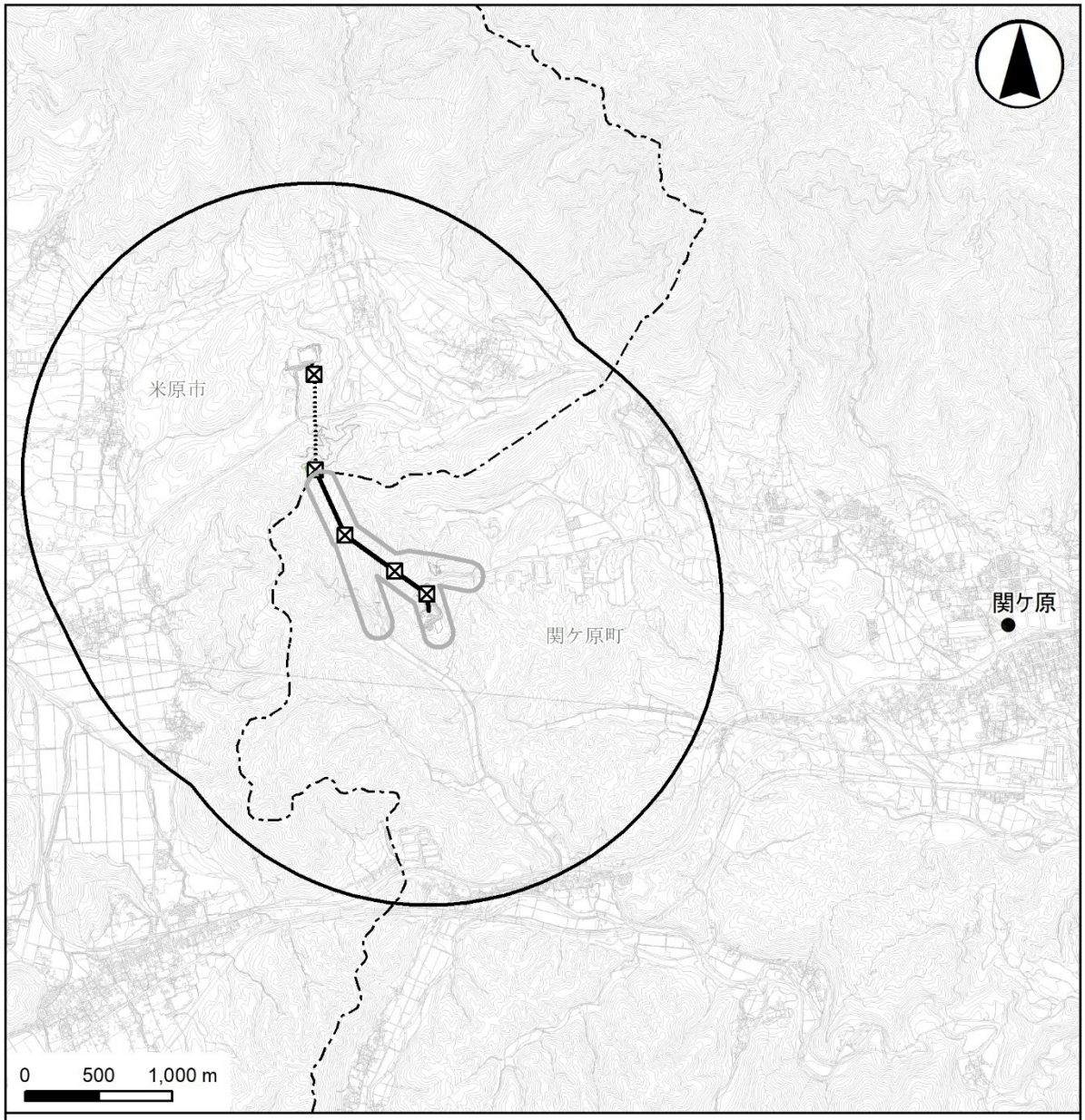
最も近い関ケ原地域気象観測所における2016年から2025年の10年間の気象の状況は、表3.1-1のとおりである。また、観測位置は図3.1-1のとおりである。

表 3.1-1　気象の状況

月	風速（m/s）・風向			気温（℃）			平均降水量	最深積雪
	平均風速	最大風速	主な風向	平均			(mm)	(cm)
				日平均	日最高	日最低		
1	2.7	9.9	西	3.5	7.3	0.2	118.2	61
2	2.8	11.1	西	4.1	8.3	0.4	105.4	91
3	3.0	10.7	西	8.4	13.5	3.7	133.6	11
4	3.1	11.7	西	13.3	18.7	8.4	176.9	0
5	2.8	9.9	西	18.0	23.5	13.2	204.0	0
6	2.6	9.6	西	22.0	26.9	18.1	273.0	0
7	2.3	11.3	西	26.3	31.0	23.0	281.4	0
8	2.5	12.5	西	27.5	32.6	23.9	264.4	0
9	2.3	14.7	西	23.9	28.7	20.5	241.1	0
10	2.4	9.7	西	17.4	22.2	13.7	187.5	0
11	2.4	9.5	西	11.6	16.5	7.3	75.4	0
12	2.5	11.0	西	5.8	9.8	2.2	148.5	43
全体	2.6	14.7	西	15.1	19.9	11.2	184.1	91

※1　降水量は月間降水量の10年間の月平均値を示す。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内

- 地域気象観測所

出典：「地域気象観測所一覧 令和8年3月24日現在」（気象庁HP 2026年7月閲覧）

図 3.1-1 気象観測位置

(2) 大気質の状況

最も近い大垣中央測定局における2024年度の測定結果は、次のとおりである。また、測定位置は図3.1-2のとおりである。

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果は、表3.1-2のとおりであり、環境基準は達成されている。

表 3.1-2　二酸化硫黄測定結果（2024 年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを越えた日数とその割合					
日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm		適○否×
363	8,674	0.001	0	0	0	0	0.011	0.002	無	○

※1：環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた 日が２日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて２%以下であることを示す。

出典：「環境白書（令和7年）」（2025年11月　岐阜県）

② 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-3のとおりであり、環境基準は達成されている。

表 3.1-3　二酸化窒素測定結果（2024 年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の長期的評価
			日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合				
日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適○否×
363	8,677	0.006	0	0	0	0	0.029	0.012	○

※1：環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が 0.04ppm～0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

出典：「環境白書（令和7年）」（2025年11月　岐阜県）

③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1-4のとおりであり、環境基準は達成されていない。

表 3.1-4　光化学オキシダント測定結果（2024 年度）

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	環境基準との対比				昼間の1時間値の最高値	日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合				
日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	適○ 否×
365	5,441	0.036	80	21.9	356	6.5	0.105	0.05	×

※1：環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下（0.06ppmを超えた時間数がゼロ）であることを示す。

出典：「環境白書（令和7年）」（2025年11月　岐阜県）

④ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-5のとおりであり、環境基準は達成されている。

表 3.1-5　浮遊粒子状物質測定結果（2024 年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
			1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を越えた日数とその割合					
日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³		適○ 否×
357	8,605	0.014	0	0	0	0	0.117	0.034	無	○

※1：環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg／m³を超えた日が２日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg／m³を超えた日数が年間を通じて２％以下であることを示す。

出典：「環境白書（令和7年）」（2025年11月　岐阜県）

⑤ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果は、表 3.1-6のとおりであり、環境基準は達成されている。

表 3.1-6　微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（2024 年度）

有効測定日数	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準との対比		長期基準の適否	短期基準の適否	長期的評価の適否
			日平均値が 35μg/m³を越えた日数とその割合				
日	μg/m³	μg/m³	日	%	適○ 否×	適○ 否×	適○ 否×
363	8.9	21.7	3	0.8	○	○	○

※1：環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15μg/m³以下であり（長期基準）、かつ、日平均値の年間98%値が35μg/m³以下である(短期基準）ことを示す。

出典：「環境白書（令和7年）」（2025年11月　岐阜県）

(3) 騒音及び振動の状況

概況調査地域及びその周辺では、騒音及び振動についての調査は実施されていない。

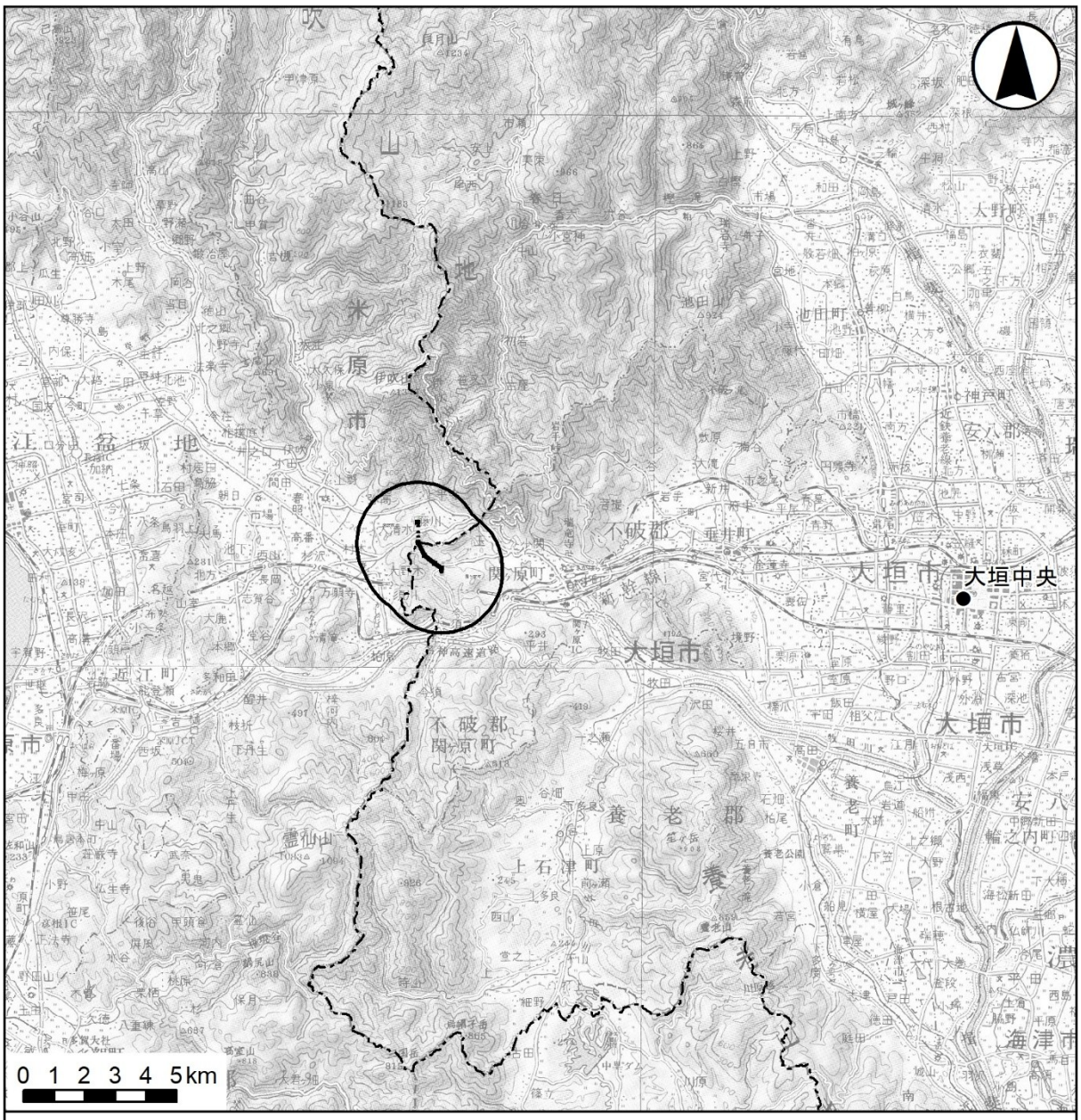


図 3.1-2　大気質測定位置

3.1.2　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

概況調査地域を流下する河川は、岐阜県側には牧田川の支川である藤古川や中狭川、滋賀県側には天野川の支川である政所川や白木川があり、その分布は図3.1-3のとおりである。

なお、概況調査地域に大きな池沼はないが、米原市に灌漑用ため池がある。

(2) 水質の状況

最も近い牧田川上流の一之瀬橋、天野川の朝妻橋における2024年度の測定結果は、表3.1-7のとおりである。また、測定位置は図3.1-3のとおりである。

なお、概況調査地域の河川には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型は指定されていない。

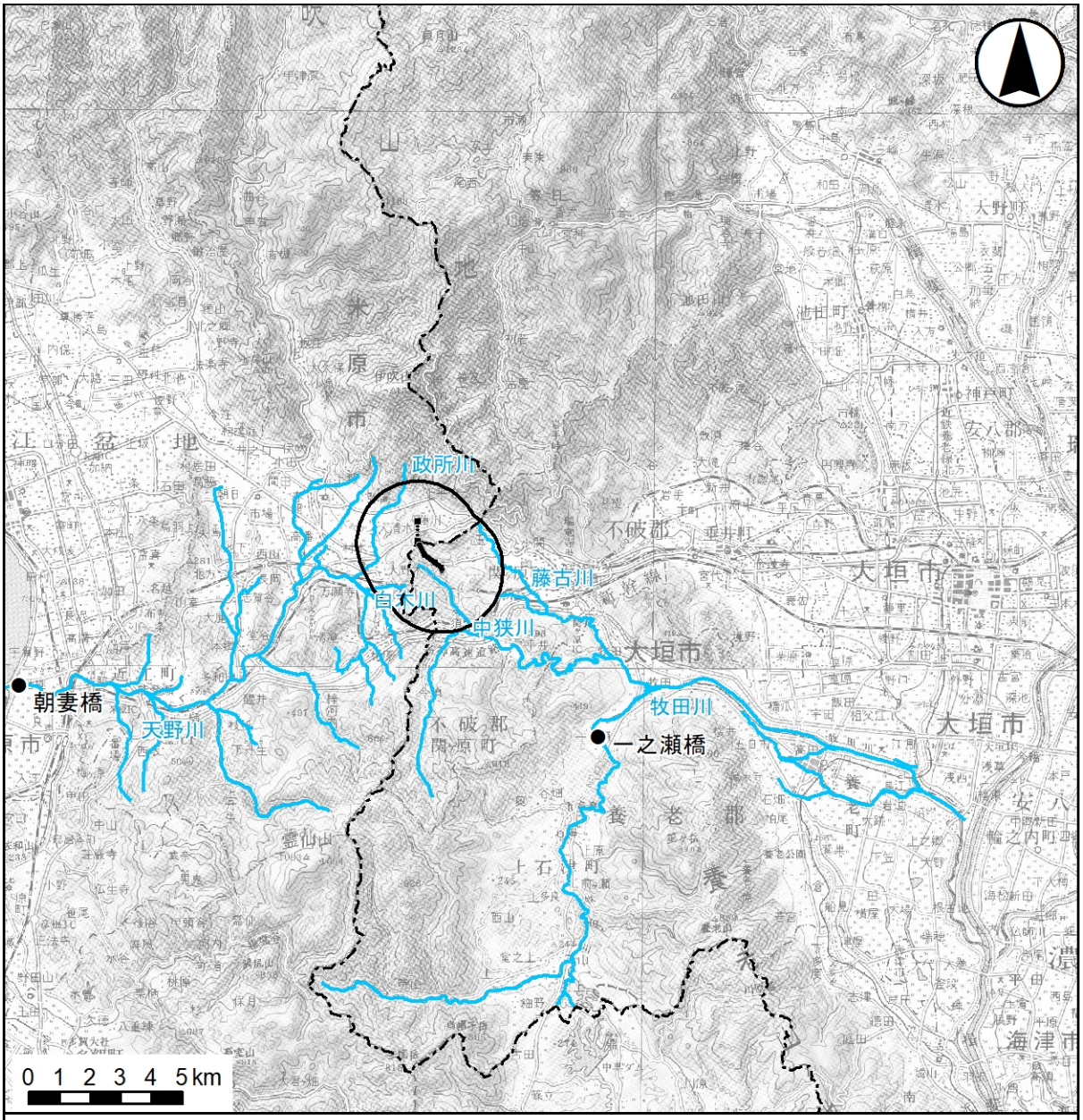
(3) 水底の底質の状況

概況調査地域及びその周辺では、水底の底質についての調査は実施されていない。

表 3.1-7　水質測定結果（2024 年度）

河川名		牧田川上流			天野川			環境基準（AA 類型）
地点名		一之瀬橋（AA 類型）			朝妻橋（AA 類型）			
測定項目		平均値	最小値～最大値	m/n	平均値	最小値～最大値	m/n	
生活環境項目	pH	7.8	7.3～8.3	0/12	－	7.6～8.2	0/12	6.5～8.5
	DO（mg/L）	10.6	8.5～13	0/12	9.9	8.2～12	0/12	7.5 以上
	BOD（mg/L）	0.6	<0.5～1.0	0/12	0.8	0.6～0.9	0/12	1 以下
	COD（mg/L）	1.0	<0.5～1.4	－	1.7	－	－	－
	SS（mg/L）	1.8	<1～8	0/12	3	1～5	0/12	25 以下
	大腸菌数（CFU/100mL）	119	5～1100	8/12	29	15～55	0/12	20 以下
	全窒素（mg/L）	0.67	0.53～1.00	－	0.67	0.53～0.98	－	－
	全りん（mg/L）	0.044	0.018～0.12	－	0.037	0.027～0.05	－	－
健康項目	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	－	－	－	－	<0.0003	0/4	0.003 以下
	全ｼｱﾝ	－	－	－	－	<0.1	0/4	検出されないこと
	鉛	－	－	－	－	<0.005	0/4	0.01 以下
	六価ｸﾛﾑ	－	－	－	－	<0.01	0/4	0.02 以下
	砒素	－	－	－	－	<0.005	0/4	0.01 以下
	総水銀	－	－	－	－	<0.0005	0/4	0.0005 以下
	ｱﾙｷﾙ水銀	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
	PCB	－	－	－	－	<0.0005	0/1	検出されないこと
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	－	－	－	－	<0.002	0/4	0.02 以下
	四塩化炭素	－	－	－	－	<0.0002	0/4	0.002 以下
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	<0.0004	0/4	0.004 以下
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	<0.002	0/4	0.1 以下
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	<0.002	0/4	0.04 以下
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	<0.1	0/4	1 以下
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	<0.0006	0/4	0.006 以下
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	<0.001	0/4	0.01 以下
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	－	－	<0.001	0/4	0.01 以下
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	－	－	－	－	<0.0002	0/4	0.002 以下
	ﾁｳﾗﾑ	－	－	－	－	<0.0006	0/3	0.006 以下
	ｼﾏｼﾞﾝ	－	－	－	－	<0.0003	0/3	0.003 以下
	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	－	－	－	－	<0.002	0/3	0.02 以下
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	－	－	－	－	<0.001	0/4	0.01 以下
	ｾﾚﾝ	－	－	－	－	<0.002	0/4	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	0.46	0.35～0.68	0/12	10 以下
	ふっ素	－	－	－	－	<0.08	0/4	0.8 以下
	ほう素	－	－	－	－	<0.1	0/4	1 以下
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－	－	－	<0.005	0/4	0.05 以下

※1　表中の表記は以下のとおりである。
pH：水素イオン濃度　DO：溶存酸素量　BOD：生物化学的酸素要求量　COD：化学的酸素要求量
SS：浮遊物質量
m/n　m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、<：報告下限値未満
※2　健康項目の単位は全て（mg/L）である。
※3　表中の「－」は出典に記載がないことを示す。
※4　天野川朝妻橋の大腸菌数の環境基準超過回数は、月毎の調査結果を基に、出典から修正した。
出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果総括表」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「2024年度 水質測定結果 全項目検体値一覧」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）【資料編】」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内

- 河川
- 水質測定地点

出典：「令和6年度公共用水域水質調査結果総括表」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「2024年度 水質測定結果 全項目検体値一覧」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
「国土数値情報ダウンロードサイト　河川データ　2009～2008年度（平成21～平成20年度）版」
（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.1-3　河川の分布及び水質測定位置

3.1.3　土壌及び地盤の状況

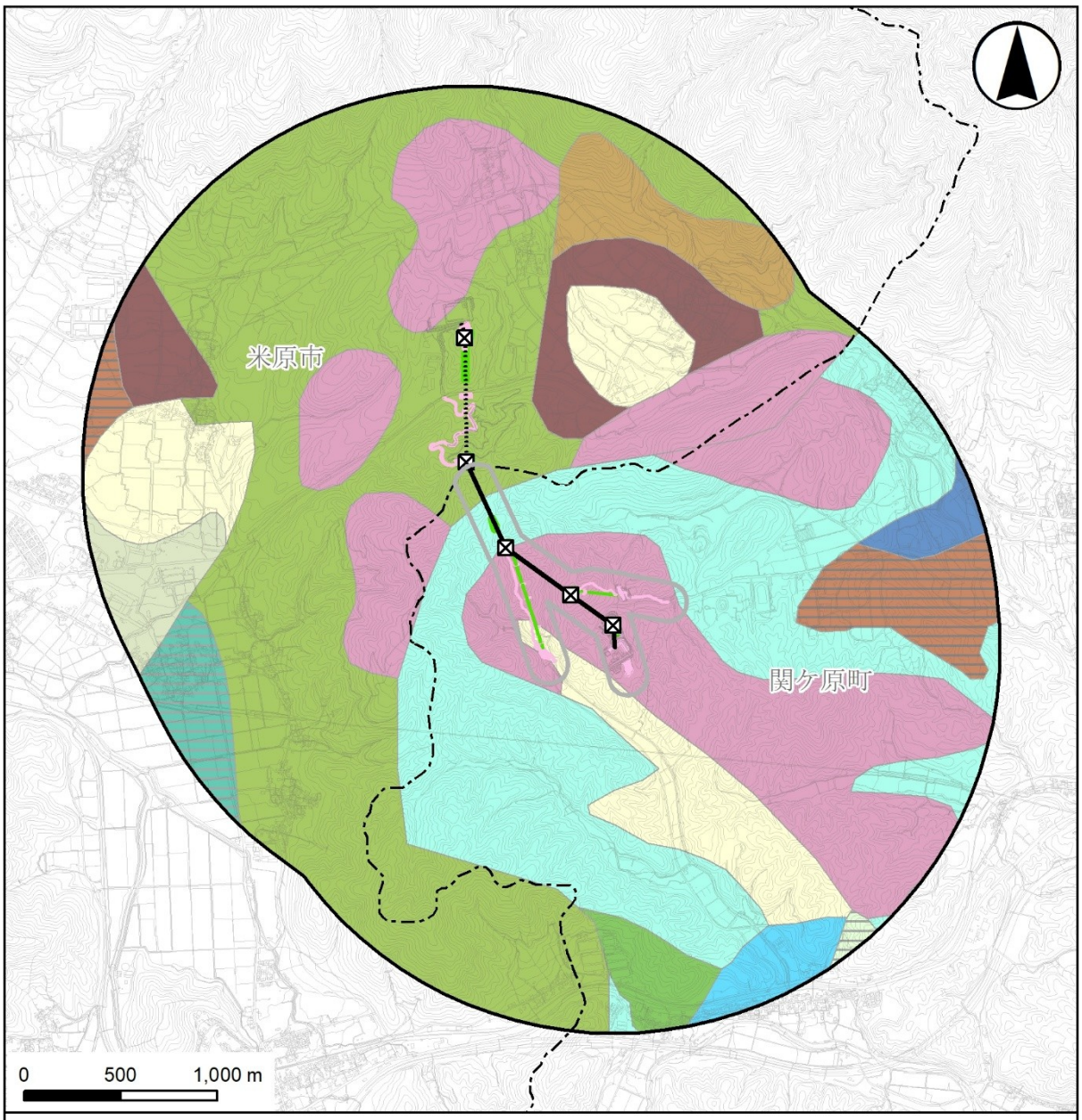
(1) 土壌の状況

概況調査地域の土壌は、図 3.1-4のとおりである。

山地では、関ケ原町側に乾性褐色森林土壌、米原市側に褐色森林土壌（Ⅱ型）が広がり、赤色土壌が点在する。山地に挟まれた平地では、黄色土壌や多湿黒ボク土壌、黒ボク土壌等が分布し、一部に細粒グライ土壌や粗粒グライ土壌等が分布する。

(2) 地盤の状況

「令和6年度全国の地盤沈下地域の概況」(2026年3月　環境省 水・大気環境局)によると、岐阜県の濃尾平野で地盤沈下の調査・確認がされているが、概況調査地域では調査・確認はされていない。



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

黒ボク土壌

多湿黒ボク土壌

乾性褐色森林土壌

褐色森林土壌(Ⅱ型)

褐色森林土壌(黄褐系)

赤色土壌

黄色土壌

褐色低地土壌

灰色低地土壌

粗粒灰色低地土壌

細粒グライ土壌

細粒グライ土壌(1)

粗粒グライ土壌

出典：「20万分の1土地分類基本調査 土壌図」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

図 3.1-4 土壌図

3.1.4　地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

概況調査地域の地形概況は、図3.1-5のとおりである。

概況調査地域の北側には伊吹山（標高1,377.3m）を主峰とする起伏の大きな伊吹山地、南側には霊仙山（標高1,083.5m）が最北となる鈴鹿山脈が延びている。概況調査地域はその間に位置しており、岩倉山（標高338.4m）や城山（標高307.4m）といった標高300m前後の低山性山地がある。

これら山地の間を縫うように、概況調査地域東側では伊吹山南側に源を発する藤古川が南東へ流下、岩倉山西側に源を発する中狭川が南東へ流下し、牧田川へ合流し、その後、揖斐川に合流する。また、概況調査地域西側では伊吹山南側に源を発する政所川が南へ流下、城山西側に源を発する白木川が北へ流下し、天野川へ合流し、その後、琵琶湖へ流れ込む。

また、概況調査地域の地形分類は、図 3.1-6のとおりである。

概況調査地域の北側には大起伏山地、県境付近に小起伏山地、山地の関ケ原町側には大起伏丘陵地が分布する。伊吹山地南側と岩倉山の間には砂礫台地、平地には扇状地性低地が分布する。

(2) 地質の状況

概況調査地域の表層地質は、図 3.1-7のとおりである。

伊吹山地南側や城山周辺は古生代の砂岩が広く分布し、岩倉山周辺では古生代の輝緑凝灰岩が広がっている。山地の裾野では洪積世の礫（古琵琶湖層）が広く分布し、古生代の石灰岩が点在する。平地には沖積世の砂（扇状地の末端）が分布する。

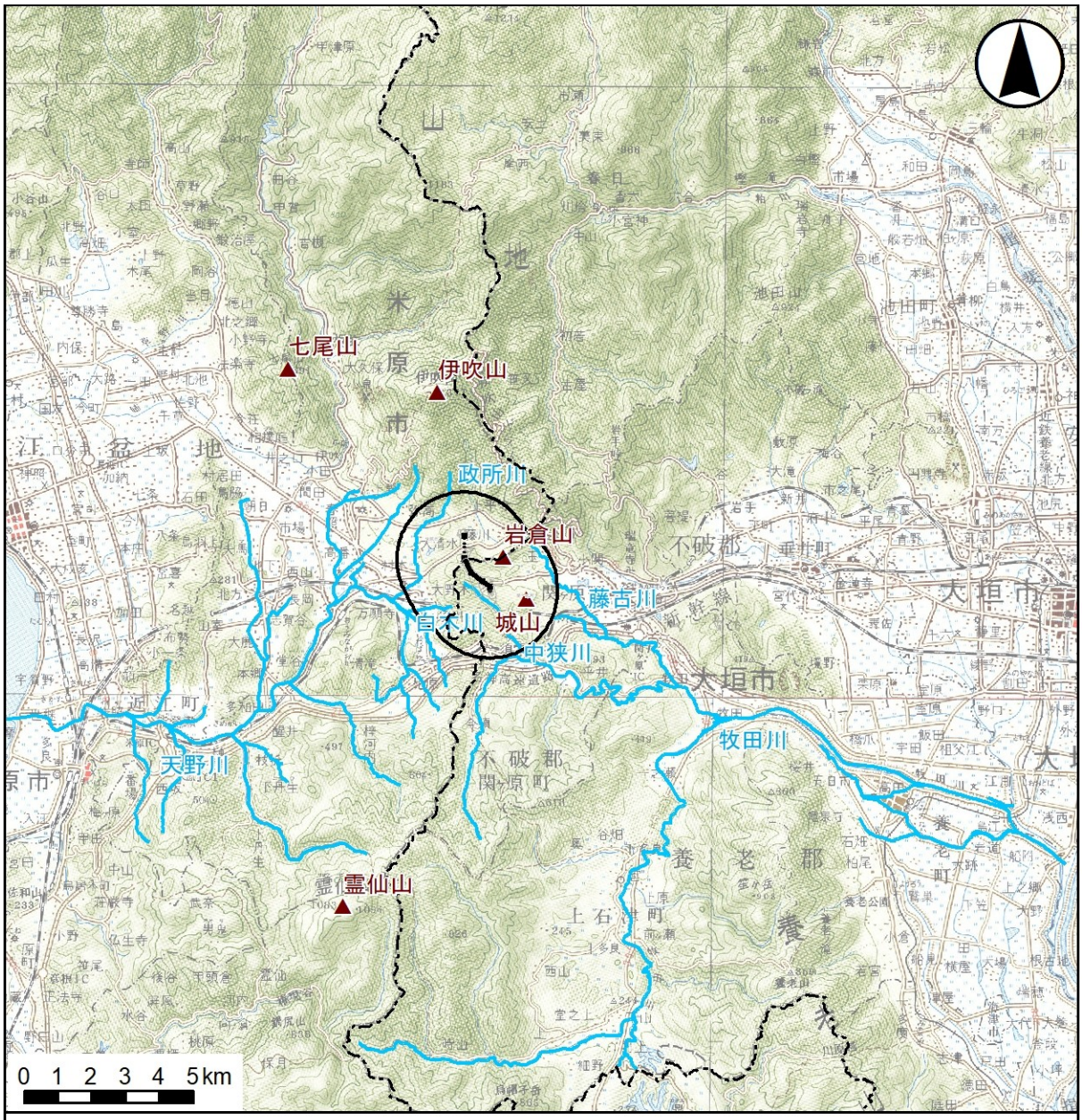
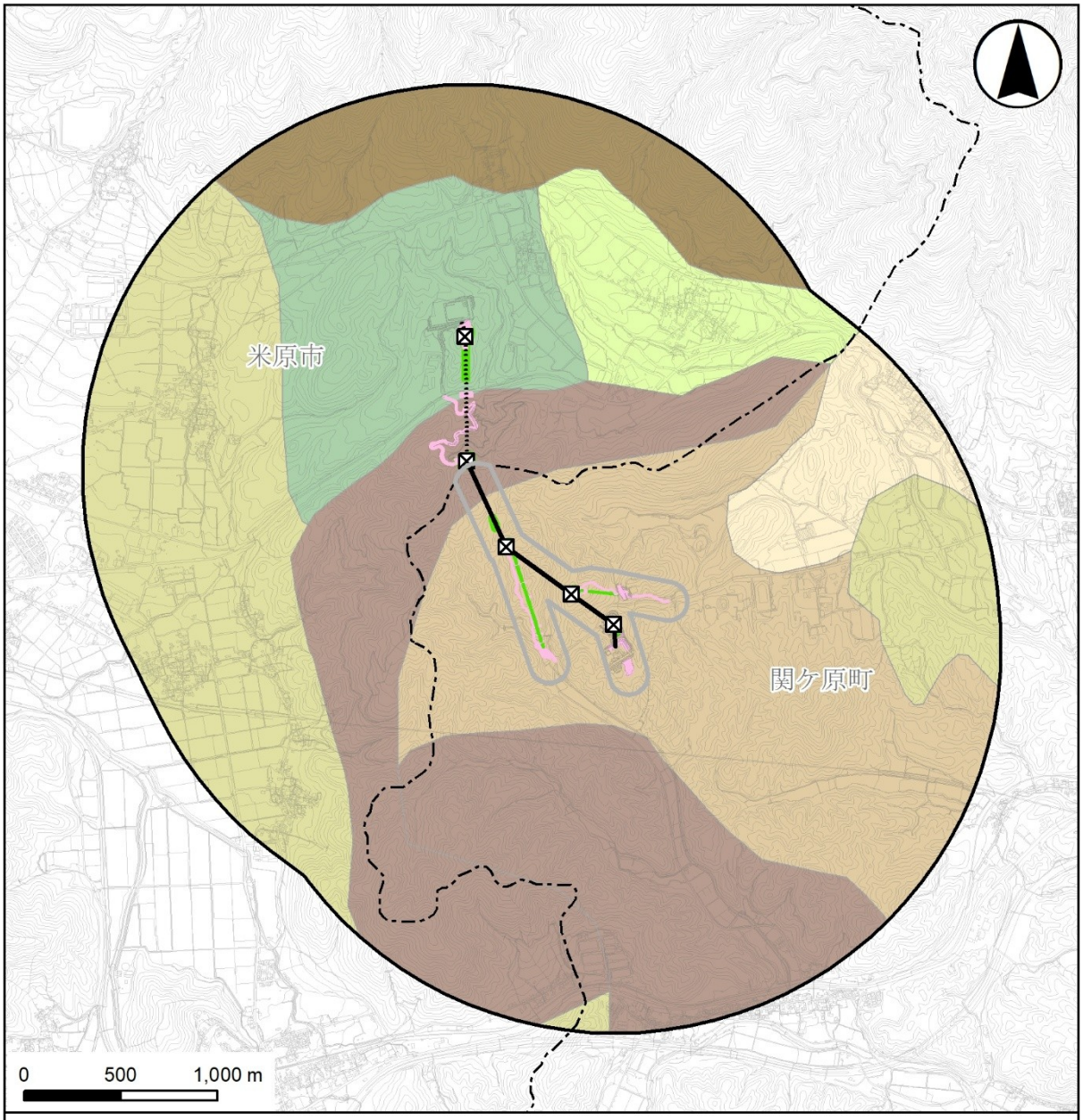

七尾山
伊吹山
政所川
岩倉山
藤古川
城山
中狭川
牧田川
天野川
霊仙山
不破郡
関ヶ原町
大垣市
養老郡
上石津町
池田町
0 1 2 3 4 5km
凡 例
区分
概況調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
河川
主な山岳

図 3.1-5　地形概況



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

大起伏山地

小起伏山地

大起伏丘陵地

小起伏丘陵地

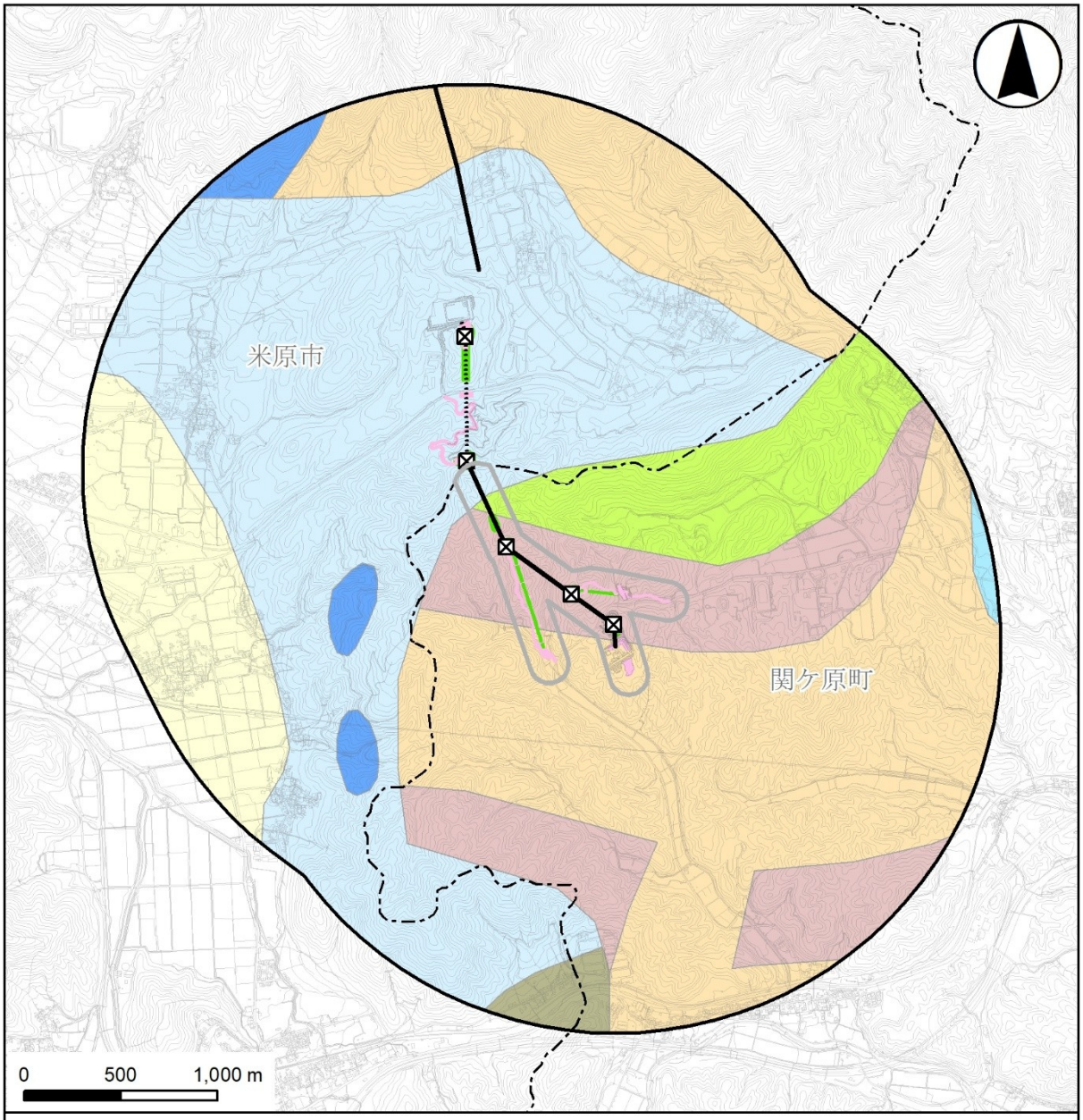
砂礫台地(上位)

砂礫台地(下位)

扇状地性低地

出典：「20万分の1土地分類基本調査 地形分類図」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

図 3.1-6 地形分類図



凡 例

区分
- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線
- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し（伐採のみ）

- 礫【沖積世】
- 砂（扇状地の末端）【沖積世】
- 礫（古琵琶湖層）【洪積世】
- 砂岩【古生代】
- 砂質粘板岩【古生代】
- チャート【古生代】
- 輝緑凝灰岩【古生代】
- 石灰岩【古生代】
- 断層

出典：「20万分の1土地分類基本調査 表層地質図」（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.1-7　表層地質図

(3) 特筆すべき地形及び地質の状況

特筆すべき地形及び地質の選定にあたっては、以下に示す法律及び文献を使用した。

概況調査地域における特筆すべき地形及び地質の状況は、表 3.1-8及び図 3.1-8のとおりである。

概況調査地域には、特筆すべき地形として「岩倉山鍾乳洞」がある。

＜特筆すべき地形及び地質の選定要件＞

a 「文化財保護法」、「岐阜県文化財保護条例」、「関ケ原町文化財保護条例」、「滋賀県文化財保護条例」、「米原市文化財保護条例」に基づき指定された天然記念物

b 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき指定された世界遺産

c 「自然環境保全法」に基づき指定された特異な地形

d 「岐阜県自然環境保全条例」、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき指定された特異な地形

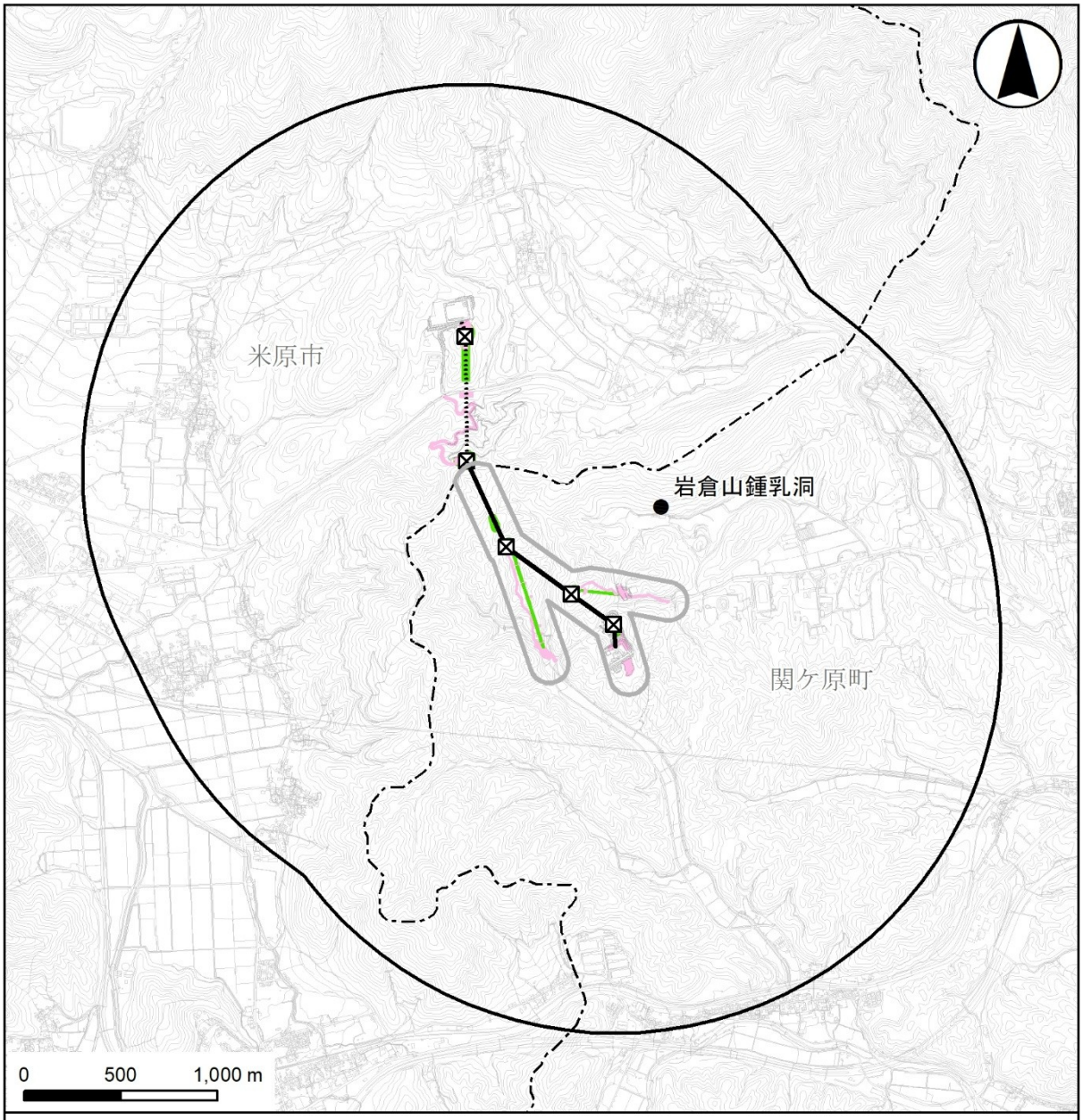
e 「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」（1989年　環境庁）、「第3回自然環境保全基礎調査　滋賀県自然環境情報図」（1989年　環境庁）に掲載されているすぐれた又は特異な地形

f 「日本の地形レッドデータブック　第1集－危機にある地形－」（2000年12月　小泉武栄・青木賢人編）又は「日本の地形レッドデータブック　第2集－保存すべき地形－」（2002年3月　小泉武栄・青木賢人編）に掲載されている地形

表 3.1-8　特筆すべき地形及び地質

項目	名称	選定要件					
		a	b	c	d	e	f
地形	岩倉山鍾乳洞［関ケ原鍾乳洞］	●				●	

※1　［　］内の名称は「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」における名称を示す。



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し(伐採のみ)

- 特筆すべき地形

出典：「関ケ原町の文化財一覧」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」（1989年　環境庁）

図 3.1-8　特筆すべき地形及び地質

3.1.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の状況

① ほ乳類

「岐阜県における哺乳類の生息状況とその環境調査および環境教育にかかわる研究」(1984年　岐阜県哺乳動物調査研究会)及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」(2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、7目19科35種の記録がある。

② 鳥類

「関ケ原町史　通史編上巻」（1990年　関ケ原町）及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」(2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、20目51科167種の記録がある。

③ は虫類

「関ケ原町史　通史編上巻」（1990年　関ケ原町）及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」(2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、2目9科15種の記録がある。

④ 両生類

「関ケ原町史　通史編上巻」（1990年　関ケ原町）及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」(2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、2目7科21種の記録がある。

⑤ 貝類（陸産貝類及び水生生物のうち貝類）

「岐阜県産貝類標本総合目録」（1982年　岐阜県博物館）及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」(2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、4目21科78種の記録がある。

なお、貝類には「岐阜県環境影響評価技術指針」（1999年告示第364号）（以下「指針」という）における陸産貝類と水生生物の区分に該当するものが含まれるが、出典に従い、両者を合わせた分類群である貝類として整理を行った。

⑥ 魚類（水生生物のうち魚類）

「関ケ原町史　通史編上巻」（1990年　関ケ原町）及び「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」（2026年　滋賀県）等によれば、概況調査地域周辺では、8目16科34種の記録がある。

なお、指針において魚類は水生生物に区分される。

⑦ 昆虫類（水生生物のうち昆虫類を含む）

「岐阜県の昆虫　岐阜県昆虫分布調査報告」（1982年　岐阜県）、「岐阜県の蝶」（2003年　西田眞也）、「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025年版－」（2026年　滋賀県）及び「岐阜県昆虫目録」I～IV（2013、2014、2015、2018年 岐阜県昆虫分布研究会）等によれば、概況調査地域周辺では、23目283科1,665種の記録がある。

なお、生活史の一部または全部を水域で過ごす種もみられる。そのため、指針において、一部の昆虫類が水生生物に区分されるが、出典だけでは水生生物に該当する種を区別することは容易ではないため、両者を合わせた分類群である昆虫類として整理した。

⑧ その他無脊椎動物（水生生物のうち甲殻類等）

「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査報告書」（2011年　中部電力株式会社・株式会社テクノ中部）によれば、概況調査地域周辺では、9目9科11種の記録がある。

なお、指針において甲殻類等は水生生物に区分される。

⑨ 貴重な動物

概況調査地域周辺で確認されている動物のうち、表 3.1-9に示す天然記念物、希少野生動植物種、レッドデータブック記載種等の選定要件に当てはまる貴重な動物は、表 3.1-10のとおり、ほ乳類13種、鳥類106種、は虫類12種、両生類18種、貝類64種、魚類25種、昆虫類89種、その他無脊椎動物1種の合計328種である。

表 3.1-9(1)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省 RL	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(2020 年　環境省) 「第 5 次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)の公表について」(2026 年　環境省)	EX：絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類。絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 CR：絶滅危惧 IA 類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧 IB 類。IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD：情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

表 3.1-9(2)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑥岐阜県 RL	「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版」(2026 年　岐阜県)	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤が脆弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。
⑦滋賀県 RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025 年版－」(2026 年　滋賀県)	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけ の情報が不足しているため 注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。

表 3.1-10(1)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ほ乳類	ニホンザル							要注
	ムササビ(ホオジロムササビ)							希少
	ハタネズミ							希少
	ヤチネズミ						準絶	
	カヤネズミ						準絶	希少
	ニホンジネズミ							要注
	カワネズミ							絶危
	ミズラモグラ					NT	準絶	絶危
	コキクガシラコウモリ							絶危
	キクガシラコウモリ							絶危
	テングコウモリ				指定		Ⅱ類	絶危
	ツキノワグマ							要注
	ニホンカモシカ	特天				LP		絶危
鳥類	オシドリ						準絶	希少
	ホシハジロ					NT		
	キンクロハジロ					VU		
	ミコアイサ							希少
	ヤマドリ							そ他
	ウズラ					VU	Ⅰ類	
	ヨタカ					NT	準絶	絶増
	ハリオアマツバメ					VU		
	アマツバメ					VU		
	ジュウイチ						準絶	希少
	ホトトギス							希少
	ツツドリ							希少
	カッコウ						準絶	希少
	アオバト							希少
	クイナ						準絶	絶増
	バン					VU	準絶	希少
	ヒクイナ					NT	Ⅱ類	絶増
	カイツブリ							希少
	タゲリ							希少
	ケリ					DD		
	ムナグロ					VU		
	イカルチドリ						準絶	希少
	コチドリ							希少
	タマシギ					DD	Ⅱ類	絶危
	ダイシャクシギ							希少
	ヤマシギ						不足	希少
	アオシギ							希少
	タシギ							希少
	イソシギ							希少
	クサシギ							希少
	タカブシギ					VU		希少

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

表 3.1-10(2)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
鳥類	ツルシギ					EN		希少
	アオアシシギ							希少
	ユリカモメ						準絶	
	コアジサシ					EN	Ⅱ類	絶増
	ヨシゴイ				指定	DD	Ⅰ類	絶危
	ミゾゴイ					NT	Ⅱ類	絶増
	ゴイサギ					VU	準絶	希少
	アマサギ					EN	準絶	希少
	チュウサギ					NT		希少
	コサギ					VU		希少
	ミサゴ							希少
	ハチクマ					DD	準絶	絶増
	クマタカ		国内			EN	Ⅱ類	絶危
	イヌワシ	国天	国内			EN	Ⅰ類	絶危
	ツミ						不足	希少
	ハイタカ					NT	準絶	希少
	オオタカ					NT	準絶	希少
	チュウヒ		国内			EN		絶危
	ハイイロチュウヒ							希少
	サシバ					VU	準絶	絶増
	ノスリ							希少
	アオバズク						準絶	希少
	コノハズク				指定		Ⅱ類	絶危
	オオコノハズク				指定		不足	絶危
	トラフズク							絶増
	フクロウ							希少
	ブッポウソウ				指定	EN	Ⅰ類	絶危
	アカショウビン							希少
	カワセミ							希少
	ヤマセミ				指定	VU	Ⅱ類	絶危
	アリスイ							希少
	オオアカゲラ							希少
	チョウゲンボウ							希少
	ハヤブサ		国内			NT	不足	希少
	サンショウクイ							希少
	サンコウチョウ							希少
	キレンジャク							希少
	ヒレンジャク							希少
	ヤブサメ							希少
	センダイムシクイ							希少
	メボソムシクイ							希少
	オオヨシキリ							希少
	セッカ						準絶	希少
	キクイタダキ							希少
	ミソサザイ							希少

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

表 3.1-10(3)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
鳥類	ゴジュウカラ							希少
	キバシリ							希少
	コムクドリ							希少
	トラツグミ						準絶	希少
	マミジロ						不足	絶増
	クロツグミ							希少
	アカハラ						不足	
	コサメビタキ							希少
	オオルリ							希少
	コルリ							絶増
	コマドリ							絶危
	キビタキ							要注
	ルリビタキ							希少
	カワガラス							希少
	ニュウナイスズメ							希少
	イワヒバリ							希少
	カヤクグリ							希少
	ビンズイ					NT		
	タヒバリ							希少
	ウソ							希少
	ハギマシコ							希少
	ベニマシコ							希少
	オオマシコ							希少
	イスカ							希少
	ホオアカ						Ⅱ類	希少
	カシラダカ					EN		
	ミヤマホオジロ						準絶	
	ノジコ					NT	準絶	希少
	アオジ							絶増
	クロジ							絶増
は虫類	ニホンイシガメ					VU	Ⅱ類	希少
	ニホンスッポン					DD	不足	要注
	ニホントカゲ							要注
	ヒガシニホントカゲ							要注
	タカチホヘビ							要注
	シロマダラ							要注
	ジムグリ							要注
	アオダイショウ							要注
	シマヘビ						不足	要注
	ヒバカリ							要注
	ヤマカガシ							要注
	ニホンマムシ							希少

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

表 3.1-10(4)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
両生類	クロサンショウウオ					NT	Ⅱ類	絶増
	ヒダサンショウウオ					NT	準絶	希少
	マホロバサンショウウオ		国内			VU	準絶	希少
	ヤマトサンショウウオ		国内			VU	Ⅰ類	希少
	ハコネサンショウウオ							希少
	ホムラハコネサンショウウオ		国内			VU	準絶	希少
	アカハライモリ					NT	準絶	要注
	アズマヒキガエル						準絶	希少
	ナガレヒキガエル						準絶	希少
	タゴガエル							要注
	ニホンアカガエル						Ⅰ類	希少
	ヤマアカガエル						準絶	希少
	ツチガエル							要注
	ナゴヤダルマガエル				指定	EN	Ⅱ類	絶増
	トノサマガエル					NT		要注
	シュレーゲルアオガエル							要注
	モリアオガエル						準絶	要注
	カジカガエル							要注
貝類	ゴマオカタニシ					NT	準絶	希少
	ベニゴマオカタニシ					VU	Ⅱ類	
	トウカイヤマトガイ					VU	不足	絶増
	アズキガイ							絶危
	ハリマムシオイガイ※1							要注
	ピルスブリムシオイ※1							要注
	イブキゴマガイ※2							要注
	マルタニシ					VU	準絶	希少
	ヤママメタニシ					CR+EN	Ⅱ類	絶増
	ケシガイ類					NT		要注
	モノアラガイ					NT	Ⅱ類	要注
	ヒラマキミズマイマイ					DD		希少
	ヒラマキガイモドキ					NT		希少
	クチマガリスナガイ					VU	Ⅱ類	希少
	ナガナタネガイ					LP		希少
	ナタネガイモドキ					NT		絶増
	フトキセルガイモドキ							希少
	キセルモドキ							希少
	オオギセル					NT	準絶	希少
	コンボウギセル							希少
	シリオレギセル						準絶	
	ホソヒメギセル					VU	不足	絶増
	シリボソギセル					NT	Ⅱ類	絶増
	ミカドギセル					NT	Ⅱ類	絶増

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

※1　ハリマムシオイガイ・ピルスブリムシオイは「滋賀県RDD」において選定されている「ムシオイガイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

※2　イブキゴマガイは「滋賀県RDD」において選定されている「イブキゴマガイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

表 3.1-10(5)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
貝類	イボイボナメクジ					NT	準絶	希少
	オオコウラナメクジ					NT	準絶	絶増
	ヤマコウラナメクジ					NT	不足	希少
	ヒラベッコウ					DD	不足	要注
	ハクサンベッコウ					DD		要注
	ヒゼンキビ					NT	準絶	
	ヒメハリマキビ					NT	準絶	
	オオウエキビ					DD		
	タカキビ					NT	不足	希少
	ヒメカサキビ					NT	準絶	
	キヌツヤベッコウ					DD		要注
	カタマメマイマイ					VU	Ⅱ類	絶増
	ヒメビロウドマイマイ※3					VU	不足	要注
	ビロウドマイマイ属の一種※4					○	不足	要注
	コシタカコベソマイマイ					NT	準絶	希少
	ヤコビマイマイ					CR+EN	Ⅰ類	絶危
	ニッポンマイマイ※5							要注
	カドバリニッポンマイマイ※5							要注
	コベソマイマイ							分布
	ヤマタカマイマイ					NT	準絶	希少
	チャイロオトメマイマイ※6							要注
	オオミケマイマイ					VU	不足	絶増
	イセノナミマイマイ							分布
	ギューリキマイマイ							分布
	ツルガマイマイ							希少
	コガネマイマイ(オカノマイマイ)							希少
	ナミマイマイ						準絶	
	ミヤマヒダリマキマイマイ					VU	準絶	希少
	イブキクロイワマイマイ※7							要注
	クロイワマイマイ※7							要注
	ヒルゲンドルフマイマイ※6					NT	準絶	要注
	タワラガイ							要注
	オバエボシガイ					VU	Ⅰ類	絶増
	マツカサガイ					NT	Ⅱ類	絶増
	ニセマツカサガイ					VU		絶危
	ササノハガイ					VU	Ⅱ類	要注

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

※3　ヒメビロウドマイマイは「岐阜県RL」においては「ビロウドマイマイ属の一種」に、「滋賀県RDD」においては「ビロウドマイマイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

※4　ビロウドマイマイ属には「環境省RL」において選定されている「ビロウドマイマイ」や「ケハダビロウドマイマイ」が含まれると判断し、重要種として取り扱った。
また、「滋賀県RDD」においては「ビロウドマイマイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

※5　ニッポンマイマイ・カドバリニッポンマイマイは「滋賀県RDD」において選定されている「ニッポンマイマイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

※6　チャイロオトメマイマイ・ヒルゲンドルフマイマイは「滋賀県RDD」において選定されている「チャイロオトメマイマイ類」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

※7　イブキクロイワマイマイ・クロイワマイマイは「滋賀県RDD」において選定されている「クロイワマイマイ」に含まれると判断し、重要種として取り扱った。

表 3.1-10(6)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
貝類	カタハガイ		国内			VU	Ⅰ類	絶危
	タテボシガイ						Ⅱ類	
	ドブシジミ							要注
	マメシジミ類							要注
魚類	ミナミスナヤツメ					VU		絶増
	ニホンウナギ					EN		要注
	ギンブナ※1					○		○
	アブラボテ					NT	準絶	絶増
	カネヒラ							希少
	ヌマムツ						準絶	分布
	アブラハヤ							要注
	タカハヤ							要注
	モツゴ							希少
	ドジョウ					NT		要注
	オオシマドジョウ							要注
	ニシシマドジョウ							要注
	アジメドジョウ					VU		希少
	ホトケドジョウ					EN	準絶	絶増
	ナマズ							要注
	アカザ					VU		希少
	アユ							分布
	サクラマス（ヤマメ）					NT	不足	要注
	サツキマス（アマゴ）					NT	準絶	要注
	ビワマス					NT		要注
	ハリヨ			指定	指定	CR	Ⅰ類	絶危
	ミナミメダカ					VU		絶危
	カジカ					NT		希少
	ドンコ						準絶	そ他
	カワヨシノボリ							要注
昆虫類	コバネアオイトトンボ					EN	Ⅰ類	絶滅
	アオイトトンボ							そ他
	オツネントンボ						準絶	要注
	モートンイトトンボ					NT	準絶	希少
	オオイトトンボ						準絶	絶増
	アオハダトンボ					NT	準絶	分布
	ルリボシヤンマ							要注
	マルタンヤンマ						準絶	
	ミヤマサナエ							そ他
	ホンサナエ						準絶	そ他
	タベサナエ					NT		希少
	オグマサナエ					NT	準絶	希少
	トラフトンボ						準絶	要注
	ヨツボシトンボ							要注

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

※1　ギンブナにはゲンゴロウブナを含む。また、ギンブナは「滋賀県RDD」において「要注」、ゲンゴロウブナは「環境省RL」において「EN」、「滋賀県RDD」において「希少」に該当するため重要種として取り扱った。

表 3.1-10(7)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
昆虫類	ハッチョウトンボ							要注
	コノシメトンボ							分布
	キトンボ							希少
	ナツアカネ							そ他
	マイコアカネ						Ⅱ類	絶増
	ヒメアカネ							そ他
	ミヤマアカネ						準絶	希少
	カワラスズ							要注
	ハウチワウンカ					VU		要注
	コエゾゼミ							分布
	ハルゼミ							絶増
	エゾハルゼミ							分布
	クロオビカイガラキジラミ							絶増
	マルグンバイ							要注
	イトアメンボ					VU	Ⅰ類	要注
	ハラグロコミズムシ							分布
	コオイムシ					NT		
	キリバネトビケラ属の一種							要注
	オオミノガ							要注
	アオイラガ							要注
	キバネセセリ							希少
	ギンイチモンジセセリ					NT	準絶	絶危
	ミヤマチャバネセセリ						準絶	
	スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種					NT	準絶	希少
	オナガシジミ							分布
	キリシマミドリシジミ 本州以南亜種						準絶	
	ミヤマカラスシジミ						Ⅱ類	希少
	ウラナミアカシジミ						準絶	絶増
	ミドリシジミ						Ⅱ類	
	クロシジミ					EN	Ⅰ類	絶増
	ムモンアカシジミ						Ⅱ類	分布
	フジミドリシジミ						準絶	
	シルビアシジミ					EN	絶滅	絶滅
	ウラギンスジヒョウモン					VU	Ⅱ類	絶増
	クロヒカゲモドキ					EN	Ⅰ類	絶危
	クモガタヒョウモン							希少
	オオミスジ							分布
	オオムラサキ					NT	準絶	絶増
	ウラナミジャノメ本州亜種					VU	Ⅰ類	絶増
	ギフチョウ					VU	準絶	絶危
	ツマグロキチョウ					EN	準絶	絶危
	スジボソヤマキチョウ						準絶	希少
	オナガミズアオ本土亜種					NT		

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

表 3.1-10(8)　貴重な動物

区分	種名	選定要件						
		天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
昆虫類	カバフキシタバ						準絶	要注
	ネグロクサアブ					DD	準絶	
	ツブゲンゴロウ							要注
	シャープツブゲンゴロウ					NT	Ⅱ類	要注
	コクロマメゲンゴロウ							要注
	マダラコガシラミズムシ					VU	準絶	希少
	ナガヒラタムシ							要注
	コガムシ					DD		
	シジミガムシ					EN		
	ヤマトモンシデムシ					NT	Ⅱ類	
	オオセンチコガネ							分布
	ミヤマダイコクコガネ							分布
	ツノコガネ							分布
	クロカナブン							分布
	クロサワドロムシ							希少
	タマムシ							分布
	イブキミヤマヒサゴコメツキ							分布
	ヘイケボタル							要注
	ヒメボタル							要注
	シワヒサゴゴミムシダマシ							分布
	ヒメビロウドカミキリ					NT	絶滅	絶増
	ムネグロリンゴカミキリ							分布
	キンイロネクイハムシ					NT		要注
	ヒサゴアナアキゾウムシ							要注
	ギンスジゾウムシ							要注
	ケブカツヤオオアリ					DD		
	トゲアリ					VU	準絶	
	ヒメホソアシナガバチ							要注
	フタモンクモバチ					NT		
	トラマルハナバチ本土亜種							要注
	ミヤママルハナバチ							要注
	クロマルハナバチ					NT		要注
その他無脊椎動物	サワガニ							要注

注）選定要件は表 3.1-9のとおりである。

(2) 植物の状況

① 植生

概況調査地域における現存植生は図 3.1-9、その概要は表 3.1-11のとおりである。

山間部には、植林地、耕作地植生に属するスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、尾根付近にヤブツバキクラス域代償植生に属するアベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集が分布する。伊吹山地南端の一部には、ブナクラス域自然植生に属するチャボガヤーケヤキ群集が分布する。山間部に挟まれた平坦地には、水田雑草群落が広がり、概況調査地域西側の政所川沿いにヤブツバキクラス域自然植生に属するケヤキームクノキ群集が分布する。

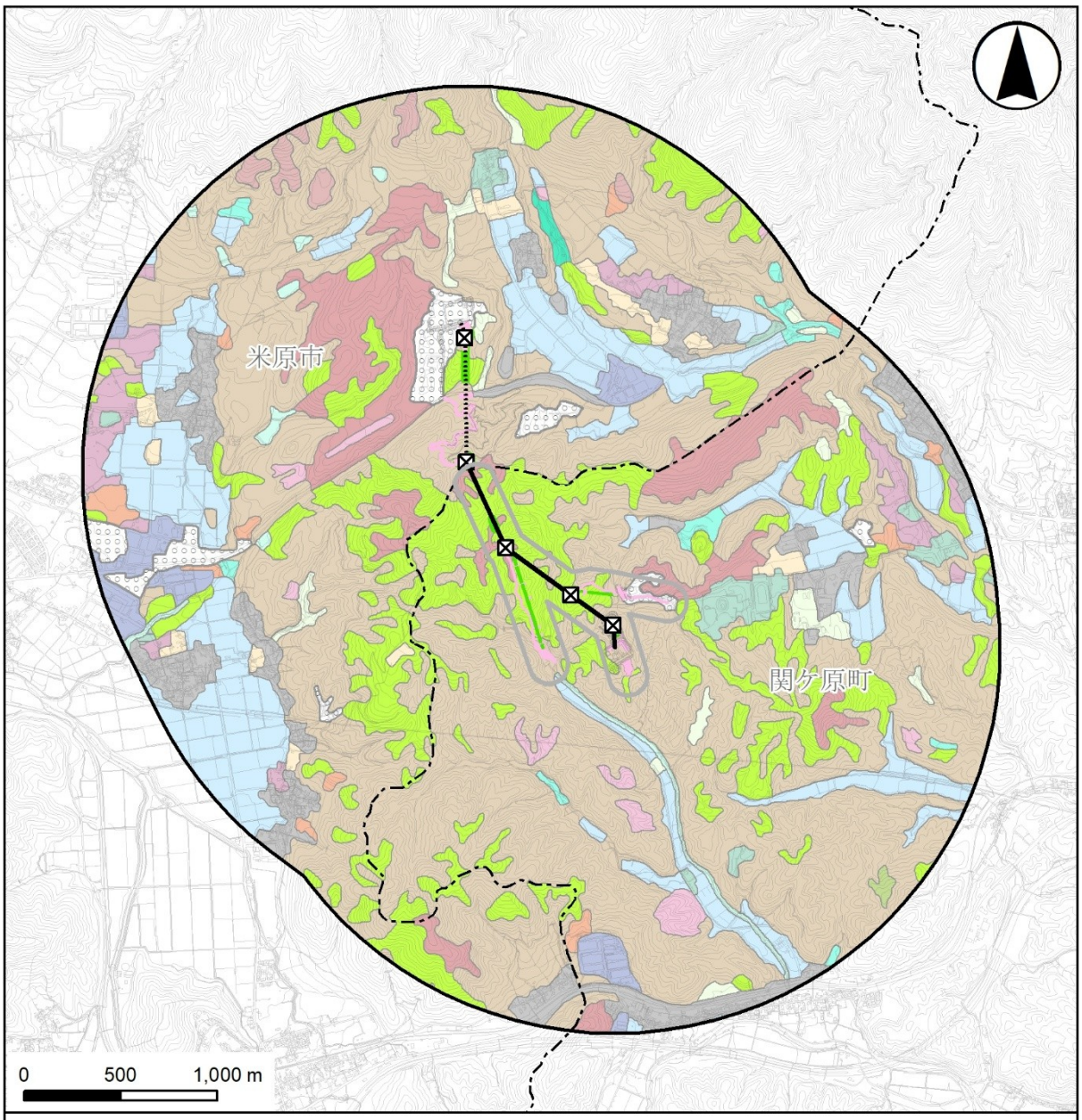
表 3.1-11　現存植生の概要

区分	植生単位
ブナクラス域自然植生	チャボガヤーケヤキ群集
ヤブツバキクラス域自然植生	ケヤキームクノキ群集
ヤブツバキクラス域代償植生	タブノキーヤブニッケイ二次林、アベマキーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、伐採跡地群落（Ⅶ）
植林地、耕作地植生	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
その他	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地、開放水域

出典：「自然環境調査Web-GIS　植生調査（1/2.5万）植生図」（環境省自然環境局HP　2026年7月閲覧）

② 植物相

「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」（2014年　岐阜県）、「関ケ原町史　通史編上巻」（1990年　関ケ原町）、「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（2026年　滋賀県）、「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（2011年　中部電力株式会社）及び「岐阜県植物誌」（2019年　岐阜県植物研究会編集）によれば、概況調査地域周辺では、151科1047種の記録がある。



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

チャボガヤーケヤキ群集

ケヤキームクノキ群集

タブノキーヤブニッケイ二次林

アベマキーコナラ群集

モチツツジーアカマツ群集

ユキグニミツバツツジーアカマツ群集

伐採跡地群落(VII)

スギ・ヒノキ・サワラ植林

竹林

路傍・空地雑草群落

果樹園

畑雑草群落

水田雑草群落

放棄水田雑草群落

市街地

緑の多い住宅地

工場地帯

造成地

開放水域

出典：「自然環境調査Web-GIS　植生調査（1/2.5万）植生図」（環境省自然環境局HP　2026年7月閲覧）

図 3.1-9　現存植生

③ 貴重な植物

「日本の重要な植物群落Ⅱ　東海版」（1988年　環境庁）、「第4回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図　岐阜」（1995年　環境庁）等によれば、概況調査地域には特定植物群落、巨樹・巨木林等は分布していない。

この他、「植物群落レッドデータブック」（1996年　わが国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会）によれば、何らかの保護を必要とする植物群落（単一群落）として、表 3.1-12のとおり、その分布位置が不明なものの米原市のうち旧伊吹町及び旧山東町に8群落が分布するとされている。

また、概況調査地域周辺で確認されている植物（個体植物）のうち、表 3.1-13に示す選定要件に当てはまる貴重な植物は、表 3.1-14に示すとおり342種である。

表 3.1-12　貴重な植物（植物群落等）

分類	群落名	ランク
単一群落	オオイタヤメイゲツ群落	2
	クマガイソウ群落	3
	ブナ群落	2
	イブキシモツケ群落	3
	オオバギボウシ群落	3
	シュロソウ群落	3
	ミカヅキグサ群落	3
	ヒツジグサ群落	3

※1　選定要件は以下のとおりである。

「植物群落レッドデータブック」（1996年　我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会）

ランク4（緊急に対策必要）：緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する。

ランク3（対策必要）：対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する。

ランク2（破壊の危惧）：現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい。

ランク1（要注意）：当面、新たな保護対策は必要ない（監視必要）。

表 3.1-13(1)　貴重な植物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省 RL	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(2025 年　環境省)	EX：絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR：絶滅危惧 IA 類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧 IB 類。IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD：情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑥岐阜県 RL	「岐阜県レッドリスト(植物編)二次改訂版」(2026 年 岐阜県)	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤が脆弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。

表 3.1-13(2)　貴重な植物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑦滋賀県 RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック－2025 年版－」（2026 年　滋賀県）	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけ の情報が不足しているため 注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。

表 3.1-14(1)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ヤチスギラン						Ⅰ類	分布
アスヒカズラ							絶危
スギラン					VU	Ⅱ類	絶危
エゾノヒメクラマゴケ						Ⅰ類	絶増
イワヒバ							希少
ミズニラ					NT	Ⅰ類	絶危
エゾフユノハナワラビ							要注
アカハナワラビ						準絶	そ他
ナガホノナツノハナワラビ						準絶	そ他
コヒロハハナヤスリ							そ他
ハマハナヤスリ							希少
ヒロハハナヤスリ						Ⅱ類	希少
ハコネシダ						Ⅱ類	希少
タキミシダ					VU	Ⅰ類	要注
ナチシダ						準絶	
カミガモシダ						準絶	
トキワトラノオ						準絶	要注
オクタマシダ					VU	Ⅱ類	絶危
クモノスシダ							分布
イチョウシダ					NT	Ⅰ類	絶増
イワトラノオ							希少
タチヒメワラビ						Ⅱ類	絶危
オオバショリマ							希少
フクロシダ							分布
テバコワラビ					VU	Ⅱ類	希少
ウラボシノコギリシダ						Ⅰ類	
ヒロハヤブソテツ							そ他
シラネワラビ							希少
キヨズミオオクジャク						Ⅱ類	そ他
ミヤマクマワラビ							希少
イワイタチシダ							そ他
カタイノデ							そ他
アオネカズラ						Ⅱ類	絶危
サジラン							希少
ヒメサジラン							希少
オオクボシダ						Ⅱ類	絶危
クリハラン							そ他
カラクサシダ							分布
ビロードシダ							希少
ヒツジグサ						Ⅱ類	そ他
ミヤコアオイ						Ⅰ類	
ゼニバサイシン							絶危
ウスバサイシン							希少
アシウテンナンショウ							分布
ヒロハテンナンショウ							そ他

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(2)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ヒメザゼンソウ						Ⅱ類	そ他
ザゼンソウ							分布
イワショウブ						Ⅱ類	希少
ヤナギスブタ						Ⅱ類	そ他
ムサシモ					EN	Ⅰ類	絶危
イトトリゲモ					NT	Ⅱ類	そ他
ホッスモ						準絶	そ他
ミズオオバコ					NT	Ⅱ類	そ他
イトモ					NT	Ⅰ類	そ他
ヒルムシロ						Ⅱ類	そ他
リュウノヒゲモ					NT		要注
ヒナノシャクジョウ						Ⅰ類	そ他
カエデドコロ						Ⅰ類	
ミノシライトソウ			指定		EN	Ⅰ類	
アオヤギソウ							絶増
オオシュロソウ							希少
マルバサンキライ						Ⅰ類	希少
ミノコバイモ			指定	指定	VU	Ⅰ類	
コシノコバイモ						Ⅰ類	
キバナノアマナ						Ⅱ類	絶増
ヤマユリ						Ⅰ類	要注
コオニユリ						Ⅱ類	
ホソバノアマナ						Ⅰ類	絶危
タマガワホトトギス							希少
アマナ							希少
ヒロハノアマナ					VU	Ⅰ類	絶増
シラン					NT		希少
エビネ					NT	Ⅱ類	そ他
ナツエビネ					VU	Ⅰ類	そ他
サルメンエビネ			指定	指定	VU	Ⅰ類	絶危
ギンラン						準絶	希少
キンラン					NT	Ⅱ類	希少
ササバギンラン						Ⅰ類	絶危
ユウシュンラン					NT	Ⅰ類	絶危
トケンラン					VU	Ⅰ類	絶増
マヤラン					VU	Ⅰ類	絶危
クマガイソウ			指定	指定	VU	Ⅰ類	絶危
ツチアケビ						準絶	
セッコク			指定	指定		Ⅱ類	絶危
アキザキヤツシロラン						Ⅰ類	希少
オニノヤガラ							希少
クロヤツシロラン						準絶	そ他
ベニシュスラン						Ⅰ類	
シュスラン						Ⅰ類	要注
ムカゴソウ					VU	Ⅰ類	要注

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(3)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ホクリクムヨウラン						Ⅱ類	希少
エンシュウムヨウラン						Ⅱ類	分布
セイタカスズムシソウ						Ⅰ類	絶危
ジガバチソウ							希少
クモキリソウ							そ他
スズムシソウ						Ⅰ類	要注
ノビネチドリ						Ⅰ類	絶危
コケイラン							そ他
サギソウ					NT	Ⅰ類	希少
ジンバイソウ						Ⅱ類	希少
ツレサギソウ						Ⅱ類	絶危
ハシナガヤマサギソウ							要注
ヤマサギソウ					VU	準絶	絶増
コバノトンボソウ							そ他
オオヤマサギソウ							絶増
トンボソウ						準絶	希少
トキソウ					NT	Ⅰ類	希少
ヤマトキソウ						Ⅰ類	絶増
ウチョウラン			指定	指定	NT	Ⅰ類	絶危
カヤラン							希少
ヒオウギ							そ他
アヤメ							そ他
ユウスゲ						Ⅱ類	希少
ゼンテイカ							絶増
ノカンゾウ							そ他
ステゴビル					VU	Ⅰ類	絶危
ヒメニラ						Ⅱ類	絶危
ヤマラッキョウ							希少
ギョウジャニンニク						Ⅱ類	絶危
ミズギボウシ						Ⅱ類	そ他
ドウモンワニグチソウ							要注
コワニグチソウ							要注
ヒメイズイ						Ⅰ類	絶危
ワニグチソウ						Ⅰ類	絶危
コガマ							そ他
ホシクサ							希少
オオタマツリスゲ						Ⅱ類	希少
ヌカスゲ						Ⅱ類	要注
タカネマスクサ						Ⅱ類	
ヤブスゲ							要注
ミカヅキグサ							そ他
オオイヌノハナヒゲ							そ他
マツカサススキ						Ⅰ類	そ他
ハネガヤ							絶増
ヒメコヌカグサ					NT	準絶	そ他

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(4)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ヒロハノコヌカグサ							そ他
コウボウ							絶増
イブキカモジグサ							要注
イブキトボシガラ					NT	Ⅱ類	分布
ウキガヤ							そ他
イワタケソウ						Ⅱ類	絶増
カモノハシ							そ他
ミチシバ							絶増
タチネズミガヤ						準絶	
タキキビ							希少
イブキソモソモ						Ⅱ類	分布
ムカゴツヅリ						Ⅰ類	要注
ミヤマアブラススキ						準絶	分布
チシマカニツリ						準絶	希少
ジロボウエンゴサク							希少
ヤマブキソウ						Ⅰ類	絶増
オオバメギ						Ⅱ類	希少
サンカヨウ							分布
キバナイカリソウ							分布
カワチブシ						Ⅱ類	
イブキトリカブト						Ⅰ類	
アズマレイジンソウ※1					NT	準絶	絶危
ルイヨウショウマ							希少
フクジュソウ			指定			Ⅱ類	希少
アズマイチゲ							希少
レンゲショウマ						Ⅰ類	
リュウキンカ				指定			絶危
キケンショウマ							分布
カザグルマ				指定	NT	Ⅰ類	絶危
ツルシロカネソウ							分布
トウゴクサバノオ							分布
セツブンソウ			指定		NT	Ⅰ類	希少
ミスミソウ					NT	Ⅱ類	そ他
オキナグサ			指定	指定	NT	Ⅰ類	絶危
シギンカラマツ							分布
カラマツソウ							そ他
キンバイソウ						Ⅱ類	絶危
ヤマシャクヤク					NT	Ⅱ類	希少
ヤブサンザシ						Ⅱ類	
ザリコミ						Ⅱ類	分布
タキミチャルメルソウ					NT	Ⅱ類	分布
アカヒダボタン						Ⅱ類	
コガネネコノメソウ							絶増
ナメラダイモンジソウ							分布
ミツバベンケイソウ						準絶	そ他

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。
※1　アズマレイジンソウはイブキレイジンソウを含む。

表 3.1-14(5)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
アオベンケイ						Ⅰ類	
フジキ						準絶	
イタチササゲ							希少
キバナノレンリソウ							要注
イヌハギ					NT	Ⅰ類	絶危
マキエハギ						Ⅱ類	絶増
クサフジ						Ⅱ類	
オオバクサフジ						Ⅱ類	希少
イブキノエンドウ						Ⅰ類	要注
カキノハグサ						Ⅰ類	絶危
ヒナノキンチャク					NT	Ⅱ類	絶危
マメグミ						不足	
ホナガクマヤナギ						準絶	分布
サンショウソウ						Ⅱ類	
コミヤマミズ						Ⅱ類	
チョウセンキンミズヒキ					VU	Ⅰ類	希少
オクチョウジザクラ							分布
オニシモツケ							分布
シモツケソウ							そ他
オオダイコンソウ							分布
コキンバイ						Ⅱ類	絶危
カワラサイコ						Ⅱ類	希少
ミツモトソウ							希少
イワキンバイ						Ⅱ類	希少
ヤマイバラ							絶増
サナギイチゴ					NT	準絶	絶増
イワガサ						Ⅱ類	絶増
シモツケ							そ他
イブキシモツケ						Ⅱ類	分布
イワシモツケ							絶増
ミヤマハンノキ							分布
サクラバハンノキ					NT	準絶	希少
イワウメヅル						Ⅱ類	要注
ウメバチソウ							そ他
タカトウダイ							分布
エゾノタチツボスミレ							分布
オオバキスミレ						Ⅱ類	分布
ヒゴスミレ						Ⅰ類	絶増
ツルタチツボスミレ							分布
イブキスミレ						Ⅰ類	分布
アケボノスミレ							絶危
シコクスミレ						準絶	
トモエソウ							絶増
グンナイフウロ							分布
イブキフウロ							分布

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(6)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ヒメフウロ						Ⅰ類	
ハクサンフウロ							分布
エゾフウロ						準絶	分布
ヒメミソハギ							そ他
ミズマツバ					NT		そ他
コオニビシ						Ⅱ類	
ウシタキソウ							希少
ミズユキノシタ						Ⅱ類	
テツカエデ						Ⅱ類	
チョウセンナニワズ					VU		希少
カラスシキミ							希少
スズシロソウ						Ⅱ類	
イワハタザオ						Ⅰ類	分布
ヤマガラシ							分布
エゾハタザオ						Ⅰ類	分布
キバナハタザオ						Ⅱ類	分布
マツグミ						Ⅱ類	
イブキトラノオ						準絶	分布
コミゾソバ						準絶	
オオネバリタデ							要注
コギシギシ					NT	Ⅱ類	要注
コバノミミナグサ					CR	不足	絶危
エゾカワラナデシコ							要注
ワチガイソウ							分布
アオハコベ						Ⅱ類	絶増
ヤマハコベ						Ⅱ類	要注
ギンバイソウ						Ⅱ類	
エンシュウツリフネソウ					CR	Ⅰ類	
クサレダマ						Ⅱ類	絶増
ウメガサソウ							希少
シャクジョウソウ						Ⅱ類	希少
レンゲツツジ							希少
シロヤシオ							希少
ホソバオオアリドオシ						Ⅱ類	
イナモリソウ						Ⅱ類	希少
オオキヌタソウ							分布
ヤマトグサ						Ⅱ類	分布
チチブリンドウ					EN	Ⅰ類	絶危
ホソバノツルリンドウ						Ⅰ類	絶増
チョウジソウ					NT	Ⅱ類	絶危
コイケマ							そ他
クサタチバナ					NT	準絶	希少
ツルガシワ						Ⅱ類	分布
スズサイコ					NT	Ⅰ類	希少
ヤマホオズキ					VU	Ⅰ類	絶危

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(7)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ホタルカズラ						Ⅰ類	
ハシドイ						準絶	
マルバノサワトウガラシ					NT		希少
イヌノフグリ					NT	Ⅱ類	希少
ルリトラノオ					VU	不足	絶増
クガイソウ							分布
スズカケソウ					CR	Ⅰ類	
オオヒナノウスツボ							希少
カワミドリ							そ他
ジュウニヒトエ						準絶	絶増
ツルカコソウ					VU		
ツクバキンモンソウ						準絶	分布
キセワタ					VU	Ⅱ類	絶危
マネキグサ					NT	Ⅰ類	希少
トラノオジソ							要注
ヤマジノタツナミソウ							分布
タツナミソウ						準絶	
ホナガタツナミソウ						Ⅱ類	
ヤマタツナミソウ							希少
エゾタツナミソウ							要注
ミヤマナミキ						Ⅱ類	分布
イブキジャコウソウ						準絶	絶増
オオナンバンギセル						Ⅱ類	絶増
イブキコゴメグサ					VU	Ⅰ類	絶危
ケヤマウツボ							要注
クチナシグサ						準絶	そ他
シオガマギク							そ他
キヨスミウツボ						Ⅰ類	希少
コシオガマ							希少
イイタカムシトリスミレ						Ⅰ類	
タヌキモ					NT		要注
ムラサキミミカキグサ					NT	Ⅰ類	そ他
スズムシバナ							絶危
クマツヅラ						Ⅰ類	要注
ミヤマウメモドキ							分布
シデシャジン							希少
ヤマノコギリソウ						Ⅱ類	
モミジハグマ						準絶	
ヒメシオン						Ⅱ類	希少
ヤマジノギク						準絶	希少
サワシロギク							そ他
オケラ						Ⅱ類	希少
ノッポロガンクビソウ							要注
コイブキアザミ					EN	Ⅰ類	分布
ヒメアザミ						準絶	そ他

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

表 3.1-14(8)　貴重な植物（個体植物）

種名	選定要件						
	天然記念物	種の保存法	岐阜県保護	滋賀県共生	環境省RL	岐阜県RL	滋賀県RDB
ミヤマコアザミ					NT		分布
イナベアザミ					CR	Ⅰ類	絶増
サワアザミ							分布
フジバカマ					NT	Ⅱ類	要注
スイラン						Ⅰ類	そ他
オグルマ							そ他
マルバダケブキ							分布
ハンカイソウ						Ⅰ類	絶危
オオニガナ						Ⅰ類	分布
アキノハハコグサ					EN		要注
ミヤコアザミ						準絶	絶危
オオダイトウヒレン							絶危
ヒメヒゴタイ					VU	Ⅰ類	絶危
キオン							分布
キクバヤマボクチ						Ⅱ類	
オカオグルマ						Ⅱ類	希少
ウラジロウコギ						Ⅱ類	要注
ケヤマウコギ							希少
ミヤマトウキ							分布
セリモドキ						Ⅱ類	分布
イブキボウフウ						Ⅰ類	絶増
ヤマゼリ							分布
ナベナ						準絶	絶増
コウグイスカグラ						準絶	分布
ダイセンヒョウタンボク						準絶	分布
カノコソウ						Ⅱ類	分布
イワツクバネウツギ					VU	Ⅱ類	希少

注）選定要件は表 3.1-13のとおりである。

(3) 生態系の状況

概況調査地域は、気候的には日本海型気候から太平洋型気候への移行帯に位置する。

植生的にはブナクラス域とヤブツバキクラス域の境界部にあたり、概況調査地域のうち北部にはアカマツ林、南部にはコナラ林が分布する。植物相を見ると、それぞれ植物地理学上あるいは植生学上の特徴的植物が生育する。

また、動物相を見ると、ニホンジカやイノシシ等の大型哺乳類やサシバ等の猛禽類が生息している。

人の土地利用から見ると、人の活動と自然環境との共存関係が残る里山環境を有する地域である。

以上のことから、概況調査地域は、気候的、生物的、人による土地利用度等により、多様な生態系が存在する地域であると判断される。

3.1.6　景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

景観及び人と自然との触れ合い活動の状況については、「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」のほか、表 3.1-15 に示す各市町村資料を参考に抽出した。

なお、調査範囲は各状況に応じ、概況調査地域の周辺も含めた範囲とした。

表 3.1-15　把握に用いた各市町村資料

番号	分類	資料名	刊行年月 (閲覧年月)	発行元
1	文化財	岐阜県文化財図録	(2026 年 7 月)	岐阜県 HP
2		関ケ原町の文化財一覧	(2026 年 7 月)	関ケ原町 HP
3		文化財目録	(2026 年 7 月)	滋賀県 HP
4		指定文化財	(2026 年 7 月)	米原市 HP
5	景観計画	関ケ原町景観計画	2021 年 7 月	関ケ原町
6		米原市景観計画	2013 年 6 月	米原市
7	観光関連	岐阜県観光公式サイト 岐阜の旅ガイド	(2026 年 7 月)	一般社団法人　岐阜県観光連盟 HP
8		関ケ原観光ガイド	(2026 年 7 月)	関ケ原古戦場おもてなし連合 HP
9		滋賀・びわ湖観光情報	(2026 年 7 月)	公益社団法人びわこビジターズビューローHP
10		長浜・米原を楽しむ観光情報サイト	(2026 年 7 月)	公益社団法人長浜観光協会・一般社団法人びわ湖の素 DMO HP

(1) 景観構成要素及び眺望地の状況

概況調査地域における主要な景観構成要素は、表 3.1-16及び図3.1-10のとおりである。

概況調査地域には、自然景観要素が9件、文化景観要素が15件の合計24件がある。

また、概況調査地域における主要な眺望地は、表 3.1-17及び図3.1-10のとおりである。

概況調査地域には、主要な眺望地が18件ある。

表 3.1-16(1)　主要な景観構成要素

分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
自然景観要素	地形	1	関ケ原鍾乳洞 ［岩倉山鍾乳洞］	入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水には虹鱒が泳ぎ、古生代の化石も確認できる。鍾乳洞の中の湧き水は玉倉部の泉として外の水路へ出ている。	1,[2],3,4,5
		2	玉の城山 ［玉城］	近江と美濃の国境の重要地点として、武将達が守備を固めた山。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	5,[8]
	河川	3	藤古川	藤古川が形成した谷地形は壬申の乱の舞台となり、東西の境となる不破関が置かれた。玉の集落では藤古川によって大きく削り取られた地形となっている。6 月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	2,3,4,5
		4	黒血川	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。	5
	湧水	5	玉倉部の清水 （日本武尊伝説） ［日本武尊居寤清水］	岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。「日本書紀」には、荒神退治に出かけた日本武尊が荒神の降らせた氷雨の毒気にあたり、この清水を飲んで一命をとりとめたと書かれている。	[2],3,5
		6	泉神社湧水	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出したもので、ミネラルを含んだ清く、美しい水、年間平均水温 11℃の冷水、1 日の流水量約 4,500ｔもの豊かな水。	3,5
	自動車道	7	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。	4,5,9
	自然公園	8	揖斐関ケ原養老国定公園	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美や、池田山・養老山系の自然美。	6
		9	琵琶湖国定公園	日本で最初に指定された国定公園。琵琶湖の湖水景観とその周辺に連なる山々の山岳景観。これらが美しくとけあって、特徴ある景観を構成。	7

表 3.1-16(2)　主要な景観構成要素

分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
文化景観要素	社寺	10	妙応寺	正平 15 年（1360 年）に、今須領主長江重景が、亡き母・妙応のために創建した岐阜県で最も古い曹洞宗寺院。寺の敷地内には、徳川家康が関ケ原合戦を終え、腰掛けて一服したと言われる「徳川家康腰掛石」がある。	4,5
	史跡	11	奥平貞治の墓	関ケ原の戦いで戦った奥平貞治の墓。元治元年（1864 年）10 月に子孫の奥平新左衛門源貞昭がこの地に建立した。	4,5
		12	野瀬山城跡（長比砦・長比城跡）	滋賀県と岐阜県にまたがる野瀬山に浅井氏が築いた城。近江と美濃、あるいは湖北と湖南の境目の戦略上の要衝で、織田信長も入城している。現在も往時の土塁等がよく残り、「街道の国近江」の特徴を表している。	5
	文化財	13	京極氏遺跡（京極氏城館跡・弥高寺跡）	交通の便がよく軍事的にも都合の良かった伊吹山麓に、戦国時代北近江を支配した京極氏によって建てられた館。その遺構が伊吹神社境内に残り、庭園跡や池跡、「虎石」と呼ばれる巨石等が見られる。弥高寺は伊吹山四大護国寺の一つで、戦国時代には城郭としての役割も果たした。国指定史跡。	2,4,5
		14	長江氏墓	妙応寺にある妙応寺を創建した長江氏の墓。県指定史跡。	2,4,5
	自然歩道	15	東海自然歩道 13 関ケ原つわものたちをしのぶみち	天下分け目の合戦場跡を巡る 11.3km のウォーキングコース。史跡巡りのほか、山頂からの眺望や施設でのバードウォッチングも楽しめる。	10
		16	神代・昔話へと続く伝説コース	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	11
	登山道	17	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。遊歩道から山頂部にかけては、大正 5 年（1916 年）に陸軍により設置された玉の火薬庫のコンクリート柱や鉄条網が残る。	8
	旧街道	18	旧中山道今須宿	旧街道らしい町並みの景観や景観資源が残されている。旧中山道では、関ケ原町を境に今須宿より西の滋賀県側では、木部にベンガラを塗った建築物が多く残る。	2,3
		19	旧北国街道玉の集落	趣のある建築物や石積のある町並みが残されている。	3

表 3.1-16(3)　主要な景観構成要素

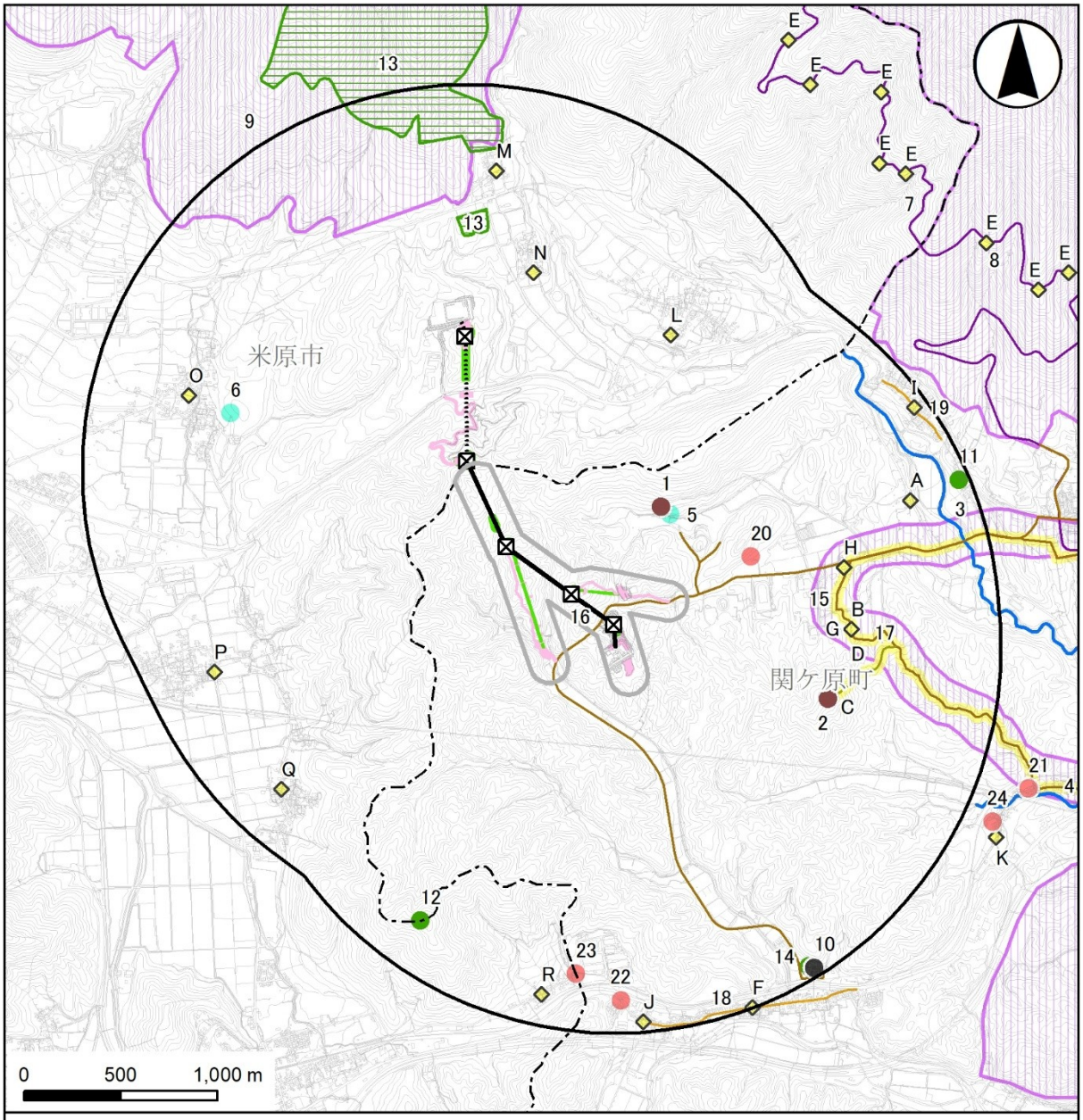
分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
文化景観要素	伝説地	20	腰掛岩	関ケ原鍾乳洞から少し離れた場所にある日本武尊が腰掛けたとされる岩。	3,5
		21	黒血川	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。	3,5
		22	車返しの坂	南北朝時代の伝説が残る坂。坂の途中に石碑、頂上に「車返地蔵尊」が安置されている。旧中山道の旅情をわずかに垣間見ることができる。	3,5
		23	寝物語の里	岐阜県と滋賀県の県境にある溝が、かつての美濃と近江の国境であり、この溝を隔てて建つ両国の旅籠の泊まり客同士が寝ながら話しができたことからついた名称である。	3,5
		24	常盤御前の墓	16歳で源義朝の愛妾となった常盤御前が、ここで土賊に襲われ命を落とし、それを哀れんだ里人がここに葬り塚を築いたという伝説がある。	3,5

※1　表中の番号は、の番号と対応する。
※2　［　］内の名称は、[出典番号]における名称を示す。
出典：1.「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」（1989年　環境庁）
2.各市町村資料・文化財（表 3.1-15参照）
3.各市町村資料・景観計画（表 3.1-15参照）
4.「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」
（公益社団法人日本観光振興協会HP　2026年7月閲覧）
5.各市町村資料・観光関連（表 3.1-15参照）
6.「岐阜県の自然公園一覧」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
7.「滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
8.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
9.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
10.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
11.「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト　関ケ原観光ガイド」
（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）

表 3.1-17　主要な眺望地

番号	名称	概要	出典
A	伊吹山を望む眺め 広域農道	伊吹山を眺めることができる地点及びその周辺。	3
B	伊吹山を望む眺め 東海自然歩道		
C	玉の城山	標高 307.5m。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山を一望できる。	2
D	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	4
E	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。	1,2,5
F	旧中山道今須宿	関ケ原宿と同様、地理的に交通の要所として、商人も多数行き交ったとされる宿駅。江戸時代には、人馬の継ぎ立て等の様々な事務を行う問屋場が 7 軒あったという。	2
G	東海自然歩道（13 関ケ原つわものたちをしのぶみち）	天下分け目の合戦場跡を巡る 11.3km のウォーキングコース。	6
H	エコミュージアム関ケ原	東海自然歩道（13 関ケ原つわものたちをしのぶみち）の発着点。	6
I	不破郡関ケ原町玉集落	各集落の眺望のある地点。	―
J	不破郡関ケ原町今須集落		
K	不破郡関ケ原町山中集落		
L	米原市藤川集落		
M	米原市上平寺集落		
N	米原市寺林集落		
O	米原市大清水集落		
P	米原市大野木集落		
Q	米原市須川集落		
R	米原市長久寺集落		

※1　表中の番号は、の番号と対応する。
※2　伊吹山ドライブウェイは、自動車道のうち、駐車スペースのある待避所を地点とした。
出典：1.「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」
（公益社団法人日本観光振興協会HP　2026年7月閲覧）
2.各市町村資料・観光関連（表 3.1-15参照）
3.「関ケ原町景観計画」（2021年7月　関ケ原町）
4.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
5.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
6.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

地形

湧水

社寺

史跡

伝説地

文化財

自然公園

河川

自動車道

自然歩道

登山道

旧街道

眺望地

眺望地ルート

※1　図中の番号は、表 3.1-16及び表 3.1-17の番号と対応する。

出典：表 3.1-16及び表 3.1-17参照

図 3.1-10　主要な景観構成要素及び眺望地

(2) 触れ合い活動の場の状況

概況調査地域における触れ合い活動の場は、表 3.1-18及び図 3.1-11のとおりである。

概況調査地域には、触れ合い活動の場が11件ある。

表 3.1-18　触れ合い活動の場

番号	名称	活動内容	出典
1	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。	1,2,4
2	藤古川	6 月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	1,2
3	関ケ原鍾乳洞	入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水で泳ぐニジマスの群れや、ウミユリの化石も確認できる。	1,2
4	玉倉部の清水	岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。	2
5	エコミュージアム関ケ原	様々な方法で自然の楽しさや大切さを紹介する施設。関ケ原周辺の自然情報を紹介する「情報サービスルーム」、まるで本物の自然の中にいるような感覚で、楽しみながら自然を体感できる「自然観察の森」、高画質・高音響システムと 110 インチの大画面で、関ケ原周辺の自然を迫力たっぷりの映像で楽しめる「ハイビジョンシアター」がある。	1,2
6	東海自然歩道 13 関ケ原つわものたちをしのぶみち	天下分け目の合戦場跡を巡る 11.3km のウォーキングコース。	5
7	玉の城山	雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	2
8	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	3
9	岐阜グランピング kito 関ケ原	3500m^2 を超える広大な敷地にある自然に囲まれたグランピング施設。キャンプファイヤーや星空観賞、四季を感じられるアウトドアステイができる。	2
10	泉神社湧水	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出した水。	2
11	神代・昔話へと続く伝説コース	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	6

※1　表中の番号は、図 3.1-11の番号と対応する。

出典：1.「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」
（公益社団法人日本観光振興協会HP　2026年7月閲覧）

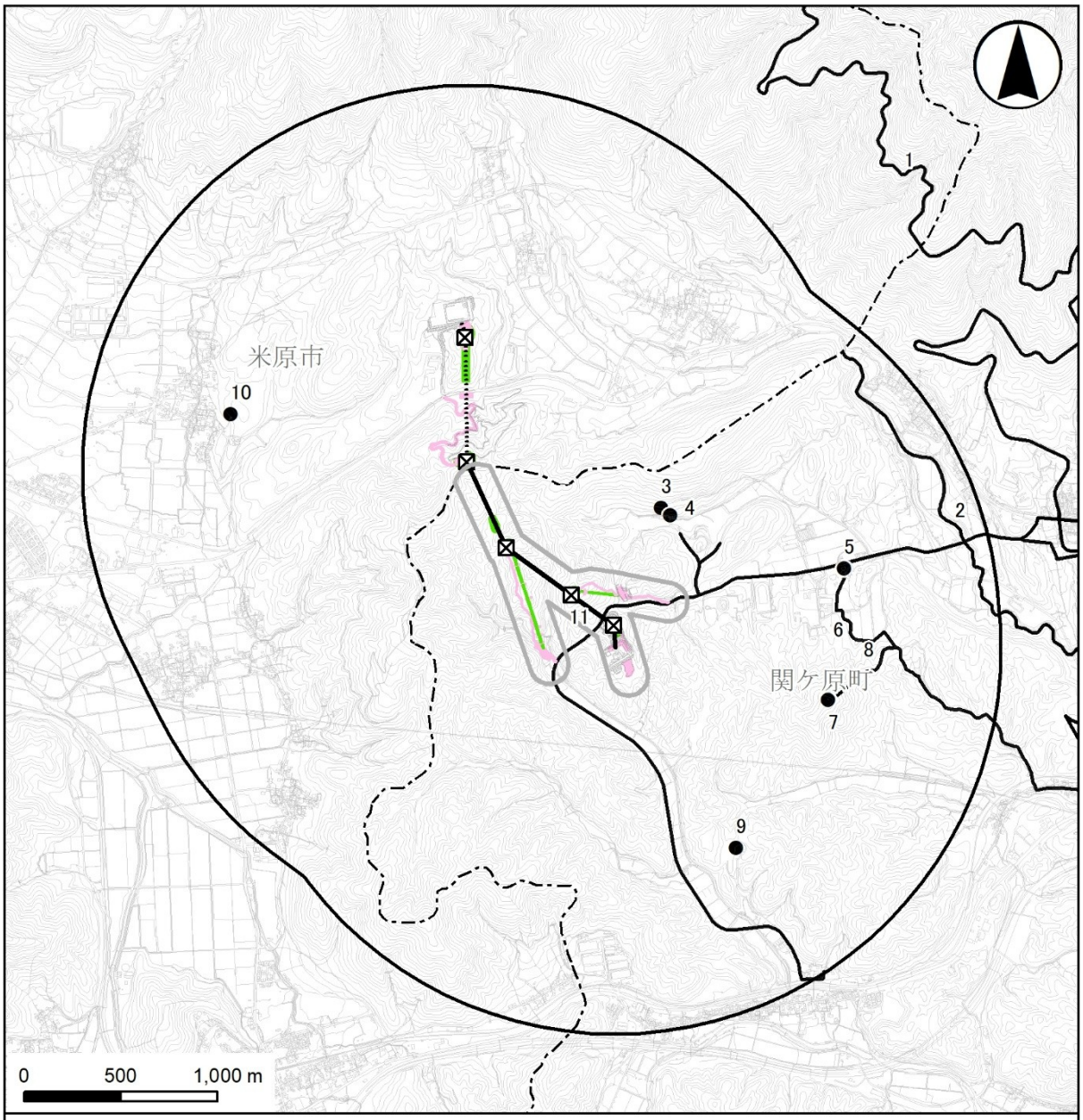
2.各市町村資料・観光関連（表 3.1-15参照）

3.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）

4.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）

5.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）

6.「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト　関ケ原観光ガイド」
（関ケ原古戦場おもてなし連合　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

触れ合いの活動の場

※1　図中の番号は、表 3.1-18の番号と対応する。

出典：表 3.1-18参照

図 3.1-11　触れ合い活動の場

3.2　社会的状況

3.2.1　人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

関係市町における過去10年間の人口の状況は、表 3.2-1及び表 3.2-2のとおりである。

人口は2025年10月1日現在、関ケ原町が5,776人、米原市が35,246人、人口密度は関ケ原町が117.2人/km^2、米原市が140.8人/km^{2}である。

関係市町の人口は、自然動態、社会動態ともに減少傾向にある。

表 3.2-1　人口及び世帯数一覧

単位：人

市町	項目		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
関ケ原町	人口	総数（人）	7,237	7,054	6,911	6,831	6,610	6,411	6,223	6,052	5,891	5,776
		男（人）	3,528	3,426	3,360	3,308	3,202	3,110	3,009	2,916	2,857	2,805
		女（人）	3,709	3,628	3,551	3,523	3,408	3,301	3,214	3,136	3,034	2,971
	人口密度（人/km^2）		146.9	143.1	140.2	138.6	134.1	130.1	126.3	122.8	119.5	117.2
	世帯数（世帯）		2,602	2,572	2,535	2,549	2,507	2,466	2,416	2,373	2,286	2,373
米原市	人口	総数（人）	38,628	38,427	38,202	37,850	37,472	37,099	36,528	36,072	35,600	35,246
		男（人）	18,745	18,597	18,538	18,351	18,161	17,996	17,701	17,499	17,228	17,141
		女（人）	19,883	19,830	19,664	19,499	19,311	19,103	18,827	18,623	18,372	18,105
	人口密度（人/km^2）		154.3	153.5	152.6	151.2	149.7	148.2	145.9	144.1	142.2	140.8
	世帯数（世帯）		13,740	13,875	14,070	14,288	14,454	14,509	14,027	14,111	14,064	14,066

※1　値は、各年10月1日現在である。

※2　人口密度は、2016年以降に記載の総面積（関ケ原町：49.28km^2、米原市：250.39km^2）を用いて求めた。

出典：「統計情報_人口・世帯数　平成27年～令和7年」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）

「滋賀の統計情報_毎月人口推計調査　平成27年度～令和7年」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）

表 3.2-2　人口動態一覧

単位：人

市町	項目		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
関ケ原町	自然動態	出生	26	25	33	24	22	8	23	13	14	13
		死亡	109	133	116	103	105	110	120	120	107	101
		増減	△83	△108	△83	△79	△83	△102	△97	△107	△93	△88
	社会動態	転入	183	136	174	207	151	143	139	152	153	160
		転出	282	211	234	208	197	240	230	216	221	206
		増減	△99	△75	△60	△1	△46	△97	△91	△64	△68	△46
	差引増減		△182	△183	△143	△80	△129	△199	△188	△171	△161	△134
米原市	自然動態	出生	304	285	294	260	270	265	212	196	188	178
		死亡	456	450	452	417	487	437	494	519	499	526
		増減	△152	△165	△158	△157	△217	△172	△282	△323	△311	△348
	社会動態	転入	1,331	1,164	1,154	1,165	1,018	1,029	1,177	1,152	1,053	1,175
		転出	1,270	1,200	1,221	1,360	1,179	1,230	1,219	1,285	1,214	1,181
		増減	61	△36	△67	△195	△161	△201	△42	△133	△161	△6
	差引増減		△91	△201	△225	△352	△378	△373	△324	△456	△472	△354

※1　各年の統計値は、いずれも前年10月1日から9月30日までの1年間の値である。
出典：「統計情報_人口・世帯数　平成27年～令和7年」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「滋賀の統計情報_毎月人口推計調査　平成27年度～令和7年」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）

(2) 産業の状況

関係市町における産業の状況は、表 3.2-3のとおりである。

関ケ原町は、第3次産業の就業者数が最も多く、各年とも全体の半数以上を占めている。2010年から2020年にかけては、第1次産業は一時増加した後に減少し、第2次産業及び第3次産業はいずれも減少している。就業者総数も減少傾向にある。

米原市は、第3次産業の就業者数が最も多く、各年とも全体の半数以上を占めている。2010年から2020年にかけては、第1次産業は減少し、第2次産業はやや減少傾向、第3次産業はほぼ横ばいであるが、割合はやや上昇している。就業者総数はおおむね横ばいで推移している。

表 3.2-3　産業別就業者数一覧

市町	項目	2010年		2015年		2020年	
		就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）
関ケ原町	総数	3,940		3,561		3,264	
	第1次産業	154	3.9%	171	4.8%	137	4.2%
	農業	137	3.5%	155	4.4%	130	4.0%
	林業	16	0.4%	15	0.4%	7	0.2%
	漁業	1	0.0%	1	0.0%	－	
	第2次産業	1,612	40.9%	1,485	41.7%	1,257	38.5%
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	－		2	0.1%
	建設業	297	7.5%	268	7.5%	245	7.5%
	製造業	1,314	33.4%	1,217	34.2%	1,010	30.9%
	第3次産業	2,148	54.5%	1,900	53.4%	1,849	56.6%
	電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.4%	12	0.3%	11	0.3%
	情報通信業	45	1.1%	39	1.1%	44	1.3%
	運輸業，郵便業	185	4.7%	156	4.4%	138	4.2%
	卸売業，小売業	504	12.8%	438	12.3%	410	12.6%
	金融業，保険業	80	2.0%	58	1.6%	53	1.6%
	不動産業，物品賃貸業	18	0.5%	17	0.5%	15	0.5%
	学術研究，専門・技術サービス業	59	1.5%	43	1.2%	47	1.4%
	宿泊業，飲食サービス業	200	5.1%	174	4.9%	168	5.1%
	生活関連サービス業，娯楽業	119	3.0%	94	2.6%	89	2.7%
	教育，学習支援業	135	3.4%	132	3.7%	123	3.8%
	医療，福祉	406	10.3%	424	11.9%	433	13.3%
	複合サービス事業	32	0.8%	33	0.9%	23	0.7%
	サービス業（他に分類されないもの）	199	5.1%	175	4.9%	195	6.0%
	公務（他に分類されるものを除く）	150	3.8%	105	2.9%	100	3.1%
	分類不能の産業	26	0.7%	5	0.1%	21	0.6%
米原市	総数	19,174		19,122		19,004	
	第1次産業	734	3.8%	649	3.4%	607	3.2%
	農業	680	3.5%	621	3.2%	571	3.0%
	林業	37	0.2%	15	0.1%	21	0.1%
	漁業	17	0.1%	13	0.1%	15	0.1%
	第2次産業	6,591	34.4%	6,681	34.9%	6,427	33.8%
	鉱業、採石業、砂利採取業	46	0.2%	31	0.2%	35	0.2%
	建設業	1,137	5.9%	1,128	5.9%	1,043	5.5%
	製造業	5,408	28.2%	5,522	28.9%	5,349	28.1%
	第3次産業	10,956	57.1%	11,289	59.0%	11,272	59.3%
	電気・ガス・熱供給・水道業	83	0.4%	86	0.4%	70	0.4%
	情報通信業	161	0.8%	182	1.0%	156	0.8%
	運輸業，郵便業	1,224	6.4%	1,070	5.6%	983	5.2%
	卸売業，小売業	2,440	12.7%	2,314	12.1%	2,297	12.1%
	金融業，保険業	311	1.6%	312	1.6%	300	1.6%
	不動産業，物品賃貸業	123	0.6%	167	0.9%	175	0.9%
	学術研究，専門・技術サービス業	377	2.0%	379	2.0%	411	2.2%
	宿泊業，飲食サービス業	943	4.9%	988	5.2%	932	4.9%
	生活関連サービス業，娯楽業	486	2.5%	455	2.4%	460	2.4%
	教育，学習支援業	1,057	5.5%	1,103	5.8%	1,187	6.2%
	医療，福祉	1,877	9.8%	2,258	11.8%	2,365	12.4%
	複合サービス事業	207	1.1%	226	1.2%	191	1.0%
	サービス業（他に分類されないもの）	947	4.9%	983	5.1%	1,046	5.5%
	公務（他に分類されるものを除く）	720	3.8%	766	4.0%	699	3.7%
	分類不能の産業	893	4.7%	503	2.6%	698	3.7%

※1　表中の「-」は出典に記載がないことを示す。

出典：「平成22年／平成27年／令和2年国勢調査」（総務省統計局HP　2026年7月閲覧）

3.2.2　土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

関係市町における土地利用の状況は表 3.2-4、概況調査地域における土地利用の状況は図3.2-1のとおりである。

関ケ原町は、総面積4,928haのうち森林の割合が76.7%と総面積のほとんどを占め、次いで農地が5.7%となっている。

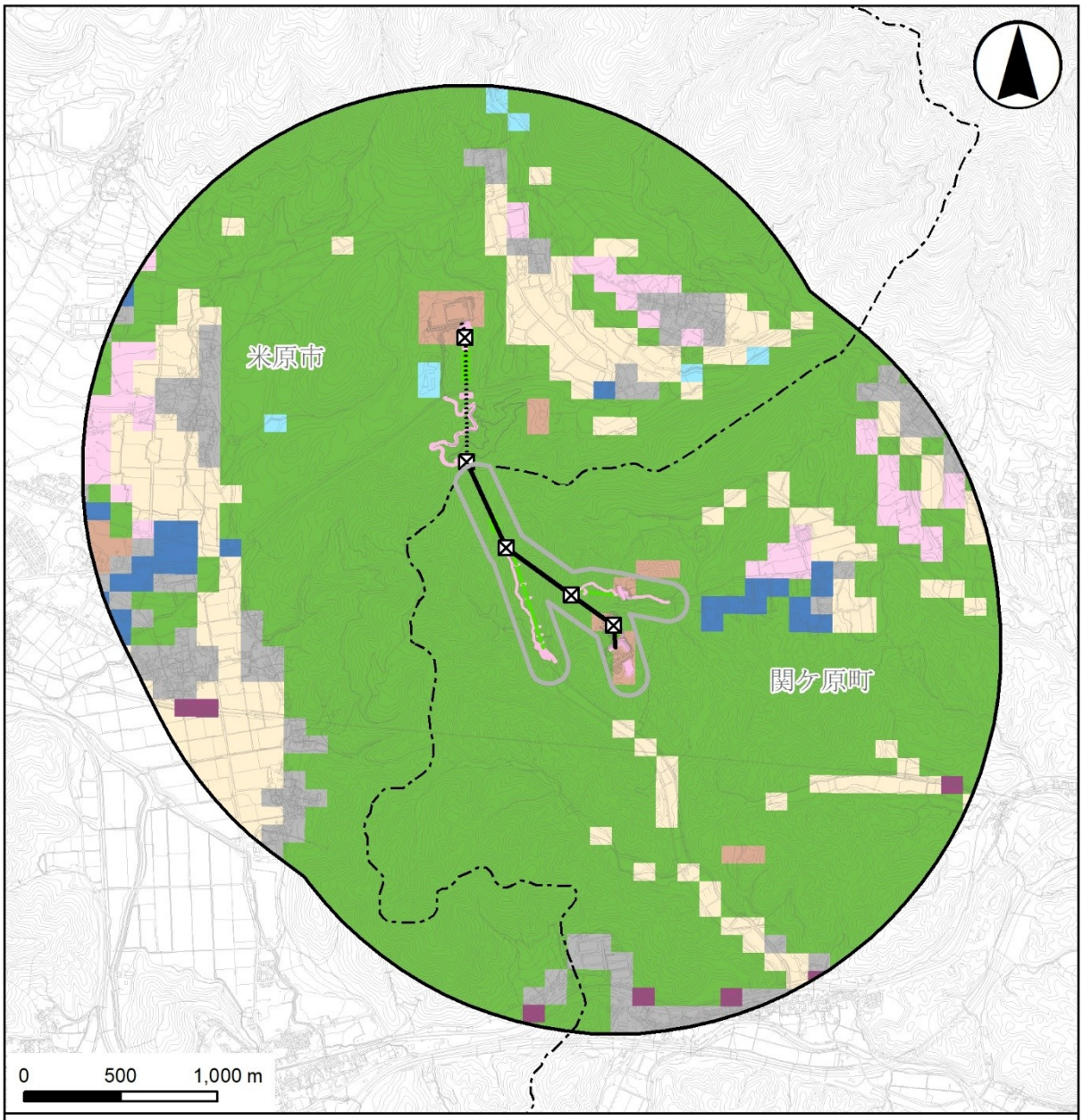
米原市は、総面積17,566haのうち森林の割合が35.4%、次いで農地が15.6%となっている。

表 3.2-4　土地利用状況一覧

単位：ha、（%）

市町	総面積	農地	森林	原野等	道路	住宅地
関ケ原町	4,928	282 (5.7)	3,779 (76.7)	55 (1.1)	212 (4.3)	239 (4.8)
米原市	17,566	2,745 (15.6)	6,210 (35.4)	112 (0.6)	－ (-)	1,061 (6.0)

※1　表中の「－」は出典に記載がないことを示す。
※2　値は、関ケ原町が2022年10月1日現在、米原市が2024年10月1日現在である。
※3　主要5項目を記載してあるため、各項目の計と総面積とは一致しない。
※4　米原市の農地は田と畑の計。森林は山林の値。道路はその他に含まれ、個別値の記載はない。
出典：「岐阜県統計書　令和6年」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「令和6年度（2024年度）統計書」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し(伐採のみ)

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 鉄道
- その他の用途
- 河川地及び湖沼

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 土地利用細分メッシュデータ 2021年度（令和3年度）版」
（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

図 3.2-1 土地利用

(2) 土地利用計画

概況調査地域における「都市計画法」(1968年法律第100号)に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-2のとおりである。

概況調査地域の一部が都市計画区域及び用途地域に指定されている。

また、概況調査地域における「国土利用計画法」（1974年法律第92号）に基づく土地利用基本計画の指定状況は、図 3.2-3のとおりである。

「国土利用計画法」で定める5地域のうち自然保全地域の指定はないが、都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の指定があり、その状況は以下のとおりである。

ア．都市地域

概況調査地域の大部分が都市地域に指定されている。

イ．農業地域

概況調査地域のうち河川沿いに開けた平坦地が農業地域に指定されている。

ウ．森林地域

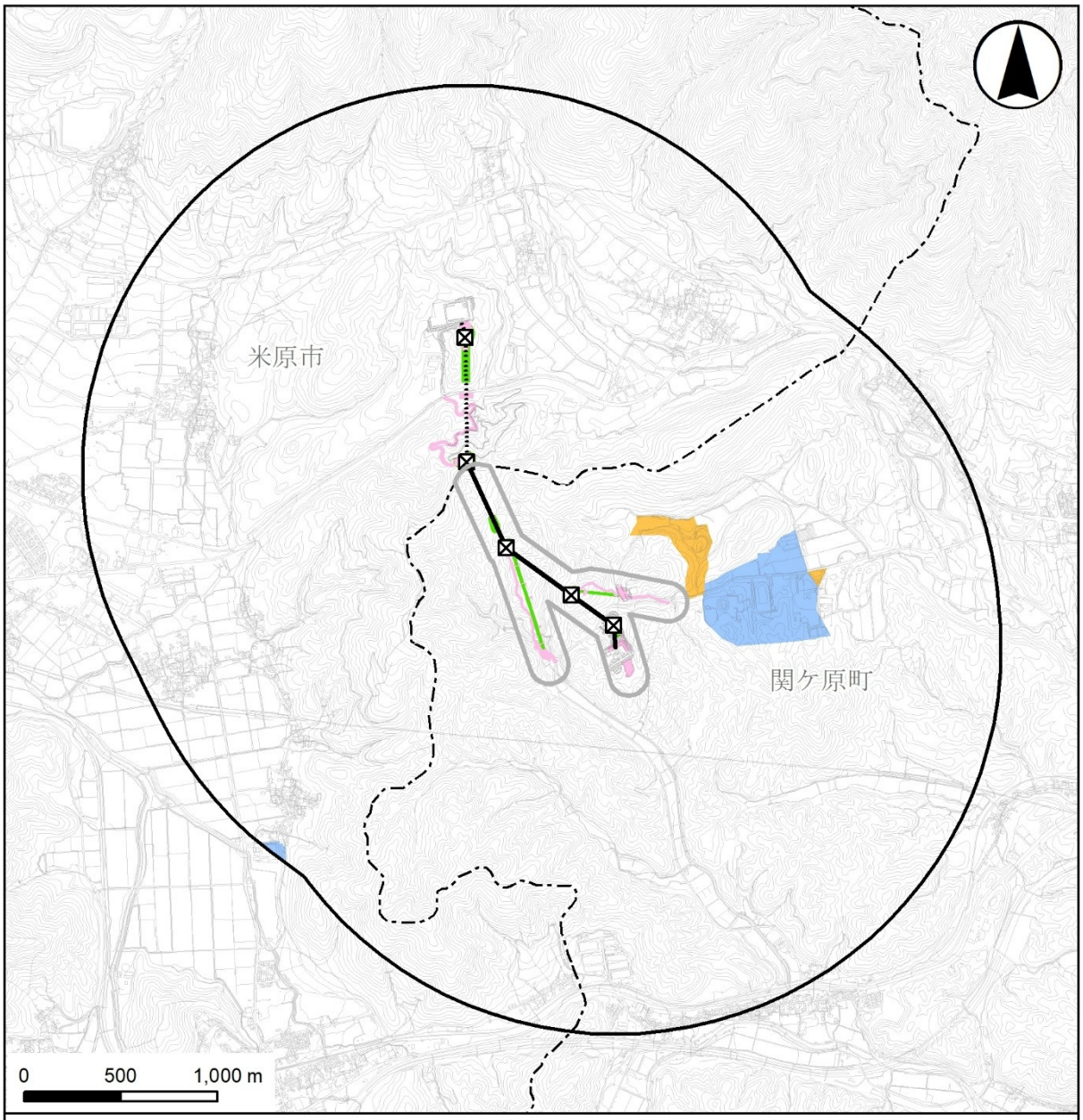
概況調査地域の大部分が森林地域に指定されている。

エ．自然公園地域

概況調査地域の一部が揖斐関ケ原養老国定公園及び琵琶湖国定公園に指定されている。

(3) 主な事業計画

概況調査地域には、主な事業計画はない。



凡 例

区分

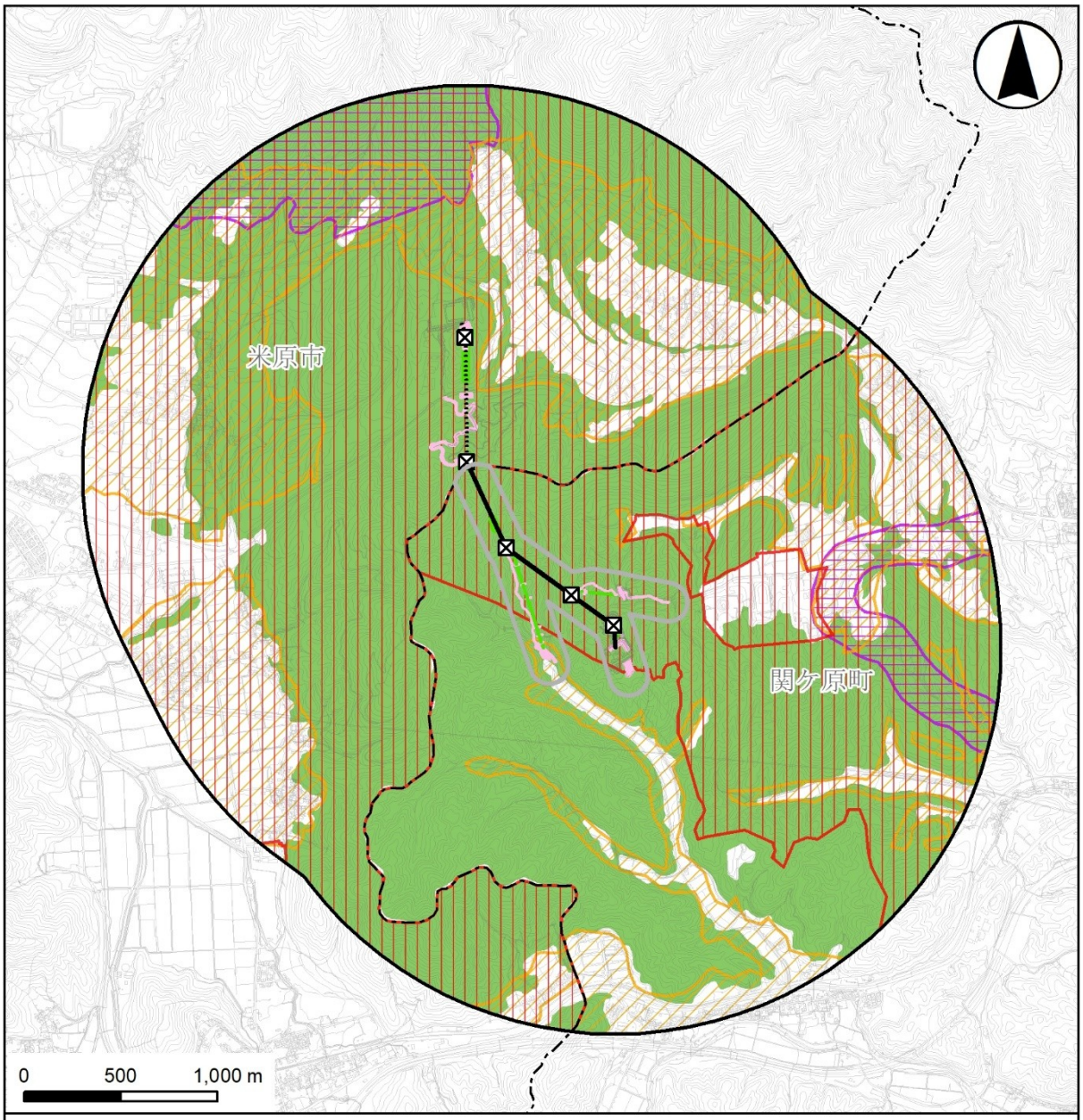
- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し(伐採のみ)
- 第2種住居地域
- 工業地域

出典：「関ケ原都市計画総括図」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
「米原市地図情報システム」（米原市HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-2　用途地域



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

都市地域

農業地域

森林地域

自然公園地域

出典:「国土数値情報ダウンロードサイト 都市地域 2021年度版／農業地域 2015年度版／森林地域 2015年度版」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）
「県域統合型GISぎふ」（岐阜県HP 2026年7月閲覧）
「生物多様性しがマップ」（滋賀県HP 2026年7月閲覧）

図 3.2-3 土地利用基本計画

3.2.3　河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 漁業権の状況

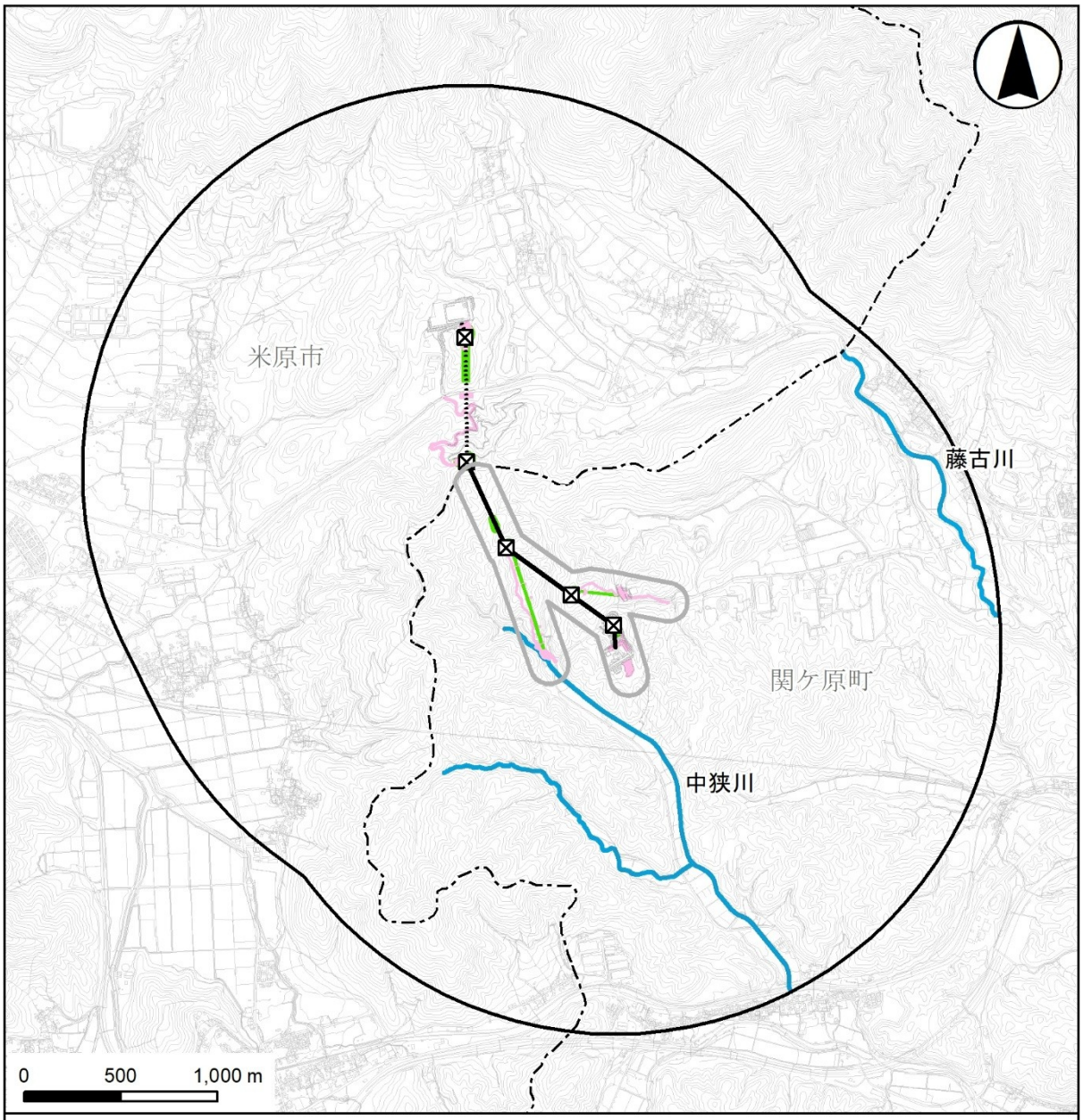
概況調査地域における漁業権の状況は、表 3.2-5及び図 3.2-4のとおりである。

藤古川及び中狭川に共同漁業権が1件ある。

表 3.2-5　漁業権一覧

項目	内容
免許番号	内共第 7 号
漁業種類	第 5 種
漁業権者	牧田川漁業協同組合
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業
漁場の位置及び区域	基線第 4 号から上流の牧田川、五日市川、今須川、赤尾川及び東谷川並びに基点第 9 号と基点第 10 号とを結ぶ線から下流の藤古川並びにそれらの支派川 基線第 4 号：養老郡養老町高田と同町直江とに架かる高田橋の下流端の線 基点第 9 号：不破郡関ケ原町大字玉字川向 1011 番地の北東端 基点第 10 号：不破郡関ケ原町大字玉字夫婦岩 203 番地の 1 の北西端

出典：「岐阜県の漁業権　内共第7号」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

漁場区域

出典：「岐阜県の漁業権　内共第7号」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-4　漁場区域

(2) 水道の普及状況

関係市町における水道の普及状況は表 3.2-6、概況調査地域における水源位置及び給水区域は図 3.2-5のとおりである。

概況調査地域には、水源地はない。

普及率は、関ケ原町が100%、米原市は99.7%である。

表 3.2-6　水道の普及状況

市町	事業・施設数 (箇所)	総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
関ケ原町	1	5,810	8,770	5,810	100.0
米原市	6	36,705	49,505	36,597	99.7

出典：「岐阜県における水道の概況　令和6年度版（2025年3月末現在）」（岐阜県健康福祉部薬務水道課）
「令和6年度　滋賀県の水道（令和6年4月1日～令和7年3月31日）」（滋賀県琵琶湖環境部上下水道課）

(3) 地下水の利用の状況

関係市町における地下水の利用の状況は、表 3.2-7のとおりである。

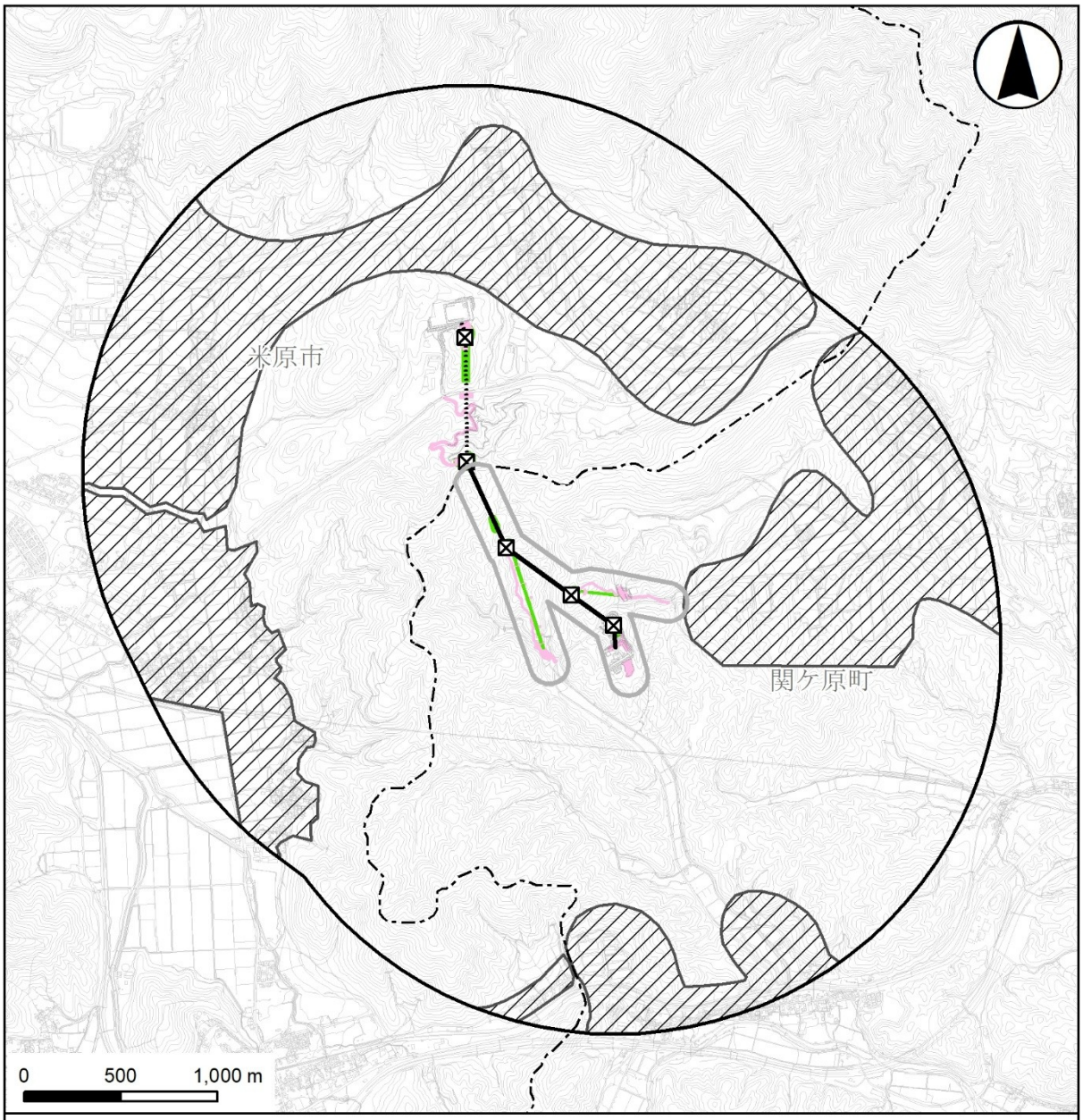
上水道の取水状況を水源別にみると、年間取水量のうち、関ケ原町は浅層地下水が約63%、米原市は浅層地下水及び深層地下水が約67%となっている。

表 3.2-7　上水道の水源別取水状況

単位：千m^3/年

市町	年間 取水量	湖水	河川水 (表流水)	伏流水	浅層 地下水	深層 地下水	湧水 その他	ダム水
関ケ原町	1,338	－	－	－	846	－	－	492
米原市	5,163	1,127	(111)	440	362	3,123	0	－

※1　表中の「－」は出典に記載がないことを示す。
出典：「岐阜県における水道の概況　令和6年度版（2025年3月末現在）」（岐阜県健康福祉部薬務水道課）
「令和6年度　滋賀県の水道（令和6年4月1日～令和7年3月31日）」（滋賀県琵琶湖環境部上下水道課）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

給水区域

※1　概況調査地域に水源地はない。

出典：「関ケ原町水道事業ビジョン」（2023年3月　岐阜県関ケ原町）
　　米原市まち整備部上下水道課への電話確認（2026年8月実施）

図 3.2-5　水源位置及び給水区域

3.2.4　交通の状況

(1) 公共交通機関の状況

概況調査地域及びその周辺における公共交通機関の状況は、表 3.2-8及び図 3.2-6のとおりである。

鉄道はJR東海の東海道新幹線及び東海道本線、バスは名阪近鉄バス、近江鉄道・湖国バスの運行路線がある。また、コミュニティ交通として、関ケ原町の関ケ原町ふれあいバス、米原市の乗り合いタクシーが運行されている。

また、概況調査地域の最寄駅であるJR東海道本線の関ケ原駅及び柏原駅における乗車人員は表 3.2-9のとおりである。

表 3.2-8　公共交通機関一覧

事業者	路線等＜運行区間＞	運行本数
JR 東海	東海道新幹線	（最寄駅なし）
	東海道本線（関ケ原駅　平日　上り）	片道最大 38 本／日
名阪近鉄バス	関ケ原時線 ＜関ケ原駅～時＞	片道最大 3 本／日
	【季節運航】大垣伊吹山線 ＜大垣駅前～関ケ原駅～伊吹山＞	片道 3 本／日 7 月第 3 土曜～8 月 31 日の毎日
湖国バス	梓河内線 ＜近江長岡駅～梓河内＞	片道 3 本／日 （土日祝は運休）
関ケ原町	関ケ原町ふれあいバス ＜関ケ原コース＞	循環 4 本／日
	関ケ原町ふれあいバス ＜今須コース＞	片道 1 本、循環 3 本／日
米原市	乗合タクシー「まいちゃん号」 ＜弥高・藤川／杉澤・柏原エリア＞	6:00～19:30 まで 30 分毎 28 本／日（要予約）
	乗合タクシー「まいちゃん号」 ＜関ケ原エリア＞(上記エリアと接続必須)	4 本／日（要予約）

出典：「各駅の時刻表」（JR東海HP　2026年7月閲覧）
「路線名検索」（名阪近鉄バスHP　2026年7月閲覧）
「時刻表検索」（近江鉄道グループHP　2026年7月閲覧）
「関ケ原町ふれあいバス（巡回）の運行について」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
「米原市乗合タクシーまいちゃん号まいちゃんバス利用案内[東地域版]」（2025年7月改正　米原市）

表 3.2-9　乗車人員

単位：人

年度	関ケ原駅（1 日平均）			柏原駅（1 日平均）		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
2019 年度	974	636	338	259	168	91
2020 年度	704	535	169	198	157	41
2021 年度	769	576	193	214	164	51
2022 年度	821	582	239	236	176	60
2023 年度	852	591	261	212	166	46

※1　年間乗車人員を365日で割って算出。単数処理をしているため、総数が内訳を集計した数値と合わない場合がある。

出典：「岐阜県統計書　令和2年～令和6年」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「滋賀県統計書　令和元年度～令和5年度」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）

(2) 道路交通の状況

概況調査地域及びその周辺における主要道路の交通量は表 3.2-10、交通網及び交通量の調査位置は図 3.2-6のとおりである。

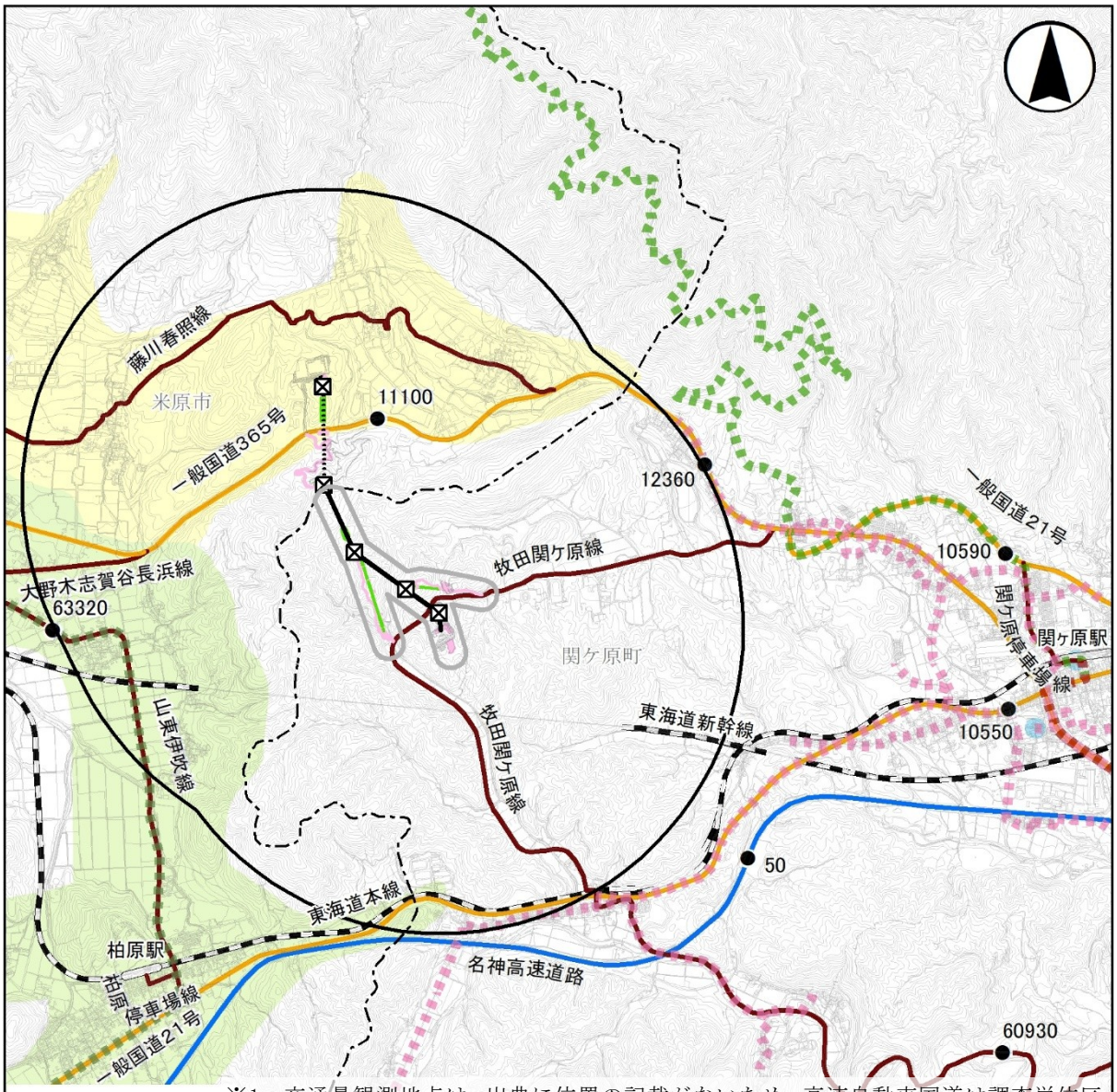
主要な道路として、名神高速道路、一般国道21号、一般国道365号、一般県道牧田関ケ原線、一般県道山東伊吹線、一般県道藤川春照線等がある。

表 3.2-10 主要道路の交通量

番号	路線名	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間自動車類交通量			平日 24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
50	名神高速道路	関ケ原～米原 JCT	10,731	9,013	19,744	13,795	17,847	31,642
10550	一般国道 21 号	不破郡関ケ原町関ケ原	4,977	1,885	6,862	6,408	3,152	9,560
10590	一般国道 21 号	不破郡関ケ原町関ケ原	2,832	970	3,802	3,722	1,411	5,133
12360	一般国道 365 号	不破郡関ケ原町大玉	5,940	2,693	8,633	7,749	4,941	12,690
11100	一般国道 365 号	米原市藤川	3,227	1,940	5,167	4,086	3,071	7,157
60930	牧田関ケ原線	大垣市上石津町牧田和田	258	47	167	338	74	412
63320	山東伊吹線	米原市大野木	1,370	151	1,521	1,657	199	1,856

※1 表中の番号は、調査単位区間番号であり、図 3.2-6の番号と対応する。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）



※1　交通量観測地点は、出典に位置の記載がないため、高速自動車国道は調査単位区間、それ以外は交通量観測地点名の町字界線（各調査単位区間内）の中点とした。

凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内

- 土地改変有り
- 土地改変無し（伐採のみ）

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 一般県道
- 鉄道
- 交通量観測地点

- 名阪近鉄バス／関ケ原時線
- 名阪近鉄バス／大垣伊吹山線
- 近江鉄道・湖国バス／梓河内線
- 関ケ原町ふれあいバス
- 米原市乗合タクシー／弥高・藤川エリア
- 米原市乗合タクシー／杉澤・柏原エリア
- 米原市乗合タクシー／関ケ原エリア停留所

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査　可視ツール」（国土交通省HP　2026年7月閲覧）
「路線図」（名阪近鉄バスHP　2026年7月閲覧）
「路線図・運賃表一覧」（近江鉄道グループHP　2026年7月閲覧）
「関ケ原町まちづくりマスタープラン　令和4年9月」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
「米原市乗合タクシーまいちゃん号まいちゃんバス利用案内[東地域版]」(2025年7月改正　米原市)

図 3.2-6　主要な交通網・交通量観測位置

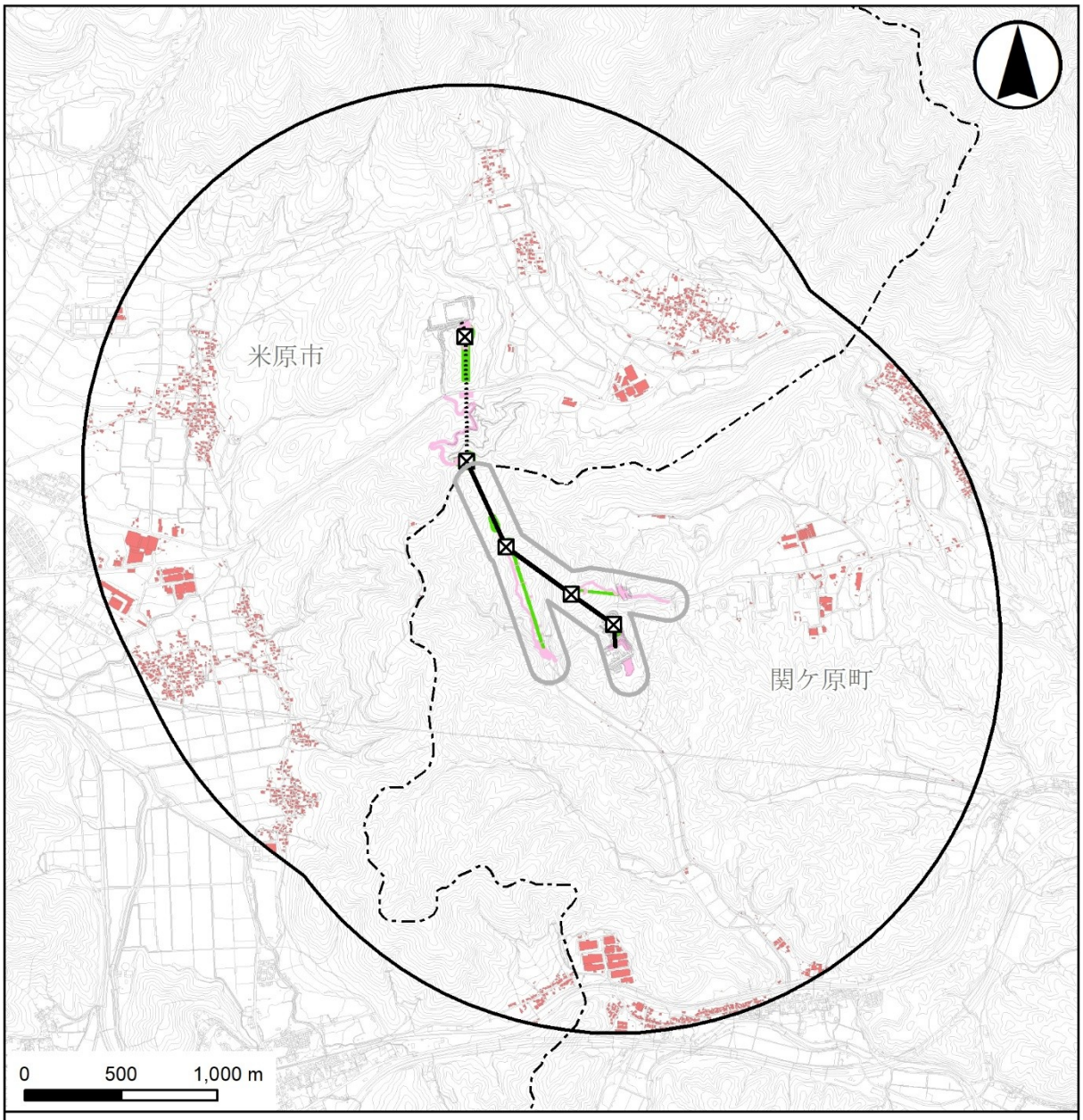
3.2.5　学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院等の配置の状況

概況調査地域には、学校、病院、その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設はない。

(2) 建築物の配置の概況

概況調査地域における建築物の配置の概況は、図3.2-7のとおりである。



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

建築物

出典：「基盤地図情報サイト　建築物（2025年10月1日作成）」（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-7　建築物配置

3.2.6　下水道の整備の状況

関係市町における下水道の整備の状況は表 3.2-11、水洗化人口等の状況は表 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-11　下水道の整備の状況

市町	住民基本台帳人口(行政人口) (人)	処理区内人口 (人)	普及率 (%)
関ケ原町	6,224	5,095	81.6
米原市	36,835	33,801	91.8

※1　数値は2024年3月末現在。
出典：「岐阜県統計書　令和6年」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「滋賀県統計書　令和6年度（2024年度）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）

表 3.2-12　水洗化人口等の状況

市町	水洗化率（水洗化人口）(%)	水洗化人口（人）					非水洗化人口（人）		
		合計	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	集落排水施設等人口	浄化槽人口	合計	計画収集人口	自家処理人口
関ケ原町	91.0	5,362	3,910	0	568	884	529	529	0
米原市	99.4	36,774	32,721	0	2,825	1,228	205	205	0

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果　令和6年度調査結果　処理状況」
（環境省廃棄物処理技術情報HP　2026年7月閲覧）

3.2.7　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境保全等を目的とした法令による規制状況は、表 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-13(1)　法規制状況一覧

法令等	地域指定等	地域指定等の有無		
		概況調査地域		条例対象計画路線
		関ケ原町	米原市	
環境基本法 (1993 年法律第 91 号)	環境基準地域類型（水質汚濁）	×	×	×
	環境基準地域類型（騒音）	○	○	○
騒音規制法 (1968 年法律第 98 号)	特定工場等の騒音規制区域	○	○	○
	特定建設作業の騒音規制区域	○	○	○
振動規制法 (1976 年法律第 64 号)	特定工場等の振動規制区域	○	○	○
	特定建設作業の振動規制区域	○	○	○
	道路交通振動の限度区域	○	○	○
自然環境保全法 (1972 年法律第 85 号)	原生自然環境保全地域	×	×	×
	自然環境保全地域	×	×	×
岐阜県自然環境保全条例 (1972 年条例第 17 号)	自然環境保全地域	×	×	×
滋賀県自然環境保全条例 (1973 年条例第 42 号)	緑地環境保全地域	×	×	×
自然公園法 (1957 年法律第 161 号)	国立公園	×	×	×
	国定公園	○	○	×
岐阜県立自然公園条例 (1964 年条例第 45 号) 滋賀県立自然公園条例 (1965 年条例第 30 号)	県立自然公園	×	×	×
文化財保護法 (1950 年法律第 214 号)	史跡、名勝、天然記念物	×	○	×
	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
	伝統的建造物群保存地区	×	×	×
岐阜県文化財保護条例 (1954 年条例第 37 号) 滋賀県文化財保護条例 (1956 年条例第 57 号) 関ケ原町文化財保護条例 (2019 年条例第 13 号) 米原市文化財保護条例 (2005 年条例第 181 号)	史跡、名勝、天然記念物	○	×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (2002 年法律第 88 号)	鳥獣保護区	○	×	○
	特別保護地区	×	×	×
森林法 (1951 年法律第 249 号)	地域森林計画対象民有林	○	○	○
	保安林	○	○	×
	保安施設地区	×	×	×
国有林野の管理経営に関する法律 (2014 年法律第 246 号)	国有林	×	×	×

表 3.2-13(2)　法規制状況一覧

法令等	地域指定等	地域指定等の有無		
		概況調査地域		条例対象計画路線
		関ケ原町	米原市	
温泉法 （1948 年法律第 125 号）	温泉地域	×	×	×
	法第 12 条の許可を受けた温泉	×	×	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (1969 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
砂防法 （1897 年法律第 29 号）	砂防指定地	○	○	○
地すべり等防止法 (1958 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	×	×	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (2000 年法律第 57 号)	土砂災害警戒区域	○	○	×
景観法 (2004 年法律第 110 号)	景観計画区域	○	○	○
関ケ原町景観計画 (2021 年) 米原市景観計画 (2013 年)	重要眺望区域	×	×	×
	重点区域	×	○	×
	重点区域候補地	○	×	×
	景観重要建造物候補	○	×	×
	景観重要樹林候補	×	×	×
	景観重要公共施設候補	○	×	×
土壌汚染対策法 (2002 年法律第 53 号)	要措置区域	×	×	×
	形質変更時要届出区域	×	×	×
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （1970 律第 137 号）	廃棄物が地下にある土地の区域	×	○	×

(1) 環境基準類型の指定状況

① 水質汚濁に係る環境基準

概況調査地域の河川には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型は指定されていない。

② 騒音に係る環境基準

概況調査地域における騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況は、表 3.2-15及び図3.2-8のとおりであり、B類型又はC類型に指定されている。

騒音に係る環境基準は、表 3.2-14のとおりである。

表 3.2-14(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
※2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
※3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
※4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
※5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2-14(2) 騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2-14(3) 騒音に係る環境基準

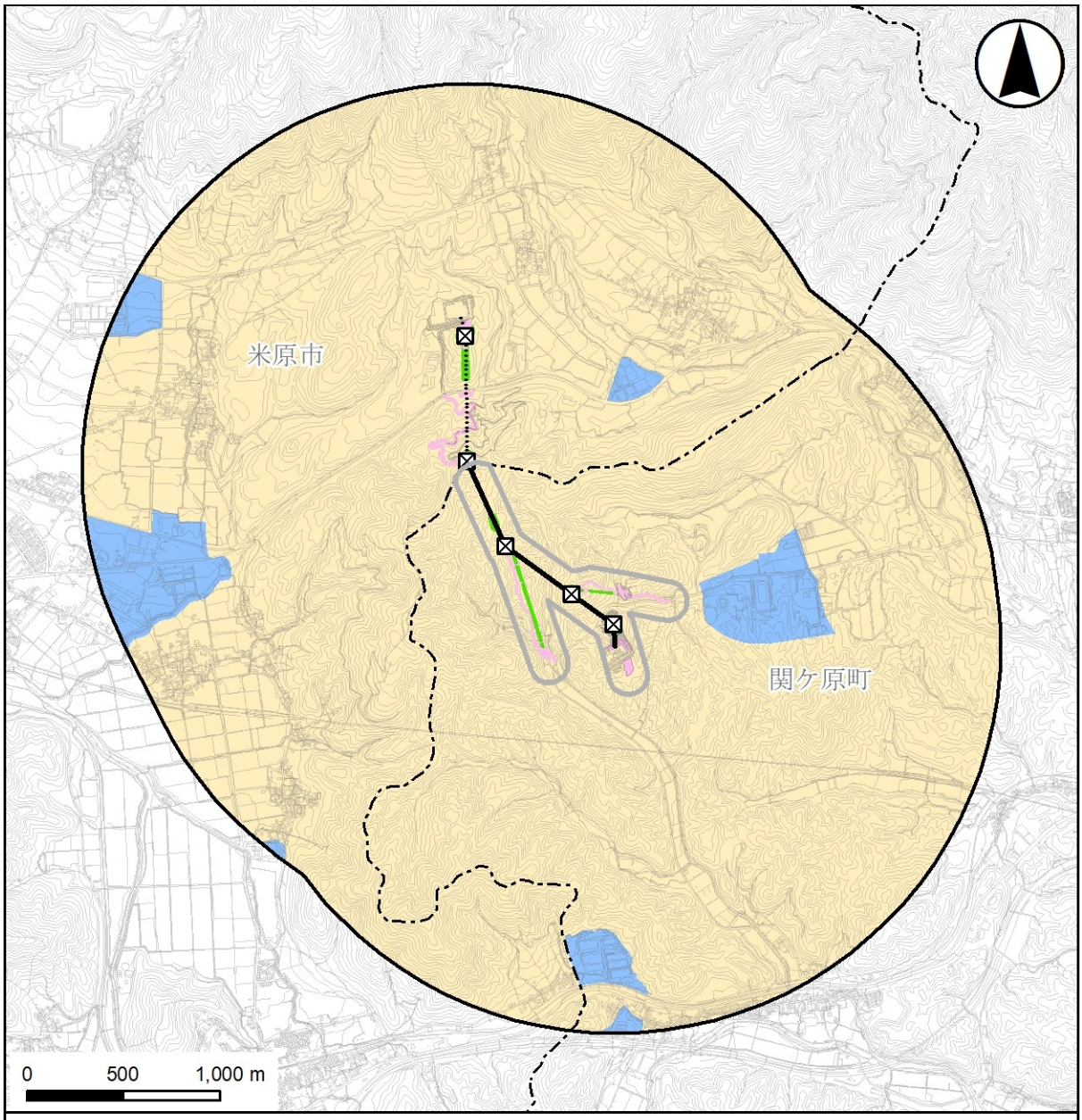
基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
出典：「騒音に係る環境基準について」（1998年環境庁告示第64号）

表 3.2-15　騒音に係る環境基準の地域の類型

市町	地域の類型		
	A	B	C
関ケ原町 米原市	騒音規制法(1968 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法(1968 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域	指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A 類型に該当する地域以外の地域	指定地域のうち、区域区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（1977年岐阜県告示第57号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等指定図面」（2012年米原市告示第63号）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

B類型

C類型

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（1977年岐阜県告示第57号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等指定図面」（2012年米原市告示第63号）

図 3.2-8　騒音に係る環境基準の地域の類型

(2) 騒音に係る規制基準の区域の指定状況

概況調査地域における騒音に係る規制基準の区域の指定状況は、図 3.2-9のとおりである。

特定工場等において発生する騒音については第2種区域又は第4種区域、特定建設作業に伴って発生する騒音については第1号区域または第2号区域に指定されている。なお、自動車騒音の限度については、騒音に係る環境基準の地域の類型と同様であり、b類型又はc類型に指定されている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2-16及び表 3.2-17、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2-18、自動車騒音の限度は表 3.2-19、特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域は表 3.2-20、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域は表 3.2-21のとおりである。

表 3.2-16　特定工場等において発生する騒音の規制基準（岐阜県）

時間の区分 / 区域の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時～午前 8 時まで) (午後 7 時～午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時～ 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（1969年岐阜県告示第486号）
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準について」(2021年米原市告示第63号)

表 3.2-17　特定工場等において発生する騒音の規制基準（米原市）

時間の区分 / 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

出典：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準について」(2021年米原市告示第63号)

表 3.2-18　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		規制の内容	適用除外
騒音の大きさ	基準値	85 デシベルを超える大きさのものでないこと	―
	測定位置	敷地の境界線	
作業時間	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時の作業でないこと	A,B,C,E
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時の作業でないこと	
1 日当りの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超える作業でないこと	A,B
	第 2 号区域	14 時間を超える作業でないこと	―
同一場所における作業期間		連続 6 日を超える作業でないこと	A,B
作業日		日曜日その他の休日の作業でないこと	A,B,D,F,G

※1　適用除外は以下に示すとおりである。

A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合

C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合

D 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

E 「道路法」（1952年法律第180号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合

F 「道路法」（1952年法律第180号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

G 「電気事業法施行規則」（1995年通商産業省令第77号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」（1968年厚生省・建設省告示第1号）

表 3.2-19(1)　自動車騒音の限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※1　時間の区分は、昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

上記に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mの範囲までをいう。）に係る限度は、上記にかかわらず、下表に掲げるとおりとする。

表 3.2-19(2)　自動車騒音の限度

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（2000年総理府令第15号）

表 3.2-20　特定工場等において発生する騒音の規制基準の区域

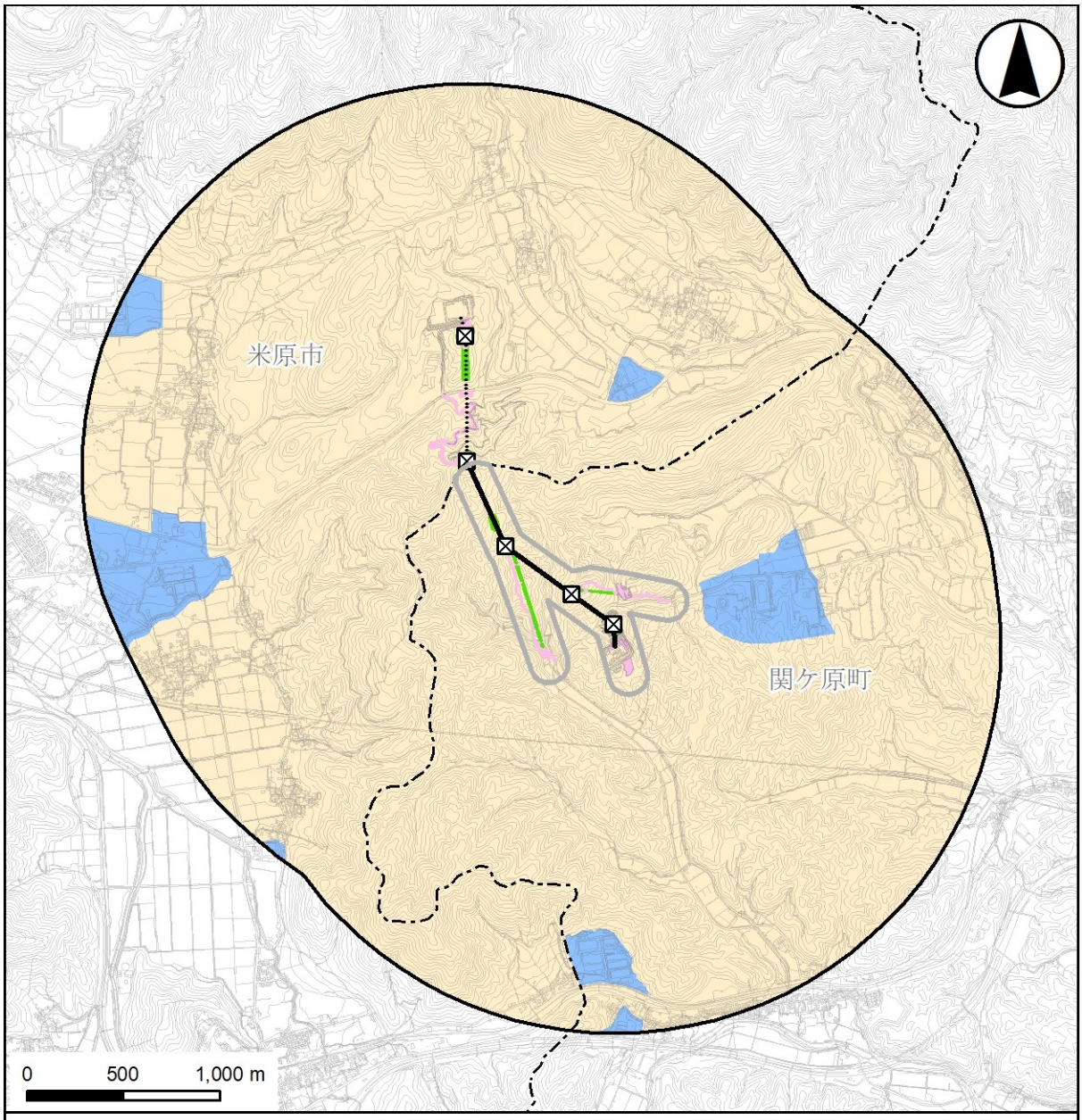
市町	区域の区分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
関ケ原町	－	第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域	（該当なし）	大字山中字滝之脇、大字今須字小貝戸、大字玉字官出の各一部
米原市	－	第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域	藤川の一部	大清水、大野木の各一部

※1　表中の「－」は出典に記載がないことを示す。
※2　第3種区域及び第4種区域は、概況調査地域に含まれる字名のみ掲載。
出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（1969年岐阜県告示第486号）
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準について」(2021年米原市告示第63号)

表 3.2-21　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域

市町	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
関ケ原町	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域並びに第 4 種区域のうち、学校教育法（1947 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（1947 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（1948 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(1950 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（1963 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(2006 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の地域	左記区域を除く区域
米原市	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法(1947 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（1947 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(1948 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（1950 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（1963 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2006 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域	左記区域を除く区域

出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」（1972年岐阜県告示第208号）
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準について」(2021年米原市告示第63号)



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

第2種区域／第1号区域／B類型

第4種区域／第2号区域／C類型

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域図」（2023年3月　岐阜県環境生活部環境管理課）
「騒音の規制に係る区域の区分図面」（2021年3月　米原市）

図 3.2-9　騒音に係る規制基準の区域

(3) 振動に係る規制基準の区域の指定状況

概況調査地域における振動に係る規制基準の区域の指定状況は、図 3.2-10のとおりである。

特定工場等において発生する振動については第1種区域又は第2種区域、特定建設作業の規制に関する振動については第1号区域または第2号区域、道路交通振動の限度については第1種区域又は第2種区域に指定されている。

特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.2-22及び表 3.2-23、特定建設作業の規制に関する振動の基準は表 3.2-24、道路交通振動の限度は表 3.2-25、特定工場等において発生する振動の規制基準の区域は表 3.2-26、特定建設作業の規制に関する振動の基準の区域は表 3.2-27のとおりである。

表 3.2-22 特定工場等において発生する振動の規制基準（岐阜県）

時間の区分 / 区域の区分	昼間 （午前 8 時～午後 7 時まで）	夜間 （午前 7 時～翌日午前 8 時まで）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

出典：「振動規制法に基づく振動の規制基準」（1978年岐阜県公示第154号）

表 3.2-23 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準（米原市）

時間の区分 / 区域の区分		昼間 （午前 8 時～午後 7 時まで）	夜間 （午前 7 時～翌日午前 8 時まで）
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	（Ⅰ）	65 デシベル	60 デシベル
	（Ⅱ）	70 デシベル	65 デシベル

出典:「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準について」(2021年米原市告示第67号)

表 3.2-24 特定建設作業の規制に関する振動の基準

項目		規制の内容	適用除外
振動の大きさ	基準値	75 デシベルを超える大きさのものでないこと	―
	測定位置	敷地の境界線	
作業時間	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時の作業でないこと	A, B, C, E
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時の作業でないこと	
1 日当りの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超える作業でないこと	A, B
	第 2 号区域	14 時間を超える作業でないこと	―
同一場所における作業期間		連続 6 日を超える作業でないこと	A, B
作業日		日曜日その他の休日の作業でないこと	A, B, D, F, G

※1 適用除外は以下に示すとおりである。

A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合

C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合

D 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

E 「道路法」（1952年法律第180号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合

F 「道路法」（1952年法律第180号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

G 「電気事業法施行規則」（1995年通商産業省令第77号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典：「振動規制法施行規則」（1976年総理府令第58号）

表 3.2-25　道路交通振動の限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

※1　時間の区分は、昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から翌日の午前8時までの間をいう。
出典：「振動規制法施行規則」（1976年11月10日総理府令第58号）
「振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定」（1978年岐阜県告示第156号）

表 3.2-26　特定工場等において発生する振動の規制基準の区域

市町	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
関ケ原町	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	表 3.2-20 に示す区域の区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域
米原市	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	表 3.2-20 に示す区域の区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

出典：「振動規制法に基づく振動の規制基準」（1978年岐阜県告示第154号）
「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準について」(2021年米原市告示第67号)

表 3.2-27　特定建設作業の規制に関する振動の基準の区域

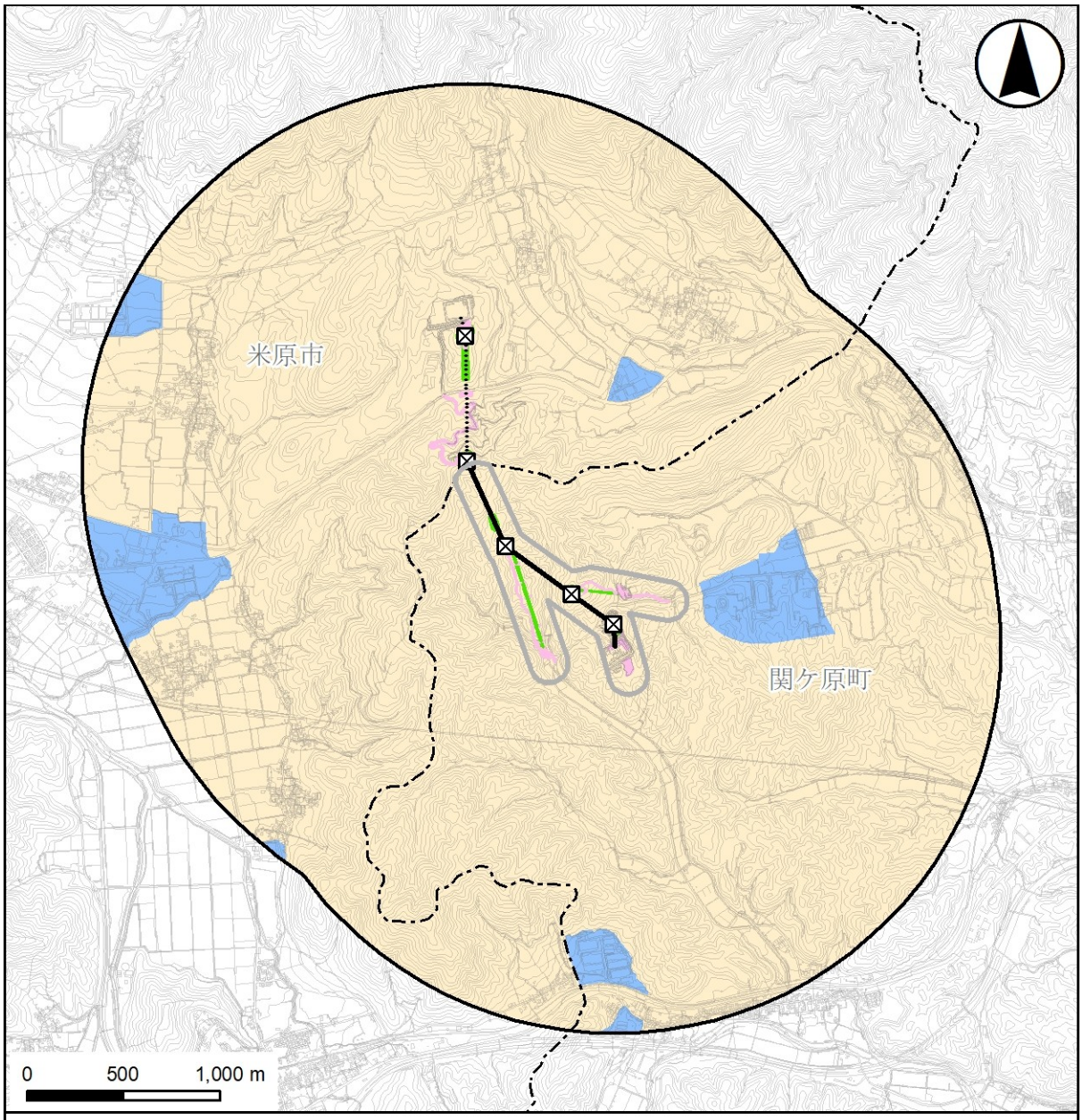
市町	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
関ケ原町	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域	表 3.2-20 に示す区域の区分が、第 4 種区域のうち、学校教育法（1947 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（1947 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（1948 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（1950 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（1963 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2006 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の地域

出典：「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（1978年岐阜県告示第155号）

表 3.2-28　道路交通振動の限度の区域

市町	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
関ケ原町	表 3.2-20 に示す区域の区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	表 3.2-20 に示す区域の区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

出典：「振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定」（1978年岐阜県告示第156号）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し(伐採のみ)

- 第1種区域／第1号区域
- 第2種区域／第2号区域

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域図」（2023年3月　岐阜県環境生活部環境管理課）
「騒音の規制に係る区域の区分図面」（2021年3月　米原市）

図 3.2-10　振動に係る規制基準の区域

(4) 自然環境保全地域の指定状況

概況調査地域には、自然環境保全地域に指定された地域はない。

(5) 自然公園の指定状況

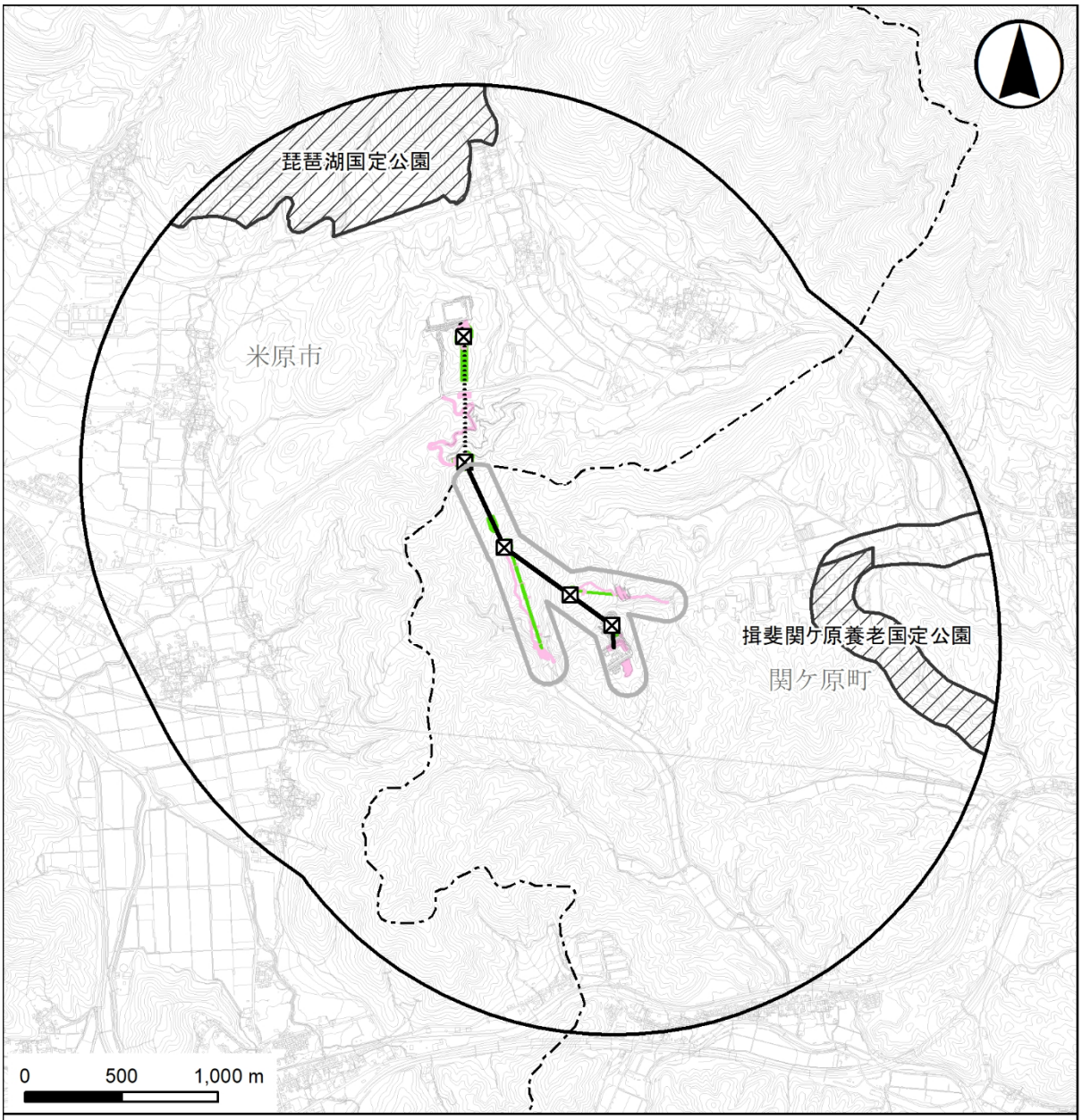
概況調査地域における自然公園の指定状況は、表 3.2-29及び図 3.2-11のとおりである。

揖斐関ケ原養老国定公園及び琵琶湖国定公園の2件がある。

表 3.2-29 自然公園一覧

名称	所在県	面積（ha）			指定年月日	公園の特徴
		全体	特別地域	普通地域		
揖斐関ケ原養老国定公園	岐阜県	20,219	18,313	1,906	1970年12月28日	濃尾平野の北西外縁部、揖斐川、関ケ原古戦場及び養老山地域から成る公園・東海自然歩道沿線の公園
琵琶湖国定公園	滋賀県 京都府	97,601	94,414	3,187	1950年7月24日	わが国最大の淡水湖風景・近江八景・歴史と遺跡

出典：「国定公園の概要（令和8年3月31日現在）」（環境省HP）
「国定公園地種区分別面積（令和8年3月31日現在）」（環境省HP）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し（伐採のみ）

- 第3種特別地域
- 普通地域

出典：「県域統合型GISぎふ」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「生物多様性しがマップ」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-11　自然公園

(6) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況

① 史跡、名勝、天然記念物の指定状況

概況調査地域における史跡、名勝、天然記念物の指定状況は、表 3.2-30及び図 3.2-12のとおりである。

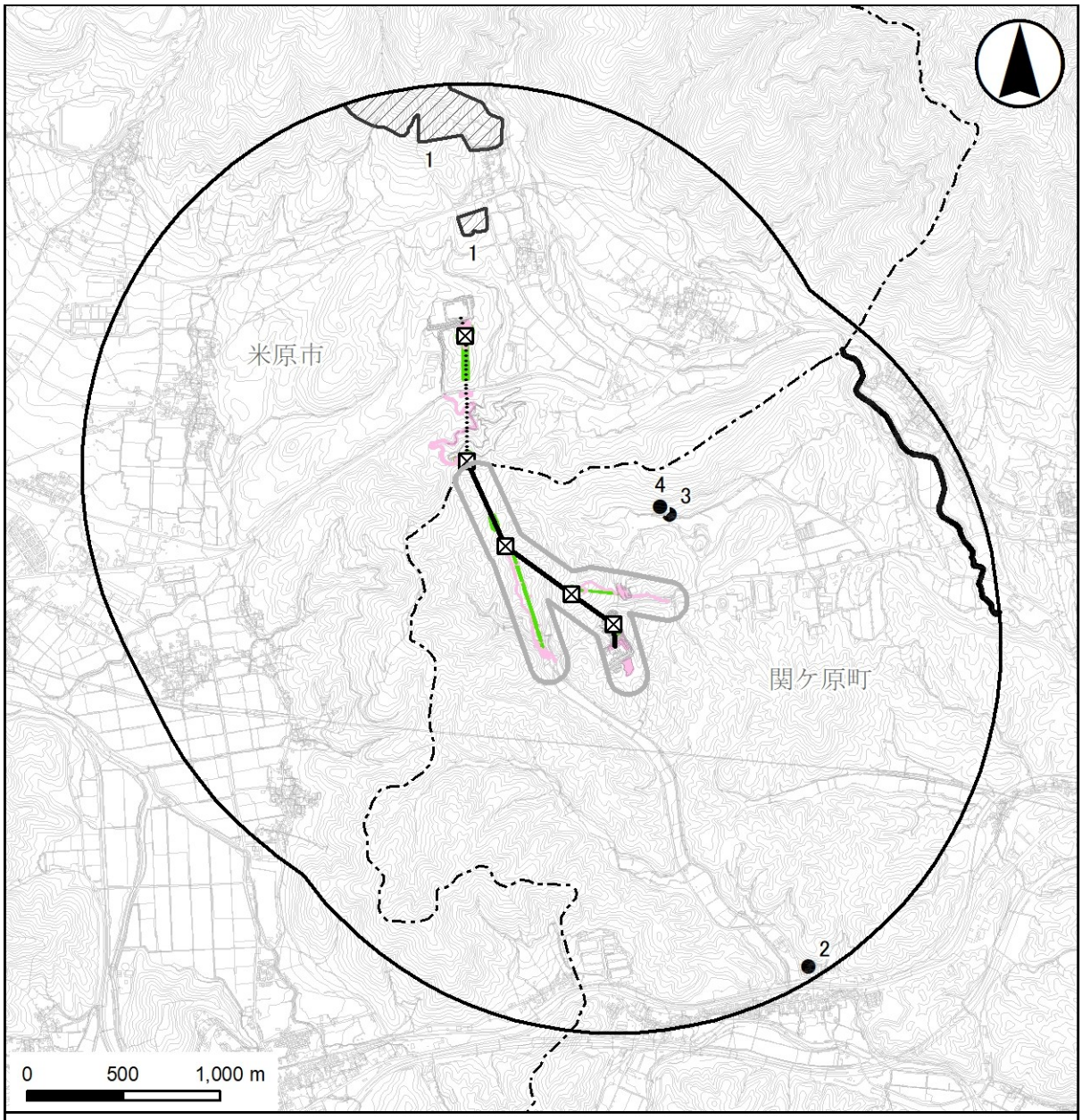
国指定の史跡が1件、岐阜県及び関ケ原町指定の史跡が1件あり、関ケ原町指定の史跡が1件、天然記念物が2件ある。

表 3.2-30 史跡、名勝、天然記念物一覧

番号	指定区分	種別	名称	所在地	指定年月日
1	国指定	史跡	京極氏遺跡（京極氏城館跡･弥高寺跡）	米原市上平寺、弥高、藤川	2004年2月27日
2	岐阜県指定	史跡	長江氏墓	不破郡関ケ原町大字今須	1962年2月12日
	関ケ原町指定	史跡			1960年12月15日
3	関ケ原町指定	史跡	日本武尊居寤清水	不破郡関ケ原町大字玉	1969年6月22日
4	関ケ原町指定	天然記念物	岩倉山鍾乳洞	不破郡関ケ原町大字玉	1968年6月22日
5	関ケ原町指定	天然記念物	藤古川のホタル	不破郡関ケ原町河川全域	1968年9月1日

※1 表中の番号は、図 3.2-12の番号と対応する。

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁HP 2026年7月閲覧）
「岐阜県文化財図録」（岐阜県HP 2026年7月閲覧）
「関ケ原町の文化財一覧」（関ケ原町HP 2026年7月閲覧）
「文化財目録」（滋賀県HP 2026年7月閲覧）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

史跡、名勝、天然記念物

※1　図中の番号は、表 3.2-30の番号と対応する。

出典：「岐阜県文化財図録」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
「関ケ原町の文化財一覧」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
「文化財目録」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
「米原市遺跡地図」（米原市HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-12　史跡、名勝、天然記念物

② 埋蔵文化財包蔵地の状況

概況調査地域における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-31及び図 3.2-13のとおりである。

周知の埋蔵文化財包蔵地が49件ある。

表 3.2-31(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	名称	種別	所在地	備考
1	寒谷遺跡	散布地	不破郡関ケ原町玉寒谷	
2	正慶畑遺跡	散布地	不破郡関ケ原町玉東部	
3	堂の前遺跡	散布地	不破郡関ケ原町玉堂前	
4	玉城跡	城館跡	不破郡関ケ原町玉堂前	
5	今須城跡	城館跡	不破郡関ケ原町今須	
6	長久寺遺跡	散布地	不破郡関ケ原町今須 米原市長久寺	
7	寝物語遺跡	散布地	不破郡関ケ原町今須 米原市長久寺	工場建設により滅失
8	野瀬山城跡 ［長比砦遺跡］	城館跡 ［城館跡］	不破郡関ケ原町今須 米原市柏原、長久寺	［長比砦］
9	須川山砦遺跡 ［須川山砦遺跡］	他の遺跡 ［城館跡］	不破郡関ケ原町今須 米原市須川	
10	長久寺遺跡	集落跡、社寺跡	米原市長久寺	須恵器・灰釉陶器・瓦
11	須川山城遺跡	城館跡	米原市須川	
12	美濃ごえの遺跡	城館跡	米原市須川	
13	須川遺跡	集落跡	米原市須川	
14	北畑遺跡	集落跡	米原市須川	灰釉陶器・須恵器・土師器
15	須川館遺跡	城館跡	米原市須川	
16	菅生寺遺跡	社寺跡	米原市須川	建久 4 年草創伝承
17	大野木遺跡	集落跡	米原市大野木	石棒
18	大野木館遺跡	城館跡	米原市大野木	
19	御墓遺跡	集落跡、その他墓跡	米原市大野木	石鏃・土師器・伝承地
20	深谷遺跡	集落跡	米原市大野木	石斧（谷田尾）
21	五反海戸遺跡	集落跡	米原市大野木	須恵器・灰釉陶器
22	今屋遺跡	集落跡	米原市大野木	土師器
23	神宮寺遺跡	社寺跡	米原市大野木	元和年間草創伝承
24	最勝寺遺跡	社寺跡	米原市大野木	沙応寺末寺
25	伝因寺遺跡	社寺跡	米原市大野木	順慶寺末寺
26	大峰砦遺跡(千畳敷砦遺跡)	城館跡	米原市大野木	（千畳敷砦）
27	五反田遺跡	集落跡	米原市大野木	石鏃
28	石丸遺跡	集落跡	米原市大野木	石斧・須恵器・土師器
29	妙楽寺遺跡	社寺跡、経塚	米原市大野木	
30	竹ヶ鼻遺跡	散布地	米原市大清水	須恵器・土師器

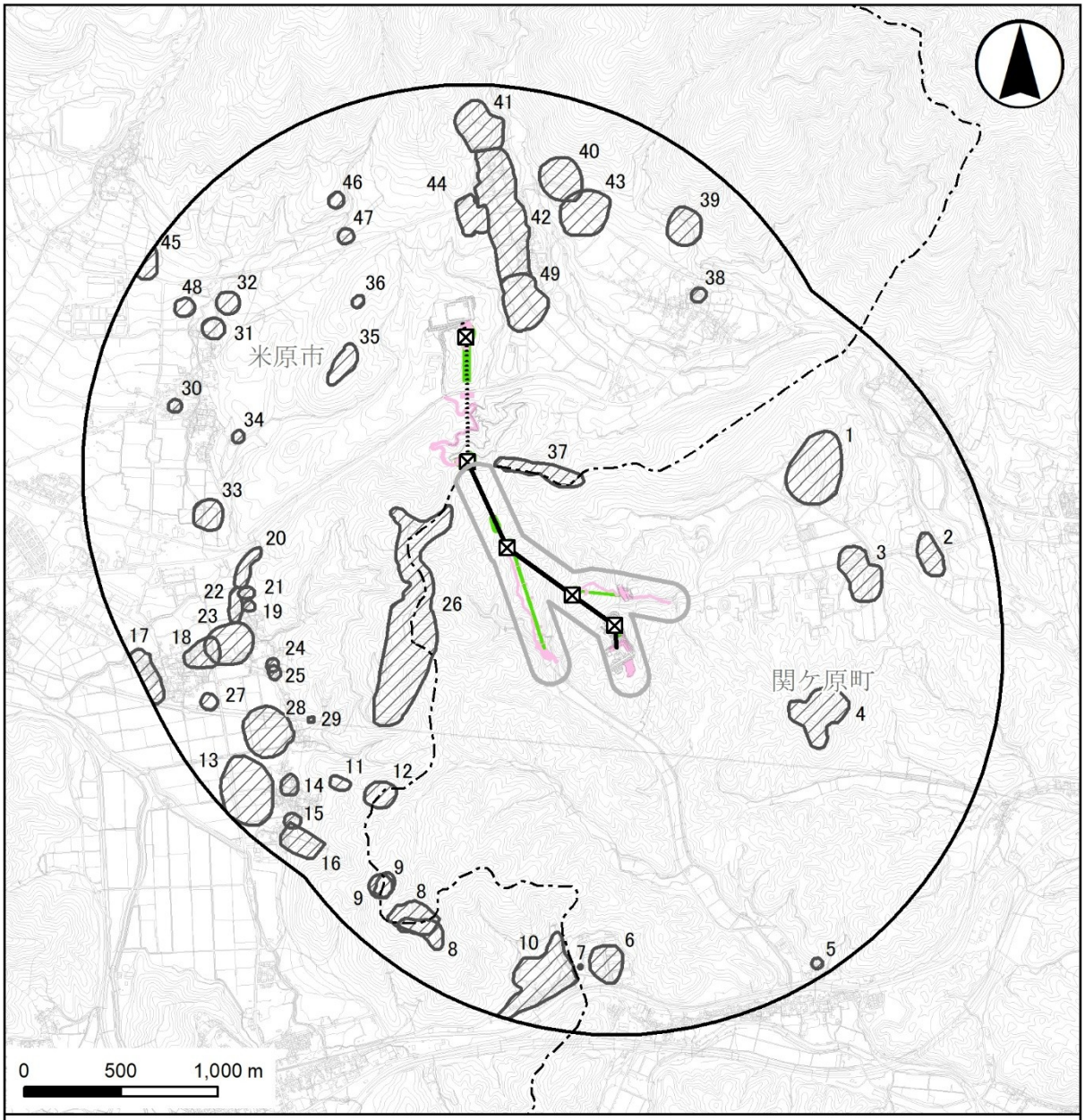
表 3.2-31(2)　周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	名称	種別	所在地	備考
31	井の田遺跡	集落跡	米原市大清水	縄文土器・弥生土器・須恵器
32	大清水屋敷遺跡	城館跡	米原市大清水	
33	十蓮寺遺跡	社寺跡	米原市大清水	字名あり
34	大清水遺跡	集落跡	米原市大清水	石棒・敲石
35	岩硲山古墳	古墳	米原市大清水	円墳・須恵器・土師器
36	天清城遺跡	城館跡	米原市大清水	
37	今須道遺跡	城館跡	米原市藤川	岐阜県関ケ原町との境
38	藤川城遺跡	城館跡	米原市藤川	
39	暖水寺遺跡	社寺跡	米原市藤川	
40	長福寺遺跡	社寺跡	米原市藤川	
41	上平寺館遺跡	城館跡	米原市上平寺	屋敷・庭園・堀（国史跡）
42	上平寺遺跡	社寺跡、その他（城下町）	米原市上平寺	道路遺構・溝・縄文土器・陶磁器・古銭
43	上平畑遺跡	集落跡	米原市上平寺	石斧
44	上平寺南館遺跡	城館跡	米原市上平寺	屋敷（一部国史跡）
45	東野遺跡	散布地	米原市弥高	異形局部磨製石器･スクレイパー・石鏃、石匙
46	伊豆畑遺跡	集落跡	米原市弥高	土師器
47	赤谷遺跡	集落跡	米原市弥高	土師器・須恵器
48	神戸遺跡	集落跡	米原市大清水	土師器・須恵器
49	寺林遺跡	集落跡	米原市藤川	土坑・土師器・須恵器

※1　表中の番号は、図 3.2-13の番号と対応する。
※2　［　］内の名称等は、「米原市遺跡地図」における名称等を示す。
出典：「改訂版　岐阜県遺跡地図」（2007年3月　岐阜県教育委員会）
「米原市遺跡地図」（米原市HP　2026年7月閲覧）

③ 伝統的建造物群保存地区の状況

概況調査地域には、伝統的建造物群保存地区に指定された地域はない。



凡 例

区分

周知の埋蔵文化財包蔵地

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

※1　図中の番号は、表 3.2-31の番号と対応する。

出典：「改訂版　岐阜県遺跡地図」（2007年3月　岐阜県教育委員会）
「米原市遺跡地図」（米原市HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-13　周知の埋蔵文化財包蔵地

(7) 鳥獣保護区の指定状況

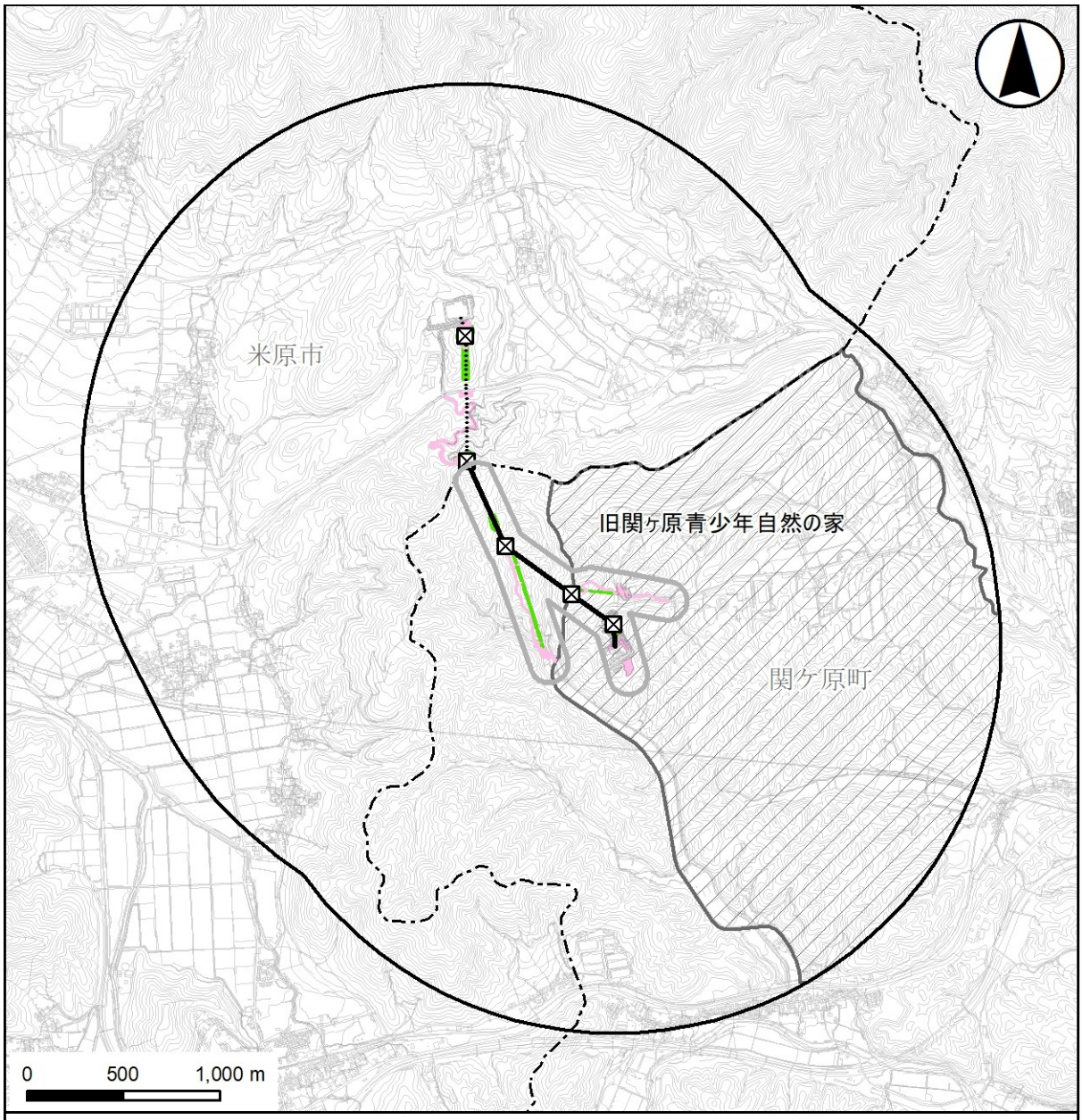
概況調査地域における鳥獣保護区の指定状況は、表 3.2-32及び図 3.2-14のとおりである。

鳥獣保護区が1件ある。

表 3.2-32　鳥獣保護区一覧

種別	名称	所在地	設定面積	設定期限
鳥獣保護区	旧関ケ原青少年自然の家	不破郡関ケ原町	546ha	2035 年 10 月 31 日

出典：「県域統合型GISぎふ」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

鳥獣保護区

出典：「県域統合型GISぎふ」（岐阜県HP　2026年8月閲覧）

図 3.2-14　鳥獣保護区

(8) 保安林の指定状況

① 地域森林計画対象民有林の指定状況

概況調査地域における地域森林計画対象民有林の指定状況は、図 3.2-15のとおりである。

② 保安林の指定状況

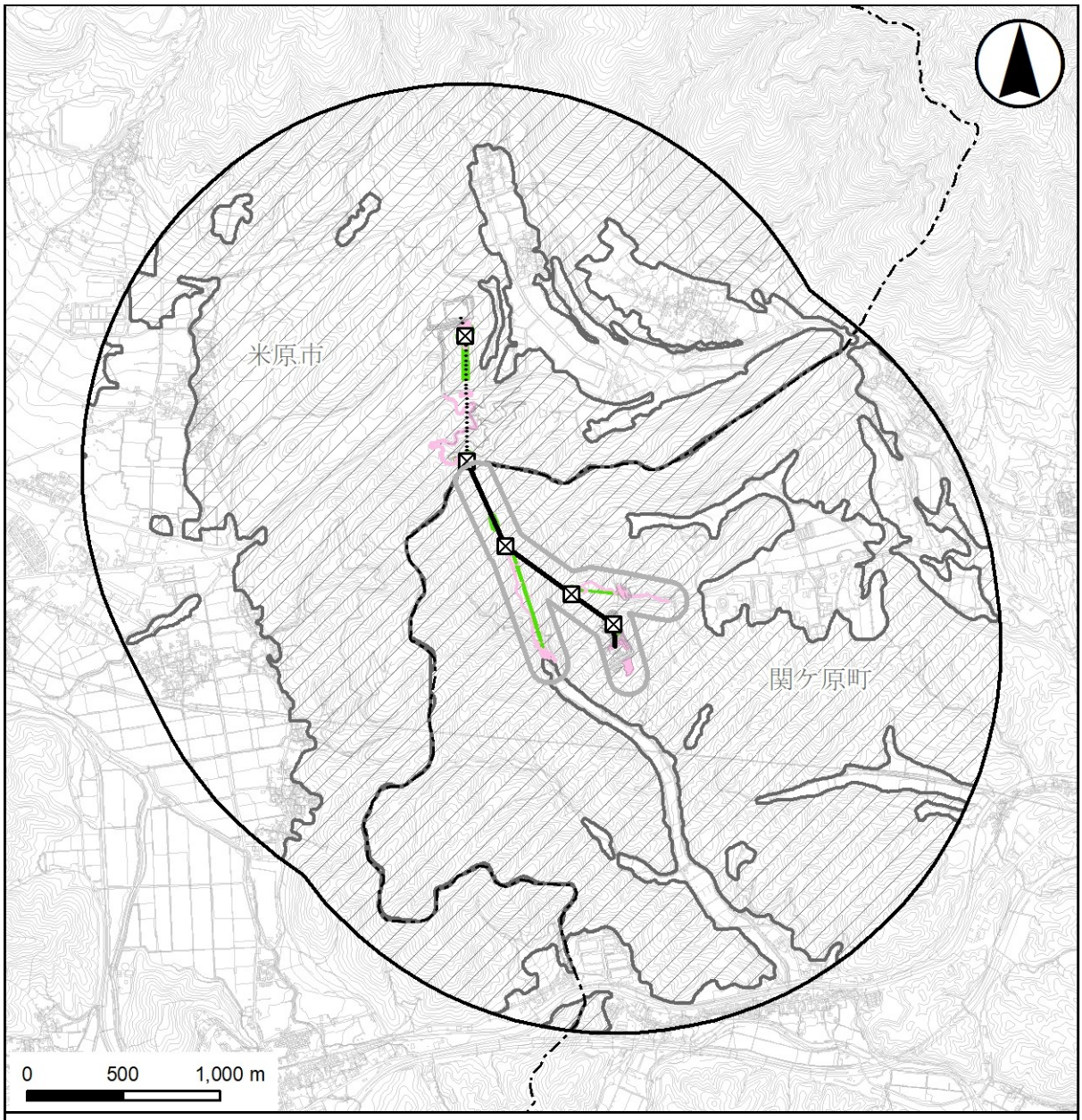
概況調査地域における保安林の指定状況は、図 3.2-16のとおりである。

③ 保安施設地区の指定状況

概況調査地域には、保安施設地区に指定された地域はない。

(9) 国有林の状況

概況調査地域には、国有林に指定された地域はない。



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

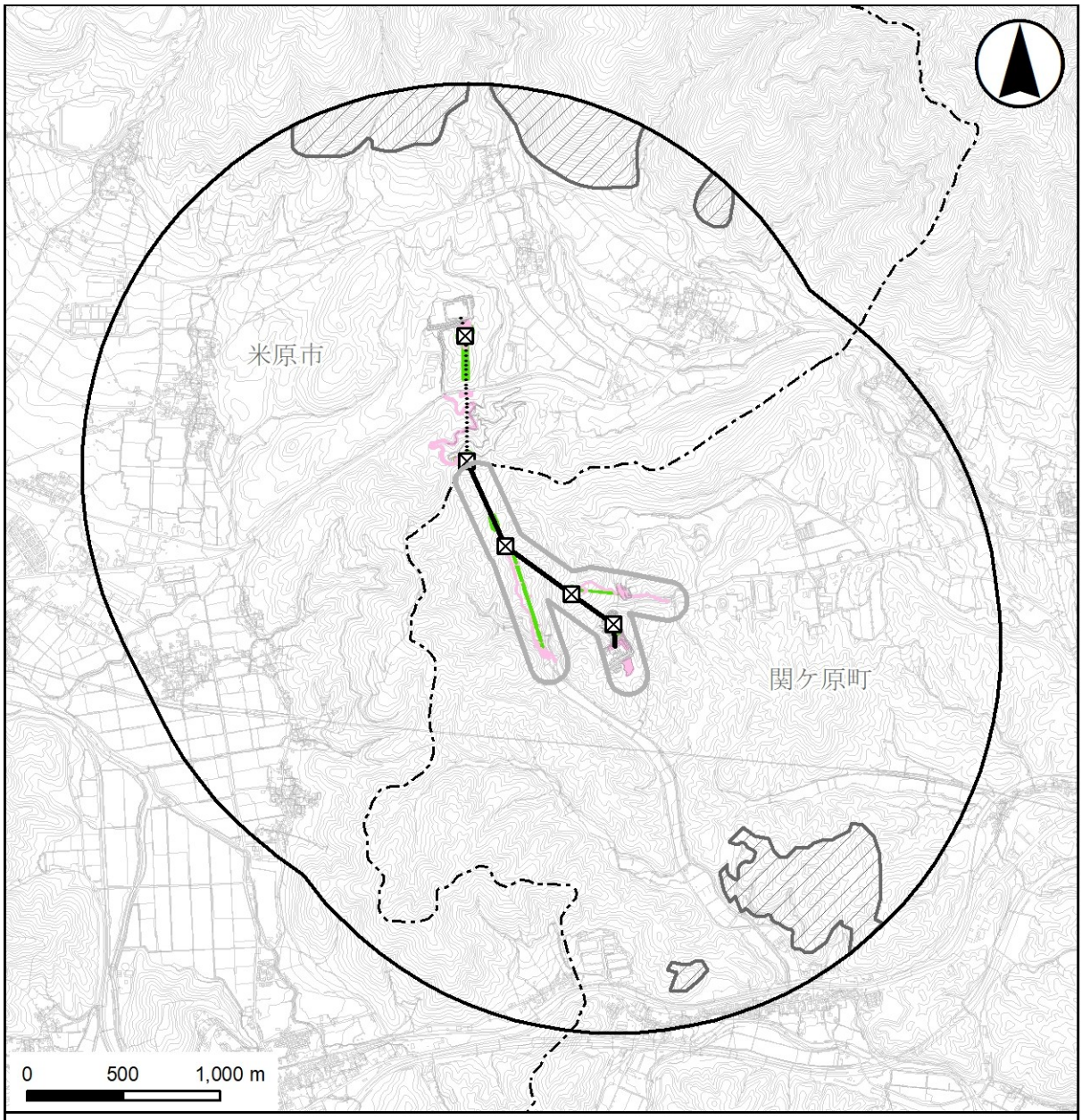
土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 森林地域データ　2015年度（平成27年度）版」
（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-15　地域森林計画対象民有林



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

保安林

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 森林地域データ」（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-16　保安林

(10) 温泉の状況

概況調査地域には、温泉地域及び温泉法第12条の許可を受けた温泉はない。

(11) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

概況調査地域における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2-17のとおりである。

(12) 砂防指定地の指定状況

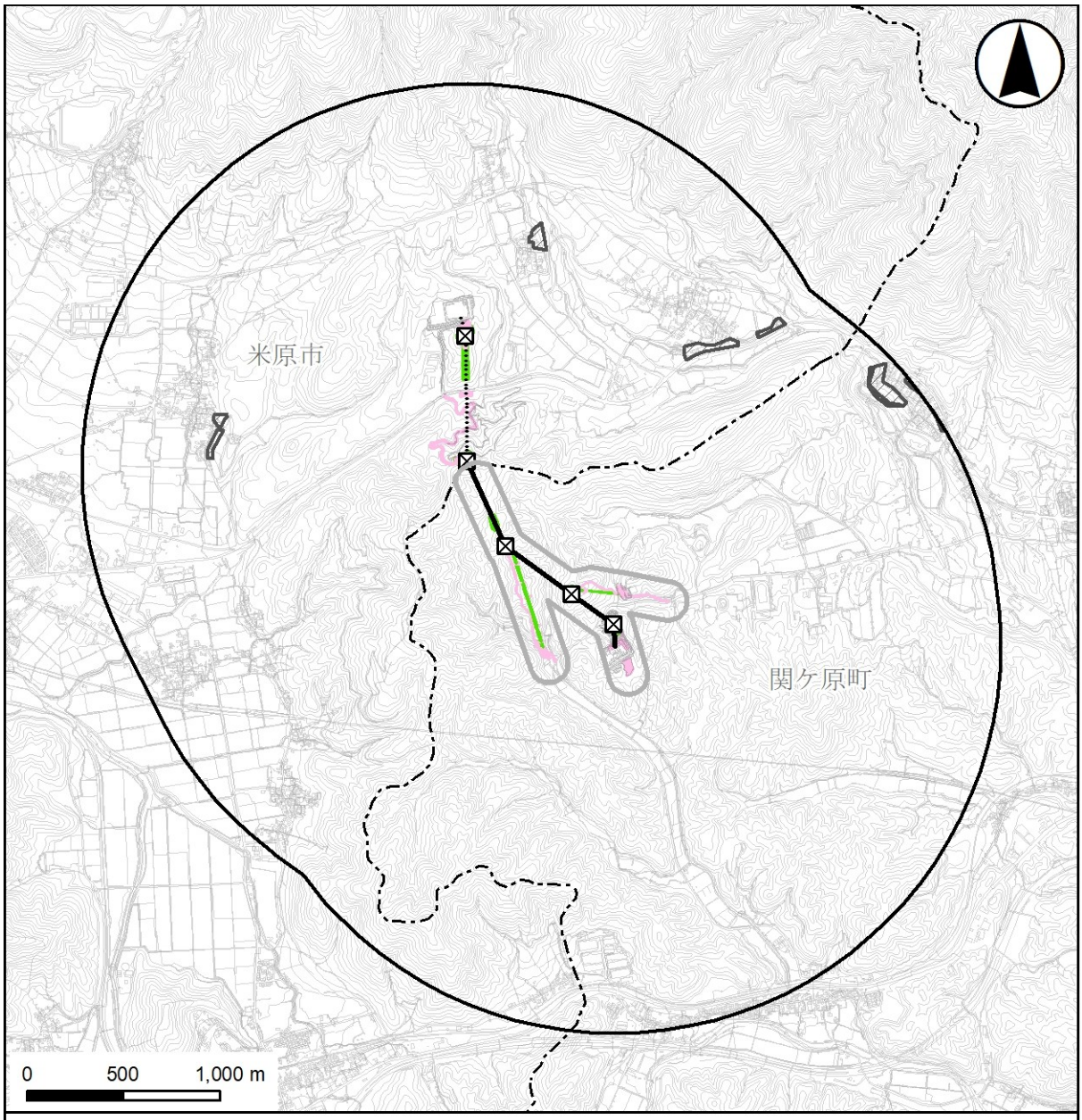
概況調査地域における砂防指定地の指定状況は、図 3.2-18のとおりである。

(13) 地すべり防止区域の指定状況

概況調査地域には、地すべり防止区域に指定された区域はない。

(14) 土砂災害警戒区域の指定状況

概況調査地域における土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.2-19のとおりである。



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

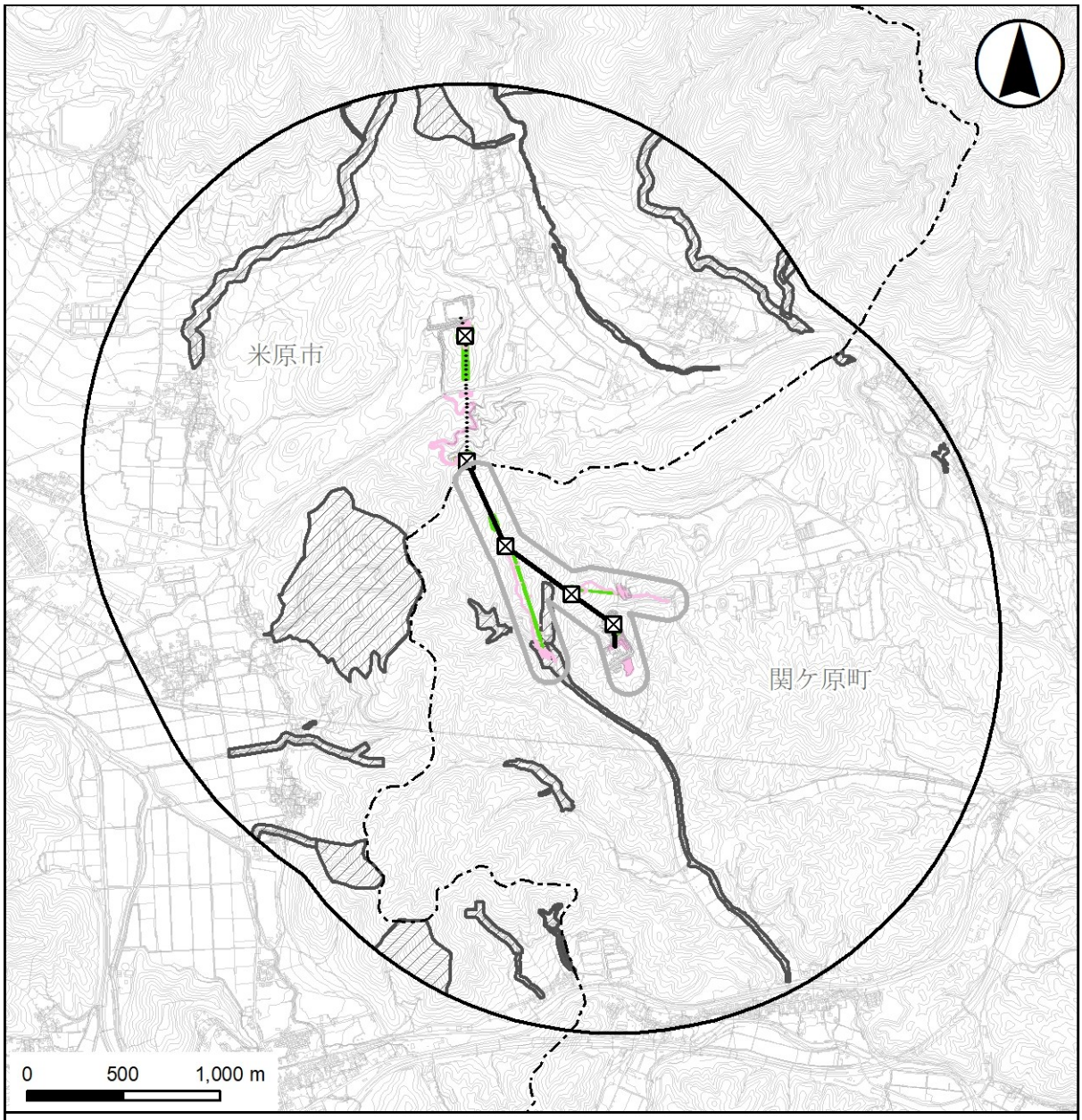
土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

急傾斜地崩壊危険区域

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 急傾斜地崩壊危険区域データ　第1.0版」
（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-17　急傾斜地崩壊危険区域



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

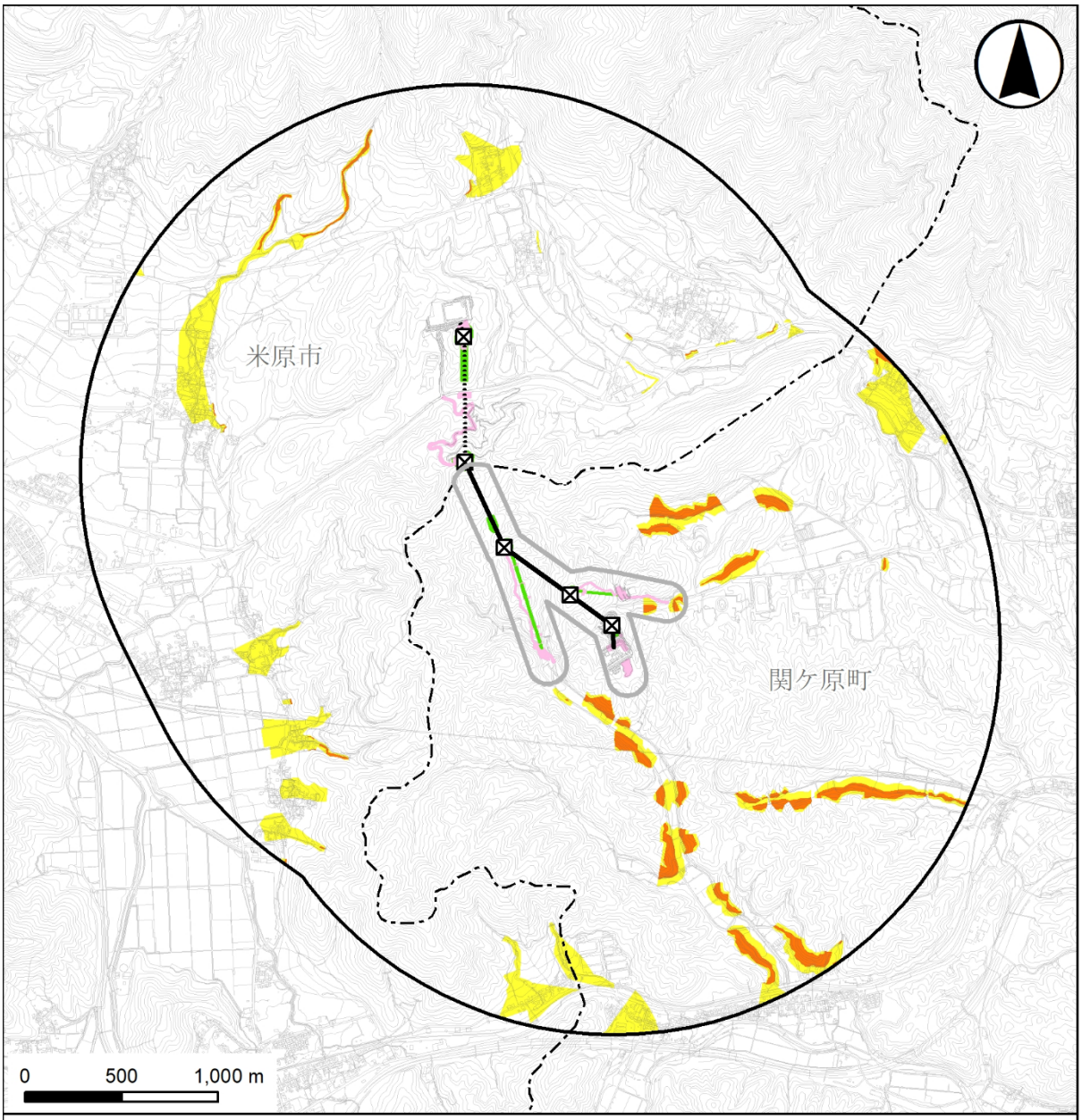
土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

砂防指定地

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 砂防指定地データ　2023年度（令和5年度）版」
（国土交通省HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-18　砂防指定地



凡 例

区分

概況調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト 土砂災害警戒区域データ 2025年度（令和7年度）版」
（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

図 3.2-19 土砂災害警戒区域

(15) 景観計画区域の指定状況

概況調査地域における景観計画区域の指定状況は、表 3.2-33及び図 3.2-20のとおりである。また、概況調査地域における景観計画に基づく重点区域等は、表 3.2-34及び図 3.2-20のとおりである。

対象市町において景観計画が策定され、概況調査地域全域が景観計画区域に指定されている。また、景観重要区域として、米原市の国道365号線沿いが沿道景観形成地区に指定されている。

表 3.2-33 景観計画一覧

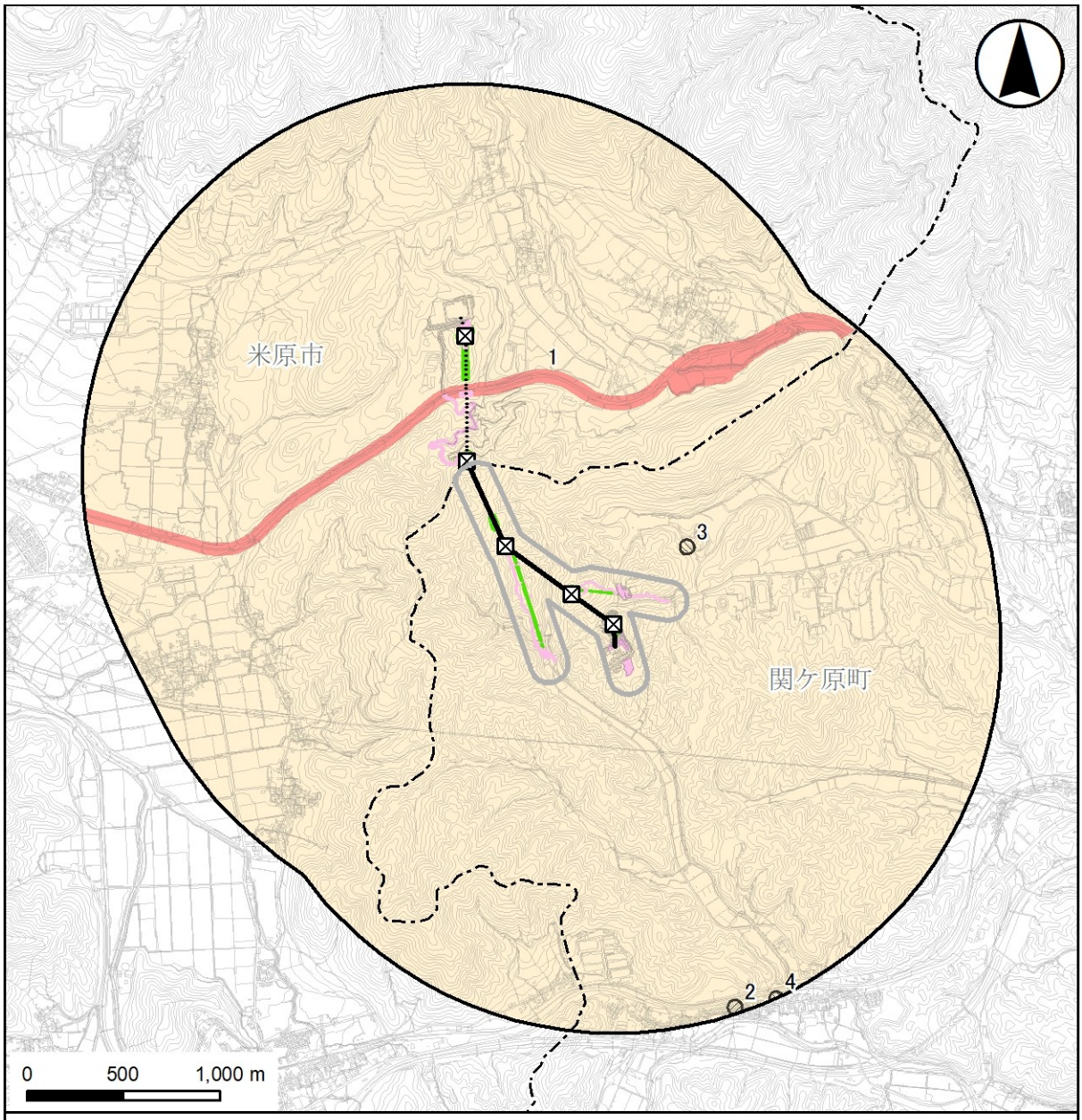
市町	名称	景観計画区域	概況調査地域内の景観重要区域
関ケ原町	関ケ原町景観計画	町全域	(重点区域候補地・旧中山道今須宿)
米原市	米原市景観計画	市全域	国道 365 号沿道景観形成地域

※1 関ケ原町の重点地区候補地は、今後重点区域への移行を検討。
出典：「関ケ原町景観計画」（2021年7月 関ケ原町）
「米原市景観計画」（2013年6月 米原市）

表 3.2-34 景観計画に基づく重点区域等

番号	項目	市町	名称
1	景観重要区域	米原市	国道 365 号沿道景観形成地域
2	景観重点区域候補地	関ケ原町	旧中山道今須宿
3	景観重要建造物候補	関ケ原町	玉の火薬庫跡
4	景観重要建造物候補	関ケ原町	今須問屋場跡地

※1 表中の番号は図 3.2-20の番号と対応する。
出典：「関ケ原町景観計画」（2021年7月 関ケ原町）
「米原市景観計画」（2013年6月 米原市）



凡 例

区分

- 概況調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変有り
- 土地改変無し(伐採のみ)

- 景観計画区域
- 景観重要区域
- 景観重点区域候補地
- 景観重要建造物候補

※1　図中の番号は表 3.2-34の番号と対応する。

出典：「関ケ原町景観計画」（2021年7月　関ケ原町）

「景観法に基づく届出区域(国道365号沿道景観形成地域)」（米原市HP　2026年7月閲覧）

図 3.2-20　景観計画区域

(16) 土壌汚染対策法等に基づく区域の指定状況

概況調査地域には、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域はない。

また、概況調査地域における廃棄物が地下にある土地の区域の指定状況は、表 3.2-35のとおりである。

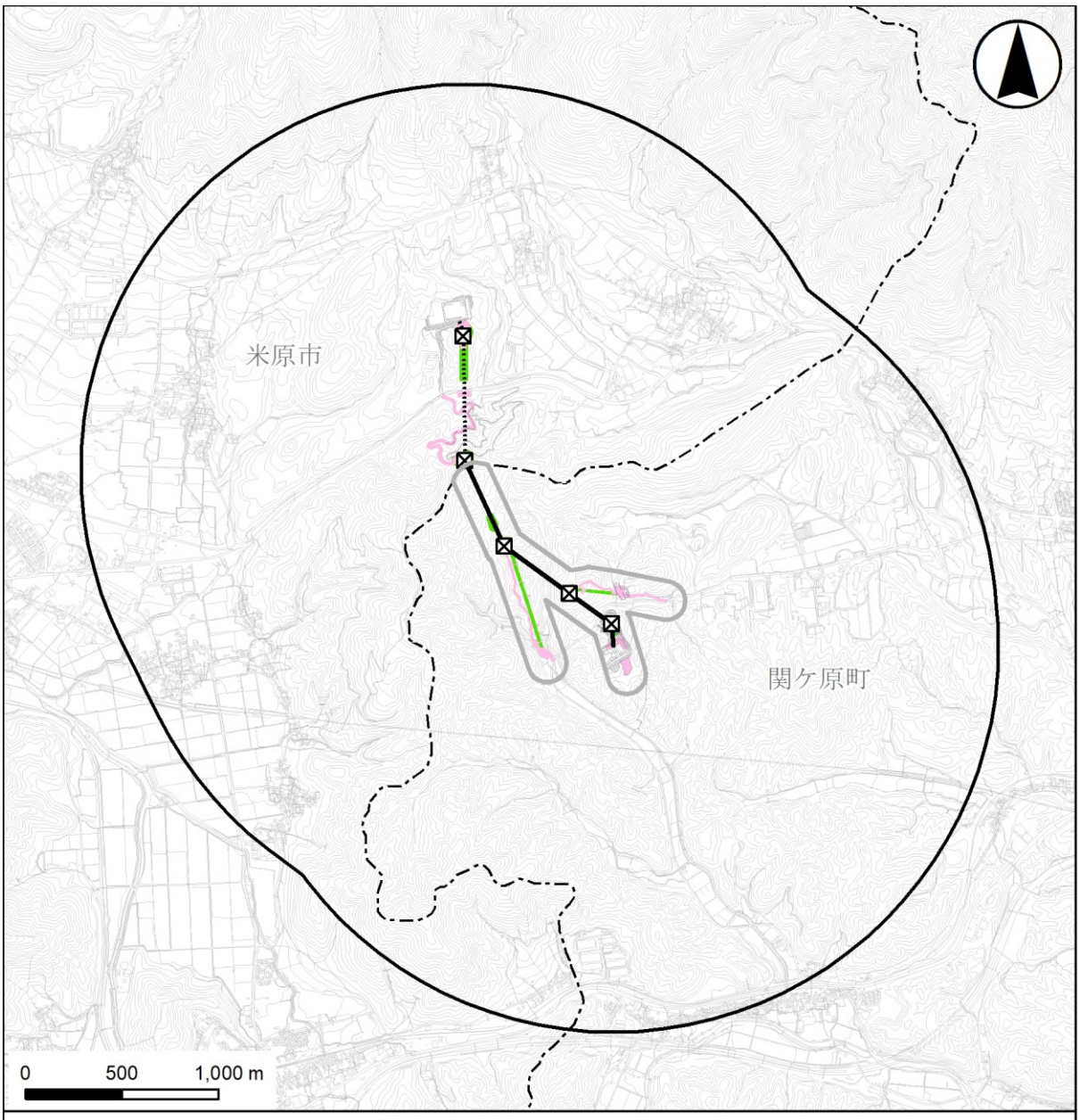
表 3.2-35　廃棄物が地下にある土地の区域一覧

指定区域	埋立地の区分	指定年月日・番号
米原市大野木字松ノ木 1983 番、1991 番、1992 番、1993 番、1994 番、1994 番 1	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地	2009 年 3 月 18 日 滋賀県告示第 189 号
米原市柏原字自現境 3318 番、3319 番、3320 番、3321 番、3322 番、3323 番、3324 番、3325 番、3354 番の一部、3358 番、3359 番、3360 番	規則第 12 条の 31 第 1 号の埋立地	2009 年 3 月 18 日 滋賀県告示第 189 号
米原市大野木字境 2175 番、2176 番、2177 番 1、2177 番 2、2178 番 1、2178 番 2、2178 番 3、2178 番 4、2180 番 1 の一部、2180 番 7 の一部、2183 番、2184 番 1、2184 番 2、2184 番 3、2184 番 4、2184 番 5、2185 番 1、2186 番	規則第 12 条の 31 第 1 号の埋立地	2009 年 3 月 18 日 滋賀県告示第 189 号
米原市大野木字境 2180 番 1 の一部、2180 番 2、2180 番 3、2180 番 4、2180 番 5、2180 番 6、2180 番 7 の一部	規則第 12 条の 31 第 2 号の埋立地	2009 年 3 月 18 日 滋賀県告示第 189 号
米原市大野木字西野神ノ 1883 番 3、1883 番 4、1904 番 1、同市大野木字上野神ノ 2027 番 1、同市大野木字三反畑 1801 番 8、1801 番 9、同市大野木字尻細 1796 番 4、1796 番 5、同市大野木字梅ノ木 2081 番、2081 番 3、2081 番 4	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地	2014 年 3 月 7 日 滋賀県告示第 98 号
米原市藤川字神田 295 番 1 の一部、296 番の一部および 297 番 1 の一部	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地	2015 年 10 月 13 日 滋賀県告示第 415 号

出典：「指定区域一覧（令和8年4月3日現在）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
「指定区域一覧（令和6年11月29日現在）」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）

4　関係地域の範囲

本事業の実施により、環境に影響を及ぼすおそれのある関係地域の範囲は、岐阜県不破郡関ケ原町及び滋賀県米原市（関係市町）のうち、図4-1に示す条例の対象である計画路線から約2kmの範囲とする。



凡 例

区分

関係地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し（伐採のみ）

図 4-1　関係地域の範囲

5　調査等の項目及び方法

5.1　環境影響要因の把握

本事業の実施に伴い、事業を実施しようとする地域及びその周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれのある要因は以下のとおりである。

5.1.1　工事の実施に係る環境影響要因

① 工事用仮設備の設置
② 工事敷の造成
③ 鉄塔基礎設置部の掘削
④ ①～③に伴う樹木の伐採
⑤ 工事用車両等の走行
⑥ 建設機械の稼働

5.1.2　工作物の存在に係る環境影響要因

電線路の存在

5.1.3　人の活動に係る環境影響要因

電線路の稼働

5.2　調査等の環境項目の選定

本事業の実施において環境影響が予想される要因ごとの環境項目は表 5.2-1 に示すとおりである。これらの項目を調査等を行う環境項目として選定する。

なお、環境項目の選定理由は表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-1　環境影響要因別の環境項目

環境影響要因	環境項目	公害の防止に係るもの											自然環境及び歴史的文化的環境の保全並びに景観の保持に係るもの						
		大気質	水質・底質・地下水	土壌	騒音	振動	地盤	悪臭	廃棄物	温室効果ガス	電波障害	日照阻害	地形・地質	動物	植物	生態系	触れ合い活動の場	文化財	景観
工事の実施	工事用仮設備の設置												○	○	○	○	○	○	○
	工事敷の造成												○	○	○	○	○	○	○
	鉄塔基礎設置部の掘削												○	○	○	○	○	○	
	樹木の伐採													○	○	○	○		○
	工事用車両の走行													○		○			
	建設機械の稼働													○		○			
工作物の存在	電線路の存在										○			○		○	○	○	○
人の活動	電線路の稼働																		

※1　○印は影響があると予想されるもの。
　　無印は影響がないか、あってもごくわずかと予想されるもの。

表 5.2-2(1)　環境項目選定理由

環境項目		選定	調査等を行う環境項目の選定理由及び 調査等を行う環境項目として選定しない理由
公害の防止に係るもの	大気質	×	環境影響要因としては、工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行等があるが、以下の理由により環境影響は小さいと考えられることから、調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.至近に人家が存在しない。 イ.使用する建設機械の台数が少ない。(同時稼働:3台/基程度)
	水質・ 底質・ 地下水	×	環境影響要因としては、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削等があるが、以下の理由により調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.有害物質を含む排水を排出する施設は使用しない。 イ.掘削土はビニールシート等で覆い、袋に入れ、定められた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがら等により土砂や濁水の流出を防ぐ。 ウ.工事従事者は最大30人程度を予定しているが、工事事務所等から排出されるし尿は汲み取り処理又は合併浄化槽等を設置し処理する。
	土壌	×	土壌汚染物質は使用しないこと、計画地で過去に土壌汚染物質を使用・蓄積された経歴がないことから、土壌汚染に係る環境影響要因は存在しない。 従って、調査等を行う環境項目として選定しない。
	騒音	×	環境影響要因としては、工事中の建設機械の稼働、工事車両の走行等があるが、以下の理由により環境影響は小さいと考えられることから、調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.至近に人家が存在しない。 イ.使用する建設機械の台数が少ない。(同時稼働:3台/基程度)
	振動	×	環境影響要因としては、工事中の建設機械の稼働、工事車両の走行等があるが、以下の理由により環境影響は小さいと考えられることから、調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.至近に人家が存在しない。 イ.使用する建設機械の台数が少ない。(同時稼働:3台/基程度)
	地盤	×	工事中及び電線路の稼働後に、地下水の揚水は行わないこと、計画路線には急傾斜地崩壊危険区域が存在しないことから、地盤に係る環境影響要因は存在しない。 従って、調査等を行う環境項目として選定しない。
	悪臭	×	工事中及び電線路の稼働後に、悪臭を発生させる物質は使用しないことから、悪臭に係る環境影響要因は存在しない。 従って、調査等を行う環境項目として選定しない。
	廃棄物	×	環境影響要因としては、工事用仮設備(索道・工事用事務所)の設置等があるが、以下の理由により調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.工事従事者は最大30人程度を予定しているが、工事事務所等から排出されるし尿は汲み取り処理又は合併浄化槽等を設置し処理する。 イ.廃棄物については減量に努め、極力リサイクルが図られるよう分別収集を徹底する。なお、排出された廃棄物については、適切な処理を行う。

表 5.2-2(2)　環境項目選定理由

環境項目		選定	調査等を行う環境項目の選定理由及び 調査等を行う環境項目として選定しない理由
公害の防止に係るもの	温室効果ガス	×	環境影響要因としては、工事中の建設機械の稼働、工事車両の走行等があるが、以下の理由により調査等を行う環境項目として選定しない。 ア.使用する建設機械は電気駆動を主体とし、温室効果ガスを排出するエンジン駆動のものは最小限に止める。(同時稼働:3台/基程度)
	電波障害	○	電線路の存在によりテレビ受信状況への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	日照阻害	×	鉄塔は大部分が空間であること、また、工事中に日照阻害を生じるような建造物等は設置しないことから、日照阻害に係る環境影響要因は存在しない。 従って、調査等を行う環境項目として選定しない。
自然環境及び歴史的文化的環境の保全並びに景観の保持に係るもの	地形・地質	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削等により、地形・地質への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	動物	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削並びに電線路の存在等により、動物への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	植物	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削等により、植物への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	生態系	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削並びに電線路の存在等により、生態系への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	触れ合い活動の場	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削並びに電線路の存在等により、触れ合い活動の場への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	文化財	○	工事中の工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削等により、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される。また、電線路の存在により、史跡・名勝等への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。
	景観	○	工事中の工事敷の造成、樹木の伐採並びに電線路の存在等により、景観への影響が想定される。 従って、調査等を行う環境項目として選定する。

5.3　調査等の方法

5.3.1　電波障害

(1) 調査項目

① 地域の地形、土地利用、既設の建築物等の状況

② テレビ電波の状況

受信チャンネル、送信出力等

③ 地域のテレビ受信状況

端子電圧、受信画像

④ 地域のテレビ受信形態

共同受信設備等の設置状況等

(2) 調査期間・頻度等

2025年秋の1回実施した。

(3) 調査方法

① テレビ受信状況

図 5.3-1に示すテレビ電波測定車により、現地にて測定を実施した。なお、調査にあたっては「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（一般社団法人日本CATV技術協会 2018年6月）に準じた方法で実施した。

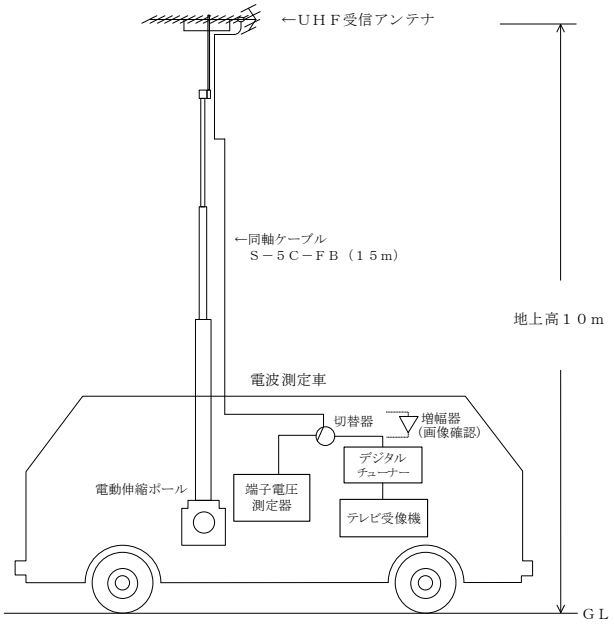


図 5.3-1　テレビ電波測定車

② その他の調査

既存の資料調査及び現地調査を実施した。

(4) 調査地域

調査地域は、本事業によるテレビ受信状況への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-2のとおり関係地域とする。なお、調査地点については今後の詳細な調査・設計結果により、影響が及ぶ範囲を検討し、設定した。

(5) 予測方法

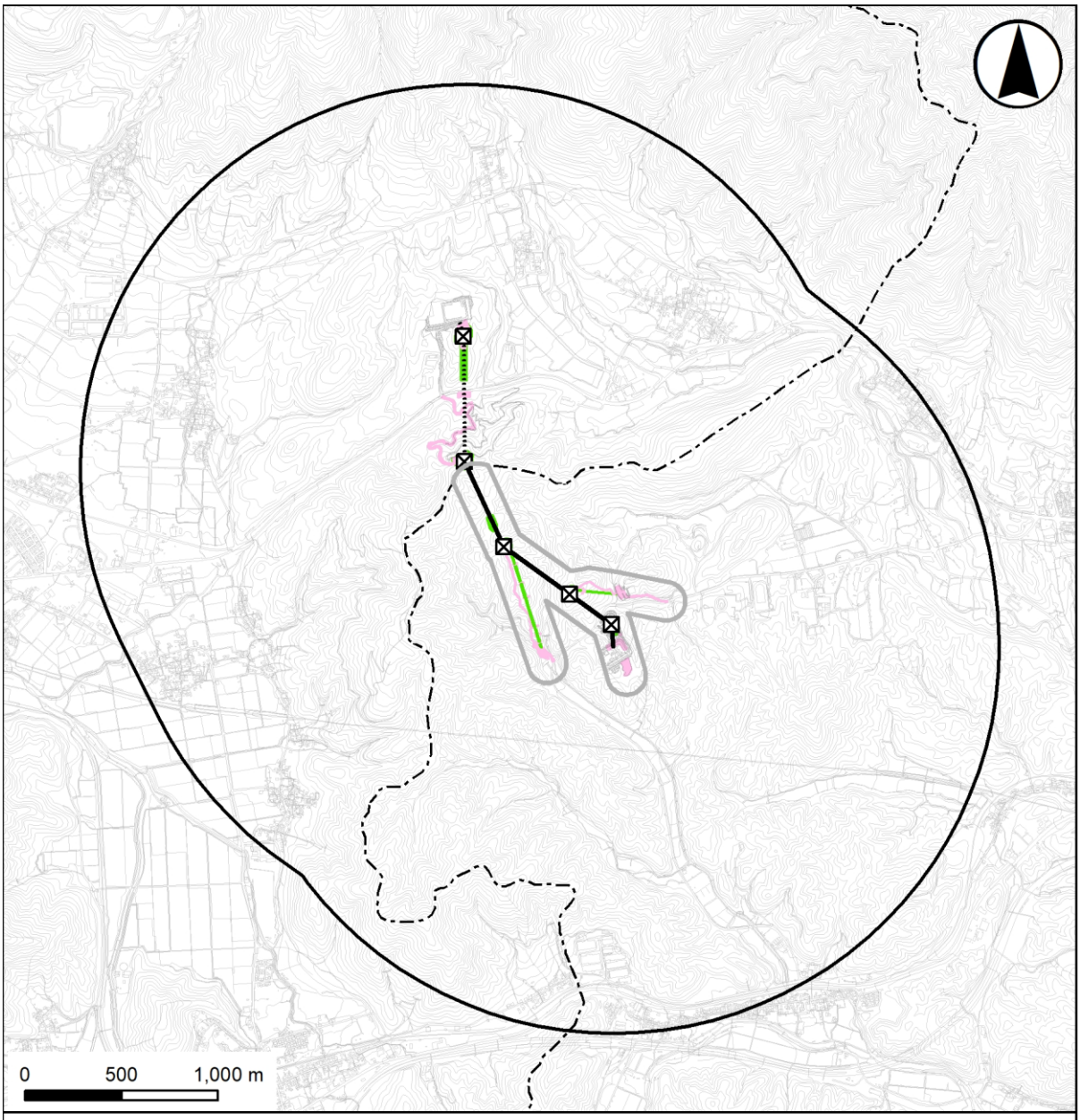
電線路の設置による障害が及ぶ地域の範囲について、既存事例等を活用した計算により予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。



凡 例

区分

関係地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 5.3-2　電波障害調査地域

5.3.2　地形・地質

(1) 調査項目

① 地形の状況

ア．地形の概観

イ．起伏量、水系、尾根地形、傾斜

ウ．特筆すべき地形の内容及び分布状況

② 地質の状況

ア．地質の概観

イ．地質区分及び分布状況、地質構造並びに化石の状況

ウ．特筆すべき地質の内容及び分布状況

(2) 調査期間・頻度等

2025年秋の1回実施した。

(3) 調査方法

文献調査、資料調査の他、現地調査を行う。現地調査は踏査による現地確認、必要に応じて写真撮影を実施した。

(4) 調査地域

調査地域は、本事業による地形・地質への影響が予想される範囲を含む地域とし、図 5.3-3 のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(5) 予測方法

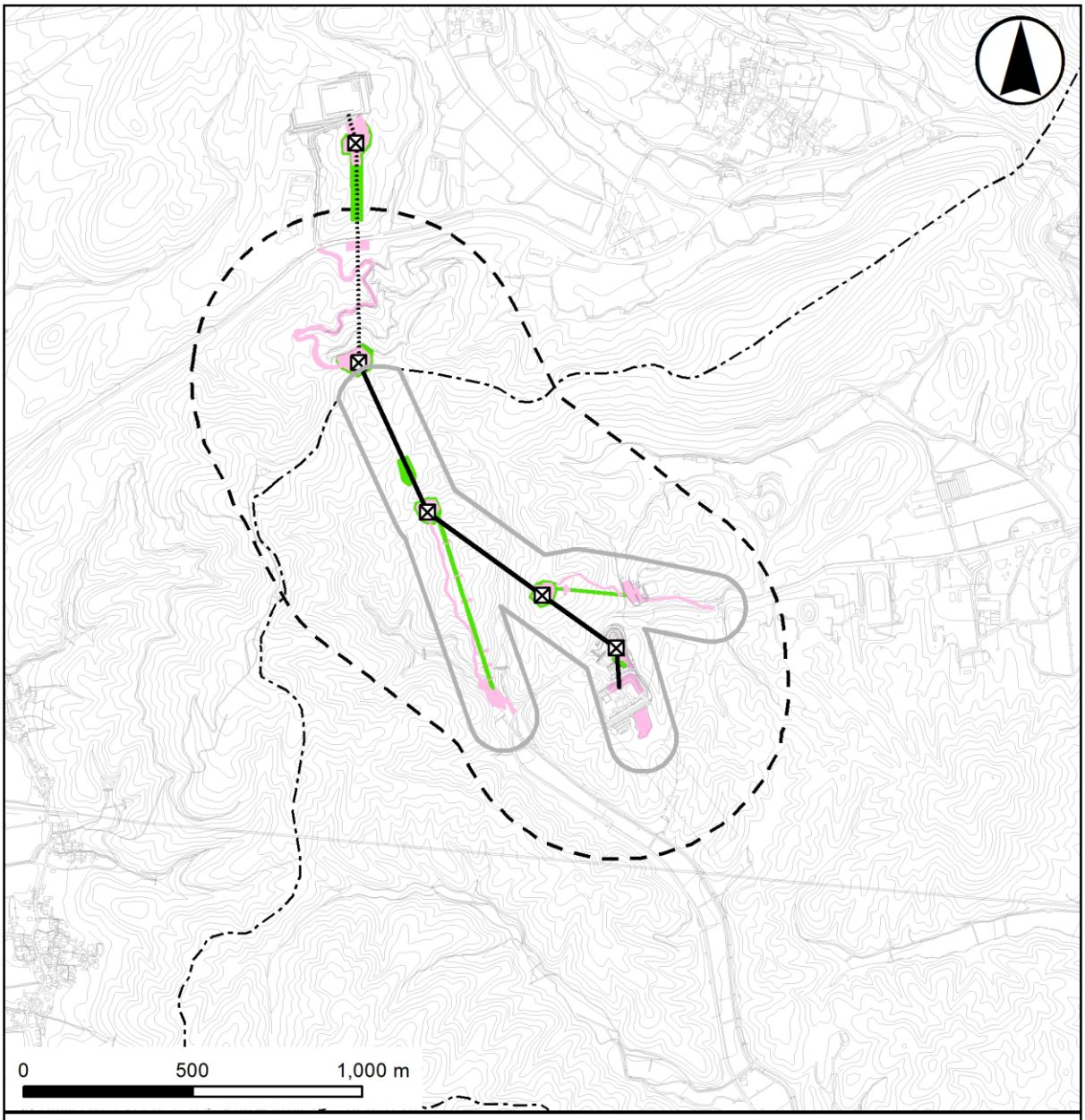
調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、本事業の実施による特筆すべき地形・地質の改変の程度及び内容について予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。



凡 例

区分

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 5.3-3　地形・地質調査地域

5.3.3　動物

(1) ほ乳類

① 調査項目

ア．分布状況

ほ乳類について、分布状況を調査した。

イ．貴重なほ乳類の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重なほ乳類の生息状況及び生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2026年　夏、秋、冬、2026年　春の4回実施した。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を行う。

現地調査はトラップ法（小型ほ乳類に限る）及び夜間自動撮影装置設置のほか、フィールドサイン法等の任意確認調査を行う。トラップ法はネズミ・モグラ類を想定し、シャーマントラップを採用する。なお、設置個数は1箇所につき10個とし、各季とも1晩設置した。また、自動撮影装置は現地で確認された獣道等に設置した。

貴重なほ乳類は、重要度により区分して整理し、必要に応じて行動圏等の生息状況を把握するための調査を実施した。

④ 調査地域・調査地点

調査地域は、本事業によるほ乳類への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。なお、トラップ設置地点は、落葉広葉樹林、植林、草地等ほ乳類の生息環境を想定し、調査地域内に合計4箇所設定した。

(2) 鳥類

① 調査項目

ア．分布状況

鳥類について、分布状況を調査した。

イ．貴重な鳥類の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重な鳥類の生息状況及び営巣地等の生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2026年　繁殖期、夏、秋、2026年　冬、春の5回実施した。また、貴重種調査として猛禽類第1期調査において確認されたミゾゴイ調査を2026年繁殖期に実施した。

猛禽類については、2024～2025年の11～7月（第1期）、2026年3～7月（第2期）の各月、渡り調査を2025年9月に実施した。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を実施した。

現地調査はラインセンサス法によるほか、任意確認調査、夜間調査を実施した。

猛禽類については定点調査のほか、営巣地確認等のため必要に応じて踏査を実施した。

貴重な鳥類は、重要度により区分して整理し、必要に応じて行動圏を把握するための調査を実施した。

④ 調査地域・調査地点

調査地域は、本事業による鳥類への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。ラインセンサスのルートは、落葉広葉樹林、植林、草地等鳥類の生息環境を想定し、合計4ルート設定した。また、貴重種のミゾゴイ調査としてICレコーダーを5地点設定した。

猛禽類の調査地域は、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約2kmの範囲とした。調査地点は図5.3-4に示した調査地点のうち調査範囲を見渡せる5定点を設定し、死角等を補完するための補助調査地点を適宜設定した。また、渡り調査は図5.3-4に示した調査地点のうち3定点を設定した。

(3) は虫類・両生類

① 調査項目

ア．分布状況

は虫類・両生類について、分布状況を調査した。

イ．貴重なは虫類・両生類の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重なは虫類・両生類の生息状況及び生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2025年春、夏、秋、2026年早春の4回実施した。ただし、早春は両生類の産卵期における調査とした。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を実施した。

現地調査は、任意確認調査とした。

貴重なは虫類・両生類は、重要度により区分して整理した。

④ 調査地域

調査地域は、本事業によるは虫類・両生類への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(4) 昆虫類

① 調査項目

ア．分布状況

昆虫類について、分布状況を調査した。

イ．貴重な昆虫類の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重な昆虫類の生息状況及び生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2025年春、夏（2回）、秋、2026年春の5回実施した。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を実施した。

現地調査はライトトラップ法、ピットフォールトラップ法、フライト・インターセプション・トラップ（FIT）によるほか、スウィーピング法、ビーティング法等による任意採取、任意確認調査、夜間調査を実施した。

ライトトラップは、ブラックライトを用いた自動採取装置を夕暮れから明朝にかけて設置した。ピットフォールトラップは、1箇所につき20個設置した。フライト・インターセプション・トラップ（FIT）は、1箇所につき1個を1日設置した。また、夜間調査は主にホタル類を対象に、夏の時期に実施した。

貴重な昆虫類は、重要度により区分して整理した。

④ 調査地域・調査地点

調査地域は、本事業による昆虫類への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。昆虫類トラップ設置地点は、落葉広葉樹林、植林、草地等昆虫類の生息環境を想定し、合計4箇所設定した。

(5) 陸産貝類

① 調査項目

ア．分布状況

陸産貝類について、分布状況を調査した。

イ．貴重な陸産貝類の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重な陸産貝類の生息状況及び生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2025年春、夏、秋の3回実施した。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を実施した。

現地調査は、任意確認調査とした。

貴重な陸産貝類は、重要度により区分して整理した。

④ 調査地域

調査地域は、本事業による陸産貝類への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(6) 水生生物（魚類・底生動物）

① 調査項目

ア．分布状況

水生生物（魚類・底生動物）について、分布状況を調査した。

イ．貴重な水生生物の状況

表 5.3-1に示す選定要件に該当する貴重な水生生物の生息状況及び生息環境を把握した。

② 調査期間・頻度等

2025年春、夏、秋、2026年早春の4回実施した。ただし、早春は底生動物のうち昆虫類の羽化期前における調査とした。

③ 調査方法

分布状況について、既存の文献又は資料等により調査するとともに、現地調査を実施した。

現地調査のうち、魚類はタモ網による採取及び目視調査を実施した。また、底生動物はコドラート法による定量採取、任意採取等を実施した。

貴重な水生生物は、重要度により区分して整理した。

④ 調査地域

調査地域は、本事業による水生生物への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(7) 予測方法

調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、貴重なほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類及び水生生物の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した。

(8) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(9) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。

表 5.3-1(1)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省RL	「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020年 環境省) 「第5次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）の 公表について」(2026年 環境省)	EX：絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR+EN：絶滅危惧I類。絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 CR：絶滅危惧IA類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧IB類。IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD：情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

表 5.3-1(2)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑥岐阜県RL	「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版」(2026年 岐阜県)	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤がぜい弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。
⑦滋賀県RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（2026年　滋賀県）	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけ の情報が不足しているため 注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。

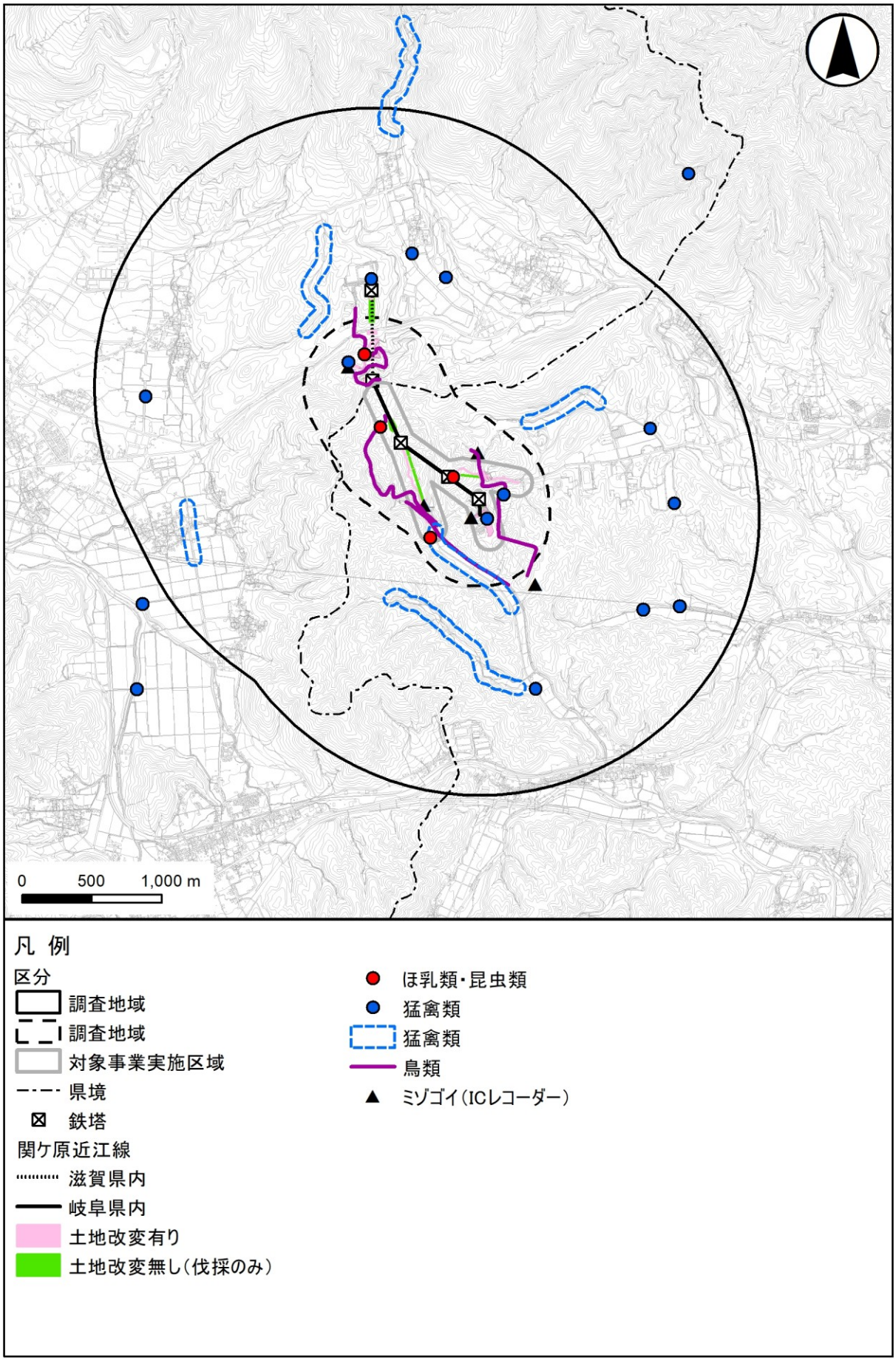


図 5.3-4　動物調査地域・調査地点

5.3.4　植物

(1) 調査項目

① 植物相

調査地域内に分布する維管束植物の全種について、植物相を調査した。

② 植生

調査地域内に分布するすべての植物群落について、その組成、構造、立地条件、優占度（被度）、群度を調査した。

③ 貴重な植物種及び植物群落または貴重な植物個体の状況

表5.3-2に示す選定要件に該当する貴重な植物種及び植物群落または貴重な植物個体の分布状況及び特性を調査した。

④ 潜在自然植生

現存植生及び環境条件から潜在自然植生を推察した。

(2) 調査期間・頻度等

植物相、貴重な植物種及び植物群落または貴重な植物個体の状況は、2025年春、初夏、夏、秋、2026年春の5回実施した。

植生は、2025年春、夏、秋の3回実施した。

(3) 調査方法

文献調査、資料調査の他、現地調査を実施した。

① 植物相

鉄塔敷として計画する改変区域及びその周辺部について現地踏査し、生育する植物の種を同定し記録した。これに、植生調査時に記録した種を加え、植物目録リストを作成した。また、代表的な植物の現況写真を撮影した。

② 植生

調査地域について、空中写真の解析や現地踏査により群落区分を行い、原則として代表的な区分ごとに複数の植生調査点を設定し、現地において植物社会学的群落調査としてブラウンーブランケによる全推定被度（優占度）及び活力度を測定するとともに、各調査地点の現況写真を撮影した。

また、調査結果に基づき群落組成表、植生断面図を作成するとともに現存植生図を作成した。

③ 貴重な植物種及び植物群落または貴重な植物個体の状況

改変区域を中心に現地を踏査し、現況写真撮影等により生育状況を把握するとともに、概要表、確認位置図を作成した。

④ 潜在自然植生

文献調査及び植生調査結果に基づき、地域の潜在自然植生図を作成した。

(4) 調査地域・調査地点

調査地域は、本事業による植物への影響が予想される範囲を含む地域とし、図 5.3-5のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

なお、植生調査地点の具体的位置の設定は、空中写真解析や現地踏査により予め群落区分を行って、代表的な区分内で行うが、鉄塔敷及び仮設備用地として計画する改変区域を含めるよう配慮した。

(5) 予測方法

貴重な植物種及び植物群落を中心に植生の改変の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

また、生育基盤の変化による植生への影響や植生の持つ環境保全機能の変化について定性的に予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

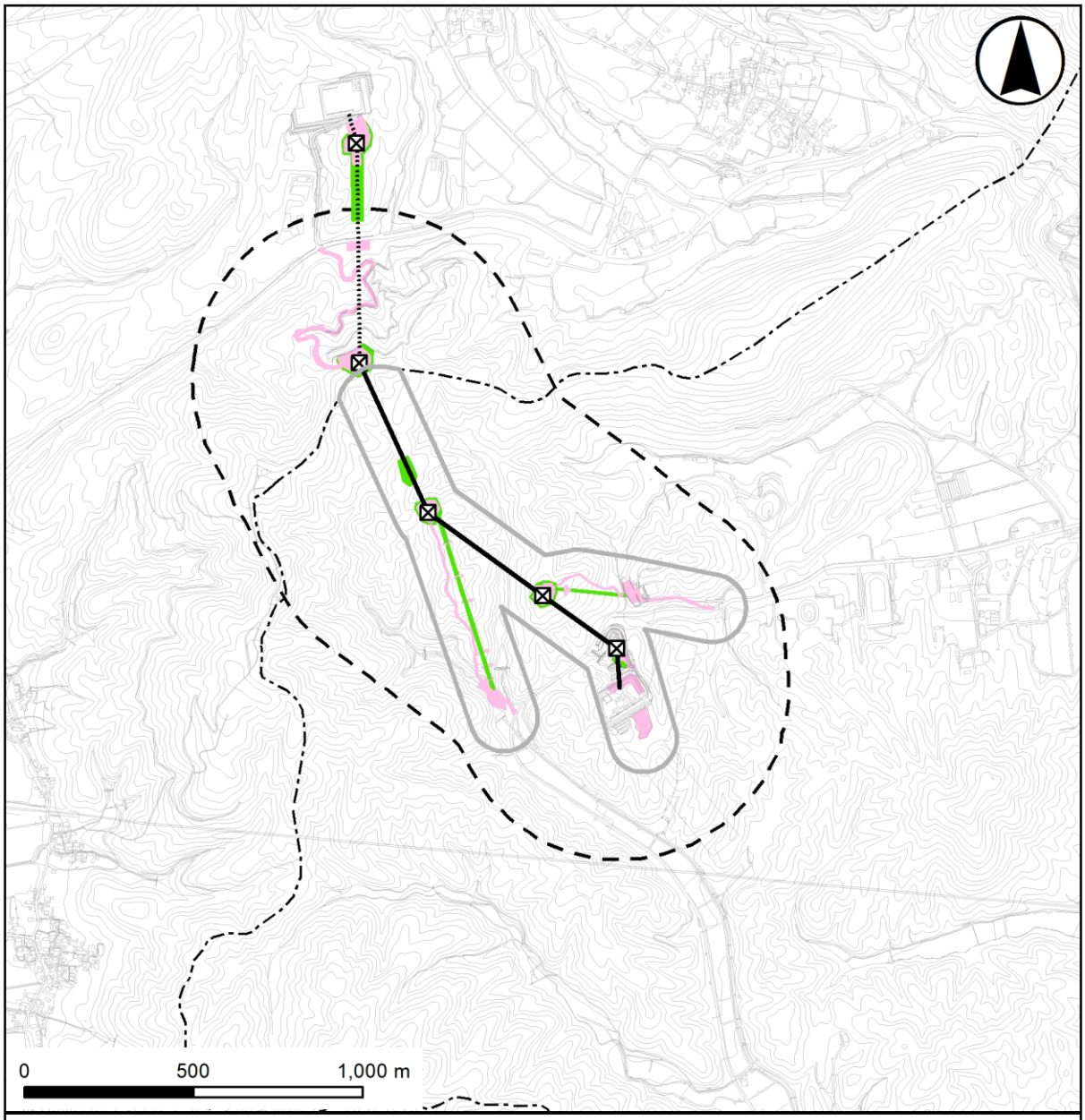
環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。

表5.3-2(1)　貴重な植物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」 「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省 RL	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(2025 年　環境省)	EX：絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR：絶滅危惧IA類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧IB類。IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD：情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

表5.3-2(2)　貴重な植物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑥岐阜県 RL	「岐阜県レッドリスト（植物編）二次改訂版」（2026 年 岐阜県）	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤がぜい弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。
⑦滋賀県 RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県レッドデータブック)－2025 年版－」（2026 年　滋賀県）	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけ の情報が不足しているため 注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。



凡 例

区分

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 5.3-5　植物調査地域

5.3.5　生態系

(1) 調査項目

① 生態系の概況

動植物その他の自然環境に係る概況について調査した。

② 貴重な種の生態（他の動植物との関係等生息環境又は生育環境の状況）

生態系の概況調査の結果等を踏まえ、上位性、典型性、特殊性の視点から対象地域の生態系が把握できるような貴重な種・群集を選定し、他の動植物との関係等生息環境又は生育環境の状況を調査した。

(2) 調査期間・頻度等

年間を通じた時期（動物調査、植物調査と同時期）とした。

(3) 調査方法

地形・地質、動物、植物等、関連する環境項目の調査結果を参考にし、既存の文献又は資料により調査するとともに、現地調査を実施した。現地調査は、地形・地質、動物及び植物の調査と合わせて実施した。

地形・地質、動物、植物等関連する環境項目の調査結果から把握された現存植生及び動植物の生息環境又は生育環境を踏まえ生態系の類型区分を行うとともに、上位性、典型性、特殊性の観点から注目種を選定し、これらの生態、他の動植物との関係、生息・生育環境を把握した。

(4) 調査地域

調査地域は、本事業による生態系への影響が予想される範囲を含む地域とし、図 5.3-6のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(5) 予測方法

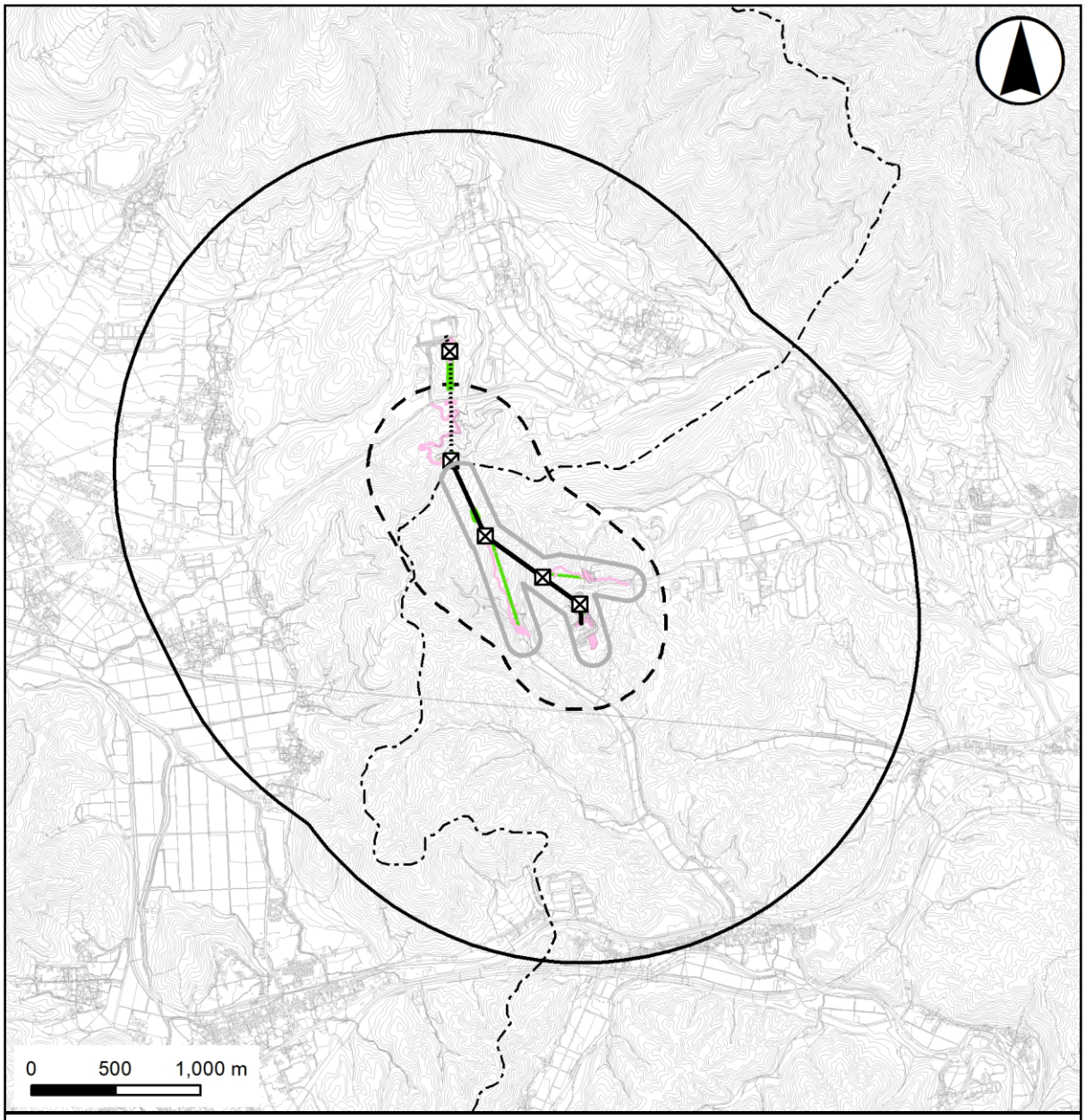
調査対象種の生態及び生息環境又は生育環境の変化の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。



凡 例

区分

関係地域

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 5.3-6　生態系調査地域

5.3.6　触れ合い活動の場

(1) 調査項目

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況、改変予定地との関係、規模、資源特性、利用状況（利用者数、利用形態等）、利用者のアクセスルート

(2) 調査期間・頻度等

2025年夏、秋の2回実施した。

(3) 調査方法

既存の文献又は資料による調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施した。

調査結果は、触れ合い活動の場一覧表及び分布図としてとりまとめた。

(4) 調査地域・調査地点

調査地域は、本事業による触れ合い活動の場への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-7のとおり関係地域とした。

調査地点等は、調査地域内において把握した人と自然との触れ合い活動の場とし、表5.3-3表5.3-3及び図5.3-7のとおりとした。

(5) 予測方法

事業の実施に伴う触れ合い活動の場の改変の程度と内容及び利用状況の変化の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

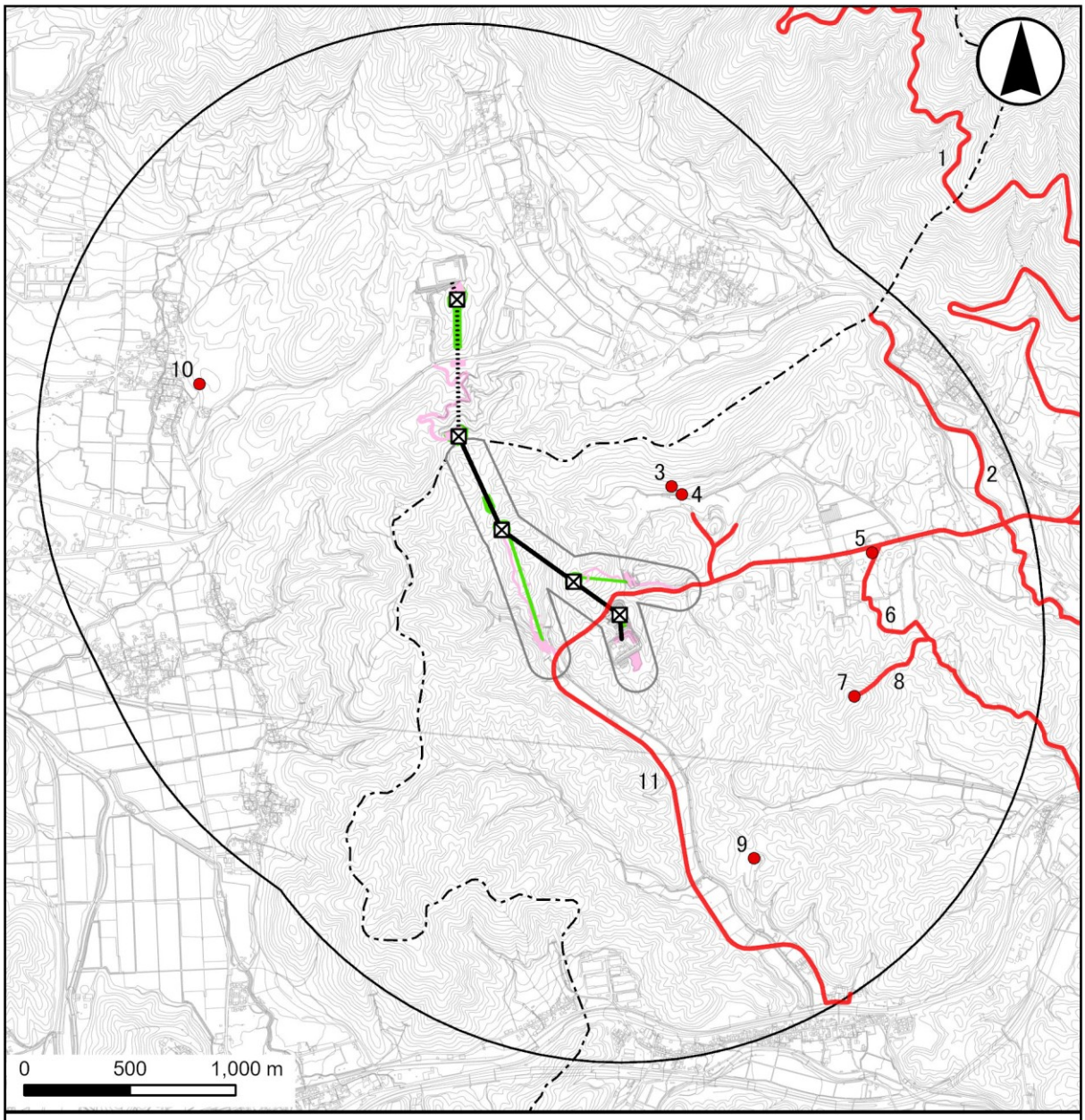
環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。

表5.3-3　人と自然との触れ合いの活動の場

番号	名称	活動内容	出典
1	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高1,377m）の山頂付近へ通じる全長17kmの自動車専用道路。標高1,260mまで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。	1,2,4
2	藤古川	6月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	1,2
3	関ケ原鍾乳洞	入口から出口まで518mの鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水で泳ぐニジマスの群れや、ウミユリの化石も確認できる。	1,2
4	玉倉部の清水	岐阜県の「名水100選」に選ばれている湧水。	2
5	エコミュージアム関ケ原	様々な方法で自然の楽しさや大切さを紹介する施設。関ケ原周辺の自然情報を紹介する「情報サービスルーム」、まるで本物の自然の中にいるような感覚で、楽しみながら自然を体感できる「自然観察の森」、高画質・高音響システムと110インチの大画面で、関ケ原周辺の自然を迫力たっぷりの映像で楽しめる「ハイビジョンシアター」がある。	1,2
6	東海自然歩道 13関ケ原つわものたちをしのぶみち	天下分け目の合戦場跡を巡る11.3kmのウォーキングコース。	5
7	玉の城山	雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	2
8	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	3
9	岐阜グランピング kito関ケ原	3500m²を超える広大な敷地にある自然に囲まれたグランピング施設。キャンプファイヤーや星空観賞、四季を感じられるアウトドアステイができる。	2
10	泉神社湧水	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出した水。	2
11	神代・昔話へと続く伝説コース	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	6

図5.3-7の番号と対応する。

出典：1.「全国旅行情報サイト ジャパン・ヨンナナ・ゴー」（公益社団法人日本観光振興協会HP 2026年7月閲覧）
2.各市町村資料・観光関連（表3.1-15参照）
3.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
4.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
5.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
6.「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト　関ケ原観光ガイド」（関ケ原古戦場おもてなし連合　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

- 調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変あり
- 土地改変なし（伐採のみ）

- 触れ合い活動の場

1.伊吹山ドライブウェイ
2.藤古川
3.関ケ原鍾乳洞
4.玉倉部の清水
5.エコミュージアム関ケ原
6.東海自然歩道13関ケ原つわものたちをしのぶみち
7.玉の城山
8.城山遊歩道
9.岐阜グランピング kito関ケ原
10.泉神社湧水
11.神代・昔話へと続く伝説コース

図 5.3-7　触れ合い活動の場の調査地域・調査地点

5.3.7　文化財

(1) 調査項目

① 史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群（以下「史跡等」という。）

その位置及び周辺の地形・地質、植生、建物、その他必要な環境の概要を調査した。

② 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財の位置、区域、内容及び分布状況等を調査した。

(2) 調査期間・頻度等

2025年秋の1回実施した。

(3) 調査方法

① 史跡等

教育委員会等の既存資料により指定状況を把握するとともに、現地踏査により周辺環境を含めた現況を写真撮影等により把握した。

② 埋蔵文化財包蔵地

教育委員会等の既存資料により分布状況を把握するとともに、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の存在の有無については、関係市町の文化財担当部署への聞き取り調査を実施した。

(4) 調査地域

調査地域は、本事業による文化財への影響が予想される範囲を含む地域とし、図 5.3-8のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

ただし、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の有無については、本事業による改変予定地内とし、状況に応じて近傍を含めた。

(5) 予測方法

事業の実施に伴う文化財の現状変更の程度と内容及び文化財所在地周辺の環境の改変の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

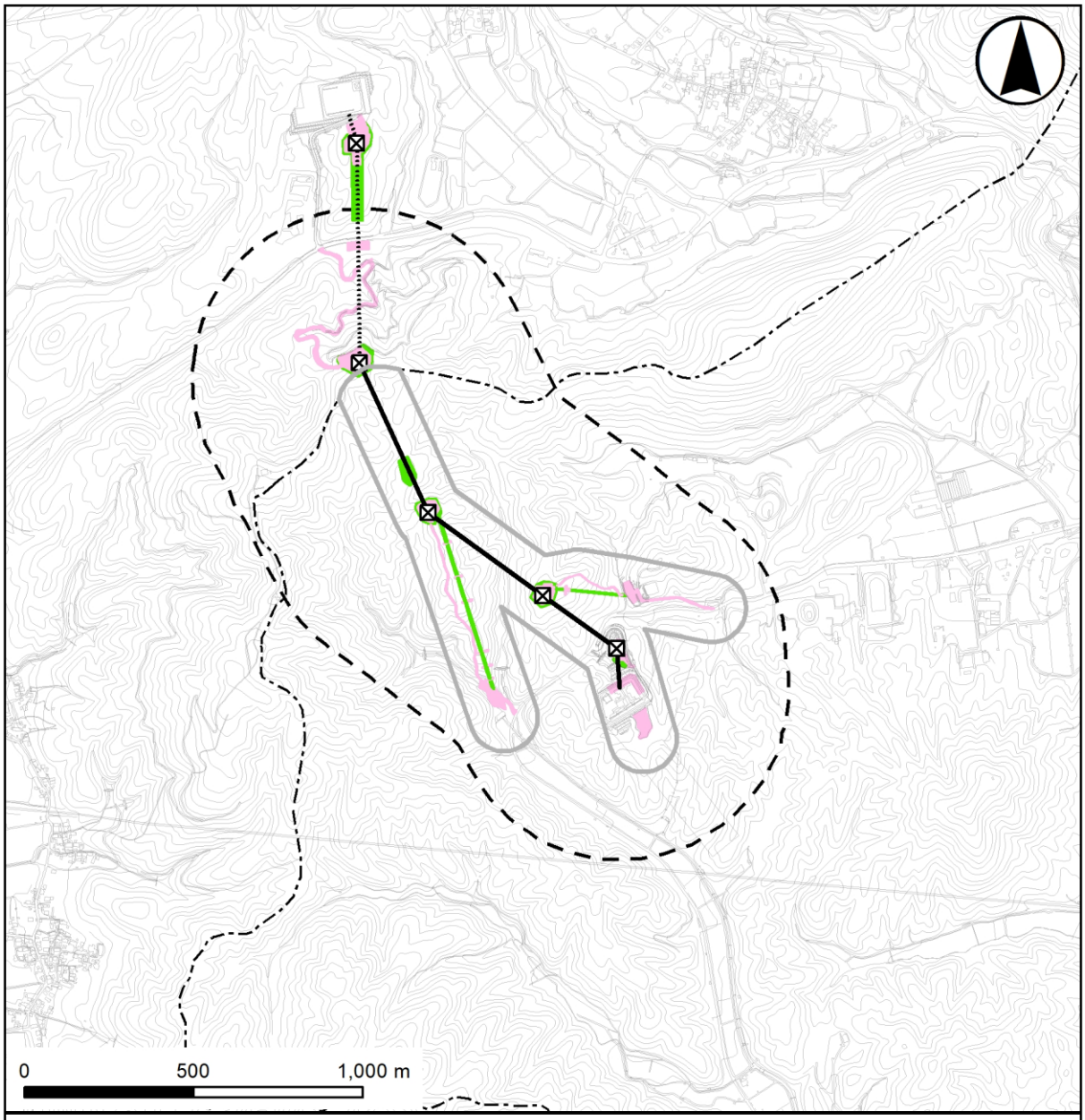
なお、埋蔵文化財について、工事中に遺構・遺物が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行い、事業の実施に伴う影響について予測した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。



凡 例

区分

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 5.3-8　文化財調査地域

5.3.8　景観

(1) 調査項目

① 主要な景観構成要素（自然景観、文化景観）

② 主要な景観視点場（展望地、峠、一般道路、集落、寺社等）

③ 特に配慮すべき地形・地質、生態の状況

(2) 調査期間・頻度等

景観構成要素については2025年秋の1回、景観視点場については景観視点場ごとに2025年夏、秋、2026年冬、春の4回実施した。ただし、積雪時の立ち入りが困難な場所については冬を除いた。

(3) 調査方法

① 主要な景観構成要素の抽出及び現地調査

既存資料により、自然景観及び文化景観について主要なものを抽出し、概要を把握するとともに、抽出したこれらの景観構成要素について、現地において観察記録し、写真撮影等の映像取材を実施した。

なお、景観構成要素としては、以下のものを対象とした。

a. 自然景観

・断崖、丘陵等の地形構成要素

・新緑、開花、実り、紅葉、生息生態圏及び候鳥渡来等の生物的要素

b. 文化景観

・社寺、陵墓、自然歩道、集落情景、営農風物等

② 主要な景観視点場の抽出及び現地調査

既存資料及び現地踏査により、展望地、峠、一般道路、集落、寺社等の人が集まったり、滞在したり、往来する場所を抽出した。

抽出したこれらの景観視点場からの視界の状況を、現地において観察記録（眺望範囲、主要眺望対象、改変予定地の視認可否）するとともに、写真撮影等の映像取材を実施した。

③ 特に配慮すべき地形・地質、生態の状況の文献調査及び現地調査

①で抽出した主要な景観構成要素のうち、特に配慮すべき地形・地質（地形構成要素）、生態（生物的要素）がある場合には、その状況の文献調査に加え、現地調査により把握した。

(4) 調査地域・調査地点

① 調査地域

調査地域は、本事業による景観への影響が予想される範囲を含む地域とし、図5.3-9のとおり関係地域とした。

② 調査地点

主要な景観構成要素が鉄塔敷、工事用仮設備等、本事業の実施に伴い改変を受ける箇所に接触して視認できる地点を調査地点とし、図5.3-9に示す「主要な景観構成要素調査地点候補地」24地点のうち、現地踏査のうえ選定した。

また、主要な景観視点場からの視界の状況を把握するための調査地点については、図5.3-9に示す「主要な景観視点場調査地点候補地」18地点のうち、計画路線方向の視認状況及び景観視点場の要素等を考慮し、選定した。

表5.3-4(1)　主要な景観構成要素

分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
自然景観要素	地形	1	関ケ原鍾乳洞［岩倉山鍾乳洞］	入口から出口まで518mの鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水には虹鱒が泳ぎ、古生代の化石も確認できる。鍾乳洞の中の湧き水は玉倉部の泉として外の水路へ出ている。	1,[2],3,4,5
		2	玉の城山［玉城］	近江と美濃の国境の重要地点として、武将達が守備を固めた山。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	5,[8]
	河川	3	藤古川	藤古川が形成した谷地形は壬申の乱の舞台となり、東西の境となる不破関が置かれた。玉の集落では藤古川によって大きく削り取られた地形となっている。6月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	2,3,4,5
		4	黒血川	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。	5
	湧水	5	玉倉部の清水（日本武尊伝説）［日本武尊居寤清水］	岐阜県の「名水100選」に選ばれている湧水。「日本書紀」には、荒神退治に出かけた日本武尊が荒神の降らせた氷雨の毒気にあたり、この清水を飲んで一命をとりとめたと書かれている。	[2],3,5
		6	泉神社湧水	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出したもので、ミネラルを含んだ清く、美しい水、年間平均水温11℃の冷水、1日の流水量約4,500ｔもの豊かな水。	3,5
	自動車道	7	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高1,377m）の山頂付近へ通じる全長17kmの自動車専用道路。標高1,260mまで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。	4,5,9
	自然公園	8	揖斐関ケ原養老国定公園	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美や、池田山・養老山系の自然美。	6

表5.3-4(2)　主要な景観構成要素

分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
自然景観要素	自然公園	9	琵琶湖国定公園	日本で最初に指定された国定公園。琵琶湖の湖水景観とその周辺に連なる山々の山岳景観。これらが美しくとけあって、特徴ある景観を構成。	7
文化景観要素	社寺	10	妙応寺	正平15年（1360年）に、今須領主長江重景が、亡き母・妙応のために創建した岐阜県で最も古い曹洞宗寺院。寺の敷地内には、徳川家康が関ケ原合戦を終え、腰掛けて一服したと言われる「徳川家康腰掛石」がある。	4,5
	史跡	11	奥平貞治の墓	関ケ原の戦いで戦った奥平貞治の墓。元治元年（1864年）10月に子孫の奥平新左衛門源貞昭がこの地に建立した。	4,5
		12	野瀬山城跡（長比砦･長比城跡）	滋賀県と岐阜県にまたがる野瀬山に浅井氏が築いた城。近江と美濃、あるいは湖北と湖南の境目の戦略上の要衝で、織田信長も入城している。現在も往時の土塁等がよく残り、「街道の国近江」の特徴を表している。	5
	文化財	13	京極氏遺跡（京極氏城館跡･弥高寺跡）	交通の便がよく軍事的にも都合の良かった伊吹山麓に、戦国時代北近江を支配した京極氏によって建てられた館。その遺構が伊吹神社境内に残り、庭園跡や池跡、「虎石」と呼ばれる巨石等が見られる。弥高寺は伊吹山四大護国寺の一つで、戦国時代には城郭としての役割も果たした。国指定史跡。	2,4,5
		14	長江氏墓	妙応寺にある妙応寺を創建した長江氏の墓。県指定史跡。	2,4,5
	自然歩道	15	東海自然歩道13関ケ原つわものたちをしのぶみち	天下分け目の合戦場跡を巡る11.3㎞のウォーキングコース。史跡巡りのほか、山頂からの眺望や施設でのバードウォッチングも楽しめる。	10
		16	神代・昔話へと続く伝説コース	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	11
	登山道	17	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。遊歩道から山頂部にかけては、大正5年（1916）に陸軍により設置された玉の火薬庫のコンクリート柱や鉄条網が残る。	8
	旧街道	18	旧中山道今須宿	旧街道らしい町並みの景観や景観資源が残されている。旧中山道では、関ケ原町を境に今須宿より西の滋賀県側では、木部にベンガラを塗った建築物が多く残る。	3
		19	旧北国街道玉の集落	趣のある建築物や石積のある町並みが残されている。	3

表5.3-4(3)　主要な景観構成要素

分類	景観構成要素	番号	名称	概要	出典
文化景観要素	伝説地	20	腰掛岩	関ケ原鍾乳洞から少し離れた場所にある日本武尊が腰掛けたとされる岩。	3,5
		21	黒血川	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。	3,5
		22	車返しの坂	南北朝時代の伝説が残る坂。坂の途中に石碑、頂上に「車返地蔵尊」が安置されている。旧中山道の旅情をわずかに垣間見ることができる。	3,5
		23	寝物語の里	岐阜県と滋賀県の県境にある溝が、かつての美濃と近江の国境であり、この溝を隔てて建つ両国の旅籠の泊まり客同士が寝ながら話しができたことからついた名称である。	3,5
		24	常盤御前の墓	16歳で源義朝の愛妾となった常盤御前が、ここで土賊に襲われ命を落とし、それを哀れんだ里人がここに葬り塚を築いたという伝説がある。	3,5

※1　表中の番号は、図5.3-9の番号と対応する。
※2　［　］内の名称は、[出典番号]における名称を示す。
出典：1.「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」（1989年　環境庁）
2.各市町村資料・文化財（表3.1-16参照）
3.各市町村資料・景観計画（表3.1-16参照）
4.「全国旅行情報サイト ジャパン・ヨンナナ・ゴー」（公益社団法人日本観光振興協会HP 2026年7月閲覧）
5.各市町村資料・観光関連（表3.1-15参照）
6.「岐阜県の自然公園一覧」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
7.「滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
8.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
9.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
10.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
11.「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト 関ケ原観光ガイド」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP 2026年7月閲覧）

表5.3-5(1)　主要な眺望地

番号	名称	概要	出典
A	伊吹山を望む眺め 広域農道	伊吹山を眺めることができる地点及びその周辺。	3
B	伊吹山を望む眺め 東海自然歩道		3
C	玉の城山	標高307.5m。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山を一望できる。	2
D	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	4
E	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高1,377m）の山頂付近へ通じる全長17kmの自動車専用道路。標高1,260mまで登ることができる。	1,2,5
F	旧中山道今須宿	関ケ原宿と同様、地理的に交通の要所として、商人も多数行き交ったとされる宿駅。江戸時代には、人馬の継ぎ立て等の様々な事務を行う問屋場が7軒あったという。	2

表5.3-5(2)　主要な眺望地

番号	名称	概要	出典
G	東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）	天下分け目の合戦場跡を巡る11.3kmのウォーキングコース。	6
H	エコミュージアム関ケ原	東海自然歩道(13関ケ原つわものたちをしのぶみち）の発着点。	6
I	不破郡関ケ原町玉集落	各集落の眺望のある地点。	－
J	不破郡関ケ原町今須集落		
K	不破郡関ケ原町山中集落		
L	米原市藤川集落		
M	米原市上平寺集落		
N	米原市寺林集落		
O	米原市大清水集落		
P	米原市大野木集落		
Q	米原市須川集落		
R	米原市長久寺集落		

※1　表中の番号は、図5.3-9の番号と対応する。
※2　伊吹山ドライブウェイは、自動車道のうち、駐車スペースのある待避所を地点とした。
出典：1.「全国旅行情報サイト ジャパン・ヨンナナ・ゴー」（公益社団法人日本観光振興協会HP 2026年7月閲覧）
2.各市町村資料・観光関連（表3.1-16参照）
3.「関ケ原町景観計画」（2021年7月　関ケ原町）
4.「玉城パンフレット」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
5.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
6.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）

(5) 予測方法

事業の実施に伴う主要な景観構成要素への影響及び電線路の存在に伴う主要な景観視点場からの眺望への影響の有無、程度について予測し、必要に応じて景観予測図（モンタージュ写真）を作成した。

(6) 環境保全対策の検討

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討した。

(7) 評価方法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。

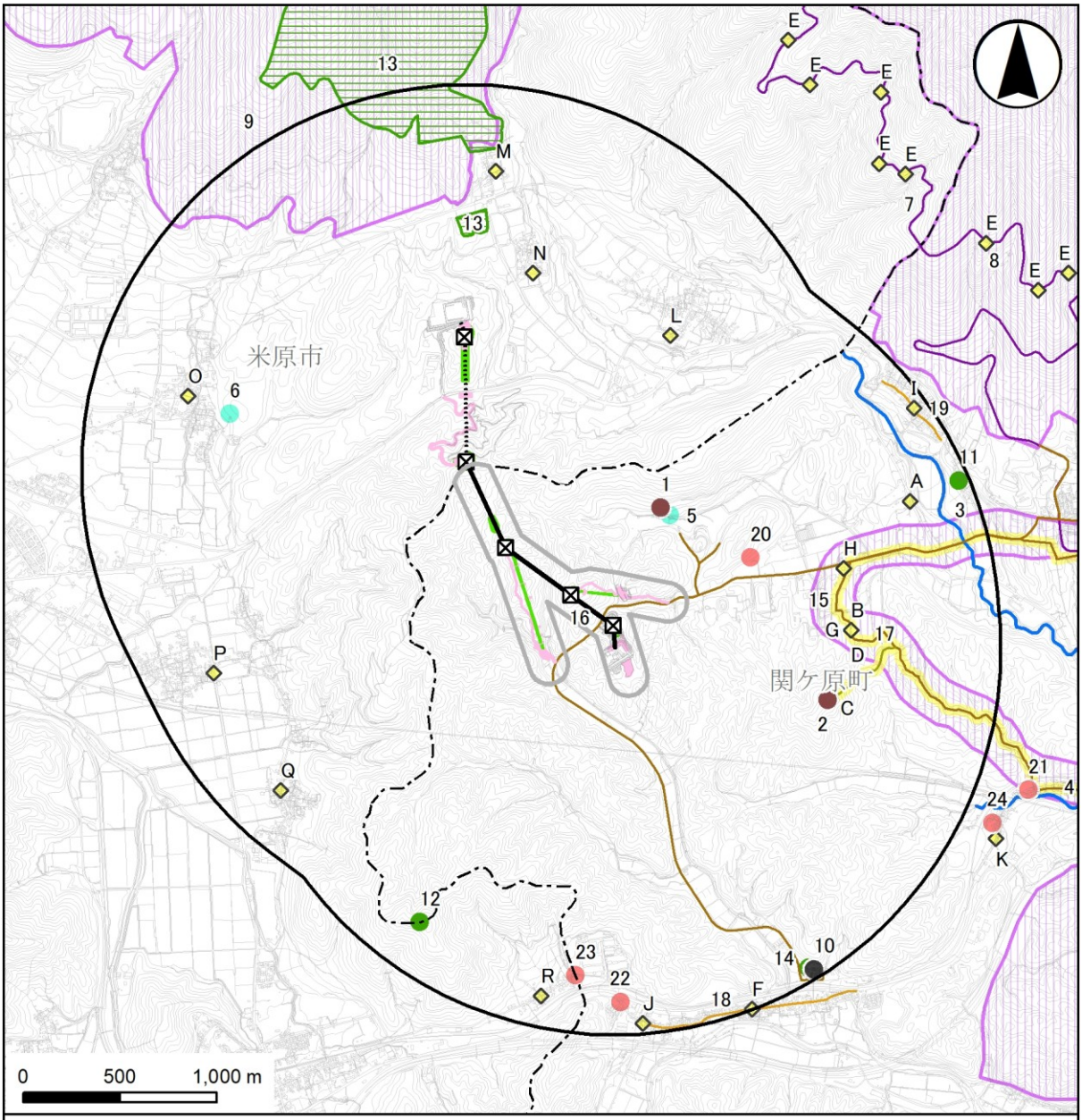


図 5.3-9　景観調査地域・調査地点

5.3.9　総合評価

環境項目ごとの評価結果について、相互の関係を検討すること等により、事業の実施による環境への影響を総合評価した。

5.4　調査スケジュール

調査スケジュールは表5.4-1のとおりである。

表5.4-1(1)　調査スケジュール表

年月		2024年		2025年											
現地調査項目		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
電波障害														■	
地形・地質													■		
動物	ほ乳類								■		■		■		
	鳥類								■		■		■		
	猛禽類	■	■	■	■	■	■	■	■ ■	■	渡り	■			
	は虫類 両生類								■		■	■			
	昆虫類							■	■	■		■			
	陸産貝類								■		■	■			
	水生生物								■		■		■		
植物	植物								■	■	■		■		
	植生								■		■		■ ■		
生態系								■	■	■	■	■	■	■	■
触れ合い活動の場											■		■		
文化財													■		
景観										■	■		■	■	

第1期

表5.4-1(2)　調査スケジュール表

年月		2026年							
現地調査項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
電波障害									
地形・地質									
動物	ほ乳類			■		ミゾゴイ			
	鳥類		■		■				
	猛禽類			■	■	■	■	■	
	は虫類 両生類			■		第2期			
	昆虫類				■				
	陸産貝類								
	水生生物			■					
植物	植物				■				
	植生								
生態系		■	■	■	■	■	■	■	
触れ合い活動の場									
文化財									
景観		■		■	■	■			

6　第一次住民等意見書に記載された意見の概要及び事業者の見解

条例第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の翌日から起算して30日間縦覧に供した。

6.1　方法書の公告・縦覧

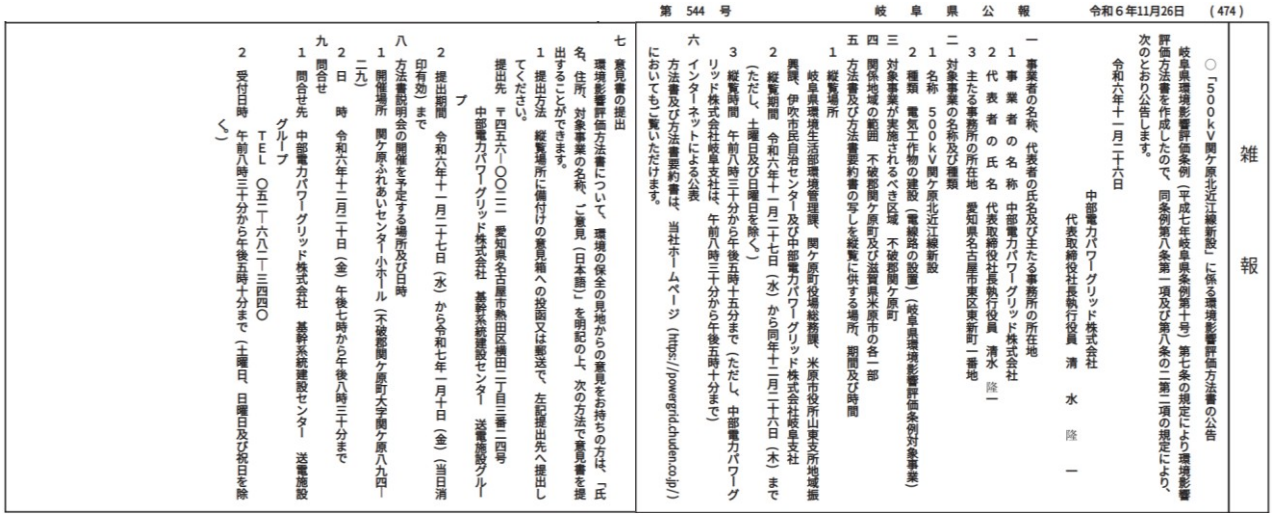
(1) 公告の日

2024年11月26日（火）

(2) 公告の方法

① 岐阜県公報による公告

2024年11月26日（火）付の岐阜県公報に以下の公告を掲載した。



雑　報

令和6年11月26日　（474）

岐　阜　県　公　報

第　544　号

○「500kV関ケ原北近江線新設」に係る環境影響評価方法書の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第七条の規定により環境影響評価方法書を作成したので、同条例第八条第一項及び第八条の二第二項の規定により、次のとおり公告します。

令和六年十一月二十六日

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長執行役員　清水　隆一

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1　事業者の名称　中部電力パワーグリッド株式会社

2　代表者の氏名　代表取締役社長執行役員　清水　隆一

3　主たる事務所の所在地　愛知県名古屋市東区東新町一番地

二　対象事業の名称及び種類

1　名称　500kV関ケ原北近江線新設

2　種類　電気工作物の建設（電線路の設置）（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三　対象事業が実施されるべき区域　不破郡関ケ原町

四　関係地域の範囲　不破郡関ケ原町及び滋賀県米原市の各一部

五　方法書及び方法書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1　縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、関ケ原町役場総務課、米原市役所山東支所地域振興課、伊吹市民自治センター及び中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社

2　縦覧期間　令和六年十一月二十七日（水）から同年十二月二十六日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

3　縦覧時間　午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社は、午前八時三十分から午後五時十分まで）

六　方法書及び方法書要約書は、当社ホームページ（https://powergrid.chubu.co.jp/）においてもご覧いただけます。

七　意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、対象事業の名称、ご意見（日本語）」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。

1　提出方法　縦覧場所に備付けの意見箱への投函又は郵送で、左記提出先へ提出してください。

提出先　〒四五六－〇〇二二　愛知県名古屋市熱田区横田二丁目三番二四号

中部電力パワーグリッド株式会社　基幹系統建設センター　送電施設グループ

2　提出期間　令和六年十一月二十七日（水）から令和七年一月十日（金）（当日消印有効）まで

八　方法書説明会の開催を予定する場所及び日時

1　開催場所　関ケ原ふれあいセンター小ホール（不破郡関ケ原町大字関ケ原八九四－二九）

2　日　時　令和六年十二月二十日（金）午後七時から午後八時三十分まで

九　問合せ

1　問合せ先　中部電力パワーグリッド株式会社　基幹系統建設センター　送電施設グループ

TEL　〇五二－六八八－三四四〇

2　受付日時　午前八時三十分から午後五時十分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 縦覧場所

表6.1-1に示す関係市庁舎等4カ所、当社事業場1カ所の計5カ所にて方法書及び要約書の縦覧を実施した。また、当社のウェブサイトにおいても方法書及び要約書を掲載し、インターネットの利用による公表を実施した。

表 6.1-1　方法書の縦覧場所

縦　覧　場　所		所　在　地
関係市庁舎等	岐阜県環境生活部環境管理課 （現：環境エネルギー生活部環境管理課）	岐阜市薮田南2-1-1
	関ケ原町役場総務課	不破郡関ケ原町大字関ケ原 894-58
	米原市役所山東支所地域振興課	米原市長岡1206
	伊吹市民自治センター （現：伊吹窓口センター）	米原市春照490-1
当社事業場	中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社	岐阜市美江寺町2-5

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2024年11月27日（水）から2024年12月26日（木）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

② 縦覧時間

関係市庁舎等　午前8時30分から午後5時15分まで

当社事業場　　午前8時30分から午後5時10分まで

6.2　方法書についての意見の把握

条例第9条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2024年11月27日（水）から2025年1月10日（金）まで

（縦覧期間及びその後15日間、郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

・縦覧場所に備え付けの意見箱への投函

・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は0通であった。

7　第一次知事意見書に記載された意見及び事業者の見解

7.1　方法書について述べられた岐阜県知事の意見

条例第10条の規定に基づく岐阜県知事の意見（2025年4月11日付　環管第16号）は、次のとおりである。

環管第１６号
令和７年４月１１日

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長執行役員　清水　隆一　様

岐阜県知事　江崎　禎英

500kV 関ケ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書に対する知事意見について

岐阜県環境影響評価条例（平成７年岐阜県条例第１０号）第１０条第１項の規定による標記方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、別紙のとおりです。

また、米原市長意見の写しを併せて送付します。

（別紙）

500kV関ケ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書に対する岐阜県知事意見

令和６年１１月２６日に事業者から県に送付された本事業に係る環境影響評価方法書については、事業者から住民等意見概要報告書を、関ケ原町長及び米原市長から環境保全に係る意見書の提出を受け、これらの意見も踏まえて岐阜県環境影響評価審査会において調査審議されたところである。

事業者においては、以下の事項について十分検討したうえで、環境影響評価の手続において、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に反映されたい。

なお、調査の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、必要に応じて環境の保全の観点から事業の内容の見直しを検討されたい。

１ 水質・底質・地下水

対象事業実施区域内の地域性や森林伐採に伴う影響を踏まえ、雨水や融雪を含む排水計画を検討したうえで、対象事業の実施により影響が及ぶおそれのある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、準備書において明らかにすること。

２ 地盤

造成計画のうち、切土の処理方法について新たに検討が必要な場合は、周辺地域に及ぼす影響を十分に検討し、準備書において明らかにすること。

３ 温室効果ガス

「択伐」と「皆伐」の定義を明確にしたうえで、対象事業実施区域内の植生に応じた、森林伐採に伴う森林蓄積量の推定を検討し、森林伐採に伴う影響が生じるおそれがある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うこと。また、検討した森林蓄積量及び択伐並びに皆伐を実施する区域及び面積を具体化し、伐採後の木材の搬出先、利用方法についても十分検討し、準備書において明らかにすること。

４ 電波障害

対象事業実施区域及びその周辺住民等に対し、電磁波による健康への影響について積極的な周知に努めること。

５ 動物

（１） 対象事業実施区域及びその周辺にはカモシカやクマタカ、オオタカ、サシバ、ミサゴといった猛禽類が生息する可能性があるため、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

（２） 対象事業実施区域内に電線を設置する際は、大型鳥類への影響が生じる可能性について十分検討し、必要な対策を準備書において明らかにすること。

（３） 対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。

（４） 対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

６ 植物

（１） 緑化計画については、緑化の目的を明確化するとともに、択伐を含む伐採を実施した区域の緑化について、植生の状況によっては自然萌芽による更新が期待できない場合があることから、目的とする森林植生との乖離が生じた場合の対応について十分検討し、準備書において明らかにすること。

（２） 対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。【再掲】

７ 触れ合い活動の場

（１） 対象事業周辺地域では、スカイスポーツが盛んなことから、送電線による事故等を防ぐため、周辺地域の住民及び利用者に対して十分周知を図ること。

（２） 対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。【再掲】

８ 文化財

対象事業実施区域内から生育場所が定まらない天然記念物や新たに埋蔵文化財が発見された際は、関ケ原町に連絡し、協議を行うこと。

９ 景観

対象事業における鉄塔の位置並びに史跡及び名勝からの景観については、モンタージュ写真等を用いて、準備書において明らかにすること。

１０ その他

（１） 土地利用計画については利用する区域を明確にし、準備書において明らかにすること。

（２） 調査等の方法については、出典を準備書において明らかにすること。

（３） 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況について、文献による差異がある場合は、現地調査を適切に実施し、準備書において明らかにすること。

（写）

米　環　第　１６　号
令和７年（2025 年）１月 24 日

岐　阜　県　知　事　　様

米　原　市　長　　角　田　航　也

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和６年 12 月５日付け環管第 369 号で照会のありましたこのことについては、以下のとおりです。

意　　見　　等	
案件	500kV 関ケ原近江線新設に係る環境影響評価方法書
意見はありません。	

7.2　方法書についての岐阜県知事意見に対する事業者の見解

方法書についての岐阜県知事の意見に対する事業者の見解は表 7.2-1のとおりである。

表 7.2-1(1)　岐阜県知事意見に対する事業者見解

岐阜県知事意見		事業者見解
1	水質・底質・地下水 対象事業実施区域内の地域性や森林伐採に伴う影響を踏まえ、雨水や融雪を含む排水計画を検討したうえで、対象事業の実施により影響が及ぶおそれのある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、準備書において明らかにすること。	鉄塔工事敷の面積は 0.3ha/ 基程度で尾根付近に点在しており、雨水は一箇所に集中しません。また工事によって変化する雨水流出量（※流出係数0.8⇒0.9）が僅かであるため、特別な流出抑制対策は検討しておりません。 ※林地開発許可審査の手引き（岐阜県林政部森林保全課） なお、基礎掘削に伴い湧水が発生する場合は、ノッチタンクを用い、上澄み水を山間部へ自然還元します。 融雪については、夏季の雨量の方が多いと判断し、検討しておりません。
2	地盤 造成計画のうち、切土の処理方法について新たに検討が必要な場合は、周辺地域に及ぼす影響を十分に検討し、準備書において明らかにすること。	対象事業区域の範囲で、開閉所等の社有地内での残土処理を計画しています。
3	温室効果ガス 「択伐」と「皆伐」の定義を明確にしたうえで、対象事業実施区域内の植生に応じた、森林伐採に伴う森林蓄積量の推定を検討し、森林伐採に伴う影響が生じるおそれがある場合は、調査、予測及び評価を適切に行うこと。また、検討した森林蓄積量及び択伐並びに皆伐を実施する区域及び面積を具体化し、伐採後の木材の搬出先、利用方法についても十分検討し、準備書において明らかにすること。	ここでは択伐については以下のように定義しています。 皆伐：工事敷や送電線下等まとまった領域を伐採すること 択伐：モノレールルートなど、支障となる木だけを限定して伐採すること なお、それぞれの岐阜県内における面積は 皆伐：鉄塔敷地や工事敷地20,000㎡ 択伐：モノレールや索道ルート等12,000㎡ を想定しています。 伐採面積のうち、工作物が設置されるのは2,000㎡程度と微小であり、その他は自然萌芽により更新されていくことから、森林蓄積量の把握までは不要と考えます。 工事敷等で伐採した樹木は、雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用することを基本としています。

表 7.2-1(2)　岐阜県知事意見に対する事業者見解

岐阜県知事意見		事業者見解
4	4 電波障害 対象事業実施区域及びその周辺住民等に対し、電磁波による健康への影響について積極的な周知に努めること。	「エコミュージアム関ケ原」へ電磁波についての資料を設置し、関心を集めるとともに影響についても理解を深めてもらうよう実施しました。また、用地交渉の際地権者に対してPRすることで周知しました。
5 動物		
(1)	対象事業実施区域及びその周辺にはカモシカやクマタカ、オオタカ、サシバ、ミサゴといった猛禽類が生息する可能性があるため、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	カモシカについては、生息痕等の把握に留意して環境調査を実施しましたが、確認されませんでした。 猛禽類の調査については、2年にわたる調査を実施しました。 ご指摘の点について考慮しつつ、有識者からの助言、指導をいただきながら、調査及び影響評価を実施しました。
(2)	対象事業実施区域内に電線を設置する際は、大型鳥類への影響が生じる可能性について十分検討し、必要な対策を準備書において明らかにすること。	大型鳥類の感電は、77kV以下の設備で発生することがほとんどであり、本事業の500kVの設備では、電線-鉄塔間の離隔距離が大きくなるため、感電の可能性は極めて小さいと考えており、付近の送電線においてそういった事象が発生していないことも踏まえ、特別な対策は検討しておりません。 また、2025年秋季の渡り調査結果では、確認個体の多くが送電線より上空を飛行しており、既設送電線と同等の高度を飛行していた個体も送電線との接触は確認されていません。
(3)	対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。	「岐阜県昆虫目録Ⅰ～Ⅳ」「岐阜県植物誌」等、最新の文献を用い、準備書において反映しました。
(4)	対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	牧田川漁業協同組合に対象事業の説明を行いました。なお、中狭川など対象事業実施区域周辺の河川は遊漁区域等ではありません。

表 7.2-1(3)　岐阜県知事意見に対する事業者見解

岐阜県知事意見		事業者見解
6　植物		
(1)	緑化計画については、緑化の目的を明確化するとともに、択伐を含む伐採を実施した区域の緑化について、植生の状況によっては自然萌芽による更新が期待できない場合があることから、目的とする森林植生との乖離が生じた場合の対応について十分検討し、準備書において明らかにすること。	現植生への回復を緑化の基本的な目的としています。伐採箇所は自然萌芽により更新されることを想定しています。 工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図ります。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹します。 掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用います。
(2)	対象事業実施区域及びその周辺に生息する想定される哺乳類、昆虫、両生類及び植物の調査を行うにあたっては、最新の文献を用いて調査を行い、準備書において明らかにすること。【再掲】	5(3)のとおり
7　触れ合い活動の場		
(1)	対象事業周辺地域では、スカイスポーツが盛んなことから、送電線による事故等を防ぐため、周辺地域の住民及び利用者に対して十分周知を図ること。	事業活動の中で、池田町へPRを実施しています。なお、今回の事業における関係地域ではスカイスポーツは実施されておりません。
(2)	対象事業実施区域及びその周辺の河川の漁業者に対し、事業説明を行うとともに、水生生物の生育及び人と自然の触れ合い活動の場となる遊漁への影響について、調査、予測及び評価を適切に行うこと。【再掲】	5(4)のとおり
8	文化財 対象事業実施区域内から生育場所が定まらない天然記念物や新たに埋蔵文化財が発見された際は、関ケ原町に連絡し、協議を行うこと。	現地調査では地域を指定しない天然記念物は確認されませんでした。工事を進める中で埋蔵文化財等が発見された場合は関ケ原町と協議します。
9	景観 対象事業における鉄塔の位置並びに史跡及び名勝からの景観については、モンタージュ写真等を用いて、準備書において明らかにすること。	鉄塔が見える箇所を選定して、モンタージュ写真を作成しました。

表 7.2-1(4)　岐阜県知事意見に対する事業者見解

岐阜県知事意見		事業者見解
10　その他		
(1)	土地利用計画については利用する区域を明確にし、準備書において明らかにすること。	準備書「2 対象事業の概要」に記載しました。
(2)	調査等の方法については、出典を準備書において明らかにすること。	電波障害等、既存のマニュアルに準拠して実施する調査項目は出典を明らかにしました。
(3)	対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況について、文献による差異がある場合は、現地調査を適切に実施し、準備書において明らかにすること	準備書「8 環境影響評価の結果」に記載しました。

8　環境影響評価の結果

8.1　調査結果の概要並びに事業の実施による影響の内容及び程度の予測と評価

8.1.1　電波障害

(1) 調査結果の概要

① 地域の地形、土地利用、既設の建築物等の状況

ア．調査方法

表 8.1.1-1に示す既存の文献又は資料による調査及び現地調査を実施した。

表 8.1.1-1　地域の地形、土地利用、既設の建築物等に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「電子地形図25000」（国土地理院　2025年11月閲覧）
②	「国土地理院ホームページ 基盤地図情報 ダウンロードシステム (https://fgd.gsi.go.jp/download/）」（国土地理院　2025年11月閲覧）
③	「国土数値情報 ダウンロードサービス 都市地域データ・農業地域データ・森林地域データ（http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html）」（国土交通省　2025年11月閲覧）

イ．調査地域

図8.1.1-1のとおり、関係地域の範囲とした。

ウ．調査期間

現地調査は2025年12月3日～5日に実施した。

エ．調査結果

既存の文献又は資料による調査及び現地調査によれば、図8.1.1-1にに示すとおり、計画路線は県境の尾根を南北に縦断し、標高は250～350mである。西側の集落は比較的平坦な地形をしており、農業地域が大半で戸建住宅、工場が混在し、その他の集落については、周囲を山岳に囲まれた起伏の著しい複雑な地形をしている場所に、2階建て或いは1階建ての住宅が密集している状況である。

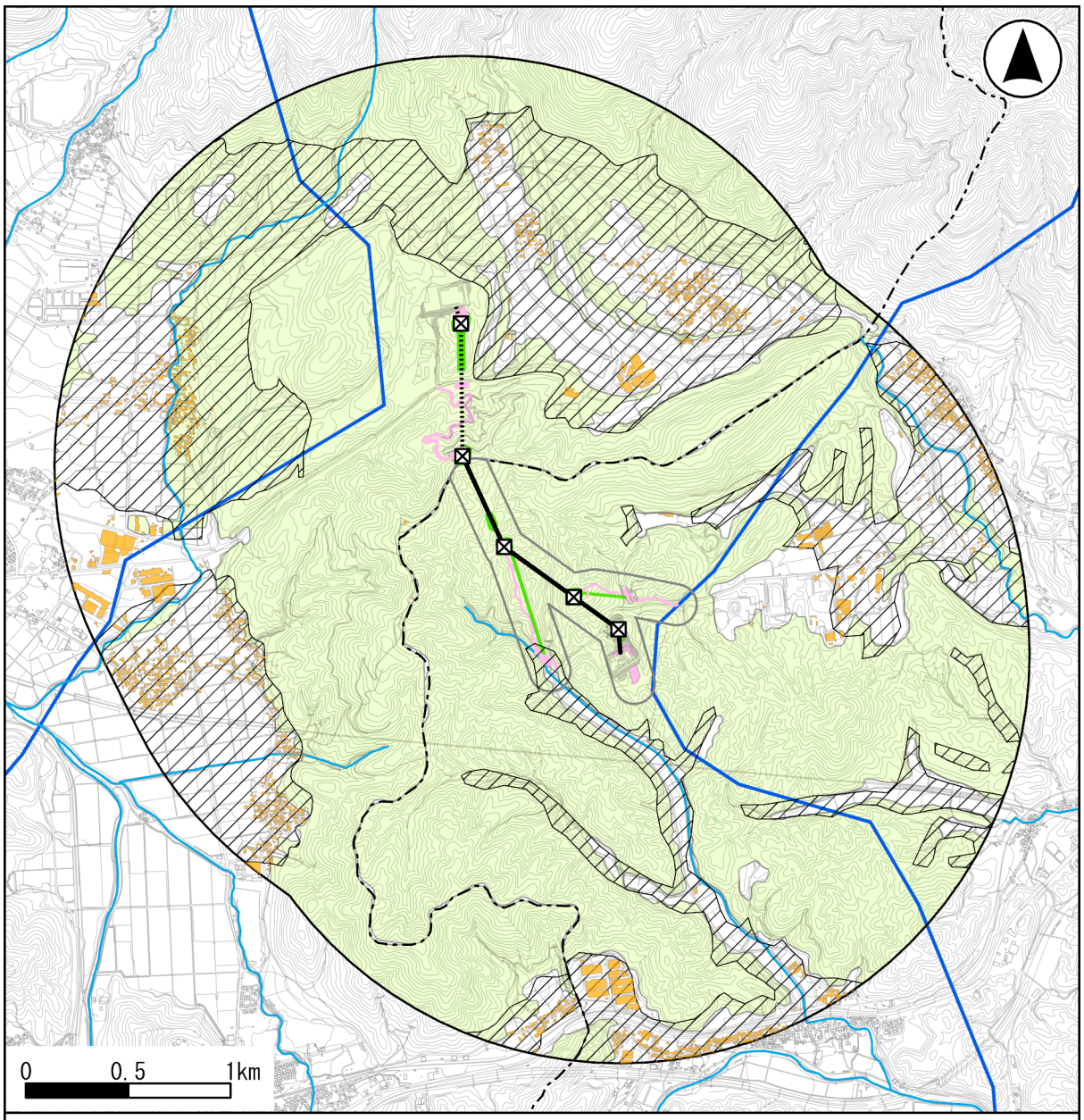


図 8.1.1-1　地域の地形、土地利用、既設の建築物等の状況

② テレビ電波の状況

ア．調査方法

表 8.1.1-2に示す既存の文献又は資料による調査を実施した。

表 8.1.1-2　テレビ電波の状況に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「[A-PAB] 放送エリアのめやす（https://tv-area.jp/#/）」 （（一社）放送サービス高度化推進協会　2025年10月閲覧）
②	「[A-PAB] 地デジ放送局情報：岐阜・滋賀 （https://www.apab.or.jp/chideji/）」 （（一社）放送サービス高度化推進協会　2025年10月閲覧）

イ．調査地域

調査地域は、図 8.1.1-2に示すとおり関係地域の範囲とした。

ウ．調査期間

文献又は資料を入手可能な時期とした。

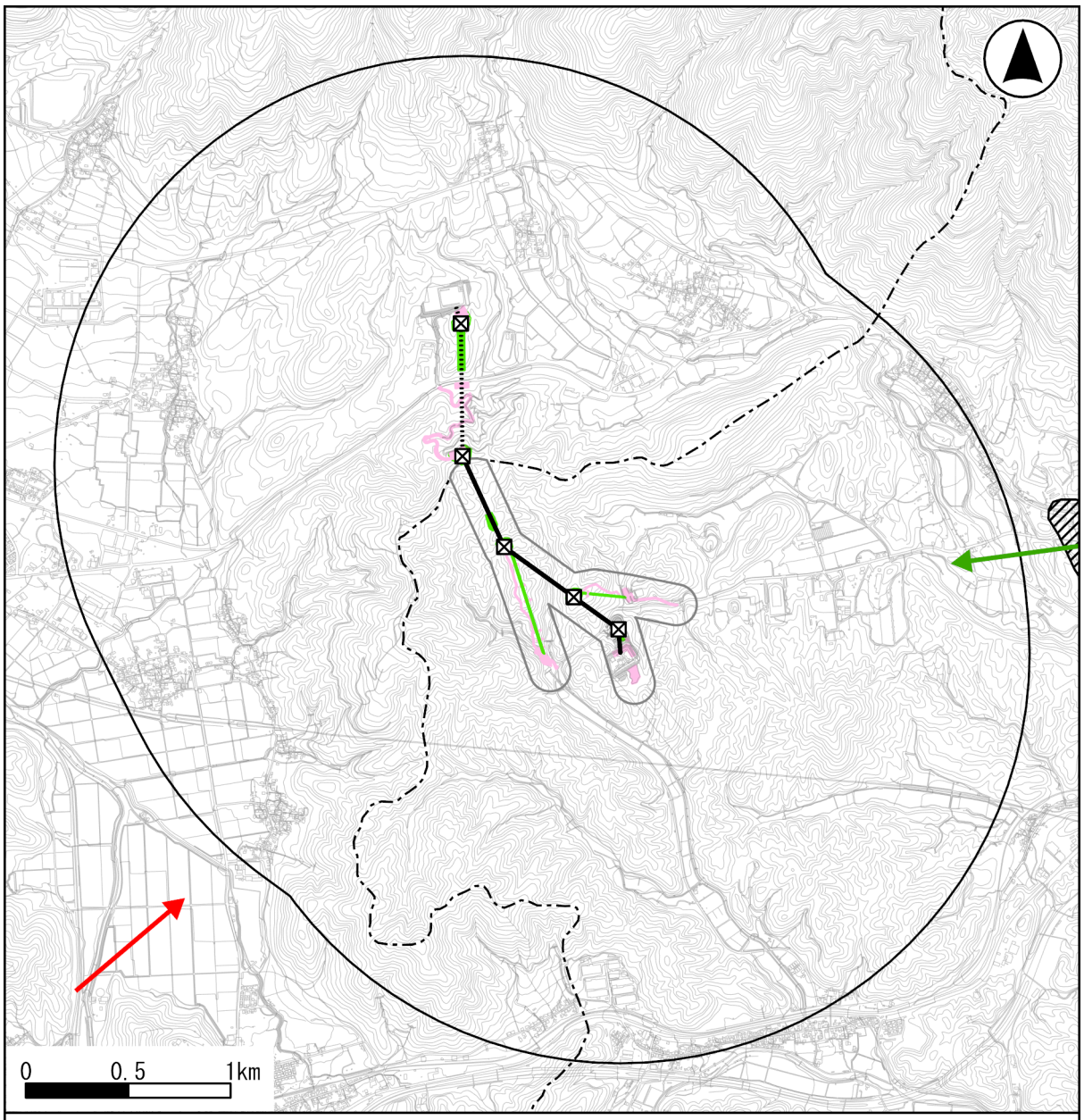
エ．調査結果

調査地域で受信の可能性のあるテレビ電波の中継局は、関ケ原中継局及び彦根中継局である。この中継局の放送エリアの目安及びテレビ電波到来方向は図8.1.1-2のとおりであり、調査範囲の大部分が放送エリア外となっている。

表 8.1.1-3　テレビ電波の中継局の概要状況

中継局	中継局の位置	放送局名
関ケ原	計画路線の東 約5.2km地点 （岐阜県不破郡関ケ原町内）	日本放送協会(NHK)： NHK総合(NHK-G)、NHK教育(NHK-E)
彦　根	計画路線の南西 約 25.5km 地点 （滋賀県彦根市清崎町内）	日本放送協会(NHK)： NHK総合(NHK-G)、NHK教育(NHK-E) 民放： 毎日放送(MBS)、朝日放送テレビ(ABC)、関西テレビ放送(KTV)、讀賣テレビ放送(YTV)、びわ湖放送(BBC)

「［A-PAB］放送エリアのめやす（http://apab-tv-area.jp/map/23）」（（一社）放送サービス高度化推進協会　2025 年 12 月閲覧）及び「［A-PAB］地デジ放送局情報：岐阜（http://www.apab.or.jp/chideji/information/gifu.html）」（（一社）放送サービス高度化推進協会　2025 年 12 月閲覧）より作成



凡 例

区分

調査範囲

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変あり

土地改変なし（伐採のみ）

関ケ原中継局の放送エリアの目安

関ケ原中継局からの電波到来方向

彦根中継局からの電波到来方向

図 8.1.1-2　放送エリアの目安及びテレビ電波到来方向

③ 地域のテレビ受信状況

ア．調査地点

電線路の存在がテレビ電波の受信に影響する可能性を考慮し、図 8.1.1-4のとおり計画路線に近い集落内及びその付近の15地点とした。

イ．調査方法

地上デジタル放送を対象に、図 8.1.1-3に示すテレビ電波測定車により、受信画質の評価、受信電圧、BER及び等価CN値について測定を行った。なお、調査にあたっては「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（一般社団法人日本CATV技術協会　2018年6月）に準じた方法で実施した。

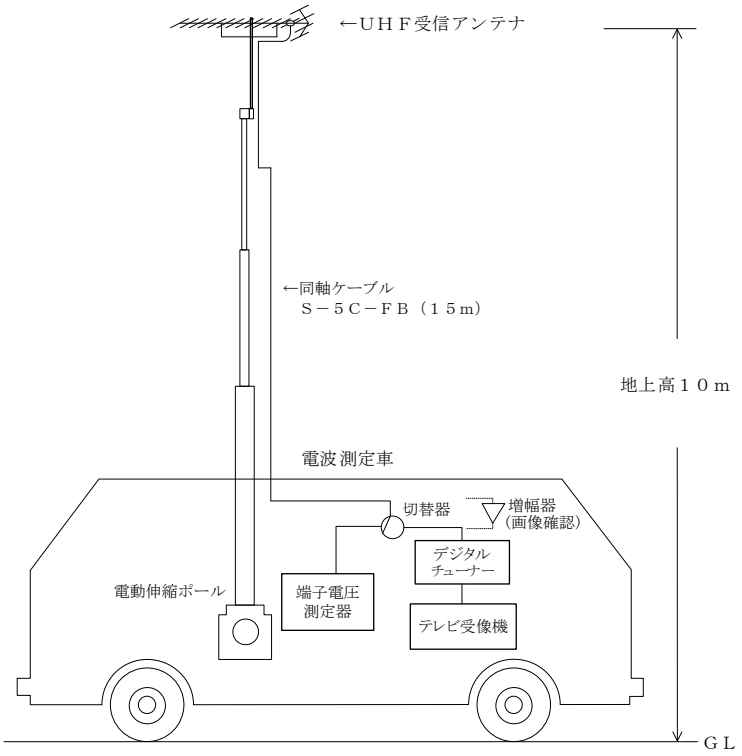
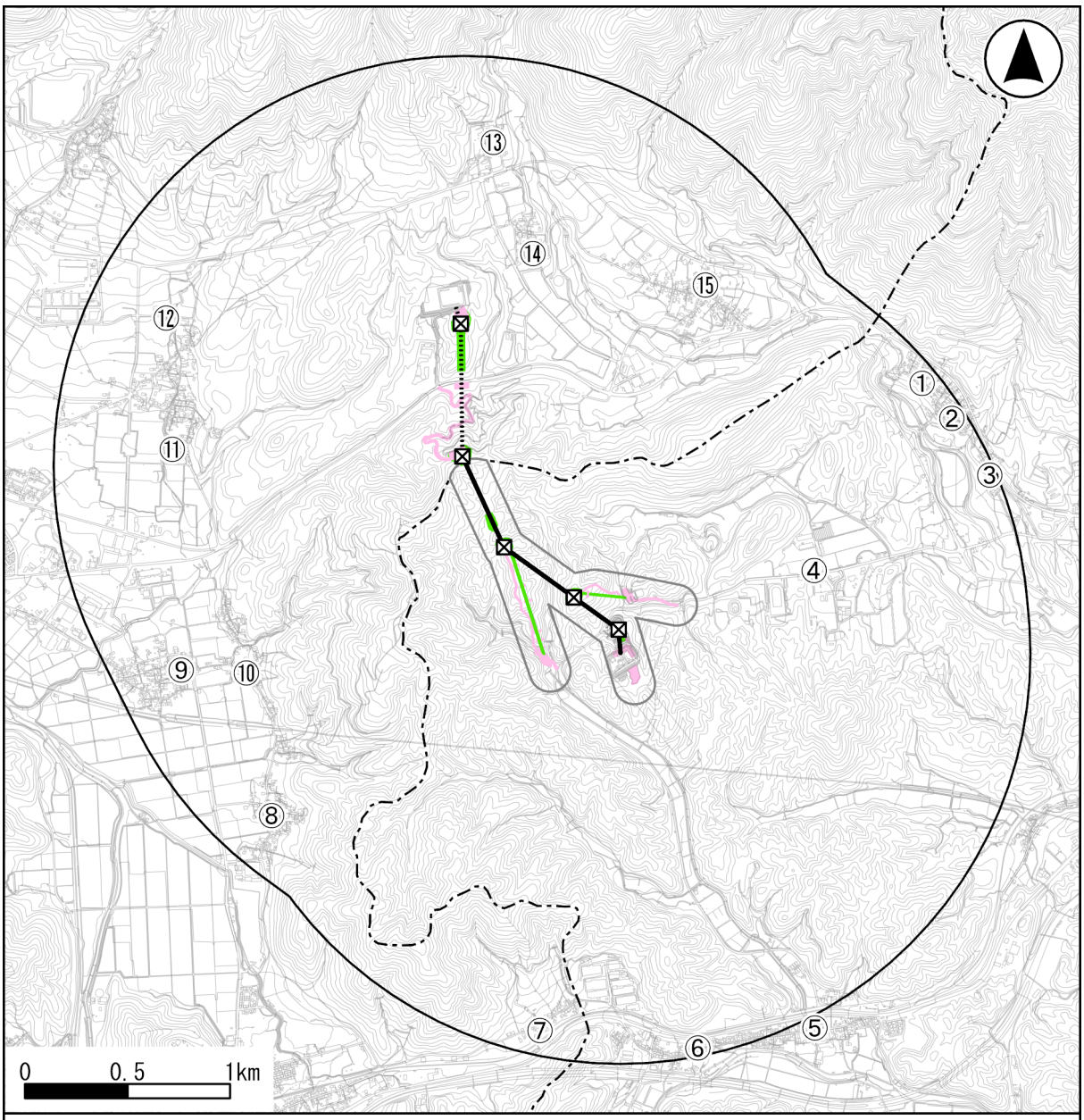


図 8.1.1-3　テレビ電波測定車

ウ．調査期間

現地調査を2025年12月3日～5日に実施した。



凡 例

区分

調査範囲

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変あり

土地改変なし（伐採のみ）

図 8.1.1-4　地域のテレビ受信状況調査地点

エ．調査結果

各調査地点におけるテレビ受信状況は表 8.1.1-4及び表 8.1.1-5のとおりである。地上デジタル放送受信の第一指標である受信機入力レベル(以下:端子電圧)は、一般社団法人電波産業会(ARIB)で34～89 dB(μV) が安定した受信画像を得るのに望ましいとされる範囲と規定されているが、今回の調査では、その規定を全チャンネルが満たしている地点は彦根局の2地点（⑫、⑭）のみで、その他の地点・チャンネル及び関ケ原局の全ての地点は、ともに規定を満たしていない、若しくは受信不能の地点であった。これは、調査地点がすべて対象中継局の放送エリア外であることが大きな要因である。

表 8.1.1-4　テレビ電波受信状況の調査結果

調査地点	調査項目	NHK-G Ch24	NHK-E Ch31	－	－	－	－	－
①	画質評価	×	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.8E-2	7.8E-2					
	等価CN	0	0					
②	画質評価	×	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.8E-2	7.8E-2					
	等価CN	0	0					
③	画質評価	×	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.7E-2	7.8E-2					
	等価CN	5	0					
④	画質評価	×	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.6E-2	7.6E-2					
	等価CN	10	8					
⑤	画質評価	×	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.7E-2	7.7E-2					
	等価CN	6	6					
⑥	画質評価	○	×					
	受信電圧	<33	<33					
	BER	7.5E-2	7.6E-2					
	等価CN	13	6					

注1．地点番号は図 8.1.1-4に対応する。
注2．放送局の略記は以下の通り。
NHK-G：NHK総合、NHK-E：NHK教育
注3．受信電圧の単位は「dB(μV)」。地上デジタル放送の受信電圧は（社）電波産業会(ARIB)で34dB(μV)（目標値）～89dB(μV)を受信範囲と規定している
注4．受信画像の「○」は受信可、「×」は受信不可を示す。

表 8.1.1-5　テレビ電波受信状況の調査結果

調査地点	調査項目	YTV 14ch	ABC 15ch	MBS 16ch	KTV 17ch	NHK-G 26ch	BBC 29ch	NHK-E 31ch
⑦	画質評価	×	×	×	×	×	×	×
	受信電圧	<33	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.7E-2	7.8E-2	7.6E-2	7.7E-2	7.8E-2	7.7E-2	7.8E-2
	等価CN	0	0	5	5	0	5	0
⑧	画質評価	○	○	○	△	×	×	×
	受信電圧	<33	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.6E-2	7.6E-2	7.5E-2	7.6E-2	7.8E-3	7.7E-2	7.5E-2
	等価CN	17	17	15	14	5	4	8
⑨	画質評価	○	×	×	×	×	×	×
	受信電圧	<33	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.5E-2	7.5E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.7E-2	7.7E-2	7.6E-2
	等価CN	16	12	13	12	5	6	9
⑩	画質評価	×	×	×	○	×	×	×
	受信電圧	<33	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.5E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2
	等価CN	12	11	12	14	8	12	8
⑪	画質評価	○	○	○	○	○	×	○
	受信電圧	39.4	37.9	39.7	38.3	<33	<33	<33
	BER	3.1E-7	1.2E-4	2.7E-6	2.0E-4	7.6E-2	7.6E-2	7.5E-2
	等価CN	24	23	24	23	12	11	14
⑫	画質評価	○	○	○	○	○	○	○
	受信電圧	41.9	42.9	41.9	40.9	41.6	44.2	42.0
	BER	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0
	等価CN	25	28	28	27	28	28	27
⑬	画質評価	○	△	△	○	×	×	×
	受信電圧	34.2	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.6E-2	7.5E-2	7.6E-2	7.5E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2
	等価CN	17	16	16	16	9	8	10
⑭	画質評価	○	○	○	○	○	○	○
	受信電圧	42.8	43.4	42.2	41.2	41.1	39.5	37.4
	BER	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	0.0E+0	1.1E-7
	等価CN	29	29	28	26	27	26	24
⑮	画質評価	×	×	×	×	×	×	×
	受信電圧	<33	<33	<33	<33	<33	<33	<33
	BER	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2	7.6E-2
	等価CN	13	11	9	10	8	14	11

注1. 地点番号は図 8.1.1-4に対応する。
注2. 放送局の略記は以下の通り。
YTV：讀賣テレビ放送、ABC：朝日放送テレビ、MBS：毎日放送、KTV：関西テレビ放送、
NHK-G：NHK総合、BBC:びわ湖放送、NHK-E：NHK教育
注3. 受信電圧の単位は［dB(μV)］。地上デジタル放送の受信電圧は（社）電波産業会(ARIB)で34dB(μV)（目標値）～89dB(μV)を受信範囲と規定している
注4. 受信画像の「○」は受信可、「×」は受信不可を示す。

④ 地域のテレビ受信形態

ア．調査方法

調査地域内において、テレビ視聴設備がある住宅を対象に受信形態を現地調査した。

イ．調査地域

現地調査は、関係地域の範囲とした。

ウ．調査時期

現地調査を2025年12月3日～5日に実施した。

エ．調査結果

現地調査した調査地域内のテレビ受信形態は、多くの住宅でＣＡＴＶ・光施設加入であったが、個別アンテナも散見された。

(2) 予測及び評価の結果

① 工作物の存在

ア．環境保全対策

本事業による工作物の存在（電線路の存在）に伴う電波受信への影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

・鉄塔の形状は、電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・本事業に起因する電波障害が明らかになった場合は、その内容に応じて適切な原状回復措置を講じる。

イ．予測

(ｱ) 予測地域

予測範囲は、関係地域の範囲とした。

(ｲ) 予測地点

予測地域のうち、テレビ電波到来方向と電線路の存在によりテレビ電波の受信への影響が及ぶと想定される地点とした。

(ｳ) 予測対象時期

工事完了後とした。

(ｴ) 予測手法

工作物の存在による電波障害は、送電線及び鉄塔が電波受信方向を遮蔽する障害においては電線及び鉄塔構造とテレビ電波の波長の関係から考慮しなくてもよく、主に障害を想定しなければいけないのは送電線による「再放射障害」及び送電線・鉄塔による「反射障害」となるが、これについて、調査地域のテレビ電波の状況、及び地域のテレビ受信形態に基づき、電波障害の影響を予測した。

(ｵ) 予測の結果

図 8.1.1-5に示すとおり、関ケ原局においては計画路線の北方面に送電線反射障害、北東方面に鉄塔反射障害、西方面に送電線再放射障害が発生する恐れのあるエリアが予測された。また、彦根局においては計画路線の西方面に送電線反射障害の発生の恐れがあるエリアが予測された。ただし、地上デジタル放送となって以降、当社送電線から1km程度離れた地域において、当社送電線を起因とした電波障害が発生した実績は確認されていないため、影響は極めて小さいと予測する。

ウ．評価の結果

工作物の存在による電波障害への影響を低減するための環境保全対策は、以下のとおりである。

・鉄塔の形状は、電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・本事業に起因する電波障害が明らかになった場合は、その内容に応じて適切な原状回復措置を講じる。

これらの環境保全対策を講じることにより、工作物の存在に伴う電波障害への影響は極めて小さいと予測され、環境保全対策について実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

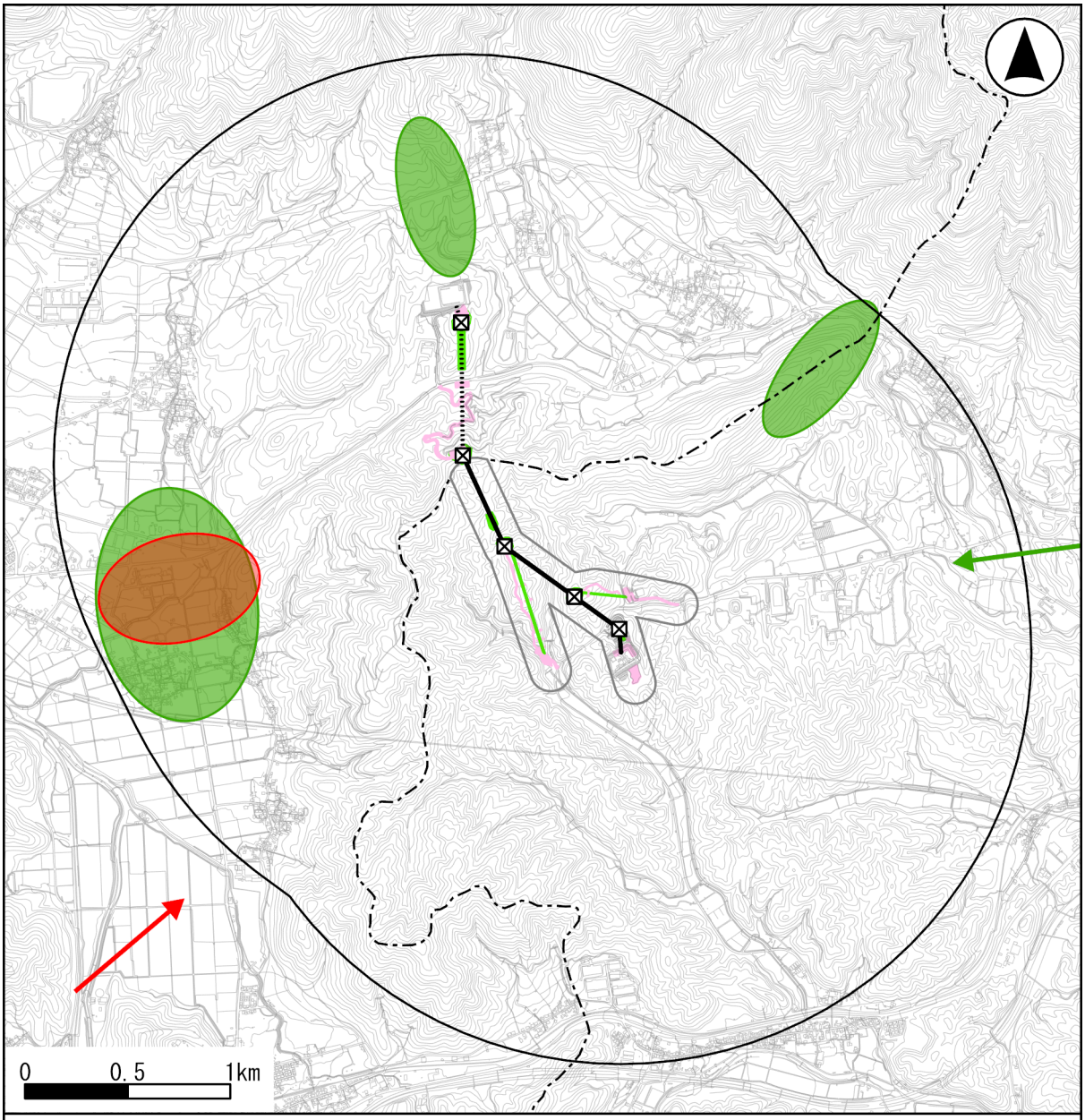


図 8.1.1-5　電波障害予測エリア

8.1.2　地形・地質

(1) 調査結果の概要

① 分布状況

ア．地形・地質

(ｱ) 現地調査

a．調査地域

調査地域は、本事業による地形・地質への影響が予想される範囲を含む地域とし、図 8.1.2-1のとおり条例の対象である計画路線から約 500m の範囲とした。

b．調査方法

文献調査、資料調査の他、現地調査を行う。現地調査は改変区域等を中心として踏査による現地確認、必要に応じて写真撮影を実施した。

c．調査期間

2025 年 10 月 27 日

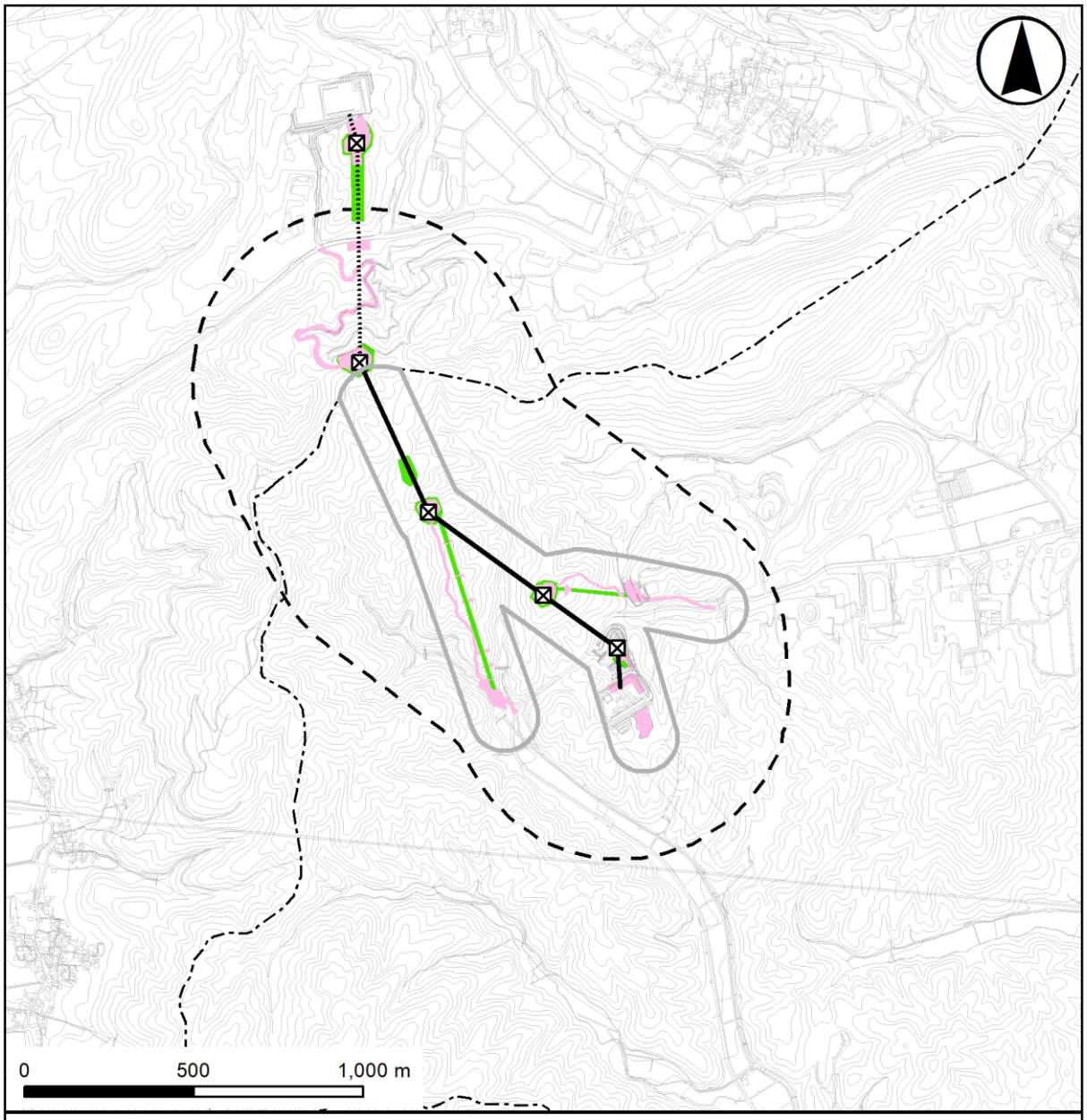


図 8.1.2-1　地形・地質調査地域

d. 調査結果

(a)地形

調査地域は、岐阜－滋賀県境に位置し、伊吹山地と鈴鹿山脈に挟まれた丘陵地からなり、山体の多くは「ひだ」の多い残丘状を呈している。主要な河川としては、図 8.1.2-2に示すとおり、調査地域南西部を南へ流下する中狭川、南東部を東へ流下する藤古川支川、北部を西へ流下する天野川支川があり、中狭川流域及び藤古川支川流域と天野川支川の分水嶺が県境となっている。

水系は中狭川及び藤古川支川の水系は地形が入り組んでいることから複雑に屈曲しているが、天野川支川の水系はやや直線的である。

調査地域の標高は図 8.1.2-3に示すとおり、中央部から北側にかけて概ね250m～350m、北部及び中央部より南側が250m以下となっている。

丘陵地の傾斜は図 8.1.2-4に示すとおり、20度未満から40度以上までの各傾斜区分が調査地域全体にほぼ均等に分布している。30度以上の急傾斜地がやや多くみられるものの、20度未満及び20度以上30度未満の斜面も広く分布している。

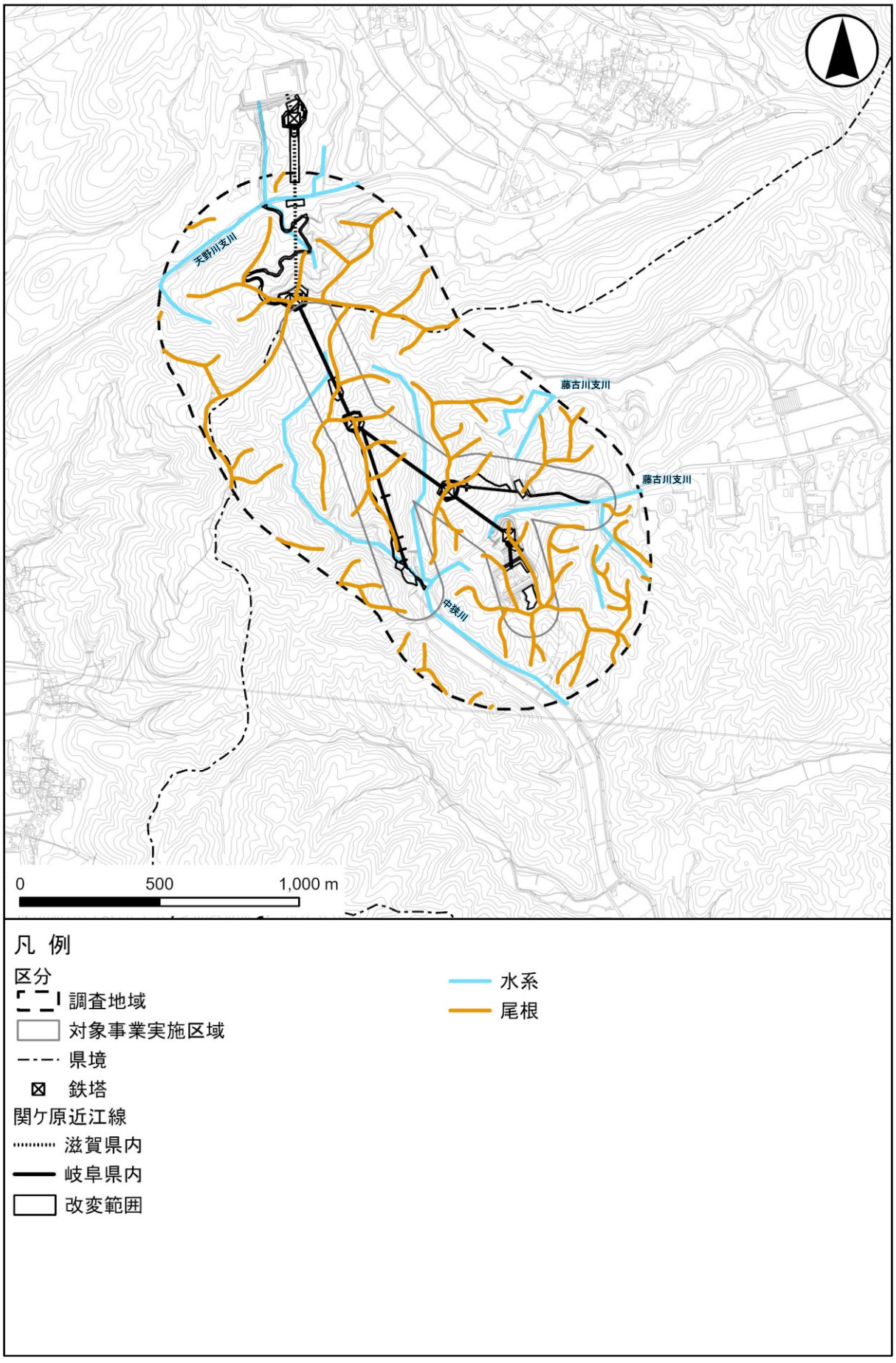


図 8.1.2-2　水系・尾根の状況

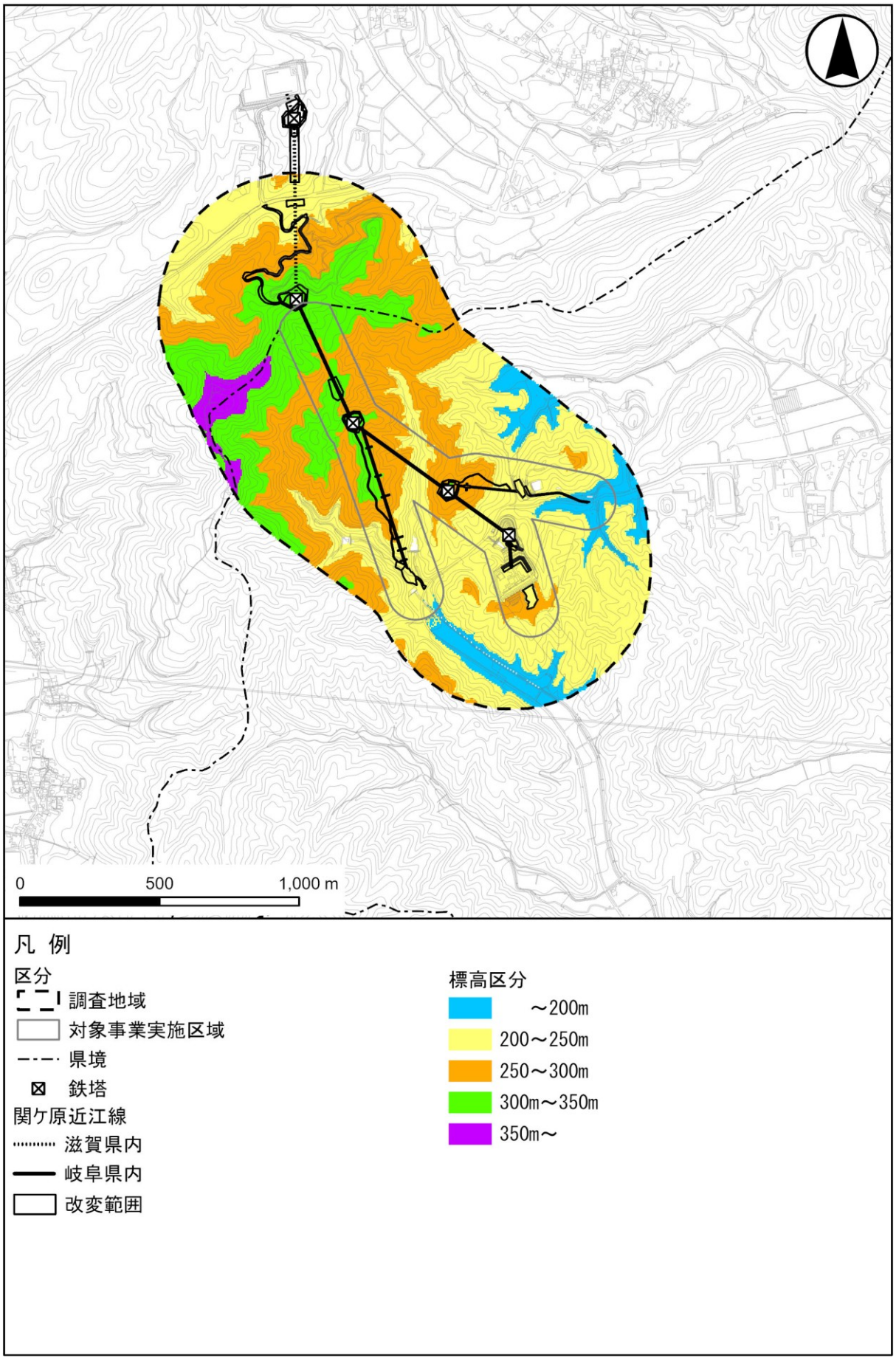

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
改変範囲
標高区分
～200m
200～250m
250～300m
300m～350m
350m～

図 8.1.2-3　標高区分

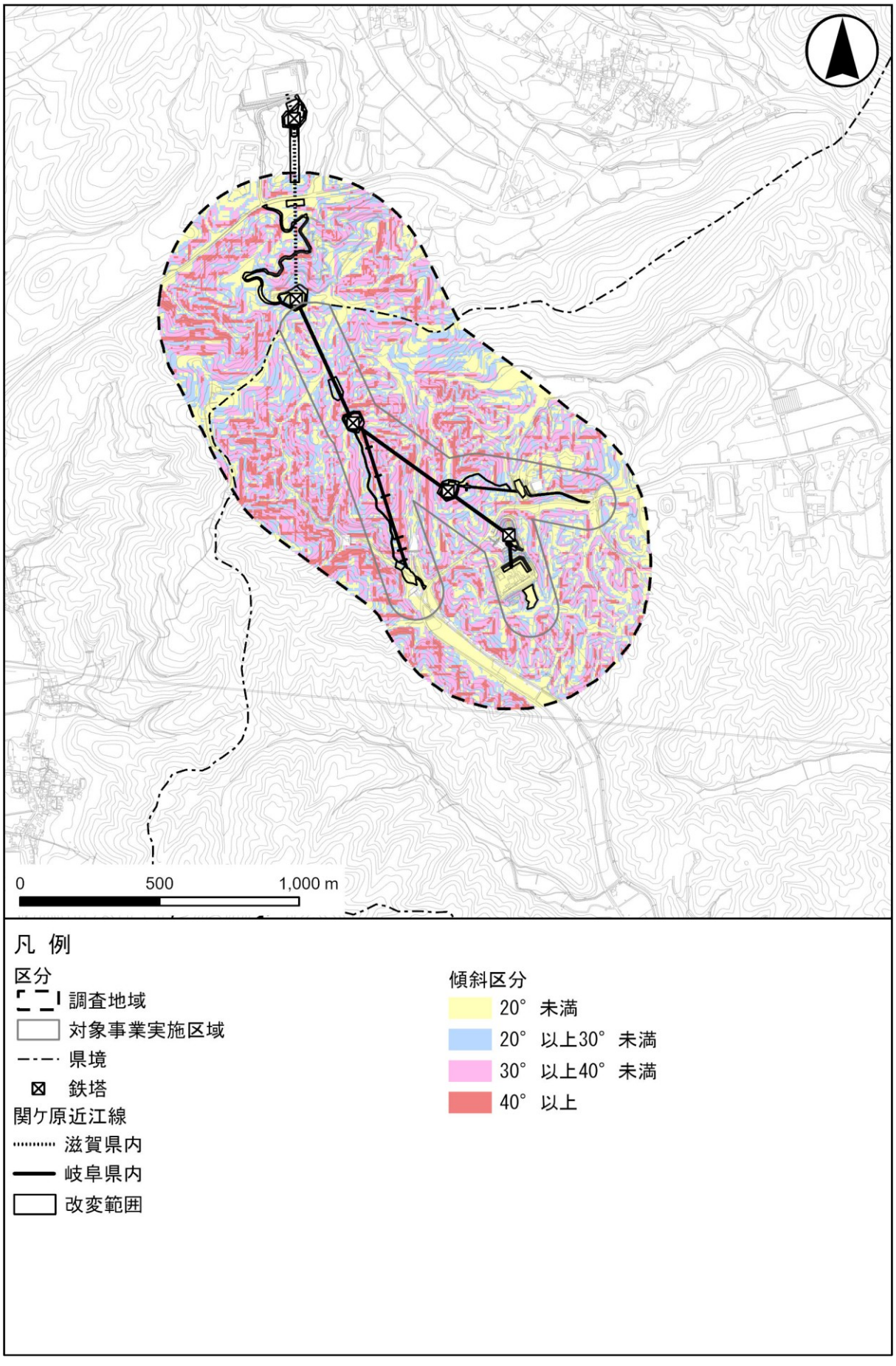

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
改変範囲
傾斜区分
20° 未満
20° 以上30° 未満
30° 以上40° 未満
40° 以上

図 8.1.2-4　傾斜区分

(b)地質

調査地域の地質構成は、「美濃帯のジュラ紀付加体」と呼ばれる地層を基盤岩とし、これらを覆う段丘堆積層・崖錐堆積物の未固結層からなる。

基盤岩類は中生代ジュラ紀(今から約2億年前～1.4億年前)に当時のアジア大陸の大陸地殻に付加したため「ジュラ紀付加体」と呼ばれるが、これを構成する岩石のうち石灰岩、チャート、緑色岩はジュラ紀よりも古い時代のものであり、石灰岩は古生代二畳紀(約3億年～2.5億年前)と考えられている。

調査地域の基盤岩類はチャート、緑色岩、石灰岩、珪質頁岩、砂岩、泥岩よりなり、これらは単一の岩種のみでまとまって大きな岩体をつくる場合もあるが、小岩体として他の岩種の岩体中に含まれる場合も多い。

調査地域の地質構成は表 8.1.2-1及び図 8.1.2-5に示すとおりであり、調査地域北側の丘陵地に段丘堆積層が分布し、その南側から県境南側にかけては、チャート、緑色岩、砂岩泥岩互層が、さらにその南側には泥質岩を挟在する砂岩が分布する。

なお、調査地域中央部東側には関ケ原鍾乳洞を形成する石灰岩が広く分布し、尾根沿いにカッレンフェルト（カルスト地形）を形成している。

表 8.1.2-1　地質構成一覧

地質時代			記号	地質名		層相・分布
新生代	第四紀	完新世	dt	崖錐堆積物・現河床堆積物 (未固結の岩屑・砂礫～粘土)		調査地域内の河床や斜面に分布する。斜面からの崩落土砂（崖錐）とそれが流水によって運ばれたもの（河床堆積物）を一括する。角礫を主とする礫と砂～粘土よりなるルーズな堆積物。由来する地層によって性状が大きく異なり、チャートや石灰岩に由来するものでは硬質の巨礫を含むことが多い。緑色岩や泥岩に由来するものでは軟質の岩片と細粒分に富む場合が多い。
		更新世	tr	段丘堆積層 (未固結の砂礫・砂・シルト)		調査地域北側の丘陵地に分布する。径20～30cmの角礫～円礫と砂質～粘土質の基質より礫層を主として、部分的に厚さ50cm以下の粘土～シルト層を挟む。礫層は一般にクサリ礫を含む。表層の緩んだ部分を除けば、締まりは良好、最大層厚として25m以上が確認される。
中生代-古生代	ジュラ紀-二畳紀		Gs	美濃帯ジュラ紀付加体	緑色岩 (玄武岩質溶岩・凝灰岩・凝灰質砂岩泥岩)	比較的厚い緑色岩層として4層が分布するほか、泥岩やチャートに伴う小岩体としても分布する。暗緑色～黒色の玄武岩質溶岩、灰緑色～青緑色で層理の明瞭な凝灰岩、石灰岩の破片を含む砂質凝灰岩～砂岩など、層相は多様。全般にせん断されており、割れ目が多く、脆弱なものが主体。地表露頭では、風化によって軟質となったものが多い。尾根上では風化が進行し粘性のやや低い赤土化した土壌を形成する。調査地域中央から北側に広く分布する。
			Ch		チャート	7層の厚いチャート層が分布する。また小岩体として他の地層中におおむね普遍的に分布する。層理の発達した黒色～白色の層状(縞状)チャートが主体であるが、一部に塊状チャートや赤色チャートを伴う。風化の弱い箇所では塊状で著しく硬質の岩盤を呈する。全般に小褶曲を繰返しており、層理面は一定しない。 調査地域は全般に地山の風化が著しく、地表の露岩は少ないが、チャートは風化に対する抵抗力が他の基盤岩に較べて大きいため、尾根部の地形的高まりにチャートが残存している場合が多い。
			sSh		珪質頁岩	珪質頁岩は陸源性の粗粒粒子（砂粒子）を含まない、深海底で堆積した珪質の泥岩であり、一般的に厚いチャート層の下底に分布する場合が多い。調査地域南部のチャート層と砂岩層の境界部に分布し、砂岩泥岩互層中にも薄いものが分布する。暗灰色～黒色で細かな層理が発達する。泥岩の薄層を挟むことが多く、黒色チャートに酷似する場合が多い。
			Ls		石灰岩	白色～暗灰色の晶質石灰岩であり、丸みを帯びた特徴的な形状に溶蝕され、洞窟状の穴や大きく開口した節理を有する。露岩は塊状・硬質である。 調査地域中央部東寄りに大規模な露頭が分布する。これらの露頭は高さ1～2m程のカッレンフェルト（カルスト地形）を形成し、北西-南東方向に連続する。 また、中央部の緑色岩帯の中には、平面的に厚さ50m以下、長さ250m以下の比較的小規模の3岩体が確認される。
			Mx		砂岩泥岩互層 (混在岩及び塊状泥岩)	泥岩を基質として砂岩、チャート、緑色岩の大小の岩塊を含む混在岩を主体とするが、国道365号沿いのものは塊状で整然とした泥岩を主とする箇所もある。混在岩では全体に片理が発達してやや脆弱な岩盤を呈する。
			Ms		泥質岩 (泥質岩優勢砂岩泥岩互層主体)	大小の砂岩岩片を含む砂岩泥岩互層の泥岩優勢部。砂岩に比べ風化が進行し易い。調査地域南部の砂岩に挟在する形態で分布する。
			Ss		砂岩 (砂岩優勢砂岩泥岩互層主体)	調査地域南部に分布し、塊状の中粒砂岩を主とする。一部泥質岩優勢互層(Ms)を挟むが、全体としては砂岩の優勢な砂岩泥岩互層である。砂岩部は硬質・塊状であり、割れ目は大まかに入る。調査地域内を南下する中狭川上流部の右岸側林道沿いに大規模な露頭が分布する。

※1　記号は図 8.1.2-5に示す記号と同じである。

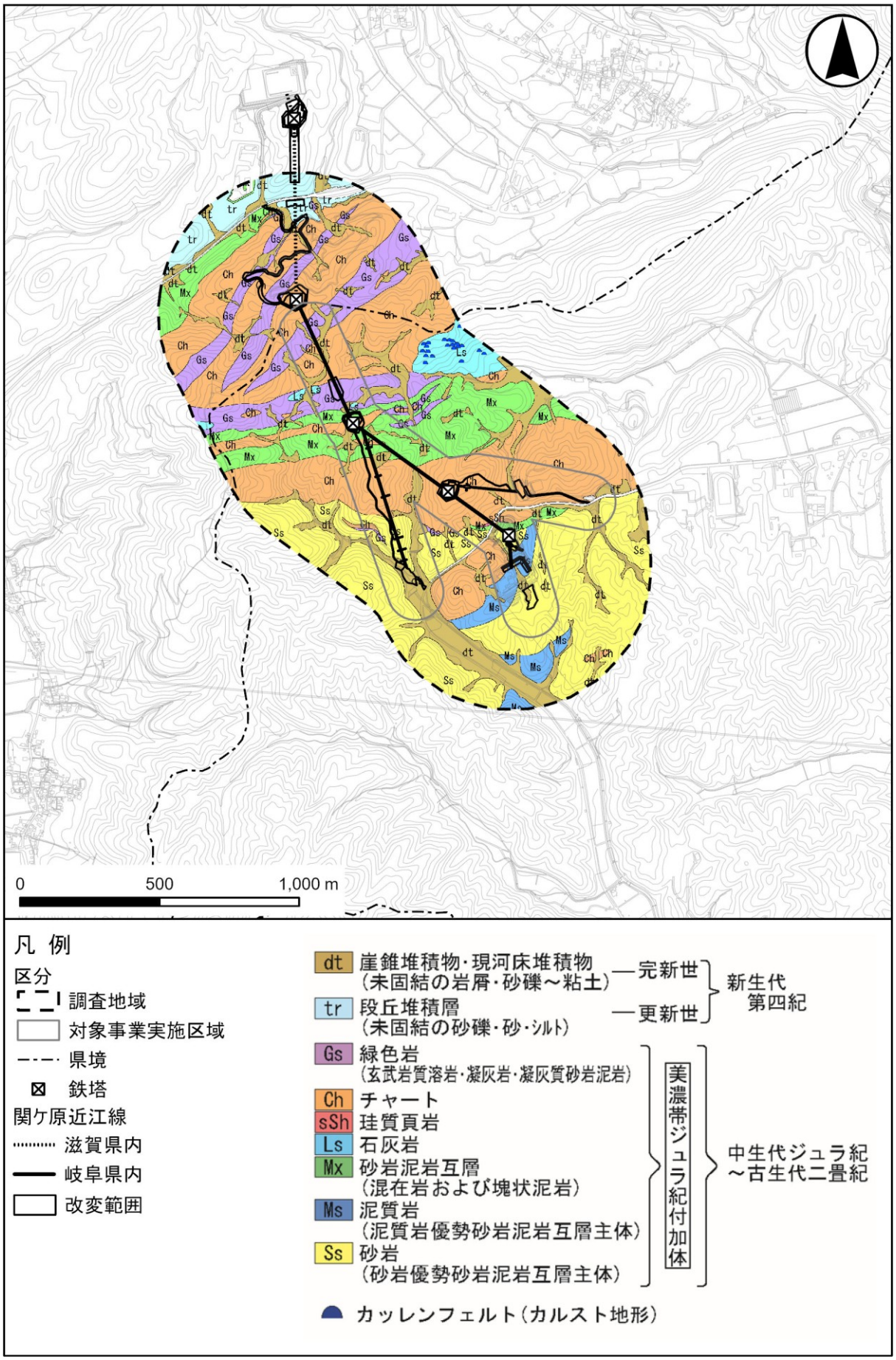

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
改変範囲
dt 崖錐堆積物・現河床堆積物
(未固結の岩屑・砂礫～粘土)
完新世
tr 段丘堆積層
(未固結の砂礫・砂・シルト)
更新世
新生代
第四紀
Gs 緑色岩
(玄武岩質溶岩・凝灰岩・凝灰質砂岩泥岩)
Ch チャート
sSh 珪質頁岩
Ls 石灰岩
Mx 砂岩泥岩互層
(混在岩および塊状泥岩)
Ms 泥質岩
(泥質岩優勢砂岩泥岩互層主体)
Ss 砂岩
(砂岩優勢砂岩泥岩互層主体)
美濃帯ジュラ紀付加体
中生代ジュラ紀
～古生代二畳紀
カッレンフェルト(カルスト地形)

図 8.1.2-5　地質図

(c)特筆すべき地形・地質

調査地域では、特筆すべき地形・地質は確認されなかったが、調査地域近傍で、関ケ原町指定天然記念物が1件確認された。なお、その確認状況及び確認位置は表 8.1.2-2及び図 8.1.2-6に示すとおりである。

表 8.1.2-2　特筆すべき地形・地質の確認状況

名称・選定要件	確認状況
関ケ原鍾乳洞（岩倉山鍾乳洞） 関ケ原町指定天然記念物	調査範囲近傍に位置する。 1968年6月22日指定された奥行き518mの鍾乳洞。無数の鍾乳石、石筍が発展し、巨人の足、昇竜の間等の奇観がある。周辺の岩倉山から続く尾根沿いにカッレンフェルト(カルスト地形)も見られる。

※1 名称・選定要件の（ ）内は関ケ原町指定天然記念物の名称を示す。

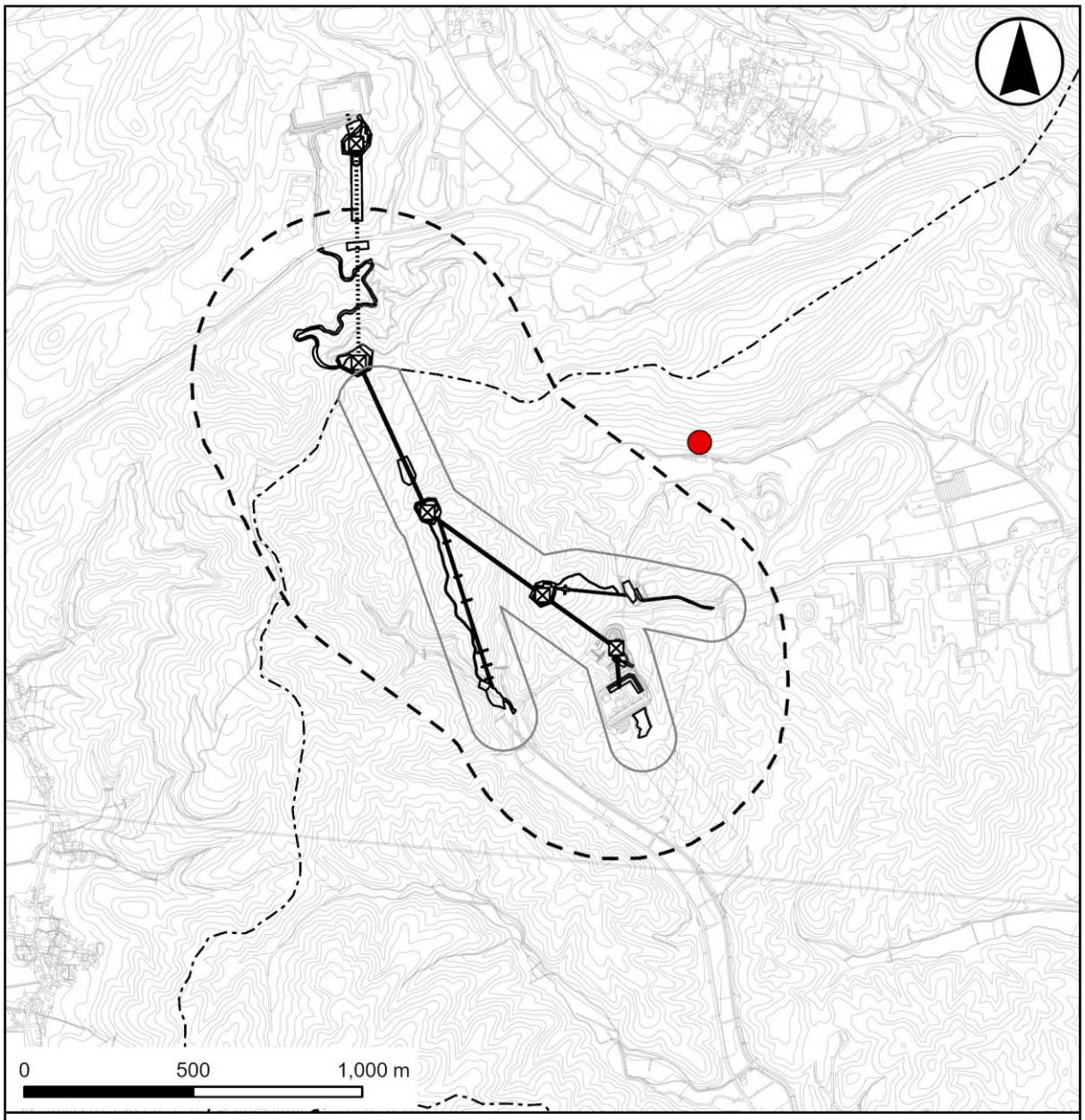


図 8.1.2-6　特筆すべき地形・地質の確認位置

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物の存在

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物の存在（電線路の存在）に伴う地形・地質への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

イ．予測項目

調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、本事業の実施による特筆すべき地形・地質の改変の程度及び内容について予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

調査地域は、図 8.1.2-7のとおり条例の対象である計画路線から約 500m の範囲とした。

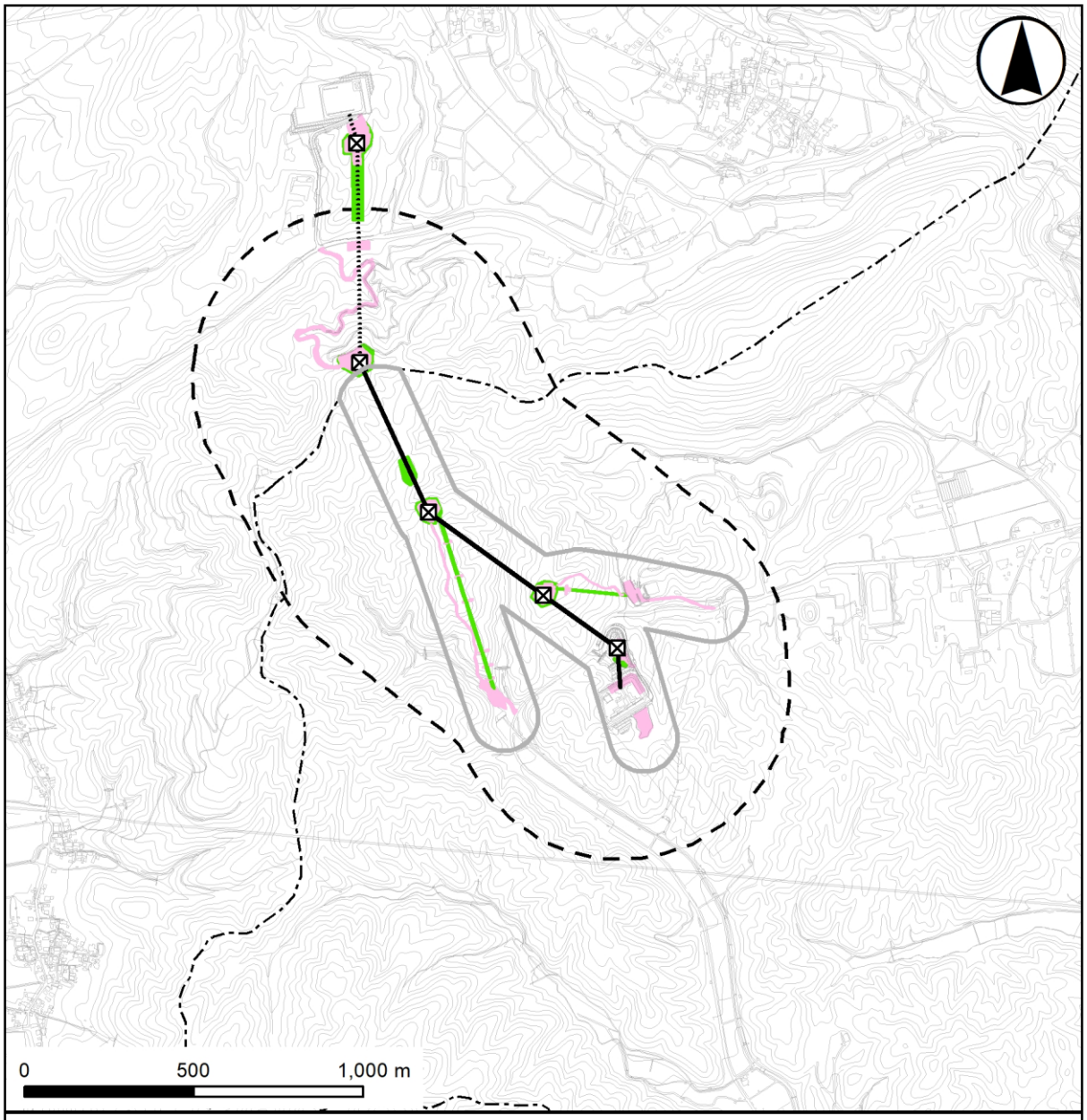

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
土地改変有り
土地改変無し(伐採のみ)

図 8.1.2-7　予測地域

(ｲ) 予測地点

予測地域のうち、工事の実施及び工作物の存在による影響が及ぶと予想される地点とした。

(ｳ) 予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

(ｴ) 予測手法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全対策を検討する。

(ｵ) 予測の結果

調査地域近傍では、関ケ原鍾乳洞が確認されているが、改変予定地外における確認であり、工事の実施及び工作物の存在に伴う特筆すべき地形・地質への影響はないと予測する。

エ．評価の結果

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う地形・地質への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施及び工作物の存在に伴う特筆すべき地形・地質への影響はないと予測され、環境保全対策について実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

8.1.3　動物

(1) 調査結果の概要

① 分布状況

ア．ほ乳類

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図 4-1に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-1に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-1　ほ乳類に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「エコミュージアム関ケ原HP」
②	「岐阜県における哺乳類の生息状況とその環境調査及び環境教育にかかわる研究」（岐阜県哺乳類動物調査会　1984年）
③	「岐阜県の動物」（向井貴彦ら　2021年）
④	「関ケ原町史　通史編上巻」（関ケ原町　平成2年）
⑤	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　2026年）
⑥	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（中部電力株式会社　2011年）

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認されたほ乳類は、表 8.1.3-2のとおり、7目19科35種であった。

表 8.1.3-2 既存の文献又は資料によるほ乳類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	霊長	オナガザル	ニホンザル	○		○	○	○	○
2	齧歯	リス	ニホンリス	○	○	○	○		○
3			ムササビ（ホオジロムササビ）	○	○	○	○	○	○
4		キヌゲネズミ	ハタネズミ			○	○	○	
5			ヤチネズミ				○		
6		ネズミ	ヒメネズミ						○
7			アカネズミ	○		○	○		○
8			カヤネズミ	○		○			○
9			ハツカネズミ	○		○	○		
10			ドブネズミ			○	○		
11			クマネズミ	○					
12		ヌートリア	ヌートリア	○		○			
13	兎形	ウサギ	ニホンノウサギ	○	○	○	○		○
14	真無盲腸	トガリネズミ	ニホンジネズミ	○		○			
15			カワネズミ	○					
16		モグラ	コウベモグラ	○		○	○		○
17			ミズラモグラ					○	
18			ヒミズ	○		○			○
19	翼手	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	○					○
20			キクガシラコウモリ						○
21		ヒナコウモリ	テングコウモリ					○	
22			アブラコウモリ	○		○	○		
23	食肉	ネコ	イエネコ			○			
24		ジャコウネコ	ハクビシン	○		○			
25		イヌ	タヌキ	○	○	○	○		○
26			アカギツネ	○	○	○	○		○
27		クマ	ツキノワグマ	○		○	○	○	○
28		イタチ	ニホンテン	○	○	○	○		○
29			アナグマ	○	○	○	○		○
30			ニホンイタチ	○	○	○	○		○
31			シベリアイタチ			○			
32		アライグマ	アライグマ	○		○			
33	偶蹄	イノシシ	イノシシ	○	○	○	○		○
34		シカ	ニホンジカ	○	○	○	○		○
35		ウシ	ニホンカモシカ	○		○	○	○	○
計	7目	19科	35種	26種	10種	27種	20種	7種	20種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「世界哺乳類標準和名リスト」（日本哺乳類学会、2021年）に従った。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.3-1のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

b. 調査方法

現地調査はトラップ法(小型ほ乳類に限る)及び夜間自動撮影装置設置のほか、フィールドサイン法等の任意確認調査を実施した。トラップ法はネズミ・モグラ類を想定し、シャーマントラップを採用した。なお、トラップ設置地点は、落葉広葉樹林、植林、草地等ほ乳類の生息環境を想定し、調査地域内に合計4箇所設定、設置個数は1箇所につき10個とし、各季とも1晩設置した。また、自動撮影装置は現地で確認された獣道等に設置した。

貴重なほ乳類は、重要度により区分して整理した。

c. 調査期間

(a)トラップ法

春　季：2025年 6月2日～6月3日
夏　季：2025年 8月18日～8月19日
秋　季：2025年 10月27日～10月28日
冬　季：2026年 3月2日～3月3日

(b)自動撮影装置

春　季：2025年 6月2日～6月30日
夏　季：2025年 7月1日～8月31日
秋　季：2025年 9月1日～10月29日
冬　季：2026年 3月2日～4月8日

(c)任意確認調査

春　季：2025年 6月2日～6月4日
夏　季：2025年 8月18日～8月20日
秋　季：2025年 10月27日～10月29日
冬　季：2026年 3月2日～3月4日

d. 調査地点

踏査ルート及びトラップ設置位置は図 8.1.3-1にとおりである。

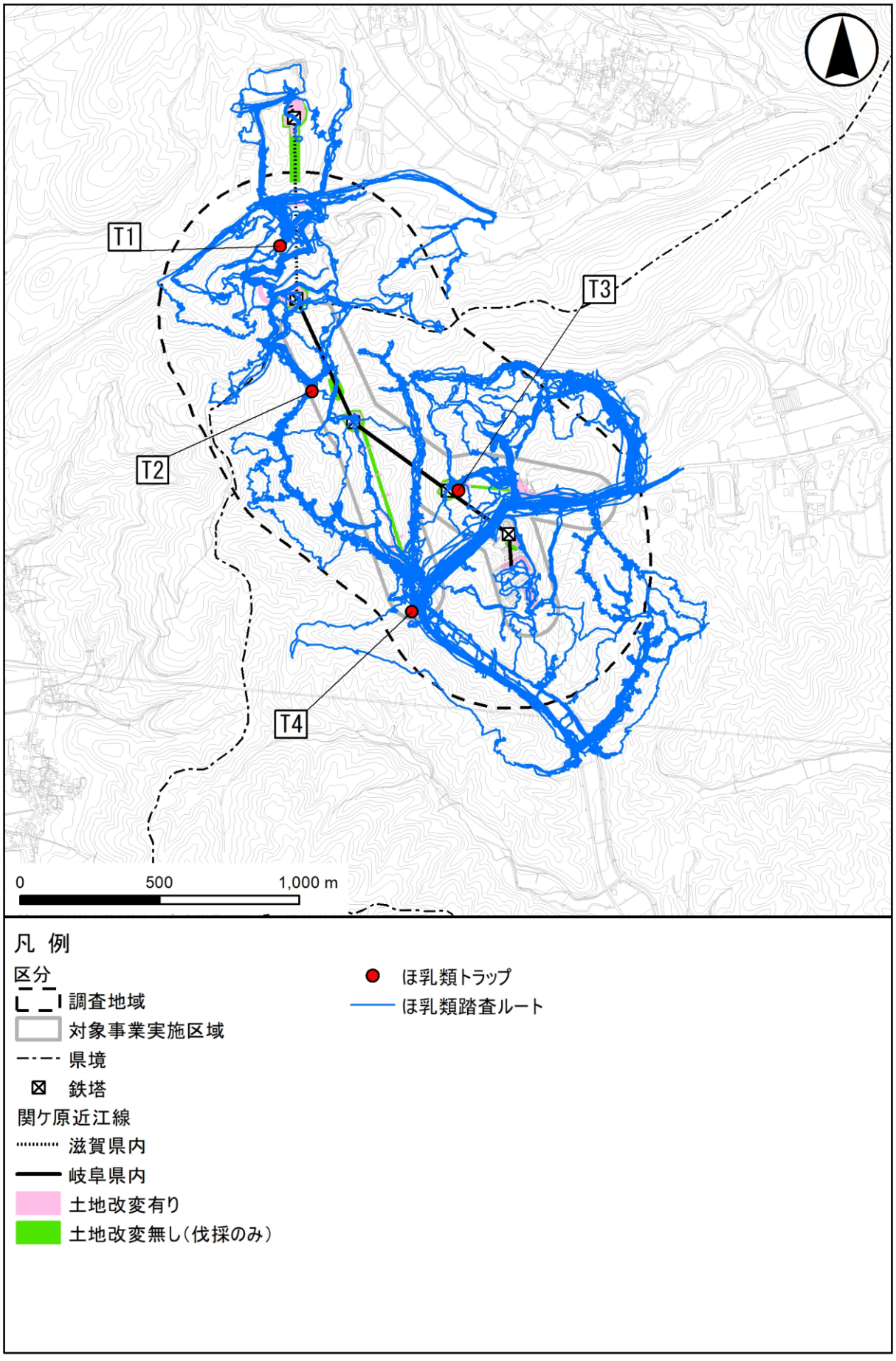


図 8.1.3-1　ほ乳類の調査地域及び調査地点

e．調査結果

現地調査で確認されたほ乳類は表 8.1.3-3のとおり、7目12科17種であった。林縁や草地ではタヌキ、ニホンノウサギ、ニホンジカ、カヤネズミなどが確認され、林内ではツキノワグマやニホンザル、ヒミズなどが確認された。

表 8.1.3-3　ほ乳類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期			
				春季	夏季	秋季	冬季
1	霊長	オナガザル	ニホンザル	○	○		
2	齧歯	リス	ニホンリス	○			
-			リス科の一種				○
3		ネズミ	アカネズミ		○		
4			カヤネズミ			○	○
5	兎形	ウサギ	ニホンノウサギ	○	○	○	○
6	真無盲腸	モグラ	ニホンモグラ属の一種		○	○	○
7			ヒミズ				○
8	翼手	-	翼手目の一種		○		
9	食肉	ジャコウネコ	ハクビシン	○	○	○	
10		イヌ	タヌキ	○	○	○	○
11			アカギツネ				○
12		クマ	ツキノワグマ	○	○		
13		イタチ	ニホンテン	○	○	○	○
14			アナグマ	○	○	○	○
15			イタチ属の一種	○	○	○	○
16	偶蹄	イノシシ	イノシシ	○	○	○	
17		シカ	ニホンジカ	○	○	○	○
計	7目	12科	17種	11種	13種	10種	11種

※1 種名及び科の範囲、名称、配列は、「世界哺乳類標準和名リスト」（日本哺乳類学会　2021年）に従った。
※2 ○○属の一種、△△科の一種等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。

イ．鳥類

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図 4-1に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-4に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-4　鳥類に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「美濃飛騨　人と鳥　20年の歩み」（（財）日本野鳥の会岐阜県支部　1987年）
②	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」(岐阜県　2010年)※
③	「エコミュージアム関ケ原HP」
④	「関ケ原町史　通史編上巻」(関ケ原町　平成2年)
⑤	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県　2026年)
⑥	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」(中部電力株式会社　2011年)

※分布情報の把握のため2010年を使用

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認された鳥類は、表 8.1.3-5のとおり20目51科167種であった。

表 8.1.3-5(1)　既存の文献又は資料による鳥類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	カモ	カモ	オシドリ	○		○	○	○	○
2			ハシビロガモ			○			
3			オカヨシガモ			○			
4			ヒドリガモ			○			
5			カルガモ	○		○	○		○
6			マガモ	○		○			
7			オナガガモ			○			
8			コガモ	○		○			○
9			ホシハジロ			○			
10			キンクロハジロ			○			○
11			ミコアイサ			○		○	
12	キジ	キジ	ヤマドリ	○		○	○	○	○
13			キジ	○		○	○		○
14			ウズラ	○					
15	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○		○	○	○	
16	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	○		○			
17			アマツバメ	○		○			
18			ヒメアマツバメ			○			
19	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	○				○	
20			ホトトギス	○		○	○	○	○
21			ツツドリ	○		○		○	○
22			カッコウ	○		○	○	○	
23	ハト	ハト	キジバト	○		○	○		○
24			アオバト	○		○		○	○
25	ツル	クイナ	クイナ					○	
26			バン	○		○		○	○
27			オオバン			○			
28			ヒクイナ	○				○	
29	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○		○	○	○	○
30	チドリ	チドリ	タゲリ	○				○	
31			ケリ	○		○			
32			ムナグロ	○					
33			イカルチドリ	○		○	○	○	
34			コチドリ	○		○		○	
35		タマシギ	タマシギ	○				○	
36		シギ	ダイシャクシギ					○	
37			ヤマシギ	○					
38			アオシギ			○		○	○
39			タシギ	○		○			
40			イソシギ	○				○	
41			クサシギ	○		○		○	
42			タカブシギ	○				○	
43			ツルシギ	○					

表 8.1.3-5(2)　既存の文献又は資料による鳥類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料					
				①	②	③	④	⑤	⑥
44	チドリ	シギ	アオアシシギ	○					
45		カモメ	ユリカモメ	○		○			
46			コアジサシ			○			
47	ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ	○					
48	カツオドリ	ウ	カワウ	○		○			○
49	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○		○		○	
50			ミゾゴイ		○	○		○	○
51			ゴイサギ	○		○	○	○	
52			アカガシラサギ	○					
53			アマサギ	○		○		○	
54			アオサギ	○		○			○
55			ダイサギ	○		○			
56			チュウサギ	○		○		○	○
57			コサギ	○		○		○	
58	タカ	ミサゴ	ミサゴ			○			○
59		タカ	ハチクマ	○	○	○		○	○
60			クマタカ	○	○	○		○	
61			イヌワシ	○	○	○		○	
62			ツミ	○	○	○	○	○	
63			ハイタカ	○		○	○		○
64			オオタカ	○	○	○	○		○
65			チュウヒ					○	
66			ハイイロチュウヒ	○					
67			トビ	○		○	○		○
68			サシバ	○	○	○		○	○
69			ノスリ	○		○	○	○	
70	フクロウ	フクロウ	アオバズク	○		○	○	○	
71			コノハズク	○				○	
72			オオコノハズク	○				○	
73			トラフズク			○	○		
74			フクロウ	○		○	○	○	○
75	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ	○				○	
76		カワセミ	アカショウビン	○		○		○	○
77			カワセミ	○		○	○	○	○
78			ヤマセミ	○		○			
79	キツツキ	キツツキ	アリスイ	○					
80			コゲラ	○		○			○
81			アカゲラ	○		○			○
82			オオアカゲラ	○				○	○
83			アオゲラ	○		○			○
84	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○		○		○	
85			チゴハヤブサ	○					
86			ハヤブサ	○		○		○	○
87	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○	○		○	○
88		カササギヒタキ	サンコウチョウ	○		○		○	○
89		モズ	モズ	○		○	○		○
90		カラス	カケス	○		○	○		○
91			ホシガラス	○					
92			ミヤマガラス			○			
93			ハシボソガラス	○		○	○		○

表 8.1.3-5(3)　既存の文献又は資料による鳥類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料					
				①	②	③	④	⑤	⑥
94	スズメ	カラス	ハシブトガラス	○		○	○		○
95		レンジャク	キレンジャク	○		○		○	
96			ヒレンジャク	○		○	○	○	
97		シジュウカラ	ヒガラ	○		○	○		○
98			ヤマガラ	○		○	○		○
99			コガラ	○		○			
100			シジュウカラ	○		○	○		○
101		ヒバリ	ヒバリ	○		○	○		○
102		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○		○	○		○
103		ツバメ	ショウドウツバメ	○		○			
104			ツバメ	○		○	○		○
105			イワツバメ	○		○			○
106			コシアカツバメ	○					
107		ウグイス	ウグイス	○		○	○		○
108			ヤブサメ	○		○		○	○
109		エナガ	エナガ	○		○	○		○
110		ムシクイ	センダイムシクイ	○			○	○	○
111			メボソムシクイ	○				○	
112		ヨシキリ	オオヨシキリ	○		○			
113		セッカ	セッカ	○				○	○
114		メジロ	メジロ	○		○			○
115		キクイタダキ	キクイタダキ	○					
116		ミソサザイ	ミソサザイ	○		○		○	○
117		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	○		○		○	
118		キバシリ	キバシリ					○	
119		ムクドリ	ムクドリ	○		○	○		○
120			コムクドリ	○				○	
121		ヒタキ	トラツグミ	○		○	○	○	
122			マミジロ	○				○	
123			クロツグミ	○		○		○	○
124			マミチャジナイ	○					
125			シロハラ	○		○	○		○
126			アカハラ	○		○	○		
127			ツグミ	○		○	○		○
128			エゾビタキ	○		○			○
129			サメビタキ	○		○			
130			コサメビタキ	○		○		○	○
131			オオルリ	○		○	○	○	○
132			コルリ	○		○		○	
133			コマドリ	○		○		○	
134			キビタキ	○		○	○	○	○
135			ルリビタキ	○		○		○	○
136			ジョウビタキ	○		○	○		○
137			ノビタキ	○		○			
138		カワガラス	カワガラス	○		○	○	○	
139		スズメ	ニュウナイスズメ	○		○		○	
140			スズメ	○		○	○		○
141		イワヒバリ	イワヒバリ					○	
142			カヤクグリ	○				○	
143		セキレイ	キセキレイ	○		○	○		○

表 8.1.3-5(4)　既存の文献又は資料による鳥類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料					
				①	②	③	④	⑤	⑥
144	スズメ	セキレイ	ハクセキレイ	○		○			○
145			セグロセキレイ	○		○	○		○
146			ビンズイ	○		○			
147			タヒバリ					○	
148		アトリ	アトリ	○		○	○		○
149			シメ	○		○	○		
150			コイカル	○					
151			イカル	○		○			○
152			ウソ	○		○		○	
153			ハギマシコ	○				○	
154			ベニマシコ	○		○		○	
155			オオマシコ					○	
156			カワラヒワ	○		○			○
157			イスカ					○	
158			マヒワ	○		○	○		
159		ホオジロ	ホオジロ	○		○	○		○
160			ホオアカ				○	○	
161			カシラダカ	○		○			
162			ミヤマホオジロ	○		○			
163			ノジコ					○	
164			アオジ	○		○		○	○
165			クロジ	○		○		○	
外来種									
166	キジ	キジ	コジュケイ	○		○			○
167	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)			○			
計	19目	49科	167種	141種	8種	125種	51種	80種	71種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会　2024年）に従った。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

(a)一般鳥類調査

調査地域は、図 8.1.3-2のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。ラインセンサスのルートは、落葉広葉樹林、植林、草地等鳥類の生息環境を想定し、合計 4 ルート設定した。猛禽類第1期調査において確認された貴重な鳥類であるミゾゴイの調査地点は、本種の営巣適地と推察される谷のうち改変が予定されている谷とし、古巣確認調査は 14 地点、さえずり確認調査は 3 地点、IC レコーダー設置は 5 地点、繁殖確認調査は最大 5 地点とした。

(b)猛禽類調査

猛禽類の調査地点は、図8.1-3-3のとおり関係地域とした。調査範囲を見渡せる 5 定点を設定し、死角等を補完するための補助調査地点（移動しながらの調査を含む）を適宜設定した。

渡りの調査地点は、調査地点 3 地点を設定した。

b. 調査方法

(a)一般鳥類調査

現地調査はラインセンサス法による調査のほか、任意確認調査、夜間調査を実施した。夜間調査は安全管理のため、主に道路沿いなどで実施するとともに、主要道路以外については必要に応じて IC レコーダーを利用した調査を実施した。

貴重な鳥類は、重要度により区分して整理した。このうち、ミゾゴイについては、古巣確認調査として落葉期に本種の営巣適地と推察される谷のうち改変が予定されている谷内を踏査し目視により古巣の有無を確認した。またさえずり確認調査として繁殖期の早朝や夕方に古巣調査を実施した谷の入り口付近において本種の鳴き声の有無により生息の有無を確認（踏査に加え IC レコーダーの設置も併用）し、鳴き声が確認された谷については繁殖確認調査として谷内を踏査し繁殖の有無を確認した。

(b)猛禽類調査

猛禽類については定点調査のほか、必要に応じて営巣場所確認等の踏査を実施した。

猛禽類渡り調査については定点調査を実施した。渡り調査の実施時間については早朝からの午前中を中心とした時間とした。

c．調査期間

(a)一般鳥類調査

ⅰ．ラインセンサス法

繁殖期：2025年 6月3日～4日

夏　季：2025年 8月5日

秋　季：2025年 9月30日～10月1日

冬　季：2026年 2月18日～20日

春　季：2026年 4月22日～4月23日

ⅱ．任意確認調査

繁殖期：2025年 6月3日～4日

夏　季：2025年 8月4日～5日

秋　季：2025年 9月29日～10月1日

冬　季：2026年 2月18日～20日

春　季：2026年 4月21日～4月23日

ⅲ．夜間調査

6月：2025年 6月2日

4月：2026年 4月20日、22日

5月：2026年 5月19日、20日

ⅳ．ミゾゴイ調査

2026年 2月16日～17日（古巣確認調査）

2026年 4月22日～6月1日（ICレコーダー）

2026年 7月17日（繁殖確認調査）

(b)猛禽類調査

《第1期》

11月：2024年11月18日～20日

12月：2024年12月16日～18日

1月：2025年1月20日～22日

2月：2025年2月12日～14日

3月：2025年3月10日～12日

4月：2025年4月14日～16日

5月：2025年5月12日～14日

6月：2025年6月9日～11日、19日

7月：2025年7月7日～9日

《第2期》

渡り：2025年 9月24日～26日

3月：2026年 3月17日～19日

4月：2026年 4月21日～23日

5月：2026年 5月19日～21日

6月：2026年 6月23日～25日

7月：2026年 7月22日～24日

d. 調査地点

(a)一般鳥類調査

図 8.1.3-2に示すルートと地点で調査を実施した。

(b)猛禽類調査

図 8.1.3-3に示す調査地点で調査を実施した。

第1期（2024年11月～2025年7月）及び第2期（2026年3月～2026年7月）の調査地点を、表 8.1.3-6に示す。なお、渡り調査は計画路線方向の視認性がよいst.1、2、12で実施した。

表 8.1.3-6　猛禽類調査地点

年	月	日	調査地点																				
			1	2	3	3’	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	任意1	任意2	任意3	任意4	任意5	任意6
2024	11	18	○	○	○					○	○												
		19	○	○	○					○	○												
		20	○	○	○					○	○												
	12	16	○	○	○					○	○												
		17	○	○	○					○		○											
		18	○	○	○					○		○※						○※					
2025	1	20	○	○						○	○	○											
		21	○	○						○		○						○					
		22	○	○						○		○						○					
	2	12	○	○		○				○	○												
		13	○	○		○				○	○												
		14	○	○		○				○		○											
	3	10	○	○		○				○		○											
		11	○	○		○				○		○											
		12	○	○		○				○								○					
	4	14	○	○※		○				○	○							○※					
		15	○※			○	○			○										○※			
		16	○			○				○	○							○					
	5	12	○※			○				○	○※	○※						○		○※			
		13	○※			○				○	○※	○※						○		○※			
		14	○			○				○								○					
	6	9	○※			○※				○	○※	○※								○※		○※	
		10	○							○		○						○			○		
		11	○							○		○						○				○	
		19	○			○				○								○	○				
	7	7	○			○				○					○			○					
		8		○						○					○※			○			○※	○	
		9								○						○		○			○	○	
2026	3	17		○	○										○	○			○				
		18	○				○			○	○※				○								○※
		19	○	○											○※	○			○※				○
	4	21		○									○		○	○		○					
		22	○	○※			○※								○	○		○					
		23		○											○	○		○			○		
	5	19		○				○							○	○		○					
		20		○							○				○			○	○				
		21		○							○							○	○				○
	6	23		○									○			○	○	○					
		24		○※							○※		○		○※			○	○				○※
		25					○						○		○			○	○				
	7	22	○	○									○			○		○					
		23	○	○※					○※						○			○		○※			○※
		24	○	○					○						○	○							

※図8.1.3-3に示す範囲を移動しながら実施

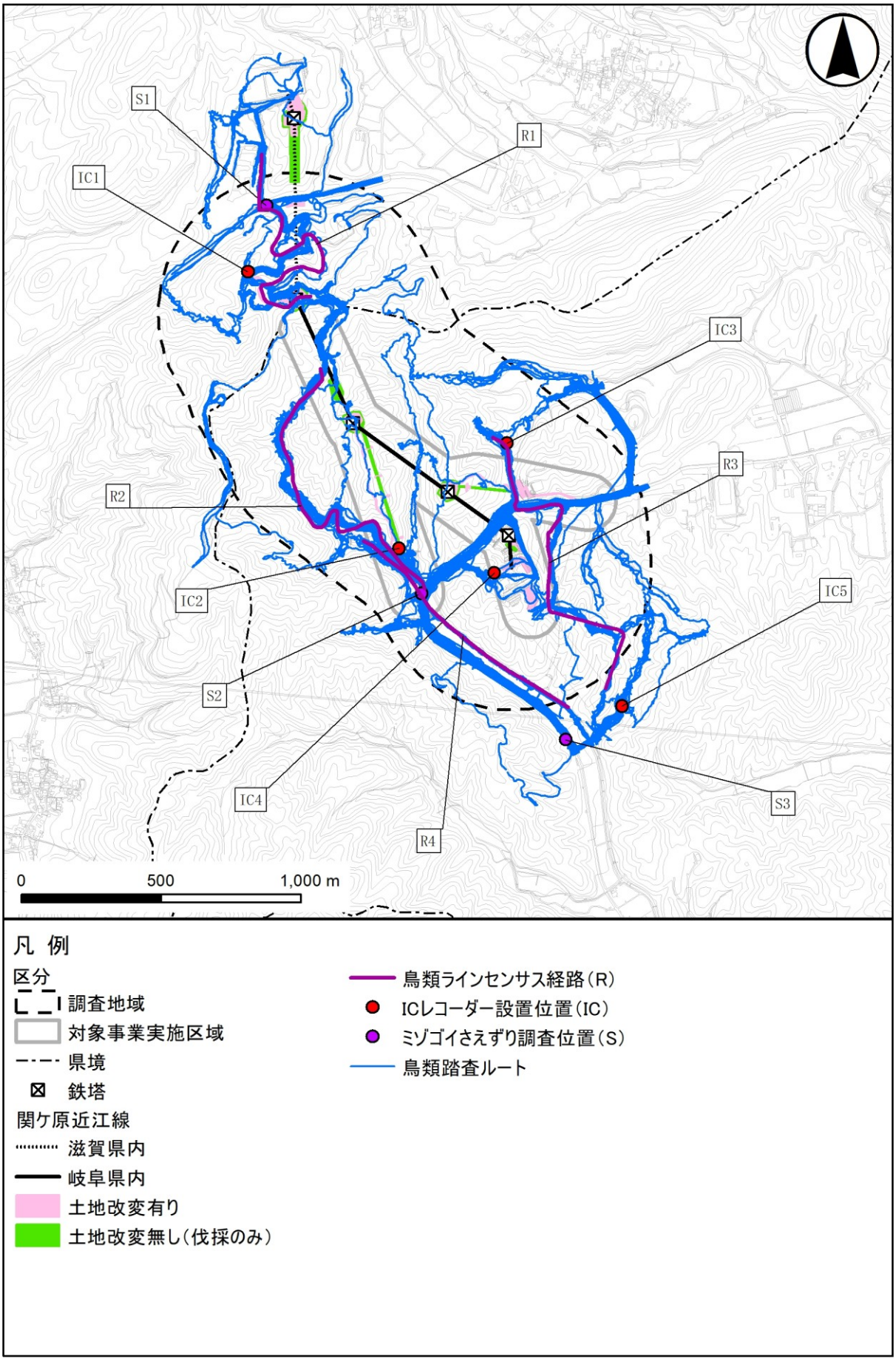


図 8.1.3-2　鳥類の調査地域及び調査地点（一般鳥類調査）

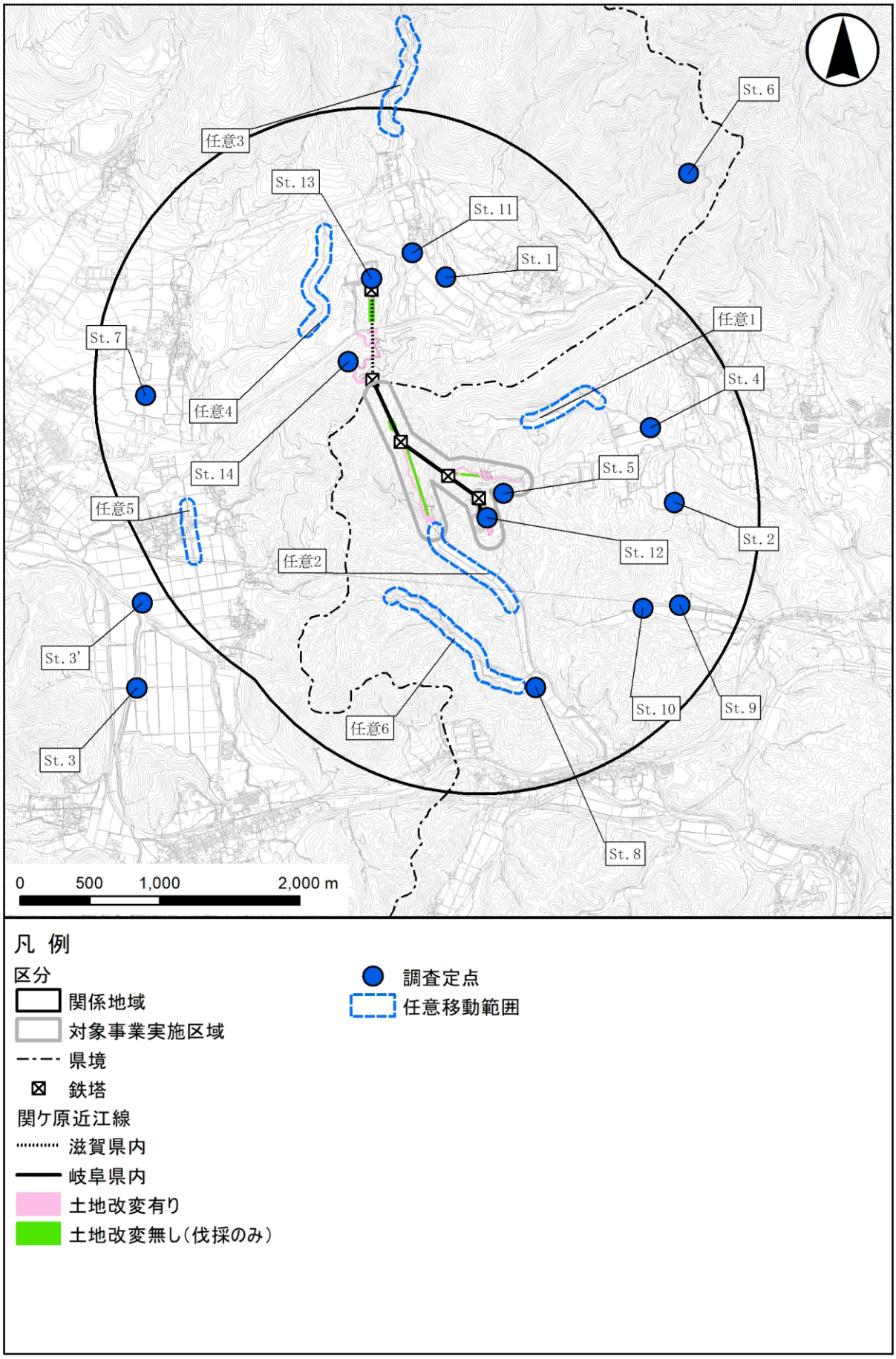


図 8.1.3-3　鳥類の調査地域及び調査地点（猛禽類調査）

e．調査結果

(a)一般鳥類調査

現地調査で確認された鳥類は表 8.1.3-7のとおり、13目35科93種であった。樹林内において、アカゲラ、カケス、ヒガラ、ウグイス、キビタキ、オオルリ等が確認された。また樹林の上空ではトビ、ツバメ等が確認された。果樹園等の耕作地を含む集落周辺ではキジバト、モズ等が確認された。夜間調査では、フクロウの鳴き声が確認された。確認された鳥類は主に里山環境でみられる種であった。

表 8.1.3-7(1)　鳥類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期										
				繁殖期	6月夜間	夏季	秋季	冬季	春季	4月夜間	5月夜間	ICレコーダー	猛禽調査時	調査範囲外
1	カモ	カモ	オシドリ					○						
2			ハシビロガモ					○	○					
3			ヨシガモ											○
4			ヒドリガモ					○						
5			カルガモ	○				○	○				○	
6			マガモ					○						
7			ホシハジロ											○
8			キンクロハジロ											○
9	キジ	キジ	ヤマドリ			○			○					
10	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	○										
11			ホトトギス	○									○	
12			ツツドリ	○					○					○
13	ハト	ハト	キジバト	○		○	○	○	○				○	
14			アオバト	○										
15	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ											○
16	カツオドリ	ウ	カワウ										○	
17	ペリカン	サギ	ミゾゴイ			○						○		
18			アオサギ	○		○	○		○				○	
19			ダイサギ	○		○	○						○	
20	タカ	ミサゴ	ミサゴ										○	
21		タカ	ハチクマ	○									○	
22			クマタカ						○				○	
23			イヌワシ										○	
24			ツミ				○						○	○
25			ハイタカ										○	
26			オオタカ			○			○				○	○
27			ハイイロチュウヒ										○	
28			トビ	○		○	○		○				○	
29			サシバ	○		○	○						○	○
30			ノスリ										○	○
31	フクロウ	フクロウ	フクロウ		○	○				○	○	○		
32	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ											○
33		カワセ	アカショウビン	○										
34			カワセミ	○		○								
35	キツツキ	キツツキ	コゲラ	○		○	○	○	○				○	
36			アカゲラ			○	○	○						
37			オオアカゲラ										○	
38			アオゲラ	○		○	○	○	○				○	
39	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ										○	
40			ハヤブサ										○	
41	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○		○			○				○	○
42			リュウキュウサンショウクイ				○		○				○	

表 8.1.3-7(2)　鳥類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期										
				繁殖期	6月夜間	夏季	秋季	冬季	春季	4月夜間	5月夜間	ICレコーダー	猛禽調査時	調査範囲外
43	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○		○							○	
44		モズ	モズ	○			○	○					○	
45		カラス	カケス	○		○	○	○	○				○	
46			ハシボソガラス	○		○	○	○	○				○	
47			ハシブトガラス	○		○	○	○	○				○	
48		シジュウカラ	ヒガラ	○		○	○	○	○				○	
49			ヤマガラ	○		○	○	○	○				○	
50			シジュウカラ	○		○	○	○	○				○	
51		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○		○	○	○	○				○	
52		ツバメ	ツバメ	○		○	○		○				○	
53			イワツバメ										○	
54			コシアカツバメ			○								
55		ウグイス	ウグイス	○		○	○	○	○				○	
56			ヤブサメ	○		○			○					
57		エナガ	エナガ	○		○	○	○	○				○	
58		ムシクイ	センダイムシクイ	○					○					
59			エゾムシクイ						○					
60			オオムシクイ	○										
61		メジロ	メジロ	○		○	○	○	○				○	
62		キクイタダキ	キクイタダキ					○						
63		ミソサザイ	ミソサザイ	○			○	○	○					○
64		ゴジュウカ	ゴジュウカラ				○							
65		キバシリ	キバシリ	○		○	○	○	○					
66		ツグミ	トラツグミ				○	○	○	○				
67			クロツグミ	○		○			○				○	
68			シロハラ					○	○					
69			ツグミ						○				○	
70		ヒタキ	コサメビタキ	○					○				○	
71			オオルリ	○		○	○		○					○
72			コマドリ						○					○
73			キビタキ	○		○	○		○				○	○
74			ルリビタキ					○						
75			ジョウビタキ					○						
76			ノビタキ				○							
77		セキレイ	キセキレイ	○		○	○		○					
78			セグロセキレイ					○	○					
79			ビンズイ					○						○
80		アトリ	アトリ						○				○	
81			シメ					○					○	
82			イカル	○		○	○	○	○				○	
83			ウソ					○						
84			ベニマシコ											○
85			カワラヒワ	○		○		○	○				○	
86			マヒワ					○						
87		ホオジロ	ホオジロ	○		○	○	○	○				○	
88			カシラダカ					○						○
89			ミヤマホオジロ					○						
90			アオジ										○	○
外来種														
91	キジ	キジ	コジュケイ										○	
92	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)					○						
93	スズメ	ソウシチョウ	ソウシチョウ	○			○						○	
計	13目	35科	93種	43種	1種	36種	33種	38種	43種	2種	1種	2種	50種	19種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会　2024年）に従った。

(b)猛禽類調査

ｉ.定点調査

2期に渡る現地調査で確認された猛禽類は表 8.1.3-8のとおり、ミサゴ、ハチクマ、クマタカ、イヌワシ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ハイイロチュウヒ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサの3科12種であった。

このうちクマタカ、サシバの2種については、2期とも繁殖シーズンを通して出現がみられ、繁殖行動が確認された。オオタカは、第2期の繁殖シーズンに出現がみられ、繁殖行動が確認された。クマタカは第2期に1ペアの営巣場所が、オオタカは第2期に1ペアの営巣場所が確認され、サシバは第1期に1ペアの営巣場所が、第2期に4ペアの営巣場所が確認された。

ハチクマについては、2期ともに繁殖期となる5月から7月にかけて出現がみられたものの営巣地は確認されなかった。

ミサゴ、イヌワシ、ツミ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサの8種は散発的な出現が確認された。

表 8.1.3-8(1)　猛禽類の月別出現例数：第1期

（単位：例）

科名	種名	確認例数									貴重種の選定基準						
		2024年		2025年							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月							
ミサゴ	ミサゴ					5	1	1									希少
タカ	ハチクマ							3	2	2					DD	準絶	絶増
	クマタカ	18	17	24	6	11	9	7	5			国内			EN	Ⅱ類	絶危
	イヌワシ			2							国天	国内			EN	Ⅰ類	絶危
	ツミ	1														不足	希少
	ハイタカ	16	7	7	10	8	1								NT	準絶	希少
	オオタカ								1						NT	準絶	希少
	ハイイロチュウヒ				2	1	3										希少
	サシバ						66	29	45	57					VU	準絶	絶増
	ノスリ	3	10	7	7	8	2	1									希少
ハヤブサ	チョウゲンボウ	3	5	4	2	2			1	4							希少
	ハヤブサ		1	1	1							国内			NT	不足	希少
3科	12種	5種	5種	6種	6種	6種	6種	5種	5種	3種	1種	3種	0種	0種	7種	8種	12種

※1 鳥類の種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、2024年）」に従った。

※2 貴重種の選定基準

①「文化財保護法」（法律第214号、1950）等により指定されている種
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、岐天：岐阜県指定天然記念物、
滋天：滋賀県指定天然記念物、町天：関ケ原町指定天然記念物、市天：米原市指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（法律第75号、1992）により指定されている種
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種

③「岐阜県希少野生生物保護条例」
指定：指定希少野生生物

④「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」
指定：指定希少野生動植物種

⑤「環境省 第5次レッドリスト」（環境省、2026）により指定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧ⅠⅠ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版」(2026年、岐阜県)により指定されている種
絶滅：絶滅、野生：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、不足：情報不足

⑦「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版（2026年、滋賀県）
絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種、分布：分布上重要種、そ他：その他重要種、絶滅：絶滅種

表 8.1.3-8(2)　猛禽類の月別出現例数：第2期

（単位：例）

科名	種名	確認例数					貴重種の選定基準						
		2026年					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		3月	4月	5月	6月	7月							
ミサゴ	ミサゴ				3								希少
タカ	ハチクマ			7	1	1					DD	準絶	絶増
	クマタカ	2	3	1	4	9		国内			EN	Ⅱ類	絶危
	ツミ			1								不足	希少
	ハイタカ	5									NT	準絶	希少
	オオタカ	10	1		4	1					NT	準絶	希少
	サシバ		80	48	42	15					VU	準絶	絶増
	ノスリ	10	3	2									希少
ハヤブサ	ハヤブサ			2				国内			NT	不足	希少
3科	9種	4種	4種	6種	5種	4種	0種	2種	0種	0種	6種	7種	9種

※1 鳥類の種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、2024年）」に従った。

※2 貴重種の選定基準

①「文化財保護法」（法律第214号、1950）等により指定されている種
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、岐天：岐阜県指定天然記念物、
滋天：滋賀県指定天然記念物、町天：関ケ原町指定天然記念物、市天：米原市指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（法律第75号、1992）により指定されている種
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種

③「岐阜県希少野生生物保護条例」
指定：指定希少野生生物

④「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」
指定：指定希少野生動植物種

⑤「環境省 第5次レッドリスト」（環境省、2026）により指定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧ⅠⅠ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版」(2026年、岐阜県)により指定されている種
絶滅：絶滅、野生：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、不足：情報不足

⑦「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版（2026年、滋賀県）
絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種、分布：分布上重要種、
その他：その他重要種、絶滅：絶滅種

ⅱ.渡りの状況

2025年秋季に実施した調査において確認された秋季渡りの状況を表8.1.3-9～表 8.1.3-10及び図8.1.3-4に示す。

調査では、ハチクマ、サシバ、ノスリなど6種の渡りが確認された。

サシバは伊吹山南西斜面、岩倉山北側、岩倉山や城山上空を主に西または南西へ通過することが確認された（図8.1.3-4のA・B・C）。ハチクマは主に岩倉山北側、岩倉山上空を北西または西へ通過することが確認された（図8.1.3-4のA・B）。

その他の種も主にこれらの経路を利用することが確認された。

また、飛翔高度は送電鉄塔よりも上空を飛翔する個体が多かった。送電線架線高と同程度を飛翔する個体も確認されているが、送電線と接触することはなかった。

表 8.1.3-9　地点別確認個体数（2025年秋季）

調査日・地点	9月24日		9月25日		9月26日			合計		
天候	曇り		曇りのち雨		曇り一時晴れ					
種名	St.1	St.2	St.1	St.2	St.1	St.2	St.12	St.1	St.2	St.12
ハチクマ	1	7	1		4	86	19	6	93	19
サシバ		8		3	18	253	78	18	264	78
ノスリ		2				29	3		31	3
ツミ		2				3			5	
ハイタカ						2			2	
チョウゲンボウ						1			1	
合計	1	19	1	3	22	374	100	24	396	100

表 8.1.3-10　渡り経路・高さ別個体数（2025秋季）

調査地点	渡り経路	高さ	9月24日	9月25日	9月26日	合計
St.1,2	A	H			9	9
		M			5	5
		L			1	1
	B	H	14		316	330
		M	5	3	52	60
		L	1		3	4
	C	H			8	8
		M		1	1	2
		L			1	1
St.12	A	H			17	17
		M			2	2
		L				
	B	H			24	24
		M			10	13
		L				
	C	H			32	32
		M			15	15
		L				

※1 図8.1.3-4に示すとおりである。
※2 H：送電鉄塔高以上、M：送電線架線高と同程度、L：送電線架線高以下

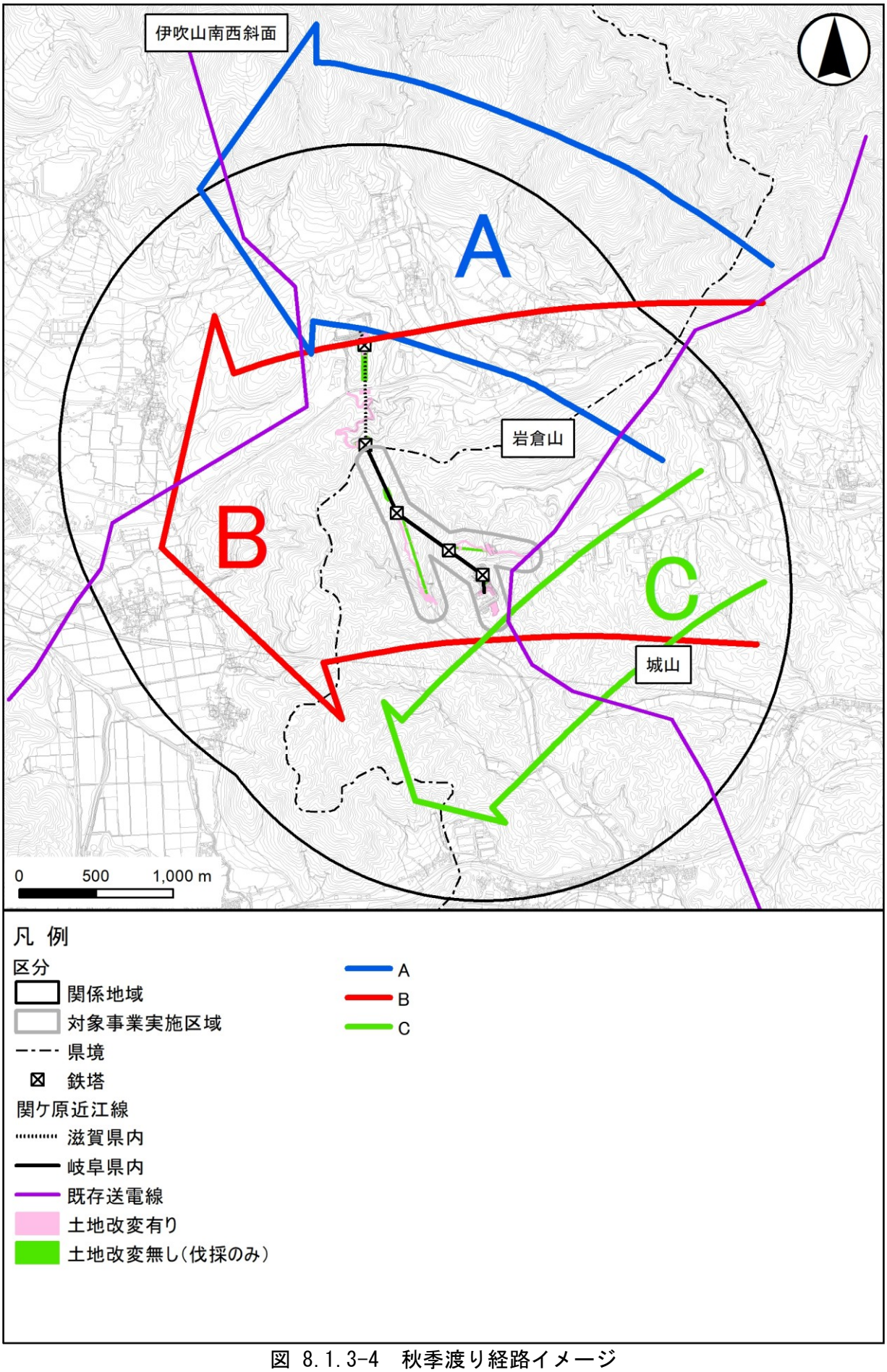


図 8.1.3-4　秋季渡り経路イメージ

ウ．は虫類・両生類

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図 4-1に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-11に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-11　は虫類・両生類に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料	は虫類	両生類
①	「エコミュージアム関ケ原HP」	○	○
②	「岐阜県の動物」（向井貴彦ら　2021年）	○	○
③	「関ケ原町史　通史編上巻」（関ケ原町　平成2年）	○	○
④	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　2026年）	○	○
⑤	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（中部電力株式会社 2011年）	○	○

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認されたは虫類・両生類は、表 8.1.3-12及び表 8.1.3-13のとおり、は虫類が2目9科15種、両生類が2目7科21種であった。

表 8.1.3-12 既存の文献又は資料によるは虫類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料				
				①	②	③	④	⑤
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○	○	○	○	○
2		ヌマガメ	ミシシッピアカミミガメ	○	○			
3		スッポン	ニホンスッポン	○	○	○		
4	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	○	○	○		○
5		トカゲ	ニホントカゲ	○		○		○
6			ヒガシニホントカゲ		○		○	
7		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○		○
8		タカチホヘビ	タカチホヘビ	○	○		○	○
9		ナミヘビ	シロマダラ	○	○	○	○	○
10			ジムグリ	○	○	○		○
11			アオダイショウ	○	○	○	○	○
12			シマヘビ	○	○	○	○	○
13			ヒバカリ	○	○	○		○
14			ヤマカガシ	○	○	○		○
15		クサリヘビ	ニホンマムシ	○	○	○		○
計	2目	9科	15種	14種	14種	12種	6種	12種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　2025年）に従った。

表 8.1.3-13 既存の文献又は資料による両生類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾	サンショウウオ	クロサンショウウオ			○		
2			ヒダサンショウウオ		○			
3			マホロバサンショウウオ		○			
4			ヤマトサンショウウオ		○	○	○	
5			ハコネサンショウウオ		○			
6			ホムラハコネサンショウウオ				○	
7		イモリ	アカハライモリ	○	○		○	○
8	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○			○
9			ナガレヒキガエル	○	○			
10		アマガエル	ヒガシニホンアマガエル	○	○			○
11		アカガエル	タゴガエル	○	○		○	○
12			ニホンアカガエル	○	○		○	○
13			ヤマアカガエル		○	○		
14			ウシガエル	○	○	○		○
15			ツチガエル	○	○	○		○
16			ナゴヤダルマガエル		○		○	
17			トノサマガエル	○	○	○	○	○
18		ヌマガエル	ヌマガエル	○	○	○		
19		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	○	○	○	○	○
20			モリアオガエル	○	○		○	○
21			カジカガエル	○	○	○		
計	2目	7科	21種	13種	19種	9種	9種	10種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　2025年）に従った。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.3-5のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

b. 調査方法

現地調査は、任意確認調査とした。

貴重なは虫類・両生類は、重要度により区分して整理した。

c. 調査期間

春　季：2025年 6月2日～6月4日

夏　季：2025年 8月18日～8月20日

秋　季：2025年 9月24日～9月26日

早春季：2026年 3月2日～3月4日

d. 調査地点

図 8.1.3-5に示す踏査ルートで調査を実施した。

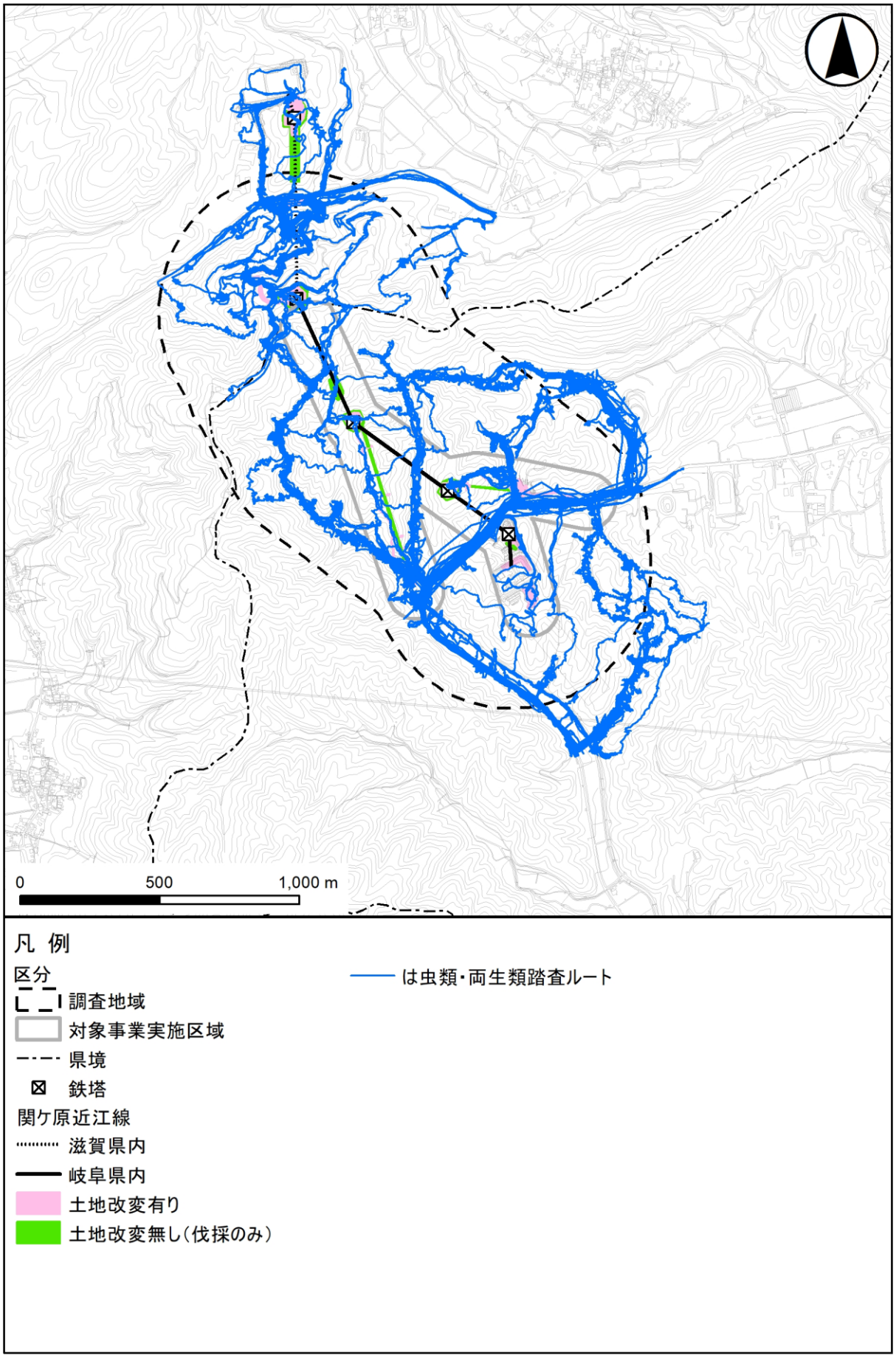


図 8.1.3-5　は虫類・両生類の調査地域及び調査地点

e．調査結果

現地調査で確認されたは虫類･両生類は表 8.1.3-14及び表 8.1.3-15のとおり、は虫類が2目6科10種、両生類が2目6科11種であった。

は虫類は耕作地や林縁でヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シロマダラ等、水域ではニホンイシガメが確認された。

両生類は樹林内でアズマヒキガエル、ヒガシニホンアマガエル、トノサマガエルが、水溜りや水田等でツチガエル、アカハライモリ等が確認された。

表 8.1.3-14　は虫類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期			
				春季	夏季	秋季	早春季
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	○	○		
2	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	○	○	○	
3		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○	○
4		タカチホヘビ	タカチホヘビ	○			
5		ナミヘビ	シロマダラ	○	○		
6			ジムグリ			○	
7			アオダイショウ	○			
8			ヒバカリ	○	○	○	
9			ヤマカガシ		○	○	
10		クサリヘビ	ニホンマムシ	○			
計	2目	6科	10種	8種	6種	5種	1種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　2025年）に従った。

表 8.1.3-15　両生類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期			
				春季	夏季	秋季	早春季
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○		○
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○		○
3		アマガエル	ヒガシニホンアマガエル	○	○	○	
4		アカガエル	タゴガエル	○	○	○	
5			ニホンアカガエル		○	○	
6			ウシガエル	○	○	○	
7			ツチガエル	○	○	○	○
8			トノサマガエル	○	○	○	
9		ヌマガエル	ヌマガエル			○	
10		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	○			
11			モリアオガエル	○		○	
計	2目	6科	11種	9種	8種	8種	3種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会　2025年）に従った。

エ．昆虫類

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図4-1に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-16に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-16　昆虫類に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」（岐阜県　2010年）※
②	「岐阜県の昆虫（岐阜県昆虫分布調査報告）」（岐阜県　1982年）
③	「岐阜県の蝶」（西田眞也　2003年）
④	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　2026年）
⑤	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（中部電力株式会社　2011年）
⑥	「岐阜県昆虫目録」Ⅰ～Ⅳ（岐阜県昆虫分布研究会 Ⅰ：2013、Ⅱ：2014、Ⅲ：2015、Ⅳ：2018年）

※分布情報の把握のため2010年を使用。

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認された昆虫類は、表 8.1.3-17のとおり23目283科1,665種であった。

表 8.1.3-17　既存の文献又は資料による昆虫類の調査結果

目	確認種	科数	種数
トビムシ	フクロムラサキトビムシ、アヤトビムシ科の一種、マルトビムシ科の一種	3	3
カマアシムシ	タカナワカマアシムシ、ウエノカマアシムシ E 型	1	2
イシノミ	イシノミ科の一種	1	1
シロアリ	ヤマトシロアリ	1	1
カゲロウ	トゲトビイロカゲロウ、オオクママダラカゲロウ、チラカゲロウ　等	6	16
トンボ	キイトトンボ、モノサシトンボ、アサヒナカワトンボ、タベサナエ、クロスジギンヤンマ、ハラビロトンボ、シオカラトンボ　等	11	70
ゴキブリ	ヤマトゴキブリ、モリチャバネゴキブリ	2	2
カマキリ	コカマキリ、オオカマキリ	2	3
ハサミムシ	ヒゲジロハサミムシ	1	1
カワゲラ	オナシカワゲラ、エダオカワゲラ、ヤマトカワゲラ　等	5	14
バッタ	ヒメギス、マダラスズ、ヒナバッタ、ツマグロバッタ、コバネイナゴ、オンブバッタ、ハラヒシバッタ　等	12	59
ナナフシ	ニホントビナナフシ、ナナフシモドキ	1	4
カジリムシ	オオスジチャタテ	1	1
アザミウマ	クダアザミウマ科の一種	2	2
カメムシ	ヒメアメンボ、マツモムシ、オオホシカメムシ、ホソハリカメムシ、アカヒメヘリカメムシ、チャバネアオカメムシ　等	36	151
ヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ、ヘビトンボ　等	2	3
アミメカゲロウ	ヒロバカゲロウ、ケカゲロウ、ヤマトヒメカゲロウ　等	5	10
シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ	1	3
トビケラ	コガタシマトビケラ、ヒロアタマナガレトビケラ、ニンギョウトビケラ、ウスバキトビケラ	20	35
チョウ	ムラサキイラガ、ミヤマセセリ、クロアゲハ本土亜種、モンシロチョウ、ベニシジミ、ツマグロヒョウモン、ヒカゲチョウ　等	26	400
ハエ	マダラヒメガガンボ、ウシアブ、イエバエ　等	38	95
コウチュウ	オオオサムシ、ニワハンミョウ、ヨツボシモンシデムシ、コアオハナムグリ、シモフリコメツキ、ドウガネツヤハムシ　等	72	560
ハチ	アミメアリ、ニホンキバチ、ヒメスズメバチ　等	34	229
合計：23目283科1,665種（亜種を含む）			

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産野生生物目録－本邦産野生動植物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境庁　1995年）に従った。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.3-6のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。昆虫類トラップ設置地点は、落葉広葉樹林、植林、草地等昆虫類の生息環境を想定し、合計4箇所設定した。

b. 調査方法

現地調査はライトトラップ法、ピットフォールトラップ法、フライト・インターセプション・トラップ（FIT）法によるほか、スウィーピング法、ビーティング法等による任意採取、任意確認調査、夜間調査を実施した。

ライトトラップは、ブラックライトを用いた自動採取装置を夕暮れから明朝にかけて設置した。ピットフォールトラップは、1箇所につき20個設置した。フライト・インターセプション・トラップ（FIT）は、1箇所につき1個を1日設置した。また、夜間調査は主にホタル類を対象に、夏の時期に実施した。

貴重な昆虫類は、重要度により区分して整理した。

c. 調査期間

(a)ライトトラップ法

春　季（1回目）：2025年 4月30日～5月1日
夏　季（1回目）：2025年 6月24日～6月25日
夏　季（2回目）：2025年 7月28日～7月29日
秋　季　　：2025年 9月24日～9月25日
春　季（2回目）：2026年 4月8日～4月9日

(b)ピットフォールトラップ法

春　季（1回目）：2025年 4月30日～5月1日
夏　季（1回目）：2025年 6月24日～6月25日
夏　季（2回目）：2025年 7月28日～7月29日
秋　季　　：2025年 9月24日～9月25日
春　季（2回目）：2026年 4月8日～4月9日

(c)FIT法

春　季（1回目）：2025年 4月30日～5月1日
夏　季（1回目）：2025年 6月24日～6月25日
夏　季（2回目）：2025年 7月28日～7月29日
秋　季　　：2025年 9月24日～9月25日
春　季（2回目）：2026年 4月8日～4月9日

(d)任意確認調査

春　季（1回目）：2025年 4月30日～5月2日
夏　季（1回目）：2025年 6月23日～6月25日
夏　季（2回目）：2025年 7月28日～7月30日
秋　季　　：2025年 9月24日～9月26日
春　季（2回目）：2026年 4月8日～4月10日

(e)夜間調査

夏　季（1回目）：2025年 6月24日
夏　季（2回目）：2025年 7月28日

d. 調査地点

図 8.1.3-6に示す踏査ルート及び調査地点で調査を実施した。

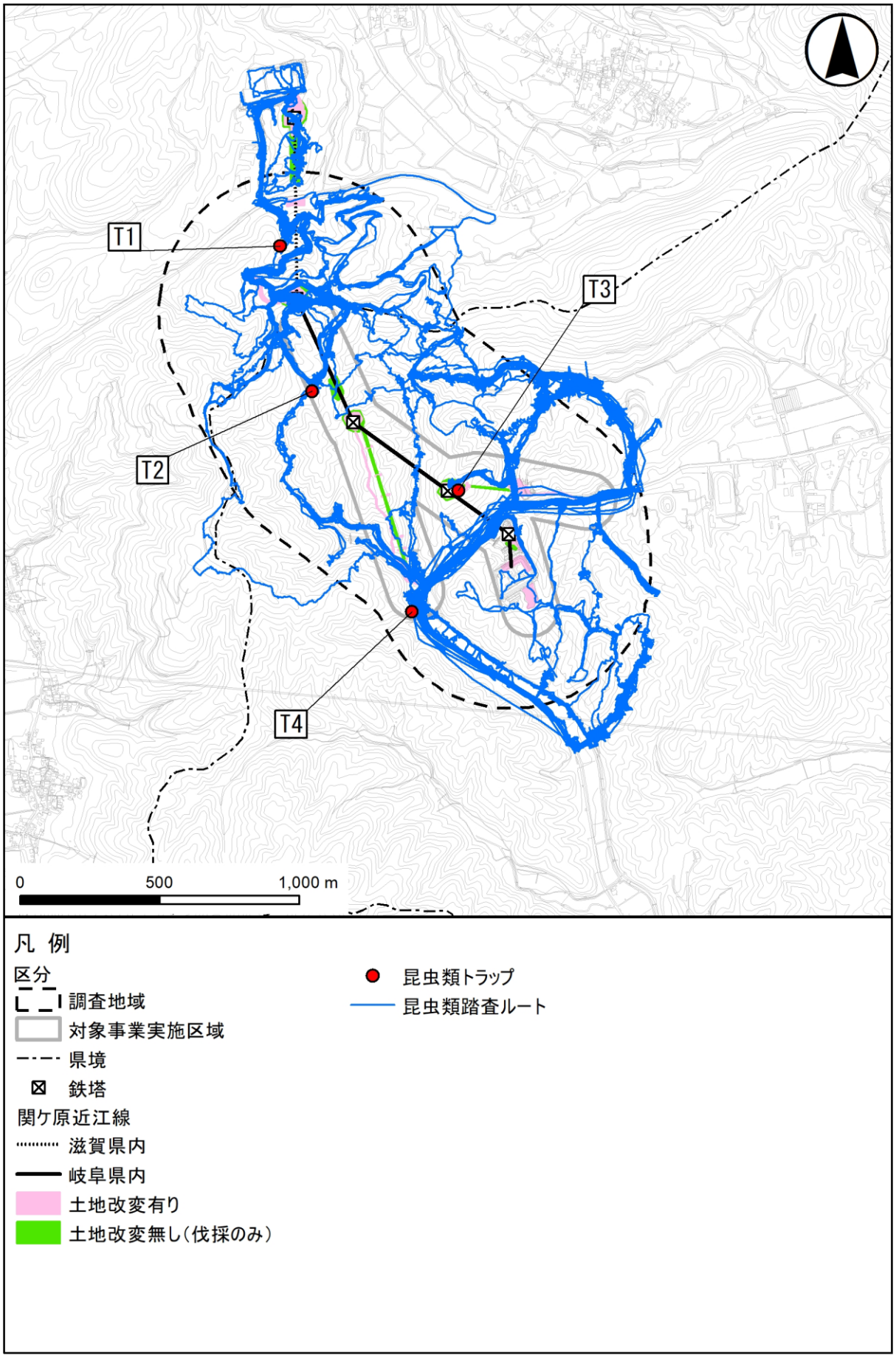


図 8.1.3-6　昆虫類の調査地域及び調査地点

e．調査結果

現地調査で確認された昆虫類は表 8.1.3-18のとおり24目282科1226種であった。

林床や倒木ではヤマトシロアリ、ケブカツヤオオアリ、マヤサンオサムシが、林縁ではギンヤンマ、オニヤンマなどのトンボ類やツマグロヒョウモン、ヒカゲチョウなどのチョウ類が、林内ではオオスズメバチ、アオカミキリ、ホシガガンボモドキ等が確認された。

表 8.1.3-18　昆虫類現地調査確認種

目	種	科数	種数
トビムシ	ツチトビムシ科の一種、アヤトビムシ科の一種　等	4	4
コムシ	ハサミコムシ科の一種	1	1
イシノミ	イシノミ科の一種	1	1
シロアリ	ヤマトシロアリ	1	1
カゲロウ	モンカゲロウ、ガガンボカゲロウ、チラカゲロウ　等	5	6
トンボ	アオイトトンボ、ギンヤンマ、コシボソヤンマ、オニヤンマ、オナガサナエ　等	8	38
ゴキブリ	モリチャバネゴキブリ　等	1	1
カマキリ	ハラビロカマキリ、チョウセンカマキリ、オオカマキリ　等	2	5
ハサミムシ	ヒゲジロハサミムシ、コバネハサミムシ	1	2
カワゲラ	ヤマトオナシカワゲラ、ウエノオナシカワゲラ、カミムラカワゲラ等	3	8
バッタ	セスジツユムシ、ウスイロササキリ、ササキリモドキ、ヒロバネカンタン、ハラオカメコオロギ、オンブバッタ、トゲヒシバッタ等	13	58
ナナフシ	トゲナナフシ、エダナナフシ	1	2
カジリムシ	ホソチャタテ、オオチャタテ、スジチャタテ　等	2	3
アザミウマ	クダアザミウマ科の一種	1	1
カメムシ	セジロウンカ、アオバハゴロモ、ハルゼミ、オオヨコバイ、クロホシカメムシ、ヒゲナガカメムシ、マツモムシ　等	36	139
ヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ、ヘビトンボ、ネグロセンブリ　等	2	3
ラクダムシ	ラクダムシ目の一種	1	1
アミメカゲロウ	シロコナカゲロウ、ケカゲロウ、ヒメカマキリモドキ　等	7	8
シリアゲムシ	ホシガガンボモドキ、キシタトゲシリアゲ、ヤマトシリアゲ　等	2	4
トビケラ	サトコガタシマトビケラ、ツメナガトビケラ、ニンギョウトビケラ、アオヒゲナガトビケラ　等	12	15
チョウ	クロマダライラガ、ムラサキシジミ、ツマグロヒョウモン、ヒカゲチョウ、アサギマダラ、ツマキシマメイガ、アゲハモドキ、クロクモエダシャク　等	29	178
ハエ	ヒメカスリヒメガガンボ、ヌカカ科の一種、アカウシアブ、ヒメシカシラミバエ　等	51	123
コウチュウ	マヤサンオサムシ、コシマゲンゴロウ、オオセンチコガネ、ウバタマムシ、クビボソジョウカイ、アオカミキリ　等	69	499
ハチ	チュウレンジバチ、オオセイボウ、ウメマツオオアリ、ケブカツヤオオアリ、オオスズメバチ、ニホンミツバチ　等	29	125
合計:24目282科1226種			

※1 昆虫類の種名及び科の範囲、名称、配列は主に、「国土交通省河川水辺の国勢調査 令和7年度生物リスト（2025年10月10日更新）」に従った。

※2　○○属の一種、△△科等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。

オ．陸産貝類

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図 8.1.3-7に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-19に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-19　陸産貝類に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」（岐阜県　2010年）※
②	「岐阜県産貝類標本総合目録」（岐阜県博物館編　1982年）
③	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　2026年）
④	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（中部電力株式会社　2011年）（陸上貝類及び底生動物）

※分布情報の把握のため2010年を使用

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認された陸産貝類は、表 8.1.3-20のとおり4目20科78種であった。

表 8.1.3-20(1)　既存の文献又は資料による陸産貝類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料			
				①	②	③	④
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ	○	○	○	○
2			ベニゴマオカタニシ	○			
3	新生腹足	ヤマタニシ	ヤマタニシ				○
4			トウカイヤマトガイ			○	
5			ミジンヤマタニシ				○
6		アズキガイ	アズキガイ			○	
7		ムシオイガイ	ハリマムシオイガイ			○	
8			ピルスブリムシオイ			○	
9		ゴマガイ	イブキゴマガイ			○	
10			キュウシュウゴマガイ				○
11			ヒダリマキゴマガイ				○
12		イツマデガイ	ヤママメタニシ	○		○	
13	オオカミガイ	ケシガイ	ケシガイ類			○	
14	マイマイ	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ			○	○
15			ナガナタネガイ			○	
16		ナタネガイモドキ	ナタネガイモドキ			○	
17		キセルガイモドキ	フトキセルガイモドキ			○	
18			キセルモドキ			○	
－			Mirus属の一種				○
19		キセルガイ	オオギセル			○	
20			コンボウギセル			○	
21			ナミギセル		○		○
22			シリオレギセル	○			
23			ホソヒメギセル			○	
24			シリボソギセル	○		○	
25			ミカドギセル	○		○	
26		オカチョウジガイ	トクサオカチョウジガイ				○
27			ホソオカチョウジガイ				○
28		ナタネガイ	ナタネガイ				○
29			ミジンナタネ				○
30			ハリマナタネ				○
31		ナメクジ	イボイボナメクジ			○	○
32			ナメクジ				○
33		コウラナメクジ	ヤマナメクジ				○
34			チャコウラナメクジ				○
－		オオコウラナメクジ	コウラナメクジ科の一種				○
35			オオコウラナメクジ			○	
36		ベッコウマイマイ	ヤマコウラナメクジ	○			○
37			ヒラベッコウ			○	
－			Bekkochlamys属の一種				○
38			ヒメベッコウガイ				○

表 8.1.3-20(2)　既存の文献又は資料による陸産貝類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料			
				①	②	③	④
39	マイマイ	ベッコウマイマイ	ヤクシマヒメベッコウ				○
40			キビガイ				○
41			ハクサンベッコウ			○	
42			ハリマキビ				○
43			ヒゼンキビ				○
44			ヒメハリマキビ				○
45			マルシタラガイ				○
46			コシタカシタラガイ		○		○
47			カサキビ				○
48			オオウエキビ				○
49			タカキビ	○		○	
50			ヒメカサキビ				○
51			オオクラヒメベッコウ				○
52			キヌツヤベッコウ			○	○
53			ウラジロベッコウ				○
－			ベッコウマイマイ科の一種				○
54		ナンバンマイマイ	カタマメマイマイ			○	
55			ヒメビロウドマイマイ		○	○	
－			ビロウドマイマイ属の一種			○	○
56			コシタカコベソマイマイ			○	
57			ヤコビマイマイ	○		○	
58			ニッポンマイマイ			○	○
59			カドバリニッポンマイマイ		○	○	
60			コベソマイマイ			○	○
61			ヤマタカマイマイ	○		○	
－			ニッポンマイマイ属の一種				○
62		オナジマイマイ	ウスカワマイマイ				○
63			チャイロオトメマイマイ		○	○	
64			オオミケマイマイ			○	○
65			オオケマイマイ				○
66			クチベニマイマイ				○
67			ヒラマイマイ				○
68			イセノナミマイマイ		○		
69			ギューリキマイマイ			○	
70			ツルガマイマイ			○	
71			コガネマイマイ(オカノマイマイ)			○	
72			ナミマイマイ	○			
73			ミヤマヒダリマキマイマイ			○	
74			イブキクロイワマイマイ			○	
75			クロイワマイマイ			○	
76			オトメマイマイ				○
77			ヒルゲンドルフマイマイ	○	○		○
78		タワラガイ	タワラガイ			○	○
計	4目	20科	78種	12種	8種	41種	44種

※1 種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産野生生物目録－本邦産野生動植物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅲ）」（環境庁　1998 年）に従った。

※2　○○属の一種、△△科等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.3-7のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

b. 調査方法

現地調査は、任意確認調査とした。

貴重な陸産貝類は、重要度により区分して整理した。

c. 調査期間

春　季：2025年 6月2日～6月4日

夏　季：2025年 8月18日～8月20日

秋　季：2025年 9月24日～9月26日

d. 調査地点

図 8.1.3-7に示す踏査ルートで調査を実施した。

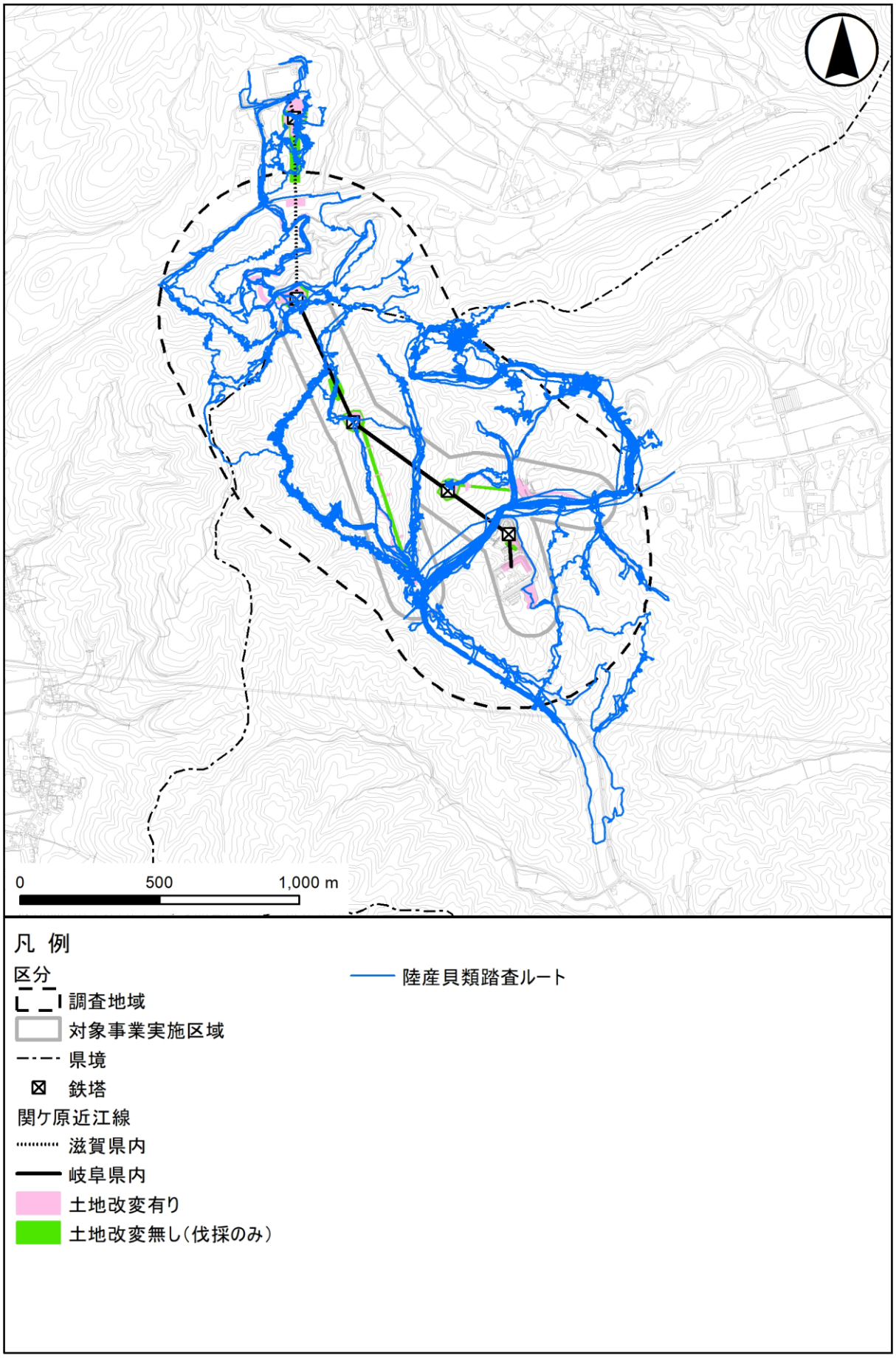


図 8.1.3-7　陸産貝類の調査地域及び調査地点

e．調査結果

現地調査で確認された陸産貝類は表 8.1.3-21のとおり、3目13科32種であった。落葉広葉樹林の林床等でゴマガイ、ニッポンマイマイ、コベソマイマイ、タワラガイ等が、県境尾根の石灰岩の露頭周辺ではゴマオカタニシ、イブキムシオイガイ、クチマガリスナガイ等が確認された。

表 8.1.3-21　陸産貝類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期		
				春季	夏季	秋季
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ	○	○	○
2	新生腹足	ヤマタニシ	アツブタガイ	○		
3			ミジンヤマタニシ	○		
4		ムシオイガイ	イブキムシオイガイ			○
5		ゴマガイ	ゴマガイ	○	○	○
6			ヒダリマキゴマガイ	○		○
－			ゴマガイ科	○		
7	マイマイ	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ	○		○
8		サナギガイ	サナギモドキ属	○		
9		キセルガイ	ナミギセル	○	○	○
－			キセルガイ科	○		
10		オカチョウジガイ	トクサオカチョウジガイ	○		
11		ナメクジ	ヤマナメクジ	○	○	○
12		ベッコウマイマイ	ヒメベッコウガイ	○	○	○
13			ヤクシマヒメベッコウ	○		○
14			キビガイ			○
15			ハリマキビ	○	○	
16			マルシタラガイ	○		
17			カサキビ	○		
18			オオウエキビ			○
19			オオクラヒメベッコウ			○
－			ベッコウマイマイ科	○	○	
20		ナンバンマイマイ	ビロウドマイマイ種群	○	○	
21			シメクチマイマイ			○
22			ニッポンマイマイ	○		
－			ニッポンマイマイ類	○	○	○
23			コベソマイマイ	○	○	○
24		オナジマイマイ	ウスカワマイマイ	○	○	
25			オオミケマイマイ			○
26			コオオベソマイマイ		○	
27			オオケマイマイ	○	○	○
28			クチベニマイマイ	○	○	○
29			イセノナミマイマイ	○	○	○
30			オトメマイマイ			○
31			ヒルゲンドルフマイマイ	○	○	○
32		タワラガイ	タワラガイ	○		○
計	3目	13科	32種	24種	15種	22種

※1 種名及び科の範囲、名称、配列は、「日本産野生動物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(環境庁 1998 年)に概ね従った。
※2 ○○属の一種、△△科の一種等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。
※3 本調査で確認された種のうち、ニッポンマイマイ類に分類されるのはニッポンマイマイのみである。

カ．水生生物(魚類・底生動物)

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図 8.1.3-8に示す関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

表 8.1.3-22に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生息の記録のある種を抽出した。

表 8.1.3-22　水生生物(魚類・底生動物)に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料	魚類	底生動物
①	「エコミュージアム関ケ原HP」	○	
②	「関ケ原町史　通史編上巻」(関ケ原町　平成2年)	○	
③	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県　2026年)	○	○
④	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」(中部電力株式会社　2011年)	○	○
⑤	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」(岐阜県　2010年)※	○	○

※分布情報の把握のため2010年を使用

c．調査結果

既存の文献又は資料において確認された水生生物(魚類・底生動物)は、表 8.1.3-23 及び表 8.1.3-24 のとおり、魚類が 8 目 16 科 34 種、底生動物が 9 目 9 科 11 種であった。

表 8.1.3-23　既存の文献又は資料による魚類の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料				
				①	②	③	④	⑤
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	ミナミスナヤツメ	○	○			○
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○	○	○		
3	コイ	コイ	コイ（型不明）	○	○			
4			ギンブナ		○	○		
－			フナ属	○				
5			アブラボテ			○		
6			カネヒラ			○		
7			オイカワ	○	○			
8			カワムツ	○	○		○	
9			ヌマムツ			○		
10			アブラハヤ	○	○			
11			タカハヤ	○		○	○	
12			ウグイ	○	○			
13			モツゴ			○		
14			タモロコ	○				
15		ドジョウ	ドジョウ	○		○	○	
16			オオシマドジョウ	○				
17			ニシシマドジョウ	○				
18			アジメドジョウ	○				
19		フクドジョウ	ホトケドジョウ	○		○	○	
20	ナマズ	ナマズ	ナマズ		○			
21		アカザ	アカザ	○	○	○	○	
22	サケ	アユ	アユ	○	○	○		
23		サケ	サクラマス（ヤマメ）		○			
24			サツキマス（アマゴ）	○	○			
25			ビワマス			○		
26	トゲウオ	トゲウオ	ハリヨ			○		
27	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○		○		
28	スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	○				
29			オオクチバス	○	○			
30		カジカ	カジカ		○	○		
31		ドンコ	ドンコ	○	○	○		
32		ハゼ	チチブ		○			
33			カワヨシノボリ	○	○	○	○	
34		タイワンドジョウ	カムルチー		○			
計	8目	16科	34種	23種	19種	17種	6種	1種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「国土交通省河川水辺の国勢調査　令和7年度生物リスト（2025年11月27日更新)」に従った。

表 8.1.3-24　既存の文献又は資料による底生動物の調査結果

No.	目	科	種	既存の文献又は資料		
				③	④	⑤
1	三岐腸	サンカクアタマウズムシ	ナミウズムシ		○	
2	ハリガネムシ	-	ハリガネムシ目の一種		○	
3	ナガミミズ	-	ナガミミズ目の一種		○	
4	イトミミズ	ミズミミズ	エラミミズ属の一種		○	
-			ミズミミズ科の一種		○	
5	厚環帯	ツリミミズ	ツリミミズ科の一種		○	
6		フトミミズ	フトミミズ科の一種		○	
7	吻蛭	ヒラタビル	ヒラタビル科の一種		○	
8	ヨコエビ	ヨコエビ	ニッポンヨコエビ		○	
-			ヨコエビ属の一種		○	
-		-	ヨコエビ目の一種		○	
9	ワラジムシ	ミズムシ（甲）	ミズムシ（甲）		○	
10	エビ	テナガエビ	スジエビ		○	
11		サワガニ	サワガニ	○	○	
計	9目	9科	11種	1種	11種	0種

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「国土交通省河川水辺の国勢調査 令和7年度生物リスト（2025年10月10日更新）」に従った。

※2 ○○属の一種、△△科の一種等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.3-8のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲の河川等とした。底生動物はコドラート法による定量採取調査を4地点で実施した。

b. 調査方法

現地調査のうち、魚類はタモ網による採取及び目視調査を実施した。また、底生動物はコドラート法による定量採取、任意採取等を実施した。

貴重な水生生物は、重要度により区分して整理した。

c. 調査期間

春　季：2025年 6月2日～6月4日
夏　季：2025年 8月4日～8月6日
秋　季：2025年 9月29日～10月1日
早春季：2026年 3月5日～3月6日

d. 調査地点

図 8.1.3-8に示す河川及び調査地点で調査を実施した。

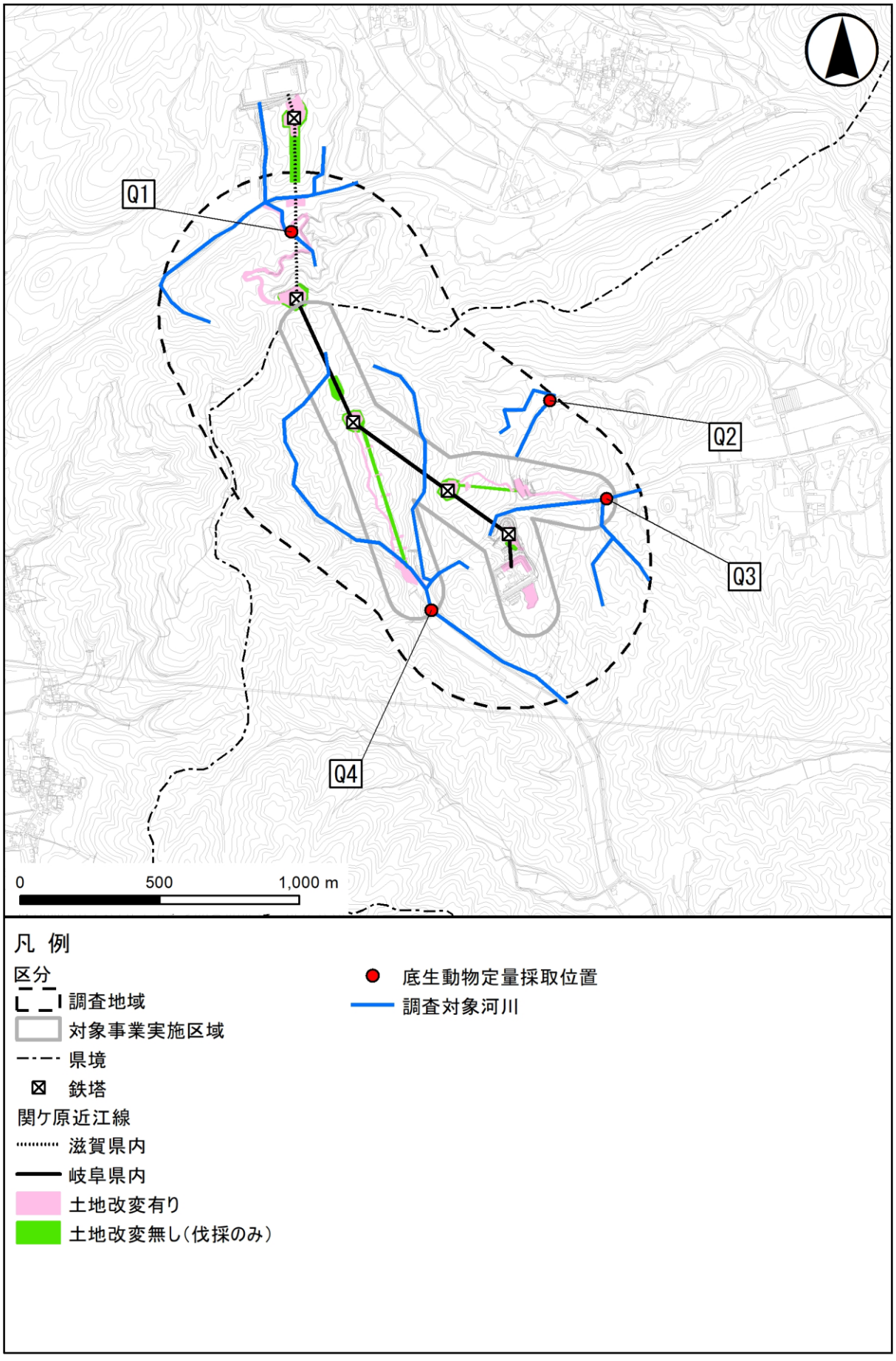


図 8.1.3-8　水生生物(魚類・底生動物)の調査地域及び調査地点

e．調査結果

現地調査で確認された水生生物(魚類・底生動物)は表 8.1.3-25、表 8.1.3-26 のとおり、魚類は3目5科6種、底生動物は23目95科257種であった。

魚類では河川でカワムツ、タカハヤ、カワヨシノボリが、山中の沢でアカザやホトケドジョウ、耕作地の水路でドジョウが確認された。

堰堤上部の池ではオオアメンボ、タイコウチ、ミズカマキリ、クロゲンゴロウが、水田の脇を流れる水路ではマルタニシが、河川ではゲンジボタルやタベサナエ、モンキマメゲンゴロウなどが確認された。

表 8.1.3-25　魚類現地調査確認種

No.	目	科	種	確認時期			
				春季	夏季	秋季	早春季
1	コイ	コイ	カワムツ	○	○	○	○
2			タカハヤ	○	○	○	○
3		ドジョウ	ドジョウ	○			
4		フクドジョウ	ホトケドジョウ	○	○	○	
5	ナマズ	アカザ	アカザ		○	○	○
6	スズキ	ハゼ	カワヨシノボリ	○	○	○	○
計	3目	5科	6種	5種	5種	5種	4種

※1 種名及び科の範囲、名称、配列は、「国土交通省河川水辺の国勢調査　令和 7 年度生物リスト(2025 年 11 月 27 日更新）」に従った。

表 8.1.3-26　底生動物現地調査確認種

目	種	科数	種数
三岐腸	ナミウズムシ	1	1
単針	マミズヒモムシ属の一種	1	1
ドブシジミ	マメシジミ属の一種	1	1
マルスダレガイ	シジミ属の一種	1	1
タニシ	マルタニシ	1	1
オニノツノガイ	カワニナ	1	1
モノアラガイ	ヒラマキガイ科の一種	1	1
オヨギミミズ	オヨギミミズ科の一種	1	1
イトミミズ	エラミミズ、ビワヨゴレイトミミズ、ユリミミズ　等	1	7
厚環帯	ヤマトヒモミミズ、ツリミミズ科の一種、フトミミズ科の一種 等	3	3
吻蛭	ヌマビル	1	1
吻無蛭	シマイシビル、イシビル科の一種、キバビル	2	2
ヨコエビ	フロリダマミズヨコエビ、ヒメアナンデールヨコエビ、ニッポンヨコエビ	3	3
ワラジムシ	ミズムシ(甲)	1	1
エビ	カワリヌマエビ属の一種、サワガニ、モクズガニ	3	3
カゲロウ	ヒメトビイロカゲロウ、フタスジモンカゲロウ、オオクママダラカゲロウ、ヨシノコカゲロウ、チラカゲロウ、トラタニガワカゲロウ　等	8	32
トンボ	キイトトンボ、モノサシトンボ、ニホンカワトンボ、オオルリボシヤンマ、ヤマサナエ、タベサナエ、コヤマトンボ、シオカラトンボ　等	8	22
カワゲラ	ホソカワゲラ科の一種、フサオナシカワゲラ属の一種、 ヒメノギカワゲラ、エダオカワゲラ属の一種、ヤマトカワゲラ　等	7	13
カメムシ	オオアメンボ、ナガレカタビロアメンボ、エサキコミズムシ、コオイムシ、タイコウチ、ミズカマキリ、マツモムシ　等	8	16
ヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ、ネグロセンブリ　等	2	4
トビケラ	コガタシマトビケラ、オオヤマシマトビケラ、ツダコタニガワトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、クワヤマナガレトビケラ、キョウトニンギョウトビケラ、エグリトビケラ　等	19	41
ハエ	ガガンボ属の一種、トラフユスリカ属の一種、カモヤマユスリカ、ユスリカ科の一種、ハマダラカ属の一種、ツノマユブユ属の一種 等	12	61
コウチュウ	キボシケシゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、モンキマメゲンゴロウ、ヤマトゴマフガムシ、ハバビロドロムシ、ミゾツヤドロムシ、ゲンジボタル　等	9	40
合計:23目95科257種			

※1 底生動物の種名及び科の範囲、名称、配列は、「国土交通省河川水辺の国勢調査 令和7年度生物リスト(2025年10月10日更新）」に従った。

※2 ○○属の一種、△△科等については同一属、同一科等に確認種がある場合、合計種数にはカウントしない。

② 貴重な動物の状況

調査地域において生息が確認された動物について、表 8.1.3-27に示す天然記念物、種の保存法、レッドリスト記載種等の選定要件に該当する貴重な動物を抽出し、生息状況及び生息環境を把握した。

現地調査により確認された貴重な動物は表 8.1.3-28のとおりであり、ほ乳類は4目4科4種、鳥類は10目20科50種、は虫類は2目5科9種、両生類は2目4科8種、昆虫類は9目25科29種、陸産貝類は3目8科12種、魚類は3目5科5種、底生動物は8目12科13種であった。

確認された貴重な動物の生態及び生息確認状況は表 8.1.3-29に示す。なお、確認位置については貴重種保護の観点から記載していない。

表 8.1.3-27(1)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省RL	「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020年　環境省) 「第5次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）の 公表について」(2026年　環境省)	EX:絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類。絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。 CR：絶滅危惧IA類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧IB類。IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD:情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

表 8.1.3-27(2)　貴重な動物の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑥岐阜県RL	「岐阜県レッドリスト（植物編・動物編）二次改訂版」（2026年　岐阜県）	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤がぜい弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。
⑦滋賀県RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（2026年　滋賀県）	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけの情報が不足しているため注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。

表 8.1.3-28(1)　貴重な動物の確認種

分類	No.	目	科	種	選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ほ乳類	1	霊長	オナガザル	ニホンザル							要注
	2	齧歯	ネズミ	カヤネズミ						準絶	希少
	3	翼手	-	翼手目の一種※2						※2	※2
	4	食肉	クマ	ツキノワグマ							要注
	計	4目	4科	4種	0種	0種	0種	0種	0種	2種	4種
鳥類	1	カモ	カモ	オシドリ						準絶	希少
	2			ヨシガモ							希少
	3			ホシハジロ					NT		
	4			キンクロハジロ					VU		
	5	キジ	キジ	ヤマドリ							そ他
	6	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ						準絶	希少
	7			ホトトギス							希少
	8			ツツドリ							希少
	9			アオバト							希少
	10	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ							希少
	11	ペリカン	サギ	ミゾゴイ					NT	Ⅱ類	絶増
	12	タカ	ミサゴ	ミサゴ							希少
	13		タカ	ハチクマ					DD	準絶	絶増
	14			クマタカ		国内			EN	Ⅱ類	絶危
	15			イヌワシ	国天	国内			EN	Ⅰ類	絶危
	16			ツミ						不足	希少
	17			ハイタカ					NT	準絶	希少
	18			オオタカ					NT	準絶	希少
	19			ハイイロチュウヒ							希少
	20			サシバ					VU	準絶	絶増
	21			ノスリ							希少
	22	フクロウ	フクロウ	フクロウ							希少
	23	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ				指定	EN	Ⅰ類	絶危
	24		カワセミ	アカショウビン							希少
	25			カワセミ							希少
	26			オオアカゲラ							希少
	27	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ							希少
	28			ハヤブサ		国内			NT	不足	希少
	29	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ							希少
	30		カササギヒタキ	サンコウチョウ							希少
	31			ヤブサメ							希少
	32		ムシクイ	センダイムシクイ							希少
	33			オオムシクイ					EN		
	34		キクイタダキ	キクイタダキ							希少
	35		ミソサザイ	ミソサザイ							希少
	36		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ							希少
	37		キバシリ	キバシリ							希少
	38		ツグミ	トラツグミ						準絶	希少
	39			クロツグミ							希少
	40		ヒタキ	コサメビタキ							希少
	41			オオルリ							希少
	42			コマドリ							絶危
	43			キビタキ							要注
	44			ルリビタキ							希少
	45			ビンズイ					NT		
	46			ウソ							希少
	47			ベニマシコ							希少
	48			カシラダカ					EN		
	49			ミヤマホオジロ						準絶	
	50			アオジ							絶増
	計	10目	20科	50種	1種	3種	0種	1種	14種	14種	44種

表 8.1.3-28(2)　貴重な動物の確認種

分類	No.	目	科	種	選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
は虫類	1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ					VU	Ⅱ類	希少
	2	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ							要注
	3		タカチホヘビ	タカチホヘビ							要注
	4		ナミヘビ	シロマダラ							要注
	5			ジムグリ							要注
	6			アオダイショウ							要注
	7			ヒバカリ							要注
	8			ヤマカガシ							要注
	9		クサリヘビ	ニホンマムシ							希少
	計	2目	5科	9種	0種	0種	0種	0種	1種	1種	9種
両生類	1	有尾	イモリ	アカハライモリ					NT	準絶	要注
	2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						準絶	希少
	3		アカガエル	タゴガエル							要注
	4			ニホンアカガエル						Ⅰ類	希少
	5			ツチガエル							要注
	6			トノサマガエル					NT		要注
	7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル							要注
	8			モリアオガエル						準絶	要注
	計	2目	4科	8種	0種	0種	0種	0種	2種	4種	8種
昆虫類	1	トンボ	アオイトトンボ	アオイトトンボ							その他
	2		ヤンマ	カトリヤンマ							希少
	3		サナエトンボ	タベサナエ					NT		希少
	4		トンボ	コノシメトンボ							分布
	5			ナツアカネ							その他
	6			ヒメアカネ							その他
	7	バッタ	キリギリス	コバネササキリ							要注
	8	カメムシ	セミ	ハルゼミ							絶増
	9	シリアゲムシ	ガガンボモドキ	ホシガガンボモドキ					DD		
	10	トビケラ	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ							希少
	11		エグリトビケラ	トウヨウウスバキトビケラ※33							要注
	12	チョウ	マダラガ	ヤホシホソマダラ					NT		
	13		タテハチョウ	オオムラサキ					NT	準絶	絶増
	14		ヤママユガ	ウスタビガ本土亜種							その他
	15	ハエ	ハルカ	ハマダラハルカ					DD	不足	
	16		クサアブ	ネグロクサアブ					DD	準絶	
	17	コウチュウ	ヒゲブトオサムシ	エグリゴミムシ							要注
	18		ガムシ	スジヒラタガムシ					NT		
	19		センチコガネ	オオセンチコガネ							分布
	20		コガネムシ	コスジマグソコガネ							要注
	21		タマムシ	タマムシ							分布
	22		オオキノコムシ	トモンチビオオキノコムシ							要注
	23		カミキリムシ	アオカミキリ							希少
	24	ハチ	セイボウ	オオセイボウ					DD		
	25		アリ	ケブカツヤオオアリ					DD		
	26			トゲアリ					VU	準絶	
	27		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ					DD		
	28			モンスズメバチ					DD		
	29		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ					DD		
	計	9目	25科	29種	0種	0種	0種	0種	13種	4種	18種

表 8.1.3-28(3)　貴重な動物の確認種

分類	No.	目	科	種	選定要件						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
陸産貝類	1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ					NT	準絶	希少
	2	新生腹足	ヤマタニシ	アツブタガイ							希少
	3		ムシオイガイ	イブキムシオイガイ						不足	要注
	4	マイマイ	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ					VU	Ⅱ類	希少
	5		ベッコウマイマイ	オオウエキビ					DD		
	6		ナンバンマイマイ	ビロウドマイマイ種群※5					※5	不足	要注
	7			ニッポンマイマイ※6							要注
	－			ニッポンマイマイ類※6							
	8			コベソマイマイ							分布
	9		オナジマイマイ	オオミケマイマイ					VU	不足	絶増
	10			イセノナミマイマイ							分布
	11			ヒルゲンドルフマイマイ※7					NT	準絶	要注
	12		タワラガイ	タワラガイ							要注
	計	3目	8科	12種	0種	0種	0種	0種	6種	6種	11種
魚類	1	コイ	コイ	タカハヤ							要注
	2		ドジョウ	ドジョウ					NT		要注
	3		フクドジョウ	ホトケドジョウ					EN	準絶	絶増
	4	ナマズ	アカザ	アカザ					VU		希少
	5	スズキ	ハゼ	カワヨシノボリ							要注
	計	3目	5科	5種	0種	0種	0種	0種	3種	1種	5種
底生動物	1	ドブシジミ	ドブシジミ	マメシジミ属の一種※8							要注
	2	タニシ	タニシ	マルタニシ					VU	準絶	希少
	3	イトミミズ	ミズミミズ	ビワヨゴレイトミミズ							希少
	4	エビ	サワガニ	サワガニ							要注
	5		モクズガニ	モクズガニ							希少
	6	トンボ	サナエトンボ	タベサナエ					NT		希少
	7	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ					NT		
	8		タイコウチ	ミズカマキリ							希少
	9	トビケラ	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ							希少
	10		エグリトビケラ	キリバネトビケラ属の一種							要注
	11	コウチュウ	ゲンゴロウ	キボシケシゲンゴロウ					DD		希少
	12			クロゲンゴロウ					NT		絶増
	13		ガムシ	スジヒラタガムシ					NT		
	計	8目	12科	13種	0種	0種	0種	0種	6種	1種	11種

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　科、種レベルの識別が出来なかったが、アブラコウモリ以外の多くの小型翼手目はレッドデータ種であり、設置環境からアブラコウモリの可能性が低いため貴重種として抽出した。
※3　本種は選定要件⑦において選定されている「キリバネトビケラ属の一種」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
※4　本種は選定要件⑦において選定されている「ムシオイガイ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
※5　本種には選定要件⑤において選定されている「ビロウドマイマイ」や「ケハダビロウドマイマイ」が含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
また、選定要件⑥においては「ビロウドマイマイ属の一種」に、選定要件⑦においては「ビロウドマイマイ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
※6　本種は選定要件⑦において選定されている「ニッポンマイマイ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
※7　本種は選定要件⑦において選定されている「チャイロオトメマイマイ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。
※8　本種は選定要件⑦において選定されている「マメシジミ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。

表 8.1.3-29(1)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
ほ乳類	ニホンザル 滋賀県RDB：要注	頭胴長48-60㎝、尾長6-13㎝、体重8-18㎏、雌の方がやや小さい。 毛は茶褐色-灰褐色で、腹と手足の内側がやや白く、尾は短い。植食生で、常緑広葉樹林と落葉広葉樹林が重要な生息地であり、山地帯を中心に生息する。本州、四国、九州、屋久島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で成体が2例、夏季調査で成体が10例確認された。	○		○
	カヤネズミ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	頭胴長50-80㎜、尾長61-83㎜、後足長14-16.7㎜、体重7-14ｇ。日本で一番小さなネズミで、尾の先端の一部は毛に覆われていない。5-11月ごろ、繁殖のために、オギ、チガヤ、ススキ、ヨシなどの高茎草本の葉を編んで、地上巣をつくり中で繁殖するという特異な習性を持っている。冬は地上に降り地下で巣をつくり生活する。本州(宮城県以南の太平洋側、石川県以南の日本海側)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で巣が2例、冬季調査で巣が2例確認された。			○
	翼手目の一種 岐阜県RDB：※ 滋賀県RDB：※	※科、種レベルの識別が出来なかったが、アブラコウモリ以外の多くの小型翼手目はレッドデータ種であり、設置環境からアブラコウモリの可能性が低いため貴重種として抽出した。	夏季調査にて自動撮影カメラで2例が確認された。	○	○	
	ツキノワグマ 滋賀県RDB：要注	頭胴長110-145㎝。体重35-120㎏。体重は季節変動が大きいが、現在では県内で100㎏を超す個体は稀である。胸に三日月状の白い斑紋がよく見られる。植食性の強い雑食性で、ブナ科堅果類に強く依存している。12月-翌4月頃まで冬眠し、その間に通常2頭の子を産む。行動圏は雄30-100㎢、雌10-50㎢で互いに重複する。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で頭骨が1例、夏季調査にて自動撮影カメラで成体が2例確認された。		○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(2)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	オシドリ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	全長約45㎝。雄は冠羽、独特の銀杏羽など美しい複雑な色彩をしている。嘴は赤い。雌は全体に灰褐色で目の周囲が白く、嘴は暗褐色。平地から山地の森林で繁殖し、冬期は湖沼や河川などで越冬する。冬期は山地から平地の河川や小さなため池などにも飛来する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布する。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬季調査で5例が目視により確認された。			○
	ヨシガモ 滋賀県RDB：希少	全長約48㎝。雄は頭がナポレオン帽のような形で、全体に赤紫色で目の後ろが光沢のある暗緑色。首は白く黒い輪がある。体は灰色で飾り羽が長く後方に垂れている。雌は全体に褐色で、他のカモより黒っぽい。嘴と脚は黒色。海岸や湖沼、河口などで、昼間、水草類を水面で採食または逆立ちして採食する姿がよく観察される。北海道、本州、四国、九州に分布する。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬季調査で3例が目視により確認された。			○
	ホシハジロ 環境省RL：NT	全長約45㎝。雌雄ともに体が丸みがあり、全体に白っぽくて、黒い波状斑が密にある。冬鳥。北海道では少数が越夏し、繁殖した記録もある。内湾、港、河口、湖沼、池などに生息。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	冬季調査で3例が目視により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(3)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	キンクロハジロ 環境省RL：VU	全長約40㎝。黒っぽい顔に黄色の目がよく目立つ。成鳥雄は頭部から胸と上面は黒く、顔には紫色の光沢があり、後頭には冠羽がある。腹は白い。虹採は黄色。成鳥雌は脇腹が褐色で、他は雄と同じ羽色だが、冠羽は短くて顔の光沢は少ない。冬鳥。北海道の北部と東部では少数が繁殖する。湖沼、池、河川、内湾、港などに生息。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	冬季調査で5例が目視により確認された。			○
	ヤマドリ 滋賀県RDB：そ他	全長は雄:約125㎝、雌:約50㎝。雄は全身が美しい赤茶色をしており、頸部から下には白斑や黒斑があり、尾は極めて長く目立つ。雌は地味な黒褐色で尾も短い。本州、四国、九州に分布。山地の森林、特に沢筋などを好む。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	夏季調査で1例が目視、春季調査で1例が鳴声により確認された。			○
	ジュウイチ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	全長約32㎝。小型のタカやハヤブサ類に似た形をしている。成鳥は頭から背は黒褐色で、胸から下腹にかけて赤褐色、幼鳥は翼と尾が赤みをおび下面に黒い縦斑がある。日本には春に渡来し、森林に生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で1例が鳴声により確認された。			○
	ホトトギス 滋賀県RDB：希少	全長約28㎝。カッコウ類の中で一番小さい。全身が青灰色で腹部は白く、黒い横斑がある。雌には全身が赤褐色をした個体もみられる。日本には春に渡来し、森林に生息する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽調査時に2例、繁殖期調査で1例が鳴声により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(4)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ツツドリ 滋賀県RDB：希少	全長約33㎝。ハトより少し小さい。全体が青灰色で腹部は白く、黒い横斑がある。雌には全身が赤褐色をした赤色型と呼ばれる個体もみられる。日本には春に渡来し、森林に生息する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で1例、春季調査で1例が鳴声により確認された。			○
	アオバト 滋賀県RDB：希少	全長約33㎝。上面が暗緑色で顔から胸にかけて明るい黄緑色のハト。腹は白く、嘴は青灰色、脚は赤紫色。雄は翼の上面の雨覆が赤褐色。山地の森林、特に広葉樹林に周年生息している。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年)	繁殖期調査で4例が鳴声・目視により確認された。			○
	カイツブリ 滋賀県RDB：希少	全長約26㎝。全体茶褐色の丸みをおびた体型。成鳥の夏羽は上面が黒褐色、前頭と頸側は鮮やかな赤褐色、下面は淡色。冬羽は上面全体が茶褐色になる。嘴の基部に白斑がある。雌雄同色。湖沼や河川に周年生息し、潜水して魚や水生動物を採って食べる。3～10月ごろヨシ原や抽水植物の群落中に水草類を積み上げた浮巣をつくり繁殖する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年)	夏季調査で4例、秋季調査で3例、冬季調査で1例、春季調査で2例が鳴声・目視により確認された。			○
	ミゾゴイ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：絶増	全長約49㎝。雌雄同色。全身栗毛色のサギで、頭頂は濃い茶色で、やや長い羽毛が冠羽状になっている。 日本のみで繁殖する種。山麓から低山の薄暗い沢地の林に生息する。本州、四国、九州、沖縄に分布する。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年)	夏季調査で1例、春季調査でレコーダー設置4地点から鳴声により確認された。 踏査調査時に巣を1巣確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(5)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ミサゴ 滋賀県RDB：希少	全長が雄:約55cm、雌:約60cm。トビくらいの大きさの中型猛禽。上面は黒褐色で後頭部に短い冠羽がある。 腹部は白く、胸には黒褐色の帯がある。海岸、湖岸の岩棚や大木に営巣することが多いが､近年では鉄塔などの人工物を利用する例も増加している。本州、四国、九州、沖縄に分布する。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	猛禽調査第1期の3月に5例、4月に1例、5月に1例、第2期の6月に3例が確認された。			○
	ハチクマ 環境省RL：DD 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	全長が雄:約57cm、雌:約61cmの中型猛禽。全身は地味な褐色で、尾羽には幅広い黒色の横縞が2～3本ある。丘陵地から低山の森林で繁殖する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	猛禽調査の渡りで118例が確認された。第1期の5月に3例、6月に2例、7月に2例、第2期の5月に7例、6月1例、7月に1例が確認された。 また、繁殖期調査で1例が鳴声により確認された。	○		○
	クマタカ 種の保存法：国内 環境省RL：EN 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：絶危	全長が雄:70～77cm、雌:74～80cmの大型猛禽類。成鳥は全体が暗褐色で頭部は黒い。後頭部に冠羽がある。山岳森林帯に周年生息。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	猛禽類調査第1期の11月に18例、12月に17例、1月に24例、2月に6例、3月に11例、4月に9例、5月に7例、6月に5例、第2期の3月に2例、4月に3例、5月に1例、6月に4例、7月に9例が確認された。1ペアの営巣が確認された。 また、春季調査で1例が目視により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(6)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	イヌワシ 文化財保護法：国天 種の保存法：国内 環境省RL：EN 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：絶危	全長が雄:73～86cm、雌:81～95cmの大型猛禽類。成鳥は全身が暗褐色で、年齢が進むと後頭部は黄金色をおびる。急峻な山岳地帯に周年生息し、中型の哺乳類や鳥類、ヘビ類、シカやカモシカの死体などを捕食する。繁殖活動は11月頃から始まり、県内では2月頃に産卵し、6月頃に巣立つことが多い。産卵数は2個だが、巣立つのは通常1羽のみである。北海道、本州に分布する。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	猛禽調査第1期の1月に2例が確認された。			○
	ツミ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：希少	全長が雄:約27cm、雌:約32cm。日本最小のタカで、雄は上面が濃い青灰色で下面は汚白色、胸から脇腹は淡い赤褐色。雌は上面が濃いスレート色で、下面に黒褐色の横縞がある。主に山間部の森林に生息し繁殖するが、関東では都市部で繁殖することもある。冬期には平地や河畔林にも出現する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	猛禽調査の渡りで5例、第1期の11月に1例、第2期の5月に1例が確認された。 また、秋季調査で1例が目視により確認された。			○
	ハイタカ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	全長30～40cm。森林性の小型猛禽類。雄の上面は暗青灰色で、下面は白色に赤褐色の細い横斑がある。尾羽には数本の黒帯がある。雌の上面は灰褐色で下面は白色に褐色の横斑がある。丘陵地から山間部に生息。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の渡りで2例、第1期の11月に16例、12月に7例、1月に7例、2月に10例、3月に8例、4月に1例、第2期の3月に5例が確認された。	○	○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(7)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	オオタカ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	全長が雄:約50cm、雌:約57cmの中型猛禽類。丘陵地から山間部に周年生息し、比較的大きな針葉樹のある混交林などで繁殖する。近年、繁殖地を拡大しており、山地だけではなく、平野部の森林(防風林・社寺林など)で繁殖していることもある。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の第1期の6月に1例、第2期の3月に10例、4月に1例、6月に4例、7月に1例が確認された。1ペアの営巣が確認された。 また、夏季調査で6例、秋季調査で1例、冬季調査で1例、春季調査で1例が鳴声・目視により確認された。	○		○
	ハイイロチュウヒ 滋賀県RDB：希少	全長雄約43cm、雌約53cm。雄の成鳥は全身が灰色で翼の先端が黒い。雌は全身が褐色で、体の下面には濃い褐色の斑点がある。ユーラシア大陸の亜寒帯や北アメリカで繁殖する個体が、冬期ごく少数が日本へ渡来し、広いヨシ原や草原、湿地、水田などに生息する。本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の第1期の2月に2例、3月に1例、4月に3例が確認された。			○
	サシバ 環境省RL：VU 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	全長が47～51cm。翼はやや細長く、飛行中は赤褐色で透けるようにみえる。夏鳥。丘陵地から標高800m付近の山地で繁殖することが多い。本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の渡りで360例、第1期の4月に66例、5月に29例、6月に45例、7月に57例、第2期の4月に80例、5月に48例、6月に42例、7月に15例が確認された。4ペアの営巣が確認された。 また、繁殖期調査で3例、夏季調査で2例、秋季調査で4例が鳴声・目視により確認された。	○	○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(8)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ノスリ 滋賀県RDB：希少	全長が51～59㎝の中型猛禽類。翼は幅広く、尾羽は短い。上面は暗褐色で飛行中の翼下面は白っぽく一様にみえる。主として本州中部以北の山麓部から山間部の森林で繁殖するが、近年では西日本での繁殖確認事例が増加している。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の渡りで34例、第1期の11月に3例、12月に10例、1月に7例、2月に7例、3月に8例、4月に2例、5月に1例、第2期の3月に10例、4月に3例、5月に2例が確認された。	○	○	○
	フクロウ 滋賀県RDB：希少	全長が約50㎝の中型のフクロウ。平地から亜高山帯の大木のある森林に生息。2～3月に枯れ木の洞に営巣し、3～4個産卵する。石垣や家屋の屋根裏、巣箱などに営巣することもある。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	4月夜間調査で1例、5月夜間調査で1例、繁殖期調査で2例、ICレコーダーで鳴声・目視により確認された。			○
	ブッポウソウ 滋賀県共生：指定 環境省RL：EN 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：絶危	全長約30㎝。ハトくらいの大きさで、体全体は光沢のある青緑色をしている。嘴は大型で赤く、脚も赤色。飛翔時には翼の白い斑紋が目立つ。雌雄同色。平地や山地の森、また集落や農耕地に隣接する林などに生息。本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	繁殖期調査で1例が目視により確認された。			○
	アカショウビン 滋賀県RDB：希少	全長約27㎝。全体が鮮やかな赤褐色で、腰の中央にルリ色の羽毛がある。嘴が太く長く、脚は短い。日本には夏鳥として渡来し、山地の大木の朽木などが散在するよく茂った落葉広葉樹林で繁殖する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	繁殖期調査で3例が目視により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(9)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	カワセミ 滋賀県RDB：希少	全長約17㎝。上面は金属光沢のある瑠璃色で、特に背、上尾筒は金属光沢が強い。下面はオレンジ色で、目の周囲に模様がある。全国に生息するが、北方のものは冬期南方に移動する。河川やため池、湖岸などの水辺で生活。4～8月にかけて崖など土が露出したところに穴を掘って巣をつくり、繁殖する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で4例、夏季調査で1例、春季調査で1例が鳴声・目視により確認された。			○
	オオアカゲラ 滋賀県RDB：希少	全長約28㎝。雌雄ほぼ同色。後頭から体上面は黒色で腰は白色、背と雨覆、風切に白斑がある。胸は白色で腹と下尾筒は赤色、胸以下の下面には黒色の細い縦斑がある。雄の頭頂部は赤色で、雌では黒色。県内では留鳥として、山地の大木がある落葉広葉樹林や針葉樹との混交林に周年生息する。本州(中部以南)、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に1例が確認された。			○
	チョウゲンボウ 滋賀県RDB：希少	全長雄約30cm、雌約33㎝。小型の割に尾が長いのが特徴の猛禽で、雄は頭と尾が灰色で尾の先に黒帯があり、 背と雨覆は茶褐色。雌は上面が茶褐色で、全体に黒褐色の縦斑がある。平地から山麓の崖や林で営巣するが、近年都市部へ進出し、人工構造物での繁殖事例がでている。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の渡りで1例、第1期の11月に3例、12月に5例、1月に4例、2月に2例、3月に2例、6月に1例、7月に4例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(10)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ハヤブサ 種の保存法：国内 環境省RL：NT 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：希少	全長が雄:38～45cm、雌:46～51cm。成鳥の上面は灰色がかった濃い青色で、頭部は黒色。頬には黒いヒゲ状の模様がある。主に断崖絶壁が連なる海岸地帯に生息し、断崖や岩場のある海岸沿いや大きな河川、湖沼周辺で繁殖する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査の第1期の12月に1例、1月1例、2月に1例、第2期の5月に2例が確認された。			○
	サンショウクイ 滋賀県RDB：希少	全長約20cm。雌雄ほぼ同色。体は細く尾は長めで腮以下の体下面は白く、背は灰色。雄の頭部は黒色で、雌は灰色。山地の落葉広葉樹林、特に社寺林など大木が残る森林に生息する。本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に10例が確認された。 また、繁殖期調査で7例、夏季調査で6例、春季調査で8例が鳴声・目視により確認された		○	○
	サンコウチョウ 滋賀県RDB：希少	全長雄約45cm雌約17.5cm。頭部から胸が黒く、背は赤褐色で腹は白い。目の周りと嘴はコバルトブルーの美しいヒタキの仲間。雄も雌も尾羽は長く、時に雄の尾羽は30cmを超える長さがある。低山帯の落葉広葉樹林や針葉樹林に生息する。夏鳥。本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽調査時に2例、繁殖期調査で8例、夏季調査で8例が鳴声・目視により確認された。	○		○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(11)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ヤブサメ 滋賀県RDB：希少	全長約11cm。雌雄同色。全身が茶褐色で、淡色の眉斑が明瞭、尾が極端に短い。低山帯の下層林がよく繁った薄暗い林に潜って生活。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で8例、夏季調査で1例、春季調査で1例が鳴声により確認された。			○
	センダイムシクイ 滋賀県RDB：希少	全長約13cm。雌雄同色。頭部から上面は緑色味のあるオリーブ褐色、眉斑は白色で目の前方には黄色味がある。丘陵地から山地の落葉広葉樹林に生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で2例、春季調査で1例が鳴声により確認された。			○
	オオムシクイ 環境省RL：EN	全長約12cm。胸部の黄色味。旅鳥で北海道斜里岳や羅臼岳など知床の山頂付近では夏鳥。混交樹林や針葉樹林などに生息。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	繁殖期調査で2例が鳴声により確認された。			○
	キクイタダキ 滋賀県RDB：希少	全長約10cm。雌雄同色。日本産鳥類では最小の鳥。全身がオリーブ褐色で、頭の頂に黒線に挟まれた黄色線が目立つ。亜高山帯の針葉樹林で繁殖し、冬は低地に移動して越冬する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬期調査で3例が目視により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(12)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ミソサザイ 滋賀県RDB：希少	全長約11cm。雌雄同色で頭が大きく尾が短い。全身が茶褐色で上面には黒褐色の横斑があり、下面には黒色と汚白色の細かい波状斑がある。繁殖期には山地の渓流沿いの落葉広葉樹林などに生息し、苔むした大きな岩が重なる斜面や倒木の多い斜面を好む。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で1例、秋季調査で3例、冬季調査で7例、春季調査で1例が鳴声により確認された。	○		○
	ゴジュウカラ 滋賀県RDB：希少	14cm。雌雄ほぼ同色。頭部からの上面は青灰色で黒色の過眼線がある。顔と喉から腹までは白色で、脇腹や下尾筒は淡橙色。雄は雌より脇腹と下尾筒の色が濃い。標高のやや高い山地のブナ林やミズナラ林などの落葉広葉樹林に周年生息し、特に大木のある森林を好む。本州、四国、九州(北部)に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	秋季調査で1例が鳴声により確認された。			○
	キバシリ 滋賀県RDB：希少	全長約14cm。雌雄同色。頭部から上面は褐色地に灰白色のまだら模様で、樹皮に似た保護色をしている。下面は喉から腹は白色。山地の落葉広葉樹林や針葉樹林、それらの混交林で特に大木のある森林に周年生息する。本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で6例、夏季調査で7例、秋季調査で3例、冬季調査で2例、春季調査で1例が鳴声・目視により確認された。			○
	トラツグミ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	全長約30cm。雌雄同色。全身が黄褐色で黒褐色や淡黄褐色の鱗模様がある。繁殖期には山地のよく茂った落葉広葉樹林に生息する。越冬期には山麓から平地の森林に移動し、社寺林や樹木の多い公園にも生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	夏季調査で1例、秋季調査で1例、春季調査で2例が鳴声・目視、冬季調査で1例の被食痕により確認された。	○		○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(13)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	クロツグミ 滋賀県RDB：希少	全長約22cm。雄は頭部から胸、上面は黒色で腹以下の下面は白色で黒色の丸斑がある。嘴とアイリングは黄色でよく目立つ。雌は頭部から上面はオリーブ褐色で、喉から下面は白色で黒色の丸斑があり、胸から脇には橙色味がある。山麓から山地のよく茂った落葉広葉樹林に生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に7例、繁殖期調査で14例、夏季調査で12例、秋季調査で1例、春季調査で22例が鳴声・目視により確認された	○		○
	コサメビタキ 滋賀県RDB：希少	全長約13cm。雌雄同色。頭部から上面は灰褐色で、喉から下面は淡汚白色。眼先が白くなる傾向にあり、アイリングも白色。丘陵地から山地の落葉広葉樹林、特にブナ林や社寺林など大木が残る森林に生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に3例、繁殖期調査で5例、春季調査で1例が鳴声・目視により確認された。	○		○
	オオルリ 滋賀県RDB：希少	全長約16cm。雄の上面には青色の美しい光沢がある。下面には顔と喉、胸は黒く、腹部は白い。雌と幼鳥は全身が地味なオリーブ褐色。夏緑広葉樹林や針葉樹林に生息する。渓谷に沿った林を好む。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	繁殖期調査で4例、夏季調査で2例、秋季調査で1例、春季調査で8例が鳴声・目視により確認された。	○		○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(14)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	コマドリ 滋賀県RDB：絶危	全長約14cm。雄は頭頂から体上面が暗赤褐色で顔から胸にかけて赤橙褐色、腹は淡い黒灰色で胸との境界は黒灰色。雌もほぼ同色であるが、全体的に淡色。県内には4月下旬頃に夏鳥として渡来し、標高1000m以上の山地で下層植生が発達したブナ林などの落葉広葉樹林に生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	春季調査で7例が鳴声により確認された。			○
	キビタキ 滋賀県RDB：要注	全長約14cm。雄は上面が黒く、眉斑と腰が黄色で、喉から胸にかけての橙色が目立つ。下面は白色で、翼に白斑がある。雌と幼鳥は全身が暗オリーブ褐色。落葉紅葉樹林や針広混交林で繁殖する。特にブナ林や山麓の社寺林など大木の林を好む。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に5例、繁殖期調査で27例、夏季調査で8例、秋季調査で2例、春季調査で23例が鳴声・目視により確認された。	○		○
	ルリビタキ 滋賀県RDB：希少	全長約14cm。雄は頭部から上面が青色で、眉斑は白色だが不明瞭な個体もいる。腮から喉、下面は白色で脇腹は橙黄色。雌は頭部から上面がオリーブ褐色で、下面と尾羽は雄に比べて淡色。山麓から平地の落葉広葉樹林に生息する他、樹木の多い公園でも見られる。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬期調査で2例が目視により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(15)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	ビンズイ 環境省RL：NT	全長約16cm。雌雄同色。頭からの上面は緑褐色で、黒褐色の縦斑がある。顎線は白く、顎線に沿って黒線がある。大・中雨覆の羽先は白っぽく、2本の白線となる。体下面は白く、胸と脇腹に黒褐色の縦斑がある。漂鳥または夏鳥。平地から山地の灌木や岩の散在する高原、明るい林、林縁などに生息。越冬期には林床のよく整理された松林を特に好む。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	冬期調査で1例、春季調査で2例が目視により確認された。			○
	ウソ 滋賀県RDB：希少	全長約16cm。雄は体が青灰色で、頭、翼、尾が黒い。頬と喉は赤色。雌は全体が褐色で、雄同様、頭、翼、尾は黒いが、頬は赤くない。雌雄ともに腰は白い。冬期に落葉広葉樹林や針広混交林などに生息する。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬期調査で4例が鳴声により確認された。			○
	ベニマシコ 滋賀県RDB：希少	全長約15cm。尾が長めで両側が白く、翼に2本の白帯がある。雄の夏羽は全体に紅色がかった褐色で、胸、額、腰が紅色、頭と喉が銀白色。冬羽は夏羽と比べ全体に淡い褐色がかった色になる。雌は全体に淡褐色で、黒褐色の縦斑がある。冬鳥として広葉樹林や低木林、藪、草地、ヨシ原などに生息する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	冬期調査で2例が鳴声により確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(16)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
鳥類	カシラダカ 環境省RL：EN	全長約15㎝。成鳥夏羽雄は頭部が黒く、目の上から白い側頭線がある。上面と胸、脇腹は茶色で、黒い縦斑がある。体下面は白く、茶色の縦斑がある。成鳥夏羽雌は全体が雄より淡色で、頭部に黒色の羽はない。成鳥冬羽雄は成鳥夏羽雌に似ているが、耳羽を囲む線が黒褐色。成鳥冬羽雌と若鳥は全体に淡色で識別は難しい。平地から山地の疎林、林縁、灌木のある草地、アシ原などに生息。冬鳥。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	冬期調査で5例が目視により確認された。			○
	ミヤマホオジロ 岐阜県RL：準絶	全長約16㎝。成鳥雄は頭頂、顔、胸は黒く、眉斑と喉は黄色。上面は茶褐色で、灰色の部分がある。雨覆の羽先は淡色。腹は白い。成鳥雌は頭頂、顔、胸が褐色で、眉斑と喉は淡黄色。上面は雄よりもわずかに淡色。平地じゃら山地の林、草地、農耕地などに生息。冬鳥。 出典：「山渓ハンディ図鑑7新版日本の野鳥」（株式会社山と渓谷社　平成26年）	冬期調査で5例が目視により確認された			○
	アオジ 滋賀県RDB：絶増	全長約16㎝。全身緑色を帯びた黄褐色、黒い縦斑模様の地味な色合い。日本では留鳥または漂鳥､東日本から北海道では平地から山地に広く生息し繁殖する｡西日本には多くは冬鳥として渡来するが、一部は夏期にも生息し繁殖する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典:「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県 2026年)	猛禽類調査時に1例、冬季調査で3例、春季調査で1例が確認された			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(17)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
は虫類	ニホンイシガメ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：希少	甲長は雄で150㎜、雌は210㎜程度。河川、湖沼、水田、水路などの水辺に生息していることが多いが、陸上をかなりの距離移動することがある。秋から春にかけて水中で交尾し、5月から8月頃、地中に産卵する。雑食性で、魚類、甲殻類、ミミズ、水生植物などを食べる。本州、佐渡、四国、九州、五島、種子島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で1例、夏季調査で2例が確認された。			○
	ヒガシニホントカゲ 滋賀県RDB：要注	全長160-210㎜、頭胴長60-90㎜。形態的特徴は、幼体・成体ともにニホントカゲとほぼ等しい。ニホントカゲと異なり左右の前額版が離れている個体が多いが、形態的識別は困難である。低地から山地の森林、林縁、草地、荒地、人家の庭など様々な環境に生息し、繁殖生態、食性もニホントカゲと大差はないと考えられる。北海道、本州東部、佐渡に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例、夏季調査で17例、秋季調査で1例が確認された。	○		○
	タカチホヘビ 滋賀県RDB：要注	全長300-600㎜で頭は小さい。丘陵地から山地にかけての落ち葉が多く湿度の高い森林の林床や土中で生活し、乾燥に対して非常に弱い。主に夜間に活動し、昼間は朽木や岩の下に隠れているため人目につきにくい。ミミズなどの土壌動物を捕食する。6-8月頃に3-13個の卵を産む。本州、四国、九州、その属島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(18)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
は虫類	シロマダラ 滋賀県RDB：要注	全長482-630㎜。石垣の中やがれきの間などで生活し、夜行性。6月下旬に9個程度を産卵、孵化までの期間は45日程度。トカゲ、カナヘビを捕食する。樹皮下や木々の根の間などで冬眠するといわれている。北海道、本州、四国、九州、および周辺の島嶼に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	春季調査で2例、夏季調査で4例が確認された。			○
	ジムグリ 滋賀県RDB：要注	全長は大津市産で480-1150㎜。低地から山地の森林、草地、河川敷などに生息する。ネズミなどの小型哺乳類を好食する。穴の中に潜んでいることが多く、人目に触れる機会は少ない。5-6月にかけて交尾し、7-8月に地中に産卵する。産卵数は1-8で、47-55日で孵化する。北海道、本州、四国、九州、国後、伊豆大島、隠岐、壱岐、五島、大隅諸島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	秋季調査で1例が確認された。			○
	アオダイショウ 滋賀県RDB：要注	全長は大津市産で510-1600㎜。低地から山地に広く生息し、餌となるネズミや鳥類がいれば、市街地の住宅街にも生息する。通常5-6月に交尾し、7-8月ごろに平均9個の卵を産む。孵化までの期間は約2か月。食性は幅広く、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類などを捕食する。北海道、本州、四国、九州、国後、奥尻島、伊豆諸島、佐渡、隠岐、壱岐、五島、津島、大隅諸島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	春季調査で1例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(19)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
は虫類	ヒバカリ 滋賀県RDB：要注	全長300-600㎜。低地から山地の水辺に生息する。5-6月にかけて交尾し、6-8月にコケや草の中に2-10卵を産卵する。水によく入ってカエルやオタマジャクシ、小魚、ミミズなどを好食する。本州、四国、九州、佐渡、隠岐、壱岐、五島列島、大隅諸島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で1例、夏季調査で1例、秋季調査で1例が確認された。			○
	ヤマカガシ 滋賀県RDB：要注	全長700-1500㎜。水田の周辺で見かけることが多いが、山地にも生息している。通常秋に交尾し、6-8月ごろに2-30個の卵を産む。産卵後約1か月で孵化する。食物の大部分をカエル類が占めるが、ドジョウなどの小魚も捕食する。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季調査で3例、秋季調査で1例が確認された。			○
	ニホンマムシ 滋賀県RDB：希少	全長250-500㎜。山林や周辺の田畑・水辺や湿地に生息し、特に山地のガレ場、田畑の畔や草むらに多く、カエル、ネズミ、トカゲなどを捕食する。夜行性だが、日中に日光浴する姿を見かけることがある。交尾期は8-9月、卵胎生で翌年8-10月に全長200㎜の幼体を2-13匹産む。北海道、本州、四国、九州と属島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例が確認された。	○		○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(20)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
両生類	アカハライモリ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注	全長100-120㎜。頭胴長50-56㎜。5-7月上旬に水田や池、小川で繁殖する。幼生は水生の小動物を捕食し、夏から秋にかけて変態するが、一部は越冬し翌年変態する。変態後数年間は陸上で生活し、ミミズや昆虫などの小動物を捕食する、成熟後は再び水中で生活することが多い。本州・四国・九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で29例、夏季調査で3例、早春季調査で11例が確認された。			○
	アズマヒキガエル 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	体長は140㎜程度。背中に多数のいぼをもち、目の後ろには大きな耳腺をもつ。鼓膜の長径は眼からの距離より大きい。3-5月に水たまり、溝、湿地、池などの止水に、4500個程度の卵を長いひも状の卵塊として産む。本州(東北部)に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で幼生が550例、夏季調査で1例、早春季調査で1例が確認された。			○
	タゴガエル 滋賀県RDB：要注	体長は雄48㎜、雌46㎜程度。5月に小渓流の縁にある岩の隙間や、湿地帯の地下にある伏流水中で繁殖し、雄は巣穴の中で「グッグッ……」と鳴き、姿を見つけるのは難しい。7月頃変態して林床で生活し、水中で冬眠する。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で70例、夏季調査で7例、秋季調査で45例が確認された。		○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(21)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
両生類	ニホンアカガエル 岐阜県RDB：Ⅰ類 滋賀県RDB：希少	体長は雄で44㎜、雌で50㎜程度。平地ないし丘陵地性の種で、山地には少ない。産卵は1-3月に水の残った水田、湿原、湿地の水たまりなど、浅い止水で行われる。成体や幼体は水辺から離れた林床や草地で生活し、比較的小さな昆虫やクモなどを捕食する。成体は水底で越冬することが多い。本州、四国、九州、隠岐、大隅諸島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季調査で2例、秋季調査で6例が確認された。			○
	ツチガエル 滋賀県RDB：要注	体長37-53㎜で、水かきはよく発達する。5-7月に水田、池、沼、用水路、沢、河川の緩やかな流れで繁殖し、雌の一部は複数回産卵する。卵は10-70個の小さな卵塊として、水草の茎などに産み付けられる。繁殖期、非繁殖期ともに産卵場所付近で生活する。本州(東北の太平洋側、関東、中部の一部を除く)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で16例、夏季調査で13例、秋季調査で53例、早春季調査で3例が確認された。	○		○
	トノサマガエル 環境省RL：NT 滋賀県RDB：要注	体長55-90㎜。水かきがよく発達し、背側線隆条をもつ。4-6月に一回、水田、溝、池などの浅い止水で繁殖する。幼生は6月下旬-9月に変態、上陸し、クモ、昆虫、ムカデなどのほかにカエルも捕食する。非繁殖期は水田などの周辺の森林や草地で生活し、土中で冬眠する。本州(仙台平野、福島県、関東地方を除く)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で14例、夏季調査で39例、秋季調査で21例、が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(22)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
両生類	シュレーゲルアオガエル 滋賀県RDB：要注	体長は34㎜、雌46㎜程度で、雌は雄よりも大型。3-5月に水田の畔や湿地の地面で繁殖し、雄は浅く掘った穴や草の根際で、「リリリ…」と鳴く。 雌は穴やくぼみの中に300個ほどの卵をクリーム色の泡状卵塊として生み出す。幼生は崩れた卵塊とともに近くの水中に流れ出てそこで生活し、6-7月に変態する。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例が確認された。			○
	モリアオガエル 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注	体長は42-82㎜で雌は雄よりも大きい。4-7月に池、沼、水田などの周辺で繁殖し、300-800個の卵を含む泡状の塊を木の枝や草の根際に産卵する。幼生は7-9月に変態、上陸するが、晩秋にも未変態の個体が見られることがある。本州(茨城県を除く)に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で成体と卵塊が126例、秋季調査で1例が確認された。			○
昆虫類	アオイトトンボ 滋賀県RDB：そ他	体長38-45㎜。1年1世代。秋に産卵し、卵越冬で翌春に孵化し、初夏に羽化する。成虫は夏季、林内や林近くの茂った草地で見られ、9-10月頃に平地から山地の水生植物が豊富な池沼・湿地で観察される。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季1回目調査で3例、夏季2回目調査で9例、秋季調査で11個体が確認された。	○		○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(23)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	カトリヤンマ 滋賀県RDB：希少	体長67-76㎜。1年1世代で、成虫は7-11月ごろに出現する。晩夏から秋に産まれた卵は翌春に孵化し、急成長して夏に羽化する。幼虫は比較的浅い湿地や水田周辺の泥底の溝などに生息することが多い。個体数の多い生息地では秋の夕暮れに生息地の水田や湿地の上を多数の個体が飛び回る。北海道(南部)、本州、四国、九州、沖縄に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季2回目調査で2例が確認された。			○
	タベサナエ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：希少	体長43-47㎜。滋賀県に4種生息するコサナエ属は類似するが、本種は胸部の前肩条が表れず、雄の副性器が円弧状で明らかに大きいことなどで区別できる。丘陵地や山麓の樹林に囲まれた池沼や湿地、緩やかな水路に生息する。本州(中部以西)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	昆虫類調査の春季1回目で2例が確認された。 底生動物調査の早春季で4例が確認された。			○
	コノシメトンボ 滋賀県RDB：分布	体長35-45㎜。1年1世代で、成虫は6-11月ごろに出現する。平地から山地の開放的な池沼や水田などに生息する。北海道、本州、四国、九州、離島の一部に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で1例が確認された。			○
	ナツアカネ 滋賀県RDB：そ他	体長36-41㎜。1年1世代。平地から低山地の岸辺に草原のある池沼、水田、湿地に生息する。水田における初夏の羽化時期はアキアカネより遅いことが多い。夏は低山地の樹林内などで過ごす。北海道、本州、四国、九州、種子島、奄美大島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で12例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(24)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	ヒメアカネ 滋賀県RDB：そ他	体長28-37㎜。1年1世代。滲出水のあるような湿地や休耕田に生息する。未熟成虫は羽化場所周辺の林縁部などで過ごす。北海道から鹿児島にかけて分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	夏季2回目調査で3例、秋季調査で2例が確認された。			○
	コバネササキリ 滋賀県RDB：要注	体長13-20㎜。年1化。湿地や水田に生息する。体色はやや淡黄褐色で、秋が深まるほど濃色になる。雌の産卵器は長く、わずかに反り上がる。鳴き声は「ジ・ジジジジ」あるいは「ジリリリ・ジリリリ」などと聞こえるが、弱々しく聞き取りにくい。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	秋季調査で1個体が確認された。			○
	ハルゼミ 滋賀県RDB：絶増	体長27-36㎜。平地から低山地のアカマツ林に4月下旬から6月上旬に発生し、「ギーギーギー」とも「ムゼームゼー」ともとれる鳴き声で鳴く。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	夏季1回目調査で2例が確認された。			○
	ホシガガンボモドキ 環境省RL：DD	開長50㎜前後。成虫は5-6月に出現する。平地の河畔林、落葉広葉樹の二次林に生息し、小さな昆虫などを猟る捕食性昆虫である。関東地方、奈良県、福岡県から局所的に見つかっている。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	夏季1回目調査で5例が確認された。	○	○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(25)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	カタツムリトビケラ 滋賀県RDB：希少	成虫の体長は2.5-3㎜、開翅長約5.5-6.5㎜。幼虫の体長は5㎜、頭部は黄褐色。体色は黒色。幼虫は細かな砂粒を綴り合せ、カタツムリの殻のような右巻きの筒巣をつくる。和名はこの幼虫の可携巣の形態に由来する。本州、四国に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	昆虫類調査の春季1回目で3例、夏季1回で1例が確認された。 底生動物調査の春季で5例、夏季で2例、秋季で3例、早春季で1例が確認された。		○	○
	トウヨウウスバキトビケラ 滋賀県RDB：要注 ※ 本種は滋賀県RDBにおいて選定されている「キリバネトビケラ属の一種」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。	前翅長約20㎜。成虫の体色は茶褐色-黄褐色で、翅端が切り取られたような形状の前翅には白色-黄白色の斑紋がある。湿原や山裾のため池・休耕田付近などに生息し、少数個体が採集される事例が多い。幼虫は止水性で、湧水の流入がある水質の良好な池沼、湿地、水たまりに生息する。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季1回目調査で1例が確認された。			○
	ヤホシホソマダラ 環境省RL：NT	開張16-21㎜。前翅は暗褐色で、明瞭な黄色斑がある。河川敷や湿地、明るい草地に局所的に産する。成虫は6-8月に出現し、昼間に活動する。北海道、本州、四国、九州、対馬に分布する。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年)	夏季1回目調査で1例が確認された。			○
	オオムラサキ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	前翅長43-68㎜。雄の翅表には青紫色の美しい金属光沢がある。年1化で、滋賀県では成虫が6月中旬から7月上旬にかけて発生する。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季2回目調査で2例が確認された。	○		

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(26)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	ウスタビガ本土亜種 滋賀県RDB：その他	雄は開帳80㎜前後。雌は開帳100㎜前後。雄は前翅頂が突出し、色調は濃い赤褐色の個体が多い。雌は前翅頂の突出はなく、色調は黄色味が強くて明るい。成虫は11月に出現し、灯火に飛来する。幼虫はサクラ類、ケヤキ、カエデ類、ブナ科をはじめ多くの落葉樹の葉を食す。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	春季2回目調査で1例が確認された。			○
	ハマダラハルカ 環境省RL：DD 岐阜県RL：不足	ハルカ科の3種のうちの一種で、日本からは本州、四国、九州から本種のみが知られる。体は全体黒色で、光沢を持ち、黒色の翅に白色紋が点在し、識別は比較的容易である。低地から山地の樹林帯に生息する。西日本では3月下旬-4月中旬ごろに見られる。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	春季2回目調査で4例が確認された。			○
	ネグロクサアブ 環境省RL：DD 岐阜県RL：準絶	雄は体長17㎜内外、雌は25㎜内外で雌の頭部は個体の大きさから見るとかなり小さい。雄は黒褐色、雌は赤褐色と雌雄で体サイズおよび色彩が大きく異なる種である。動きは非常に鈍く、とくに雌では長距離の飛翔をするかどうかわからないほどであるという。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	春季1回目調査で1例が確認された。			○
	エグリゴミムシ 滋賀県RDB：要注	体長3㎜。全身赤褐色で、上翅の中央後方に暗色部を持つものが多いが、持たない個体も少なくない。滋賀県での記録は平地の自然林下の朽木の下面など、アリの巣がある周辺で見つかっている。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県 2026年）	夏季2回目調査で1個体が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(27)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	スジヒラタガムシ 環境省RL：NT	体長3.8-4.5㎜。体型はやや丸い楕円形。背面は赤褐色で上翅には10条の点刻列がある。止水域に生息し、水質が良好で植物が豊富な湿地を好む。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「ネイチャーガイド 日本の水生昆虫」（文一出版　令和2年）	昆虫類調査の春季1回目で5例、夏季1回目で8例が確認された。底生動物調査の春季で3例が確認された。			○
	オオセンチコガネ 滋賀県RDB：分布	体長16-22㎜。成虫・幼虫はシカやウシなど大型哺乳類の糞を食餌としている。雌成虫は地下約20㎝の縦穴内にシカの糞を運び入れ、底部に産卵する。体色に地理的な変異があり、近畿では赤色(広域に分布することから原型とされる)、緑色及び藍色といった体色を示す個体群がすみ分けている。北海道、本州、四国、九州、屋久島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季2回目調査で11例が確認された。	○		○
	コスジマグソコガネ 滋賀県RDB：要注	体長3-4㎜。赤褐色-濃褐色で光沢は鈍く、背面は無毛。放牧地の牛糞のほか、ヒトやイヌの糞、林内のシカ糞からも見つかる。5-11月に発生するが、個体数は少ない。本州、伊豆諸島、九州、奄美大島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季1回目調査で2例が確認された。			○
	タマムシ 滋賀県RDB：分布	体長24-40㎜。緑色の金属光沢を帯び、体下面は金緑色、側方と腹端にかけて銅赤色、金銅色を帯び、腹端部は金銅赤色を示す。成虫は6-8月に出現し、エノキ、ケヤキ、サクラ類などに集まる。本州(東北地方南部以南)、四国、九州、佐渡、対馬、屋久島、種子島、琉球(奄美大島、徳之島、沖永良部島、沖縄本島)に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2026年版－」(滋賀県2026年)	夏季2回目調査で2例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(28)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	トモンチビオオキノコムシ 滋賀県RDB：要注	体長3.5㎜。上翅は橙色で3個の黒紋を有する。本県の個体は落枝上のキノコの裏面やFIT法により採集されている。6ー8月、10月に得られている。本州、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	夏季1回目調査で1例が確認された。			○
	アオカミキリ 滋賀県RDB：希少	体長20-30㎜。細長い体型で長い脚が特徴である。体色は金属光沢のある青緑色で、県内の個体からは大きな色彩変異は見つかっていない。成虫は6月から7月にかけて出現する。目撃される個体はほとんどが温帯樹林内の花上である。幼虫はカエデ類の衰弱木を食害する。多くは暖帯から温帯の樹林帯で発生するが、時に市街地の街路樹や公園の植栽木からも発生する。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	春季2回目調査で1例が確認された。			○
	オオセイボウ 環境省RL：DD	体長7-20㎜。体は強くふくらみ、側縁は前後に細まる。体長に大小の個体変異が見られる。頭部、胸部は緑で背面は菫色部が多い。スズメバチやトックリバチ類の巣に寄生し、オオフタオビドロバチやアメリカジガバチへの寄生例もある。本州、四国、九州、対馬、琉球に分布する。 参考文献：「新訂 原色昆虫大図鑑 第Ⅲ巻」（北隆館　平成20年）	秋季調査で1例が確認された。			○
	ケブカツヤオオアリ 環境省RL：DD	体長4-5㎜。丘陵地から低山地にかけて見られる。体色は黒から黒褐色。頭楯前縁中央部はへこむ。胸部背面に20本以上のムチ状の長い立毛を持つ。腹柄節にも胸部背面と同じような立毛を持つ。本州(京都府以東、宮城県以西)に分布する。 参考文献：「学研の大図鑑 日本産アリ類全種図鑑」（株式会社学習研究所　平成15年）	春季1回目調査で2例、夏季2回目調査で3例が確認された。		○	○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(29)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
昆虫類	トゲアリ 環境省RL：VU 岐阜県RL：準絶	胸部と腹柄節に長く湾曲した棘をもち胸部は赤い。広葉樹林を好む。山地の森林にも生息するが、低山地の里山にとくに多い。本州から九州に生息する。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	夏季1回目調査で1例が確認された。			○
	ヤマトアシナガバチ 環境省RL：DD	女王18㎜内外、働きバチ15-17㎜、雄17㎜内外。体は全体が赤褐色で胸部、腹部および足の一部は黒色。巣を刺激してもあまり攻撃性はない。家屋の軒下、草木の枝、石垣などに営巣し、海岸線-標高700mまで生息する。本州、四国、九州、対馬、屋久島、奄美大島に分布する。 参考文献：「日本の真社会性ハチ」（信濃毎日新聞社　平成17年）	夏季1回目調査で1例が確認された。			○
	モンスズメバチ 環境省RL：DD	女王25-28㎜、働きバチ19-24㎜、雄22-25㎜。頭部は橙色で頭楯と大腮は黄色、前胸背板と脚は赤褐色。スズメバチ属中最も遅い時間帯まで活動し、日没後の薄明中や、巣の周辺に屋外照明などの施設がある場所では午後9時を過ぎても外役活動が見られる。樹洞、土中、家屋の屋根裏、壁間などに営巣し、海岸線-標高1600mまで生息する。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「日本の真社会性ハチ」（信濃毎日新聞社　平成17年）	秋季調査で1例が確認された。			○
	マイマイツツハナバチ 環境省RL：DD	カタツムリの殻に営巣する。低地ないし低山地で、早春から日当たりの良い果樹園などで活動し、レンゲ、ヒメオドリコソウなどに訪花する。本州、四国、九州に分布。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	春季2回目調査で2例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(30)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
陸産貝類	ゴマオカタニシ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	殻長2㎜程度のタニシ形の微小貝。殻表には螺条脈が密に走り、淡く赤色を帯びた灰白色で光沢はない。石灰岩の露頭のくぼみ、転石の裏側や木の根元に堆積した土壌や落葉枝層に見られる。本州(関東地方以西)、四国、九州、沖縄に分布。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で10例、夏季調査で1例、秋季調査で24例が確認された。			○
	アツブタガイ 滋賀県RDB：希少	殻径15㎜程度。殻は低平な円錐形で殻口は真円形。殻口をふさぐ蓋は石灰質で白色、和名が示すように厚みがある。比較的自然度の高い森林に生息し、完全に地上棲。土壌に細かな礫を含む臨床に見られることが多い。本州(関東地方西部、岐阜県以西)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で1例が確認された。			○
	イブキムシオイガイ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「ムシオイガイ類」に含まれると判断した。	殻径約3.5㎜。小型の巻貝で、ムシオイガイ類としては珍しく、蓋は厚く石灰質で円形である。良く保全された自然度の高い林内の落葉の下の礫間など湿度の高い場所に潜んでいる。伊吹山系の石灰岩地を中心とした地域に分布することが判明している。 出典：「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）　改訂版-」（岐阜県　平成22年）	秋季調査で12例が確認された。			○
	クチマガリスナガイ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：希少	殻高2㎜程度の微小貝。殻は円錐形で、成貝では殻口縁が肥厚・反転し、内側に多数の歯を生じる。石灰岩の露頭に生えるコケの上や、露頭のくぼみにたまった土壌の中や転石の裏側に高い個体数密度で生息することがある。本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で8例、秋季調査で11例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(31)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
陸産貝類	オオウエキビ 環境省RL：DD	殻高3㎜、殻径2㎜。殻は微小で、淡い黄褐色。縫合は深く、螺層はよくふくれる。殻口はほぼひし形、その周縁はうすく鋭い。本州・四国・九州に分布している。 参考文献：「原色日本陸産貝類図鑑 増補改訂版」(保育社　平成7年)	秋季調査で3例が確認された。			○
	ビロウドマイマイ種群 環境省RL：※ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：要注 ※環境省RLでは「ビロウドマイマイ」や「ケハダビロウドマイマイ」が、岐阜県RLでは「ビロウドマイマイ属の一種」が、滋賀県RLでは「ビロウドマイマイ類」が本種に該当すると判断した。	殻径20㎜前後。中小柄のマイマイ類。螺管は巻き始めから顕著に増大して殻口は大きく、その縁は肥厚も反転もせず、周縁部は丸い。ケハダビロウドマイマイとビロウドマイマイは中部地方、近畿地方に、エチゼンビロウドマイマイは北陸地方、近畿地方北部に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例、夏季調査で2例が確認された。			○
	ニッポンマイマイ 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「ニッポンマイマイ類」に含まれると判断した。	殻径15-20㎜のものが多い。中小型のマイマイ類で、殻高が高い。比較的開け林床に草本が生い茂る場所に生息し、草本の上を這いまわり、葉の裏で休眠することがある。本州(東北地方から近畿地方)に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例が確認された。			○
	ニッポンマイマイ類 滋賀県RDB：要注	同上	春季調査で1例、夏季調査で4例、秋季調査で8例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(32)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
陸産貝類	コベソマイマイ 滋賀県RDB：分布	成貝は殻径40-45㎜。螺塔はニッポンマイマイ属のなかでは比較的低い。森林の林縁部で草本や低木が生い茂った環境に見られ、低山から平野部の山裾に生息することが多い。地上棲で、草本を這うことはあるが、樹上に登ることはない。本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で3例、夏季調査で5例、秋季調査で1例が確認された。			○
	オオミケマイマイ 環境省RL：VU 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：絶増	殻径8㎜程度でケマイマイ類では小型。殻表は褐色で光沢のない、多数の三角形の薄板状の鱗片をそなえた殻皮で覆われ、体層周縁部に位置する鱗片は螺層の外側に張り出すが、老成個体や死殻では鱗片が脱落する。山岳地帯の原生林にも低密度で生息する一方で、市街地周辺の公園で一時的に高密度に発生した例も知られている。完全に地上棲で、樹木や草の上に登ることはない。北陸地方に分布。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で1例が確認された。			○
	イセノナミマイマイ 滋賀県RDB：分布	殻径40-45㎝。地色が黄色を帯びた淡褐色、まれに淡い赤褐色で、色帯は0204型が多い。軟体部の背面は淡褐色-赤褐色で、黒褐色の小斑を散らしたまだら模様の個体が多く、背中の黒縦帯はない。東海地方から近畿地方中部に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で19例、夏季調査で5例、秋季調査で1例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(33)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
陸産貝類	ヒルゲンドルフマイマイ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「チャイロオトメマイマイ類」に含まれると判断した。	殻径12-15㎜前後。本種は殻が比較的薄く滑らかで茶褐色で光沢が強い。森林や社寺林で、比較的開け、林床に草本が茂る環境にみられる。降雨時には草本上や樹幹を活発に這いまわり、休眠時には樹幹や木や草の葉裏に付着することが多い。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で2例、夏季調査で3例、秋季調査で1例が確認された。			○
	タワラガイ 滋賀県RDB：要注	殻長4㎜前後の微小な俵形をした殻をもつ。自然林やスギ植林の林床に生息する。殻径は殻口から殻頂の直前までほとんど均一。同所的に生息することがあるゴマガイ類は殻色が赤みをおび、殻口がほぼ円形で内側の歯がほとんど目立たず、殻頂がやや尖ることで、区別は容易である。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で1例、秋季調査で8例が確認された。			○
魚類	タカハヤ 滋賀県RDB：要注	全長7-13㎝。河川の中上流部や山間部の池沼にすむ。雑食性で流下する水生昆虫、底生動物や付着藻類を食う。アブラハヤやカワムツより上流域に生息し、イワナやアマゴの生息域にも棲む。本州(富山県以西の日本海側、静岡県以西の太平洋側)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で14例、夏季調査で120例、秋季調査で83例、早春季調査で54例が確認された。			○
	ドジョウ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：要注	全長12㎝。背側は灰褐色、腹側は淡色。口ひげは上唇に3対、下唇に2対。尾鰭基部の上角に黒色斑がある。平野部の水田周辺の流れの緩やかな水路や河川、浅い池沼、水田などの泥底部、砂泥底部にすむ。北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で1例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(34)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
魚類	ホトケドジョウ 環境省RL：EN 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	全長4-6㎜。口ひげは4対。体色は黄褐色から茶色で小さな暗色点が体全体にある。中山間部における小河川、素掘りの水路、水田、小さ目の溜め池、湿地に加え、琵琶湖周辺域の平野部における湧水起源の水路に生息する。本州(青森県と中国地方西部を除く)、四国(東部)に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で6例、夏季調査で1例、秋季調査で1例が確認された。			○
	アカザ 環境省RL：VU 滋賀県RDB：希少	全長7-10㎜。体には鱗がなく全体的に赤褐色。上下両顎に2対ずつ合計8本の口ひげを持つ。背鰭と胸鰭に棘があり、毒をもつ。河川上・中流の浮石の多い場所に生息する。本州(宮城県、秋田県以南)、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	夏季調査で1例、秋季調査で1例、早春季調査で2例が確認された。			○
	カワヨシノボリ 滋賀県RDB：要注	全長5-8㎝。河川の中流域から上流域にかけての緩やかな流れに生息し、付着藻類や小型の水生昆虫を食べる。孵化直後から底生生活に入り、川の中だけで一生を送る。胸鰭条数は15-18でほかのヨシノボリ類の19-22と比べて少ない。本州(富山、静岡県以西)、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で46例、夏季調査で77例、秋季調査で75例、早春季調査で30例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(35)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
底生動物	マメシジミ属の一種 滋賀県RDB：要注 ※本種は選定要件⑦において選定されている「マメシジミ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。	殻長は2-7㎜。殻は卵円形の小型二枚貝。殻長は後方に寄る。殻は典型的には厚く、強く膨らむ。殻表は灰褐色から乳白色で光沢は薄く不透明。雌雄同体で卵胎生。鈴鹿山脈、比良山系の稜線部の池塘から山地渓流の源流部、水田水路、琵琶湖など、さまざまな止水環境に生息している。県内では湖北地方、湖南地方、湖東地方、湖西地方に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	秋季調査で26例、早春季調査で7例が確認された。			○
	マルタニシ 環境省RL：VU 岐阜県RDB：準絶 滋賀県RDB：希少	最大で殻長60㎜に達する。水田で身近にみられる個体は殻長25-35m程度である。右巻きの巻貝で、角質の蓋を持つ。雌雄異体。水田では冬季を含む非灌漑期には水がなくなるため、泥中に潜って越冬する。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	春季調査で6例、夏季調査で1例			○
	ビワヨゴレイトミミズ 滋賀県RDB：希少	体長20-40㎜。体表は細かい乳頭状の突起でおおわれ、さらに泥などを体表に付着させることから、体色は底泥の色と同じく褐色に見える。琵琶湖の沿岸部に生息し、稀に水深40mの湖底でも採集された。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	早春季調査で1例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(36)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
底生動物	サワガニ 滋賀県RDB：要注	甲幅20-30㎜前後で、足を含めると50-70㎜の幅となる。甲には毛がなく滑らかである。甲の色は茶褐色であることが多いが、地域によっては青色や紫色がかった個体群も存在する。雌は腹部に卵を抱いて、孵化するまで保護する。卵は直径2㎜ほどと大型で、稚ガニで孵化する(直達発生)ため、海に下ることはなく、清流に多い。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	春季調査で155例、夏季調査で180例、秋季調査で153例、早春季調査で67例が確認された。			○
	モクズガニ 滋賀県RDB：希少	甲幅85㎜。左右の第2胸脚に褐色の長い毛の束がある。生活史の大部分を淡水域で生活するが、幼生は海水でないと育たない。そのため雌雄とも、交尾、産卵のために川を下り、海へ降河する。本州、四国、九州、沖縄県に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で2例が確認された。				○
	タベサナエ 環境省 RL：NT 滋賀県 RDB:希少	分類：昆虫「タベサナエ」にて生息確認状況を掲載。	分類：昆虫「タベサナエ」にて改変予定地情報を統合し掲載。	分類：昆虫「タベサナエ」にて解説を掲載。		
	コオイムシ 環境省RL：NT	体長17-20㎜。体は楕円形で淡褐色から黄褐色。水深の浅い開放的な止水域に生息し、オタマジャクシ、小魚、ヤゴ、巻貝などを捕食する。本州から九州に分布する。 参考文献：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－5　昆虫編」（環境省　平成26年）	春季調査で2例、夏季調査で1例、秋季調査で1例が確認された。				○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(37)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
底生動物	ミズカマキリ 滋賀県RDB：希少	呼吸管を除く体長は40-45㎜。体は棒状で、呼吸管は前翅より長い。抽水植物や浮葉植物が多い池沼や水田などに生息する。前脚で水生昆虫類などを捕獲し、体液を吸う。よく飛翔し、水泳プールや貯水池などにも飛来する。北海道、本州、隠岐、淡路島、四国、九州、対馬、沖縄島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で1例、早春季調査で1例が確認された。			○
	カタツムリトビケラ 滋賀県RDB：希少	分類：昆虫「カタツムリトビケラ」にて解説を掲載。	分類：昆虫「カタツムリトビケラ」にて生息確認状況を掲載。	分類：昆虫「カタツムリトビケラ」にて改変予定地情報を統合し掲載。		
	キリバネトビケラ属の一種 滋賀県RDB：要注	前翅長約20㎜。成虫の体色は茶褐色-黄褐色で、翅端が切り取られたような形状の前翅には白色-黄白色の斑紋がある。湿原や山裾のため池・休耕田付近などに生息し、少数個体が採集される事例が多い。幼虫は止水性で、湧水の流入がある水質の良好な池沼、湿地、水たまりに生息する。県内にはセグロトビケラ、ニッポンウスバトビケラ、トウヨウウスバキトビケラが分布するが、トウヨウの記録がほとんど。北海道、本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	早春季調査で3例が確認された。			○
	キボシケシゲンゴロウ 環境省RL：DD 滋賀県RDB：希少	体長2.5㎜内外。体は丸く厚みがある。頭部は黄褐色、前胸背と上翅は黒色。上翅には1-3対の黄色の紋がある。様々な流水環境に生息し、岸際の植生、石下、落ち葉下から採集される。生息地は局所的である。北海道、本州、四国、九州、対馬、南西諸島に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」(滋賀県2026年)	秋季調査で1例が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-29(38)　貴重な動物の生態及び生息確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生息確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
底生動物	クロゲンゴロウ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：絶増	体長20-25mm。体は卵形。背面は緑色あるいは褐色をおびた黒色で光沢がある。水生植物の生育する池沼、水田などに生息する。本州、四国、九州に分布する。 参考文献：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県2026年）	春季調査で1例、秋季調査で2例が確認された。			○
	スジヒラタガムシ 環境省RL：NT	分類：昆虫「スジヒラタガムシ」にて解説を掲載。	分類：昆虫「スジヒラタガムシ」にて生息確認状況を掲載。	分類：昆虫「スジヒラタガムシ」にて改変予定地情報を統合し掲載。		

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物の存在

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物の存在（電線路の存在）に伴う貴重な動物への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

イ．予測項目

調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、貴重なほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類及び水生生物の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

予測地域は、図 8.1.3-9のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(ｲ) 予測地点

予測地域のうち、工事の実施及び工作物の存在による影響が及ぶと予想される地点とした。

(ｳ) 予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

(ｴ) 予測手法

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、事業の実施による環境への影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。

予測の結果、環境への影響がないと判断される場合及び環境への影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外においては、環境保全措置を検討する。

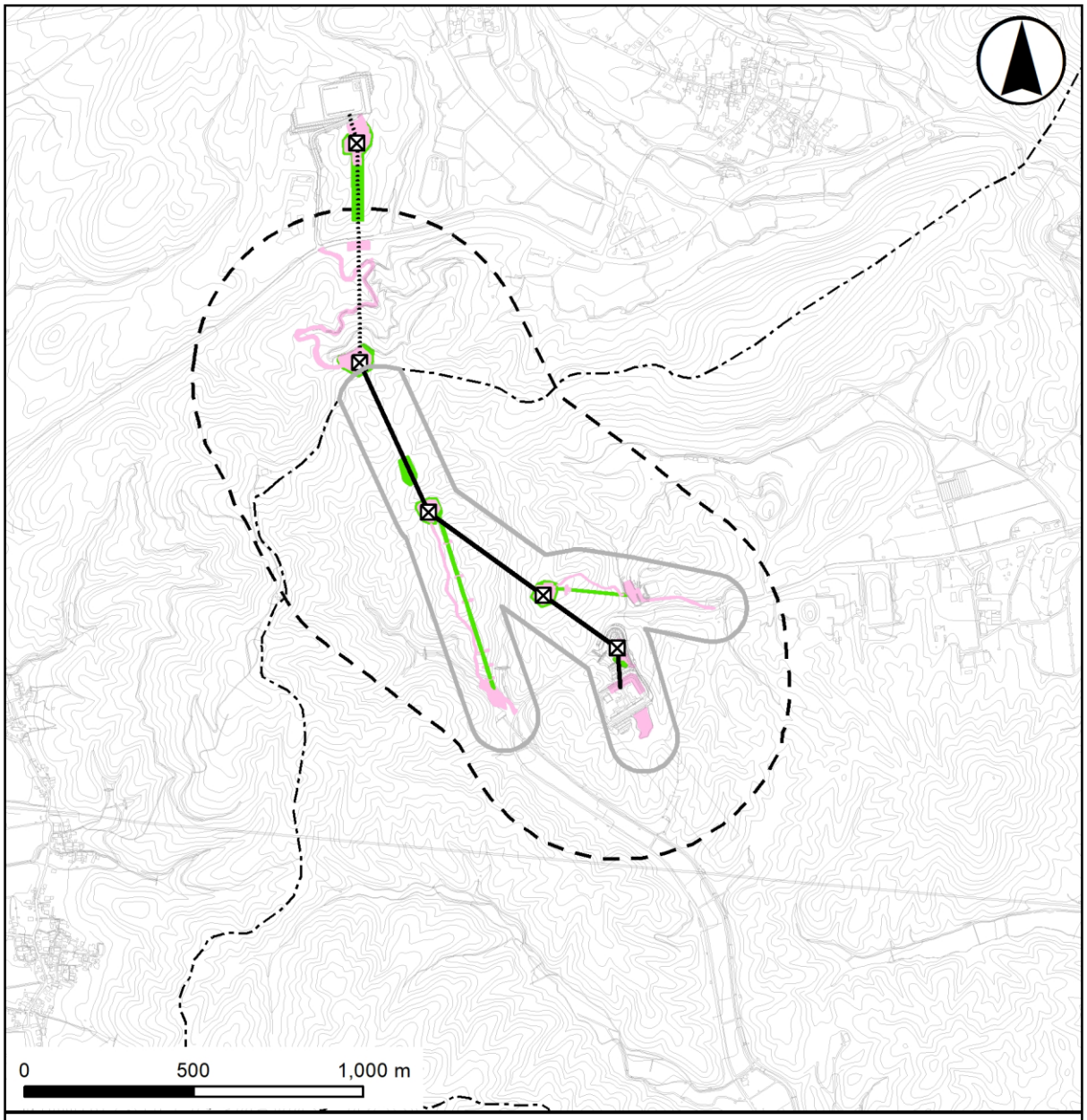

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
土地改変有り
土地改変無し(伐採のみ)

図 8.1.3-9　予測地域

(ｵ) 予測の結果

a. 貴重なほ乳類

工事の実施による貴重なほ乳類の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。また、工事用車両の走行、建設機械の稼働によって、改変予定地付近からの一時的な忌避行動を示す影響及び移動が阻害される影響が考えられる。貴重なほ乳類のうち改変予定地で確認されたニホンザル、翼手目の一種、ツキノワグマについては、調査地域の周辺に同様の樹林環境が広く確認されていること、様々な環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う貴重なほ乳類の重要な生息環境への影響は小さいと予測する。また、改変予定地外で確認されたカヤネズミについては、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重なほ乳類の重要な生息環境への影響としては、電線路の存在によって移動が阻害される影響が考えられるが、貴重なほ乳類の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重なほ乳類の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-30のとおりである。

表 8.1.3-30(1)　貴重なほ乳類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ニホンザル 滋賀県RDB：要注	○		○	・本種は「土地改変有り」で10例、「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変予定地の林道で確認されたが、改変予定地外においても確認例があり、調査地域内や周辺に本種の生息が可能な植林地などが広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カヤネズミ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
翼手目の一種 岐阜県RDB：※ 滋賀県RDB：※ ※科、種レベルの識別が出来なかったが、アブラコウモリ以外の多くの小型翼手目はレッドデータ種であり、設置環境からアブラコウモリの可能性が低いため貴重種として抽出した。	○	○		・本種は「土地改変有り」で1例、「土地改変無し（伐採のみ）」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例、土地改変無し（伐採のみ）で1例が確認されたが、調査地域の周辺には同様の樹林環境が広く確認されており、保全対策として、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図ることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-30(2)　貴重なほ乳類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ツキノワグマ 滋賀県RDB：要注		○	○	・本種は「土地改変無し（伐採のみ）」で1例、「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変無し（伐採のみ）の林床で確認されたが、改変予定地外においても確認例があること、調査地域内や周辺に本種の生息が可能な植林地などが広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

b. 貴重な鳥類

工事の実施による貴重な鳥類の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。また、工事用車両の走行、建設機械の稼働によって、改変予定地付近からの一時的な忌避行動を示す影響が考えられる。改変予定地で確認された貴重な鳥類のうちハチクマなどの猛禽類は、その大半が通過のみの確認であり、改変予定地で営巣が確認されなかったこと、様々な環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う貴重な鳥類（猛禽類）の重要な生息環境への影響は小さいと予測する。また、サンコウチョウなど猛禽以外の貴重な鳥類は、調査地域内に生息が可能な樹林が広く分布すること、様々な環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う貴重な鳥類の重要な生息環境への影響は小さいと予測する。ただし、改変予定地付近で営巣場所が確認されたサシバとミゾゴイについては、営巣場所を含む樹林が改変されないこと、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで繁殖への影響の低減を図るなどの保全対策を講じることにより、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。なお、改変予定地以外で確認されたオシドリなどは、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重な鳥類の重要な生息環境への影響としては、電線路の存在によって移動が阻害される影響が考えられるが、貴重な哺乳類の移動経路を広く遮断しないこと、鉄塔の建設により、猛禽類などの狩りや、見張り場としてのとまり場を創出する可能性があることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重な鳥類の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-31のとおりである。

表 8.1.3-31(1)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
オシドリ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で5例確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヨシガモ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ホシハジロ 環境省RL：NT			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
キンクロハジロ 環境省RL：VU			○	・本種は「改変予定地外」で5例確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(2)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ヤマドリ 滋賀県RDB:そ他			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ジュウイチ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ホトトギス 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ツツドリ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(3)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
アオバト 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で4例確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カイツブリ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で10例確認された。 【工事の実施】 ・確認された10例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ミゾゴイ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB:絶増			○	・本種は「改変予定地外」で目視1例、ICレコーダー4例、1巣が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外であること、営巣場所は対象事業実施区域外で営巣林を含め改変されないことから直接的な影響は予測されない。また、営巣地は改変予定地から近く、繁殖行動へ影響が懸念されるが、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで繁殖への影響の低減を図るなどの保全対策を講じることにより、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(4)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ミサゴ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は猛禽調査第1期の3月に5例、4月に1例、5月に1例、第2期の6月に3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ハチクマ 環境省RL：DD 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	○		○	・本種は猛禽調査の渡りで118例が確認された。第1期の5月に3例、6月に2例、7月に2例、第2期の5月に7例、6月1例、7月に1例が確認された。また、一般鳥類調査時に「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで確認されているがその大半が通過のみの確認であり、営巣地が確認されなかったことから影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
クマタカ 種の保存法：国内 環境省RL：EN 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：絶危			○	・本種は猛禽類調査第1期の11月に18例、12月に17例、1月に24例、2月に6例、3月に11例、4月に9例、5月に7例、6月に5例、第2期の3月に2例、4月に3例、5月に1例、6月に4例、7月に9例が確認された。1ペアの営巣場所が確認された。また、一般鳥類調査時に「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
イヌワシ 文化財保護法:国天 種の保存法：国内 環境省RL：EN 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：絶危			○	・本種は猛禽調査第1期の1月に2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(5)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ツミ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：希少			○	・本種は猛禽調査の渡りで5例、第1期の11月に1例、第2期の5月に1例が確認された。また、一般鳥類調査時に「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ハイタカ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:希少	○	○	○	・本種は猛禽類調査の渡りで2例、第1期の11月に16例、12月に7例、1月に7例、2月に10例、3月に8例、4月に1例、第2期の3月に5例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有り、土地改変無し（伐採のみ）で確認されているがその大半が通過のみの確認であり、営巣地が確認されなかったことから影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
オオタカ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は猛禽類調査の第1期の6月に1例、第2期の3月に10例、4月に1例、6月に4例、7月に1例が確認された。1ペアの営巣場所が確認された。また、一般鳥類調査時に「改変予定地外」で9例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで確認されているが通過のみの確認であり、確認された営巣地点と9例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(6)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ハイイロチュウヒ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は猛禽類調査の第1期の2月に2例、3月に1例、4月に3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
サシバ 環境省RL：VU 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:絶増	○	○	○	・本種は猛禽類調査の渡りで360例、第1期の4月に66例、5月に29例、6月に45例、7月に57例、第2期の4月に80例、5月に48例、6月に42例、7月に15例が確認された。4ペアの営巣場所が確認された。また、一般鳥類調査時には「改変予定地外」で9例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有り、土地改変無し「伐採のみ」で確認されているがその大半が通過のみの確認であり、確認された4ペアの営巣と9例は改変予定地の外であることから直接的な影響は予測されない。また、4ペアのうち1ペアの営巣場所は改変予定地からも近いが、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで繁殖への影響の低減を図るなどの保全対策を講じることにより、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ノスリ 滋賀県RDB:希少	○	○	○	・本種は猛禽類調査の渡りで34例、第1期の11月に3例、12月に10例、1月に7例、2月に7例、3月に8例、4月に2例、5月に1例、第2期の3月に10例、4月に3例、5月に2例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有り、土地改変無し（伐採のみ）で確認されているがその大半が通過のみの確認であり、営巣地が確認されなかったことから影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(7)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
フクロウ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で4例確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ブッポウソウ 滋賀県共生:指定 環境省RL:EN 岐阜県RL:Ⅰ類 滋賀県RDB:絶危			○	・本種は「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アカショウビン 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カワセミ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で6例確認された。 【工事の実施】 ・確認された6例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(8)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
オオアカゲラ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
チョウゲンボウ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は猛禽類調査の渡りで1例、第1期の11月に3例、12月に5例、1月に4例、2月に2例、3月に2例、6月に1例、7月に4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ハヤブサ 種の保存法：国内 環境省RL：NT 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB:希少			○	・本種は猛禽類調査で5月に2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認が改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
サンショウクイ 滋賀県RDB:希少		○	○	・本種は「土地改変無し（伐採のみ）」で1例、「改変予定地外」で23例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変無し（伐採のみ）で1例確認されたが、改変予定地外においても23例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(9)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
サンコウチョウ 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で15例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても15例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヤブサメ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で10例確認された。 【工事の実施】 ・確認された10例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
センダイムシクイ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
オオムシクイ 環境省RL：EN			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(10)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
キクイタダキ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ミソサザイ 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で11例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても11例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ゴジュウカラ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
キバシリ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で19例確認された。 【工事の実施】 ・確認された19例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(11)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
オオルリ 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で14例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても14例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
コマドリ 滋賀県RDB:絶危			○	・本種は「改変予定地外」で7例確認された。 【工事の実施】 ・確認された7例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
キビタキ 滋賀県RDB:要注	○		○	・本種は「土地改変有り」で2例、「改変予定地外」で59例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで2例確認されたが、改変予定地外においても59例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(12)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
トラツグミ 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で4例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても4例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
クロツグミ 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で2例、「改変予定地外」で48例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで2例確認されたが、改変予定地外においても48例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
コサメビタキ 滋賀県RDB:希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で8例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても8例の確認があり、調査地域内に本種の生息が可能な樹林が広く分布すること、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(13)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ルリビタキ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ビンズイ 環境省RL：NT			○	・本種は「改変予定地外」で3例確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ウソ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で4例確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ベニマシコ 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-31(14)　貴重な鳥類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
カシラダカ 環境省RL：EN			○	・本種は「改変予定地外」で5例確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ミヤマホオジロ 岐阜県RL：準絶			○	・本種は「改変予定地外」で5例確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アオジ 滋賀県RDB:絶増			○	・本種は「改変予定地外」で5例確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地の外であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在による重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

c．貴重なは虫類・両生類

工事の実施による貴重なは虫類・両生類の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。また、工事用車両の走行によって、移動が阻害される影響が考えられる。貴重なは虫類・両生類のうち改変予定地で確認されたヒガシニホントカゲ、ニホンマムシ、ツチガエル、タゴガエルについては、調査地域の周辺には同様の樹林環境が広く確認されていること、様々な環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う貴重なは虫類・両生類の重要な生息環境への影響は小さいと予測する。また、改変予定地外で確認されたニホンイシガメやアカハライモリなどの貴重なは虫類・両生類については、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重なは虫類・両生類の重要な生息環境への影響としては、電線路の存在によって移動が阻害される影響が考えられるが、貴重なは虫類・両生類の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重なは虫類・両生類の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-32及び表8.1.3-33のとおりである。

表 8.1.3-32(1)　貴重なは虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ニホンイシガメ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB:希少			○	・本種は「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヒガシニホントカゲ 滋賀県RDB:要注	○		○	・本種は「土地改変有り」で2例、「改変予定地外」で18例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで2例確認されたが、改変予定地外においても18例の確認例があり、周辺には同様の樹林環境が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された多くが改変予定地外での確認であり、新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タカチホヘビ 滋賀県RDB:要注			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
シロマダラ 滋賀県RDB:要注			○	・本種は「改変予定地外」で6例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された6例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された6例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-32(2)　貴重なは虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ジムグリ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アオダイショウ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヒバカリ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヤマカガシ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-32(3)　貴重なは虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ニホンマムシ 滋賀県RDB：希少	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で1例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても1例の確認例があり、調査地域内や周辺に本種の生息が可能な植林地などの林床が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-33(1)　貴重な両生類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
アカハライモリ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で43例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された43例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された43例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アズマヒキガエル 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で552例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された552例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された552例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タゴガエル 滋賀県RDB:要注		○	○	・本種は「土地改変無し（伐採のみ）」で1例、「改変予定地外」で121例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変無し（伐採のみ）で1例確認されたが、改変予定地外においても121例の確認例があり、周辺には同様の樹林環境が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された多くが改変予定地外での確認であり、新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ニホンアカガエル 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で8例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された8例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された8例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-33(2)　貴重な両生類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ツチガエル 滋賀県RDB：要注	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で84例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても84例の確認例があり、周辺には同様の樹林環境が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された多くが改変予定地外での確認であり、新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
トノサマガエル 環境省RL：NT 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で74例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された74例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された74例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
シュレーゲルアオガエル 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
モリアオガエル 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で128例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された128例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された128例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

d. 貴重な昆虫類

工事の実施による貴重な昆虫類の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。また、工事用車両の走行、建設機械の稼働によって、改変予定地付近からの一時的な忌避行動を示す影響及び移動が阻害される影響が考えられる。貴重な昆虫類のうち改変予定地で確認されたアオイトトンボ、ホシガガンボモドキ、オオムラサキ、オオセンチコガネ、カタツムリトビケラ、ケブカオオアリについては、調査地域の周辺には同様の樹林環境が広く確認されていること、様々な環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う貴重なは虫類・両生類の重要な生息環境への影響は小さいと予測する。また、改変予定地外で確認されたカトリヤンマなどの貴重な昆虫類については、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重な昆虫類の重要な生息環境への影響としては、電線路の存在によって移動が阻害される影響が考えられるが、貴重な昆虫類の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重な昆虫類の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-34のとおりである。

表 8.1.3-34(1)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
アオイトトンボ 滋賀県RDB：そ他	○		○	・本種は「土地改変有り」で2例、「改変予定地外」で21例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで2例確認されたが、改変予定地外においても21例の確認例があること、本種の繁殖に必要な水辺環境に対しては、造成工事にあたって土砂や濁水の流出を防止するなど水域に対する環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、成虫の移動経路を広く遮断しないことや、新設場所などは水域と離れているため工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カトリヤンマ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タベサナエ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で6例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された6例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
コノシメトンボ 滋賀県RDB：分布			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(2)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ナツアカネ 滋賀県RDB：そ他			○	・本種は「改変予定地外」で12例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された12例はすべて改変予定地外での確認であること、本種の繁殖に必要な水辺環境に対しては、造成工事にあたって土砂や濁水の流出を防止するなど水域に対する環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された12例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヒメアカネ 滋賀県RDB：そ他			○	・本種は「改変予定地外」で5例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された5例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された5例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
コバネササキリ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ハルゼミ 滋賀県RDB：絶増			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(3)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ホシガガンボモドキ 環境省RL：DD	○	○	○	・本種は「土地改変有り」で1例、「土地改変無し（伐採のみ）」で1例、「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例、土地改変無し（伐採のみ）で1例が確認されたが、周辺地域でも確認例があり、周辺には生息環境である薄暗い茂みや、適度に日が差し込むような藪が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新による再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カタツムリトビケラ 滋賀県RDB：希少		○	○	・本種は「土地改変無し（伐採のみ）」で3例、「改変予定地外」で12例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変無し（伐採のみ）で幼虫が3例確認されたが、改変予定地外で確認例があり、幼虫の生息環境である沢などの水辺に対しての土地改変はなく、最小限の伐採のみであることや造成工事にあたって、土砂や濁水の流出を防止するなど水域に対する環境保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、成虫の移動経路を広く遮断しないことや、新設場所などは水域と離れているため工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する
トウヨウウスバキトビケラ 滋賀県RDB：要注 ※ 本種は滋賀県RDBにおいて選定されている「キリバネトビケラ属の一種」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(4)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ヤホシホソマダラ 環境省RL：NT			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
オオムラサキ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増	○			・本種は「土地改変有り」で2例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで成虫の死体が2例確認されたが、周辺には同様の樹林環境が広がっており、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、最小限の伐採を基本とし、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ウスタビガ本土亜種 滋賀県RDB：そ他			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ハマダラハルカ 環境省RL：DD 岐阜県RL：不足			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(5)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ネグロクサアブ 環境省RL：DD 岐阜県RL：準絶			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
エグリゴミムシ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
スジヒラタガムシ 環境省RL：NT			○	・本種は「改変予定地外」で16例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された16例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された16例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
オオセンチコガネ 滋賀県RDB：分布	○		○	・本種は「土地改変有り」で1例、「改変予定地外」で10例確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで1例確認されたが、改変予定地外においても10例の確認例があり、調査地域内や周辺に本種の生息が可能な植林地などの林床が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(6)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
コスジマグソコガネ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タマムシ 滋賀県RDB：分布			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
トモンチビオオキノコムシ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アオカミキリ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(7)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
オオセイボウ 環境省RL：DD			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ケブカツヤオオアリ 環境省RL：DD		○	○	・本種は「土地改変無し（伐採のみ）」で1例、「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変無し（伐採のみ）で1例が確認されたが、改変予定地外における4例の確認例があり、周辺には同様の樹林環境が広く確認されている。鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、最小限の伐採を基本とし、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、本種の移動経路を広く遮断しないことから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
トゲアリ 環境省RL：VU 岐阜県RL：準絶			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヤマトアシナガバチ 環境省RL：DD			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-34(8)　貴重な昆虫類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
モンスズメバチ 環境省RL：DD			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
マイマイツツハナバチ 環境省RL：DD			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

e．貴重な陸産貝類

工事の実施による貴重な陸産貝類の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。また、工事用車両の走行によって、移動が阻害される影響が考えられるが、いずれの貴重な陸産貝類も改変予定地外で確認されていることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重な陸産貝類の重要な生息環境への影響としては、工作物の存在によって移動が阻害される影響が考えられるが、いずれの貴重な陸産貝類も改変予定地外で確認されていることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重な陸産貝類の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-35のとおりである。

表 8.1.3-35(1)　貴重な陸産貝類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ゴマオカタニシ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で35例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された35例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された35例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アツブタガイ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
イブキムシオイガイ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「ムシオイガイ類」に含まれると判断した。			○	・本種は「改変予定地外」で12例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された12例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された12例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
クチマガリスナガイ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で19例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された19例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された19例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
オオウエキビ 環境省RL：DD			○	・本種は「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-35(2)　貴重な陸産貝類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ビロウドマイマイ種群 環境省RL：※ 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：要注 ※環境省RLでは「ビロウドマイマイ」や「ケハダビロウドマイマイ」が、岐阜県RLでは「ビロウドマイマイ属の一種」が、滋賀県RLでは「ビロウドマイマイ類」が本種に該当すると判断した。			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ニッポンマイマイ 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「ニッポンマイマイ類」に含まれると判断した。			○	・本種は「改変予定地外」で2例確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ニッポンマイマイ類 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で13例確認された。 【工事の実施】 ・確認された13例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された13例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
コベソマイマイ 滋賀県RDB：分布			○	・本種は「改変予定地外」で9例確認された。 【工事の実施】 ・確認された9例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された9例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-35(3)　貴重な陸産貝類に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
オオミケマイマイ 環境省RL：VU 岐阜県RL：不足 滋賀県RDB：絶増			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
イセノナミマイマイ 滋賀県RDB：分布			○	・本種は「改変予定地外」で25例確認された。 【工事の実施】 ・確認された25例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された25例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ヒルゲンドルフマイマイ 環境省RL：NT 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：要注 ※滋賀県RDBでは「チャイロオトメマイマイ類」に含まれると判断した。			○	・本種は「改変予定地外」で6例確認された。 【工事の実施】 ・確認された6例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された6例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タワラガイ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で9例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された9例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された9例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

f．貴重な水生生物(魚類・底生動物)

工事の実施による貴重な水生生物(魚類・底生動物)の重要な生息環境への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生息環境の一部が消失・縮小する影響が考えられるが、いずれの貴重な水生生物も改変予定地外で確認されていることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

工作物の存在による貴重な水生生物(魚類・底生動物)の重要な生息環境への影響としては、工作物の存在が水路等に存在する場合には移動が阻害される影響が考えられるが、水路等に工作物を設置しないこと、いずれの貴重な水生生物も改変予定地外で確認されていることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業の実施による貴重な水生生物(魚類・底生動物)の重要な生息環境の改変の程度及び内容について予測した結果は表 8.1.3-36 及び 表 8.1.3-37のとおりである。

表 8.1.3-36(1)　貴重な水生生物(魚類)に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
タカハヤ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で271例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された271例は改変予定地外での確認であること、また造成工事にあたっては土砂や濁水の流出を防止するなどの環境保全措置を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された271例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ドジョウ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であること、また造成工事にあたっては土砂や濁水の流出を防止するなどの環境保全措置を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ホトケドジョウ 環境省RL：EN 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：絶増			○	・本種は「改変予定地外」で8例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された8例は改変予定地外での確認であること、また造成工事にあたっては土砂や濁水の流出を防止するなどの環境保全措置を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された8例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
アカザ 環境省RL：VU 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であること、また造成工事にあたっては土砂や濁水の流出を防止するなどの環境保全措置を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

表 8.1.3-36(2)　貴重な水生生物(魚類)に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
カワヨシノボリ 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で214例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された214例は改変予定地外での確認であること、また造成工事にあたっては土砂や濁水の流出を防止するなどの環境保全措置を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された228例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-37(1)　貴重な水生生物(底生動物)に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
マメシジミ属の一種 滋賀県RDB：要注 ※本種は選定要件⑦において選定されている「マメシジミ類」に含まれると判断し、貴重種として取り扱った。			○	・本種は「改変予定地外」で33例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された33例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された33例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
マルタニシ 環境省RL：VU 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で7例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された7例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された7例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ビワヨゴレイトミミズ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
サワガニ 滋賀県RDB：要注	○		○	・本種は「土地改変有り」で2例、「改変予定地外」で552例が確認された。 【工事の実施】 ・土地改変有りで2例確認されたが、改変予定地外においても552例の確認例があること、本種の生息に必要な水辺環境に対しては、造成工事にあたって土砂や濁水の流出を防止するなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・新設される鉄塔や電線が阻害する移動経路は非常に小さく、移動経路を広く遮断しないことや、新設場所などは水域と離れているため工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-37(2)　貴重な水生生物(底生動物)に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
モクズガニ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
タベサナエ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：希少	分類：昆虫「タベサナエ」にて改変予定地情報を統合し掲載。			
コオイムシ 環境省RL：NT			○	・本種は「改変予定地外」で4例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された4例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
ミズカマキリ 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で2例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された2例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
カタツムリトビケラ 滋賀県RDB：希少	分類：昆虫「カタツムリトビケラ」にて改変予定地情報を統合し掲載。			
キリバネトビケラ属の一種 滋賀県RDB：要注			○	・本種は「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.3-37(3)　貴重な水生生物(底生動物)に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
キボシケシゲンゴロウ 環境省RL：DD 滋賀県RDB：希少			○	・本種は「改変予定地外」で1例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された1例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
クロゲンゴロウ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：絶増			○	・本種は「改変予定地外」で3例が確認された。 【工事の実施】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工事の実施に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 【工作物の存在】 ・確認された3例は改変予定地外での確認であることから、工作物の存在に伴う重要な生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
スジヒラタガムシ 環境省RL：NT	分類：昆虫「スジヒラタガムシ」にて改変予定地情報を統合し掲載。			

※1　選定要件は表 8.1.3-27のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

エ．評価の結果

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う貴重な動物への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施及び工作物の存在に伴う貴重な動物への影響は小さいまたは極めて小さいと予測され、環境保全対策について実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

8.1.4　植物

(1) 調査結果の概要

① 植物相

ア．既存の文献又は資料調査

(ｱ) 調査地域

調査地域は図4-1に示す関係地域及びその周辺とした。

(ｲ) 調査方法

表 8.1.4-1に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺において生育の記録のある種を抽出した。

表 8.1.4-1　植物相に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-」（岐阜県　平成26年）
②	「関ケ原町史　通史編上巻」（関ケ原町　平成2年）
③	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　2026年）
④	「500kV関ケ原北近江線新設に伴う環境調査」（中部電力株式会社　平成23年）
⑤	「岐阜県植物誌」（岐阜県植物研究会編集　2019年）

(ｳ) 調査結果

既存の文献又は資料において確認された植物種は、表 8.1.4-2のとおり161科1,528種であった。

表 8.1.4-2　既存の文献又は資料による植物相の調査結果

分類		確認種	科数	種数
シダ植物		ヒカゲノカズラ、クラマゴケ、スギナ、フユノハナワラビ、ゼンマイ、コシダ、キジノオシダ、ワラビ、イワガネソウ、トラノオシダ、ミゾシダ、シケシダ、ベニシダ、マメヅタ　等	23	157
種子植物	裸子植物	アカマツ、ヒノキ、スギ、イヌガヤ　等	3	12
	被子植物	サネカズラ、ホオノキ、ヤブニッケイ、ウキクサ、ヤマノイモ、シュンラン、シャガ、ヒガンバナ、ツユクサ、コナギ、クサイ、カヤツリグサ、ススキ、タケニグサ、アケビ、アオツヅラフジ、メギ、センニンソウ、コモチマンネングサ、ノブドウ、フジ、ツルグミ、クマヤナギ、ケヤキ、ヤマグワ、ヤマザクラ、コナラ、オニグルミ、イヌシデ、ツルウメモドキ、カタバミ、アカメガシワ、イヌコリヤナギ、タチツボスミレ、オトギリソウ、ゲンノショウコ、ヤマウルシ、ウリカエデ、カラスザンショウ、ミズヒキ、コハコベ、ノリウツギ、ヒサカキ、カキノキ、ヤブコウジ、コナスビ、サワフタギ、エゴノキ、マタタビ、リョウブ、ネジキ、アオキ、ヤエムグラ、ガガイモ、テイカカズラ、キュウリグサ、オオバコ、オオイヌノフグリ、ヤブムラサキ、ソヨゴ、ヨモギ、タカノツメ、ヤブジラミ、ガマズミ　等	135	1,359
合計：161科1,528種（亜種、変種、品種を含む）				

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「令和7年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 令和7年）に従った。

イ．現地調査

(ｱ) 調査範囲

調査地域は、図 8.1.4-1のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(ｲ) 調査方法

鉄塔敷として計画する改変区域及びその周辺部について現地踏査し、生育する植物の種を同定し記録した。これに、植生調査時に記録した種を加え、植物目録リストを作成した。

(ｳ) 調査期間

春　季：2025年6月2日～4日

初夏季：2025年7月1日～3日

夏　季：2025年8月4日～6日

秋　季：2025年10月27日～30日

春　季：2026年4月20日～22日

(ｴ) 調査地点

図 8.1.4-1に示す踏査ルートで調査を実施した。

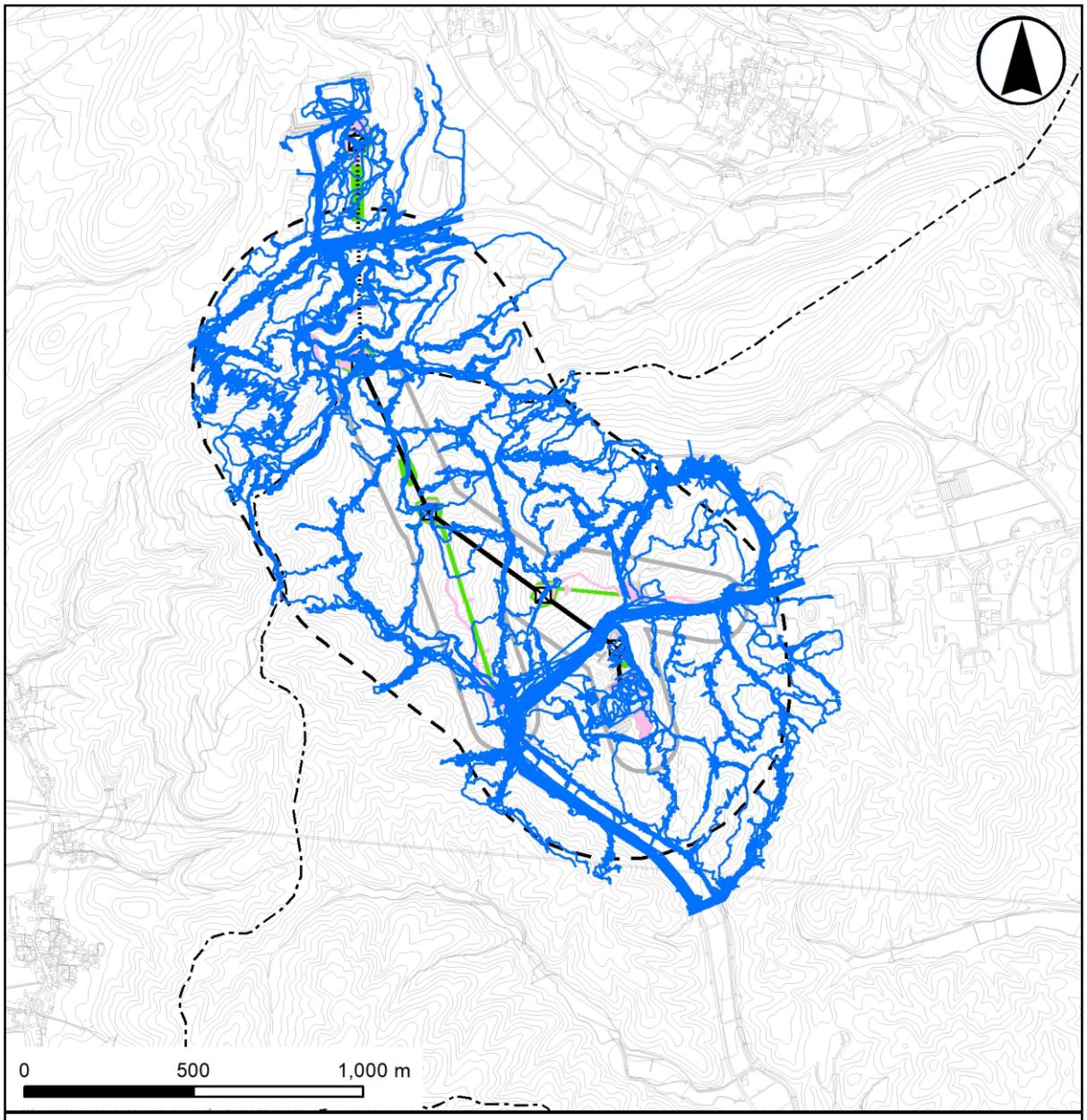


図 8.1.4-1　植物相の調査地域及び調査地点

(ｵ) 調査結果

現地調査で確認された植物は136科768種であった。確認種の概要は表 8.1.4-3 のとおりである。

調査範囲は暖温帯（ヤブツバキクラス域）に位置するが、植生としては主にスギ・ヒノキ植林が広い範囲でみられ、その他はコナラ、アカマツなどが優占する二次林やススキなどの草地等であった。植物相としてはハイイヌガヤ、ホソバカンスゲ、エゾユズリハ、ミヤマイラクサ、オオタチツボスミレ、スミレサイシン、イワナシ、クロバナヒキオコシ、タニウツギなどの日本海要素、東海地方とその近辺に分布するスズカカンアオイ、スズカアザミなど主に西日本に分布するカンサイタンポポなどが確認された。

表 8.1.4-3　植物相調査確認種

分類		確認種	科数	種数
シダ植物		ヒカゲノカズラ、クラマゴケ、スギナ、フユノハナワラビ、ゼンマイ、コハイホラゴケ、ウラジロ、オオキジノオ、ホラシノブ、コバノイシカグマ、オオバノイノモトソウ、コバノヒノキシダ、ヤワラシダ、シシガシラ、シケチシダ、オニヒカゲワラビ、オニカナワラビ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ノキシノブ　等	18	87
種子植物	裸子植物	アカマツ、ヒノキ、スギ、ハイイヌガヤ　等	5	7
	被子植物	サネカズラ、ヒトリシズカ、ドクダミ、スズカカンアオイ、タムシバ、シロダモ、セキショウ、コウライテンナンショウ、タチドコロ、チゴユリ、サルトリイバラ、ウバユリ、オオバノトンボソウ、ニワゼキショウ、ノビル、コナギ、コウガイゼキショウ、タニガワスゲ、ホソバカンスゲ、ヒナガヤツリ、テンツキ、ホタルイ、アブラガヤ、チガヤ、ススキ、ネザサ、イブキザサ、フサザクラ、ムラサキケマン、アケビ、アオツヅラフジ、メギ、キツネノボタン、アワブキ、マンサク、エゾユズリハ、ヤブサンザシ、ネコノメソウ、コモチマンネングサ、アリノトウグサ、ツタ、ネムノキ、クララ、ナワシログミ、ケケンポナシ、ケヤキ、エノキ、ヤマグワ、ミヤマイラクサ、イラクサ、ウラジロノキ、ヘビイチゴ、コナラ、オニグルミ、ハンノキ、アマチャヅル、ツルウメモドキ、ミヤマカタバミ、アカメガシワ、ヒメミカンソウ、マルバヤナギ、オオタチツボスミレ、スミレサイシン、オトギリソウ、ゲンノショウコ、キカシグサ、チョウジタデ、ゴンズイ、キブシ、ツタウルシ、ウリハダカエデ、マツカゼソウ、ニガキ、オニシバリ、ハクサンハタザオ、ミゾソバ、サワハコベ、イノコヅチ、ヨウシュヤマゴボウ、スベリヒユ、クマノミズキ、ヒメウツギ、ヒサカキ、ヤブコウジ、ヤブツバキ、タンナサワフタギ、エゴノキ、サルナシ、リョウブ、イワナシ、ヤマツツジ、アオキ、ホソバノヨツバムグラ、アケボノソウ、テイカカズラ、オオバコ、アゼナ、クロバナヒキオコシ、ヒルガオ、ヒヨドリジョウゴ、ミズタビラコ、マルバアオダモ、キランソウ、ムラサキシキブ、トキワハゼ、ミゾホオズキ、キリ、ハグロソウ、アレチハナガサ、ハナイカダ、アオハダ、タニギキョウ、ヨモギ、スズカアザミ、フキ、カンサイタンポポ、タカノツメ、セリ、ガマズミ、タニウツギ　等	113	674
合計：136科768種（亜種、変種、品種を含む）				

※1　種名及び科の範囲、名称、配列は、「令和7年度版　河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 令和7年）に従った。

② 植生

ア．既存の文献又は資料調査

(ｱ) 調査地域

調査地域は図4-1のとおり関係地域及びその周辺とした。

(ｲ) 調査方法

表 8.1.4-4に示す既存の文献又は資料から、関係地域及びその周辺における植生の状況について把握した。

表 8.1.4-4　植生に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
①	「自然環境調査Web-GIS　植生調査（1/2.5万）植生図」 （環境省自然環境局HP　2026年7月閲覧）

(ｳ) 調査結果

既存の文献又は資料において確認された植生は表 8.1.4-5のとおりである。

表 8.1.4-5　現存植生の概要

	既存の文献又は資料
	①
植生単位	(ブナクラス域自然植生) チャボガヤーケヤキ群集 (ヤブツバキクラス域自然植生) ケヤキームクノキ群集 (ヤブツバキクラス域代償植生) タブノキーヤブニッケイ二次林、アベマキーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、伐採跡地群落（Ⅶ） (その他) 市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地、開放水域

イ．現地調査

(ｱ) 調査範囲

調査地域は、図 8.1.4-4のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

(ｲ) 調査方法

調査地域について、空中写真の解析や現地踏査により群落区分を行い、原則として代表的な区分ごとに複数の植生調査点を設定し、現地において植物社会学的群落調査としてブラウン-ブランケによる全推定被度（優占度）及び活力度を測定するとともに、各調査地点の現況写真を撮影した。

また、調査結果に基づき群落組成表、植生断面図を作成するとともに現存植生図を作成した。

(ｳ) 調査期間

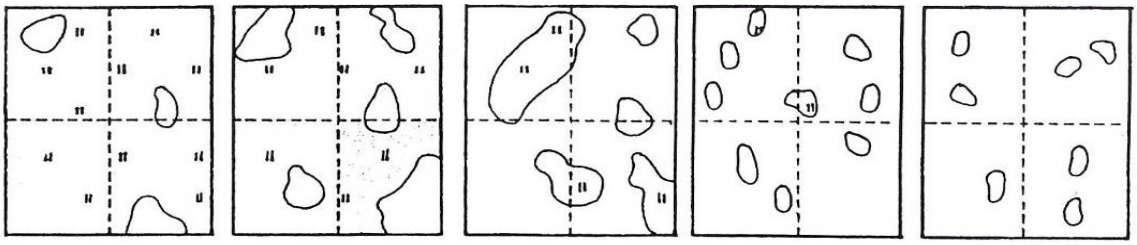
春　季：2025年6月2日～4日

夏　季：2025年8月4日～6日

秋　季：2025年10月27日～30日、11月4日～5日

(ｴ) 調査地点

植生調査は図 8.1.4-4に示す47地点で調査を実施した。



被度５
（3/4 以上）

被度４
（1/2～3/4）

被度３
（1/4～1/2）

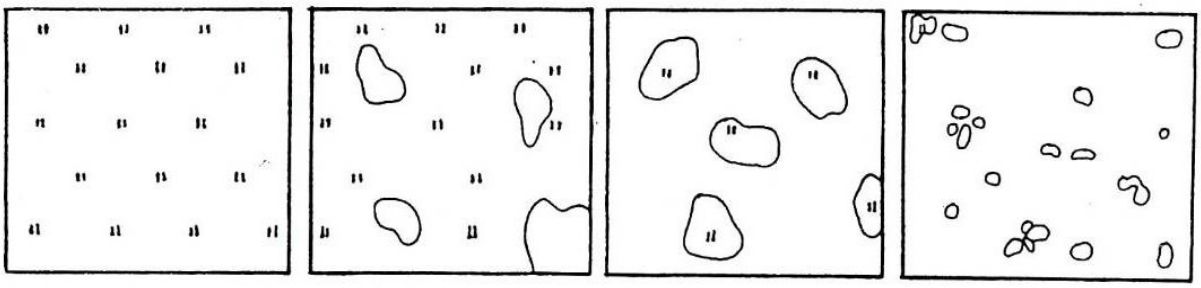
被度２
（1/4～1/10）

被度１
（1/10 以下）

被度５：被度がコドラート面積の 3/4 以上を占めているもの
被度４：被度がコドラート面積の 1/2～3/4 を占めているもの
被度３：被度がコドラート面積の 1/4～1/2 を占めているもの
被度２：個体数が極めて多いか、又は少なくとも被度が 1/10～1/4 を占めているもの
被度１：個体数は多いが被度が 1/20 以下、又は被度が 1/10 以下で個体数が少ないもの
被度＋：個体数も少なく被度も少ないもの
被度ｒ：極めてまれに最低被度で出現するもの（＋記号にまとめられることも多い）

引用元:「平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル［河川版］(河川環境基図作成調査編)」

図 8.1.4-2　被度階級



群度５　カーペット状　群度４　カーペットに穴がある状態　群度３　まだら状　群度２　小群状

群度５：　調査区内にカーペット状に一面に生育しているもの
群度４：　大きなまだら状又は、カーペット状のあちこちに穴があいているような状態のもの
群度３：　小群のまだら状のもの
群度２：　小群をなしているもの
群度１：　単独で生えているもの

引用元:「平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル［河川版］(河川環境基図作成調査編)」

図 8.1.4-3　群度階級

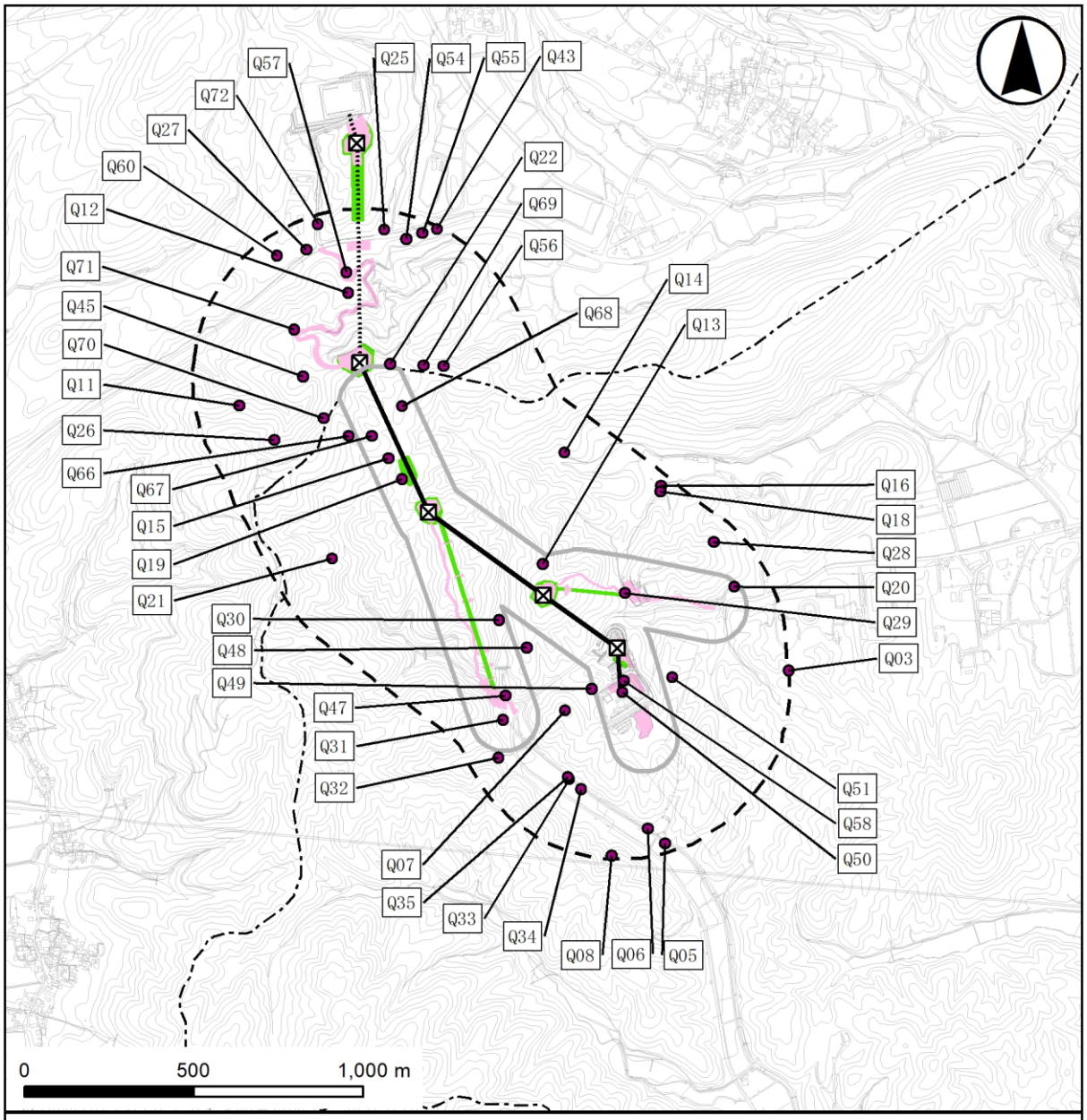


図 8.1.4-4　植生の調査地域及び調査地点

(ｵ) 調査結果

植物群落は16の植生区分と7つの土地利用単位が確認された。確認された群落の概要は表 8.1.4-6に、調査に基づいて作成された現存植生図は図 8.1.4-5のとおりである。また、各植生区分の植生断面図は図 8.1.4-6のとおりである。改変予定地周辺では自然植生に該当する植生区分は確認されず、ヤブツバキクラス域代償植生に該当する15の植生区分、植林地植生に該当する1つの植生区分が確認された。

表 8.1.4-6(1)　確認された植物群落等

植生区分	群落名	群落の概要
ヤブツバキクラス域代償植生	コナラ群落	コナラが優占する群落である。群落高は約13～25m、高木層は植被率約30～80%でコナラ、ヤマザクラ、イヌシデ等が生育する。亜高木層は高さ約7～15m、植被率約5～60%でアカシデ、エゴノキ、ウラジロノキ等が生育する。低木層は高さ約2.5～6m、植被率約10～60%でアセビ、カマツカ、ガマズミ等が生育する。草本層は高さ約0.3～1.6m、植被率約5～80%でシシガシラ、イヌツゲ、ミツバアケビ等が生育する。山地の植林がなされていない部分に広く分布する。
	ハンノキ群落	ハンノキが優占する群落である。群落高は約17m、高木層は植被率約50%でハンノキ、フジ等が生育する。亜高木層は高さ約10m、植被率約20%でハンノキ、スギ等が生育する。低木層は高さ約4m、植被率約10%でシロダモ、スギ等が生育する。草本層は高さ約0.5m、植被率約90%でツルニチニチソウ、ハリガネワラビ、ミズタビラコ等が生育する。谷間の1箇所に小面積でみられた。
	アカマツ群落	アカマツの高木が優占する群落である。群落高は約15～18m、高木層は植被率約50～80%で、アカマツ、ソヨゴ、ヤマザクラ等が生育する。亜高木層は高さ約8～12m、植被率約20～40%でリョウブ、アオハダ、ネジキ等が生育する。低木層は高さ約3～6m、植被率約30～60%でシキミ、ヒサカキ、アオハダ等が生育する。草本層は高さ約0.2～1m、植被率約1～20%でツタ、ナワシログミ、ネザサ等が生育する。尾根や斜面上部に分布する。
	アカマツ群落（低木林）	アカマツの低木が優占する群落である。群落高は約4～7m、亜高木層は高さ約7m、植被率約30%でアカマツが生育する。低木層は高さ約3～4m、植被率約45～70%でアカマツ、ソヨゴが生育する。草本層は高さ約0.8～1.5m、植被率約60～80%でニガイチゴ、イヌコリヤナギ、メドハギ等が生育する。主に造成法面に分布する。
	シロダモ群落	シロダモが優占する亜高木群落である。群落高は約7～9m、亜高木層の植被率約30～70%でシロダモ、ソヨゴ等が生育する。低木層は高さ約4～5m、植被率30～80%でシロダモ、ヤブツバキ、シキミ等が生育する。草本層は高さ約0.7～1m、植被率約20～80%で、オニカナワラビ、コチヂミザサ、イワヒメワラビ等が生育する。林縁部や伐採跡地等に分布する。
	アカメガシワ－カラスザンショウ群落	アカメガシワ、カラスザンショウが優占する群落である。群落高は約12～15m、高木層は植被率約40～70%でアカメガシワ、カラスザンショウ、エノキ等が生育する。亜高木層は高さ約7～9m、植被率約20～30%でクマノミズキ、ケヤキ、イヌシデ等が生育する。低木層は高さ約3～5m、植被率約15～40%でウツギ、イボタノキ、ヌルデ等が生育する。草本層は高さ約0.3～1.2m、植被率約60～90%でナキリスゲ、カキドオシ、フユイチゴ等が生育する。道路やため池の法面、伐採跡地等に分布する。
	クサギ群落	クサギが優占する群落である。群落高は約2.5m、低木層は植被率約15%でクサギ、シロダモが生育する。草本層は高さ約0.9m、植被率約60%でニガイチゴ、ワラビ、クララ、ヨウシュヤマゴボウ等が生育する。スギ・ヒノキ植林の伐採跡地に小面積でみられた。

表 8.1.4-6(2)　確認された植物群落等

植生区分	群落名	群落の概要
ヤブツバキクラス域代償植生	ネザサ群落	ネザサが優占する群落である。群落高は約1.5～2.5m、低木層は植被率約70～100%でネザサ、ヤマノイモ、ノブドウ等が生育する。草本層は高さ約0.2～0.8m、植被率約10～90%でヤマミズ、イグサ、ツユクサ等が生育する。林縁部、伐採跡地、休耕地等に分布する。
	イワヒメワラビ群落	イワヒメワラビが優占する群落である。群落高は約0.8～1m、植被率約80～90%でイワヒメワラビ、ヘビイチゴ、オッタチカタバミ等が生育する。伐採跡地等にみられた。
	ススキ群落	ススキが優占する群落である。群落高は約1～1.8m、植被率約60～90%でススキ、チガヤ、カタバミ等が生育する。造成地等に分布する。
	セイタカアワダチソウ群落	セイタカアワダチソウが優占する群落である。群落高は約1.4～1.5m、植被率約75～100%でセイタカアワダチソウ、ゲンノショウコ、キクムグラ等が生育する。休耕地や道路法面などにみられた。
	メリケンカルカヤ群落	メリケンカルカヤが優占する群落である。群落高は約0.5m、植被率約80%でメリケンカルカヤ、ノチドメ、コブナグサ等が生育する。休耕地にみられた。
	チカラシバ群落	チカラシバが優占する群落である。群落高は0.7～1m、草本層の植被率約95%でチカラシバ、ヒメジソ、ヤブマメ等が生育する。造成地や休耕地等に分布する。
	メヒシバ群落	メヒシバが優占する群落である。群落高は0.3m、植被率約90%でメヒシバ、イヌタデ、コツブキンエノコロ等が生育する。休耕地にみられた。
	ツルヨシ群落	ツルヨシが優占する群落である。群落高は1.5～3m、低木層の高さ約3m、植被率約20%でウツギ、タニウツギが生育する。草本層は高さ2m、植被率約100%でツルヨシ、ミゾソバ、クサヨシ等が生育する。水路にみられた。
植林地植生	スギ・ヒノキ植林	スギまたはヒノキが優占する植林である。群落高は約16～28m、高木層は植被率約45～90%でスギ、ヒノキが生育する。亜高木層は高さ約8～13m、植被率約0～20%で、ヒノキ、スギ、シロダモ等が生育する。低木層は高さ約1.5～4m、植被率約8～35%でヒサカキ、シキミ、シロダモ等が生育する。草本層は高さ約0.3～1m、植被率約15～80%でオオバノイノモトソウ、イワガネソウ、シケチシダ、フモトシダ、マツカゼソウ、オオバノハチジョウシダ等が生育する。山地に広く分布する。
土地利用単位	植栽樹群	公園や樹園等に植栽された樹木群。
	水田雑草群落	イネが栽培されている水田。イネの他、イヌビエ、イヌガラシ、ヌカキビ等が生育する。
	道路	舗装された自動車用道路。
	構造物	砂防堰、コンクリート法面などの建造物。
	人工裸地	造成跡などの裸地。
	自然裸地	ため池の水位が下がったことにより生じた裸地。
	開放水面	ため池などの水面。

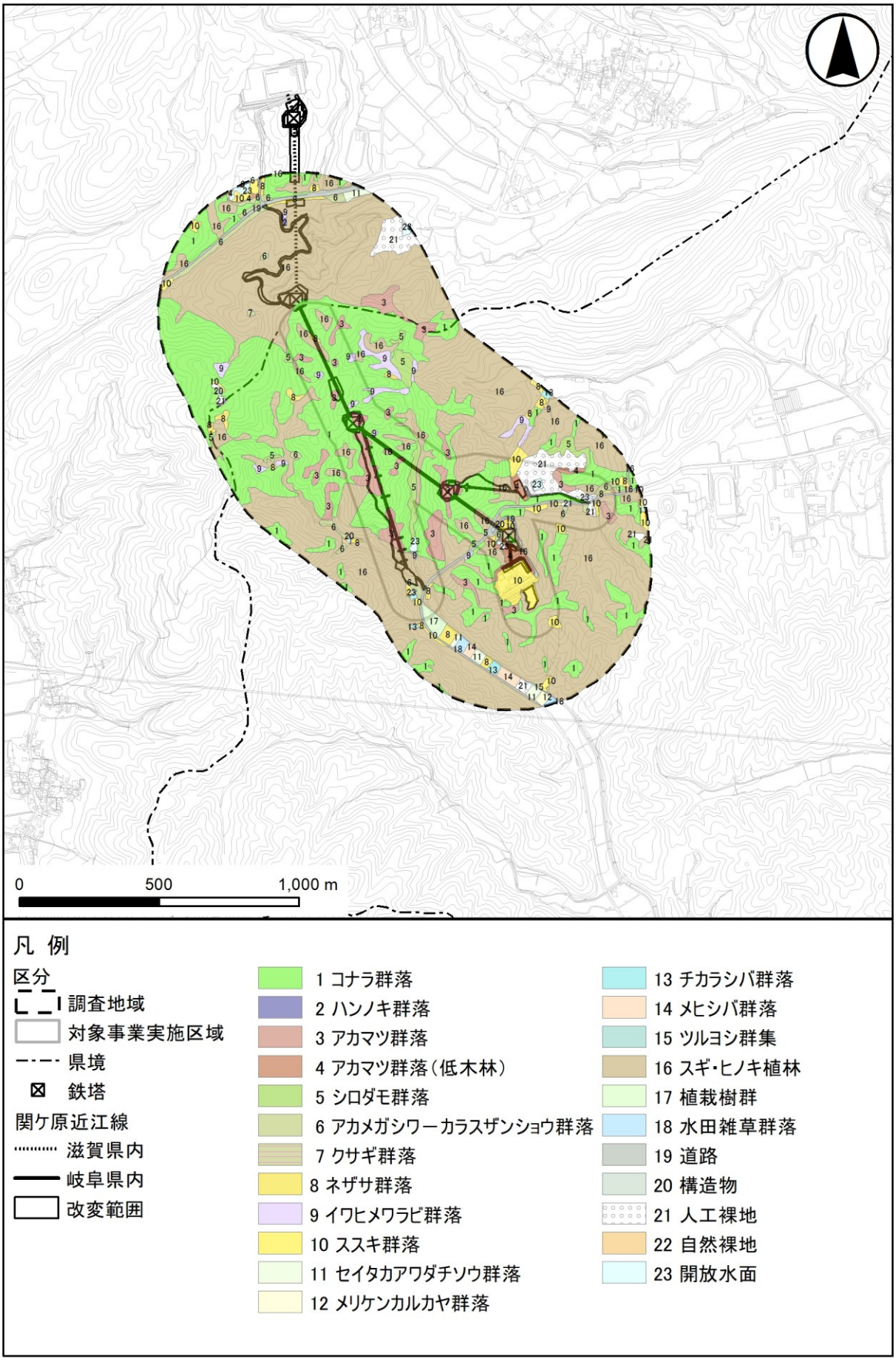

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
改変範囲
1 コナラ群落
2 ハンノキ群落
3 アカマツ群落
4 アカマツ群落（低木林）
5 シロダモ群落
6 アカメガシワーカラスザンショウ群落
7 クサギ群落
8 ネザサ群落
9 イワヒメワラビ群落
10 ススキ群落
11 セイタカアワダチソウ群落
12 メリケンカルカヤ群落
13 チカラシバ群落
14 メヒシバ群落
15 ツルヨシ群集
16 スギ・ヒノキ植林
17 植栽樹群
18 水田雑草群落
19 道路
20 構造物
21 人工裸地
22 自然裸地
23 開放水面

図 8.1.4-5　現存植生図

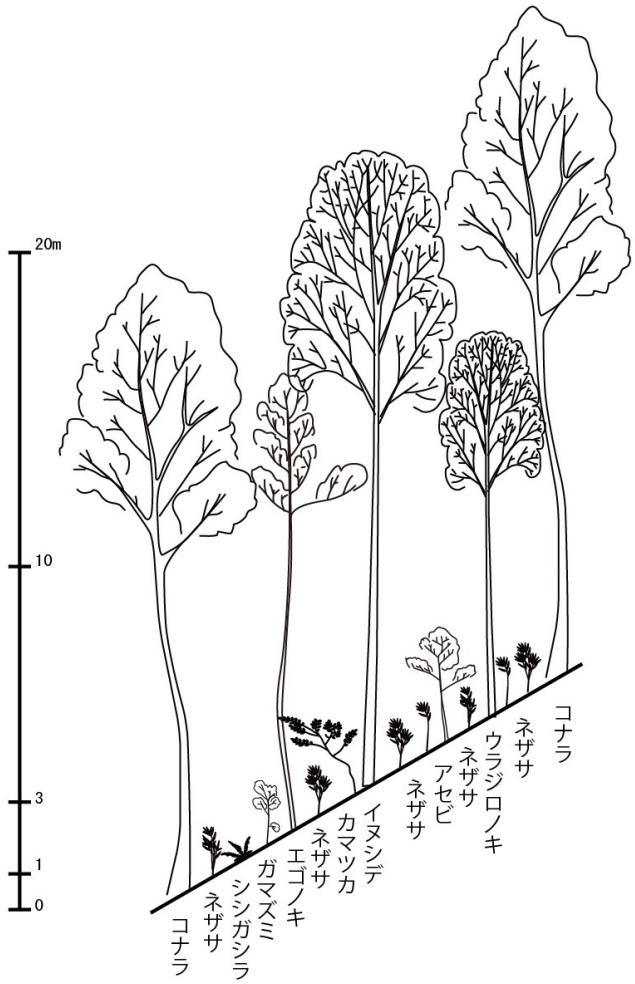


図 8.1.4-6(1)　植生断面図（コナラ群落）

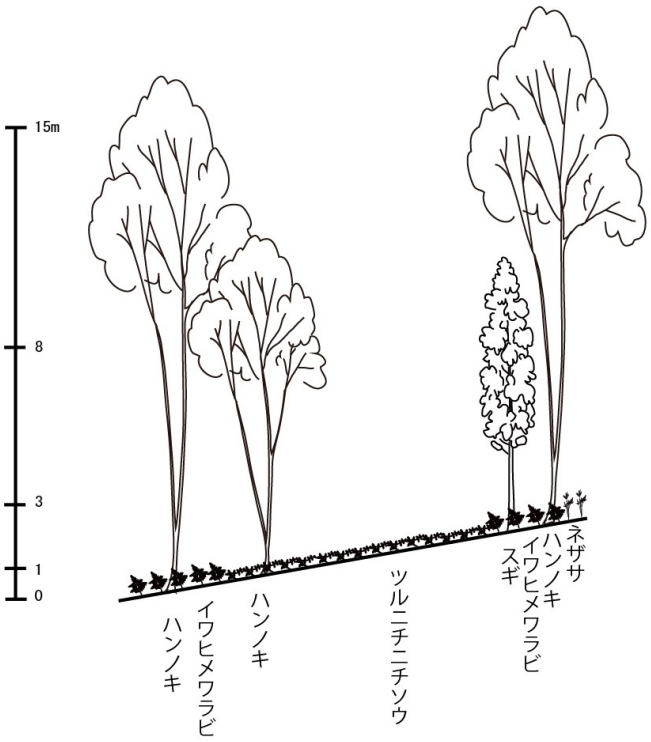


図 8.1.4-6(2)　植生断面図（ハンノキ群落）

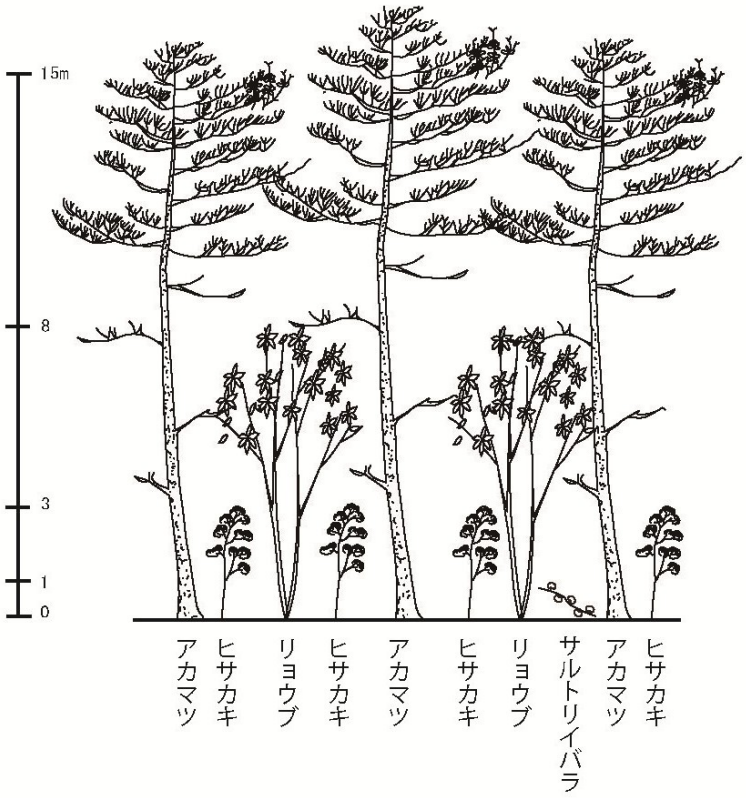


図 8.1.4-6(3)　植生断面図（アカマツ群落）

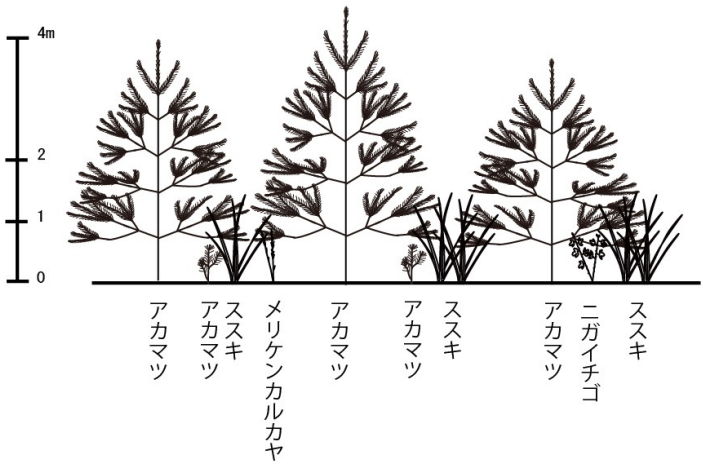


図 8.1.4-6(4)　植生断面図（アカマツ群落（低木林））

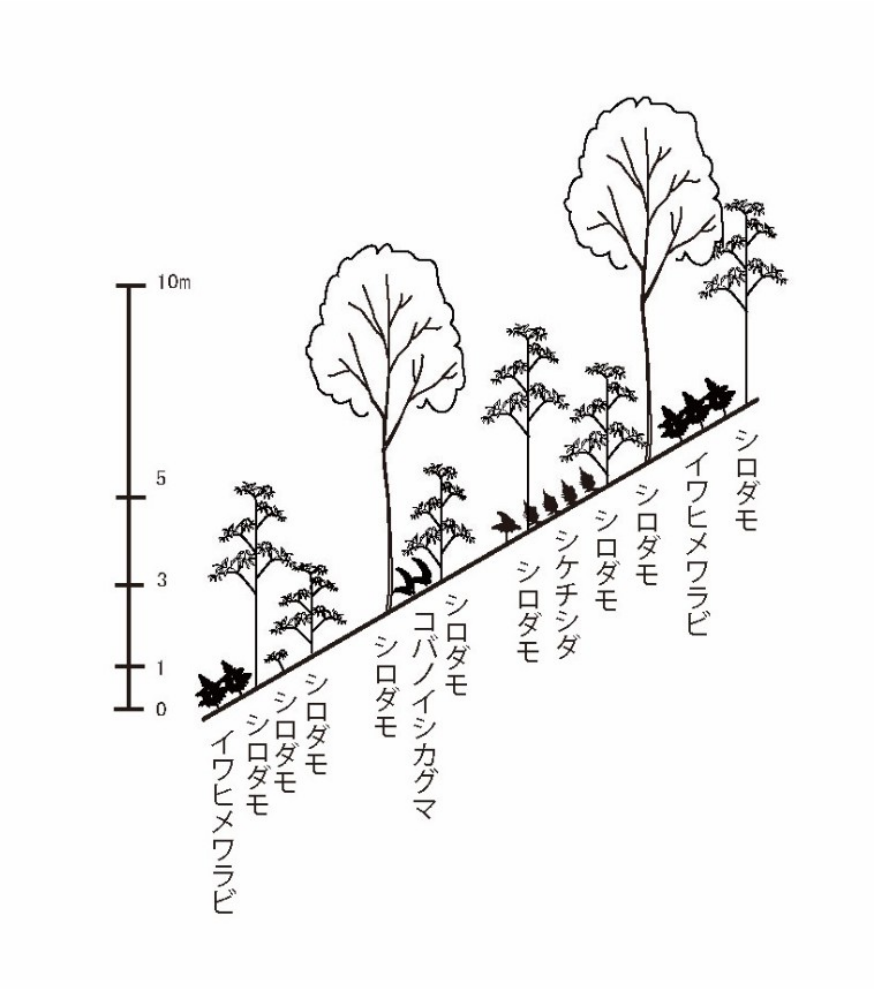


図 8.1.4-6(5)　植生断面図（シロダモ群落）

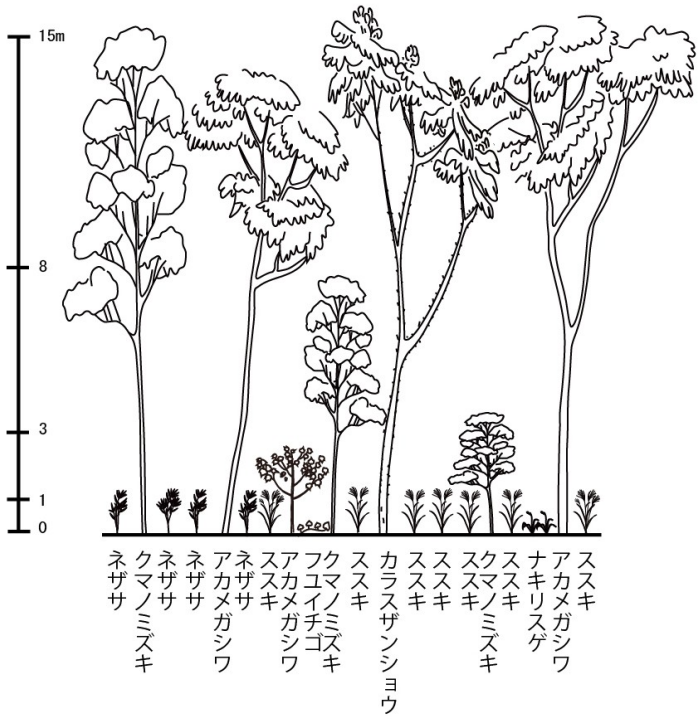


図 8.1.4-6(6)　植生断面図（アカメガシワ－カラスザンショウ群落）

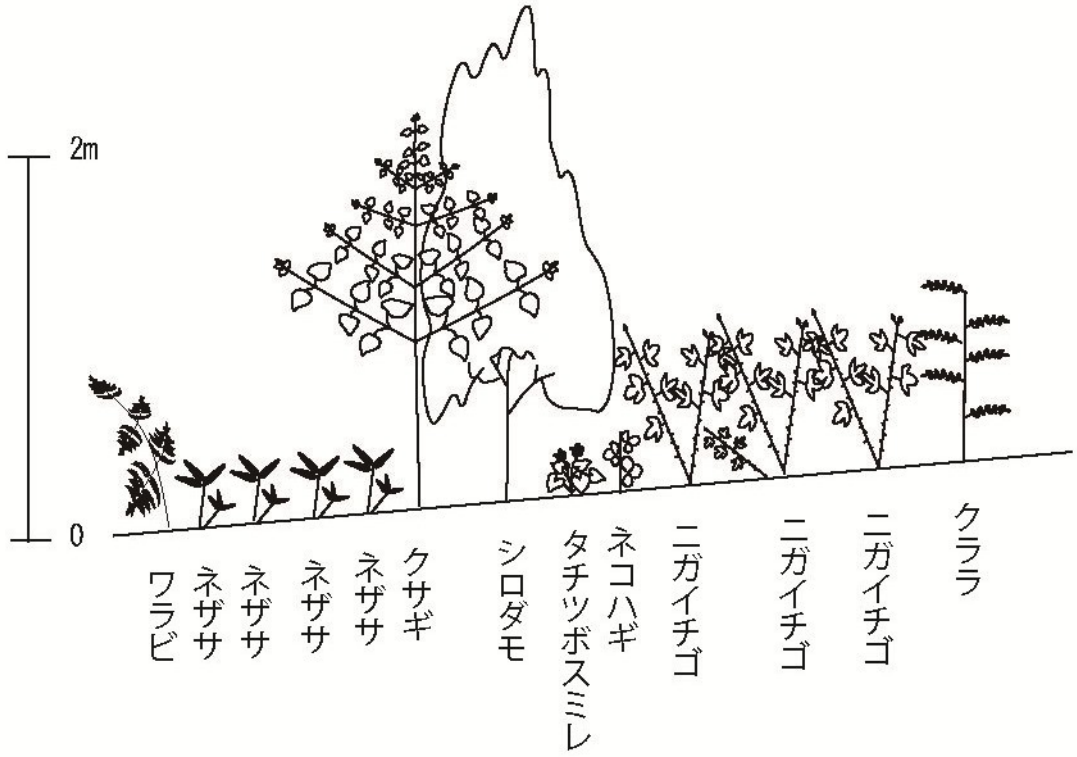


図 8.1.4-6(7)　植生断面図（クサギ群落）

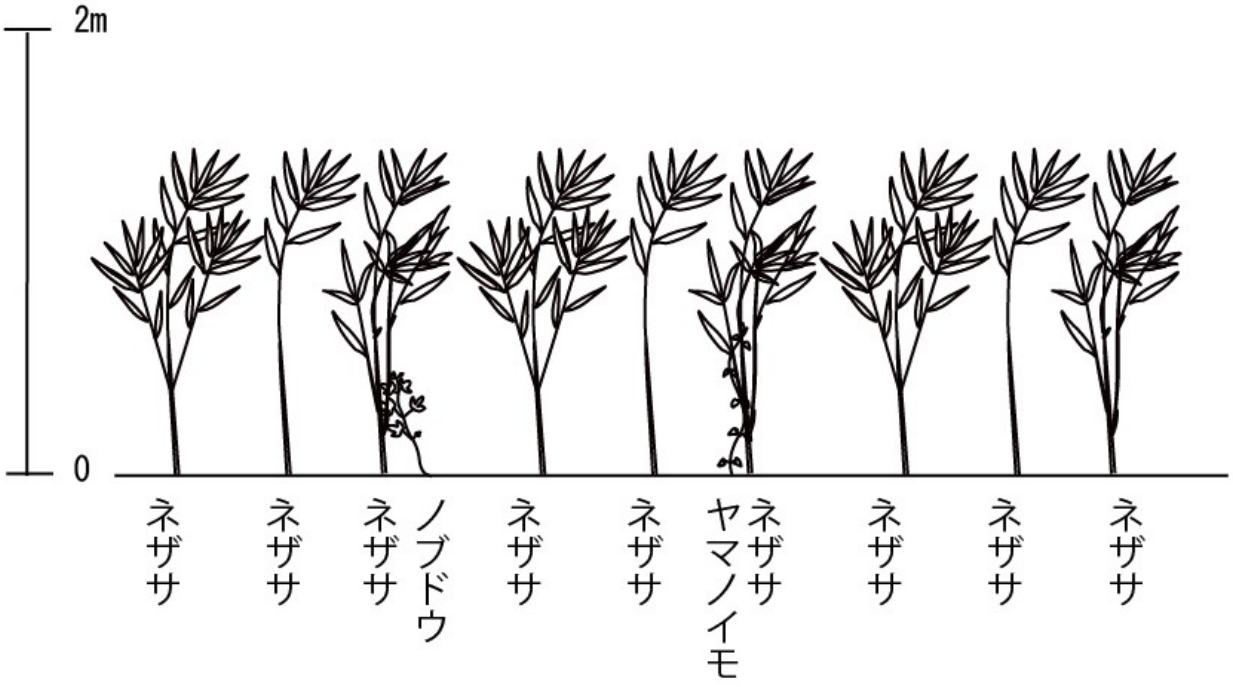


図 8.1.4-6(8)　植生断面図（ネザサ群落）

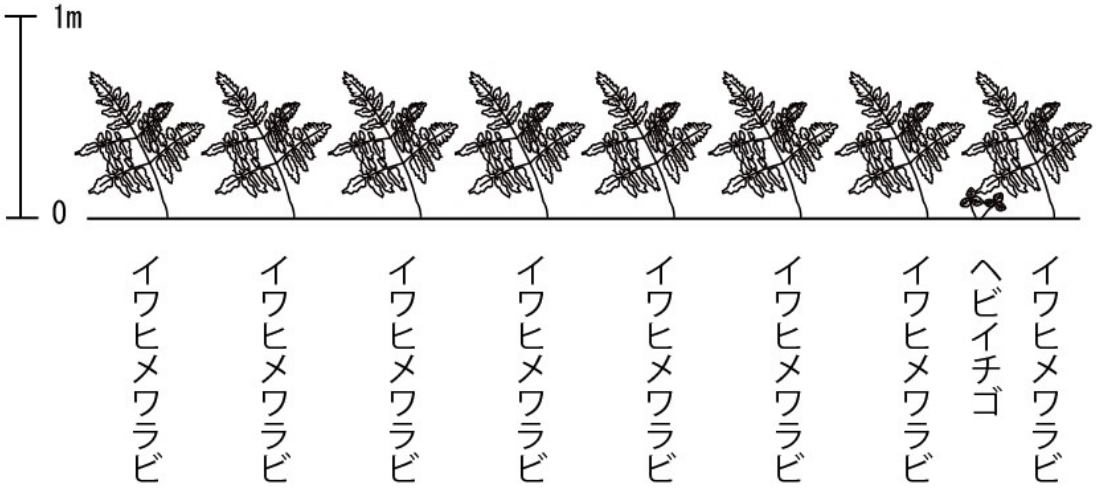


図 8.1.4-6(9)　植生断面図（イワヒメワラビ群落）

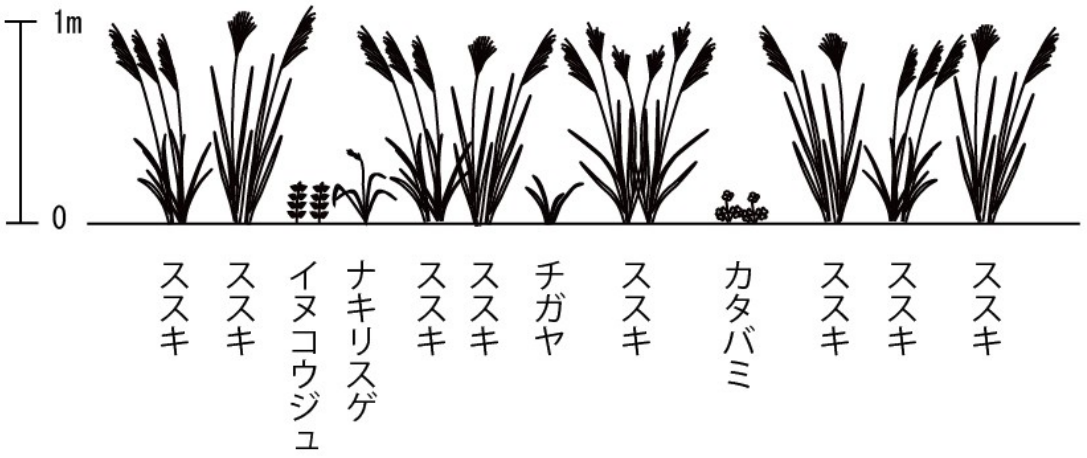


図 8.1.4-6(10)　植生断面図（ススキ群落）



図 8.1.4-6(11)　植生断面図（セイタカアワダチソウ群落）

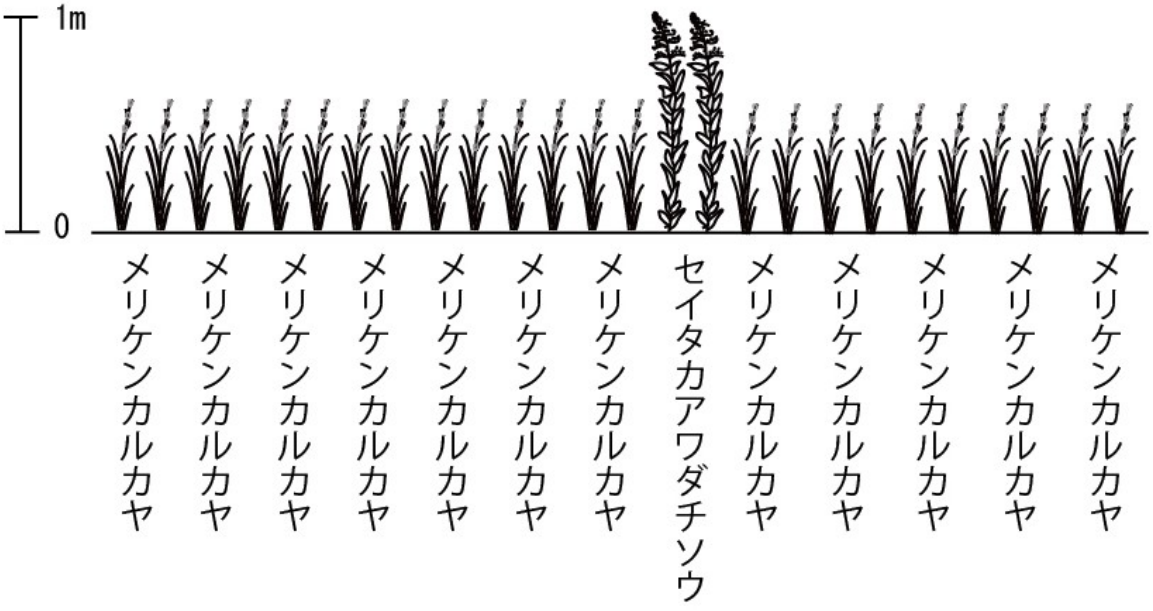


図 8.1.4-6(12)　植生断面図（メリケンカルカヤ群落）

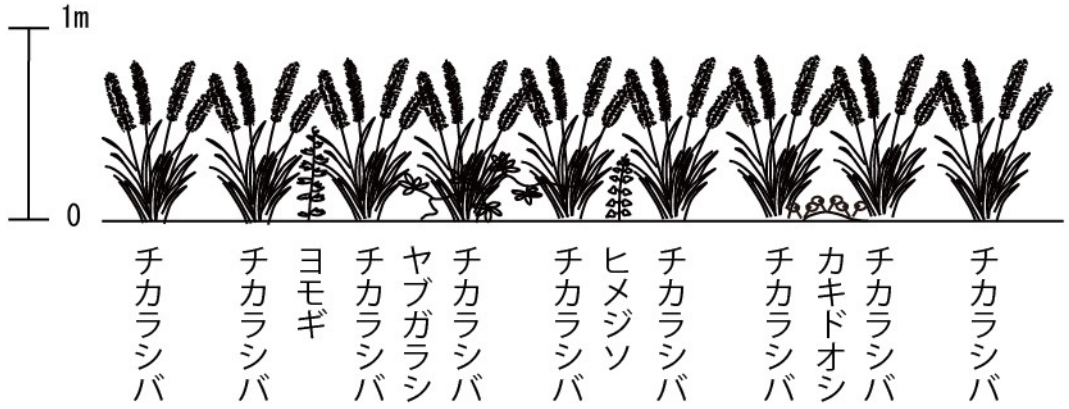


図 8.1.4-6(13)　植生断面図（チカラシバ群落）

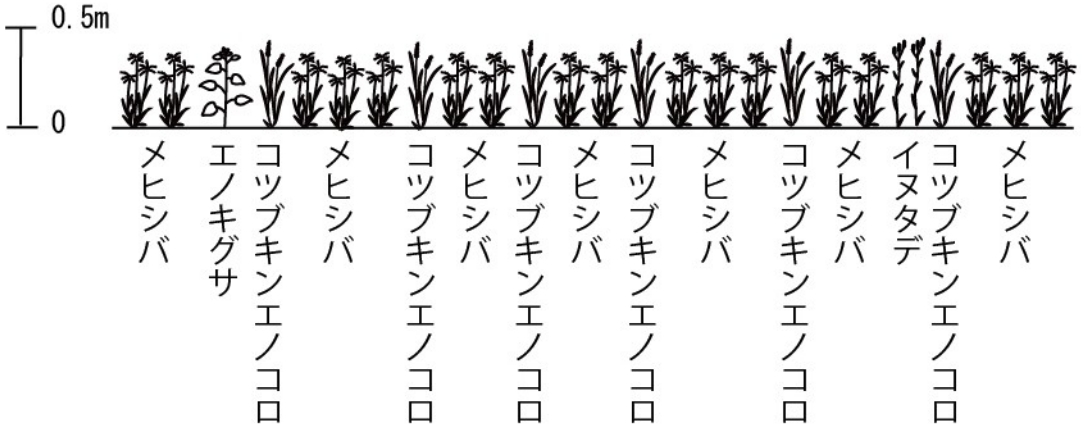


図 8.1.4-6(14)　　植生断面図（メヒシバ群落）

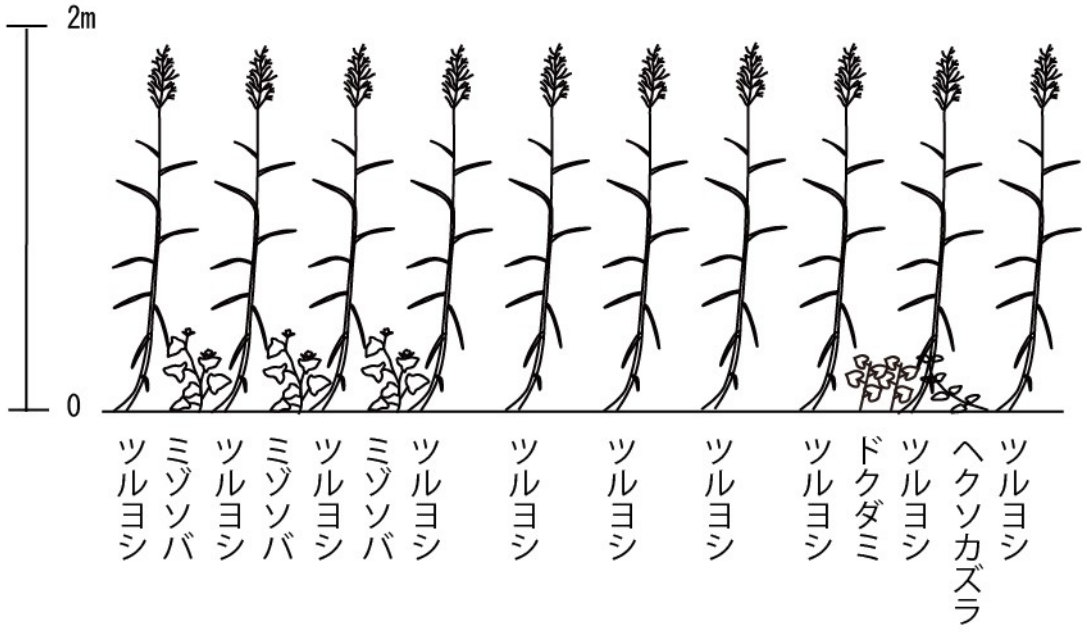


図 8.1.4-6(15)　植生断面図（ツルヨシ群落）

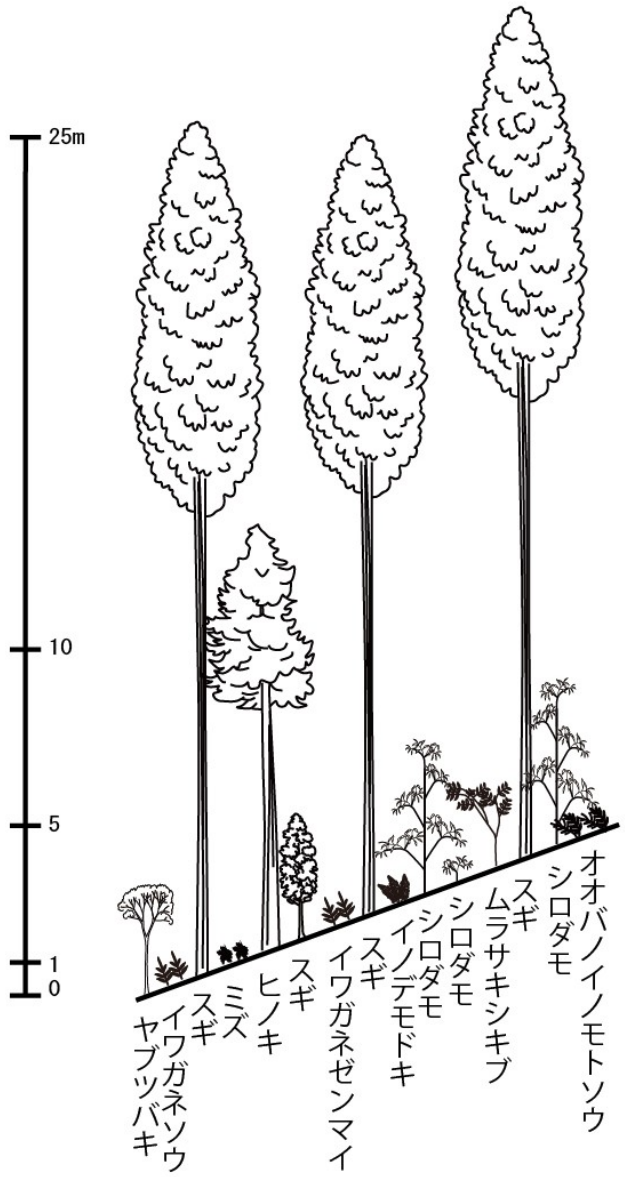


図 8.1.4-6(16)　植生断面図（スギ・ヒノキ植林）

③ 貴重な植物種及び植物群落又は貴重な植物個体の状況

ア．貴重な植物種

調査地域において生育が確認されている植物について、表 8.1.4-7に示す天然記念物、希少野生動植物種、レッドデータブック記載種等の選定要件に該当する貴重な植物種を抽出し、生育状況及び生育環境を把握した。

現地調査により確認された貴重な植物種は表 8.1.4-8のとおり12科16種であった。確認された貴重な植物種の生態及び生育確認状況は表 8.1.4-9に示す。なお、確認位置については貴重種保護の観点から記載していない。

表 8.1.4-7(1)　貴重な植物種の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
①天然記念物	「文化財保護法」の天然記念物等 「岐阜県文化財保護条例」「滋賀県文化財保護条例」等の天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 岐天：岐阜県指定天然記念物 滋天：滋賀県指定天然記念物 町天：関ケ原町指定天然記念物 市天：米原市指定天然記念物
②種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種
③岐阜県保護	「岐阜県希少野生生物保護条例」	指定：指定希少野生生物
④滋賀県共生	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」	指定：指定希少野生動植物種
⑤環境省 RL	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(2025 年　環境省)	EX：絶滅。我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 EW：野生絶滅。飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。 CR：絶滅危惧IA類。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 EN：絶滅危惧IB類。IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 VU：絶滅危惧Ⅱ類。絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。 NT：準絶滅危惧。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。 DD：情報不足。評価するだけの情報が不足している種。 LP：絶滅のおそれのある地域個体群。地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

表 8.1.4-7(2)　貴重な植物種の選定要件

略　称	法令・文献名	区　分
⑥岐阜県 RL	「岐阜県レッドリスト（植物編）二次改訂版」(2026 年 岐阜県)	絶滅：県内では、すでに絶滅したと考えられる種。 野生：野生絶滅。県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類。県内において、絶滅の危機に瀕している種。 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類。県内において、絶滅の危険が増大している種。 準絶：準絶滅危惧。県内において、生育・生息を存続する基盤がぜい弱な種。 不足：情報不足。県内において、評価するだけの生育・生息情報が不足している種。
⑦滋賀県 RDB	「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック 2025 年版－」(2026 年　滋賀県)	絶危：絶滅危惧種。県内において絶滅の危機に瀕している種。 絶増：絶滅危機増大種。県内において絶滅の危機が増大している種。 希少：希少種。県内において存続基盤が脆弱な種。 要注：要注目種。県内において評価するだけの情報が不足しているため注目することが必要な種。 分布：分布上重要種。県内において分布上重要な種。 そ他：その他重要種。全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。 絶滅：絶滅種。県内において野生で絶滅したと判断される種。

表 8.1.4-8　貴重な植物種の確認種

No.	科	種	選定要件						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ							そ他
2	ウマノスズクサ科	ミヤコアオイ						Ⅰ類	
3	ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ						Ⅰ類	そ他
4	ラン科	エビネ					NT	Ⅱ類	そ他
5		ナツエビネ					VU	Ⅰ類	そ他
6		ギンラン						準絶	希少
7		カヤラン							希少
8	イグサ科	ホソイ						準絶	
9	カヤツリグサ科	タカネマスクサ						Ⅱ類	
10	スグリ科	ヤブサンザシ						Ⅱ類	
11	ユキノシタ科	タキミチャルメルソウ					NT	Ⅱ類	分布
12	マメ科	クサフジ						Ⅱ類	
13	シソ科	ミゾコウジュ					NT		希少
14		ヒメナミキ						Ⅱ類	希少
15	クマツヅラ科	クマツヅラ						Ⅰ類	要注
16	モチノキ科	ナナミノキ						不足	
合計：12科16種			0種	0種	0種	0種	4種	13種	10種

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。

表 8.1.4-9(1)　貴重な植物種の生態及び生育確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生育確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
植物	コヒロハハナヤスリ 滋賀県RDB：そ他	夏緑性のシダ植物で、根茎は短くあまり発達しない。葉は栄養葉と胞子葉とに分かれ、全高8～25cm。栄養葉はやわらかい緑色で草質、広卵形から長楕円形で長さ1～6cm、幅0.7～3cm、基部はやや切形で急に狭くなり短い柄がある。胞子葉は長さ6～16cm、胞子嚢穂は長さ2～4.5cmで鋭頭。暖温帯から冷温帯にかけての山野の路傍、樹林下や草原に生息するが、社寺境内や庭園の芝生の中、墓地の刈り込まれた草地など人工的な環境にも生育していることがある。本州(東北地方中部以南)、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	秋季調査において1箇所で5個体、春季(2回目）調査において5箇所で37個体が確認された。	○		○
	ミヤコアオイ 岐阜県RL：Ⅰ類	葉身は長さ6～10cm、幅4～8cm。花は3～4月に開き、淡紫褐色。低山地の広葉樹林下に生える多年草。本州(近畿以西～島根県)、四国西部、九州(大分県・熊本県)の一部に分布する。 出典：「改訂新版 日本の野生植物1 ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社　平成27年）	春季（2回目）調査において2箇所で5個体が確認された。			○
	ヒナノシャクジョウ 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：そ他	小形の多年生の寄生植物で、高さ3～15cm、根茎は球状にふくれ、多数のひげ根がある。葉は互生し、まばらに鱗片状で白色またはややピンクがかっている。花期は8～10月。花序は頂生し、花は白色で柄がなく、やや頭状に集まる。果実はさく果で時に翼があり、種子は小形。熱帯から暖温帯にかけての丘陵地等の貧栄養湿地や谷沿いのヒノキ林やスダジイ等の照葉樹林、竹林の林床に生育する。本州(関東地方以西)、四国、九州、屋久島、沖縄に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	夏季調査において3箇所で45個体が確認された。			○
	エビネ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：そ他	常緑の多年生で、長さ15～25cmの倒披針状長楕円形の葉を2～3枚つける。花期は4～5月。花茎は当年の未展開の葉が集まっている中心部分から伸び、高さ20～40cmに達する。花は径3cm程度で1本の花茎に10個程度つける。暖温帯から冷温帯にかけての落葉広葉樹林や良く発達したスギ林等にも生育する。北海道、本州、四国、九州、琉球に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	春季（2回目）調査において3箇所で120個体が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.4-9(2)　貴重な植物種の生態及び生育確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生育確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
植物	ナツエビネ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：そ他	常緑の多年生で、長さ10～30㎝の狭長楕円形の葉を3～5枚つける。花茎は当年の葉のわきから1～2本伸ばし、高さ20～40㎝に達する。花期は7～8月。1本の花茎に10～20程度の淡紫色の花をつける。やや湿った落葉広葉樹林の林床に生育するが、朽ちかけた倒木や切株上にもしばしばみられる。暖温帯から冷温帯にかけての沢沿いの湿った場所に多くみられる。本州、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	夏季調査において9箇所で164個体、秋季調査において2箇所で16個体が確認された。	○		○
	ギンラン 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少	多年草で、茎は直立し、高さ5～40㎝。葉は薄く紙質で長さ3～9㎝、幅1～4㎝の長楕円状披針形、3～6枚が互生し、基部は鞘状になって茎を抱く。花期は5～6月。暖温帯から冷温帯の常緑広葉樹林や夏緑広葉樹林などの林床に生育する。北海道、本州、四国、九州に分布。 出典:「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	春季（2回目）調査において2箇所で6個体が確認された。			○
	カヤラン 滋賀県RDB：希少	常緑の多年草で、茎は長さ3～10㎝で葉鞘に包まれている。長さ2～4㎝、幅4～6㎜の線状長楕円形の葉を2列に互生する。花期は3～5月。茎の先端部付近の複数の葉腋から短い花茎を伸ばし、それぞれ2～6個の径1㎝程度の小さな花をつける。暖温帯の植林地のスギや社寺境内のモミや常緑広葉樹、サクラなどの樹幹、サツキなどの枝、ときに石垣にも着生する。本州、四国、九州に分布。 出典:「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	秋季調査において1箇所で1個体が確認された。			○
	ホソイ 岐阜県RL：準絶	湿地に生える多年草。イによく似ているが、茎は少し粉緑色を帯び、横溝が目立つ。花序は凹集散状でまばらに散開し、花は6～8月に開く。温帯:本州、四国、九州、朝鮮、中国に分布する。 出典：「原色日本植物図鑑・草本編Ⅲ」（保育社　昭和39年）	初夏季調査において5箇所で76個体、夏季調査において6箇所で70個体、秋季調査において1箇所で1個体が確認された。			○
	タカネマスクサ 岐阜県RL：Ⅱ類	花序は3～5個の小穂を上方にやや接近してつけ、小穂は卵形または卵円形で、長さ6～10㎜。果胞は扁平で長さ4㎜位、やや広い翼とともに広卵形、嘴は短い。5～6月に熟す。北海道～九州の山中林地に生える。 出典：「改訂新版 日本の野生植物1 ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社　平成27年）	春季（1回目）調査において2箇所、初夏季調査において2箇所、夏季調査において2箇所で確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.4-9(3)　貴重な植物種の生態及び生育確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生育確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
植物	ヤブサンザシ 岐阜県RL：Ⅱ類	落葉低木。幹は高さ1m位になり、下部からよく分枝する。若枝は灰白色で、軟毛を密生するが、のち無毛となり、樹皮は縦方向にはがれ、褐色に変わる。花期は4～5月。雌雄異株。花は短枝の葉腋に束状に雄株で3～6個、雌株では2～4個つく。液果は球形、径7～8㎜となり、無毛で、赤く熟す。種子は楕円形、わずかに稜があって、長さ約3.5㎜で赤褐色に熟す。本州、四国、九州に自生し、中間温帯域の山野にまれに見られる。 出典：「改訂新版 日本の野生植物2 イネ科～イラクサ科」（平凡社　平成28年）	春季（1回目）調査において2箇所、初夏季調査において1箇所、秋季調査において1箇所、春季（2回目）調査において7箇所で99個体が確認された。			○
	タキミチャルメルソウ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：分布	多年草で、根茎はやや短く、花茎は高さ20～30㎝。根生葉は卵形で長さ4～6㎝、幅3～4.5㎝、先はやや尖り、鈍浅裂して、細鋸歯を持つ。花期は3～5月。暖温帯から冷温帯にかけての渓流沿いの湿地や湿岩上に生育する。本州中部(三重県、岐阜県)に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	春季（2回目）調査において15箇所で231個体が確認された。			○
	クサフジ 岐阜県RL：Ⅱ類	山野の日当たりのよい草地や林縁にふつうなつる状の多年草で、変異に富む。茎は長さ150㎝に達し、木質の根茎がある。葉は長さ8～15㎝、先端は分枝する巻きひげとなる。花期は5～9月。花は長さ10～12㎜、青紫色、長さ6～15㎝の総状花序にやや一方に偏って密につく。豆果は長楕円形で、長さ2～3㎝、幅6～8㎜。無毛、短柄があり、2～6種子を入れる。種子はほぼ球形で、やや扁平、長さ約3㎜、幅3～3.5㎜。南千島、北海道、本州、九州、北半球の温帯～亜寒帯に分布する。 出典：「改訂新版 日本の野生植物2 イネ科～イラクサ科」（平凡社　平成28年）	春季（1回目）調査において1箇所で3個体、初夏季調査において6箇所で92個体、夏季調査において1箇所で7個体が確認された。			○
	ミゾコウジュ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：希少	越年草で、細い地下茎がある。茎は高さ30～70㎝、まばらに分岐して表面には下向きの細毛がある。花期は5～6月で、長さ10～20㎝の花穂を茎や枝の先端につける。熱帯から暖温帯にかけての湿った草地や水田畦、川原に生育する。本州(茨城県以西)、四国、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	春季（1回目）調査において1箇所で100個体、初夏季調査において3箇所で560個体、春季（2回目）において1箇所で300個体が確認された。			○

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.4-9(4)　貴重な植物種の生態及び生育確認状況

分類	種名 選定要件	一般生態等	生育確認状況	確認地域		
				土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外
植物	ヒメナミキ 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：希少	多年草で、細長い走出枝を出す。茎は高さ50㎝ほどになり、稜には上向きの微毛がある。花期は6～8月で、花は葉腋に1個ずつつき、白色でわずかに淡紅色をおび、長さ約7㎜、基部はわずかに曲がる。果実は長さ約0.7㎜で小突起を密生する。暖温帯から冷温帯の湿地に生育する。北海道、本州、九州に分布。 出典：「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	初夏季調査において3箇所で310個体、夏季調査において3箇所で320個体が確認された。			○
	クマツヅラ 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：要注	多年草で、茎は直立し、方形で、高さ30～80㎝、葉は羽状に深裂し、茎とともに細毛がある。6～10月に長い穂を伸ばし淡紫色の花をつける。暖温帯から亜熱帯の平地から丘陵地の農地周辺の草地や路傍等に生育する。本州(関東地方以西)、四国、九州、沖縄に分布。 出典:「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2025年版－」（滋賀県　令和8年）	夏季調査において1箇所で2個体、秋季調査において2箇所で15個体が確認された。			○
	ナナミノキ 岐阜県RL：不足	高さ6～10mの常緑高木、大きなものは15mになるという。葉柄は無毛で長さ0.8～1.5㎝。基部は鋭形、長さ6～12㎝、幅2.5～4㎝、縁に粗い鋸歯があり両面無毛。花期は6月。雌雄異株。花弁は淡紫色、円形で長さ約2㎜。果実は広楕円形で長さ約1㎝、赤熟する。種子は三角状長楕円形で長さ約8㎜、背面に縦に走る1本の稜がある。本州(静岡県以西)、四国、九州の常緑樹林内に生え、中国にも分布する。 出典：「改訂新版 日本の野生植物5 ヒルガオ科～スイカズラ科」（平凡社　平成29年）	秋季調査において1箇所、春季（2回目）調査において1箇所で3個体が確認された。植栽されたものと考えられる。			○

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

イ．貴重な植物群落

「日本の重要な植物群落Ⅱ　東海版」（1988年　環境庁）、「第4回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図　岐阜」（1995年　環境庁）等によれば、概況調査地域には特定植物群落、巨樹・巨木林等は分布していない。

この他、「植物群落レッドデータブック」（1996年 わが国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会）によれば、何らかの保護を必要とする植物群落（単一群落）として、表 8.1.4-10のとおり、その分布位置が不明なものの米原市のうち旧伊吹町及び旧山東町に8群落が分布するとされている。

なお、現地調査においてこれら貴重な植物群落は確認されていない。

表 8.1.4-10　貴重な植物群落

分類	群落名	ランク
単一群落	オオイタヤメイゲツ群落	2
	クマガイソウ群落	3
	ブナ群落	2
	イブキシモツケ群落	3
	オオバギボウシ群落	3
	シュロソウ群落	3
	ミカヅキグサ群落	3
	ヒツジグサ群落	3

※1　選定要件は以下のとおりである。
「植物群落レッドデータブック」（1996年　我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会）
ランク4（緊急に対策必要）：緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する。
ランク3（対策必要）：対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する。
ランク2（破壊の危惧）：現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい。
ランク1（要注意）：当面、新たな保護対策は必要ない（監視必要）

ウ．貴重な植物個体

「関ケ原町公式ホームページ」（関ケ原町 2026年7月閲覧）、「米原市公式ホームページ」（米原市　2026年7月閲覧）を使用し、既存文献又は資料調査を実施した。この結果、調査地域には天然記念物等の貴重な植物個体は確認されなかった。

④ 潜在自然植生

現地調査から推定された潜在自然植生の概要は表 8.1.4-11のとおりであり、潜在植生図については改変予定地周辺の範囲を図 8.1.4-7に示す。

潜在自然植生の推定にあたっては「滋賀の植生と植物」（小林圭介編著　平成9年）、「日本植生誌6中部」（宮脇昭編著　昭和60年）等を参考に、現地確認した現存する植生分布状況に基づき、種構成、地形等の観点から、調査範囲での成立が可能と考えられる植物群落を推定した。標高約300m以上の山地部はシラカシ群集を、標高約250m以下の丘陵部や低地はカナメモチーコジイ群集を潜在自然植生とした。また、河川沿いの平坦地はハンノキ群落を、開放水面はヒルムシロクラスを潜在自然植生とした。

表 8.1.4-11　潜在自然植生の概要

群落名	相観・立地特性	対応する主な現存植生
シラカシ群集	ヤブツバキクラス域の内陸部の山地下部に成立する常緑広葉樹高木林。シラカシが優占し、ナンテン、チャノキ、ヤマイタチシダ等を標徴種及び識別種として特徴づけられる。	コナラ群落 アカマツ群落 シロダモ群落 クサギ群落 ネザサ群落
カナメモチーコジイ群集	ヤブツバキクラス域の山地下部斜面や丘陵地、沖積低地に成立する常緑広葉樹高木林。コジイ（ツブラジイ）が優占するが、立地によってはアラカシ混生林となることもある。カナメモチ、アセビ、ソヨゴ、リンボク等を標徴種及び識別種として特徴づけられる。	コナラ群落 アカマツ群落 アカマツ群落（低木林） シロダモ群落 アカメガシワーカラスザンショウ群落 ネザサ群落 イワヒメワラビ群落 メリケンカルカヤ群落
ハンノキ群落	山麓部の緩傾斜の谷沿い、山地に近い池の周辺、平地河川の沖積地、放棄された水田など、地下水位が高く、ときに地上に水が停滞するような立地に成立する湿生の落葉広葉樹高木林。ハンノキが優占し、イヌツゲ、ウメモドキ、イボタノキ、ヤマウルシ等の低木や、ミゾソバ、クサヨシ、ツボスミレ、タチスゲ、ヒメシダ等の湿生草本が生育する。	ハンノキ群落 セイタカアワダチソウ群落 メヒシバ群落 水田雑草群落
ヒルムシロクラス	池沼などの水域に成立する浮葉・沈水植物群落。フトヒルムシロ等の浮葉植物や沈水植物が生育する。	開放水域

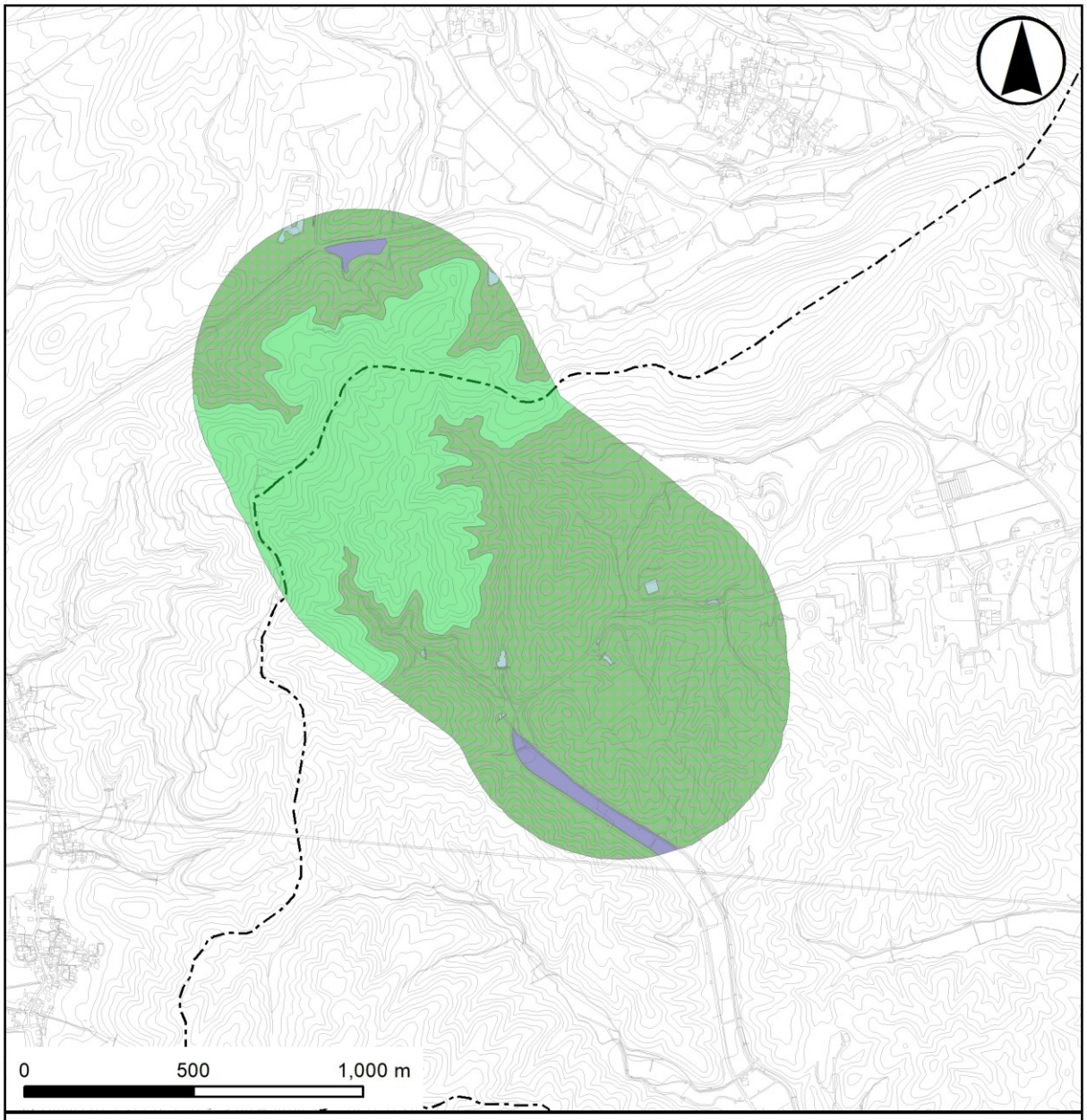


図 8.1.4-7　潜在自然植生図

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採）に伴う貴重な植物種への影響、生育基盤の変化による植生への影響及び環境保全機能の変化による影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

イ．予測項目

現地調査で確認された貴重な植物種が生育する植生に対する工事の実施による影響の程度及び内容について予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

予測地域は図 8.1.4-8に示す計画路線から約500mの範囲とした。

(ｲ) 予測地点

予測地域のうち、工事の実施による影響が及ぶと予想される地点とした。

(ｳ) 予測対象時期

工事期間中とした。

(ｴ) 予測手法

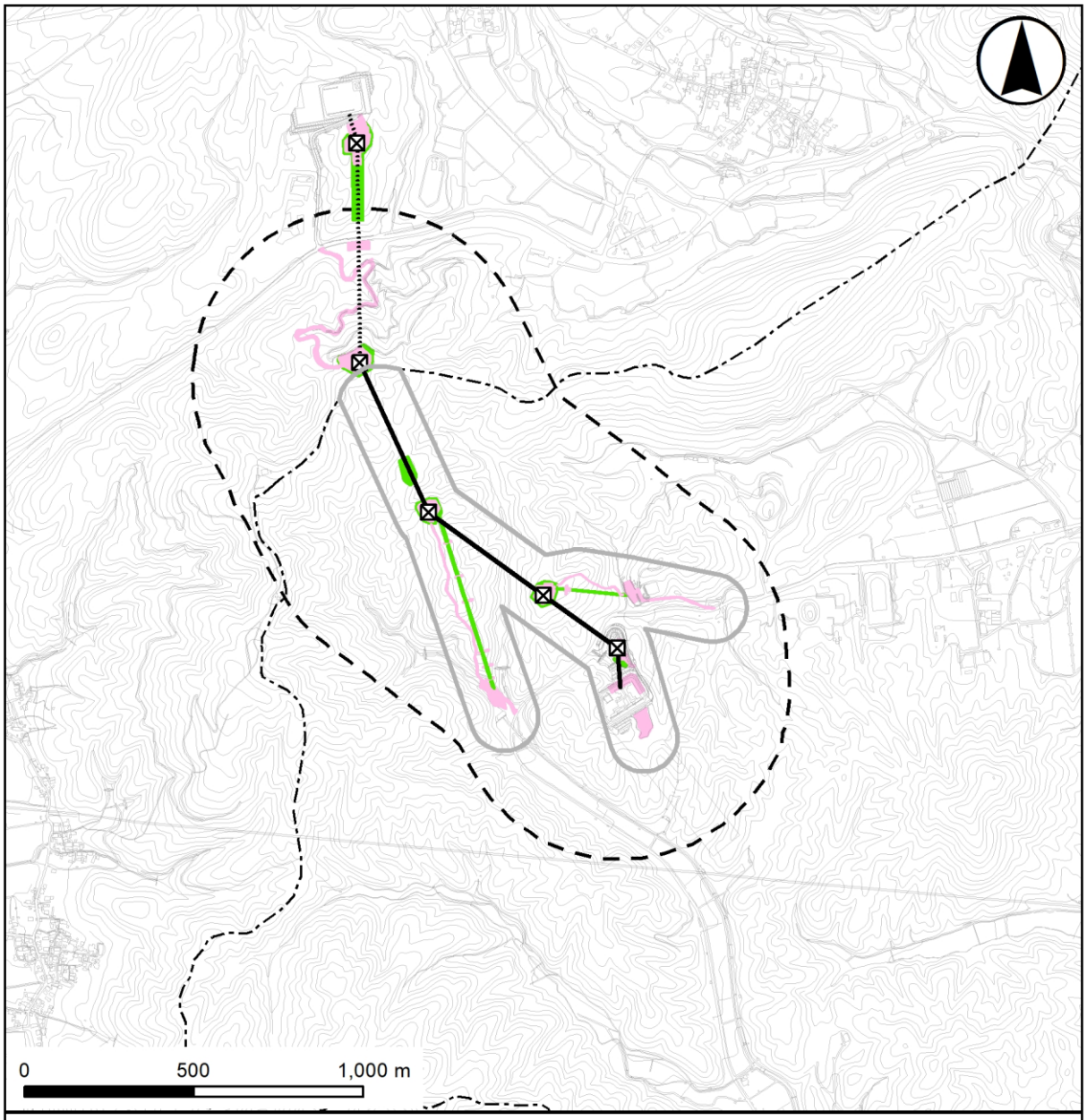
調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、貴重な植物種が生育する植生の改変の程度及び内容について予測した。

(ｵ) 予測の結果

a．貴重な植物種

工事の実施による貴重な植物種の個体群への影響としては、工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採によって、生育環境の一部が消失・縮小する影響が考えられる。貴重な植物種のうち改変予定地で確認されたコヒロハハナヤスリとナツエビネは、改変予定地外においても生育が確認されており、生育可能な環境が周辺に残存していることから、工事の実施に伴う当該種の個体群への影響は小さいと予測する。また、改変予定地外で確認されたミヤコアオイなどの貴重な植物種は、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。

これらを考慮した、事業の実施による貴重な植物種の個体群への影響の程度について予測した結果は表 8.1.4-12のとおりである。



凡 例

区分

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 8.1.4-8　予測地域

表 8.1.4-12(1)　貴重な植物種に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
コヒロハハナヤスリ 滋賀県RDB:その他	○		○	・本種は5箇所約37個体が確認された。 ・確認箇所は造成地のアカマツ低木林の林床やススキ群落である。 【工事の実施】 ・土地改変有りで確認されているものの、改変予定地外においても生育が確認されており、生育可能な環境が周辺に残存していること、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、最小限の伐採を基本とし、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う当該種の個体群への影響は小さいと予測する。
ミヤコアオイ 岐阜県RL：Ⅰ類			○	・本種は2箇所5個体が確認された。 ・確認箇所は斜面下部のスギ植林の林床である。 【工事の実施】 ・確認された5個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ヒナノシャクジョウ 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB:その他			○	・本種は3箇所45個体が確認された。 ・確認箇所は斜面下部のスギ植林の林床である。 【工事の実施】 ・確認された45個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
エビネ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB:その他			○	・本種は3箇所120個体が確認された。 ・確認箇所は斜面下部のスギ植林、コナラ群落の林床である。 【工事の実施】 ・確認された120個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ナツエビネ 環境省RL：VU 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB:その他	○		○	・本種は11箇所180個体が確認された。 ・確認箇所は斜面上部のスギ植林、コナラ群落の林床である。 【工事の実施】 ・土地改変有りで確認されているものの、改変予定地外においても生育が確認されており、生育可能な環境が周辺に残存していること、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、最小限の伐採を基本とし、工事に伴い伐採した仮設工事敷地は元の地形に復旧し天然更新により再生を図るなどの保全対策を講じることから、工事の実施に伴う当該種の個体群への影響は小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.4-12(2)　貴重な植物種に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
ギンラン 岐阜県RL：準絶 滋賀県RDB：希少			○	・本種は2箇所6個体が確認された。 ・確認箇所は斜面上部のスギ植林、コナラ群落の林床である。 【工事の実施】 ・確認された6個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
カヤラン 滋賀県RDB：希少			○	・本種は1箇所1個体が確認された。 ・確認箇所は斜面上部のコナラ群落の樹幹である。 【工事の実施】 ・確認された1個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ホソイ 岐阜県RL：準絶			○	・本種は7箇所86個体が確認された。 ・確認箇所は土壌湿度の高い草地である。 【工事の実施】 ・確認された86個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
タカネマスクサ 岐阜県RL：Ⅱ類			○	・本種は6箇所で確認された。 ・確認箇所は土壌湿度の高い草地である。 【工事の実施】 ・確認された個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ヤブサンザシ 岐阜県RL：Ⅱ類			○	・本種は11箇所99個体が確認された。 ・確認箇所は斜面上部のコナラ群落の林床等である。 【工事の実施】 ・確認された99個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
タキミチャルメルソウ 環境省RL：NT 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：分布			○	・本種は15箇所231個体が確認された。 ・確認箇所は土壌湿度の高い谷沿いの林床である。 【工事の実施】 ・確認された231個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

表 8.1.4-12(3)　貴重な植物種に対する予測結果

種名 選定要件	確認地域			予測結果
	土地改変有り	土地改変無し【伐採のみ】	改変予定地外	
クサフジ 岐阜県RL：Ⅱ類			○	・本種は8箇所102個体が確認された。 ・確認箇所は林縁や休耕地等の草地である。 【工事の実施】 ・確認された102個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ミゾコウジュ 環境省RL：NT 滋賀県RDB：希少			○	・本種は3箇所630個体が確認された。 ・確認箇所は造成地の草地である。 【工事の実施】 ・確認された630個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ヒメナミキ 岐阜県RL：Ⅱ類 滋賀県RDB：希少			○	・本種は3箇所320個体が確認された。 ・確認箇所は土壌湿度の高い谷沿いの草地や林床である。 【工事の実施】 ・確認された320個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
クマツヅラ 岐阜県RL：Ⅰ類 滋賀県RDB：要注			○	・本種は3箇所17個体が確認された。 ・確認箇所は造成地及び道路際の草地である。 【工事の実施】 ・確認された17個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。
ナナミノキ 岐阜県RL：不足			○	・本種は1箇所3個体が確認された。 ・確認箇所は平地の植栽樹群であり、確認されたナナミノキも植栽されたものと考えられる。 【工事の実施】 ・確認された3個体は改変予定地外であることから、工事の実施に伴う貴重な植物種が生育する植生への影響は極めて小さいと予測する。

※1　選定要件は表 8.1.4-7のとおりである。
※2　確認地域の欄は確認位置が改変予定地の内側か外側かを示した。

エ．評価の結果

本事業による工事の実施に伴う貴重な植物種への影響、生育基盤の変化による植生への影響及び環境保全機能の変化による影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施に伴う貴重な植物種の個体群への影響、生育基盤の変化による環境への影響及び環境保全機能の変化による影響は極めて小さいと予測され、環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

8.1.5　生態系

(1) 調査結果の概要

① 生態系の概況

ア．動植物の概要

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

a．調査地域

調査地域は図4-1に示すとおり関係地域及びその周辺とした。

b．調査方法

「3.1　自然的状況」「8.1.3　動物」「8.1.4　植物」の既存の文献又は資料調査から、動植物その他の自然に係る概況を整理した。

c．調査結果

既存の文献又は資料調査で確認された動植物の概要は、表 8.1.5-1に示すとおりである。

表 8.1.5-1　動植物の概要（既存の文献又は資料調査）

項目		確認種
動物	ほ乳類	ニホンザル、ハタネズミ、アカネズミ、ニホンノウサギ、コウベモグラ、コキクガシラコウモリ、テングコウモリ、ハクビシン、タヌキ、アカギツネ、ニホンテン、ニホンカモシカ等 7目19科35種
	鳥類	オシドリ、カルガモ、ヤマドリ、ヨタカ、ジュウイチ、キジバト、バン、アオサギ、オオタカ、フクロウ、サンショウクイ、ムクドリ、キセキレイ、アトリ、ホオジロ、カワラバト（ドバト）等 20目51科167種
	は虫類	ニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ニホンマムシ等 2目9科15種
	両生類	ヒダサンショウウオ、アカハライモリ、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等 2目7科21種
	陸産貝類	ゴマオカタニシ、クチマガリスナガイ、オオギセル、チャコウラナメクジ等 4目21科78種
	魚類	アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、カワヨシノボリ等 8目16科34種
	底生生物	ナミウズムシ、ニッポンヨコエビ、スジエビ、サワガニ等 9目9科11種
	昆虫類	アサヒナカワトンボ、コカマキリ、マダラスズ、マツモムシ、ヘビトンボ、オオオサムシ、コガムシ、ウスバカミキリ、アミメアリ等 23目283科1,665種
植物	植物相	コシダ、アカマツ、シュンラン、ヒガンバナ、カヤツリグサ、ススキ、コナラ、ヤマウルシ、ウリカエデ、ヒサカキ、リョウブ、テイカカズラ、オオイヌノフグリ、ヤブムラサキ、ソヨゴ、ヨモギ、タカノツメ、ヤブジラミ等 151科1,047種
	植生	チャボガヤーケヤキ群集、ケヤキームクノキ群集、タブノキーヤブニッケイ二次林、アベマキーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、伐採跡地群落（Ⅶ）

(ｲ) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、図 8.1.5-1のとおり計画路線から約 500m の範囲とした。

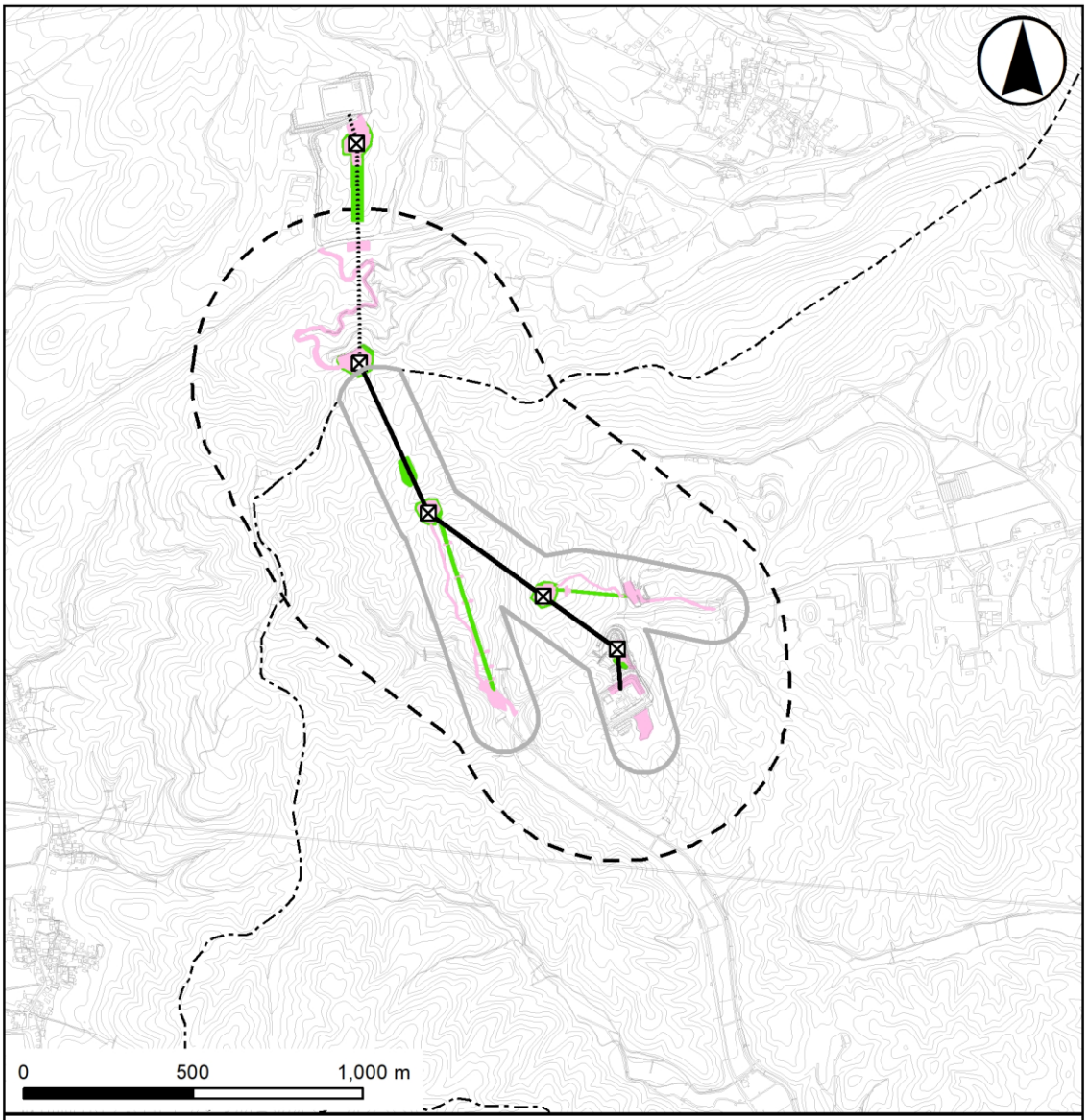
b. 調査方法

地形・地質、動物、植物等、関連する環境項目の調査結果を参考にし、既存の文献又は資料により調査するとともに、現地調査を実施した。現地調査は、地形・地質、動物又は植物の調査と合わせて実施した。

地形・地質、動物、植物等、関連する環境項目の調査結果から把握された現存植生及び動植物の生息環境又は生育環境を踏まえ生態系の類型区分を行うとともに、上位性、典型性、特殊性の観点から注目種を選定し、これらの生態、他の動植物との関係、生息・生育環境を把握した。

c. 調査期間

「8.1.3　動物」「8.1.4　植物」と同じとした。



凡 例

区分

調査地域

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変有り

土地改変無し(伐採のみ)

図 8.1.5-1　動植物その他の自然に係る概況の調査地域

d．調査結果

現地調査で確認された動植物の概要は、表 8.1.5-2のとおりである。

表 8.1.5-2　動植物の概要（現地調査）

項目		確認種
動物	ほ乳類	ニホンザル、ニホンリス、リス科の一種、アカネズミ、カヤネズミ、ニホンノウサギ、ニホンモグラ属の一種、ヒミズ、翼手目の一種、ハクビシン、タヌキ、アカギツネ、ツキノワグマ、ニホンテン、アナグマ、イタチ属の一種、イノシシ、ニホンジカ 7目12科17種
	鳥類	キジバト、アオサギ、トビ、フクロウ、コゲラ、アオゲラ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツバメ、ウグイス、エナガ、メジロ、ミソサザイ、キバシリ、トラツグミ、オオルリ、キビタキ、キセキレイ、イカル、カワラヒワ、ホオジロ等 13目35科92種
	両生類	ヒガシニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ウシガエル、ツチガエル等 2目6科11種
	は虫類	ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、ジムグリ、ヒバカリ、ニホンマムシ等 2目6科10種
	陸産貝類	ゴマオカタニシ、ゴマガイ、ナミギセル、ヤマナメクジ、ヒメベッコウガイ、ニッポンマイマイ類、コベソマイマイ、オオケマイマイ、クチベニマイマイ、イセノナミマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ等 3目13科34種
	魚類	タカハヤ、アカザ、カワヨシノボリ等 3目5科6種
	底生生物	ナミトビイロカゲロウ、アカマダラカゲロウ、シロハラコカゲロウ、ホソカワゲラ科の一種、フサオナシカワゲラ属の一種、アシマダラブユ属の一種、ヒメツヤドロムシ属の一種等 23目95科257種
	昆虫類	アヤトビムシ科の一種、ヤガ科の一種、ヒメガガンボ科の一種、ユスリカ科の一種、タマバエ科の一種、キノコバエ科の一種、クロバネキノコバエ科の一種、アシナガバエ科の一種、ノミバエ科の一種、イエバエ科の一種、マヤサンオサムシ、Atheta属の一種、ハネカクシ科の一種、Xyleborus属の一種、ヒメバチ科の一種、オオハリアリ、ムネアカオオアリ、ハヤシクロヤマアリ、トビイロケアリ、ヒラアシクサアリ、アメイロアリ、アズマオオズアリ、アミメアリ等 24目282科1,226種
植物	植物相	コヒロハハナヤスリ、コハナヤスリ、スズカカンアオイ、コウライテンナンショウ、エビネ、オオバジャノヒゲ、ヤブサンザシ、タキミチャルメルソウ、クサフジ、ミゾコウジュ、ヒメガンクビソウ、ヒカゲノカズラ、クラマゴケ、スギナ、ゼンマイ、ウラジロ、ワラビ、マツサカシダ、ヒノキ、スギ、ドクダミ、ホオノキ、シロダモ、サルトリイバラ、オモト、メリケンカルカヤ、ススキ、モウソウチク、ネザサ、アケビ、メギ、キツネノボタン、アワブキ、ユズリハ、ヤブカラシ、ネムノキ、シロツメクサ、ナワシログミ、ケヤキ、ヒメコウゾ、ヤブマオ、ヤマザクラ、ノイバラ、シラカシ、イヌシデ、ミヤマカタバミ、アカメガシワ、タチツボスミレ、ヌルデ、イロハモミジ、サンショウ、タネツケバナ、ミゾソバ、ノミノフスマ、ウツギ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ネジキ、ヘクソカズラ、アケボノソウ、ミズタビラコ、マルバアオダモ、オオバコ、ムラサキシキブ等 136科770種
	植生	コナラ群落、ハンノキ群落、アカマツ群落、アカメガシワ－カラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ植林、アカマツ群落（低木林）、シロダモ群落、クサギ群落、ネザサ群落、イワヒメワラビ群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落等

※1　鳥類は一般鳥類及び猛禽類調査の結果を合わせた数値である。

イ．地域生態系の概況

調査地域における現存植生及び動植物の生息・生育環境を踏まえて整理した環境類型区分図を図 8.1.5-2に、食物連鎖模式図を図 8.1.5-3に示す。

調査地域では、主にスギ・ヒノキ植林及びアカマツ林が広く分布している。

そのため森林環境に広く分布しているバッタ類、コウチュウ類、チョウ類等が下位の消費者となり、それらを捕食するネズミ類、ホオジロ類やカラ類、トカゲ類、カエル類等が中位の捕食者となっている。これら中位に位置する様々な動物を捕食するニホンテンやキツネのほか、ヘビ類を捕食するサシバなどの猛禽類等が上位の消費者となる生態系が成立していると推定される。

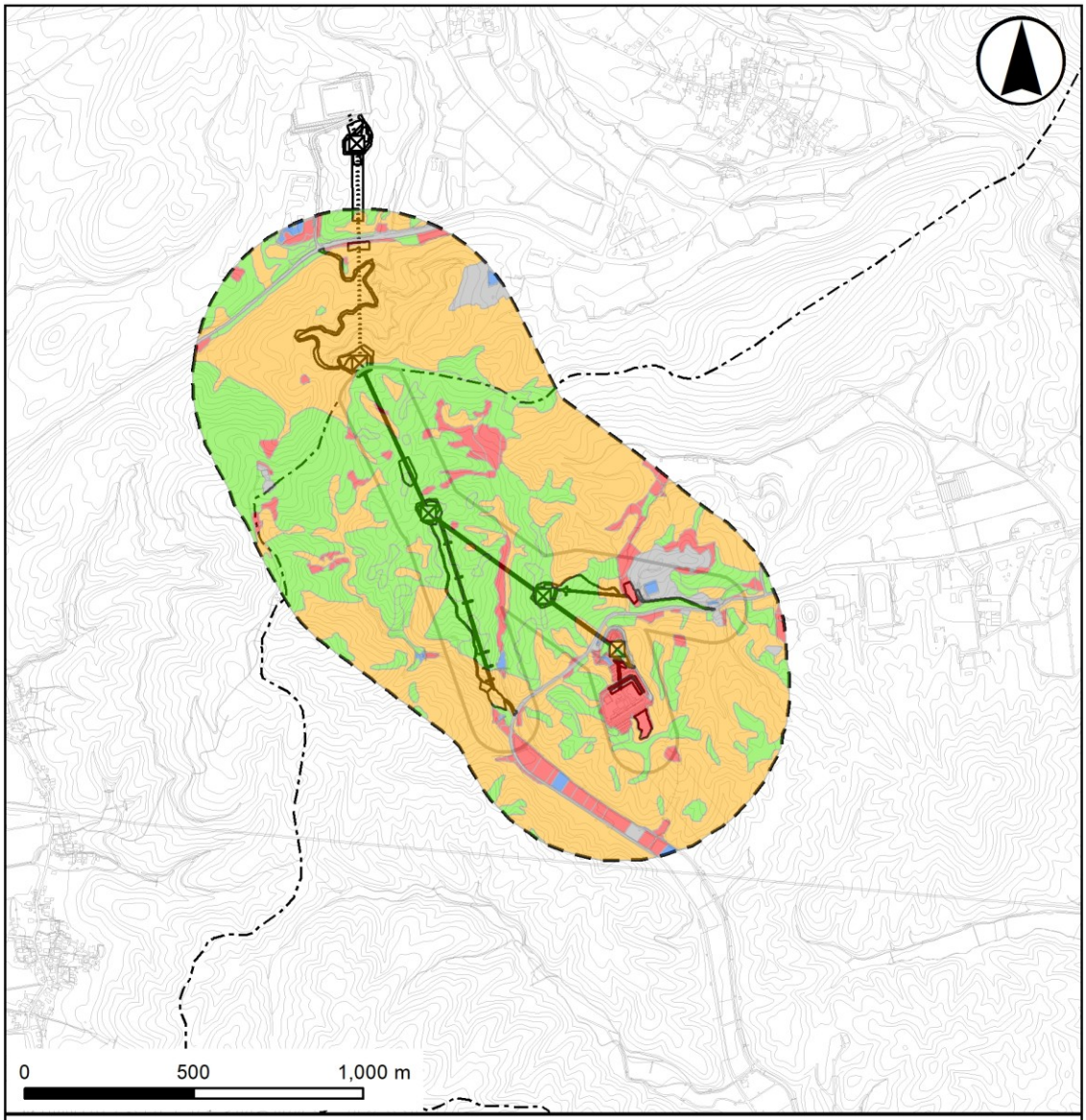
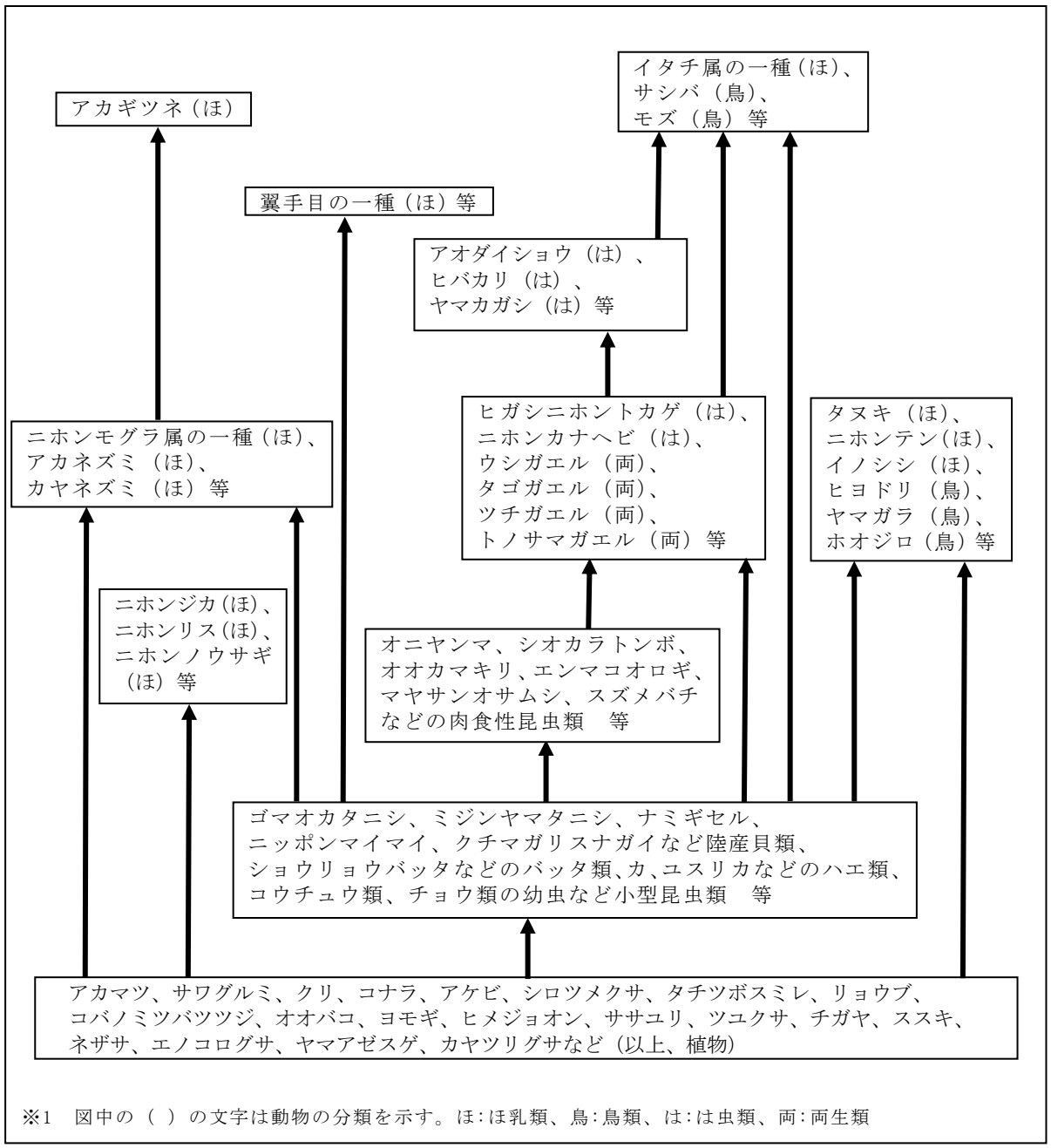


図 8.1.5-2　環境類型区分



※1　図中の（ ）の文字は動物の分類を示す。ほ:ほ乳類、鳥:鳥類、は:は虫類、両:両生類

図 8.1.5-3　食物連鎖模式図

表 8.1.5-3　主要な生息環境及び生育環境における代表的な動植物種

類型区分	地形地質	群落等	植物	哺乳類	鳥類	両生類	は虫類	陸産貝類	魚類	底生動物	昆虫類
二次林（高木樹林）	尾根や斜面などの 緑色岩、チャート、 砂岩泥岩互層、 泥質岩、砂岩	コナラ群落 ハンノキ群落 アカマツ群落 アカメガシワーカラスザンショウ群落 スギ・ヒノキ植林	アカマツ、コナラ、 アベマキ、ヒサカキ、 シロダモ、クリ、 アケビ、リョウブ、 コバノミツバツツジ、 ネザサ、ベニシダ、 サルトリイバラ、 ササユリ、 スズカカンアオイ	ニホンモグラ属の一種、 タヌキ、アカギツネ、 ニホンテン、 イタチ属の一種、 イノシシ、 ニホンジカ、 ニホンリス、 アカネズミ	クマタカ、 フクロウ、 サシバ、 アオゲラ、 ヒヨドリ、 ヤマガラ、 シジュウカラ、 メジロ、 カケス	タゴガエル、 ツチガエル、 モリアオガエル、 シュレーゲルアオガエル	ヤマカガシ	ゴマオカタニシ、 ミジンヤマタニシ、 ナミギセル、 ニッポンマイマイ、 クチベニマイマイ	－	－	アオマツムシ、 マヤサンオサムシ、 ミヤマクワガタ、 カブトムシ、 オオスズメバチ、 オオセンチコガネ、 オオムラサキ
植林		スギ・ヒノキ植林	スギ、ヒノキ、 モウソウチク、 ネザサ、シロダモ、 ヒサカキ		フクロウ、 サシバ、 ヒヨドリ、 ヤマガラ、 シジュウカラ	アズマヒキガエル、 タゴガエル	アオダイショウ、 ニホンマムシ、 タカチホヘビ	ゴマオカタニシ、 ミジンヤマタニシ、 ニッポンマイマイ	－	－	ヒグラシ、 ハルゼミ
低木林・乾性草地	平坦地や斜面下部の 崖錐堆積物および 河床堆積物、 段丘堆積層	アカマツ群落（低木林） シロダモ群落 クサギ群落 ネザサ群落 イワヒメワラビ群落 ススキ群落 セイタカアワダチソウ群落 メリケンカルカヤ群落 チカラシバ群落 メヒシバ群落 植栽樹群	ネザサ、ススキ、 シロツメクサ、 オオバコ、 タチツボスミレ、 セイタカアワダチソウ、 ヒメジョオン、ヨモギ、 エノコログサ、 メリケンカルカヤ、 イワヒメワラビ	ニホンモグラ属の一種、 タヌキ、イノシシ、 ニホンジカ、 カヤネズミ、 アカネズミ、 ニホンノウサギ	モズ、 ホオジロ、 カワラヒワ、 アオジ	ヒガシニホンアマガエル	ヒガシニホントカゲ、 ニホンカナヘビ	オトメマイマイ、 ヒルゲンドルフマイマイ	－	－	エンマコオロギ、 ショウリョウバッタ、 ツマグロオオヨコバイ、 ホソハリカメムシ、 ナミテントウ、 ニワハンミョウ
水辺	谷などの 崖錐堆積物および 河床堆積物	ツルヨシ群落 開放水面（河川）	ツルヨシ	ニホンジカ	カワセミ、 キセキレイ	アカハライモリ、 タゴガエル、 トノサマガエル、 ツチガエル	ヒバカリ	－	タカハヤ、 カワムツ、 アカザ、 カワヨシノボリ	サワガニ、 トンボ類、 カゲロウ類、 カワゲラ類	オニヤンマ、 ゲンジボタル、 カ類、ユスリカ類
		水田雑草群落	－	タヌキ、 イタチ属の一種、 ニホンジカ	アオサギ、 サシバ	アカハライモリ、 トノサマガエル、 ツチガエル	アオダイショウ、 ニホンマムシ	－	ドジョウ、 ホトケドジョウ	マルタニシ	シオカラトンボ、 アキアカネ、
		開放水面（池沼） 自然裸地	－	－	カイツブリ、 カルガモ	アカハライモリ、 タゴガエル、 トノサマガエル、 ウシガエル	ニホンイシガメ	－	タカハヤ	－	トンボ類、 シマアメンボ、 マツモムシ
人工地	－	道路 構造物 人工裸地	－	タヌキ、ニホンジカ	－	－	－	－	－	－	ニワハンミョウ
鍾乳洞・洞窟	石灰岩	－	－	翼手目の一種	－	－	－	－	－	－	－
石灰岩地		－	－		－	－	－	ゴマオカタニシ、 クチマガリスナガイ	－	－	－
確認種数等	9区分	25区分	136科770種	7目12科18種	12目33科85種	2目6科11種	2目6科10種	3目13科36種	3目5科6種	23目95科302種	24目282科1334種

② 貴重な種の生態（他の動植物との関係等生息環境又は生育環境の状況）

ア．注目種の選定

改変予定地及びその周辺における地域の生態系への影響を把握するために、表8.1.5-4に示す、上位性、典型性、特殊性の観点から以下の動植物を抽出した。

表 8.1.5-4　**注目種の観点**

区　分	内　容
上位性	・生態系の上位に位置する種。 ・行動範囲が広く、多様な環境を利用する動物の中で、大型かつ個体数の少ない肉食動物種を対象とする。
典型性	・地域の生態系の特徴を典型的にあらわす種。 ・改変予定地及びその周辺において優占する植物種及びそれらを食物とする個体数の多い動物種を対象とする。また、生物間の相互関係や、生態系の機能に重要な役割を持つ種を対象とする。
特殊性	・特殊な環境であることを示す指標となる種。 ・相対的に分布範囲が狭い環境または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物種を対象とする。

(ｱ) 上位性注目種

現地調査で確認された種のうち、調査地域の生態系の上位性注目種の候補として、ほ乳類であるアカギツネ、鳥類であるサシバ等の猛禽類を抽出した。いずれの種も生態系の上位に位置する種で、また行動圏も広いが、アカギツネについては、冬季のみの確認であり、改変予定地周辺での確認頻度は低かった。猛禽類については、改変予定地から約2km範囲での出現頻度や出現状況、幅広い環境を利用する習性や幅広い食性を考慮すると、注目種としてはオオタカ、サシバの2種が考えられるが、オオタカについては改変予定地周辺での出現頻度は低かった。一方、サシバは改変予定地を含む予測地域で頻繁に飛翔が確認された。以上の状況を踏まえ、本事業の影響を予測する注目種として、サシバを選定した。

(ｲ) 典型性注目種

現地調査で確認された種のうち、調査地域の生態系の典型性注目種の候補として、タヌキ、ニホンジカ、ヤマガラ、タゴガエル、トノサマガエルの5種を抽出した。これらの種は個体数が多く、改変予定地周辺を広く利用していることから、典型性注目種として選定した。

(ｳ) 特殊性注目種

現地調査で確認された種のうち、調査地域の生態系の特殊性注目種の候補として、クチマガリスナガイを抽出した。本種は、石灰岩地に生息し、生息域が限られることから、特殊性注目種として選定した。

イ．サシバ（上位性）

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

サシバの生態等の一般的な知見について、文献その他の資料によって整理した結果は表 8.1.5-5 のとおりである。

表 8.1.5-5　サシバの生態一覧

注目種 生態的特徴	上位性 サシバ
習　性	夏鳥。 本州の丘陵地から標高 800ｍくらいまでの山地に渡来し、繁殖する。 産卵は４月下旬～５月上旬。産卵数：２～４個。 抱卵期間：約 30 日 孵化後 36 日前後で巣立つ。 ９月下旬～10 月上旬に群れを成して東南アジアに渡っていく。
生息場所の利用状況	丘陵地や低山帯の谷沿いに渡来し、主にアカマツ、スギ、モミ等の針葉樹に営巣する。林縁部、水田畔、湿地、草地等で採餌する。
行動圏	テリトリーは雄 100ha 強、雌 50ha。
食　性	ヘビ、トカゲ、カエル、ネズミ、昆虫等を食べる。
捕食者	特になし。 まれにオオタカ等。
調査地域における分布状況	調査地域周辺には数つがいがアカマツやスギなどに営巣し、水田等を餌場として利用している。

出典：「日本動物大百科１哺乳類」（平凡社　1996 年）
「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」（岐阜県　2010 年）
「滋賀県で大切にすべき野生生物　滋賀県レッドデータブック 2010 版」（滋賀県　2011 年）

(ｲ) 現地調査

a．調査方法

調査地域、調査地点、調査期間及び調査方法は、「8.1.3　動物　(1)調査結果の概要イ．鳥類　(ｲ) 現地調査」に示すとおりである。

a．調査結果

(a) 確認状況及び行動圏等

調査地域におけるサシバの確認状況は表 8.1.5-6のとおりである。2期にわたる猛禽類調査の結果、サシバは382例確認された。なお、確認位置については貴重種保護の観点から記載していない。

表 8.1.5-6　サシバの確認状況

（単位：例）

猛禽類調査期間		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
第1期	2024年11月 ～2025年7月						66	29	45	57	197
第2期	2026年3月 ～2026年7月	－	－	－	－		80	48	42	15	185

※1　「－」は調査を実施していないことを示す。

ウ．上位性以外の注目種

(ｱ) 既存の文献又は資料調査

典型性注目種として抽出されたタヌキ、ニホンジカ、ヤマガラ、タゴガエル、トノサマガエル、特殊性注目種として抽出されたクチマガリスナガイの生態等の一般的な知見について、文献その他の資料によって整理した結果は、表 8.1.5-7のとおりである。

表 8.1.5-7 (1) 注目種の生態的特徴

注目種 生態的特徴	典型性		
	タヌキ	ニホンジカ	ヤマガラ
習　性	雑食性で夜行性。 一夫多妻。 排泄物は特定の場所に集中（溜糞）する。 交尾期２～４月。 出産期５～６月、１～８頭(通常４～５頭）出産。 妊娠期間 59～64 日。 秋まで家族群で行動する。	草食性。 交尾期は秋。 出産は年１回、春から初夏に１子（まれに双子） 妊娠期間約 220 日。 交尾期以外は雌雄が別々の群れで生活する。	留鳥。 低地～低山帯の広葉樹林に生息し、特に暖地の照葉樹林に多い。スギ植林や二次林でも生息するが数が少ない。 一夫一妻。 樹洞に営巣する。 産卵期：4～5 月。 一腹卵数 5～8 個。 抱卵は雌だけが行い、雄は抱卵中の雌に給餌する。 育雛期間：15～20 日。
生息場所の利用状況	周年定着。 郊外の住宅地周辺から山地まで広く分布。 水辺近くの林床植生が密生する広葉樹林を好む。 樹木の根元の窪み、住宅の軒下、排水溝などを巣穴として利用するが、自力では穴を掘らない。	雌は母親と娘の血縁関係を基礎とした群れを作り１年を通してその群れで行動する。雄は発情期以外は群れを作るが、構成メンバーは不安定である。雄の子供は 1～2 歳ぐらいまでは雌の群れの中で生活しその後独立する。	おもに森林の上部で採食。 毎年ほぼ同じ場所になわばりを持つ。
行動圏	10～100ha。 個体、周辺環境によって多様。	群れの大きさは生息環境によって変化する。	－
食　性	鳥類、ネズミ類などの小動物、昆虫類、土壌動物、植物（種子）。残飯なども餌とする。	イネ科草本類を中心に、春夏は双子葉草本類、秋冬はササ類、樹木の種子、落ち葉、樹皮などを食べる。	昆虫の幼虫、秋には木の実も食べる。
捕食者	特になし。	特になし。 かつてはニホンオオカミ。	オオタカ等猛禽類
調査地域における分布状況	調査地域には複数の個体が生息していると推察され、広く多様な環境を利用している。	調査地域には多数個体が生息し、広く多様な環境を利用している。捕食者が絶滅し全国的に個体数が増加。食害が問題となっている。	調査地域には多数の個体が生息し、二次林や植林を利用している。

出典：「日本動物大百科１哺乳類」（平凡社　1996 年）
「日本動物大百科２哺乳類Ⅱ」（平凡社　1996 年）
「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」
（岐阜県　2010 年）
「図鑑日本のワシタカ類」（文一総合出版　1995 年）

表 8.1.5-7 (2) 注目種の生態的特徴

注目種 生態的特徴	典型性		特殊性
	タゴガエル	トノサマガエル	クチマガリスナガイ
習　性	山地から高山帯までの森林や高山、草地に生息。 繁殖期：3～7 月。 産卵場所は渓流沿いの伏流水や沢の岩や落葉などの堆積物の下で、白い卵を 30～160 個かためて産みつける。 まれに開けた場所で集団産卵することもある。	池や湿地、沼、河川などにもいるが、水田でみられる代表的なカエル。 繁殖期：4～6 月。 水田を繁殖場所にしている場合は、水田の水利管理に影響される。 卵塊はつぶれた円形状で、1800～3000 個の卵が内包される。	石灰岩の露頭に生えるコケの上や、露頭の窪みにたまった土壌の中などに、かなりの個体数密度で生息することが多い。しかし、たくさんの露頭がある場所であっても、本種が生息する露頭は限られ、詳しい生態はわかっていない。
生息場所の利用状況	もっぱら林床で生活する。	水田と密接に結びついて分布しているが、非繁殖期には水辺からかなりはなれた場所でも生活する。土中で冬眠する。	石灰岩の露頭にのみ生息する。
行動圏	－	－	－
食　性	カマドウマなどの地表性のバッタ類をはじめとする昆虫類、クモ類、陸産貝類を食べる。	クモ類、昆虫類。同種の幼体。他種のカエル類。	石灰岩表面の藻類等を食べていると考えられるが詳細は不明。
捕食者	タヌキ、ヘビ類等	タヌキ、サシバ、ヘビ類等	不明。
調査地域における分布状況	調査地域には多数個体が生息し、水辺や二次林などを利用している。	調査地域には多数の個体が生息し、水辺や二次林などを利用している。	調査地域では関ケ原鍾乳洞西側の岩倉山南西斜面にある石灰岩露頭に多数の個体が生息する。

出典：「日本動物大百科４鳥類Ⅱ」（平凡社　1997 年）
「決定版日本の両生爬虫類」（平凡社　2002 年）
「改訂版日本カエル図鑑」（文一総合出版　1989 年）
「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」（岐阜県 2010 年）
「滋賀県で大切にすべき野生生物　滋賀県レッドデータブック 2010 版」（滋賀県　2011 年）

(ｲ) 現地調査

a．調査方法

調査地域、調査地点、調査期間及び調査方法は、「8.1.3 動物」「8.1.4 植物」と同じとした。

b．調査結果

(a) 確認状況等

注目種のうちタヌキとニホンジカは各類型区分を広く利用している。ヤマガラは二次林や植林を生息場所として利用している。タゴガエルやトノサマガエルは水辺を繁殖場所及び生息場所として、コナラーアベマキ群落などの二次林やスギーヒノキ植林などの植林も成体の生息場所として利用している。また、クチマガリスナガイは石灰岩地を生息場所として特異的に利用している。

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物等の存在

ア．上位性（サシバ）

(ｱ) 環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物の存在（電線路の存在）に伴う注目種の生態及び生息環境又は生育環境への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。

・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。

・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。

・ロードキル防止のため、林道は車両運行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には運行しない。

・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。

・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認された、または繁殖の可能性が高い場所ついては、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。

・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育して

いた樹種を基本として植樹する。

・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

(ｲ) 予測項目

選定した注目種に対する工事の実施及び工作物の存在による影響の程度及び内容について予測した。

(ｳ) 予測

a. 予測地点

予測地域のうち、工事の実施及び工作物の存在による影響が及ぶと予想される地点とした。

b. 予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

c. 予測手法

調査対象種の生態及び生息環境又は生育環境の変化の程度について、事業計画の内容、「サシバの保護の進め方（平成25年　環境省）」に基づき予測した。

d. 予測の結果

「サシバの保護の進め方（平成25年　環境省）」に基づき関ケ原開閉所のサシバの営巣中心域と高利用域について整理した。

生態系調査範囲周辺では2つがいが確認された。このうち、事業実施区域に営巣中心域が含まれる関ケ原開閉所付近のサシバについて解析を実施した。なお、北近江開閉所西側で確認されたサシバについては、営巣中心域及び高利用域が対象事業実施区域に含まれないことから予測対象から除外した。

営巣中心域の類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された利用環境は表8.1.5-8に、高利用域の類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された利用環境は表　8.1.5-9に、営巣中心域と高利用域の現存植生面積と改変面積は表8.1.5-10に示したとおりである。なお、サシバの類型区分別の主な利用環境は、

今回の調査結果及び既存の知見から整理した。

サシバは二次林のアカマツ群落や植林のスギ・ヒノキ植林を営巣場所として、コナラ群落などの二次林や水田雑草群落などの水辺を狩場として利用している。

サシバの営巣中心域の現存植生面積は35,447㎡であり、このうち改変面積は9㎡で、現存植生面積に対する改変率は0.03%と極めて小さい。

また、高利用域の現存植生面積は787,350㎡であり、うち二次林が295,429㎡、植林が384,019㎡を占め、高利用域全体に対する割合はそれぞれ37.52%、48.77%で、両類型区分を合わせると全体の86.30%を占めている。個別の群落単位でみると、スギ・ヒノキ植林が384,019㎡で最も広く、次いでコナラ群落が237,411㎡であり、高利用域全体に占める割合はそれぞれ48.77%、30.15%となっている。

一方、これらの改変面積及び各現存植生面積に対する改変率をみると、二次林が19,298㎡（6.53%）、植林が7,785㎡（2.03%）である。個別の群落単位では、スギ・ヒノキ植林が7,785㎡（2.03%）、コナラ群落が10,535㎡（4.44%）、アカマツ群落が8,641㎡（16.60%）となっている。改変面積の合計は36,184㎡であり、高利用域全体に対する改変率は4.60%である。このように、サシバの高利用域の現存植生面積は787,350㎡であり、そのうち改変面積は36,184㎡で、現存植生面積に対する改変率は4.60%と比較的小さい。

調査地域において広い面積を占め、注目種を含む多数の動植物の主な利用環境となっているコナラ群落等の代償植生は、過去の樹林伐採や地形改変の後に自然に再生した植生である。また、スギ・ヒノキ植林は人為的管理のもとで成立した人工林である。このことから、改変予定地は、事業を実施しない場合であっても、自然的な植生遷移やスギ・ヒノキ植林に対する定期的な人為管理により、恒常的に環境の変化が生じる地域であるといえる。さらに、調査地域周辺ではニホンジカによる食害も確認されている。

したがって、改変予定地のうち、鉄塔などの恒久的な設備が設置される箇所を除く現存植生については、事業の実施により一時的に衰退または消失したとしても、その後、自然的または人為的な管理のもとで復元・再生することが期待できる。すなわち、動物の生息環境である現存植生は、改変により一時的に衰退・消失した後、一定期間を経て復元・再生する可能性があり、それに伴って動物の生息環境も回復することが期待される。

以上のことから、現地調査において確認された関ケ原開閉所周辺のサシバについては、営巣中心域に占める改変面積の割合が極めて小さいことから、繁殖地そのものに対する影響は限定的であると考えられる。一方、改変区域は営巣中心域に近接しているため、樹木伐採は繁殖期を避けて実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで繁殖への

影響の低減を図るなどの保全対策を講じることにより、上位性の観点から抽出されたサシバへの影響は軽減され、事業実施による生態系への影響は小さいものと予測される。

表 8.1.5-8　関ケ原開閉所付近のサシバ営巣中心域の類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された利用環境

類型区分	植生群落等	現存植生面積(㎡)		改変面積(㎡)						利用環境
				合計		土地改変有り(㎡)		土地改変無し(伐採のみ)(㎡)		
二次林（高木樹林）	コナラ群落	14,330	[40.43%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	ハンノキ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	アカマツ群落	2,442	[6.89%]	6	(0.25%)	6	(0.25%)	0	(0.00%)	○
	アカメガシワーカラスザンショウ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	計	16,772	[47.32%]	6	(0.04%)	6	(0.04%)	0	(0.00%)	
植林	スギ・ヒノキ植林	12,901	[36.40%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	計	12,901	[36.40%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
低木林・乾性草地	アカマツ群落（低木林）	623	[1.76%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	シロダモ群落	161	[0.45%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	クサギ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	ネザサ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	イワヒメワラビ群落	448	[1.26%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	ススキ群落	3,474	[9.80%]	3	(0.09%)	3	(0.09%)	0	(0.00%)	
	セイタカアワダチソウ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	メリケンカルカヤ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	チカラシバ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	メヒシバ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	植栽樹群	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	計	4,706	[13.28%]	3	(0.06%)	3	(0.06%)	0	(0.00%)	
水辺	ツルヨシ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	水田雑草群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	開放水面	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	自然裸地	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	計	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
人工地	道路	1,068	[3.01%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	構造物	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	人工裸地	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	計	1,068	[3.01%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
鍾乳洞・洞窟	－	－		改変なし						
石灰岩地	－	－		改変なし						
	合計	35,447	[100.00%]	9	(0.03%)	9	(0.03%)	0	(0.00%)	

※1　現存面積の〔　〕内の数値は調査地域における各群落の面積比率(各群落の面積)/(調査地域面積)を示す。
※2　改変面積の（　）内の数値は各群落の改変率（各群落の改変面積）/(各群落の調査地域内総面積)を示す。
※3　鍾乳洞・洞窟、石灰岩地の現存面積については植生の面積には関係しないため表示しない。

表 8.1.5-9　関ケ原開閉所付近のサシバ高利用域の類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された利用環境

類型区分	植生群落等	現存植生面積(㎡)		改変面積(㎡)						利用環境
				合計		土地改変有り(㎡)		土地改変無し(伐採のみ)(㎡)		
二次林（高木樹林）	コナラ群落	237,411	[30.15%]	10,535	(4.44%)	5,943	(2.50%)	4592	(1.93%)	○
	ハンノキ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	アカマツ群落	52,059	[6.61%]	8,641	(16.60%)	5,299	(10.18%)	3342	(6.42%)	○
	アカメガシワーカラスザンショウ群落	5,959	[0.76%]	122	(2.05%)	122	(2.05%)	0	(0.00%)	○
	計	295,429	[37.52%]	19,298	(6.53%)	11,364	(3.85%)	7,934	(2.69%)	
植林	スギ・ヒノキ植林	384,019	[48.77%]	7,785	(2.03%)	6,979	(1.82%)	806	(0.21%)	○
	計	384,019	[48.77%]	7,785	(2.03%)	6,979	(1.82%)	806	(0.21%)	
低木林・乾性草地	アカマツ群落（低木林）	9,762	[1.24%]	2,331	(23.88%)	1,959	(20.07%)	372	(3.81%)	
	シロダモ群落	7,843	[1.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	クサギ群落	0	[0.00%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	ネザサ群落	6,720	[0.85%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	イワヒメワラビ群落	1,164	[0.15%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	ススキ群落	30,104	[3.82%]	5,546	(18.42%)	5,546	(18.42%)	0	(0.00%)	
	セイタカアワダチソウ群落	4,527	[0.57%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	メリケンカルカヤ群落	779	[0.10%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	チカラシバ群落	2,377	[0.30%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	メヒシバ群落	4,808	[0.61%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	植栽樹群	5,325	[0.68%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	計	73,409	[9.32%]	7,877	(10.73%)	7,505	(10.22%)	372	(0.51%)	
水辺	ツルヨシ群落	282	[0.04%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	水田雑草群落	1,870	[0.24%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	○
	開放水面	3,526	[0.45%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	自然裸地	350	[0.04%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	計	6,028	[0.77%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
人工地	道路	12,597	[1.60%]	104	(0.83%)	104	(0.83%)	0	(0.00%)	
	構造物	471	[0.06%]	0	(0.00%)	0	(0.00%)	0	(0.00%)	
	人工裸地	15,397	[1.96%]	1,120	(7.27%)	1,120	(7.27%)	0	(0.00%)	○
	計	28,465	[3.62%]	1,224	(4.30%)	1,224	(4.30%)	0	(0.00%)	
鍾乳洞・洞窟	－	－		改変なし						
石灰岩地	－	－		改変なし						
	合計	787,350	[100.00%]	36,184	(4.60%)	27,072	(3.44%)	9,112	(1.16%)	

※1　現存面積の〔　〕内の数値は調査地域における各群落の面積比率(各群落の面積)/(調査地域面積)を示す。
※2　改変面積の（　）内の数値は各群落の改変率（各群落の改変面積）/(各群落の調査地域内総面積)を示す。
※3　鍾乳洞・洞窟、石灰岩地の現存面積については植生の面積には関係しないため表示しない。

表 8.1.5-10 関ケ原開閉所付近のサシバ営巣中心域と高利用域の現存植生面積と改変面積

	営巣中心域				高利用域			
	現存植生面積(㎡)		改変面積(㎡)		現存植生面積(㎡)		改変面積(㎡)	
サシバの利用環境	29,673	[83.71%]	6	(0.02%)	696,715	[88.49%]	28,203	(4.05%)
対象範囲全体	35,447	[100.00%]	9	(0.03%)	787,350	[100.00%]	36,184	(4.60%)

※1 現存植生面積は表 8.1.5-8 及び表 8.1.5-9 で注目種の主な利用環境とした植生の合計
※2 改変面積は該当する注目種の主な利用環境の改変面積の合計
※3 現存植生面積の[ ]内の数値は調査地域全域の面積に対する各現存植生面積の比率を示す。
※4 改変面積の( )内の数値は各現存植生面積の改変率を示す。

イ．上位性以外の注目種

(ｱ) 環境保全対策

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う注目種の生態及び生息環境又は生育環境への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・ロードキル防止のため、林道は車両運行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には運行しない。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。
・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認された、または繁殖の可能性が高い場所ついては、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

(ｲ) 予測項目

選定した注目種に対する工事の実施及び工作物等の存在による影響の程度及び内容について予測した。

(ｳ) 予測

a．予測地点

予測地域のうち、工事の実施及び工作物等の存在による影響が及ぶと予想される地点とした。

b．予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

c．予測手法

調査対象種の生態及び生息環境又は生育環境の変化の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

d．予測の結果

類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された注目種の主な利用

環境は表 8.1.5-11に、注目種別利用環境の現存植生面積と改変面積は表8.1.5-12に示したとおりである。なお、注目種の類型区分別の主な利用環境は、今回の調査結果及び既存の知見から整理した。

典型性で抽出されたタヌキ、ニホンジカ、ヤマガラ、タゴガエル、トノサマガエルの5種がいずれも生息場所として利用している二次林と植林の調査地域における現存植生面積は、二次林が747,564㎡、植林が1,057,450㎡であり、調査地域（2,025,198㎡）に占める面積はそれぞれ36.91%、52.21%と両類型区分で全体の89.12%を占めている。また、個別の群落単位でみると、スギーヒノキ植林が最も広く1,057,450㎡、次いでコナラ群落が654,562㎡であり、調査地域に占める面積はそれぞれ52.21%、32.32%を占めている。

一方、これらの改変面積及び各現存植生面積に対する改変率を見ると、二次林が23,394㎡(3.13%)、植林が20,796㎡(1.97%)、個別の群落単位では、スギ・ヒノキ植林が20,796㎡(1.97%)、コナラ群落が13,896㎡(2.12%)、アカマツ群落が9,225㎡(12.73%)となっている。また、改変面積全体では54,851㎡と調査地域の2.71%とわずかである。

注目種別に利用環境の現存植生面積と改変面積を見ると、二次林や植林などを利用しているタヌキ、ニホンジカ、ヤマガラ、タゴガエル、トノサマガエルの5種は利用環境の現存植生面積が1,733,182～1,971,541㎡と調査地域全域の85.58～97.35％を占めているが、そのうちの改変面積は34,965～54,389㎡とそれぞれの現存植生面積の2.01～2.79％とわずかである。

この他、複数の注目種が利用する湿性草地や水辺、クチマガリスナガイが利用する石灰岩地は改変されない。

調査地域において広い面積を占め、注目種を含む多数の動植物の主な利用環境となっているコナラ群落等の代償植生は、過去の樹林伐採や地形改変の後に自然に再生した植生である。また、スギ・ヒノキ植林は人為的管理のもとで成立した人工林である。このことから、改変予定地は、事業を実施しない場合であっても、自然的な植生遷移やスギ・ヒノキ植林に対する定期的な人為管理により、恒常的に環境の変化が生じる地域であるといえる。さらに、調査地域周辺ではニホンジカによる食害も確認されている。

したがって、改変予定地のうち、鉄塔などの恒久的な設備が設置される箇所を除く現存植生については、事業の実施により一時的に衰退または消失したとしても、その後、自然的または人為的な管理のもとで復元・再生することが期待できる。すなわち、動物の生息環境である現存植生は、改

変により一時的に衰退・消失した後、一定期間を経て復元・再生する可能性があり、それに伴って動物の生息環境も回復することが期待される。

以上のことから、調査地域を代表する生態系における注目種の生息環境は、事業実施により、その一部が一旦衰退したり消失したりするとともに、建設機械の稼働や工作物の設置により、これら注目種の改変予定地周辺からの一時的な忌避や行動経路の制限が考えられるものの、周辺には同様の環境が広く存在していること、改変予定地が小面積で飛び石的に存在しており調査地域を分断するものではないこと、典型性及び特殊性の観点から抽出された注目種の生息環境は改変されないことなどから、事業実施による生態系への影響は小さいものと予測される。

表 8.1.5-11　類型区分別現存植生面積と改変面積及び抽出された注目種の主な利用環境

類型区分	植生群落等	現存植生面積(㎡)	改変面積(㎡)			典型性					特殊性
			合計	土地改変有り(㎡)	土地改変無し(伐採のみ)(㎡)	タヌキ	ニホンジカ	ヤマガラ	タゴガエル	トノサマガエル	クチマガリスナガイ
二次林（高木樹林）	コナラ群落	654,562 [32.32%]	13,896 (2.12%)	6,694 (1.02%)	7202 (1.10%)	○	○	○	○	○	
	ハンノキ群落	448 [0.02%]	25 (5.58%)	25 (5.58%)	0 (0.00%)	○	○	○	○	○	
	アカマツ群落	72,464 [3.58%]	9,225 (12.73%)	5,299 (7.31%)	3926 (5.42%)	○	○	○			
	アカメガシワ－カラスザンショウ群落	20,090 [0.99%]	248 (1.23%)	248 (1.23%)	0 (0.00%)	○	○	○	○	○	
	計	747,564 [36.91%]	23,394 (3.13%)	12,266 (1.64%)	11,128 (1.49%)						
植林	スギ・ヒノキ植林	1,057,450 [52.21%]	20,796 (1.97%)	18,804 (1.78%)	1992 (0.19%)	○	○	○	○	○	
	計	1,057,450 [52.21%]	20,796 (1.97%)	18,804 (1.78%)	1,992 (0.19%)						
低木林・乾性草地	アカマツ群落（低木林）	12,268 [0.61%]	3,533 (28.80%)	3,161 (25.77%)	372 (3.03%)	○	○				
	シロダモ群落	23,111 [1.14%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	クサギ群落	583 [0.03%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	ネザサ群落	19,452 [0.96%]	332 (1.71%)	332 (1.71%)	0 (0.00%)		○				
	イワヒメワラビ群落	22,063 [1.09%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)						
	ススキ群落	40,493 [2.00%]	5,546 (13.70%)	5,546 (13.70%)	0 (0.00%)	○	○				
	セイタカアワダチソウ群落	6,928 [0.34%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	メリケンカルカヤ群落	1,737 [0.09%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	チカラシバ群落	3,175 [0.16%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	メヒシバ群落	4,808 [0.24%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	植栽樹群	5,789 [0.29%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○				
	計	140,407 [6.93%]	9,411 (6.70%)	9,039 (6.44%)	372 (0.26%)						
水辺	ツルヨシ群落	282 [0.01%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)		○	○	○	○	
	水田雑草群落	2,787 [0.14%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○	○			○	
	開放水面	6,535 [0.32%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)					○	
	自然裸地	350 [0.02%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)				○	○	
	計	9,954 [0.49%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)						
人工地	道路	24,238 [1.20%]	130 (0.54%)	130 (0.54%)	0 (0.00%)						
	構造物	471 [0.02%]	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	○					
	人工裸地	45,114 [2.23%]	1,120 (2.48%)	1,120 (2.48%)	0 (0.00%)	○	○				
	計	69,823 [3.45%]	1,250 (1.79%)	1,250 (1.79%)	0 (0.00%)						
鍾乳洞・洞窟	－	－	改変なし								
石灰岩地	－	－	改変なし								○
	合計	2,025,198 [100.00%]	54,851 (2.71%)	41,359 (2.04%)	13,492 (0.67%)						

※1　現存面積の〔　〕内の数値は調査地域における各群落の面積比率(各群落の面積)/(調査地域面積)を示す。
※2　改変面積の（　）内の数値は各群落の改変率（各群落の改変面積）/(各群落の調査地域内総面積)を示す。
※3　鍾乳洞・洞窟、石灰岩地の現存面積については植生の面積には関係しないため表示しない。

表 8.1.5-12　注目種別利用環境の現存植生面積と改変面積

注目種		利用環境			
		現存植生面積(㎡)		改変面積(㎡)	
典型性	タヌキ	1,952,278	[96.40%]	54,389	(2.79%)
	ニホンジカ	1,971,541	[97.35%]	53,601	(2.72%)
	ヤマガラ	1,805,296	[89.14%]	44,190	(2.45%)
	タゴガエル	1,733,182	[85.58%]	34,965	(2.02%)
	トノサマガエル	1,742,504	[86.04%]	34,965	(2.01%)
特殊性	クチマガリスナガイ	－		0	(0.00%)
調査地域全域		2,025,198	[100.00%]	54,851	(2.71%)

※1　現存植生面積は表 8.1.5-11 で注目種の主な利用環境とした植生の合計
※2　改変面積は該当する注目種の主な利用環境の改変面積の合計
※3　現存植生面積の[ ]内の数値は調査地域全域の面積に対する各現存植生面積の比率を示す。
※4　改変面積の( )内の数値は各現存植生面積の改変率を示す。

ウ．評価の結果

本事業による工事の実施及び工作物等の存在に伴う注目種の生態及び生息環境又は生育環境への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・ロードキル防止のため、林道は車両運行速度20km/h以下を厳守する。また

基本的には早朝、夜間には運行しない。

・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。

・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認された、または繁殖の可能性が高い場所ついては、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。

・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。

・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施に伴う注目種の生態及び生息環境又は生育環境への影響は小さいと予測され、環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

8.1.6　触れ合い活動の場

(1) 調査結果の概要

① 分布状況

ア．触れ合い活動の場

(ｱ) 現地調査

a．調査地域

調査地域は、図 8.1.6-1のとおり関係地域の範囲とした。

b．調査方法

既存の文献又は資料及び聞取りによる調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施した。調査結果は、触れ合い活動の場一覧表及び分布図としてとりまとめた。

c．調査期間

2025 年 8 月 18 日～8 月 19 日

2025 年 10 月 1 日

d．調査地点

図 8.1.6-1 及び表 8.1.6-1 に示す調査地点で調査を実施した。

表 8.1.6-1(1)　触れ合い活動の場

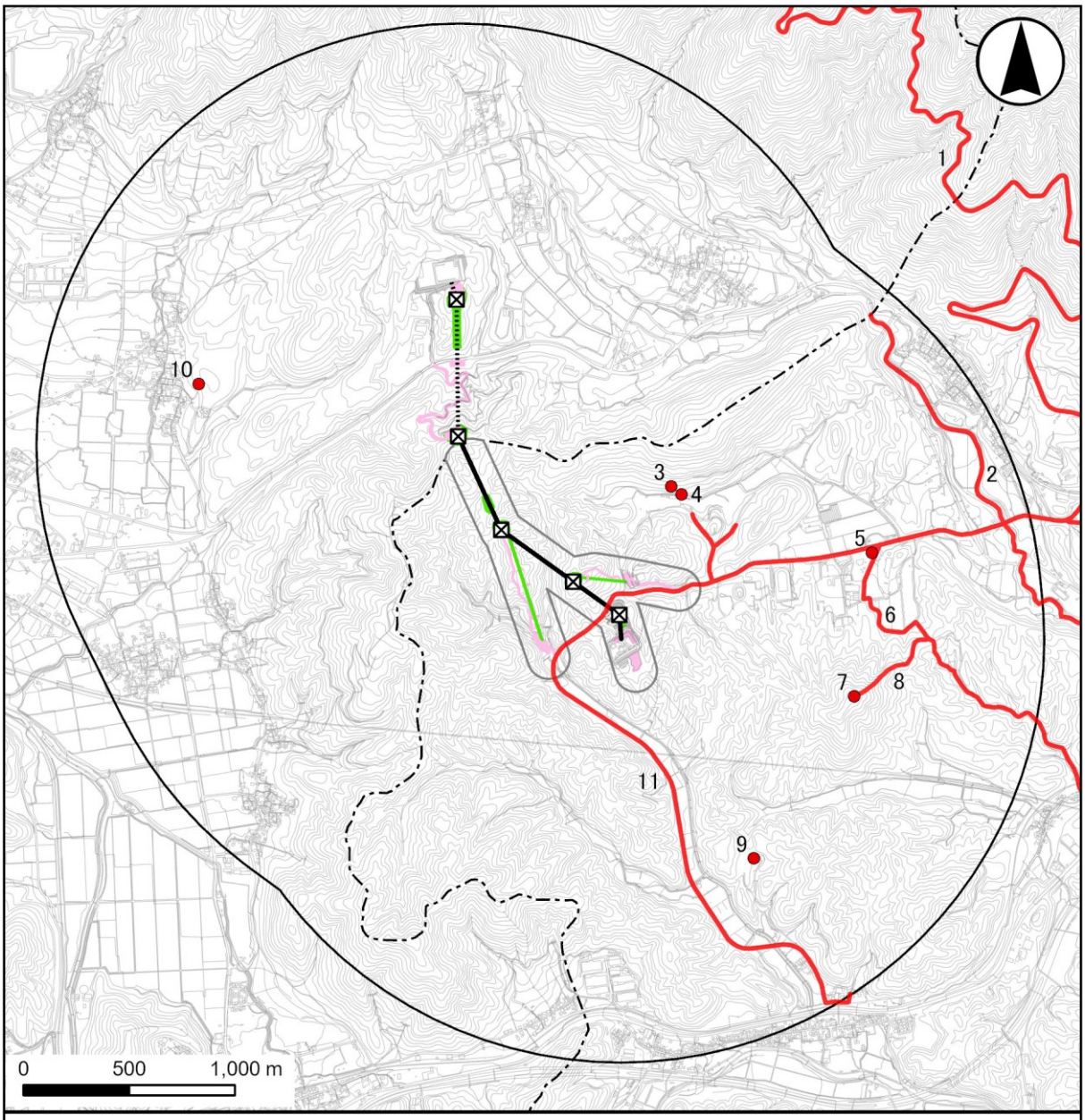
番号	名称	活動内容	出典
1	伊吹山ドライブウェイ	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。	1,2,4
2	藤古川	6 月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	1,2
3	関ケ原鍾乳洞	入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水で泳ぐニジマスの群れや、ウミユリの化石も確認できる。	1,2
4	玉倉部の清水	岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。	2
5	エコミュージアム関ケ原	様々な方法で自然の楽しさや大切さを紹介する施設。関ケ原周辺の自然情報を紹介する「情報サービスルーム」、まるで本物の自然の中にいるような感覚で、楽しみながら自然を体感できる「自然観察の森」、高画質・高音響システムと 110 インチの大画面で、関ケ原周辺の自然を迫力たっぷりの映像で楽しめる「ハイビジョンシアター」がある。	1,2
6	東海自然歩道 13 関ケ原つわものたちをしのぶみち	天下分け目の合戦場跡を巡る 11.3km のウォーキングコース。	5
7	玉の城山	雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	2
8	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	3
9	岐阜グランピング kito 関ケ原	3,500m^2 を超える広大な敷地にある自然に囲まれたグランピング施設。キャンプファイヤーや星空観賞、四季を感じられるアウトドアステイができる。	2
10	泉神社湧水	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出した水。	2

表 8.1.6-1(2)　触れ合い活動の場

番号	名称	活動内容	出典
11	神代・昔話へと続く伝説コース	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	6

※1　表中の番号は図 8.1.6-1の番号と対応する。

出典：1.「全国旅行情報サイト ジャパン・ヨンナナ・ゴー」（公益社団法人日本観光振興協会HP 2026年7月閲覧）
2.各市町村資料・観光関連（表3.1-15参照）
3.「玉城散策マップ」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
4.「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
5.「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
6.「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト 関ケ原観光ガイド」（関ケ原古戦場おもてなし連合　2026年7月閲覧）



凡 例

区分

- 調査地域
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変あり
- 土地改変なし（伐採のみ）

- 触れ合い活動の場

1.伊吹山ドライブウェイ
2.藤古川
3.関ケ原鍾乳洞
4.玉倉部の清水
5.エコミュージアム関ケ原
6.東海自然歩道13関ケ原つわものたちをしのぶみち
7.玉の城山
8.城山遊歩道
9.岐阜グランピング kito関ケ原
10.泉神社湧水
11.神代・昔話へと続く伝説コース

図 8.1.6-1　触れ合い活動の場の調査地域及び調査地点

e．調査結果

(a)触れ合い活動の場の概要

調査地域における触れ合い活動の場の概要は表 8.1.6-2 に示すとおりである。

なお、『岐阜グランピング kito 関ケ原』に関しては、宿泊者以外の立ち入りが制限されていたため、施設の外観等は 2025 年 10 月に撮影を実施した。

表 8.1.6-2(1)　触れ合い活動の場

番号	名　称 概　要	場の状況
1	伊吹山ドライブウェイ 滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。 R6 年観光地点別入込客数 （247,702 人）	 2025 年 8 月 18 日撮影
2	藤古川 6 月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。	 2025 年 8 月 18 日撮影
3	関ケ原鍾乳洞 入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水で泳ぐニジマスの群れや、ウミユリの化石も確認できる。 R6 年観光地点別入込客数 （44,889 人）	 2025 年 8 月 18 日撮影

出典：1.「令和6年岐阜県観光入込客統計調査」（岐阜県HP　2026年8月閲覧）

表 8.1.6-2(2)　触れ合い活動の場

番号	名　称 概　要	場の状況
4	玉倉部の清水 岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。	 2025 年 8 月 18 日撮影
5	エコミュージアム関ケ原 様々な方法で自然の楽しさや大切さを紹介する施設。関ケ原周辺の自然情報を紹介する「情報サービスルーム」、まるで本物の自然の中にいるような感覚で、楽しみながら自然を体感できる「自然観察の森」、高画質・高音響システムと 110 インチの大画面で、関ケ原周辺の自然を迫力たっぷりの映像で楽しめる「ハイビジョンシアター」がある。	 2025 年 8 月 19 日撮影

表 8.1.6-2(3)　触れ合い活動の場

番号	名　称 概　要	場の状況
6	東海自然歩道 13 関ケ原つわものたちをしのぶみち 天下分け目の合戦場跡を巡る11.3km のウォーキングコース。 R6 年観光地点別入込客数 （21,056 人）	 2025 年 8 月 18 日撮影
7	玉の城山 雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。	 2025 年 8 月 18 日撮影
8	城山遊歩道 東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。	 2025 年 8 月 18 日撮影

出典：1.「令和6年岐阜県観光入込客統計調査」（岐阜県HP　2026年8月閲覧）

表 8.1.6-2(4)　触れ合い活動の場

番号	名　称 概　要	場の状況
9	岐阜グランピング kito 関ケ原 3,500m^2 を超える広大な敷地にある自然に囲まれたグランピング施設。キャンプファイヤーや星空観賞、四季を感じられるアウトドアステイができる。 ヒアリングにより、グランピングの宿泊棟数、最大宿泊可能人数及びアクセス状況を確認した。施設への主なアクセス経路は国道 21 号である。	 2025 年 10 月 1 日撮影
10	泉神社湧水 名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出した水。	 2025 年 8 月 18 日撮影
11	神代・昔話へと続く伝説コース 古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。	 2025 年 8 月 18 日撮影

(b)触れ合い活動の場のアクセスルート

調査地域における 11 箇所の触れ合い活動の場のアクセスルートは図 8.1.6-2 に示すとおりである。

藤古川、関ケ原鍾乳洞、玉倉部の清水、エコミュージアム関ケ原、岐阜グランピング kito 関ケ原、神代・昔話へと続く伝説コースは、国道 365 号の玉交差点を南へ向かい、岐阜県道牧田関ケ原線を経由してアクセスする。また、国道 21 号の今須集落内から岐阜県道牧田関ケ原線を経由してアクセスすることもできる。

伊吹山ドライブウェイは国道 21 号及び国道 365 号と伊吹山口交差点で接続している。

東海自然歩道、玉の城山、城山遊歩道はいずれも徒歩による利用であるが、エコミュージアム関ケ原が沿線に位置しており、同ミュージアムを起点にしてアクセスすることができる。

泉神社湧水へは、国道 365 号の藤川交差点を北へ向かい、滋賀県道藤川春照線を経由してアクセスする。

主なアクセスルートのうち工事用車両通行道路（主要道路）の国道 365 号と県道牧田関ケ原線の調査地域における交通量は表 8.1.6-3 のとおりである。

表 8.1.6-3　工事用車両通行道路（主要道路）の交通量

路線名	交通量 観測地点名	平日昼間 12 時間 自動車類交通量			平日昼間 24 時間 自動車類交通量		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
一般国道 365 号	不破郡関ケ原町大玉	5,940	2,693	8,633	7,749	4,941	12,690
牧田関ケ原線	大垣市上石津町牧田和田	258	47	305	338	74	412

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　箇所別基本表」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

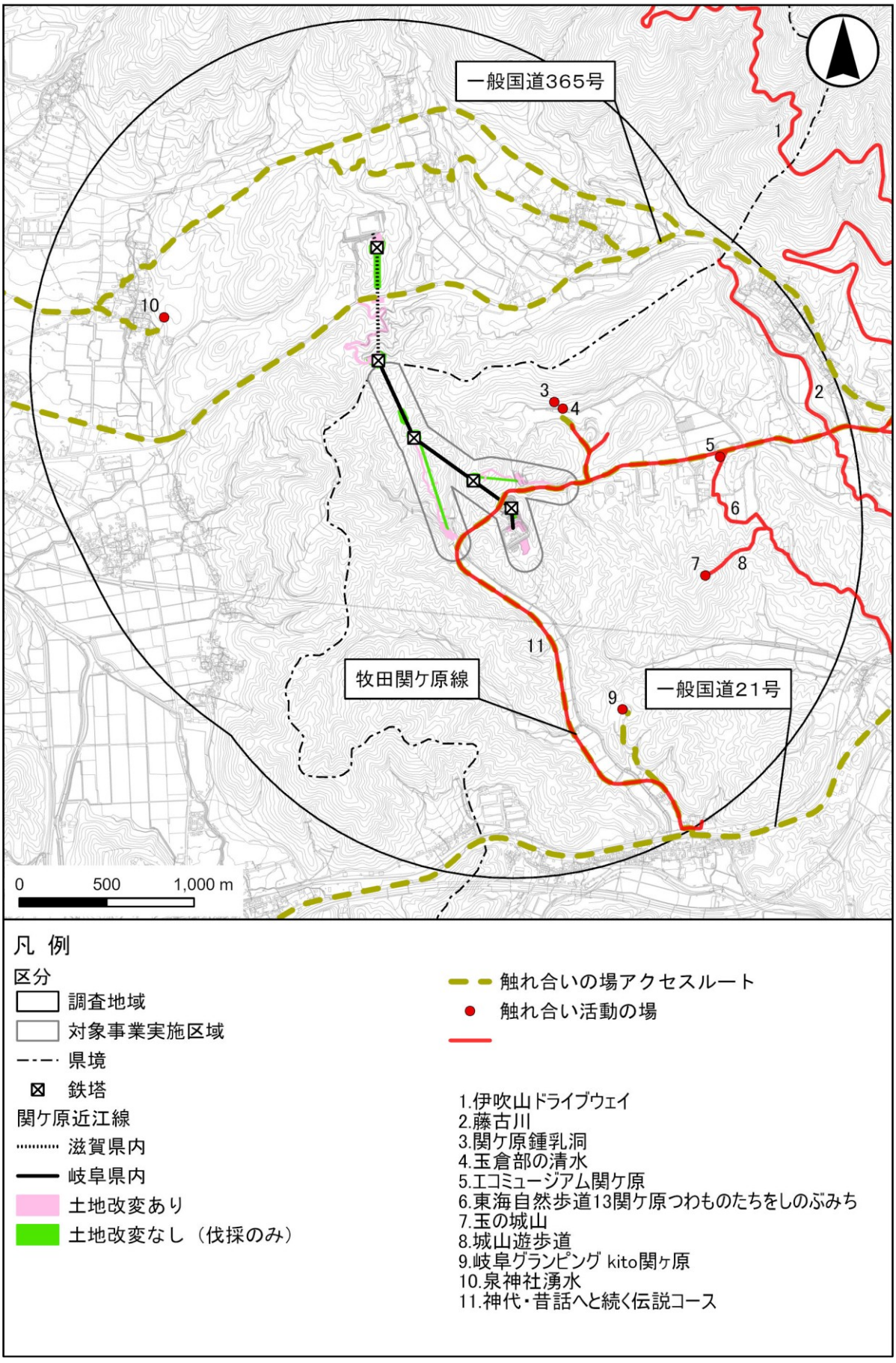


図 8.1.6-2 触れ合い活動の場のアクセスルート

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物の存在

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物の存在（電線路の存在）に伴う触れ合い活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

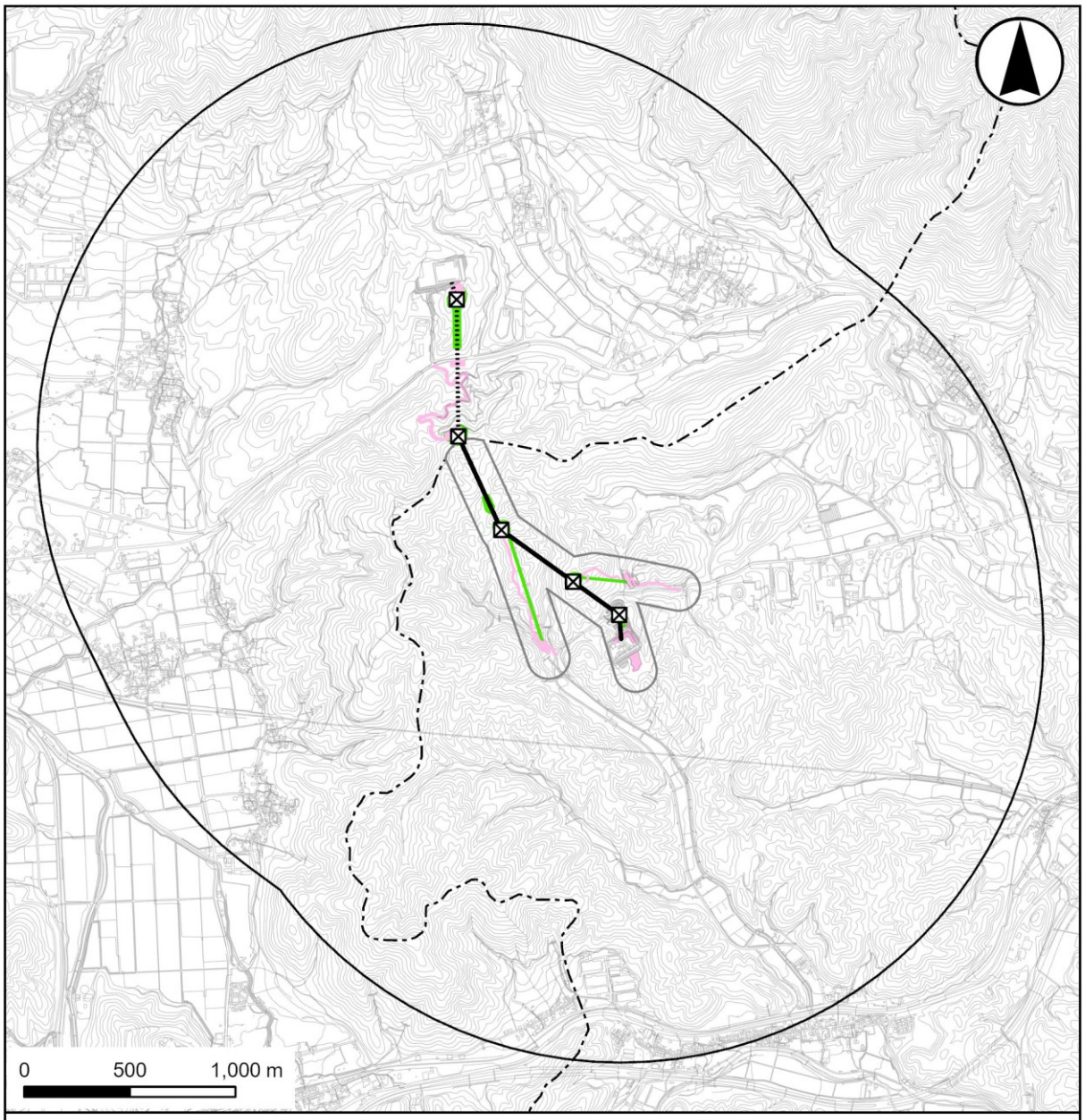
イ．予測項目

事業の実施に伴う触れ合い活動の場の改変の程度と内容及び利用状況の変化の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

予測地域は、図 8.1.6-3 のとおり関係地域の範囲とした。



凡 例

区分

調査範囲

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変あり

土地改変なし（伐採のみ）

図 8.1.6-3　予測地域

(ｲ) 予測地点

調査地点等は、調査地域内において把握した触れ合い活動の場とし、表 8.1.6-1 及び図 8.1.6-1 とした。

(ｳ) 予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

(ｴ) 予測手法

調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、本事業の実施による特筆すべき触れ合い活動の場への影響について予測した。

(ｵ) 予測の結果

a. 触れ合い活動の場

調査地域には11件の触れ合い活動の場が存在するが、神代・昔話へと続く伝説コース以外の10件については改変予定地から外れており当該事業実施による影響はない。

神代・昔話へと続く伝説コースについては、1箇所で道路の上空を電線が通過するものの、道路の直接改変はないことから、工作物の存在による影響は極めて小さいものと予測される。

b. 触れ合い活動の場のアクセスルート

調査地域には11件の触れ合い活動の場へのアクセスルートがある。このうち藤古川、関ケ原鍾乳洞、玉倉部の清水、エコミュージアム関ケ原、岐阜グランピングkito関ケ原、神代・昔話へと続く伝説コースの1箇所で電線が上空通過するものの、アクセスルート及びその沿道の直接改変はなく、通行止めも実施しない。現状と工事中の自動車の交通量を表 8.1.6-4に示す。一般国道365号の工事中の工事車両は小型車が最大10台/日、大型車が10～20台/日程度である。主な工事用車両通行道路である一般国道365号における車両通行量は2021年道路交通センサスによると自動車類の合計は8,633台/日、小型車は5,940台/日、大型車は2,693台/日とされており、工事車両による交通量の増加は自動車類全体の0.2%（最大0.3%）、小型車に対して0.2%、大型車に対して0.4%（最大0.7%）であり増加量は少ない。県道牧田関ケ原線の工事中の工事車両は小型車が最大15台/日、大型車が15～30台/日程度である。県道牧田関ケ原線における車両通行量は2021年道路交通センサスによると自動車類の合計は305台/日、小型車は258台/日、大型車は47台/日とされており、工事車両による交通量の増加は自動車類全体の9.8%（最大14.8%）、

小型車に対し5.8%、大型車に対して31.9%（最大63.8%）となっており、交通量の合計が335台/日、最大でも350台/日（それぞれ9.8%、14.8%）と少ない。これらのことから、工事の実施による影響は極めて小さいと予測される。なお、工事完了後は巡視時に1台/日で影響はないと予測される。

表 8.1.6-4　工事車両通行道路の工事中における車両台数予測

路線名	交通量観測地点名	現状12時間自動車類交通量			工事車両の増加量			工事中の12時間自動車類交通量		
	交通量観測地点名	小型車	大型車	合計	小型車	大型車（最大数）	合計（最大数）	小型車	大型車（最大数）	合計（最大数）
一般国道365号	不破郡関ケ原町大玉	5,940	2,693	8,633	10	10 (20)	20 (30)	5,950 〈0.2%〉	2,703 [0.4%] (2,713) [0.7%]	8,653 【0.2%】 (8,663) 【0.3%】
牧田関ケ原線	大垣市上石津町牧田和田	258	47	305	15	15 (30)	30 (45)	273 〈5.8%〉	62 [31.9%] (77) [63.8%]	335 【9.8%】 (350) 【14.8%】

※1 〈〉 内は小型貨物車の増加率を表す。
※2［］内は大型貨物車の増加率を表す。
※3【】内は自動車類の増加率を表す。
出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省HP 2026年7月閲覧）

オ．評価の結果

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う触れ合い活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。
・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施及び工作物の存在に伴う触れ合い活動の場への影響はないまたは極めて小さいと予測され、環境保全対策に

ついて実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

8.1.7　文化財

(1) 調査結果の概要

① 分布状況

ア．文化財

(ｱ) 現地調査

a．調査地域

調査地域は、図 8.1.7-1のとおり計画路線から約500mの範囲とした。

ただし、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の有無についての調査範囲は、本事業による改変予定地内とし、状況に応じて近傍を含めた。

b．調査方法

既存の文献又は資料及び聞取りによる調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査を実施した。調査結果は、文化財一覧表及び分布図としてとりまとめた。

(a)史跡等

教育委員会等の既存資料により指定状況を把握するとともに、現地踏査により周辺環境を含めた現況を写真撮影等により把握した。

(b)埋蔵文化財包蔵地

教育委員会等の既存資料により分布状況を把握するとともに、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の存在の有無については、関係市町の担当部署への聞き取り調査を実施した。

c．調査期間

2025 年　8 月 18 日

2025 年 10 月 27 日

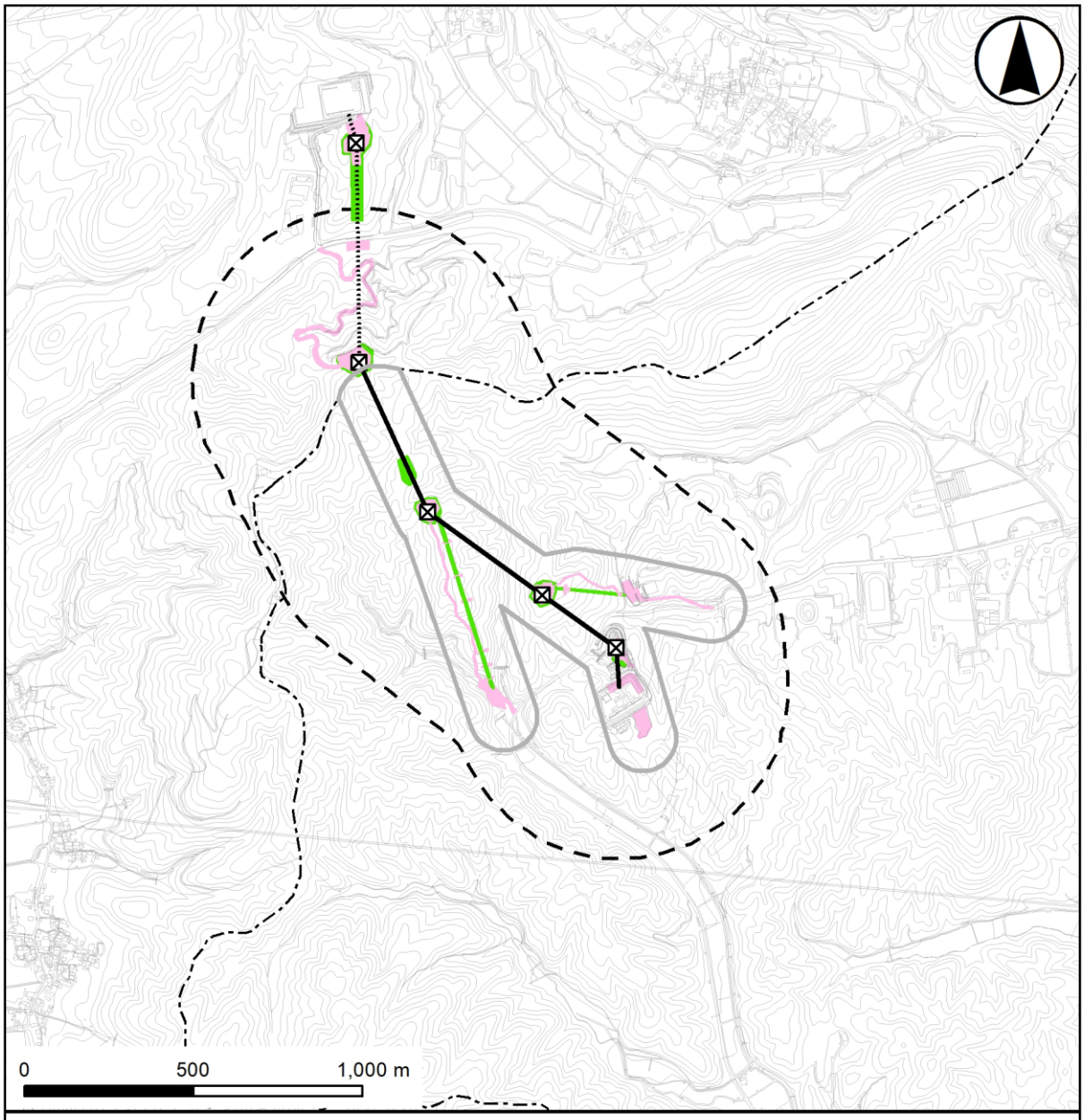


図 8.1.7-1　文化財調査地域

d. 調査結果

(a) 史跡等

調査地域では、史跡等は確認されなかったが、調査地域近傍には、表 8.1.7-1、表 8.1.7-2 及び図 8.1.7-2 に示すとおり、関ケ原町指定の史跡及び天然記念物がそれぞれ 1 件の合計 2 件が存在している。

表 8.1.7-1　史跡等一覧

番号	名　称	指　定	種　別	所在地	指定(選定)年月日
1	日本武尊居寤清水	関ケ原町	史跡	関ケ原町玉	昭和44年 6月22日
2	岩倉山の鍾乳洞	関ケ原町	天然記念物	関ケ原町玉	昭和43年 6月22日

出典：「町制要覧[資料編]」（関ケ原町　平成23年）

表 8.1.7-2　史跡等概要

番号	名　称 概　要	場の状況
1	日本武尊居寤清水 岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。	 2025 年 8 月 18 日撮影
2	岩倉山の鍾乳洞 入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水で泳ぐニジマスの群れや、ウミユリの化石も確認できる。	 2025 年 8 月 18 日撮影

(b)埋蔵文化財包蔵地

調査地域には、表 8.1.7-3、表 8.1.7-4 及び図 8.1.7-2 に示すとおり、2 件の埋蔵文化財包蔵地が分布している。

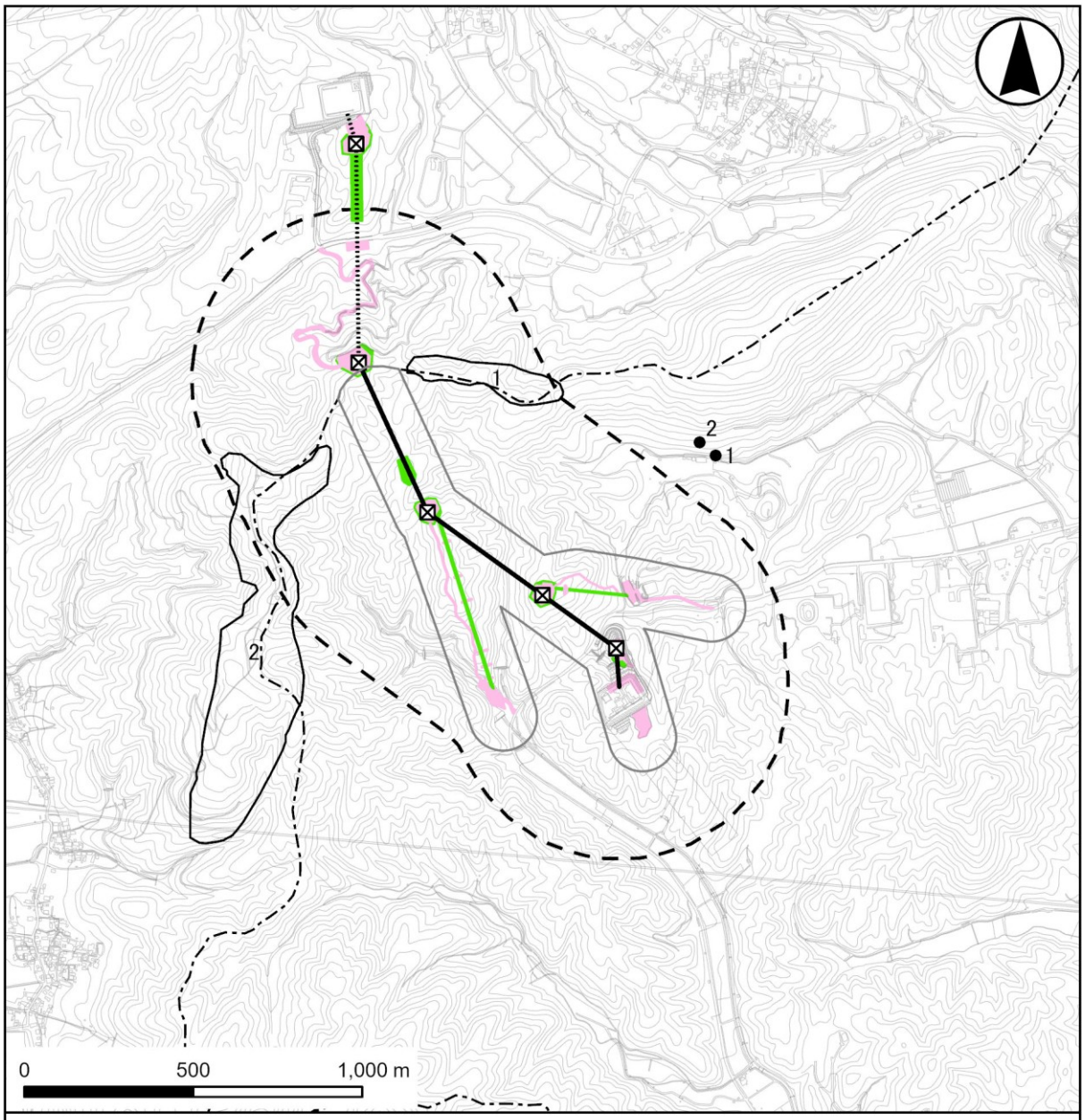
表 8.1.7-3　埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	名　称	種　別	所在地	備　考
1	大峰砦遺跡 (千畳敷砦)	砦跡	米原市大野木	千畳敷砦
2	今須道遺跡	城跡	米原市藤川	

出典：「平成22年度　滋賀県遺跡地図」(滋賀県教育委員会　平成23年)

表 8.1.7-4　埋蔵文化財概要

番号	名　称 概　要	場の状況
1	大峰砦遺跡 (千畳敷砦) 滋賀県米原市大野木にある中世の城館の遺跡。	 2025 年 10 月 27 日撮影
2	今須道遺跡 滋賀県米原市藤川の山頂・山林に位置する中世の城館の遺跡。	 2025 年 10 月 27 日撮影



凡 例

区分

- 対象事業実施区域
- 調査地域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変あり
- 土地改変なし（伐採のみ）

- 史跡・名称・天然記念物
  1.日本武尊居寤清水
  2.岩倉山の鍾乳洞

- 埋蔵文化財包蔵地
  1.大峰砦遺跡(千畳敷砦)
  2.今須道遺跡

図 8.1.7-2　文化財位置

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物等の存在

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物等の存在（電線路の存在）に伴う文化財への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行う。

イ．予測項目

事業の実施に伴う文化財の現状変更の程度と内容及び文化財所在地周辺の環境の改変の程度について、事業計画の内容に基づき予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

予測地域は、本事業による文化財への影響が予想される範囲を含む地域とし、図8.1.7-3のとおり条例の対象である計画路線から約500mの範囲とした。

ただし、周知されていない埋蔵文化財包蔵地の有無についての予測地域は、本事業による改変予定地内とし、状況に応じてその近傍を含めた。

(ｲ) 予測対象時期

工事期間中及び工事完了後とした。

(ｳ) 予測手法

調査結果及び事業計画の諸元をもとに重ね合わせを行い、本事業の実施による特筆

すべき文化財の改変の程度及び内容について予測した。

(ｴ) 予測の結果

a．史跡等

予測地域近傍には関ケ原町指定の史跡及び天然記念物がそれぞれ1件の合計2件存在しているが、改変予定地から外れており当該事業実施による影響はないと予測される。

b．埋蔵文化財

予測地域には2件の埋蔵文化財包蔵地が分布しているが、改変予定地から外れており当該事業実施による影響はないと予測される。

エ．評価の結果

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う文化財への影響を低減するため、以下の環境保全対策を講じる。

・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。
・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。
・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。
・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。
・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。
・工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行う。

これらの環境保全対策を講じることにより、工事の実施及び工作物の存在に伴う文化財への影響はないと予測され、環境保全対策について実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

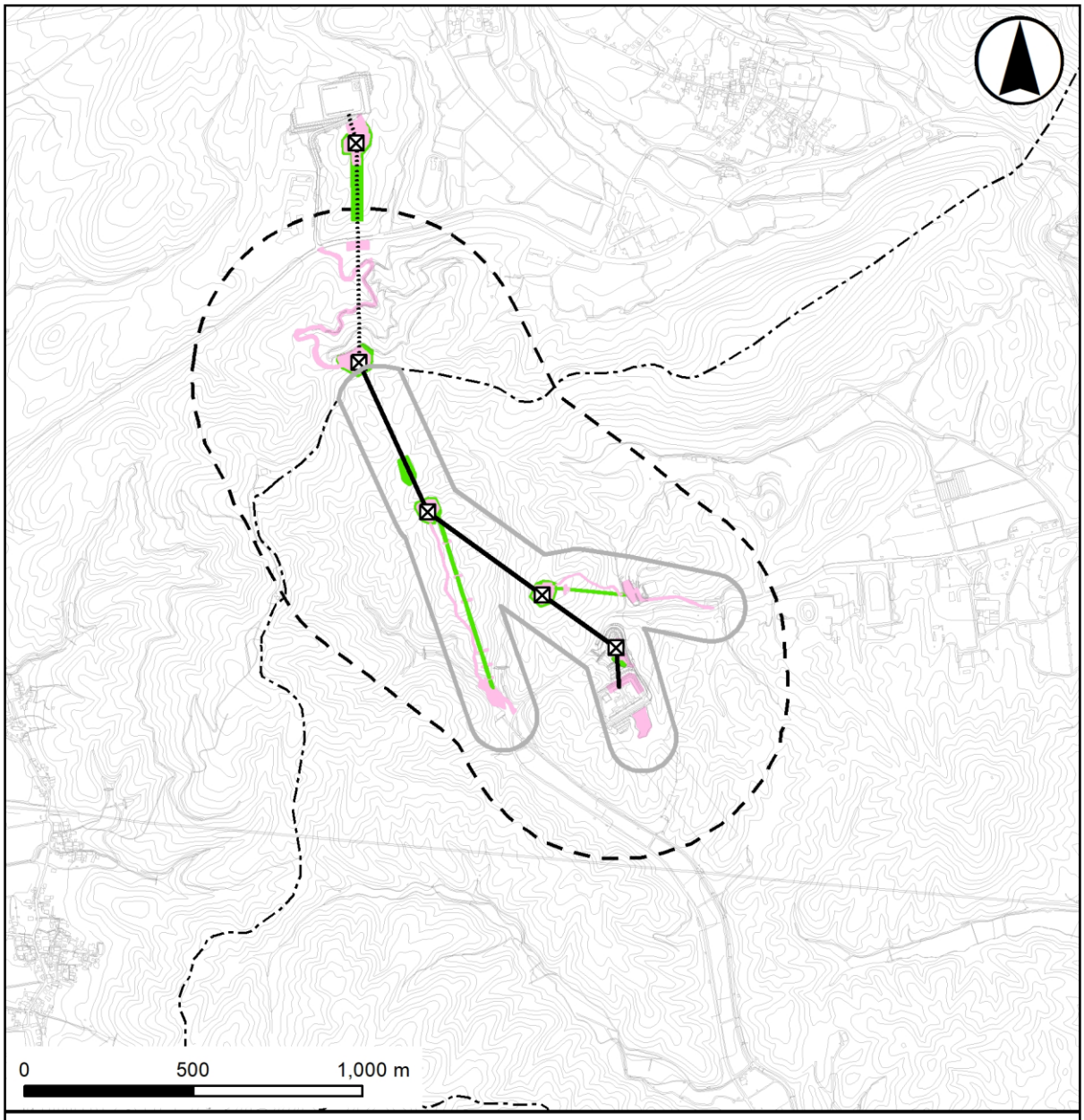

0
500
1,000 m
凡 例
区分
調査地域
対象事業実施区域
県境
鉄塔
関ケ原近江線
滋賀県内
岐阜県内
土地改変有り
土地改変無し(伐採のみ)

図 8.1.7-3　予測地域

8.1.8　景観

(1) 調査結果の概要

① 主要な景観構成要素

ア．既存の文献又は資料調査及び現地調査

(ｱ) 調査地域

図 8.1.8-1のとおり関係地域の範囲とした。

(ｲ) 調査方法

表 8.1.8-1に示す既存の文献又は資料から、自然景観及び文化景観について主要なものを抽出し、概要を把握するとともに、抽出したこれらの景観構成要素について、現地において計画路線の視認の可否を含め観察記録し、写真撮影等の映像取材を実施した。

なお、景観構成要素としては、以下のものを対象とした。

a. 自然景観

・断崖、丘陵等の地形構成要素

・新緑、開花、実り、紅葉、生息生態圏及び候鳥渡来等の生物的要素

b. 文化景観

・社寺、陵墓、自然歩道、集落情景、営農風物等

表 8.1.8-1　主要な景観構成要素に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
1	「第3回自然環境保全基礎調査　岐阜県自然環境情報図」（1989年　環境庁）
2	「関ケ原町景観計画」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
3	「米原市景観計画」（米原市HP　2026年7月閲覧）
4	「岐阜県観光公式サイト岐阜の旅ガイド」（一般社団法人 岐阜県観光連盟HP　2026年7月閲覧）
5	「関ケ原観光ガイド」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
6	「滋賀・びわ湖観光情報」（公益社団法人びわこビジター ズビューローHP　2026年7月閲覧）
7	「長浜・米原を楽しむ観光情報サイト」（公益社団法人長浜観光協会・一般社団法人びわ湖の素DMOHP　2026年7月閲覧）
8	「岐阜県文化財図録」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）
9	「関ケ原町の文化財一覧」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
10	「文化財目録」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
11	「指定文化財」（米原市HP　2026年7月閲覧）
12	「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」 （公益社団法人日本観光振興協会HP　2026年7月閲覧）
13	「岐阜県の自然公園一覧」（岐阜県HP　2026年7月閲覧）

表 8.1.8-2　主要な景観構成要素に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
14	「滋賀の環境2025（令和7年版環境白書）」（滋賀県HP　2026年7月閲覧）
15	「玉城散策マップ」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
16	「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
17	「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
18	「関ケ原の文化遺産・観光・旅行情報サイト　関ケ原観光ガイド」 （関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）

(ｳ) 調査期間

現地調査は以下に示す期間に実施した。

2025年8月18日、10月17日、10月23日、11月20日

(ｴ) 調査結果

既存の文献又は資料調査で抽出した主要な景観構成要素の概要及び位置並びに現地調査で確認した状況は、表 8.1.8-3及び図 8.1.8-1のとおりである。自然景観要素として地形が2件、河川が2件、湧水が2件、自動車道が1件、自然公園が2件、文化景観要素として社寺が1件、史跡が2件、文化財が2件、自然歩道が2件、登山道が1件、旧街道が2件、伝説地が5件、合計24件が存在している。

なお、計画路線の視認については、自動車道、自然公園、自然歩道、旧街道などで視認できる場所もあるが、史跡や文化財などからは視認できない。

表 8.1.8-3(1)　主要な景観構成要素の調査結果

分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
自然景観要素	地形	1	関ケ原鍾乳洞［岩倉山鍾乳洞］  2025 年 10 月 17 日撮影	入口から出口まで 518m の鍾乳洞。石筍とともに造りだす奇観、天然の造型が見もの。湧き出す清水には虹鱒が泳ぎ、古生代の化石も確認できる。鍾乳洞の中の湧き水は玉倉部の泉として外の水路へ出ている。 (不可視)	1, 2, 5, 8, 9, 12
		2	玉の城山［玉城］  2025 年 10 月 23 日撮影	近江と美濃の国境の重要地点として、武将達が守備を固めた山。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山が一望できる。 (不可視)	5, 15
	河川	3	藤古川  2025 年 10 月 23 日撮影	藤古川が形成した谷地形は壬申の乱の舞台となり、東西の境となる不破関が置かれた。玉の集落では藤古川によって大きく削り取られた地形となっている。6 月上旬から中旬にかけて、ゲンジボタルの姿を見ることができる。 (一部可視)	2, 4, 5, 9, 12
		4	黒血川  2025 年 10 月 23 日撮影	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。 (不可視)	5

表 8.1.8-4(2)　主要な景観構成要素の調査結果

分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
自然景観要素	湧水	5	玉倉部の清水（日本武尊伝説） ［日本武尊居寤清水］  2025 年 10 月 17 日撮影	岐阜県の「名水 100 選」に選ばれている湧水。「日本書紀」には、荒神退治に出かけた日本武尊が荒神の降らせた氷雨の毒気にあたり、この清水を飲んで一命をとりとめたと書かれている。 (不可視)	2,9,5
		6	泉神社湧水  2025 年 8 月 18 日撮影	名水百選（環境省選定）に選ばれている湧水。伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い神社境内に湧き出したもので、ミネラルを含んだ清く、美しい水、年間平均水温 11℃の冷水、1 日の流水量約 4,500ｔもの豊かな水。 (不可視)	3,6,7
	自動車道	7	伊吹山ドライブウェイ  2025 年 8 月 18 日撮影	滋賀県と岐阜県の県境に位置し、日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）の山頂付近へ通じる全長 17km の自動車専用道路。標高 1,260m まで登ることができる。高山植物や紅葉等四季折々の草花観賞、展望・御来光の名所。 (一部可視)	4,5,6,7,12,16
	自然公園	8	揖斐関ケ原養老国定公園  2025 年 10 月 17 日撮影	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美や､池田山･養老山系の自然美。 (一部可視)	13

表 8.1.8-5(3)　主要な景観構成要素の調査結果

分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
自然景観要素	自然公園	9	琵琶湖国定公園  2025 年 11 月 20 日撮影	日本で最初に指定された国定公園。琵琶湖の湖水景観とその周辺に連なる山々の山岳景観。これらが美しくとけあって、特徴ある景観を構成。 (一部可視)	14
文化景観要素	社寺	10	妙応寺  2025 年 11 月 20 日撮影	正平 15 年（1360 年）に、今須領主長江重景が、亡き母・妙応のために創建した岐阜県で最も古い曹洞宗寺院。寺の敷地内には、徳川家康が関ケ原合戦を終え、腰掛けて一服したと言われる「徳川家康腰掛石」がある。 (不可視)	4, 5, 12
	史跡	11	奥平貞治の墓  2025 年 10 月 23 日撮影	関ケ原の戦いで戦った奥平貞治の墓。元治元年（1864 年）10 月に子孫の奥平新左衛門源貞昭がこの地に建立した。 (不可視)	4, 5, 12
		12	野瀬山城跡（長比砦・長比城跡）  2025 年 11 月 20 日撮影	滋賀県と岐阜県にまたがる野瀬山に浅井氏が築いた城。近江と美濃、あるいは湖北と湖南の境目の戦略上の要衝で、織田信長も入城している。現在も往時の土塁等がよく残り、「街道の国近江」の特徴を表している。 (不可視)	6, 7

表 8.1.8-6(4)　主要な景観構成要素の調査結果

分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
文化景観要素	文化財	13	京極氏遺跡 (京極氏城館跡･弥高寺跡)  2025 年 10 月 23 日撮影	交通の便がよく軍事的にも都合の良かった伊吹山麓に、戦国時代北近江を支配した京極氏によって建てられた館。その遺構が伊吹神社境内に残り、庭園跡や池跡、「虎石」と呼ばれる巨石等が見られる。弥高寺は伊吹山四大護国寺の一つで、戦国時代には城郭としての役割も果たした。国指定史跡。 (不可視)	6, 7, 10, 11, 12
		14	長江氏墓  2025 年 11 月 20 日撮影	妙応寺にある妙応寺を創建した長江氏の墓。県指定史跡。 (不可視)	5, 8, 9, 12
	自然歩道	15	東海自然歩道 13 関ケ原つわものたちをしのぶみち  2025 年 8 月 18 日撮影	天下分け目の合戦場跡を巡る 11.3km のウォーキングコース。史跡巡りのほか、山頂からの眺望や施設でのバードウォッチングも楽しめる。 (一部可視)	17
		16	神代・昔話へと続く伝説コース  2025 年 8 月 18 日撮影	古戦場で知られる関ケ原には、さらに過去へ通じる道があります。はるか神代の日本武尊ゆかりの山。そして竜女伝説の眠る池。鬼が出た谷など…ちょっと怖い、でも不思議。そんな心惹かれる夢幻の地を訪れてみませんか。 (一部可視)	18

表 8.1.8-7(5)　主要な景観構成要素の調査結果

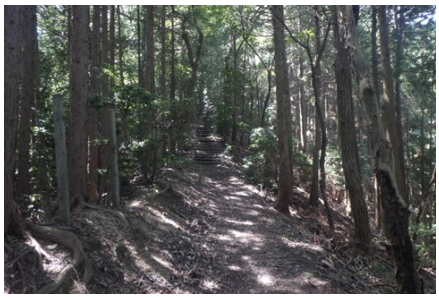
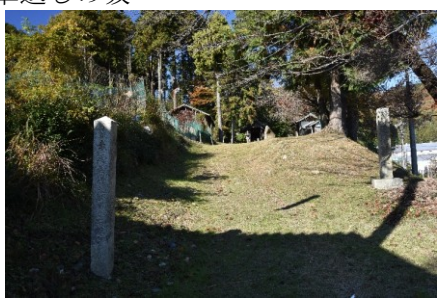
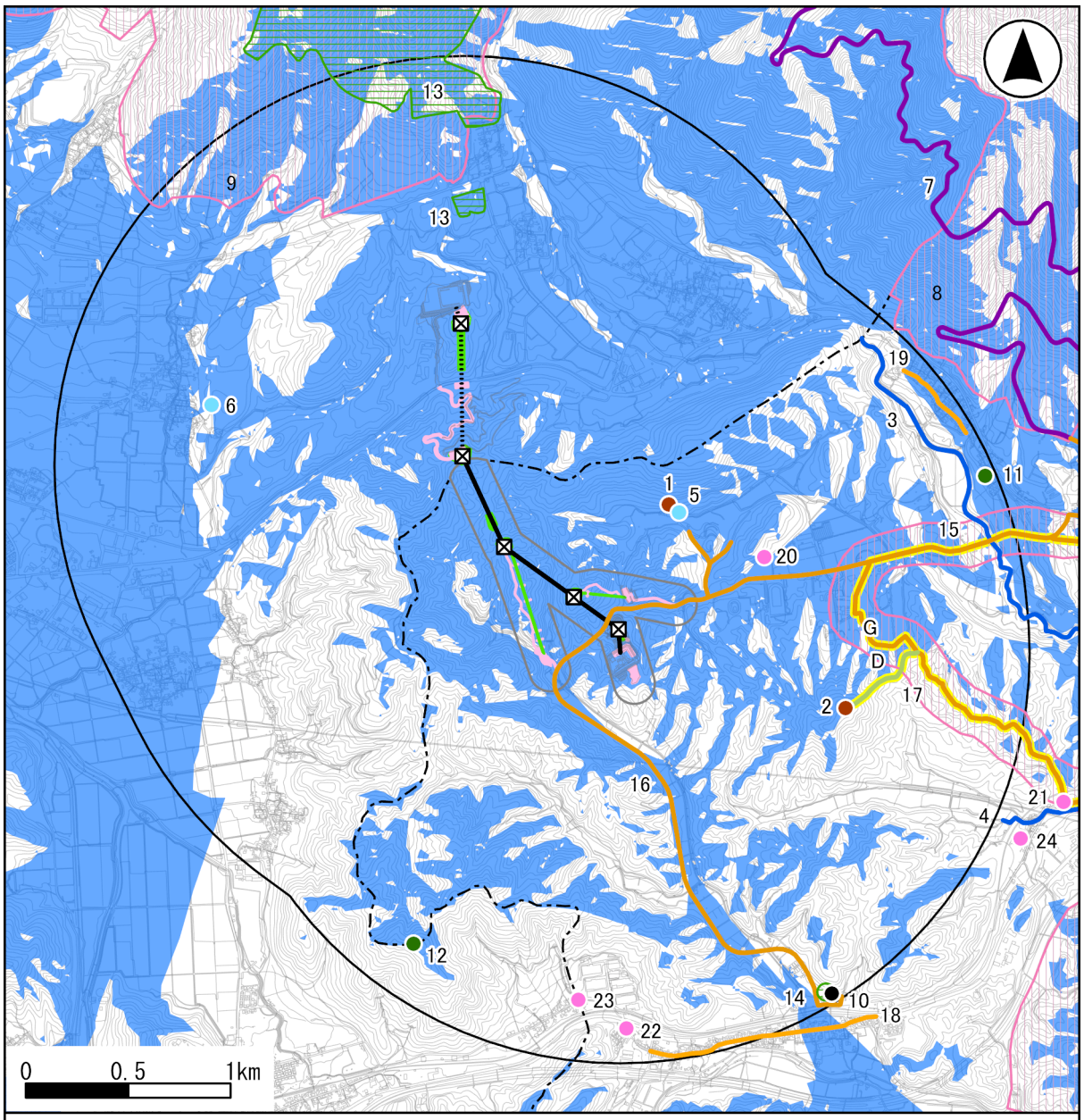
分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
文化景観要素	登山道	17	城山遊歩道  2025 年 8 月 18 日撮影	東海自然歩道と玉城を結ぶ遊歩道。遊歩道から山頂部にかけては、大正 5（1916）年に陸軍により設置された玉の火薬庫のコンクリート柱や鉄条網が残る。 (不可視)	15
	旧街道	18	旧中山道今須宿  2025 年 11 月 20 日撮影	旧街道らしい町並みの景観や景観資源が残されている。旧中山道では、関ケ原町を境に今須宿より西の滋賀県側では、木部にベンガラを塗った建築物が多く残る。 (不可視)	2
		19	旧北国街道玉の集落  2025 年 10 月 23 日撮影	趣きのある建築物や石積のある町並みが残されている。 (一部可視)	2
	伝説地	20	腰掛岩  2025 年 10 月 17 日撮影	関ケ原鍾乳洞から少し離れた場所にある日本武尊が腰掛けたとされる岩。 (不可視)	2, 4, 5

表 8.1.8-8(6)　主要な景観構成要素の調査結果

分類	景観構成要素	番号	名称	概要 (計画路線の視認の可否)	出典
文化景観要素	伝説地	21	黒血川  2025 年 10 月 23 日撮影	城山の麓を源とする河川。壬申の乱で両軍の兵士の流血が川底の岩石を黒く染めたことから、名が付いたといわれている。 (不可視)	5
		22	車返しの坂  2025 年 11 月 20 日撮影	南北朝時代の伝説が残る坂。坂の途中に石碑、頂上に「車返地蔵尊」が安置されている。旧中山道の旅情をわずかに垣間見ることができる。 (不可視)	5※
		23	寝物語の里  2025 年 11 月 20 日撮影	岐阜県と滋賀県の県境にある溝が、かつての美濃と近江の国境であり、この溝を隔てて建つ両国の旅籠の泊まり客同士が寝ながら話しができたことからついた名称である。 (不可視)	2, 5
		24	常盤御前の墓  2025 年 11 月 20 日撮影	16 歳で源義朝の愛妾となった常盤御前が、ここで土賊に襲われ命を落とし、それを哀れんだ里人がここに葬り塚を築いたという伝説がある。 (不可視)	2, 5

※方法書では各市町村の景観計画を出典として示していたが、関ケ原町景観計画に具体的な名称が出ていないので本報告書では出典から省略した。



凡 例

区分

- 調査範囲
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変あり
- 土地改変なし（伐採のみ）
- 可視範囲（新設鉄塔No.1～5）
- 地形
- 湧水
- 社寺
- 史跡
- 伝説地
- 文化財
- 自然公園
- 河川
- 自動車道
- 自然歩道
- 登山道
- 旧街道
- 眺望地ルート

※可視範囲は地形による判断であり建築物や植生の存在は考慮していない。

図 8.1.8-1　主要な景観構成要素調査地点

② 主要な景観視点場

ア．既存の文献又は資料調査及び現地調査

(ｱ) 調査地域

図 8.1.8-2のとおり関係地域の範囲とした。

(ｲ) 調査方法

表 8.1.8-9に示す既存の文献又は資料調査及び現地踏査により、公園、展望地、公共施設、集落等の人が集まったり、滞在したり、往来する場所を抽出した。

抽出したこれらの主要な景観視点場からの視界の状況を、現地において観察記録（眺望範囲、主要眺望対象、計画路線の視認の可否）するとともに、写真撮影等の映像取材を実施した。

表 8.1.8-9　主要な景観視点場に係る既存の文献又は資料

No.	既存の文献又は資料
1	「全国旅行情報サイト　ジャパン・ヨンナナ・ゴー」（公益社団法人日本観光振興協会HP　2026年7月閲覧）
2	「玉城散策マップ」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
3	「伊吹山ドライブウェイ」（日本自動車道株式会社HP　2026年7月閲覧）
4	「東海自然歩道　岐阜県コース」（2021年3月　岐阜県）
5	「関ケ原町景観計画」（関ケ原町HP　2026年7月閲覧）
6	「米原市景観計画」（米原市HP　2026年7月閲覧）
7	「岐阜県観光公式サイト岐阜の旅ガイド」（一般社団法人 岐阜県観光連盟HP　2026年7月閲覧）
8	「関ケ原観光ガイド」（関ケ原古戦場おもてなし連合HP　2026年7月閲覧）
9	「滋賀・びわ湖観光情報」（公益社団法人びわこビジター ズビューローHP　2026年7月閲覧）
10	「長浜・米原を楽しむ観光情報サイト」（公益社団法人長浜観光協会・一般社団法人びわ湖の素DMOHP　2026年7月閲覧）

(ｳ) 調査期間

現地調査は、景観的に特徴が表れる適期のうち、視程が優れた以下に示す期日に実施した。

夏季：2025 年 7 月 25 日、8 月 23 日

秋季：2025 年 10 月 17 日、23 日、11 月 20 日

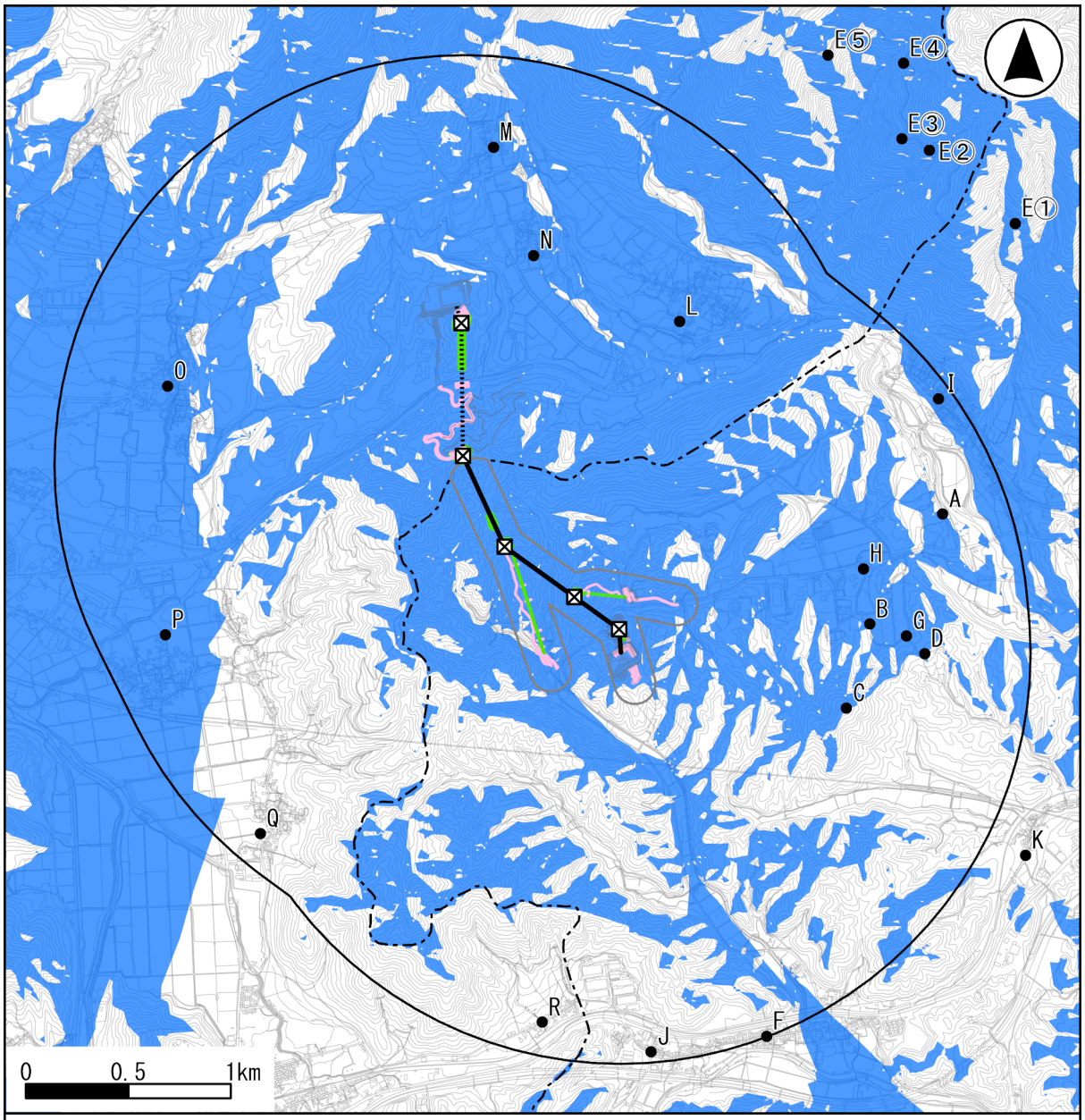
冬季：2026 年 1 月 7 日、2 月 4 日、3 月 12 日

春季：2026 年 4 月 3 日、8 日、5 月 18 日

(ｴ) 調査結果

調査地点（景観視点場）の概要を表 8.1.8-10 に示した。また、眺望景観の写真撮影を実施した結果は写真 1～写真 83 に示した。計画路線方向の視野が広い地点についてはパノラマ写真を作成した。

なお、2025 年 11 月 25 日～2026 年 4 月 17 日の期間は伊吹山ドライブウェイが冬季通行止めであったため、E①～E⑤の地点は冬季調査を実施しなかった。



凡 例

区分

- 調査範囲
- 対象事業実施区域
- 県境
- 鉄塔

関ケ原近江線

- 滋賀県内
- 岐阜県内
- 土地改変あり
- 土地改変なし（伐採のみ）

- 可視範囲（新設鉄塔No.1～5）
- 主要な景観視点場

※可視範囲は地形による判断であり建築物や植生の存在は考慮していない。

図 8.1.8-2　主要な景観視点場の調査地域及び調査地点

表 8.1.8-11　主要な景観視点場の調査結果（1/2）

番号	名　　称	概　　要	最寄りの新設鉄塔への方位と距離	計画路線の視認の可否	出典
A	伊吹山を望む眺め 広域農道	国道365号線に並行する広域農道沿いの、伊吹山を眺めることができる地点。	No.1まで 南西方向 約1.7km	可	5
B	伊吹山を望む眺め 東海自然歩道	不破郡関ケ原町内の東海自然歩道沿いの、伊吹山を眺めることができる地点。	No.1まで 西方向 約1.2km	可	5
C	玉の城山	標高 307.5m。雨上がりの晴れた早朝には、頂上の見晴台から岐阜の金華山や御岳山を一望できる。	No.1まで 西方向 約1.2km	不可	8
D	城山遊歩道	東海自然歩道と玉城を結ぶ4kmの遊歩道。山頂からは伊吹山等が望める。	No.1まで 西方向 約1.5km	不可	2
E①	伊吹山ドライブウェイ	岐阜県関ケ原町側から伊吹山の山頂付近へ通じる全長17kmの自動車専用道路。標高1,260mまで登ることができる。例年、4月中旬ごろから11月下旬ごろまで開通し、冬季は通行止めとなる。	No.5まで 西方向 約2.7km	不可	1,3, 7,8, 9,10
E②	伊吹山ドライブウェイ		No.5まで 西方向 約2.4km	可	
E③	伊吹山ドライブウェイ		No.5まで 南西方向 約2.3km	不可	
E④	伊吹山ドライブウェイ		No.5まで 西方向 約2.5km	不可	
E⑤	伊吹山ドライブウェイ		No.5まで 南西方向 約2.2km	可	
F	旧中山道今須宿	地理的に交通の要所として、商人も多数行き交ったとされる宿駅。江戸時代には、人馬の継ぎ立て等の様々な事務を行う問屋場が7軒あったという。旧今須小中学校北側の町道沿い。	No.1まで 北方向 約2.1km	不可	5
G	東海自然歩道 （13 関ケ原つわものたちをしのぶみち）	天下分け目の合戦場跡を巡る11.3kmのウォーキングコース。	No.1まで 西方向 約1.4km	可	4

表 8.1.8-12　主要な景観視点場の調査結果（2/2）

番号	名　　称	概　　要	最寄りの新設鉄塔への距離と方位	計画路線の視認の可否	出典
H	エコミュージアム関ケ原	東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）の発着点。揖斐関ケ原養老国定公園や東海自然歩道の利用者等に、地域の自然や歴史を教育普及するための施設。	No.1まで西方向約1.2km	可	4
I	不破郡関ケ原町玉集落	玉集落内の北部集落センター付近。	No.1まで南西方向約1.9km	可	－
J	不破郡関ケ原町今須集落	今須集落内を通る旧中山道沿い。	No.1まで北方向約2.1km	不可	－
K	不破郡関ケ原町山中集落	山中集落内を通る旧中山道沿い。	No.1まで北西方向約2.3km	不可	－
L	米原市藤川集落	藤川集落内の藤川児童公園内。	No.5まで北西方向約1.1km	可	－
M	米原市上平寺集落	上平寺集落内を通る市道沿い。	No.5まで南方向約0.9km	可	－
N	米原市寺林集落	寺林集落内を通る市道沿い。	No.5まで南西方向約0.5km	可	－
O	米原市大清水集落	大清水集落内を通る滋賀県道531号沿い。	No.5まで東方向約1.5km	可	－
P	米原市大野木集落	大野木集落内を通る市道沿い。	No.3まで北東方向約1.6km	可	－
Q	米原市須川集落	須川集落内の須川公民館付近の市道沿い。	No.3まで北東方向約1.7km	不可	－
R	米原市長久寺集落	長久寺集落内の長久寺集会所前。	No.1まで北約2.0km	不可	－

注1. 番号は図 8.1.8-2 に対応する。



2025年8月23日撮影

写真1　主要な景観視点場における眺望景観（A 伊吹山を望む眺め　広域農道　夏季）



2025年10月23日撮影

写真2　主要な景観視点場における眺望景観（A 伊吹山を望む眺め　広域農道　秋季）



2026年2月4日撮影

写真3　主要な景観視点場における眺望景観（A 伊吹山を望む眺め　広域農道　冬季）



2026年4月8日撮影

写真4　主要な景観視点場における眺望景観（A 伊吹山を望む眺め　広域農道　春季）



2025年8月23日撮影

写真5　主要な景観視点場における眺望景観（B 伊吹山を望む眺め　東海自然歩道　夏季）



2025年10月17日撮影

写真6　主要な景観視点場における眺望景観（B 伊吹山を望む眺め　東海自然歩道　秋季）



2026年2月4日撮影

写真7　主要な景観視点場における眺望景観（B 伊吹山を望む眺め　東海自然歩道　冬季）



2026年4月8日撮影

写真8　主要な景観視点場における眺望景観（B 伊吹山を望む眺め　東海自然歩道　春季）



2025年8月23日撮影

写真9　主要な景観視点場における眺望の現状（C 玉の山城　夏季）



2025年10月23日撮影

写真10　主要な景観視点場における眺望の現状（C 玉の山城　秋季）



2026年1月7日撮影

写真11　主要な景観視点場における眺望の現状（C 玉の山城　冬季）



2026年4月8日撮影

写真12　主要な景観視点場における眺望の現状（C 玉の山城　春季）



2025年8月23日撮影

写真13　主要な景観視点場における眺望の現状（D 城山遊歩道　夏季）



2025年10月23日撮影

写真14　主要な景観視点場における眺望の現状（D 城山遊歩道　秋季）



2026年1月7日撮影

写真15　主要な景観視点場における眺望の現状（D 城山遊歩道　冬季）



2026年4月8日撮影

写真16　主要な景観視点場における眺望の現状（D 城山遊歩道　春季）



2025年8月23日撮影

写真17　主要な景観視点場における眺望の現状（E① 伊吹山ドライブウェイ　夏季）



2025年10月17日撮影

写真18　主要な景観視点場における眺望の現状（E① 伊吹山ドライブウェイ　秋季）



2026年5月18日撮影

写真19　主要な景観視点場における眺望の現状（E① 伊吹山ドライブウェイ　春季）



2025年8月23日撮影

写真20　主要な景観視点場における眺望の現状（E② 伊吹山ドライブウェイ　夏季）



2025年10月17日撮影

写真21　主要な景観視点場における眺望の現状（E② 伊吹山ドライブウェイ　秋季）

※写真20の地点から約20m西に離れた道路上の眺望の良い地点にて撮影。



2026年5月18日撮影

写真22　主要な景観視点場における眺望の現状（E② 伊吹山ドライブウェイ　春季）



2025年8月23日撮影

写真23　主要な景観視点場における眺望の現状（E③ 伊吹山ドライブウェイ　夏季）



2025年10月17日撮影

写真24　主要な景観視点場における眺望の現状（E③ 伊吹山ドライブウェイ　秋季）

※写真24同地点から計画路線の正しい眺望方向を撮影。



2026年5月18日撮影

写真25　主要な景観視点場における眺望の現状（E③ 伊吹山ドライブウェイ　春季）



2025年8月23日撮影

写真26　主要な景観視点場における眺望の現状（E④ 伊吹山ドライブウェイ　夏季）



2025年10月17日撮影

写真27　主要な景観視点場における眺望の現状（E④ 伊吹山ドライブウェイ　秋季）

※写真26の地点から数ｍ西へ移動した場所で撮影。



2026年5月18日撮影

写真28　主要な景観視点場における眺望の現状（E④ 伊吹山ドライブウェイ　春季）



2025年8月23日撮影

写真29　主要な景観視点場における眺望景観（E⑤ 伊吹山ドライブウェイ　夏季）



2025年10月17日撮影

写真30　主要な景観視点場における眺望景観（E⑤ 伊吹山ドライブウェイ　秋季）



2026年5月18日撮影

写真31　主要な景観視点場における眺望景観（E⑤ 伊吹山ドライブウェイ　春季）



2025年7月25日撮影

写真32　主要な景観視点場における眺望の現状（F 旧中山道今須宿　夏季）



2025年11月20日撮影

写真33　主要な景観視点場における眺望の現状（F 旧中山道今須宿　秋季）



2026年1月7日撮影

写真34　主要な景観視点場における眺望の現状（F 旧中山道今須宿　冬季）



2026年4月3日撮影

写真35　主要な景観視点場における眺望の現状（F 旧中山道今須宿　春季）



2025年8月23日撮影

写真36　主要な景観視点場における眺望景観

（G 東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）　夏季）



2025年10月17日撮影

写真37　主要な景観視点場における眺望景観

（G 東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）　秋季）



2026年2月4日撮影

写真38　主要な景観視点場における眺望景観

（G 東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）　冬季）



2026年4月8日撮影

写真39　主要な景観視点場における眺望景観

（G 東海自然歩道（13関ケ原つわものたちをしのぶみち）　春季）



2025年8月23日撮影

写真40　主要な景観視点場における眺望景観（H エコミュージアム関ケ原　夏季）



2025年10月17日撮影

写真41　主要な景観視点場における眺望景観（H エコミュージアム関ケ原　秋季）

※写真40の地点から数ｍ北に移動した計画路線が広く眺望できる地点にて撮影。



2026年2月4日撮影

写真42　主要な景観視点場における眺望景観（H エコミュージアム関ケ原　冬季）



2026年4月8日撮影

写真43　主要な景観視点場における眺望景観（H エコミュージアム関ケ原　春季）



2025年7月25日撮影

写真44　主要な景観視点場における眺望景観（Ⅰ 不破郡関ケ原町玉集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真45　主要な景観視点場における眺望景観（Ⅰ 不破郡関ケ原町玉集落　秋季）



2026年2月4日撮影

写真46　主要な景観視点場における眺望景観（I 不破郡関ケ原町玉集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真47　主要な景観視点場における眺望景観（I 不破郡関ケ原町玉集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真48　主要な景観視点場における眺望の現状（J 不破郡関ケ原町今須集落　夏季）



2025年11月20日撮影

写真49　主要な景観視点場における眺望の現状（J 不破郡関ケ原町今須集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真50　主要な景観視点場における眺望の現状（J 不破郡関ケ原町今須集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真51　主要な景観視点場における眺望の現状（J 不破郡関ケ原町今須集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真52　主要な景観視点場における眺望の現状（K 不破郡関ケ原町山中集落　夏季）



2025年11月20日撮影

写真53　主要な景観視点場における眺望の現状（K 不破郡関ケ原町山中集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真54　主要な景観視点場における眺望の現状（K 不破郡関ケ原町山中集落　冬季）



2026年4月8日撮影

写真55　主要な景観視点場における眺望の現状（K 不破郡関ケ原町山中集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真56　主要な景観視点場における眺望景観（L 米原市藤川集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真57　主要な景観視点場における眺望景観（L 米原市藤川集落　秋季）



2026年2月4日撮影

写真58　主要な景観視点場における眺望景観（L 米原市藤川集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真59　主要な景観視点場における眺望景観（L 米原市藤川集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真60　主要な景観視点場における眺望景観（M 米原市上平寺集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真61　主要な景観視点場における眺望景観（M 米原市上平寺集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真62　主要な景観視点場における眺望景観（M 米原市上平寺集落　冬季）



2026年4月8日撮影

写真63　主要な景観視点場における眺望景観（M 米原市上平寺集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真64　主要な景観視点場における眺望景観（N 米原市寺林集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真65　主要な景観視点場における眺望景観（N 米原市寺林集落　秋季）

※写真64の地点から数m南に移動した計画路線が広く眺望できる地点にて撮影。



2026年3月12日撮影

写真66　主要な景観視点場における眺望景観（N 米原市寺林集落　冬季）



2026年4月8日撮影

写真67　主要な景観視点場における眺望景観（N 米原市寺林集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真68　主要な景観視点場における眺望景観（0 米原市大清水集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真69　主要な景観視点場における眺望景観（0 米原市大清水集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真70　主要な景観視点場における眺望景観（0 米原市大清水集落　冬季）



2026年4月8日撮影

写真71　主要な景観視点場における眺望景観（0 米原市大清水集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真72　主要な景観視点場における眺望景観（P 米原市大野木集落　夏季）



2025年10月23日撮影

写真73　主要な景観視点場における眺望景観（P 米原市大野木集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真74　主要な景観視点場における眺望景観（P 米原市大野木集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真75　主要な景観視点場における眺望景観（P 米原市大野木集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真76　主要な景観視点場における眺望景観（Q 米原市須川集落　夏季）



2025年11月20日撮影

写真77　主要な景観視点場における眺望景観（Q 米原市須川集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真78　主要な景観視点場における眺望景観（Q 米原市須川集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真79　主要な景観視点場における眺望景観（Q 米原市須川集落　春季）



2025年7月25日撮影

写真80　主要な景観視点場における眺望の現状（R 米原市長久寺集落　夏季）



2025年11月20日撮影

写真81　主要な景観視点場における眺望の現状（R 米原市長久寺集落　秋季）



2026年1月7日撮影

写真82　主要な景観視点場における眺望の現状（R 米原市長久寺集落　冬季）



2026年4月3日撮影

写真83　主要な景観視点場における眺望の現状（R 米原市長久寺集落　春季）

③ 特に配慮すべき地形・地質、生態の状況

ア．既存の文献又は資料調査

(ｱ) 調査地域

図 8.1.8-3のとおり関係地域の範囲とした。

(ｲ) 調査方法

表 8.1.8-13に示す既存の文献又は資料から、調査地域において記録のある地点を抽出した。

表 8.1.8-13 特に配慮すべき地形・地質の選定要件

No.	既存の文献又は資料	区分
①	「第2回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図」（環境庁 昭和56年）	・特定植物群落：原生林、湿原等重要な植物群落 ・原生流域：河川及びその集水域（流域）に人為が全く入っていず、原生状態を保っている1,000ha以上の大規模な地域
②	「第3回自然環境保全基礎調査 岐阜県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）	・特定植物群落：原生林、湿原等重要な植物群落 ・自然景観資源：地形、地質、自然現象に係る自然景観資源 ・原生流域：河川及びその集水域（流域）に人為が全く入っていず、原生状態を保っている1,000ha以上の大規模な地域
③	「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版－危機にある地形－」（古今書院 平成12年）	①日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③多数存在するが、中でも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④動物や植物などの生育地として重要な地形
④	「日本の地形レッドデータブック 第2集 －保存すべき地形－」（古今書院 平成14年）	①日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③多数存在するが、中でも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④動物や植物等の生育地として重要な地形

(ｳ) 調査結果

特に配慮すべき地形・地質、生態に該当する主要な景観構成要素として、岩倉山鍾乳洞(関ケ原鍾乳洞)が抽出された。その位置は図8.1.8-3に示すとおりである。

なお、岩倉山鍾乳洞（関ケ原鍾乳洞）から計画路線は視認できない。

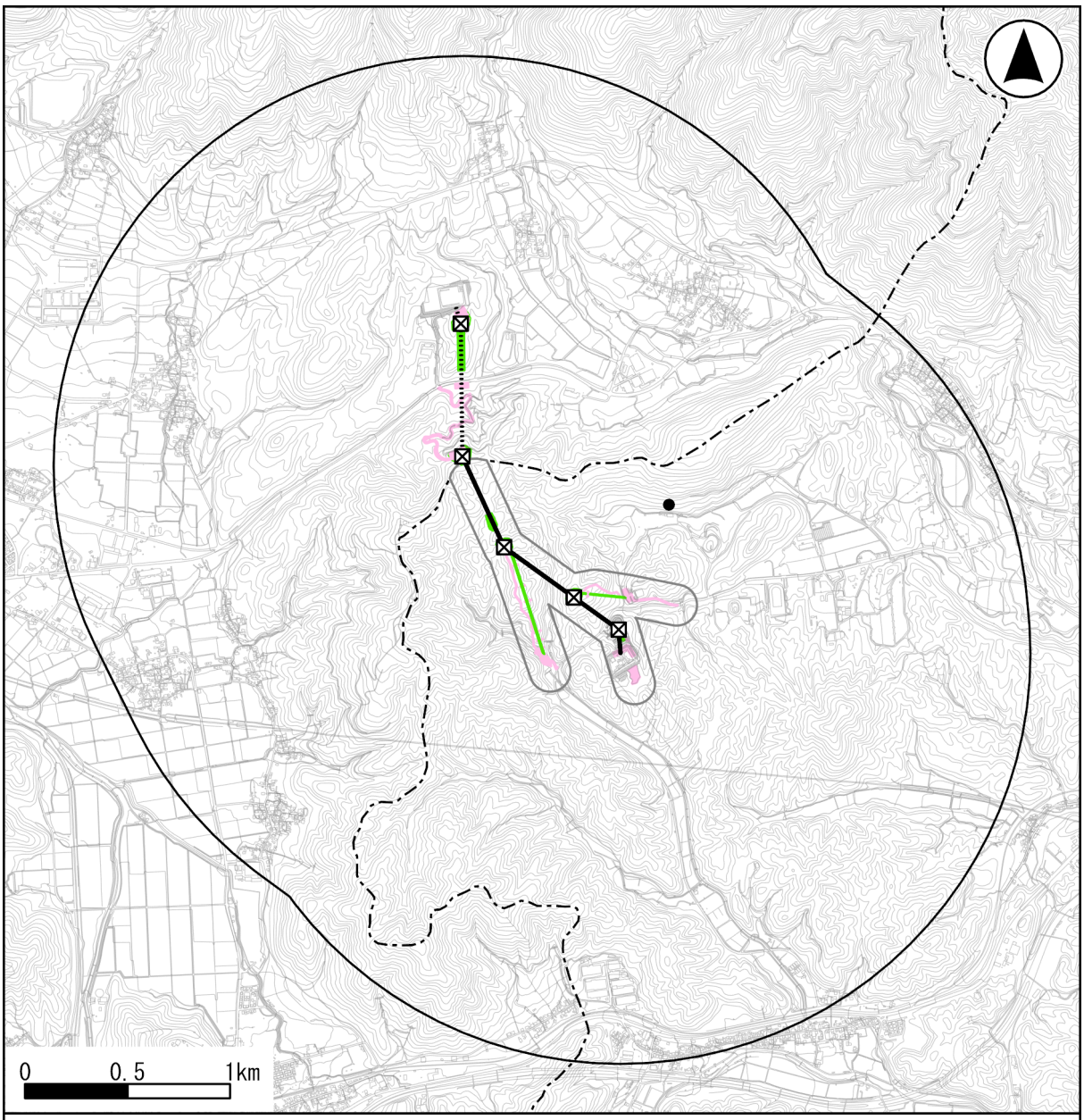


図 8.1.8-3　特に配慮すべき地形・地質の調査地域

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施、工作物の設置

ア．環境保全対策

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、樹木の伐採）及び工作物の存在（電線路の存在）に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。
・新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7相当）を採用する。

イ．予測項目

主要な景観構成要素に対する工事の実施による影響及び主要な景観視点場からの眺望に対する工作物の存在による影響の有無、程度について予測した。

ウ．予測

(ｱ) 予測地域

予測地域は関係地域の範囲とした。

(ｲ) 予測地点

a．主要な景観構成要素

主要な景観構成要素については、調査地点の24地点を予測地点とした。

b．主要な景観視点場からの眺望

主要な景観視点場からの眺望に係る予測地点については、「主要な景観視点場調査地点（22地点）」のうち、特に人の往来が多く、鉄塔の視認上の大きさが大きい地点、また、遠景・近景、各方位からの予測に配慮した地点を選定することとし、現地における確認結果等から眺望への影響が大きくなる可能性があると考えられた「E5 伊吹山ドライブウェイ」「H エコミュージアム関ケ原」「I 不破郡関ケ原町玉集落」「L 米原市藤川集落」「N 米原市寺林集落」及び「0 米原市大清水集落」の6地点とした。予測対象とする主要な景観視点場の選定状況を表8.1.8-14に示した。

表8.1.8-14　予測対象とする主要な景観視点場の選定

図番	名　　称	視認可能鉄塔	距離	選定結果	
A	伊吹山を望む眺め広域農道	No.1	約1.7km：No.1		計画路線から遠く、視認できる鉄塔も少ないため。
B	伊吹山を望む眺め 東海自然歩道	No.1, 2, 3	約1.2km：No.1		3基が視認されるが、鉄塔までの距離が近い景観視点場である「H.エコミュージアム関ケ原」に代表させる。
C	玉の城山	－	(約1.2km：No.1)		計画路線が視認できないため。
D	城山遊歩道	－	(約1.5km：No.1)		計画路線が視認できないため。
E①	伊吹山ドライブウェイ	－	(約2.7km：No.1)		計画路線が視認できないため。
E②	伊吹山ドライブウェイ	No.1, 2, 3, 4	約2.7km：No.4		4基が視認されるが、鉄塔までの距離が近く同じ伊吹山ドライブウェイの「E⑤」に代表させる。
E③	伊吹山ドライブウェイ	－	(約2.6km：No.4)		計画路線が視認できないため。
E④	伊吹山ドライブウェイ	－	(約2.9km：No.4)		計画路線が視認できないため。
E⑤	伊吹山ドライブウェイ	No.1, 2, 3, 4	約2.6km：No.4	◎	当該地域の主要な観光地であり、4基が視認されるため。
F	旧中山道今須宿	－	(約2.1km：No.1)		計画路線が視認できないため。
G	東海自然歩道 （13関ケ原つわものたちをしのぶみち）	No.1, 2, 3, 4	約1.4km：No.1		4基が視認されるが、鉄塔までの距離が近い景観視点場である「H.エコミュージアム関ケ原」に代表させる。
H	エコミュージアム関ケ原	No.1, 2, 3	約1.2km：No.1	◎	当該地域の主要な観光地であり、半数以上の3基が視認されるため。
I	不破郡関ケ原町 玉集落	No.1, 2, 3	約1.9km：No.1	◎	岐阜県内の集落のうち、計画路線から最も近く、半数以上の3基が視認されるため。
J	不破郡関ケ原町今須集落	－	(約2.1km：No.1)		計画路線が視認できないため。
K	不破郡関ケ原町山中集落	－	(約2.3km：No.1)		計画路線が視認できないため。
L	米原市藤川集落	No.3, 4	約1.6km：No.4	◎	藤川集落への主要道路であり、計画路線まで比較的近く、2基が視認されるため。
M	米原市上平寺集落	No.2, 3, 4	約1.5km：No.4		鉄塔3基が視認されるが、鉄塔がより視認できる近傍の景観視点場「N.米原市寺林集落」に代表させる。
N	米原市寺林集落	No.2, 3, 4	約1.0km：No.4	◎	主要な景観視点場のうち、計画路線に最も近く、半数以上の3基が視認されるため。
O	米原市大清水集落	No.4	約1.7km：No.4	◎	視認できる鉄塔は1期であるがスカイライン上に視認されるため。
P	米原市大野木集落	No.4	約1.7km：No.4		鉄塔がより視認できる近傍の景観視点場「O.米原市大清水集落」に代表させる。
Q	米原市須川集落	－	(約1.7km：No.4)		計画路線が視認できないため。
R	米原市長久寺集落	－	(約2.0km：No.1)		計画路線が視認できないため。

注 1）視認可能鉄塔は、視認できる条例対象鉄塔を示す。なお、「－」は視認できないことを示す。
注 2）距離は各地点から視認できる最短距離にある条例対象鉄塔までの距離を示す。視認できない地点は、（ ）内に最短距離にある条例対象鉄塔までの距離を示す。
注 3）選定結果の記号　◎：予測対象とする（フォトモンタージュ）

c．特に配慮すべき地形・地質の状況

主要な景観構成要素については、関ケ原鍾乳洞の1地点を予測地点とした。

(ｳ) 予測対象時期

a．主要な景観構成要素

工事期間中及び工事完了後とした。

b．主要な景観視点場からの眺望

工事完了後とした。

c．特に配慮すべき地形・地質の状況

工事完了後とした。

(ｴ) 予測手法

a．主要な景観構成要素

主要な景観構成要素への影響について、主要な景観構成要素と計画路線の位置を比較することによって消滅の有無及び改変の程度について予測した。

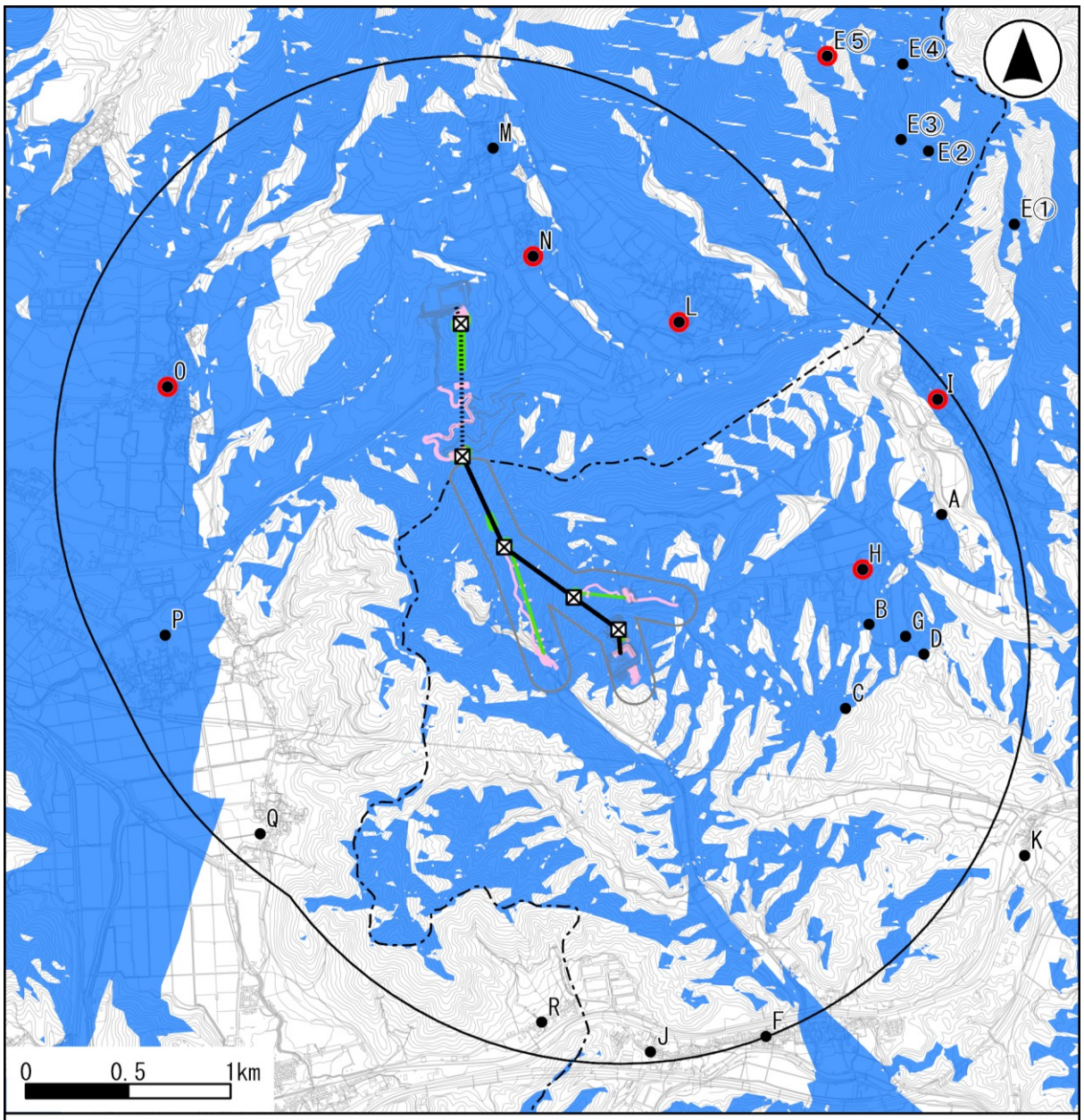
b．主要な景観視点場からの眺望

主要な景観視点場からの眺望への影響について、主要な景観視点場と計画路線の眺望をシミュレーションし、特に人の往来が多く、鉄塔の視認上の大きさが大きい地点であることを踏まえ、眺望への影響が大きくなる可能性があると考えられた景観視点場については、撮影した現状の眺望景観写真と電線路の完成予想図を合成したモンタージュ写真を用いて、視界の改変の程度を視覚的表現によって予測した。

なお、フォトモンタージュ作成にあたっては、滋賀県内の条例対象外設備についても、条例対象設備と併せて描画したが、予測評価の対象としなかった。

c．特に配慮すべき地形・地質、生態の状況

主要な景観構成要素への影響について、主要な景観構成要素と計画路線の位置を比較することによって消滅の有無及び改変の程度について予測した。



凡 例

区分

調査範囲

対象事業実施区域

県境

鉄塔

関ケ原近江線

滋賀県内

岐阜県内

土地改変あり

土地改変なし（伐採のみ）

可視範囲（新設鉄塔No.1～5）

主要な眺望地

主要な眺望地予測地点

※可視範囲は地形による判断であり建築物や植生の存在は考慮していない。

図 8.1.8-4　主要な景観視点場の調査地域及び調査地点

(ｵ) 予測結果

a. 主要な景観構成要素

主要な景観構成要素は対象事業実施区域外に位置するため、対象事業の実施による消滅及び改変の影響はない。

なお、自動車道、自然公園、自然歩道、旧街道などで計画路線方向が一部視認できる場所の予測は、「b. 主要な景観視点場からの眺望」において予測した。主要な景観視点場からの鉄塔可視部の垂直見込角を表8.1.8-15に示した。

b. 主要な景観視点場からの眺望

主要な景観視点場からの鉄塔可視部の垂直見込角は表8.1.8-1、眺望の予測結果は図 8.1.8-5～図 8.1.8-10のとおりである。

(a)E5 伊吹山ドライブウェイ

本地点からの眺望景観は、前景に樹林が視認され、背景に山地や樹林、空が視認される。また、既設の鉄塔については、樹林地の上に、丘陵地を背景として岐阜幹線、三重幹線の鉄塔、関ケ原開閉所の鉄構等が視認される。本地点からの眺望景観の特徴は、鉄塔等の人工物が含まれるものの、自然環境が多く、人工物の占める割合が低いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.1 鉄塔、No.2 鉄塔、No.3 鉄塔が丘陵地を背景に視認されると予測された。しかし、現状においても既設の岐阜幹線、三重幹線をはじめとする多くの鉄塔が視認されていることや、本事業により視認される工作物（電線路）はスカイライン上に出現しないこと、垂直見込角も約 1.5° で視認上ほとんど気にならない程度であることから、現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は極めて小さいと予測する。

なお、当該景観視点場は主要な景観構成要素（自動車道）「伊吹山ドライブウェイ」の一部に該当する。

(b)H エコミュージアム関ケ原

本地点からの眺望景観は、前景にエコミュージアム関ケ原の駐車場や岐阜県道牧田関ケ原線、生垣等が視認され、背景に樹林地と空が視認される。また、既設の鉄塔については、空を背景として岐阜幹線、三重幹線の鉄塔や関ケ原開閉所の鉄構、無線鉄塔が視認される。本地点からの眺望景観の特徴は、駐車場や道路の舗装面等の人工物の占める割合が高いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.1 鉄塔、No.2 鉄塔、No.3 鉄塔がスカイライン上に出現し、圧迫感は受けないものの垂直見込角が最大でも 3°

未満（№2 鉄塔）で視認されると予測された。しかし、現状においても既設の岐阜幹線をはじめとする多くの鉄塔が視認されていることに加え、本事業で新設する鉄塔はそれら既存鉄塔と同程度以下と予測されたことから、現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は大きくないと予測する。

なお、当該景観視点場は主要な景観構成要素（自然公園）「揖斐関ケ原養老国定公園」及び（自然歩道）「東海自然歩道」「神代・昔話へと続く伝説コース」の一部に該当する。

(c)I 不破郡関ケ原町玉集落

本地点からの眺望景観は、前景にグラウンド及び、住宅が視認され、背景に丘陵地のスギ・ヒノキ植林等の樹林と空が視認される。また、岐阜幹線及び三重幹線の複数の既存鉄塔が視認される。

本地点からの眺望景観の特徴は、多くの鉄塔やグラウンドとその付帯設備、住宅の屋根をはじめとする人工物の占める割合が高いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.2 鉄塔、No.3 鉄塔がスカイライン上に出現し、空を背景に視認されると予測された。しかし、垂直見込角が 1°未満であり景観的にほとんど気にならない程度であること、現状においても岐阜幹線及び三重幹線の既存鉄塔が視認されていること、近景に広がるグラウンドとその付帯設備等の人工物の占める割合が比較的高いことなどから、現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は極めて小さいと予測する。

なお、当該景観視点場は主要な景観構成要素（旧街道）「旧北国街道玉の集落」の一部に該当する。

(d)L 米原市藤川集落

本地点からの眺望景観は、前景に多くの電柱と電線や公園とその付帯設備、住宅が視認され、背景としては主に樹林地と空が視認される。本地点からの眺望景観の特徴は、多くの電柱や電線、公園とその付帯設備等をはじめとする人工物の占める割合が比較的高いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.3 鉄塔、No.4 鉄塔がスカイライン上に出現し、視認されると予測された。しかし、垂直見込角が約 2° とほとんど気にならない程度で和えること、本事業により視認される工作物（電線路）は本地点から見て多数視認される電柱と同程度であること、近景に広がる公園とその付帯設備、電柱等の人工物の占める割合が比較的高いことから、

現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は極めて小さいと予測する。

(e)N 米原市寺林集落

本地点からの眺望景観は、前景に田畑や道路が視認され、背景にスギ・ヒノキ植林等の樹林と空が視認される。また、既設の鉄塔については、空を背景として東近江線、北近江線の鉄塔、北近江開閉所の鉄構と無線鉄塔が視認される。本地点からの眺望景観の特徴は、鉄塔やフェンス等の人工物が含まれているものの、樹林地や空の占める割合が高い状況であり、全体としては自然環境が多く、人工物の占める割合が比較的低いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.2 鉄塔、No.4 鉄塔がスカイライン上に出現し、圧迫感は受けないものの垂直見込角が約 3° で視認されると予測された。しかし、現状においても既設の東近江線、北近江線や北近江開閉所の無線鉄塔をはじめとする多くの鉄塔が視認されていることに加え、本事業で新設する鉄塔はそれら既存鉄塔と同程度以下と予測されたことから、現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は大きくないと予測する。

(f)O 米原市大清水集落

本地点からの眺望景観は、前景に道路や草地、住宅が視認され、背景に樹林と空が視認される。また、鉄塔については、稜線上に空を背景として既設の無線鉄塔が視認されるほか、樹林地の上に、空を背景として既設の東近江線の鉄塔がわずかに視認される。本地点からの眺望景観の特徴は、道路の舗装面や住宅等の人工物が含まれているものの、樹林地や草地、空の占める割合が高い状況であり、全体としては自然環境が多く、人工物の占める割合が比較的低いことである。

本事業の完了後は、関ケ原北近江線 No.4 鉄塔がスカイライン上に出現し視認されると予測された。しかし、現状においても既設の北近江線の鉄塔や無線鉄塔が視認されていること、スカイライン上に出現する部分は垂直見込角約 1° で視認上ほとんど気にならない程度であることから、現状の眺望景観からの視界の改変は認められるものの、その影響は極めて小さいと予測する。

表 8.1.8-15　主要な景観視点場からの鉄塔可視部の垂直見込角

視点場 ＼ 鉄塔	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
E5 伊吹山ドライブウェイ	1.3	1.3	1.5	－	－
H エコミュージアム関ケ原	0.3	2.6	0.8	－	－
I 不破郡関ケ原町玉集落	－	0.6	0.9	－	－
L 米原市藤川集落	－	－	0.8	1.7	－
N 米原市寺林集落	－	0.7	－	3.2	7.1
O 米原市大清水集落	－	－	－	0.9	－

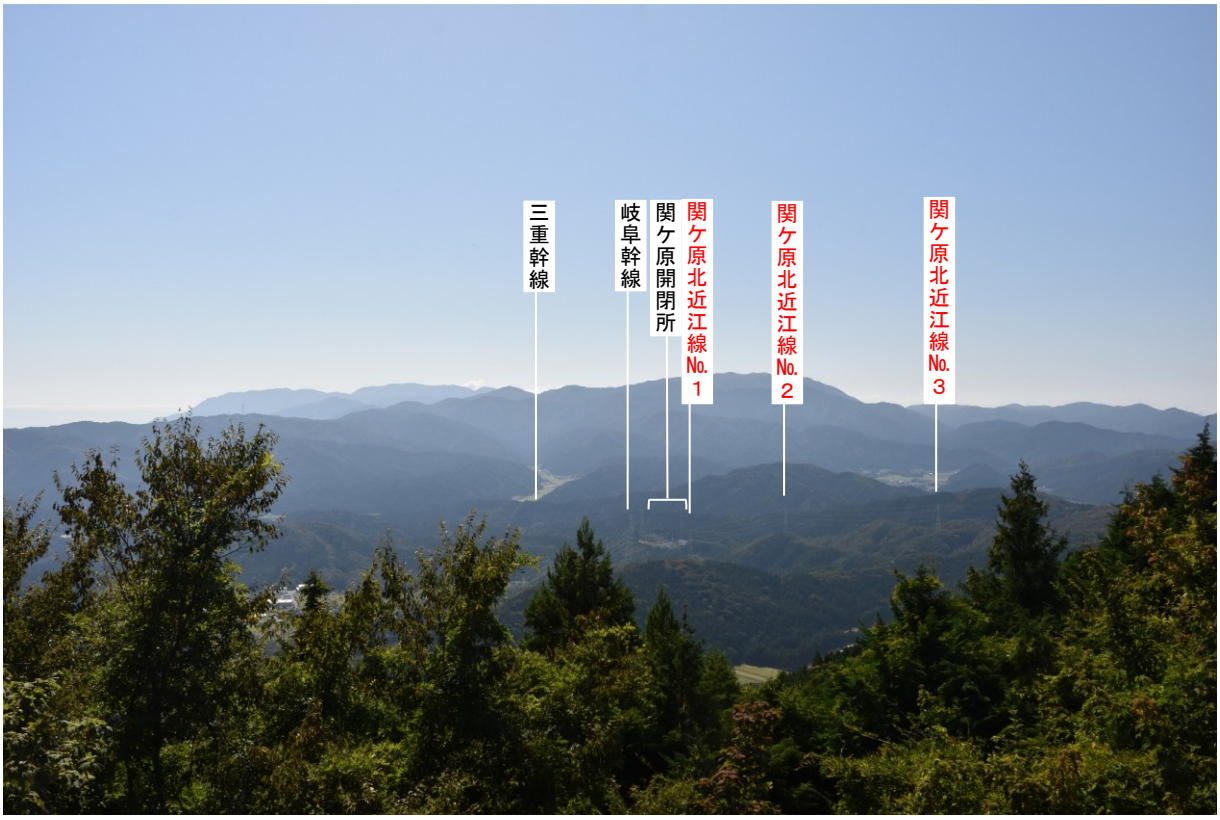
注 1.「－」は鉄塔が見えないことを示す。
注 2. 滋賀県内に計画するNo.5 鉄塔は条例対象設備ではないため予測評価の対象としない。
注 3. No.4 は滋賀県に位置するため条例対象外であるが、県境に位置するため予測評価の対象とした。

文献を参考にあてはめた垂直見込角	文献の垂直見込角	鉄塔の見え方の知見
～0.5°	0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
0.6° ～1.0°	1°	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.1° ～2.0°	1.5° ～2°	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。 シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
2.1° ～3.0°	3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
3.1° ～6.0°	5～6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。 架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
6.1° ～12.0°	10～12°	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
12.1° ～20.0°	20°	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

注 1. 文献の垂直見込角は、0.5、1.0、1.5～2.0、3.0、5.0～6.0、10～12 度であり、垂直見込角 0.6～0.9、1.1～1.4、2.1～2.9、3.1～4.9、6.1～9.9 度に対する鉄塔の見え方の知見について情報がないことから、「文献を参考に当てはめた垂直見込角」のとおり分類した。
〔「景観対策ガイドライン(案)」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、1981 年）より作成〕



（事業実施前）

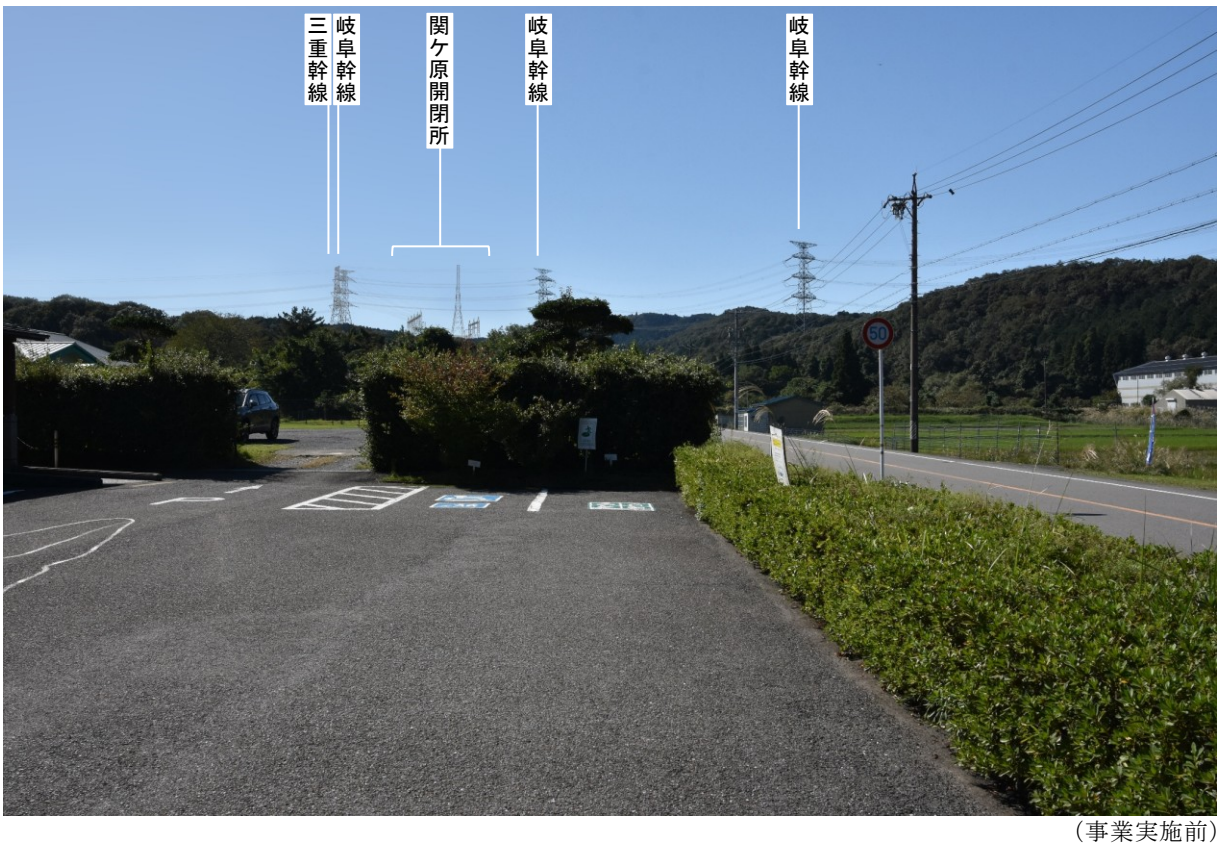


※赤文字：条例の対象である新規鉄塔

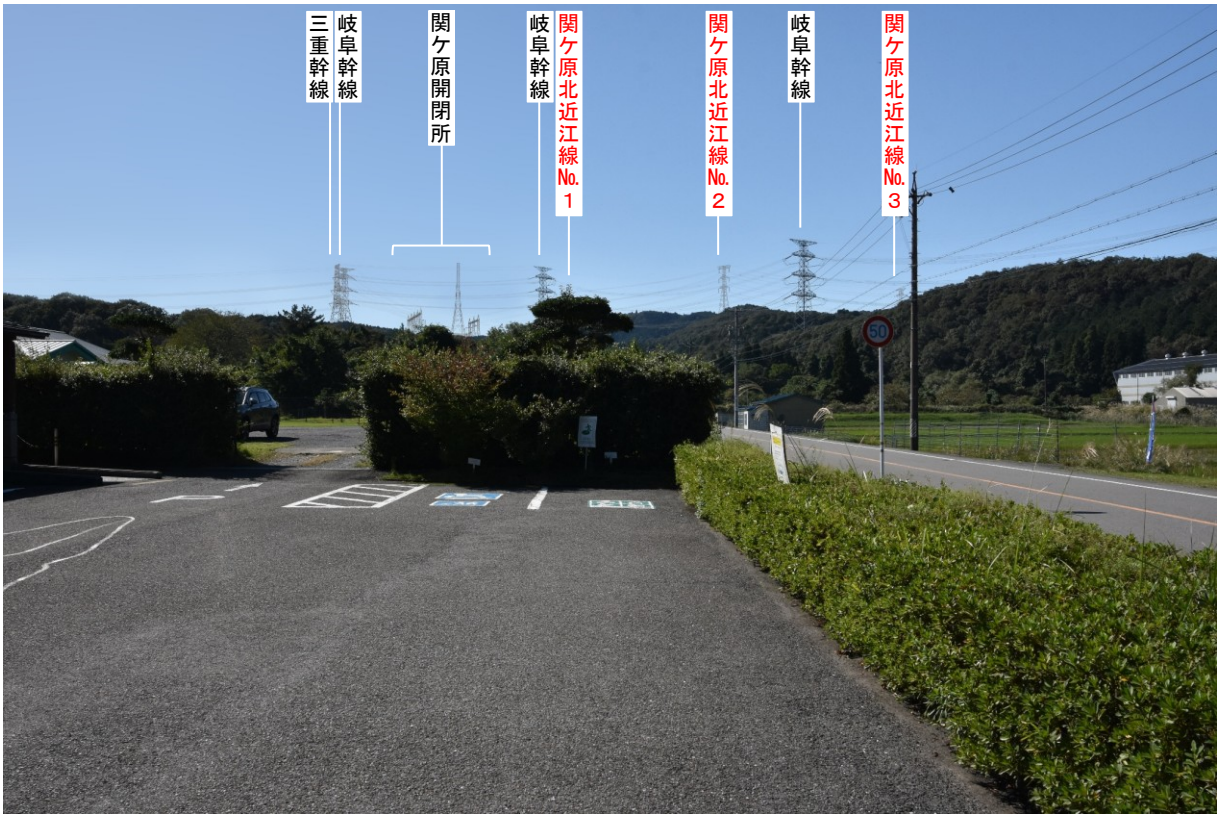
（事業実施後）

図 8.1.8-5　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（E5 伊吹山ドライブウェイ）



（事業実施前）



※赤文字：条例の対象である新規鉄塔

（事業実施後）

図 8.1.8-6　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（H エコミュージアム関ケ原）



（事業実施前）



※赤文字：条例の対象である新規鉄塔

（事業実施後）

図 8.1.8-7　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（I 不破郡関ケ原町玉集落）



（事業実施前）



※赤文字：条例の対象である新規鉄塔（No.4は予測評価の対象）

（事業実施後）

図 8.1.8-8　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（L 米原市藤川集落）



（事業実施前）



※赤文字：条例の対象である新規鉄塔（No.4は予測評価の対象）

（事業実施後）

図 8.1.8-9　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（N 米原市寺林集落）



（事業実施前）



※赤文字：条例の対象である新規鉄塔（No.4は予測評価の対象）

（事業実施後）

図 8.1.8-10　主要な景観視点場における眺望景観の予測結果

（0 米原市大清水集落）

c．特に配慮すべき地形・地質、生態の状況

特に配慮すべき地形・地質は対象事業実施区域外に位置するため、対象事業の実施による消滅及び改変の影響はない。

エ．評価の結果

(ｱ) 環境への影響の回避・低減に係る評価

本事業による工事の実施及び工作物の存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。
・新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7相当）を採用する。

これらのことから、工作物の存在に伴う主要な景観視点場及び一部の主要な景観構成要素からの眺望への影響に対する環境保全対策は実行可能な範囲で影響の低減が図られており、環境保全対策について実行可能な範囲内で影響が低減されていると評価する。

(ｲ) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る検討

岐阜県では、「岐阜県景観基本条例」（平成16年条例第46号）に基づき、県内において良好な景観の形成を促進するため、基本方針の策定その他の施策を総合的、計画的かつ広域的に講ずることとしており、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、ひいては県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展を目指している。

また、「岐阜県景観形成ガイドプラン」（岐阜県 平成17年）では、総合的・計画的・広域的な対応を必要とする県土の景観形成について、各景観形成主体間の取り組みの整合を図り、その一体的・効率的な推進を目指すため、行政・民間を通じた共通の指針を定めている。具体的には、県内を5 圏域に分け、更に景観上広域的なまとまりのある地域に区分し、地域ごとに景観を形成していく上での方針を示している。計画路線及びその周辺は、西濃圏域の大垣地域に含まれており、「木曽三川合流部の雄大な水辺景観の保全」をはじめとする11項目の景観形成方針が定められている。このうち、本事業に該当する可能性が考えられる景観形成方針は、「点在する名所・旧跡を活かした歴史的・文化的景観の形成」「伊吹山地、養老山地の山並みの景

観の保全」「中山道の宿場を活かした歴史的景観の形成」の3項目であり、それぞれ「点在する名所・旧跡を保全するとともに相互に関連づけ、古代から近世 にかけて東西文化の回廊となった地域として歴史的・文化的景観の形成が必要である」「土地利用に当たっては山の稜線への配慮を図ることにより、季節感豊かな山並みの景観を保全することが必要である」「中山道沿いの宿場に残る建物等の保全を図りつつ、これらを活かした歴史的景観の形成を図ることが必要である」と定められている。

関ケ原町では「関ケ原町景観条例」（令和3年条例第23号）を制定している。条例に基づいた「関ケ原町景観計画」（関ケ原町　令和3年）では町内を3エリアに分け、計画路線及びその周辺は関ケ原北エリアに含まれており、「関ケ原古戦場からみえる眺望の保全や、関ケ原町らしい地形、自然と調和する町並みの保全を図る」のようなの基本方針が立てられている。また、景観形成基準としては、「実施基準（法に基づく適合義務であり、遵守すべき基準）」と「努力基準（景観計画との適合に向けて努力すべき基準）」が設けられている。このうち、「実施基準」では色彩に関する基準が設けられており、「大規模な建築物、工作物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は、R（赤系）～Y（黄系）の場合は彩度６以下、GY（黄緑系）～ＲＰ（赤紫系）の場合は彩度４以下、N（無彩色）の場合は制限なし」といった行為の制限が適用される。「努力基準」では、調和に関することとして、「周辺環境に調和し、逸脱しない高さにする」「ベースカラーは、落ち着きのある色彩とし、周辺環境に配慮する。」「アクセントカラーを使用する場合は、色同士の調和や色彩の使用量のバランスを考慮し、効果的に用いる。」「周辺環境に調和する工夫をする」等といった行為の制限が適用され、眺望に関することとして「伊吹山や松尾山の稜線の分断を避けるなど、山並みに配慮する」「日本武尊伝説等の地域で継承されてきた伝説・伝承を大切にし、関連する景観資源や周辺の町並みに配慮する」「地形の変化が大きい地域では、見上げる・見下ろす視点を考慮するとともに、地域に残された石積に配慮する」等といった行為の制限が適用される。

一方、滋賀県では、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（昭和59年条例第24号）に基づき、琵琶湖を中心とした水辺の景観をはじめ、背後に広がる田園、集落、市街地や周辺の山々、そして主要な道路や河川周辺の景観など、県土全体として美しい風景が形成されるよう総合的な風景づくりを推進している。

また、「滋賀県景観計画」（滋賀県 令和4年）では、風景条例に基づく広域的な観点からの景観形成に関する取り組みについて定め、景観行政団体である市町と連携を図りながら“ひろがりとつながりの湖国の風景”を守り育てて、次代に引き継いでいくことを目的としている。そして、「滋賀県景観計画」（滋賀県 令和4年）は、景観行政団体である市町の区域を除く滋賀県全域を計画区域としている。本事業の計画路線及びその周辺を含む米原市は景観行政団体であることから、本事業は「滋賀

県景観計画」の適用対象外である。

また、米原市では「米原市景観条例」（平成24年条例第25号）を制定している。条例に基づいた「米原市景観計画」（米原市　平成25年）では市域全域を景観計画　区域としており、計画路線及びその周辺は、「普段の暮らしを大切にし、魅力の向上を図る景観街づくり」を目標とした「のどかな田園風景が広がる天野川流域の暮らし」として類型されている。特に国道365号沿線は「潤いのある快適な道路空間の形成に努める」「地域の特徴に配慮した沿道景観を誘導する」「鉄道沿線の良好な景観を守る」を景観形成の方針とした「沿道景観形成地域」に指定されており、本市のシンボルである雄大な伊吹山　を背景に自然景観と一体になった特徴的な景観を呈していることから、沿道の建築物等につい ては、伊吹山の眺望や形態、意匠等に配慮し周辺景観との調和を図るとしている。

これに対して本事業の計画内容を照合し、以下に示す環境保全対策を講じる。

・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。
・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。
・鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。
・新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7相当）を採用する。

これらのことから、本事業は「関ケ原町景観計画」に定める景観形成基準の「実施基準」、「努力基準」及び「米原市景観計画」に定める景観形成基準をいずれも満たしており、整合するものと評価する。

以上より、本事業は景観における地方公共団体による目標と整合すると評価する。

8.2　環境の保全のための措置

環境影響の予測評価に当たり、環境保全対策について検討を行った。講じることとするに至った環境保全対策の検討の状況及び結果について本章にとりまとめた。

8.2.1　環境保全対策の基本的な考え方

環境保全対策の検討に当たっては、環境への影響を回避することを基本として、環境への影響を低減する対策を検討した。また、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、環境項目に関する基準または目標が示されている場合にあっては、当該環境基準または目標の達成に努めることを目的とした環境保全対策も検討することとした。

環境保全対策について、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、当該対策の妥当性を検証した。

8.2.2　環境保全対策の検討の状況及び結果

(1) 工事の実施に係る環境保全対策の検討

① 地形・地質

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

② 動物

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高

い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。

工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。

掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

イ．工事用車両の走行

工事用車両の走行に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。

工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。

ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する計画とした。また基本的には早朝、夜間には走行しない。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

ウ．建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

③ 植物

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。

工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。

掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

イ．工事用車両の走行

工事用車両の走行に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。

工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別

に保全対策を検討する。

ウ．建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

④ 生態系

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。

工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。

工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。

掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの 3 種を用いる。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

イ．工事用車両の走行

工事用車両の走行に伴う環境影響を低減するため､以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。

工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を 1 箇所 3 台程度に低減する。

ロードキル防止のため、林道は車両走行速度 20km/h 以下を厳守する計画とした。また基本的には早朝、夜間には走行しない。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

ウ．建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響を低減するため､以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。

⑤ 触れ合い活動の場

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

イ．工事用車両の走行

工事用車両の走行に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。

工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

ウ．建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

⑥ 文化財

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。

鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。

搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。

造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。

工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。

環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。

工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行う。

⑦ 景観

ア．工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採

工事用仮設備の設置、工事敷の造成、鉄塔基礎設置部の掘削、樹木の伐採に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原変電所の敷地を活用するこ

とにより、改変面積を削減した。

(2) 工作物の存在に係る環境保全対策の検討

① 電波障害

ア．電線路の存在

電線路の存在に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。

本事業に起因する電波障害が明らかになった場合は、その内容に応じて適切な原状回復措置を講じる。

② 動物

ア．電線路の存在

電線路の存在に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。

③ 生態系

ア．電線路の存在

電線路の存在に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。

④ 景観

ア．電線路の存在

電線路の存在に伴う環境影響を低減するため、以下の環境保全対策を実施する計画とした。

鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。

鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。

新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7相当）を採用する。

8.2.3　環境保全対策の検討結果の整理

「8.1 調査結果の概要並びに事業の実施による影響の内容及び程度の予測と評価」に記載した予測の実施に当たって、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全対策の内容、実施主体等について整理した結果は表 8.2.3-1～表 8.2.3-9 のとおりである。

表 8.2.3-1　電波障害に係る環境保全対策

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
電線路の存在	電波障害の低減	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにし、電波障害の影響を最小化することで、影響を低減できる。	低減	なし	なし
		本事業に起因する電波障害が明らかになった場合は、その内容に応じて適切な原状回復措置を講じる。	事業者	本事業に起因する電波障害の影響を最小化することで、影響を低減できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-2　地形・地質に係る環境保全対策

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・樹木の伐採	地形・地質変化の低減	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、地形・地質への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、地形・地質への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、地形・地質への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、地形・地質への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、地形・地質への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、地形・地質への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-3　動物に係る環境保全対策（1/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	生息環境の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、動物の生息環境への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、動物の生息環境への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。	事業者	繁殖期を避けて樹木伐採を実施して、渡来前から工事を開始し工事活動への馴化(コンディショニング)を促すことで猛禽の繁殖への影響の低減できる。	低減	あり	なし
		工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-3　動物に係る環境保全対策（2/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用車両の走行	生息環境の保全	工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。	事業者	関係車両の走行速度を十分に減速し、ヘッドライトの照射により動物と接触する事故を未然に防ぐことで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
建設機械の稼働	生息環境の保全	工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。	事業者	低騒音型、低振動型建設機械を使用することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
電線路の存在	生息環境の保全	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにし、鳥類等の移動経路の阻害を最小化することで、動物の生息環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-4　植物に係る環境保全対策（1/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	生育環境の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、植物の生育環境への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、植物の生育環境への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。	事業者	萌芽再生できるように根株を残すことで、植物貴重種への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの 3 種を用いる。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-4　植物に係る環境保全対策（2/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用車両の走行	生育環境の保全	工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を 1 箇所 3 台程度に低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
建設機械の稼働	生育環境の保全	工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
電線路の存在	生育環境の保全	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにし、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-5　生態系（サシバ）に係る環境保全対策（1/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	生息環境の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、削減する。	事業者	改変面積を削減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、生態系への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、生態系への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。	事業者	萌芽再生できるように根株を残すことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。	事業者	繁殖期を避けて樹木伐採を実施して、渡来前から工事を開始し工事活動への馴化(コンディショニング)を促すことで猛禽の繁殖への影響の低減できる。	低減	あり	なし
		工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-5　生態系（サシバ）に係る環境保全対策（2/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用車両の走行	生息環境の保全	工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。	事業者	関係車両の走行速度を十分に減速し、ヘッドライトの照射により動物と接触する事故を未然に防ぐことで生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
建設機械の稼働	生息環境の保全	工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。	事業者	低騒音型、低振動型建設機械を使用することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
電線路の存在	生息環境の保全	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにし、鳥類等の移動経路の阻害を最小化することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-6　生態系（上位性以外の注目種）に係る環境保全対策（1/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	生息環境の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、生態系への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、生態系への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。	事業者	萌芽再生できるように根株を残すことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。	事業者	繁殖期を避けて樹木伐採を実施して、渡来前から工事を開始し工事活動への馴化(コンディショニング)を促すことで猛禽の繁殖への影響の低減できる。	低減	あり	なし
		工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-6　生態系（上位性以外の注目種）に係る環境保全対策（2/2）

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
※	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
工事用車両の走行	生息環境の保全	工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。	事業者	関係車両の走行速度を十分に減速し、ヘッドライトの照射により動物と接触する事故を未然に防ぐことで生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
建設機械の稼働	生息環境の保全	工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。	事業者	低騒音型、低振動型建設機械を使用することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	事業者	貴重な種の保全対策を検討・実施することで、植物の生育環境への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
電線路の存在	生息環境の保全	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにし、鳥類等の移動経路の阻害を最小化することで、生態系への影響を低減できる。	低減	なし	なし

※：工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採

表 8.2.3-7　触れ合い活動の場に係る環境保全対策

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	触れ合い活動の場の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、触れ合い活動の場への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。	事業者	周辺の植生に配慮した緑化を行うことで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
工事用車両の走行	触れ合い活動の場の保全	工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を 1 箇所 3 台程度に低減する。	事業者	工事関係車両の走行台数を低減することで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし
建設機械の稼働	触れ合い活動の場の保全	工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。	事業者	低騒音型、低振動型建設機械を使用することで、触れ合い活動の場への影響を低減できる。	低減	なし	なし
	※	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

※環境保全対策の確実な実施

表 8.2.3-8　文化財に係る環境保全対策

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・鉄塔基礎設置部の掘削・樹木の伐採	文化財の保全	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより削減する。	事業者	改変面積を削減することで、文化財への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。	事業者	平坦にするための造成を行わないこと原形復旧することで、文化財への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。	事業者	浸食防止対策を講じることで、文化財への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。	事業者	土砂や濁水の流出を防止することで、文化財への影響を回避できる。	回避	なし	なし
		工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。	事業者	工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないことで、文化財への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行う。	事業者	本事業に起因する埋蔵文化財への影響を最小化することで、影響を低減できる。	低減	なし	なし
	環境保全対策の確実な実施	環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	事業者	環境保全対策を工事関係者に周知徹底することで、保全対策をより確実に実施できる。	低減	なし	なし

表 8.2.3-9　景観に係る環境保全対策

影響要因	検討の視点	環境保全対策の内容	実施主体	対策の効果	対策の区分	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事用仮設備の設置・工事敷の造成・樹木の伐採	景観変化の低減	土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。	事業者	改変面積を削減することで、景観への影響を低減できる。	低減	なし	なし
電線路の存在	景観変化の低減	鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。	事業者	鉄塔の形状をコンパクトにすることで、景観への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。	事業者	赤白塗装を回避することで、景観への影響を低減できる。	低減	なし	なし
		新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7相当）を採用する。	事業者	鉄塔の色彩を、背景との調和を図った色彩とすることで、景観への影響を低減できる。	低減	なし	なし

8.3　事業の実施による影響の評価

8.3.1　選定項目ごとの影響評価

本事業による工事の実施（工事用仮設備の設置、工事敷の造成、樹木の伐採、工事用車両の走行、建設機械の稼働）及び工作物の存在（電線路の存在）の影響評価について選定項目ごとに要約した結果は、表 8.3.1-1 のとおりである。

表 8.3.1-1(1)　影響評価の概要（電波障害）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
電波障害	1.地域の地形、土地利用、既設の建築物等の状況 調査地域は計画路線の山岳の周囲の麓に位置する。計画路線は調査地域中心の山岳の尾根に沿って南北に縦断し、標高は約250～350mである。西側の集落は比較的平坦な地形で、田畑が大半で戸建住宅、工場が混在し、その他の集落は、周囲を山岳に囲まれた起伏の著しい複雑な地形をしている場所に、2階建て或いは1階建ての住宅が密集している状況である。 2.テレビ電波の状況 受信の可能性のあるテレビ電波の中継局は関ケ原中継局及び彦根中継局の 2 つである。 3.地域のテレビ受信状況 一般社団法人電波産業会(ARIB)が規定する34～89 dB(μV) が規定する「安定した受信画像を得るのに望ましいとされる範囲」を全チャンネルが満たしている地点は、彦根局の2地点 (P-12、14) のみで、その他の地点・チャンネル及び関ケ原局の全ての地点は、ともに規定を満たしていない、若しくは受信不能の地点であった。 4.地域のテレビ受信形態 現地調査した調査地域内のテレビ受信形態は、多くの住宅でＣＡＴＶ・光施設加入であったが、個別アンテナも散見された	影響は極めて小さい ・関ケ原局においては計画地の北方面に送電線反射障害、北東方面に鉄塔反射障害、西方面に送電線再放射障害が発生する恐れのあるエリアが予測された。また、彦根局においては計画地の西方面に送電線反射障害の発生の恐れがあるエリアが予測された。ただし、地上デジタル放送となって以降、当社送電線から1km 程度離れた地域において、当社送電線を起因とした電波障害が発生した実績は確認されていない。 ・右に示す環境保全対策を実施する。	・鉄塔の形状は、電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。 ・本事業に起因する電波障害が明らかになった場合は、その内容に応じて適切な原状回復措置を講じる。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減・回避されていると評価する。 電線路の存在に伴う電波障害への影響は低減・回避されることから、本事業による影響は回避されていると評価する。

表 8.3.1-1(2)　影響評価の概要（地形・地質）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
地形・地質	1.地形 調査地域の標高は中央部から北側にかけて概ね 250m～350m、北部及び中央部より南側が 250m 以下となっている。 丘陵地の傾斜は20度未満から40度以上までの各傾斜区分が調査地域全体にほぼ均等に分布している。30 度以上の急傾斜地がやや多くみられるものの、20 度未満及び20度以上30度未満の斜面も広く分布している。 水系は中狭川及び藤古川支川の水系は地形が入り組んでいることから複雑に屈曲しているが、天野川支川の水系はやや直線的である。 2.地質 調査地域の地質構成は国道 365 号より北側の丘陵地に段丘堆積層が分布し、国道365 号より南側から県境南側にかけては、チャート、緑色岩、砂岩泥岩互層が、さらにその南側には泥質岩を挟在する砂岩が分布する。 なお、調査地域中央部東側には関ケ原鍾乳洞を形成する石灰岩が広く分布し、岩倉山から続く尾根沿いにカッレンフェルト（カルスト地形）を形成している。 3.特筆すべき地形・地質 調査地域では、特筆すべき地形・地質は確認されなかったが、調査地域近傍で、関ケ原町指定天然記念物が 1 件確認された。	影響はない ・調査地域近傍では、関ケ原鍾乳洞が確認されているが、改変予定地外における確認である。 ・右に示す環境保全対策を実施する。	・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの 3 種を用いる。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(3)　影響評価の概要（動物）

環境項目	調査結果の概要	予測結果	環境保全対策	評価
動物	1.分布状況 【既存の文献又は資料調査】 〔ほ乳類〕　7目 19科 35種 〔鳥類〕　19目 49科 167種 〔は虫類〕　2目 9科 15種 〔両生類〕　2目 7科 21種 〔昆虫類〕　23目 283科 1,665種 〔陸産貝類〕　4目 20科 78種 〔魚類〕　8目 16科 34種 〔底生生物〕　9目 9科 11種 【現地調査】 〔ほ乳類〕　7目 12科 17種 〔鳥類〕　13目 35科 93種 〔は虫類〕　2目 6科 10種 〔両生類〕　2目 6科 11種 〔昆虫類〕　24目 282科 1,226種 〔陸産貝類〕　3目 13科 32種 〔魚類〕　3目 5科 6種 〔底生生物〕　23目 95科 257種 2．貴重な動物の状況 〔ほ乳類〕　4目 4科 4種 〔鳥類〕　10目 20科 50種 〔は虫類〕　2目 5科 9種 〔両生類〕　2目 4科 8種 〔昆虫類〕　9目 25科 29種 〔陸産貝類〕　3目 8科 12種 〔魚類〕　3目 5科 5種 〔底生生物〕　8目 12科 13種	影響は小さい ・改変予定地で確認された貴重な動物は、調査地域内外を広く利用している。 ・改変予定地で確認された貴重な動物の調査地域環境は広く確認されている。 ・改変予定地付近で営巣場所が確認された貴重な猛禽類等については、営巣場所を含む樹林が改変されない。 ・新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、移動の妨げにはならない。 ・右に示す環境保全対策を実施する。	・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。 ・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。 ・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。 ・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。 ・ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。 ・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。 ・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。 ・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(4)　影響評価の概要（植物）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
植物	1.植物相 【既存の文献又は資料調査】 161 科 1,528 種 【現地調査】 136 科　768 種 2.植生 16 の植生区分と 7 つの土地利用単位が確認された。改変予定地周辺では自然植生に該当する植生区分は確認されず、ヤブツバキクラス域代償植生に該当する 15 の植生区分、植林地植生に該当する 1 つの植生区分が確認された。 3.貴重な植物種及び植物群落または貴重な植物個体の状況 〔貴重な植物種〕　12 科 16 種 〔貴重な植物群落〕8 群落 〔貴重な植物個体〕確認なし 4.潜在自然植生 潜在自然植生は、標高約 300m 以上の山地部はシラカシ群集を、標高約 250m 以下の丘陵部や低地はカナメモチーコジイ群集を潜在自然植生とした。また、河川沿いの平坦地はハンノキ群落を、開放水面はヒルムシロクラスを潜在自然植生とした。	影響は小さい ・改変予定地に生育する貴重な植物種は、改変予定地周辺に広く生育していることが確認されている。 ・改変予定地に生育する貴重な植物種の生育環境は、改変予定地周辺に広く確認されている。 ・右に示す環境保全対策を実施する	・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。 ・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。 ・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を 1 箇所 3 台程度に低減する。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。 ・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。 ・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの 3 種を用いる。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。 ・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(5)　影響評価の概要（生態系）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
生態系	1.生態系の概況 (1)動植物の概要 「表 8.3.1-1(3)影響評価の概要（動物）」及び「表 8.3.1-1(4)影響評価の概要（植物）」に同じ。 (2)地域生態系の概況 調査地域では、主にスギ・ヒノキ植林及びアカマツ林が広く分布している。 そのため森林環境に広く分布しているバッタ類、コウチュウ類、チョウ類等が下位の消費者となり、それらを捕食するネズミ類、ホオジロ類やカラ類、トカゲ類、カエル類等が中位の捕食者となっている。これら中位に位置する様々な動物を捕食するニホンテンやキツネのほか、ヘビ類を捕食するサシバなどの猛禽類等が上位の消費者となる生態系が成立していると推定される。 二次林（高木樹林）、植林、低木林・乾性草地、水辺、人工地の５つの環境類型に区分した。	影響は小さい ・予測地域内に生息するサシバの営巣場所は改変区域に隣接しているが、営巣中心域に占める改変面積の割合が極めて小さいことから、繁殖地そのものに対する影響は限定的であると考えられる。一方、改変区域は営巣中心域に近接しているため、樹木伐採は繁殖期を避けて実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで繁殖への影響の低減を図るなどの保全対策を講じる。	・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。 ・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。 ・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。 ・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。 ・ロードキル防止のため、林道は車両走行速度20km/h以下を厳守する。また基本的には早朝、夜間には走行しない。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・仮設工事敷地内に生育する植物貴重種については、可能な限り消失を回避し、やむを得ず伐採が必要な個体については、極力根株を残せるように工事計画を検討し、萌芽再生を期待する。 ・工事実施箇所周辺において猛禽類貴重種の繁殖が確認、または繁殖の可能性が高い箇所は、繁殖期を避けて樹木伐採等を実施するとともに、渡来前から工事を開始し、工事活動への馴化（コンディショニング）を促すことで、繁殖への影響の低減を図る。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(6)　影響評価の概要（生態系）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
生態系	2.貴重な種の生態（他の動植物との関係等生息環境又は生育環境の状況） (1)上位性注目種（サシバ） 2期の調査で86回確認された。調査地域周辺で4ペア営巣しており、1ペアの営巣中心域が改変区域に隣接していた 。 (2)上位性以外の注目種（タヌキ、ニホンジカ、ヤマガラ、タゴガエル、トノサマガエル、クチマガリスナガイ） 調査地域には複数の個体が生息していると推察され、広く多様な環境を利用している。 調査地域には多数の個体が生息している。 石灰岩露頭に多数の個体が生息する。	・上位性以外の注目種は改変予定地周辺には同様の生息環境が広く存在していること、改変予定地が小面積で飛び石的に存在しており調査地域を分断するものではないこと、典型性及び特殊性の観点から抽出された注目種の生息環境は改変されない。 ・右に示す環境保全対策を実施する	・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。 ・掘削部の埋め戻し箇所などの表土保護が必要な箇所については、草本を利用した表土保護のための緑化を行うこととし、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載のケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク、クリーピングベントグラスの3種を用いる。 ・工事実施までに、貴重な種が別途確認された場合には、有識者に相談の上、個別に保全対策を検討する。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	

表 8.3.1-1(7)　影響評価の概要（触れ合い活動の場）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
触れ合い活動の場	1. 触れ合い活動の場の概要 触れ合い活動の場への影響が予想される範囲には、触れ合い活動の場が合計 11 地点存在していた。 2. 触れ合い活動の場のアクセスルート 触れ合い活動の場 11 地点は国道 365 号、岐阜県道牧田関ケ原線を、国道 21 号、岐阜県道牧田関ケ原線等を経由しアクセスする。	影響は極めて小さい ・10 件は改変予定地から外れており当該事業実施による影響はない。1 件は道路の上空を電線が通過するものの、道路の直接改変はない。 ・アクセスルートおよびその沿道の直接改変はなく、通行止めも実施しない。アクセスルート及びその沿道の直接改変はなく、工事関係車両が増加しても交通量は少ない。 ・右に示す環境保全対策を実施する	・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事にあたっては、可能な限り国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する。 ・工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。 ・工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化するとともに、ピーク時の重機稼働を1箇所3台程度に低減する。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。地権者と調整し、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹する。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(8)　影響評価の概要（文化財）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
文化財	1. 史跡等 　調査地域では、史跡等は確認されなかったが、調査地域近傍には跡及び天然記念物がそれぞれ 1 件の合計 2 件が存在している。 2.　埋蔵文化財包蔵地 　調査地域には、2 件の埋蔵文化財包蔵地が分布している。	影響はない ・改変予定地から外れている。 ・右に示す環境保全対策を実施する	・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所等の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・搬入道路等の排水については、必要に応じ側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じる。 ・造成工事にあたっては、掘削土は袋に入れ、定めた場所に仮置きして流出を防止するとともに、土嚢積み、しがらにより土砂や濁水の流出を防止する。 ・工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない。 ・環境保全対策を工事関係者に周知徹底する。 ・工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見された場合には、教育委員会との協議のうえ調査を行う。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

表 8.3.1-1(9)　影響評価の概要（景観）

環境項目	調査結果	予測結果	環境保全対策	評価
景観	1. 主要な景観構成要素 自然景観要素として、地形景観が 2 件、河川景観が 2 件、濁水景観が 2 件、自動車道が 1 件、自然公園が 2 件の合計 9 件が存在していた。 2. 主要な眺望点 22 地点の主要な景観眺望点候補地を抽出し、調査を行った結果、12 地点の景観視点場で新設される鉄塔が視認される可能性があり、そのうち眺望への影響が大きくなる可能性がある地点が 6 地点あった。 3. 特に配慮すべき地形・地質、生態の状況 岩倉山鍾乳洞（関ケ原鍾乳洞）が抽出された。	影響は大きくない ・視認される鉄塔は地点により 2 または 3 基増えるものの、既設の岐阜幹線及び三重幹線鉄塔などが存在する。 ・右に示す環境保全対策を実施する	・鉄塔の形状は電気上の保安が確実に確保できることを前提に、地形等も考慮しコンパクトな形状を採用する。 ・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、関ケ原開閉所の敷地を活用することにより、改変面積を削減する。 ・鉄塔は、航空法における赤白鉄塔及び航空障害灯の設置対象とならないよう高さを抑えるとともに周囲の山地より低く設定する。 ・新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るため、既設鉄塔と同じ亜鉛メッキ色（N7 相当）を採用する。	環境保全対策について実行可能なより良い技術により影響が低減されていると評価する。

8.3.2　総合評価

「8.3.1 選定項目ごとの影響評価」に整理したとおり、環境影響の予測評価に当たり講じることとした環境保全対策を実施することによって、いずれの項目においても本事業による影響は回避又は低減されていると評価される。また、これら環境保全対策は、互いに相反することなく事業者により全て実施しうるものである。

以上のことから、環境保全対策を実施することにより、本事業による環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと総合的に評価した。

8.4　事後調査の内容

事後調査については、「岐阜県環境影響評価技術指針」（平成 11 年告示第 364 号、改正平成 13 年告示第 327 号）の「第四　事後調査」において、「予測の不確実性が大きい場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講じる場合において、工事中及び供用後の環境の状況を把握することを目的とする」とされている。

8.4.1　事後調査の実施理由

本事業による影響は環境保全対策を実施することで回避又は低減できると予測されるが、一部の環境保全対策の効果の不確実性を考慮し、事後調査を実施するものとする。

8.4.2　事後調査の項目及び方法

実施する事後調査の内容を、表 8.4.2-1 に示す。

表8.4.2-1　事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
貴重鳥類の繁殖状況調査 （ミゾゴイ）	【調査時期・期間】 工事中及び供用後における最初の繁殖期 【調査地域・地点】 既知営巣地周辺 【調査方法】 7 月に現地踏査による繁殖確認調査 ※有識者の助言・指導を踏まえながら実施する。	事業者
貴重猛禽類の生息状況調査 （サシバ）	【調査時期・期間】 工事中及び供用後における最初の繁殖期 【調査地域・地点】 計画路線及びその周辺で 5 地点 【調査方法】 3～7 月に各 3 日間の目視観察等による生息状況確認 現地踏査による営巣確認調査（古巣調査を含む） ※有識者の助言・指導を踏まえながら実施する。	事業者

8.4.3　事後調査により環境影響が判明した場合

事後調査の結果について、環境影響が判明した場合はその原因の把握に努めるとともに、関係機関への報告及び協議のうえ改善を図るものとする。

8.4.4　事後調査の結果の公表

事後調査の結果の公表は、原則として事業者が行うものとするが、公表時期・方法等は、関連機関と連携しつつ適切に実施するものとする。

9　調査等を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査等を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は以下のとおりである。

＜とりまとめ＞

事　業　者　の　名　称：株式会社テクノ中部

代　表　者　の　氏　名：代表取締役社長　榊原　洋実

主たる事業所の所在地：愛知県名古屋市港区大江町3番12